

第330回高知県議会（2月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
2月23日	月	本会議	開会 会期の決定（25日間） 議案の上程87件（予算38、条例41、その他8） 提出者の説明 尾崎知事
24日	火	休 会	議案精査
25日	水	休 会	議案精査
26日	木	休 会	議案精査
27日	金	休 会	議案精査
28日	土	休 会	
3月1日	日	休 会	
2日	月	本会議	質疑並びに一般質問 中面議員 塚地議員 池脇議員
3日	火	本会議	質疑並びに一般質問 中内議員 坂本(茂)議員 土居議員
4日	水	本会議	質疑並びに一般質問 高橋議員 金子議員 依光議員
5日	木	本会議	質疑並びに一般質問 佐竹議員 西森(潮)議員 委員会付託
6日	金	休 会	予算委員会
7日	土	休 会	
8日	日	休 会	
9日	月	休 会	予算委員会
10日	火	休 会	委員会審査
11日	水	休 会	委員会審査
12日	木	休 会	委員会審査
13日	金	休 会	委員会審査
14日	土	休 会	
15日	日	休 会	
16日	月	休 会	
17日	火	休 会	委員会審査
18日	水	休 会	

19日	木	本会議	<p>委員長報告</p> <p>修正動議（議発第4号）</p> <p>提出者の説明</p> <p>塚地議員</p> <p>討論</p> <p>森田議員</p> <p>採決</p> <p>議案の追加上程2件（第88号—第89号）</p> <p>提出者の説明</p> <p>尾崎知事</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第1号—議発第3号）</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第5号—議発第7号）</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第8号—議発第9号）</p> <p>討論</p> <p>岡本議員</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第10号）</p> <p>討論</p> <p>吉良議員</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第11号）</p> <p>討論</p> <p>坂本(茂)議員</p> <p>採決</p> <p>継続審査の件</p> <p>閉会</p>
-----	---	-----	--

第330回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（2月23日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議案の上程、提出者の説明	7
尾崎知事	7
県政功労者表彰式	28

第2日（3月2日）

出席議員	31
欠席議員	31
説明のため出席した者	31
事務局職員出席者	32
議事日程	32
諸般の報告	35
質疑並びに一般質問	
中面議員	35
1 政治姿勢（財政健全化の要因、集落活動センターの今後の取り組み、まち・ひと・しごと総合戦略の策定及び実践の方針・スケジュール感）について	35
2 産業振興計画（実現のための手法）について	36
3 南海トラフ地震対策（高台移転実現に向けた市町村と連携した取り組み、遺体検案・安置所と仮埋葬地の確保）について	37
4 福祉政策（高齢者向け住まいの整備、介護人材の確保対策、国の少子化対策	

関連予算拡充への認識、少子化対策の抜本強化に向けた具体的な取り組み について……………	37
5 公立大学（産学官民連携センターによる産業振興、一般入試志願状況及び県 内高校生の推薦枠と学生の地元定着に向けた取り組み）について……………	38
6 広域的バス路線の維持確保（国庫補助路線の負担区分の見直し、広域的路線 利用促進事業）について……………	39
7 商工政策（高齢化先進県としての事業承継支援、ものづくり産業強化事業費 補助金）について……………	39
8 農業政策（次世代施設園芸モデル事業、環境制御技術導入加速化事業、大規 模施設園芸の県外企業誘致、農地中間管理事業での農地の貸し手不足）につ いて……………	40
9 林業振興（林業従事者の確保、C L Tパネルの普及）について……………	41
10 水産振興（外商強化の取り組み、外商支援への長期的な視点、クロマグロの 人工ふ化、カンパチ人工種苗の養殖現場への導入と生産技術開発）について……………	41
11 土木行政（端境期の工事量に対する認識と対策、重要港湾3港における防波 堤による津波対策、港湾B C P、高知新港の静穏度確保、土砂災害対策、浸 水被害への抜本的な対策）について……………	42
12 高知県教育振興基本計画重点プラン（国の動きを踏まえての今後の学力向上 対策、道徳教育の充実、スポーツに関する現状と課題及び対策、スポーツ分 野で活躍する選手の育成）について……………	44
13 特殊詐欺対策について……………	45
尾崎知事……………	45
野々村危機管理部長……………	50
井奥地域福祉部長……………	51
岡崎文化生活部長……………	53
金谷中山間対策・運輸担当理事……………	53
原田商工労働部長……………	54
味元農業振興部長……………	56
大野林業振興・環境部長……………	58
松尾水産振興部長……………	59
奥谷土木部長……………	61
田村教育長……………	63
國枝警察本部長……………	65
塚地議員……………	66
1 政治姿勢（T P P交渉をめぐる局面の認識と今後の取り組み、政府の進める 農協改革、金融事業なくしてはあり得ない農協の総合的事業、独占禁止法が 適用された場合の農業への影響、一方的な改革、日本一の子育て応援県、子	

育て支援策の充実、県による子供の医療費助成制度、子育て支援に活用できる交付金制度の創設) について……………	66
2 児童虐待問題 (昨年の虐待死亡事件、リスク管理しているケースの緊急安全確認実施時に判明した課題、中央児童相談所に配置される専門員の任務と市町村への支援体制、児童相談所の法的対応の体制強化、児童家庭支援センターの体制充実と地域子育て支援センターの訪問活動) について……………	69
3 介護保険 (特別養護老人ホームの入所待機者数と第5期介護保険事業支援計画の達成状況と第6期計画への影響、介護報酬削減の影響と国への提言、処遇改善交付金の復活と充実、第6期計画の保険料、介護給付費準備基金の年度末残高と取り崩し予定額、持続可能な制度とするための公費投入の拡大) について……………	70
4 難病相談支援センター (人員配置と専門職の人件費及び人材発掘への支援、ピアカウンセラーの負担軽減のための予算措置、交流サロンの高知市の費用負担、開設後の郡部での支援体制、開設に当たっての決意) について……………	72
5 小中学校統廃合 (手引の基準どおりに統合した場合の学校数等と手引と向き合う姿勢、国の実態調査への回答内容と調査結果の評価・分析、手引の捉え方と本県にとって本当の意味での地方創生となる学校のあり方) について……………	72
6 米軍機の低空飛行訓練 (香美市物部町で撮影された映像の感想、他の自治体と連携した実態把握のための取り組み実績と今後の連携、移動式騒音測定器の導入、映像に関する国からの回答、ヘリとの衝突事故の危険性、被害に遭っている住民への対応、米軍機の操縦席から撮影したと見られる映像についての米軍への調査依頼と抗議、訓練中止を求める決意と対応) について……………	74
尾崎知事……………	76
井奥地域福祉部長……………	81
山本健康政策部長……………	84
田村教育長……………	85
野々村危機管理部長……………	86
塚地議員……………	88
尾崎知事……………	89
野々村危機管理部長……………	90
塚地議員……………	90
尾崎知事……………	91
池脇議員……………	91
1 政治姿勢 (全国に先行した人口自然減の原因分析、社会の持続可能な人口数及び安定時期と負のスパイラルからの脱却時期、中山間地域活性化の対象と集落の実態及び施策の効果、法人税に関する税制改正に対する評価、子どもの権利条約採択25周年を迎えての所見と教育的観点) について……………	91

2	教育問題（中1ギャップの課題認識と対処、小中一貫教育の現状と今後の取り組み、新たな時代に向けた教育改革、高大接続に関する中教審答申における高校教育の課題への新教育振興基本計画での対応、教育相談の充実、スクールカウンセラー等に関する3つの課題への対処）について……………	93
3	漁業無線の現状と課題（沿岸漁業無線システムのネットワーク整備、津波発生時の漁業者との情報伝達手段の確保、海岸局の集約化）について……………	99
4	認知症高齢者（司法と福祉関係機関との連携、認知機能検査に係る道路交通法改正）について……………	101
	尾崎知事……………	102
	田村教育長……………	106
	松尾水産振興部長……………	109
	井奥地域福祉部長……………	109
	國枝警察本部長……………	110

第3日（3月3日）

	出席議員……………	113
	欠席議員……………	113
	説明のため出席した者……………	113
	事務局職員出席者……………	114
	議事日程……………	114
	諸般の報告……………	117
	質疑並びに一般質問	
	中内議員……………	117
1	当初予算編成と財政問題（まち・ひと・しごと創生関連予算を活用した政策効果、平成27年度地方財政計画の評価と一般財源総額の確保の見通し、財政規律の維持）について……………	117
2	政治姿勢（女性の活躍推進に関する法案と政府の取り組み及び県の取り組み、農協改革と本県への影響、TPP交渉）について……………	118
3	福祉施策（認知症施策推進総合戦略を踏まえた認知症対策、障害者の就労促進と離職防止、工賃水準の向上、障害者優先調達推進法に基づく県の調達方針）について……………	120
4	商工業振興（ものづくり地産地消・外商センターの活動状況、製造業の振興、紙産業の強みと弱み、紙産業関連企業への支援と新たな発展、地域プレミアム商品券の消費者メリットと消費拡大の見込み）について……………	121
5	農業振興（本県の米政策の方向性、6次産業化に取り組む農業者や事業者へ	

の支援) について	123
6 水産業振興（高知家の魚応援店制度の活用、さかな屋高知家を拠点とした外商の取り組みの県内全域への波及）について	124
7 スポーツの競技力向上（県の取り組み、スポーツの振興を担う人材の育成）について	125
尾崎知事	126
井奥地域福祉部長	131
原田商工労働部長	133
味元農業振興部長	136
松尾水産振興部長	137
田村教育長	137
中内議員	138
尾崎知事	139
原田商工労働部長	140
田村教育長	141
中内議員	141
坂本(茂)議員	141
1 政治姿勢（施策の検討会への県民代表の参加、県民世論調査と高知新聞社の世論調査における結果の違い、県民世論調査最下位の日本一の健康長寿県構想、調査結果と県民のニーズ、地方創生の名をかりた自治体間競争、総合戦略の策定、次世代育成支援企業認証制度、次期次世代育成支援行動計画の策定、特定事業主行動計画の実効性の担保と所属長の意識づけ）について	141
2 南海トラフ地震対策の加速化（木造住宅の耐震化支援、耐震化支援による津波避難ビルの確保、平成27年度以降の避難空間の整備支援、検討会への自主防災会代表の参加）について	144
3 公契約条例（建設労働者の賃金実態、適正な請負の確保と入札額の人件費算出の検証、他自治体の情報収集、高知市公共調達基本条例の一部改正、条例制定への決断）について	146
4 厳しい環境にある子供たち及び生きづらさへの支援（子供の貧困に関する現状と改善目標、高知県子供の貧困対策計画策定のめど、スクールソーシャルワーカーとの連携、児童虐待死亡事例検証委員会の検証の視点、現場の専門職の活用と検証に当たっての有識者の参考意見、ひきこもり地域支援センターと高知市との連携体制）について	147
5 伊方原発再稼働・原子力災害対応（四国電力との協定締結、避難計画の放射線量の基準、四国電力との勉強会における議論内容の公表、長期広域停電対策、ガスコンバインドサイクル発電へのシフト）について	149
6 県産材利用推進に向けた行動計画（取り組みの評価と新計画への決意、C L	

T関連産業の育成、C L T工法の発展等による公共施設木造化への影響と利 用促進) について	151
尾崎知事	152
原田商工労働部長	159
井奥地域福祉部長	160
奥谷土木部長	161
野々村危機管理部長	162
小谷総務部長	162
大原会計管理者	162
田村教育長	163
大野林業振興・環境部長	163
坂本(茂)議員	166
尾崎知事	167
大野林業振興・環境部長	168
小谷総務部長	168
坂本(茂)議員	168
尾崎知事	168
土居議員	168
1 南海トラフ地震対策（消防団の装備に対する支援、消防団を中核とした地域 防災力の充実強化に関する法律の県内大学の受けとめと今後の課題、防災井 戸の設置、市町村のバイク隊への支援、津波避難タワーの機能追加への支援、 医師会等の関係団体との連携、高知海岸及び浦戸湾内の工事進捗状況と今後 の計画、救出のためのボート活用、石油基地等地震・津波対策検討会の検討 状況、園芸流通センター被災時の農作物の流通機能確保、小規模な漁港の対 策) について	169
2 高知龍馬マラソン（1万人規模を目指す来年度）について	171
3 福祉（介護報酬改定）について	172
4 林業学校（研修内容と研修期間及び受講料、専攻コースの内容と研修生への 給与保障）について	173
5 第1次産業（浅水代かきの推奨、木質バイオマス燃焼灰の有効活用）につい て	174
6 アンテナショップまるごと高知について	174
7 スポーツ振興（本県のレスリングにおける中学3年間の指導の現状と公立中 学校での部活動、高知東高校の新設レスリング場の規模及び設備）について	175
野々村危機管理部長	175
岡崎文化生活部長	177
山本健康政策部長	178

奥谷土木部長	178
味元農業振興部長	179
松尾水産振興部長	180
田村教育長	180
井奥地域福祉部長	182
大野林業振興・環境部長	183
中澤産業振興推進部長	184
土居議員	184
野々村危機管理部長	187
大野林業振興・環境部長	187
中澤産業振興推進部長	187
土居議員	188

第4日（3月4日）

出席議員	189
欠席議員	189
説明のため出席した者	189
事務局職員出席者	190
議事日程	190
質疑並びに一般質問	
高橋議員	193
1 鏡川漁協（一連の取り組みに対する意見と感想）について	193
2 狩猟行政（狩猟税の新たな減免制度、狩猟者確保のための狩猟税の全廃、わな猟の免許所得年齢引き下げに伴う取り組みと背景）について	196
3 紅水川周辺における浸水対策（石神橋周辺における浸水対策、県道弘瀬高知線の越流前の遮断）について	197
4 高知海岸の堤防工事をめぐる恐喝未遂事件（今後の対応、県道春野赤岡線における買収済みの未登記地の存在と道路や海岸堤防の未登記地の処理）について	198
5 建設業における若年者雇用促進と人材確保（共済制度の状況と魅力ある建設現場にする取り組み、農業や林業との兼業、公共工事の提出書類の簡素化）について	198
6 献血（県庁職員の献血状況と県内の献血状況の推移）について	199
松尾水産振興部長	199
小谷総務部長	200

金谷中山間対策・運輸担当理事	200
奥谷土木部長	201
山本健康政策部長	204
高橋議員	205
奥谷土木部長	206
尾崎知事	206
金子議員	207
1 政治姿勢（職員の士気を高めていくための方策）について	207
2 農業振興（県・農協・市町村などの連携、集落営農組織）について	208
3 南海トラフ地震対策（実態に基づいた市町村の住宅耐震化計画の取り組み、耐震化に必要な個人情報取り扱い、住宅耐震化を加速させる支援、住宅耐震化目標達成に向けた取り組み、簡易耐震改修工事への補助）について	209
4 日本一の健康長寿県づくり（安芸福祉保健所の取り組み）について	212
5 観光振興（広域観光、県境を越えた観光戦略と地域ブランド化、広域観光推進事業費補助金の補助期間、スポーツ合宿の誘致）について	212
尾崎知事	214
味元農業振興部長	215
奥谷土木部長	216
小谷総務部長	218
山本健康政策部長	218
伊藤観光振興部長	219
金子議員	221
依光議員	222
1 地方創生（これまで同様の国予算の獲得と力を入れる点、地域経済分析システムを活用して知恵を集める仕組み、県の持つ目標値を使った市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の手助け、地方人口ビジョン策定と地域経済分析システムに関する市町村支援、商工会や農協の組織実働部会とのさらなる連携・協働）について	222
2 中小企業支援（中山間地域の企業の労働力確保及び企業と自治体との連携、地域貢献企業を応援する雰囲気づくり、地域に欠かせない企業と介護事業所の存続への支援）について	225
3 中山間対策（移住促進における複数の仕事を組み合わせた提案、航空レーザ測量を活用した事業者の負担軽減、林業学校短期コースへの文化的な講座開設による中山間地域への興味の喚起、猟犬のGPSマーカーへの補助と箱わなレンタル制度、市町村の空き家活用促進事業の取り組み状況）について	226
4 防災（避難所確保対策事業委託業務の調査結果の活用、公共工事で発生する土砂の処理、新たな園芸用ハウス災害復旧事業で期待される成果）について	228

尾崎知事	229
小谷総務部長	230
中澤産業振興推進部長	232
原田商工労働部長	233
井奥地域福祉部長	234
大野林業振興・環境部長	235
金谷中山間対策・運輸担当理事	235
奥谷土木部長	236
野々村危機管理部長	236
味元農業振興部長	237
依光議員	237

第5日（3月5日）

出席議員	239
欠席議員	239
説明のため出席した者	239
事務局職員出席者	240
議事日程	240
質疑並びに一般質問	
佐竹議員	243
1 中山間対策（市町村の現状認識と支援・連携、過疎対策事業債活用の支援と 成果、地方創生特別分の効果的活用、集落活動センター補助制度等の見直し） について	243
2 農業振興（集落営農の取り組み成果、山間試験室廃止後の有望品目等の研究・ 実証、中山間農業複合経営拠点の構想、新規就農者の確保・育成対策）につ いて	245
3 観光振興（外国人観光客の誘客加速化と受け入れ体制整備、四国4県が連携 した外国人観光客の誘客活動、奥四万十博の開催）について	246
尾崎知事	248
小谷総務部長	249
金谷中山間対策・運輸担当理事	250
味元農業振興部長	251
伊藤観光振興部長	252
佐竹議員	254
西森(潮)議員	254

1 四国への新幹線導入など（導入実現への所見、室戸市方面への高規格道路整備）について	255
2 犯罪被害者支援策（今後の取り組み）について	257
3 高知医療センターと県立病院の医師などの人事交流について	258
4 中山間対策（県内の対象地域、レンタルハウス整備事業による支援と所得向上への取り組み）について	259
尾崎知事	261
奥谷土木部長	263
金谷中山間対策・運輸担当理事	264
味元農業振興部長	264
大野林業振興・環境部長	265
西森(潮)議員	265
議案の付託	266

第6日（3月19日）

出席議員	267
欠席議員	267
説明のため出席した者	267
事務局職員出席者	268
議事日程	268
諸般の報告	271
委員長報告	
川井危機管理文化厚生委員長	271
上田商工農林水産委員長	275
三石産業振興土木委員長	277
明神総務委員長	281
修正動議、提出者の説明（議発第4号）	285
塚地議員	285
討論	287
森田議員	287
採決	289
議案の追加上程、提出者の説明、採決（第88号—第89号）	291
尾崎知事	291
議案の上程、採決（議発第1号—議発第3号 規則議案、条例議案）	291
議案の上程、採決（議発第5号—議発第7号 意見書議案）	292

議案の上程、討論、採決（議発第8号—議発第9号 意見書議案）	292
岡本議員	293
議案の上程、討論、採決（議発第10号 意見書議案）	295
吉良議員	295
議案の上程、討論、採決（議発第11号 意見書議案）	298
坂本(茂)議員	298
継続審査の件	300
閉会の挨拶	
浜田議長	300
尾崎知事	301

巻末掲載文書

委員会報告書	303
意見書に関する結果について	304
議案の提出について	306
予算委員名簿	309
人事委員会回答書	310
議案付託表	311
修正動議の提出について	
議発第4号 議案第1号平成27年度高知県一般会計予算に対する修正案	317
議案の追加提出について	319
規則議案の提出について	
議発第1号 高知県議会会議規則の一部を改正する規則議案	320
条例議案の提出について	
議発第2号 高知県議会委員会条例の一部を改正する条例議案	322
議発第3号 高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例議案	324
意見書議案の提出について	
議発第5号 米軍機の低空飛行訓練の中止を求める意見書議案	326
議発第6号 いわゆるヘイトスピーチ（憎悪表現）に反対し、根絶を求める意見書議案	329
議発第7号 J Aグループの自己改革を尊重した農協改革を求める意見書議案	331
議発第8号 TPP交渉からの撤退を求める意見書議案	334
議発第9号 TPP交渉における国会決議の遵守を求める意見書議案	336
議発第10号 企業団体献金の禁止と政党助成金の廃止を求める意見書議案	338

議発第11号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する 意見書議案	341
継続審査調査の申出書	344
委員会審査結果一覧表	346
議決一覧表	351

招 集 告 示

高知県告示第68号

高知県議会定例会を、平成27年2月23日に高知県議会議事堂に
招集する。

平成27年2月16日

高知県知事 尾崎 正直

議 員 席 次

1番	金子 繁昌 君	2番	加藤 漢 君
3番	川井 喜久博 君	4番	坂本 孝幸 君
5番	西内 健 君	6番	西内 隆純 君
7番	弘田 兼一 君	8番	明神 健夫 君
9番	依光 晃一郎 君	10番	梶原 大介 君
11番	桑名 龍吾 君	12番	佐竹 紀夫 君
13番	中面 哲 君	14番	三石 文隆 君
15番	森田 英二 君	16番	武石 利彦 君
17番	浜田 英宏 君	18番	樋口 秀洋 君
19番	溝渕 健夫 君	20番	土森 正典 君
21番	西森 潮三 君	22番	欠 番
23番	欠 番	24番	ふあ一ま一土居 君
25番	横山 浩一 君	26番	上田 周五 君
27番	中内 桂郎 君	28番	西森 雅和 君
29番	黒岩 正好 君	30番	池脇 純一 君
31番	高橋 徹 君	32番	欠 番
33番	坂本 茂雄 君	34番	田村 輝雄 君
35番	岡本 和也 君	36番	中根 佐知 君
37番	吉良 富彦 君	38番	米田 稔 君
39番	塚地 佐智 君		

第330回高知県議会定例会会議録

平成27年 2月23日（月曜日） 開議第1日

出席議員

1番 金子繁昌君
 2番 加藤 漠君
 3番 川井喜久博君
 4番 坂本孝幸君
 5番 西内 健君
 6番 西内隆純君
 7番 弘田兼一君
 8番 明神健夫君
 9番 依光晃一郎君
 10番 梶原大介君
 11番 桑名龍吾君
 12番 佐竹紀夫君
 13番 中西 哲君
 14番 三石文隆君
 15番 森田英二君
 16番 武石利彦君
 17番 浜田英宏君
 18番 樋口秀洋君
 19番 溝渕健夫君
 20番 土森正典君
 21番 西森潮三君
 24番 ふあーまー土居君
 25番 横山浩一君
 26番 上田周五君
 27番 中内桂郎君
 28番 西森雅和君
 29番 黒岩正好君
 30番 池脇純一君
 31番 高橋 徹君
 33番 坂本茂雄君
 34番 田村輝雄君
 35番 岡本和也君
 36番 中根佐知君

37番 吉良富彦君

38番 米田 稔君

39番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 尾崎正直君
 副 知 事 岩城孝章君
 総 務 部 長 小谷 敦君
 危機管理部長 野々村 毅君
 健康政策部長 山本 治君
 地域福祉部長 井奥和男君
 文化生活部長 岡崎順子君
 産業振興
 推進部長 中澤一真君
 理事（中山間対
 策・運輸担当） 金谷正文君
 商工労働部長 原田 悟君
 観光振興部長 伊藤博明君
 農業振興部長 味元 毅君
 林業振興・
 環境部長 大野靖紀君
 水産振興部長 松尾晋次君
 土 木 部 長 奥谷 正君
 会計管理者 大原充雄君
 公営企業局長 岡林美津夫君
 教育委員長 小島一久君
 教 育 長 田村壮児君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会
 事務局長 福島寛隆君
 公安委員長 島田京子君
 警察本部長 國枝治男君

代表監査委員 朝 日 満 夫 君
監査委員 吉 村 和 久 君
事務局 局長

事務局職員出席者

事務局 局長 浜 口 真 人 君
事務局 次長 中 島 喜 久 夫 君
議事課 課長 楠 瀬 誠 君
政策調査課長 西 森 達 也 君
議事課長補佐 小 松 一 夫 君
主 任 沖 淑 子 君



議 事 日 程 (第 1 号)

平成27年 2月23日 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定の件
- 第 3
 - 第 1 号 平成27年度高知県一般会計予算
 - 第 2 号 平成27年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
 - 第 3 号 平成27年度高知県給与等集中管理特別会計予算
 - 第 4 号 平成27年度高知県旅費集中管理特別会計予算
 - 第 5 号 平成27年度高知県用品等調達特別会計予算
 - 第 6 号 平成27年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
 - 第 7 号 平成27年度高知県県債管理特別会計予算
 - 第 8 号 平成27年度高知県土地取得事業特別会計予算
 - 第 9 号 平成27年度高知県災害救助基金特別会計予算

- 第 10 号 平成27年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 11 号 平成27年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 12 号 平成27年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第 13 号 平成27年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 14 号 平成27年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 15 号 平成27年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 16 号 平成27年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 平成27年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第 18 号 平成27年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 19 号 平成27年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 20 号 平成27年度高知県電気事業会計予算
- 第 21 号 平成27年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 22 号 平成27年度高知県病院事業会計予算
- 第 23 号 平成26年度高知県一般会計補正予算
- 第 24 号 平成26年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 25 号 平成26年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 26 号 平成26年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 27 号 平成26年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 28 号 平成26年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 29 号 平成26年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算

第 30 号	平成26年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	第 48 号	地方自治法第203条の 2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案
第 31 号	平成26年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 49 号	高知県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例議案
第 32 号	平成26年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 50 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 33 号	平成26年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 51 号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	平成26年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号	恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料等の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	平成26年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 53 号	知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	平成26年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県税条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	平成26年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 55 号	高知県調理師法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	平成26年度高知県病院事業会計補正予算	第 56 号	高知県看護師等養成奨学金貸付条例及び高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	高知県民生委員定数条例議案	第 57 号	高知県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	高知県産学官民連携センターの設置及び管理に関する条例議案	第 58 号	高知県の事務処理の特例に関する条例及び高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例議案	第 59 号	高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例議案	第 60 号	高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県情報公開条例及び高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 61 号	高知県指定居宅サービス等の事業の
第 44 号	高知県行政手続条例の一部を改正する条例議案		
第 45 号	高知県手数料徴収条例及び高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案		
第 46 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 47 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案		

	人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 73 号	高知県教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例議案
第 62 号	高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 74 号	教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例議案
第 63 号	高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 75 号	公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案
第 64 号	高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 76 号	高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
第 65 号	高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 77 号	高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 66 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 78 号	高知県理学療法士養成奨学金貸与条例を廃止する条例議案
第 67 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 79 号	高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案
第 68 号	高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 80 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 69 号	高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例議案	第 81 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 70 号	高知県宅地建物取引業法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	第 82 号	県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 71 号	高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案	第 83 号	県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市の負担の変更に 関する議案
第 72 号	高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 84 号	包括外部監査契約の締結に関する議案
		第 85 号	国道439号社会資本整備総合交付金(木屋ヶ内トンネル)工事請負契約の締結に関する議案
		第 86 号	高知県公立大学法人がその業務に関して徴収する料金の上限の変更の認可に関する議案
		第 87 号	高知県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例議案

午前10時開会 開議

○議長（浜田英宏君） ただいまから平成27年 2月高知県議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

諸 般 の 報 告

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。
議会運営委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過報告があり、その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔委員会報告書、意見書に関する結果について それぞれ巻末303、304ページに掲載〕

会議録署名議員の指名

○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3君にお願いいたします。

7番 弘 田 兼 一 君
20番 土 森 正 典 君
35番 岡 本 和 也 君

会 期 の 決 定

○議長（浜田英宏君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から3月19日までの25日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月19日までの25日間と決しました。

議案の上程、提出者の説明

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末306ページに掲載〕

日程第3、第1号「平成27年度高知県一般会計予算」から第87号「高知県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例議案」まで、以上87件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

（知事尾崎正直君登壇）

○知事（尾崎正直君） 本日、議員の皆様への御出席をいただき、平成27年2月県議会定例会が開かれますことを厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ちまして、当面する県政の主要な課題について

御説明を申し上げ、議員の皆様並びに県民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

本県は、全国より15年先行して平成2年から人口が自然減の状態に陥り、人口減少による経済の縮みが若者の県外流出と特に中山間地域の衰退を招き、さらに経済が縮むことで県民の皆様の暮らしが一層厳しくなるという負の連鎖をたどってまいりました。

この人口減少の負の連鎖を断ち切るため、私は、本県が抱える困難な課題に真正面から向き合い、経済の活性化や日本一の健康長寿県づくりなど5つの基本政策と、中山間対策の充実強化や少子化対策の抜本強化と女性の活躍の場の拡大といった5つの基本政策に横断的にかかわる2つの政策に積極的に取り組んでまいりました。昨年12月の有効求人倍率が過去最高に並ぶ0.86倍になるなど、全体としてはよい方向に向かって見られますものの、まだまだやらなければならないことは山積しております。そのため、来年度は、これまで取り組んできたことを土台にして、積み上げてきた施策を組み合わせ、さらに高い次元の仕事にチャレンジするなど、真の県勢浮揚につながる、より力強い施策を展開してまいりたいと考えております。

その際には、引き続き、県庁組織が全国区の視点を持って創造性を発揮するとともに、成果を意識しながら仕事を進めていく必要があります。また、施策の実効性を高めていくために、官民協働や市町村政との連携・協調をより一層進めていくことが重要になってまいります。

こうした基本的な姿勢のもと、本県が直面している困難な課題に真正面から向き合い、県民の皆様とともに飛躍に向けた挑戦を続けてまいりたいと考えております。

昨年12月27日、まち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定されました。また、先月26日、

通常国会が開会し、今月3日には、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」などを実行するための平成26年度補正予算が成立いたしました。

私は、今回のいわゆる地方創生については、これまでのように単に地域の活性化を進めるといふ観点にとどまらず、人口減少とその背景にある少子化の問題、そして地方の衰退という3つの問題を三位一体のこととして捉えている点がこれまでと違った視点であり、重要なポイントだと考えております。また、個々の取り組みにだけ着目するのではなく、川上から川中、川下までの総合的な戦略とするとともに、平成26年度補正予算に盛り込まれた地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、いわゆる地方創生先行型の交付金のように、地方の総合的な戦略を地方の自主性を重んじて支援しようとするなど、本県が政策提言で訴えてきた内容が基本的な考え方として取り入れられております。また、個別の政策に関しても、全国移住促進センターの創設や小さな拠点の取り組みへの支援の強化など、本県の政策提言が数多く取り入れられているところであり、大いに評価をし、期待もしているところです。

県としましても、この地方創生の動きを好機として捉え、そして追い風として、県の産業振興計画などをさらに加速してまいりたいと考えております。あわせて、引き続き、国の施策が本県の県勢浮揚に向けた施策の大きな後押しとなりますよう、国の動向を注視しますとともに、時期を捉えた政策提言を行うなど、積極的に情報発信を行ってまいります。

次に、本県の来年度の当初予算案及び2月補正予算案について御説明申し上げます。

今回の予算編成に当たりましては、全国に先駆けて人口減少が進む中、人口減少による負の連鎖の克服に向け、経済の活性化の取り組みな

ど、課題解決先進県を目指した取り組みをさらに力強く推進するため、国のまち・ひと・しごと創生関連予算などを積極的に活用しつつ、限られた財源で最大限の事業を実施できるよう知恵を絞り、工夫を徹底いたしました。その結果、来年度の一般会計当初予算案は、7年連続で前年度を上回る4,584億円余りと、さらなる県勢浮揚を図るための積極型の予算となっております。

他方、課題解決先進県を目指した経済の活性化の取り組みや南海トラフ地震対策などを大幅に加速しながらも、財政規律を維持し、引き続き将来に向けて安定的な財政運営を行っていくよう努めたところであります。

具体的には、歳入面では、景気回復などに伴う県税収入の増加を見込むことにより、前年度を大きく上回る一般財源総額を確保するとともに、地方創生先行型の交付金など国の有利な財源を積極的に活用いたしました。

また、歳出面では、行政のスリム化による人件費の抑制や積極的な事務事業の見直しを行うなど、歳出削減に徹底して取り組んだところであります。特に事務事業の見直しに関しては、昨年度に引き続き裁量的経常経費にマイナスシーリングを設定した上で、課題解決先進枠を拡充することにより、事業のスクラップ・アンド・ビルドを積極的に促したところです。その結果、昨年度を上回る約15億円、計152件の事業の見直しを実現するとともに、それにより生じた財源を活用して約28億円の課題解決先進枠を確保し、118件の事業のさらなるバージョンアップを図ったところであります。

これらの一連の取り組みを実施してもなお生じる財源不足への対応に当たっても、中長期的な財政運営を見据え、退職手当が増額する見込みにもかかわらず、増加した一般財源を活用し、退職手当債の発行を前年度比10億円減の30億円に抑制して将来負担を軽減したところであります。

す。

あわせまして、2月補正予算においては、国の経済対策に積極的に対応しつつも、中長期的な財政の健全化の観点から、予算の効率的な執行などにより生じた財源を活用し、財政調整的な基金の取り崩しを68億円余り取りやめ、将来への備えを確保したところであります。

この結果、実質的な地方交付税である臨時財政対策債を除きます来年度末の県債残高につきましては、本年度末の推計残高である5,017億円から21億円減の4,996億円と見込まれ、21年ぶりに5,000億円を下回る水準となり、引き続き減少傾向を維持しております。また、来年度末の財政調整的な基金残高につきましても、昨年9月時点での推計を54億円程度上回る213億円程度を確保できる見通しとなったところであります。

このように、当初予算及び2月補正予算の編成を通じて、人口減少による負の連鎖の克服に向け、課題解決先進県を目指した取り組みを積極的に行いながらも、財政の健全化に向けた後年度負担の軽減と将来への一定の備えの確保を図ることができたものと考えております。

次に、経済の活性化について御説明申し上げます。

これまで産業振興計画の取り組みを通じ、人口減少が招く経済規模の縮小やそれによる若者のさらなる県外流出といった本県経済の根本的な課題に真正面から向き合い、県勢浮揚に向けて全力で挑戦を続けてまいりました。その結果、例えば、地産外商公社の外商活動を契機とした成約件数が平成21年度の178件から平成25年度には3,333件と大幅に増加するなど、一部に成果があらわれ始めております。また、これまでの6年間の取り組みの積み重ねにより、それぞれの分野を大きく動かす仕組みが整ってきているところでもあります。

こうした状況を最大限生かして、今後、地産

の取り組みをさらに強化するとともに、外商の取り組みも一層強化し、加えて、この地産外商の成果を拡大再生産につなげていくための取り組みも強化してまいりたいと考えております。

この3つの取り組みの強化を柱といたしまして、第2期産業振興計画をver. 4へと改定し、第2期計画に掲げた4年後の数値目標の達成はもとより、さらにその先より高い次元の新しいステージを目指して全力で取り組んでまいりたいと考えております。

国の地方創生の動きを受けまして、今後、他県においても地産外商や移住促進などの取り組みが活発化し、地域間での競争がさらに激しくなることが想定される中で、本県としましても、この他県との競争に打ち勝つことができるよう、より実効性のある施策へと常に施策のバージョンアップを図りながら、官民が一体となって産業振興計画の取り組みをさらに加速してまいります。

今回の改定の1つ目の柱である地産の取り組み強化のポイントとしましては、特に、新技術の導入による第1次産業のステージアップ、ものづくりの振興、産学官民連携によるイノベーションの創出の3点が挙げられます。

まず、1つ目のポイントである新技術の導入による第1次産業のステージアップについて御説明を申し上げます。

農業分野では、これまで、高収量で高品質の生産技術を持つ篤農家を中心とした学び教えあう場の充実や、天敵導入などのIPM技術の普及などに取り組んでまいりました。さらには、園芸農業の先進国であるオランダから学んだ環境制御などの先進技術を本県の実情に即して確立するなど、本県農業をステージアップさせる取り組みも進めてまいりました。

このようなこれまでの取り組みを土台として、来年度は、先進技術を導入した次世代型こうち

新施設園芸システムの普及を強力に進めてまいります。具体的には、まず、本県の農業生産を支える力強い家族経営体の育成が最重要であるとの基本認識のもと、既存型ハウスに環境制御機器を導入することに前向きな農家の皆様を積極的に支援してまいります。加えて、規模拡大に意欲がある生産者や農業法人等の皆様に対しては、次世代型ハウスの整備を支援してまいります。また新たに、本県のJAグループとの連携のもと、一定の資本力を持つ県内外の事業者の農業分野への誘致を図っていくこととしたいと考えております。この取り組みでは、次世代型こうち新施設園芸システムや園芸連を中心とした園芸品の一元出荷体制など、本県ならではの仕組みが有効なセールスポイントになると考えております。

こうした新しい挑戦を支援してまいりますため、来年度、県に次世代園芸推進室を設置して専任職員を配置するなど、支援体制を強化してまいります。あわせて、本年度より県内5ブロックに設置している環境制御技術普及推進員等が、引き続き地域や品目ごとにきめ細やかな技術指導を行ってまいります。

林業分野では、大型製材工場の稼働に続き、本年には木質バイオマス発電施設の運転が開始されるなど、本県の豊富な森林資源を余すことなくダイナミックに活用する川上から川下までの仕組みが動き出しております。来年度は、この流れをさらに力強いものとするため、森林組合を通じた原木増産などの取り組みを引き続き力強く進めるとともに、特に次の2点を強化してまいります。

1点目は、CLT関連産業の育成であります。具体的には、CLTパネルの材料となるラミナの生産工場の整備を支援してまいりますほか、今月までに、集成材メーカーの銘建工業株式会社やオーストリアのグラーツ工科大学木材工学

技術研究所と、CLTによる産業振興や技術、人材の交流を目的とした協定をそれぞれ締結したところであります。これらの取り組みを通じまして、CLTパネルの原材料供給体制を整備するとともに、CLTに関する建築技術や加工技術などを積極的に蓄積し、あわせて、これらの取り組みを背景として、将来的にはCLTパネル工場の誘致を目指すなど、本県におけるCLT関連産業の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目は、小規模林業従事者に対する支援であります。

今後のさらなる原木の増産に向けては、小規模林業活動に従事する方々にもその一翼を担っていただきたいと考えております。また、さまざまな形態で小規模な林業活動に携わる方がふえていくことは中山間地域の活性化にもつながることから、小規模な林業活動の本格的な振興を進めてまいりたいと考えております。

その第1弾としまして、先月、自伐林家やNPO法人など事業者相互間の情報共有やスキルアップを目的とした推進協議会を設置したところであります。来年度は、この協議会の活動を引き続き支援してまいりますとともに、木材の伐採や運搬に必要な機材の購入費用への助成、技術研修や安全パトロールの実施など、小規模林業を実践する方々のニーズに応じた総合的な支援を実施してまいります。

水産業分野では、生産量の確保と魚価の向上による漁業所得の向上を目指して、カツオなどの県内への水揚げの促進や、計画的な生産が可能な養殖業の振興、高知家の魚応援店制度や築地につぼん漁港市場への出店といった都市圏での外商の拡大に取り組んでまいりました。このようなこれまでの取り組みを土台に、来年度は特に次の2点を強化してまいります。

まず1点目は、都市圏でのさらなる外商強化

であります。

具体的には、現在350余りの店舗に加盟いただいている高知家の魚応援店制度を活用し、都市圏での商談会や産地での見学会を開催してまいります。また、県内の漁協や産地買い受け人等とのネットワークを持つ高知県漁協の販売子会社の機能をさらに強化し、県産水産物の外商拠点である築地のさかな屋高知家でのテストマーケティングや、高知家の魚応援の店に対する県産水産物のサンプル出荷と店側の評価の収集、さらには都市圏の高級飲食店への高鮮度魚の試験出荷を実施することとしております。このような少量多品目という本県水産物の特性を生かした取り組みを通じて、都会の飲食店と本県の水産業に携わる事業者の皆様との結びつきをさらに強めてまいります。

2点目は、人工種苗の生産・中間育成ビジネスの展開であります。

これまでの人工種苗の生産技術開発で得られた成果や知見をもとに、現在、民間企業と連携してカンパチとクロマグロの人工種苗の量産技術開発に取り組んでいるところであり、順調に成果も出始めているところであります。来年度は、カンパチについては、さらなる品質向上に向けた技術開発や養殖現場への導入を進めてまいります。また、クロマグロについては、平成29年度の養殖現場への試験的な導入を目指して、引き続き技術開発に取り組んでまいります。今後、こうした取り組みをできるだけ加速いたしますことで、早期の新たなビジネス展開につなげてまいりたいと考えております。

2つ目のポイントである商工業などのものづくりの振興では、特に次の2点を強化してまいります。

まず1点目は、企業のものづくり力や商品力をさらに高めていくための支援の充実であります。

これまで、第1次産業の強みを生かした食品加工の促進や、産業間の連携によって付加価値を高める取り組みを進めてまいりましたが、中小企業の中には、経営基盤の弱さゆえに新製品の開発や販売促進が十分に進まないという課題を抱えている企業も多くございました。このため、昨年、ものづくり地産地消・外商センターを設置し、事業化プランの策定、試作機の開発、見本市への出展、設備投資など、ものづくり企業の一連のものづくりの流れを一貫してサポートする体制を強化したところであります。

その結果、同センターでの外商支援による成約額が、平成24年度は2億5,000万円、昨年度は16億2,000万円、本年度は先月末時点で22億1,000万円と大きく伸びております。また、新たな事業化プランについても、ほぼ目標とする30件を達成する見込みとなるなど、一定の成果が上がりつつあります。来年度は、ものづくり地産地消・外商センターに新たに主任コーディネーター制度を設けて、企業に一層寄り添いながら、より質の高い一貫したサポートを行いますことで、企業のものづくり力、商品力をさらに強化していくこととしております。

2点目は、本県の強みである紙産業の競争力強化であります。

紙産業の振興については、昨年9月、高知県紙産業の在り方検討会を設置し、本県紙産業の目指すべき方向性や方策について検討を進めてまいりました。昨年11月の中間取りまとめでは、本県の持つ高い技術力を生かした高付加価値製品の開発と加工技術確立への支援、外商支援の徹底と新分野への進出支援などの対応方針が示されたところであります。

今後は、この中間取りまとめを踏まえ、研究開発の拠点である紙産業技術センターの機能強化を図ることにより、複合加工技術や新素材を活用した高付加価値製品の開発を積極的に進め

てまいります。また、売れる商品づくりに向けて、ものづくり地産地消・外商センターによるビジネスプラン作成支援を強化するほか、首都圏への販売拡大に向けて見本市や展示会への出展を支援してまいります。

3つ目のポイントである産学官民連携によるイノベーションの創出に関しては、2つの大きな取り組みをスタートさせてまいります。

まず第1に、高知県立大学にある永国寺キャンパスを県民の皆様が開かれた知の拠点とするため、同キャンパスにおいて、本年4月、新たな取り組みをスタートさせてまいります。

具体的には、高知県立大学文化学部の入学生定員を80人から150人に増員し、地域、法、観光といった分野を新たな学びの領域として加えるとともに、高知工科大学についても、現在のマネジメント学部を改組して永国寺キャンパスに経済・マネジメント学群を開設し、入学生定員を100人から160人に増員いたします。また、高知県立大学文化学部には、社会人が働きながら学士の取得ができる夜間主コースを設置するほか、県民の皆様のニーズに応じた公開講座を実施するなど、両大学における多彩な学びの機会の提供を通じまして、生涯学習、社会人教育を充実することとしております。こうした取り組みを進めることが、県内高校生を初め県民の皆様にとって多様な学びの場の創設につながり、本県における人材育成力を抜本強化する一つの契機になると考えております。

第2に、永国寺キャンパスに高知県産学官民連携センターを開設いたします。この新たなセンターでは、産学官民連携を推進し、県内外の英知を導入しながら、次の3つの拠点機能により新たな事業展開に挑戦する皆様を後押しすることで、さまざまなイノベーションの創出につなげてまいりたいと考えております。

1つ目は、知の拠点機能であります。具体的

には、産学官民連携についての企業や地域などのニーズにしっかりと対応し、大学などと連携した事業化につなげるためのワンストップ窓口を設置してまいります。

2つ目は、交流の拠点機能であります。具体的には、県内のみならず県外からも、より多くの人材や知恵を呼び込むことができるよう、テーマごとのワークショップやさまざまな連続講座を開催するなど、産学官民の交流の機会を積極的に設けることとしております。この交流の機会の中で生まれたさまざまなアイデアを、県内外の大学等の知恵やノウハウを活用した一連の支援プログラムにより具体的な事業プランとして磨き上げていくことで、新たな事業展開へとつなげてまいりたいと考えております。

3つ目は、人材育成の拠点機能であります。具体的には、さらに内容をバージョンアップした土佐まるごとビジネスアカデミーなど、さまざまな研修事業を実施してまいります。

新たなセンターの3つの拠点機能を十分に発揮させることで、知が人を呼び、人が知を呼ぶという好循環を生み出し、さまざまなイノベーションの創出につなげてまいりたいと考えております。

次に、改定の2つ目の柱である外商の取り組み強化について御説明申し上げます。

まず、国内の外商活動については、地産外商公社の外商機能を高めながら、県内事業者の方々との官民協働による挑戦を続けてきた結果、首都圏を中心に成約件数が大きく伸びてまいりました。来年度は、これまで培ってきたノウハウを生かして外商活動の全国展開を図ってまいります。

具体的には、地産外商公社の職員を増員するなど体制を強化し、これまで首都圏が中心であった公社の活動範囲を、関西、中部、中国、四国、九州にまで広げて積極的な支援を展開すること

としております。あわせまして、各地域での活動を支える外商支援ツールとなります県産品データベースのバージョンアップも進めてまいります。

次に、輸出振興については、これまで食品分野で培ってきましたネットワークやノウハウを生かして、機械分野での海外販路の開拓支援にも本格的に取り組んでまいります。具体的には、貿易協会内に配置する貿易促進コーディネーターを増員して支援体制を強化するとともに、海外の見本市や商談会への出展を支援してまいります。

また、台湾においては、昨年4月、県内の食品、工業、観光の各分野の企業が参画した高知県台湾販路開拓経済ミッション団の訪問を契機に、商談会での成約やその後の販路拡大が進み、さらには台湾企業との取引に意欲を示す県内事業者もふえてきているなど、新しい販路を切り開く足がかりができつつあると考えております。こうした好機を逃すことなく、シンガポールと上海に加え、新たに台湾に海外支援拠点を設けて、食品や機械分野の製品などについて現地企業とのマッチングなどを支援することとしております。

これらの施策によりまして、さらなる貿易の促進に取り組んでまいります。

次に、観光振興の取り組みについて御説明申し上げます。

県外観光客の入り込み客数は、一昨年の407万人に引き続き、昨年は401万人となり、夏場の大雨や台風などによる影響があった中でも何とか400万人台を維持することができたところであります。このように400万人観光が定着しつつあるという現状を踏まえ、次の目標として掲げております435万人の入り込み客数の達成を目指し、旅行商品をつくる、売る、もてなすという一連のサイクルをより強化するため、特に次の2点

に重点的に取り組んでまいります。

1点目は、地域が一体となった戦略的な観光地づくりの推進であります。

さらなる誘客に向けては、県内各地域が主体となって全国から人を呼べる旅行商品を生み出していくことが欠かせません。このため、広域観光組織と地域の事業者の協働を支援する地域コーディネーターを新たに配置し、持続的に観光資源を磨き上げ、魅力的な旅行商品を造成していく仕組みを構築してまいります。中でも、4月29日に開幕いたします「高知家・まるごと東部博」につきましても、成功に向けて引き続き支援してまいりますとともに、今回の東部博開催を契機に、東部地域において地域が一体となった観光地づくりと魅力ある観光商品の造成が進んでまいりますよう、継続的に支援してまいります。あわせて、県内全域において、地域での中心的役割を担う広域観光組織に対し、それぞれが定める中長期計画に基づく事業を支援することにより、さらなる組織の機能強化を図ってまいります。

2点目は、国際観光の抜本強化であります。

全国的に見ても、海外からの観光客数はまだまだ増加傾向にあることから、オリンピック・パラリンピック東京大会の開催も視野に入れつつ、国外からの誘客対策や受け入れ体制を抜本的に強化してまいりたいと考えております。具体的には、日本政府観光局の香港事務所へ県職員を派遣いたしますとともに、先ほど申しあげました台湾などの支援拠点も活用し、国別の誘客戦略を展開してまいります。また、県の国際観光戦略全般についてアドバイスを行う国際観光推進コーディネーター2名を高知県観光コンベンション協会に配置し、国内外の博覧会や商談会でのセールス活動はもとより、外国人観光客向けの旅行商品づくりも強化することとしております。あわせて、早期に外国人観光客の受

け入れ体制の充実を図るため、市町村や商店街振興組合などが行う標識やサインの多言語化、消費税免税店の開設など、受け入れ基盤の整備を集中的に支援してまいります。

次に、改定の3つ目の柱である地産外商の成果を拡大再生産へとつなげる取り組みの強化について御説明申し上げます。

地産外商によって成果を上げた企業が雇用を拡大し、さらに設備投資を行うといった経済の好循環を生み出してまいりますため、人材の確保や設備投資の促進といった観点から、特に次の3点について施策の強化を図ってまいります。

1点目は、新たな事業承継・人材確保センターの開設であります。

平成22年の国勢調査によりますと、県内の経営者のうち60歳以上が占める割合は、企業の役員で約5割、従業員のいる個人事業主で約6割となっている一方、民間調査会社の調査結果によりますと、後継者が決まっていない企業は約5割を超え、売上規模が1億円未満の企業では約7割となっております。このような状況を受け、平成25年度の休廃業件数は倒産件数の6倍余りの215件となるなど、県内企業の経営者の高齢化による休廃業が増加しており、早期の対策が必要であると考えております。

また、地産外商で成果を上げた事業者がさらなる拡大再生産を図っていく上でも、事業の中核となる人材を積極的に確保することが重要になってまいります。

こうしたことから、来年度、円滑な事業の承継や事業者の中核人材の確保などを支援する高知県事業承継・人材確保センターを高知商工会議所に設置することとしたいと考えております。このセンターでは、まず、事業承継の経験を有する専門スタッフが事業者の相談を受けて状況を把握いたします。その上で、案件ごとに、商工会議所などの産業支援機関や公認会計士、税

理士などの専門家をメンバーとする支援チームを設けることとしております。この支援チームが、事業者の課題解決の方向性や事業承継の方針決定を行い、承継計画に基づいて事業展開をサポートすることとしております。あわせて、センターが、後継者として事業者が求める人材と外部人材とのマッチング支援を行うなど、一貫した支援を行うこととしております。

また、民間人材ビジネス事業者とのタイアップなど、これまで取り組んできたさまざまな移住促進、人財誘致の取り組みと新たなセンターの取り組みを連動させることで、さらなる人材の確保にもつなげてまいります。具体的には、同センターにおいて、全国移住促進センターや民間人材ビジネス事業者などとも連携し、事業拡大や新しいビジネスにチャレンジする事業者が求める中核人材の都市部からの人財誘致に取り組むなど、事業者の人材確保を支援してまいります。

新しいセンターの開設により、事業者の事業承継や人材確保のサポート体制を整備し、積極的に支援することで、それぞれの事業者の皆様の下なる事業展開や拡大再生産の取り組みにつなげてまいりたいと考えております。

2点目は、事業者の設備投資に対する支援の強化であります。

具体的には、ものづくりの各段階における企業ニーズに対応できるよう、ものづくりに関する複数の補助金を統合し、企業を一貫して支援できるパッケージ型の補助制度を創設いたします。特に、事業拡大に向けた企業の設備投資を後押ししてまいりますため、県経済への波及効果が高い事業の補助率かさ上げなど、設備投資に対する補助を充実してまいりたいと考えております。

3点目は、第1次産業の担い手確保対策の強化であります。

第1次産業のステージアップにつながる取り組みとあわせて、各分野の成長を担う人材の育成がより一層重要となってまいりますことから、各分野での担い手確保対策をさらに強化してまいります。

まず農業分野では、これまで担い手確保対策として県内外でのPR活動や農業技術の習得、営農への支援などの対策を精力的に実施してまいりました結果、本年度の新規就農者は261人となっております。しかしながら、平成27年度の年間280人という目標に向けてはさらなる対策の強化が必要となることから、産地みずからが受け入れたい人物像や研修から就農までの道筋などを提案して募集いたします提案型の担い手確保対策を新たに実施することとしております。あわせて、県内の農業関係団体が参画した農業会議が設置している新規就農の総合窓口を就農コンシェルジュとして明確に位置づけ、体制も強化した上で、産地や就農情報を収集し発信するとともに、就農希望者のニーズに応じた一貫したサポートを強化することとしております。

林業分野では、現行の研修制度だけでは関係者のニーズに沿った学びの場が十分に確保されていないといった課題に対応するため、即戦力となる担い手から将来の本県の林業界を担う人材までの幅広い人材を育成する林業学校を開校することといたしました。本年4月には、就業前に実践的な技術や知識をしっかりと学んでいただく基礎コースと、林業関係者の方が知識や技術のスキルアップを図るための短期コースを先行して開校いたしますほか、林業事業体の経営を担う高度で専門的な人材を養成する専攻コースについては平成29年度の本格的な開校を目指して検討を進めてまいります。

高知家プロモーションについては、これまで官民が一体となったさまざまなプロモーション活動を展開してまいりました結果、本年度、高

知家の認知度が目標である25%を大きく上回る33%となるなど、一定の成果が上がっております。来年度も、産業振興計画に基づく一連の取り組みと高知家プロモーションとをしっかりと連動させることで、さらなる成果の上積みを目指してまいりたいと考えております。

来年度の高知家プロモーションでは、高知家を認知した方々の、高知のものを買う、高知に行く、高知に住むといった具体的な行動をさらに誘発するため、できるだけ多くの高知家の家族の方々に直接参加いただくなど、行動誘発に有効なプロモーションを大幅に強化してまいります。その上で、宗田節やニラなど重点品目の個別セールスプロモーションと連動させるなど、高知家の効果を最大限生かして、外商や観光、移住などでの具体的な成果につなげてまいります。

次に、南海トラフ地震対策について御説明申し上げます。

南海トラフ地震対策については、これまで、未曾有の被害となった東日本大震災を教訓としつつ、第2期南海トラフ地震対策行動計画に基づき、地震による揺れや津波から命を守る対策に最優先で取り組むとともに、助かった命をつなぐための応急期の対策についても全力で取り組んでまいりました。その結果、避難路、避難場所、避難タワーといった津波避難空間の整備や小中学校を初めとする学校施設の耐震化などが一定進捗するとともに、総合防災拠点の整備や避難所の確保なども着実に進んできております。

来年度は第2期行動計画の最終年度でありますことから、計画に掲げた目標の達成に向けまして、命を守る対策と命をつなぐ対策にさらに全力で取り組みたいと考えております。

まず、命を守る対策につきましては、対策の総仕上げの年度と位置づけまして、津波避難施

設の整備に引き続き最優先で取り組むとともに、各市町村の避難計画について各地域での現地点検を徹底してまいります。具体的には、各市町村とも連携しながら、これまで整備された避難路、避難場所、避難タワーなどに計画どおりの手段や時間で避難できるか、避難ルートの安全性は確保できているのかといった点について、現地での点検を引き続き進めますとともに、点検の結果、計画に課題があることが明らかになった場合には、新たな避難場所の整備など必要な対策を迅速に講じてまいります。

また、来年度からは、土砂災害対策、いわゆる山津波対策を抜本的に強化してまいります。本県は急峻な地形が多く、台風などの雨による土砂災害などがたびたび発生してまいりました。昨年8月の豪雨でも、県内でも多くの土砂災害が発生したところであり、山津波はいつでも起こり得るという危機感を県民の皆様と共有しながら、防災・減災対策をより一層推進していかなければならないと強く感じているところであります。このため、既に本年度から土砂災害警戒区域の指定を加速して、1万8,112カ所の危険箇所について平成31年度ごろまでに指定が完了するよう基礎調査などを進めており、今後は、土砂災害危険箇所の住民への周知や、住民参加型の避難訓練、防災学習会の実施などソフト対策を充実し、砂防事業などハード対策と一体的に推進してまいります。

次に、命をつなぐための応急期の対策については、まず、まだ不足しております避難所につきまして、地域地域でその確保対策をしっかりと進めてまいります。また、実際に避難所の運営を主体的に担っていただく地域の皆様の参考となるよう、本年度、施設の利用計画、避難生活に配慮が必要な高齢者や障害者を受け入れる体制の考え方などを盛り込んだ避難所運営マニュアル作成の手引を県として作成したところ

であります。

来年度は、5つの地域本部ごとに条件の異なるモデル避難所を2カ所程度選定し、このマニュアル作成の手引を活用して、市町村とともに避難所ごとの具体的なマニュアル作成を支援してまいります。

また、避難所のほか、医療救護所や応急救助機関の活動拠点、物資の集積所、仮設住宅の用地など、地震発生後に必要となるさまざまな機能の配置については、本年度、中土佐町をモデルとして、発災後の時間経過に応じた計画づくりを進めているところであります。

今後は、新たな補助制度を創設して、まずは沿岸の全市町村でこの機能配置計画が策定されるよう支援することとし、さらに内陸部を含めた全ての市町村で計画の策定が完了するよう取り組んでまいります。あわせて、各市町村ごとの計画では機能の過不足が生じてまいりますことから、広域での配置計画づくりについても支援してまいります。

また、応急活動を地震発生直後から迅速かつ効率的に行うためには、道路の速やかな啓開活動が不可欠であります。このため、あらかじめの備えとして道路啓開計画を策定することとし、これまで、国や自衛隊、建設業協会、警察本部など関係機関の方々に参加をいただき、防災拠点や啓開ルートの選定、啓開日数の算出基準などについて協議を行ってまいりました。

このうち、啓開ルートの選定については、これまでに、道路の被災リスクなどを考慮した上で、病院を初めとした地域における防災拠点と広域的な救助救援、物資輸送の拠点である総合防災拠点などを結ぶ1,192の地域内のルートと、総合防災拠点と高規格道路などを結ぶ35の広域的なルートを、優先して啓開するルートとして位置づけたところであります。今月18日には、そのうち、さらに啓開の優先度が高いと判断さ

れる防災拠点へのルートについて、近傍の総合防災拠点から結ぶ161のルートと直近のインターチェンジから結ぶ92のルートなど、合計282ルートの啓開日数を算出してお示したところであります。

この結果、啓開に長期間を要するルートの存在が明らかとなっており、発生頻度が低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震と津波を想定して算出したものとはいえ、大きな課題であると受けとめております。このため、啓開日数のさらなる短縮に向けまして、橋梁の落下や道路のり面の崩壊、長期浸水など、啓開に長期間を要する原因に応じて、道路整備による対策とそれ以外の対策を迅速に講じてまいります。

まず、道路整備による対策については、揺れによる落下を防ぐ橋梁の耐震対策や津波による橋梁の流失が想定される箇所の仮設道路計画の作成のほか、道路のり面からの落石や崩壊が想定される箇所の解消に向け、のり面の防災対策を進めることとしております。さらに、代替ルートとなる高規格道路などの整備も推進してまいります。

道路整備以外の対策については、ヘリコプターや船舶の活用、さらには備蓄の強化などを組み合わせた対応が考えられますことから、緊急用ヘリコプター離着陸場や防災拠点港の整備などを着実に進めますとともに、来年度以降、それぞれのルートや防災拠点の地理的な特性などを考慮して、より具体的な対策の検討を進めてまいります。

災害時の医療救護計画については、道路網の寸断などにより他の地域からの支援や災害拠点病院などへの搬送が困難となるケースが想定される中、より負傷者に近い場所において総力戦で医療の提供を行う前方展開型の医療救護活動を強化するための見直しを進めてまいりました。

先日開催された災害医療対策本部会議において、前方展開型の医療救護活動の考え方を盛り込んだ計画の改定案を御承認いただいたところであり、来年度からは、この計画を踏まえ、地域の医師会や市町村など関係機関の皆様とともに、被害想定や医療資源の状況を勘案した地域ごとの医療救護の行動計画づくりに取り組んでまいります。

また、この取り組みを通じて、災害時における関係機関の連携を促すとともに、医療救護所や救護病院の増加や充実などを図ることで、災害時医療救護の面的な機能強化につなげていきたいと考えております。さらに、日ごろ救急医療などに携わっていない方も含めた県内全ての医師の皆様が医療救護活動に参画していただけるよう、災害医療に関する知識や技術の向上を目指した研修制度を創設するなど、質的な機能強化も図ってまいります。

以上、申し上げましたような一連の命を守る対策や命をつなぐ対策を推進していくためには、各地域の実情をしっかりと捉えつつ、地域と一体となって取り組むことがより重要となります。このため来年度は、本年度から立ち上げました南海トラフ地震対策推進地域本部の体制をさらに強化することといたしました。

具体的には、防災専任職員を8名増員し、あわせて各土木事務所や福祉保健所の防災関係業務を統括する立場にある26名の職員を地域本部の兼務職員とすることにより、現行の17名から51名体制にしたいと考えております。この新たな体制のもと、津波避難計画の現地点検や避難所運営マニュアルの作成支援など、各地域において命を守る、命をつなぐ対策をより積極的に支援してまいります。

あわせて、災害対策支部や総合防災拠点の運営体制の強化も図ることとし、具体的には、県内8カ所の総合防災拠点について、発災時の

前方展開型による応急救助活動の実施に向けて、本年度内に各拠点の運営マニュアルを策定いたしますほか、来年度には、非常用電源や情報通信機器などの整備を完了することとしております。また、地域本部ごとに、市町村や応急救助機関と連携した実践的な訓練を実施いたしますほか、本年6月の県総合防災訓練において、地域本部が運営する総合防災拠点を活用するなど、より多くの職員が訓練に参加することで、県として発災時に即応できる体制を強化してまいります。

次に、日本一の健康長寿県づくりについて御説明申し上げます。

保健・医療・福祉の分野では、第2期の日本一の健康長寿県構想バージョン3に基づき、乳児や40歳代から50歳代の死亡率が高い、若手医師が不足している上に県中央部に集中している、あるいは中山間地域では人口の減少と高齢化により地域の支え合いの力が弱まっているなどといったさまざまな課題の解決に向けて全力で取り組んできたところであります。

これまでの取り組みの結果、がん検診や乳幼児健診の受診率が向上し、県内で初期臨床研修を行う若手医師や中央部以外の医師が増加するとともに、高知型福祉の拠点となるあつたかふれあいセンターが県内38カ所、サテライトを含めると212カ所で設置、運営されるなど、一定の成果もあらわれてまいりましたが、依然として多くの課題が残されております。このため、現行の日本一の健康長寿県構想を、第2期構想に掲げた4年後の目指す姿の達成はもとより、さらにその先の高い次元の目指す姿の実現に向けて、第2期構想バージョン4へと改定することといたしました。

この改定のポイントについて、まず保健分野について御説明申し上げます。

生涯を通じた県民の健康づくりを進めるため

には、子供のころから健康に関する知識を習得し実践する力を身につけることが重要でありますことから、来年度は学校における健康教育をさらに徹底してまいります。

本県では、小中学生の肥満傾向児の出現率が全国と比較して高いことに加えて、学年が高くなるほど朝食欠食の割合が高くなるといった傾向にあることから、本年度、全ての小・中・高等学校において健康教育を学校経営計画に位置づけた上で、副読本などを活用しながら取り組みを進めているところであります。来年度は、教員を対象にした研修の充実や体育と健康両面での指導ができる体育・健康アドバイザーの増員、体育と健康を担当する指導主事の新たな配置などを通じて、学校組織として健康教育をさらに強化してまいります。あわせて、就学前の子供たちが基本的な生活習慣を身につけられるよう、その保護者に対して保育所などで学習会を行うなど、働きかけを強化してまいります。

また、働き盛り世代の健康づくりについては、早期発見、早期治療に重要な役割を果たしますががん検診の受診率のさらなる向上を目指すとともに、特定健診の受診勧奨の強化などの血管病対策を強化してまいります。

本県における死亡原因の第1位であるがんによる死亡率の改善に向けましては、これまで、検診対象者への個別通知や未受診者への再勧奨を行うなど、さまざまな受診率向上のための施策に取り組んできたところであります。その結果、肺がん検診については、40歳代、50歳代で目標としておりました受診率50%に到達したものの、肺がん以外の検診では、いまだ目標に達していないといった状況にあります。このため、来年度は検診の個別通知の対象年齢を拡大するとともに、セット検診の日数や、医療機関での乳がん、子宮頸がんの土日検診日数をふやすなど、さらなる利便性の向上を図ることで一層の

受診率向上を目指してまいります。

加えて、本県では、働き盛りの男性が脳血管疾患や心疾患などの血管病で死亡する割合が全国と比べて高いことから、特定健診の個別通知のほか、高知家健康づくり支援薬局や地域の健康づくり団体が行う受診勧奨への支援を通じて、正しい生活習慣を促す特定健診の受診勧奨を強化してまいります。さらに、血管病の一つである糖尿病についても、日常生活における食習慣を改善していくことが重要となりますため、高知県栄養士会と連携して、栄養士の派遣による栄養指導を拡充してまいります。

次に、医療分野について御説明申し上げます。

まず、在宅医療につきましては、療養が必要な場合となっても居宅で生活を続けたいという県民の皆様のニーズに応えてまいりますためには、特に中山間地域などで不足する訪問看護師の確保がより重要となりますことから、その育成の取り組みを強化してまいります。

具体的には、高知県立大学に訪問看護師育成のための寄附講座を開設し、医師会や看護協会の協力のもと研修プログラムを実施しますとともに、看護協会による小児に対応できる訪問看護の指導者の育成も支援してまいりたいと考えております。あわせて、不採算となる中山間地域での訪問看護サービスを支援してまいりますため、来年度は、現行の支援制度の対象地域を拡大するとともに、事業所だけでなく医療機関がサービスを行う場合も助成対象に追加するなど、住みなれた地域において誰もが必要な医療を受けながら暮らしていける環境づくりをさらに進めてまいります。

また、医師の確保につきましては、これまで、本県が抱える、若手医師の減少、地域の偏在、診療科の偏在という3つの医師の偏在の緩和に向け、奨学金制度の創設や高知医療再生機構による医師のキャリア形成支援などの対策を講じ

てまいりました。その結果、若手医師の減少に一定歯どめがかかるなど、改善の兆しが見え始めているところであります。

今後、奨学金を受給した若手医師の方々が大幅に増加することから、そうした若手医師が県内に定着するよう、高知大学医学部附属病院や地域の中核的な医療機関が行います新しい専門医制度を踏まえた研修プログラムの作成や研修体制の整備を引き続き支援してまいります。このほか、県外からの医師の招聘や聖マリアンナ医科大学及び大阪医科大学との連携などを進めることにより、本県における医師の確保と定着を図ってまいります。

難病を抱える患者や家族の皆様に対する相談支援体制については、これまで福祉保健所において、主に療養生活など医療面を中心とする相談に応じてまいりました。しかしながら、難病を抱える皆様の生活面や就労面などの複合的な問題を気軽に相談できる窓口に対するニーズも高いこと、また本年1月に施行されました難病の患者に対する医療等に関する法律によりまして医療費助成の対象疾病が大幅に拡充されますことから、来年度新たに難病相談支援センターを高知市内に設置することといたしました。このセンターの設置を通じて、患者同士の交流会、勉強会や地域に出向いた出張相談の実施など、難病患者の皆様とその御家族に対する相談支援体制を充実してまいります。

次に、福祉の分野について御説明申し上げます。

少子高齢化の進行とともに、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる中では、住民参加の支え合いのネットワークを構築してこうした高齢者などを見守る高知型福祉の充実が求められます。このため、来年度から、ワンストップで地域住民の相談などを受けとめて適切な支援機関へと確実につなぐ地域福祉ネットワーク構

築に向けた市町村社会福祉協議会の取り組みに対して、県、福祉保健所、高知県社会福祉協議会が一体的に支援していくことといたしました。あわせて、社会福祉協議会の職員を対象とした地域と組織をマネジメントできる力をつけるための研修を充実させることで、地域福祉を支える仕組みづくりを着実に推進してまいります。

また、来年度からの介護保険制度の見直しに伴い、全国一律のサービス基準に基づく要支援者向けの訪問介護及び通所介護が、市町村が独自に取り組む新しい地域支援事業に移行されることとなり、今後はより地域の実情に応じた多様なサービスを総合的に提供することが可能となってまいります。県としましても、円滑な移行を推進するため、市町村があつたかふれあいセンターなどを新たな介護予防サービスの提供拠点として積極的に活用する取り組みなどを支援してまいりたいと考えております。

あわせて、今後、低所得者やひとり暮らしといった配慮が必要な高齢者の方がふえてまいりますと、こうした新たなサービスを利用しながら住みなれた地域で安心して生活を送っていただける住まいの確保が重要な課題となってまいります。このため、県としましても、配慮が必要な高齢者の方が低廉な家賃で入居できる住まいの整備に取り組む市町村を積極的に支援してまいります。

今後も高齢化の進行に伴い介護ニーズが高まる中で、中長期にわたって県内の福祉・介護人材をしっかりと確保していくため、新たな人材の参入促進や他産業への流出防止の取り組みを強化してまいります。

具体的には、高知県社会福祉協議会の福祉人材センターにおいて、マッチングのノウハウを持った民間人材の積極的な活用を図ることなどにより、センターが持つ紹介・あっせん機能などを抜本強化するとともに、県においても新た

に福祉・介護人材対策室を設置し、人材の安定確保に向けて重点的に取り組むこととしております。あわせて、就職後の介護技術のスキルアップなどを支援する福祉研修センターにおいて、福祉人材センターと連携し、新規就労や復職希望の求職者向け研修の拡充を図るなど、新たな人材の参入促進にも努めてまいります。

こうした一連の取り組みは、経済の活性化や雇用の確保にもつながりますことから、来年度以降、より重点的に進めてまいりたいと考えております。

昨年末に香南市で起こりました虐待による児童の死亡事件は極めて痛ましく、お亡くなりになりました児童のことを思いますと深い悲しみを覚えますとともに、大変残念で悔しい思いがいたします。改めて、お亡くなりになった衣斐瑠維さんの御冥福を心よりお祈り申し上げます。

本県では、平成20年に発生いたしました児童虐待死亡事例に係る検証委員会からの提言を受け、児童相談所の体制強化を図りますとともに職員の専門性の向上などに取り組んでまいりましたが、死亡事件が再び起きてしまうという大変残念な結果となってしまいました。今回の事件は、児童相談所が2年半以上にわたり保護者と児童を支援した後、高知市に引き継いだ事案でありました。このような痛ましい事件に至ったことは痛恨のきわみであり、県と高知市でもう一段の何らかの対応が必要ではなかったかと大変重く受けとめております。

今後、県と高知市が合同で設置いたしました検証委員会において、今回の事案の各段階における対応の妥当性などを検証していただくこととしております。また、その際には、子供の命と安全を守るという観点から、県と市町村との連携のあり方や、多職種が参加する要保護児童対策地域協議会による地域の見守り体制のあり方などについても、実践的な議論をいただけれ

ばと考えております。

他方、今回の事件の検証をまつことなく直ちにできる対応として、児童相談所と県内の要保護児童対策地域協議会においてリスク管理されている全ケースについて緊急に安全確認を実施いたしますとともに、市町村における組織的な対応や児童相談所などの関係機関との情報共有の必要性などについて改めて周知徹底を図ったところです。来年度からは、中央児童相談所に市町村の要保護児童対策地域協議会の活動をサポートする専門職員を配置するとともに、休日、夜間の電話相談への対応力の向上を図るなど、支援体制を強化してまいります。

県としましては、このように、早急に対応すべきものについては直ちに着手いたしますとともに、5月をめどになされる検証委員会からの御提言をもとに、再発防止策をさらに強化し、このような事件が二度と起こることのないようしっかりと取り組んでまいります。

次に、教育の充実に関する取り組みについて御説明申し上げます。

これまで全国と比較して深刻な状況にあった本県の子供たちの学力や体力、生徒指導上の諸問題の状況などを踏まえ、高知県教育振興基本計画重点プランに基づき、知・徳・体それぞれに目標を定めて教育改革を推進してまいりました。その結果、子供たちの状況は改善傾向にありますものの、重点プランに掲げた目標を達成するためにはより一層の取り組みの充実が必要であると考えております。

このため、重点プランの最終年度となる来年度は、思考力や表現力の育成などの学力向上や、オリンピック・パラリンピック東京大会を一つの契機とした総合的なスポーツ振興などの取り組みをさらに強化してまいります。特に、家庭の経済状況により十分な学習機会が与えられていないなどの厳しい環境にある子供たちについ

て、子供たちを取り巻く貧困等が世代を超えて連鎖することのないよう、学習支援や相談体制などを大幅に充実強化してまいります。

学力向上の取り組みについては、昨年4月の全国学力・学習状況調査の結果に見られるように、本県児童生徒の学力は一定改善してきているものの、ここ数年は足踏み状態にあり、今後は、基礎的な学力の習得に加え、身につけた知識をさまざまな場面で活用し課題を解決していく力の育成といった次の段階への対応が必要となっております。

このため、小中学校では、特に思考力や表現力の育成に重点を置いた新たな教材を開発し、授業で活用するほか、担当教員が児童生徒の課題を分析し、課題解決策を検討するシートを活用することなどにより、児童生徒の思考力や表現力をより高めることができる授業を実施してまいります。

また、高等学校については、義務教育段階での学習内容が十分に定着しないまま入学し、高校1年生での基礎的科目の学習内容の理解が十分でない生徒が一定数いることが課題となっております。このため、来年度は、数学に加えて新たに国語と英語についても、義務教育段階の学習内容に立ち返りながら学習を進めるための補助教材を作成し、授業や家庭学習での活用を徹底するなど、さらなる学力の向上に向けた取り組みを推進してまいります。

引き続き、児童生徒の学力の定着状況を正確に把握するとともに、これらの調査結果を詳細に分析し、必要な対策を迅速に講じることで、児童生徒が将来社会に出た際に真に必要な能力の習得や定着につなげてまいります。

県立高校の再編振興計画に関しては、前期実施計画の中で統合を行うこととされている学校について、統合に向けた施設整備に着手いたします。また、中山間地域の小規模校においても、

個々のニーズに合わせたカリキュラムを維持できるように、ICTを活用した遠隔授業の検討を進めるなど、教育環境のより一層の充実に向けた取り組みを進めてまいります。さらに、グローバル教育のさらなる推進に向け、推進校に指定しております高知南中・高校と高知西高校におきまして、生徒が互いに学び合う探究型学習に加え、個別のテーマに基づいた課題研究を行うグローバル教育プログラムや、高い英語力を育成するための英語教育プログラムを開発し、実践してまいります。

体力のさらなる向上に関しては、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を好機と捉え、新たに策定するスポーツ推進プロジェクトに基づき、子供を初めとする多くの県民がスポーツになれ親しむことができる環境を整備してまいりたいと考えております。

具体的には、まず子供の体力向上については、運動習慣の定着がまだ十分でないという課題を解決するため、体育の授業改善指導を行う体育・健康アドバイザーの派遣や副読本の活用などにより体育授業のさらなる改善を図り、運動習慣の定着につなげてまいります。

また、複数の市町村や地域のスポーツクラブなどが連携して実施する地域でのスポーツ振興の取り組みを積極的に支援することで、地域の実情にかかわらず誰もが体力の向上を目指すことができる環境づくりに取り組んでまいります。加えて、各競技の拠点となる施設や設備の整備を順次進めますとともに、ジュニアからの一貫した選手の育成を重点的に支援するなど、競技力の強化にも取り組んでまいります。

こうした一連の取り組みを通じまして、子供から高齢者までの誰もが将来にわたってスポーツに親しみ、夢や志を育むことができる環境の整備に努めてまいります。

次に、厳しい環境にある子供たちへの支援に

ついて御説明申し上げます。

生活の困窮という経済的な要因のみならず、家庭の教育力や地域社会の見守り機能の低下などを背景として、県内でも一定数の子供たちが学力の未定着や虐待、非行、いじめといった困難な状況に直面するなど、極めて厳しい環境に置かれているところであります。このため、県としましても、こうした子供たちへの支援を重点的に取り組むべき重要課題と位置づけて、先ほど申し上げました虐待に対する対策の強化に加え、教育や福祉の分野を中心として、総合的な対策を抜本的に強化してまいります。

まず、教育分野におきましては、就学前から高等学校までの各段階に応じて以下のような対策を講じてまいります。

就学前の子供に対しては、課題の早期発見と保護者への支援を行う保育士を増員するとともに、保育所の一時預かり利用料を減免するなど、子育て支援の強化を図ってまいります。

また、生活の困窮など厳しい環境に置かれている児童生徒であっても十分な学習の機会が確保されるよう、放課後などの学習支援の取り組みを大幅に強化してまいります。具体的には、放課後等学習支援員を107校の小中学校に配置することとし、学校での補充学習など児童生徒に対して個別の学習支援を継続的にまいりますとともに、放課後子ども教室などにおける学習支援者の加配や教材購入に対する支援を拡充するなど、子供たちの放課後の学びの場を充実させる取り組みも強化してまいります。高等学校においても、授業や放課後の補力学習での学習指導を行う学習支援員の配置を延べ60人から90人へと大幅に拡充するなど、基礎学力の定着に課題のある生徒たちに対する支援を充実してまいります。

また、学校と地域が連携し、子供たちの育ちを支援する取り組みをさらに県内に広げてまい

りますため、学校と地域をつなぐコーディネーター役を果たす教員4人を新たに配置し、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部の立ち上げや活動の充実を支援してまいります。

さらに、厳しい環境にあるがゆえに不登校など生徒指導上の課題を抱える子供たちへの支援を充実させるため、スクールカウンセラーの配置校を270校から299校に、またスクールソーシャルワーカーの配置数を42人から50人に拡充いたします。加えて、特に厳しい状況にある子供たちが多い市部においてきめ細かい支援を行いますため、スクールソーシャルワーカー15人を新たに重点配置するなど、福祉部門とも連携した支援の強化を図ってまいります。

いじめ問題に関しては、いじめの潜在化あるいは深刻化が課題となっていることから、高知県いじめ防止基本方針に基づき、学校だけでなく家庭や地域、関係機関及び団体と連携した取り組みを進めております。また、有識者や行政、医療、福祉、教育などの関係者による高知県いじめ問題対策連絡協議会においては、それぞれの取り組みについて評価や見直しを行うなど、PDCAサイクルによる進捗管理を行っているところであります。

来年度は、いじめの未然防止や早期発見に向け、子供に内在する力や可能性を引き出す生徒指導の強化を図りますとともに、スクールカウンセラーの配置を拡充するなど、教育相談体制を充実してまいります。また、いじめ防止子どもサミットにおいて採択された宣言に基づいた取り組みの普及などに努め、県民総ぐるみでいじめ防止のための対策をさらに推進してまいります。

少年非行の問題に関しては、高知家の子ども見守りプランに基づき、学校や家庭、地域が連携した少年非行の防止に向けた対策に全力を挙げて取り組んでおり、予防、入り口、立ち直り

の各段階での成果目標を着実に達成するなど、その効果もあらわれてきているところであります。来年度からは、これまでの取り組みの成果を踏まえ、就労意欲のある少年の職場適性を見きわめるための見守りしごと体験講習を、雇用主が被害をこうむった場合の補償などとセットで新たに実施するなど、無職の非行少年の立ち直りにつながる就労支援の取り組みを強化することとしております。

県としましても、子供の貧困などの実態から目を背けることなく一貫した取り組みを進めますことで、貧困などの世代間連鎖を断ち切り、子供たちが生まれ育った家庭の経済状況などに左右されることなく安心して学び、夢と希望を持ち続けて育つことができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、インフラの充実と有効活用について御説明申し上げます。

社会資本の整備が全国水準から大きく立ちおくれている本県では、この整備水準を少しでも引き上げることが県民の安全・安心の確保と地域経済の活性化につながりますことから、地域の実情を踏まえて、必要性や緊急性の高い道路を初めとするインフラ整備に重点的に取り組んでまいりました。これまでも、国などに対してインフラ整備の重要性について政策提言を重ねてまいりましたほか、県の当初予算でも、南海トラフ地震対策強化の必要性なども一つの背景として、普通建設事業費について、平成20年度から毎年、前年度を上回る事業費としてきており、来年度も1,000億円を超える規模を確保しているところであります。

道路については、四国8の字ネットワークの整備を最優先課題として進めてきており、本年度末には整備率が52%、供用延長は134キロメートルにまで伸びることとなります。特に来月22日には高知東部自動車道の高知南インターチェ

ンジからなんこく南インターチェンジが開通することで、災害時の災害拠点病院などへのアクセスがさらに向上することとなります。来年度も、8の字ネットワークの整備を引き続き最優先で進めますとともに、中山間対策としての1.5車線の道路の整備なども着実に進めてまいります。

南海トラフ地震対策としましては、橋梁の耐震化や道路ののり面对策を進めますとともに、浦戸湾内の河川や海岸堤防の耐震化、水門や排水機場の耐震及び耐水化を引き続き最優先に進めてまいります。さらには、最大クラスの津波に対して防波堤が粘り強く機能を発揮できるよう、構造の強化に取り組んでまいります。

また、平成26年8月豪雨による災害を受け浸水被害が発生した日下川と宇治川及びそれらの支川について、県や国、町村が一体となって治水対策案を取りまとめるとともに、国庫補助事業も活用し、河川の拡幅や排水ポンプの整備などの対策をおおむね5年間で集中的に進めることとしております。

さらには、新図書館の整備など、既に着手している大規模な建築事業についても着実に進めてまいりますほか、既存インフラの有効活用と長寿命化を図るため、計画的な維持管理にも努めてまいります。

次に、中山間対策について御説明申し上げます。

これまで中山間地域に対しては、市町村と協働しながら、産業をつくる、生活を守るの2つを柱に、総合的な施策を推進してまいりました。その結果、産業づくりを初め、移動手段の確保や野生鳥獣の被害対策など、一定の効果は見えてきておりますものの、中山間地域全体を見ても、人口減少や高齢化の進行に加え、地域や産業の担い手不足や集落活動の衰退など、依然として厳しい状況となっております。

こうした実情を踏まえまして、県としましては課題の解決に向けて全力で取り組んでまいりましたし、国に対しても中山間地域の抜本的な対策について政策提言を重ねてまいりました。こうしたこれまでの積み重ねにより、本県が進めてまいりました集落活動センターのような小さな拠点の取り組みが、今回、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の主要施策に位置づけられたところであります。

このような国の動きも追い風にしながら、これまでの取り組みをもう一段力強いものとするとともに、県内各地への広がりを加速させていきたいと考えているところであります。中でも、地域の維持や活性化、支え合いの仕組みづくりの拠点となる集落活動センターの取り組みについては、中山間対策の核としてさらなる普及拡大を目指していく必要があると考えており、来年度は大きく2つの点に着目した取り組みを進めていくこととしております。

1点目は、外部から人財を誘致し新たに地域の力となつていただくという点であります。

集落に活力を持っていただくためには、担い手の育成と確保が重要となります。このため、地域内の人材の育成や確保に加え、高知ふるさと応援隊を初めとした地域外の多くの人財を積極的に誘致する移住促進対策ともしっかり連動させながら、より一層取り組みを強化してまいります。

2点目は、地域地域でその実情に合ったビジネスプランをつくっていくという点であります。

地域資源を活用した加工品づくりなどの取り組みが着実に進み、地域の方々の生きがいとやりがいにつながっているほか、新たな地域アクションプランにステップアップする動きも出てきております。こうしたことから、地域の実情に合った地産外商につながるビジネスプランづくりを全庁を挙げて支援してまいりたいと考え

ております。特に、開設して3年が経過し、取り組みの基盤づくりが完了する集落活動センターについては、その経済活動の拡充を図る取り組みを新たに支援することにより、センターの運営の安定と継続発展を目指してまいります。

今後は、国の地方創生の動きもしっかりと捉えながら、地域地域の暮らしを支えるだけにとどまらず、地域における起業や新たな事業展開につながり、人々が地域で自立して生活していける、本当の意味での地方創生の取り組みとなるよう全力で支援してまいります。

少子化対策については、これまで全国知事会の次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして、抜本的な対策の強化を国に対して強く訴えてまいりました。その結果、新たな税制上の措置が創設されますとともに、本年4月からスタートをいたします子ども・子育て支援新制度に必要な財源が当初の予定どおり確保され、また地方独自の取り組みを後押しする財源として、国の補正予算に地域少子化対策強化交付金が引き続き盛り込まれましたほか、少子化対策が地方創生先行型の交付金などの対象とされたところでもあります。

本県としましても、こうした一連の財源を活用し、ライフステージの各段階に応じた切れ目のない施策を展開してまいります。

昨年開設しました出会い・結婚・子育て応援コーナーには、既に半年間で305件の出会いや結婚に関する相談が寄せられております。来年度は、よりきめ細やかな支援を行っていくため、新たに保健師などの専門員を配置し、地域の子育て支援センターにおいて子育て相談などを実施していきたいと考えております。

また、子ども・子育て支援新制度に基づき、就学前の保育や教育、地域子育て支援などの取り組みについて量的拡充や質の向上を図ってまいります。さらには、本年3月に策定する次世

代育成支援行動計画に基づき、未婚化・晩婚化対策を初めとした一連の少子化対策の抜本強化に向けた取り組みを加速化してまいります。

次に、女性の活躍の場の拡大について御説明申し上げます。

まず、女性の就労支援については、昨年6月に設置した高知家の女性しごと応援室において、キャリアコンサルティングやパソコンによる職業適性検査など、一人一人の適性や経歴に応じたきめ細かな支援を行っており、先月末までの相談件数は延べで365件、このうち33件が就職に結びついているところであります。来年度は、独自に求人開拓員を配置することによりまして直接相談者と求人企業とを結びつける職業紹介の取り組みをスタートさせてまいりたいと考えており、従来のように相談者をハローワークにつなぐだけでなく、相談者と県内企業とのマッチング機会を設けるなど、就職支援機能をさらにパワーアップしてまいります。

また、女性の登用促進に向け、経済団体などとタイアップして行っております意識啓発の取り組みについても、県内企業の経営者などに加え、新たに中間管理職層の方々を対象として、女性が働きやすい職場づくりをテーマに研修を実施するなど、より一層効果的な働きかけに取り組んでまいります。

県民に最も身近な交通手段である路線バスは、年間に533万人もの多くの方々に利用されるなど、県民の皆様の日常生活や社会活動を支える社会インフラとして重要な役割を担っております。路線バスは、現在、12の民間事業者により、およそ430の系統で運行されておりますが、年々利用者の減少が続いていることから、これらのバス路線を適正なサービス水準で将来にわたり維持していくためには、事業者はもちろん、行政や住民みずからが主体的なかかわりを持ち、維持と活性化に向けた真剣な議論を踏まえた取

り組みを進めていくことが重要であります。そのため、県といたしましては、各地域ごとに取り組む広域的な路線の利用促進に向けた取り組みを支援するとともに、国の地方創生先行型の交付金を活用して、公共交通ICカードである「ですか」などの県内全域での普及を支援するなど、広域的路線などの維持と活性化に向けた取り組みを強化してまいりたいと考えております。

昨年10月に設立されましたとさでん交通については、経営改善に向けた具体的なデータ収集や分析の手法などについて鋭意社内で検討が進められていると伺っております。また、事業者には行政や利用者も加わった中央地域公共交通改善協議会では、先月末までに県民の皆様から寄せられた1,000件を超える意見やアイデアについて具体的な検討作業に着手するなど、中央地域の交通事業改善に向けた取り組みを進めているところであります。

今後とも、利用者目線に立った多様な公共交通サービスが提供され、多くの方々に利用されるがゆえに、将来にわたって持続可能な公共交通が構築されるよう、協議会においてしっかり議論を進めていきたいと考えております。

今月15日、高知龍馬マラソン2015が開催され、前回大会の4,853人を大幅に上回る6,543人のランナーの皆様が全国各地から御参加をいただきました。3回目となる今回は、新たに、日本一の透明度を誇る清流仁淀川を渡るコースを加えたほか、公務員ランナーとして有名な川内優輝さんに御参加いただきました。日本を代表する現役のトップ選手が力強く土佐路を駆け抜ける姿は、県民の皆様がスポーツに対する関心を高めることにも大いにつながったものと感じております。

大会の開催に当たり、沿道での声援や長時間の交通規制に御理解、御協力いただきました多くの県民の皆様が心より感謝申し上げます。本

大会が、全国に誇れる市民マラソン大会となるよう、1万人規模の大会開催に向けて、今後とも関係団体とともに取り組んでまいります。

また、今月21日から2日間、全国漫画家大会inまんが王国・土佐を開催いたしました。このイベントには、まんが甲子園などの取り組みによる御縁から、多くの著名な漫画家の皆様や出版社の方々に参画をいただきました。イベントの開催を通じて、漫画と本県の自然や食とを絡めた多彩なプログラムを実施するなど、まんが王国・土佐を大いにアピールすることができたものと考えております。

こうした取り組みを通じて、漫画文化のさらなる振興に貢献するよう努めるとともに、参加していただいた皆様とのつながりを深め、多くの高知ファンを生み出していくことにより、漫画を通じた高知の情報発信力を高めてまいります。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、平成27年度高知県一般会計予算など38件です。このうち、一般会計予算は、先ほど申しあげました5つの基本政策を推進するための経費などを中心に、4,584億円余りの歳入歳出予算などを計上しております。

条例議案は、高知県税条例の一部を改正する条例議案など41件であります。

その他の議案は、包括外部監査契約の締結に関する議案など8件であります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



○議長（浜田英宏君） 以上をもって、本日の議

事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明24日から3月1日までの6日間は議案精査等のため本会議を休会し、3月2日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

3月2日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時29分散会

県政功労者表彰式

本日の会議散会直後、「高知県議会議員として在職した者の表彰等に関する規則」に基づく県政功労者表彰式が、次のとおり行われた。

1 式順

- (1) 開式の辞
- (2) 知事挨拶
- (3) 表彰状及び記念品（目録）の贈呈
- (4) 副議長祝辞
- (5) 受賞者代表謝辞
- (6) 閉式の辞

2 表彰を受けた者

- (1) 議員としての在職期間が28年の者
溝渕 健夫君
- (2) 議員としての在職期間が20年の者
浜田 英宏君 樋口 秀洋君
田村 輝雄君

3 表彰状

表 彰 状

様

あなたは28年の長きにわたり本県議会議員として重責を果たし県政の発展に寄与されました その功績をたたえ表彰します

平成27年 2月23日

高知県知事 尾崎 正直

表 彰 状

様

あなたは20年の長きにわたり本県議会議員として重責を果たし県政の発展に寄与されました その功績をたたえ表彰します

平成27年 2月23日

高知県知事 尾崎 正直

4 知事（尾崎正直君）挨拶

本日ここに、本県議会議員として多年にわたり県勢の発展に尽くしてられました4名の議員の皆様方を表彰申し上げることとなり

ました。まことにめでとうございます。

表彰申し上げる皆様の御功績は今さら申し上げるまでもございませんが、溝渕健夫議員におかれましては、昭和62年に本県議会議員に当選以来、今日まで28年にわたり在任され、県政のあらゆる分野において多大な御功績を積み重ねてられました。また、浜田英宏議員、樋口秀洋議員、田村輝雄議員におかれましては、20年にわたりその卓越した識見とすぐれた手腕を発揮され、県勢発展のために御活躍をされてられました。

今回表彰を辞退された西森雅和議員、坂本茂雄議員を含めまして皆様方の在任期間中には、国の内外にわたり社会経済情勢が大きく変化いたしました。地方自治体を取り巻く環境も、少子高齢化の進行や、国、地方を通じた極めて厳しい財政状況、東日本大震災を初めとする大規模災害の発生、さらには昨年からの地方創生の動きなど、目まぐるしく変化を続けております。

そうした状況の中で、本県におきましては、全国に先駆けて進む人口減少による負の連鎖を克服するため正面から課題に向き合い、産業振興計画の推進、教育の充実や日本一の健康長寿県づくり、さらには中山間対策や少子化対策に取り組んでまいりました。また、これらの対策を下支えする南海トラフ地震対策についても、東日本大震災を受けて抜本強化してきたところであります。皆様方の御指導、御鞭撻によりまして、これらの課題への取り組みを前進させることができいております。ここに改めて皆様方の県議会議員としての御功労に、県民を代表して感謝申し上げます。

しかしながら、本県を取り巻く状況は依然として厳しく、まだまだ取り組まなければならない課題も山積しております。どうか今後とも十分に御自愛の上、県勢浮揚に向けてな

お一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

まことにおめでとうございます。

5 副議長（桑名龍吾君）祝辞

ただいま県政功労者として知事表彰を受けられました議員各位に対しまして、一言お喜びを申し上げます。

このたび受賞の栄に浴されました溝渕健夫議員を初め4名の方々におかれましては、議員在職28年、20年と、それぞれ長きにわたり地方自治の振興と県勢発展に貢献された御功績により顕彰されたものであり、まことにおめでとうございます。

今回表彰を辞退されました西森雅和議員、坂本茂雄議員を含めまして、それぞれ在職年数には違いはございますが、初当選以来、今日に至るまで、県政に対する限りない情熱と使命感をもちまして高知県の発展のため日夜を分かたず御尽力いただきました。心からお喜び申し上げますとともに、長年の御功勞に対しまして改めて深甚なる敬意と感謝の意を表す次第でございます。

今、国は、地方創生の取り組みを推進しております。その中で、地方は、それぞれの地域の特性を生かし主体的な取り組みを行っていくことがより重要となっておりますし、県議会も政策提言など、果たすべき役割はますます増大をしております。

受賞されました議員の皆様には、今後とも一層御自愛の上、多年にわたる貴重な経験と豊富な識見を遺憾なく発揮されまして、高知県の発展と県民の幸せのため御活躍くださいますよう心からお願いを申し上げます。簡単ではございますが、お喜びの御挨拶とさせていただきます。

本日はまことにおめでとうございます。

6 受賞者代表（溝渕健夫君）謝辞

ただいま県政功労者として表彰を受けました4名を代表いたしまして、一言御挨拶を申し上げます。

私たちは、県議会議員として28年あるいは20年在職したゆえをもちまして、知事から表彰を受けました。まことに身に余る光栄と喜びの気持ちでいっぱいでございます。また、先ほど知事並びに副議長から丁寧なお言葉をいただきまして、大変恐縮しているところでございます。私たちが県政功労者としてこうして表彰を受けられるのも、県民の皆様を初め、先輩、同僚議員の方々、また執行部や報道関係者の皆様方の温かい御指導、御支援のたまものと、心から感謝を申し上げる次第でございます。

顧みますれば、私たちが県民の皆様から御支援をいただき県議会に議席を得ましたのは、昭和62年と平成7年でありました。今日に至るまでの間、国内では、経済不況や地域間格差の拡大、少子高齢化の急速な進行と、経済や社会情勢が大きく変化してきました。そうした中で本県は、県民が豊かさを実感できる県土づくりを目指し、産業の振興や社会福祉の向上、社会資本の整備などに取り組み、その成果が徐々にあらわれておりますことはまことに感慨深いものがあります。また、阪神・淡路大震災、東日本大震災などの大規模な災害が発生、危機管理の意識を持つ重要性を再認識したところですし、本県における南海地震対策の推進をさらに進める必要性を感じているところでございます。

今、国は地方創生の取り組みを推進していますが、これは地方の真価が問われるところでもございます。本県ならではの個性豊かで活力ある地域社会の実現に向け、議決機関としての県議会の役割はますます重要になって

平成27年 2月23日

おり、一層の努力を重ねていかなければなら
ないと決意を新たにしているところでござい
ます。

どうか今後とも皆様方の御指導、御鞭撻を
賜りますよう心からお願いを申し上げまして、
お礼の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

平成27年3月2日（月曜日） 開議第2日

出席議員

1番 金子繁昌君
 2番 加藤 漠君
 3番 川井喜久博君
 4番 坂本孝幸君
 5番 西内 健君
 6番 西内隆純君
 8番 明神健夫君
 9番 依光晃一郎君
 10番 梶原大介君
 11番 桑名龍吾君
 12番 佐竹紀夫君
 13番 中面 哲君
 14番 三石文隆君
 15番 森田英二君
 16番 武石利彦君
 17番 浜田英宏君
 18番 樋口秀洋君
 19番 溝渕健夫君
 20番 土森正典君
 21番 西森潮三君
 24番 ふあ一ま一土居君
 25番 横山浩一君
 26番 上田周五君
 27番 中内桂郎君
 28番 西森雅和君
 29番 黒岩正好君
 30番 池脇純一君
 31番 高橋 徹君
 33番 坂本茂雄君
 34番 田村輝雄君
 35番 岡本和也君
 36番 中根佐知君
 37番 吉良富彦君
 38番 米田 稔君
 39番 塚地佐智君

欠席議員

7番 弘田兼一君

説明のため出席した者

知 事 尾崎正直君
 副 知 事 岩城孝章君
 総務部長 小谷 敦君
 危機管理部長 野々村 毅君
 健康政策部長 山本 治君
 地域福祉部長 井奥和男君
 文化生活部長 岡崎順子君
 産業振興
 推進部長 中澤一真君
 理事（中山間対
 策・運輸担当） 金谷正文君
 商工労働部長 原田 悟君
 観光振興部長 伊藤博明君
 農業振興部長 味元 毅君
 林業振興・
 環境部長 大野靖紀君
 水産振興部長 松尾晋次君
 土木部長 奥谷 正君
 会計管理者 大原充雄君
 公営企業局長 岡林美津夫君
 教育委員長 小島一久君
 教 育 長 田村壮児君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会
 事務局長 福島寛隆君
 公安委員長 島田京子君
 警察本部長 國枝治男君
 代表監査委員 朝日満夫君
 監査委員
 事務局長 吉村和久君

事務局職員出席者

事務局 長 浜 口 真 人 君
事務局 次 長 中 島 喜 久 夫 君
議 事 課 長 楠 瀬 誠 君
政策調査課長 西 森 達 也 君
議事課長補佐 小 松 一 夫 君
主 任 沖 淑 子 君
主 事 溝 渕 夕 騎 君



議 事 日 程 (第 2 号)

平成27年 3月 2日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成27年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 平成27年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 平成27年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 平成27年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 平成27年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 平成27年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 平成27年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 平成27年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 平成27年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 10 号 平成27年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 11 号 平成27年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 12 号 平成27年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算

- 第 13 号 平成27年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 14 号 平成27年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 15 号 平成27年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 16 号 平成27年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 平成27年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第 18 号 平成27年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 19 号 平成27年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 20 号 平成27年度高知県電気事業会計予算
- 第 21 号 平成27年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 22 号 平成27年度高知県病院事業会計予算
- 第 23 号 平成26年度高知県一般会計補正予算
- 第 24 号 平成26年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 25 号 平成26年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 26 号 平成26年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 27 号 平成26年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 28 号 平成26年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 29 号 平成26年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第 30 号 平成26年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
- 第 31 号 平成26年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 32 号 平成26年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算

第 33 号	平成26年度高知県県営林事業特別会計補正予算	する条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	平成26年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 51 号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	平成26年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 52 号 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料等の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	平成26年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 53 号 知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	平成26年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 54 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	平成26年度高知県病院事業会計補正予算	第 55 号 高知県調理師法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	高知県民生委員定数条例議案	第 56 号 高知県看護師等養成奨学金貸付条例及び高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	高知県産学官民連携センターの設置及び管理に関する条例議案	第 57 号 高知県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例議案	第 58 号 高知県の事務処理の特例に関する条例及び高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例議案	第 59 号 高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県情報公開条例及び高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 60 号 高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県行政手続条例の一部を改正する条例議案	第 61 号 高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県手数料徴収条例及び高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案	第 62 号 高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正す
第 46 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	
第 47 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	
第 48 号	地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案	
第 49 号	高知県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例議案	
第 50 号	公益的法人等への職員の派遣等に関	

る条例議案	休暇に関する条例の一部を改正する 条例議案
第 63 号 高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 76 号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
第 64 号 高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 77 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 65 号 高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 78 号 高知県理学療法士養成奨学金貸与条例を廃止する条例議案
第 66 号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 79 号 高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案
第 67 号 高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 80 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 68 号 高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 81 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 69 号 高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例議案	第 82 号 県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 70 号 高知県宅地建物取引業法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	第 83 号 県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市の負担の変更に関する議案
第 71 号 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案	第 84 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
第 72 号 高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 85 号 国道439号社会資本整備総合交付金(木屋ヶ内トンネル)工事請負契約の締結に関する議案
第 73 号 高知県教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例議案	第 86 号 高知県公立大学法人がその業務に関して徴収する料金の上限の変更の認可に関する議案
第 74 号 教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例議案	第 87 号 高知県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例議案
第 75 号 公立学校職員の勤務時間、休日及び	第 2 一般質問 (3人)
	————— ∞ ∞ ∞ —————
	午前10時開議
	○議長(浜田英宏君) これより本日の会議を開

きます。



諸 般 の 報 告

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

議員弘田兼一君から、病気のため本日の会議を欠席したい旨届け出がありました。

次に、去る2月23日に組織されました予算委員会から、委員長に西森潮三君、副委員長に溝淵健夫君をそれぞれ互選した旨通知がありましたので御報告いたします。

なお、予算委員会の構成につきましては、お手元に名簿をお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、第46号議案、第47号議案、第50号議案から第53号議案まで、第74号議案及び第75号議案、以上8件の議案については、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてありましたところ、第46号議案、第47号議案、第53号議案及び第74号議案については、特に異議がない旨、また第50号議案から第52号議案まで及び第75号議案については、法律の改正に伴うもの及び法律の改正の趣旨を考慮したもの等であり、適当であると判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔予算委員名簿、人事委員会回答書 そ
れぞれ巻末309、310ページに掲載〕



質疑並びに一般質問

○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成27年度高知県一般会計予算」から第87号「高知県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例議案」ま

で、以上87件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

13番中面哲君。

（13番中面哲君登壇）

○13番（中面哲君） おはようございます。私は、自民党を代表して、知事以下執行部の皆さんに質問を行います。

初めに、知事の政治姿勢について、財政問題についてでございます。

提案理由の説明の中で、臨時財政対策債を除く来年度末の県債残高が本年度末の5,017億円から21億円減の4,996億円と見込まれ、21年ぶりに5,000億円を下回る見込みであるとともに、来年度末の財政調整的な基金残高についても昨年9月時点での推計を54億円程度上回る213億円程度を確保できる見通しとなったとの報告がありました。

尾崎知事は就任以来、対話と実行座談会を開催して県内各地で県民の意見を聞き、それを県政に反映する県政運営を進めてきました。その中心となったのが高知県産業振興計画でありました。その産業振興計画で、1次産業、観光産業の振興、そして地産外商で積極的な事業展開を図り、その成果で県内経済も明るい話題が聞かれる中で、財政健全化に大きく前進したことに対し、尾崎知事を初め県庁職員の御努力に対して敬意を表します。

提案理由の説明の中で、平成27年度予算編成に当たっては、各分野において限られた財源で最大限の事業を実施できるよう知恵を絞り工夫を徹底いたしましたと、事業のスクラップ・アンド・ビルドをより積極的に促したなどの説明が出てきましたが、この成果を上げた要因について、知事にお聞きします。

次に、地方創生についてお伺いいたします。

日本は世界に先駆けて人口減少・超高齢化社会を迎えており、こうした待ったなしの構造的な課題に対して、地方創生に真正面から取り組み、答えを出していかなければなりません。このため、国においては昨年、まち・ひと・しごと創生法を制定するとともに、地方の意見を踏まえて昨年12月27日にまち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定しました。そこでは、1、自立性、2、将来性、3、地域性、4、直接性、5、結果重視という5つの政策原則に基づき施策を展開することを基本としており、2020年に向けての5カ年戦略の中の政策パッケージでは、若者雇用の創出数や地方への人材還流など、多くの具体的な数値目標が掲げられております。

地方創生については、尾崎知事は6年前から高知県産業振興計画を策定して取り組んでおり、いわば地方創生の先進県であります。石破大臣が強調していた、5カ年の戦略を策定、実行する体制を整え、進捗についてアウトカム指標を原則とした重要業績評価指標で検証し、PDCAサイクルを継続的に行うことによって改善していく仕組みは、尾崎知事が数年前から産業振興計画の実施に当たり強調しているものであります。

国の2014年度補正予算案では、政策パッケージの中で、地方自治体が人口減少対策に充てる地方創生分の新交付金の対象例に、中山間地域で福祉や買い物などの機能を集約する小さな拠点の形成など、高知県の提案事業が明記されました。また、地方への移住希望者の相談にワンストップで対応する窓口新設、CLTによる林業再生なども各省の事業に盛り込まれたと聞いております。これらは、尾崎知事が、この総合戦略の構想が始まる当初からいち早く担当省庁を訪れ政策提案を繰り返してきた成果でしょう。

このうち、小さな拠点の形成は、本県の集落活動センターの取り組みであり、県としては中

山間対策の柱の一つとして位置づけているとのことであり、大いに進めてもらいたいと考えますが、サービスや機能面の充実、取り組みとしての広がりといった面では、まだ工夫、改善の余地があるように思います。今後どのように取り組んでいくお考えか、知事にお聞きします。

また、県や市町村には、仕事がつくられ、人を呼び、町が活力を取り戻すための総合戦略の策定と実践が求められておりますが、こうした動きに県としてはどういった方針、スケジュール感でもって対処していくお考えか、あわせて知事にお聞きします。

次に、産業振興計画の今後の展開についてお聞きします。

尾崎知事の提唱した産業振興計画も6年目が終わろうとしております。私が特に注目したのは地産外商公社の成果です。初年度の平成21年度の成約件数は178件でしたが、それが平成25年度には3,333件と18倍以上にふえ、今年度も昨年11月末で1,716件と、前年同時期よりも400件ほどふえております。また、成約金額も、平成23年度の約3億4,000万円から平成25年度には12億3,000万円と4倍近くにふえております。また、高知県の製造品出荷額等は、平成24年度の4,944億円から平成25年度の速報値は5,217億円へと約272億円の増加となっておりますが、これも産業振興計画の成果ではないかと思っております。

ことし1月末の第2回高知県産業振興計画フォローアップ委員会で示された改定案では、「これまでの産業振興計画の取り組みの積み重ねを土台に、第2期計画の総仕上げである第2期計画ver.4は「地産」「外商」をさらにパワーアップさせ、4年後の数値目標の達成はもとより、さらにその先の高い次元のステージを目指す」、そして外商の強化では、外商活動の全国展開の強化や輸出振興の本格化、400万人観光の定着と国際観光の抜本強化が、また地産の強化では、

新技術の導入による第1次産業のステージアップ、本県の強みである紙産業のさらなる競争力強化、産学官民連携によるイノベーションの創出がうたわれており、それらを実現することによって取り組みの成果を拡大再生産へ向け、人材確保・事業承継の取り組み強化、地産外商の成果をさらなる雇用の増加へつなげる計画を立てております。

知事は、これまでの産業振興計画の取り組みをどう分析した上で来年度以降の計画を立て、それを実現するための手法を考えているのか、お聞きいたします。

次に、危機管理部長にお聞きします。応急期機能配置計画の策定について。

来年度は、第2期南海トラフ地震対策行動計画の最終年度であり、ここ2年間で地震津波対策が進んでいることを実感しております。

知事の提案理由説明の中で、命をつなぐための応急期の対策については、まだ不足している避難所について地域地域でその確保対策をしっかりと進めていくと書かれてありますが、私の地元宿毛市では、多くの小中学校が津波被害を受けて避難所として使えないという事態が生じると予想されておりますが、その対策がまだ不十分であると思っております。津波被害を受けるであろう地域で、高台に学校や集会所などの施設がない地域があり、地域住民からは集会所などの高台移転を求める声がありますが、市町村の財政事情等でなかなか実現しないところがあります。

市町村の管轄ではありますが、県として市町村と連携して地域住民の要望を実現することによってどう取り組まれるおつもりか、危機管理部長にお聞きします。

次に、発災後一番必要となるのが、被害者の遗体検案・安置所と仮埋葬の候補地でしょう。岩手、宮城両県でお話を聞いた際にも、とりわ

け仮埋葬地の確保に御苦労されたとのことでした。高知市は現状でも火葬場が不足しており、発災後は確実に仮埋葬地が必要になると思います。

県では、平成26年度は中土佐町をモデルとして、地震発生後に必要となるさまざまな機能の配置について計画づくりを進めているとのことですが、その中で遗体検案・安置所と仮埋葬の機能の確保についてどのように考えているのか、危機管理部長にお聞きします。

次に、福祉行政についてお聞きします。住まいの整備などによる包括的なネットワークづくりについて。

本県においては、高齢者のひとり暮らし世帯は、平成27年度の推計5万2,771世帯から10年後は5万5,177世帯に急増すると想定されています。それに加えて、本県においては低所得者が多いという特徴があります。

そのような状況の中で、国の政策で県内の全市町村が、平成29年4月までに、訪問介護や通所介護などの予防給付を地域支援事業へと移行を開始するとのことあります。ところが、本県においては都市圏と違って、地域支援事業に手を挙げる新たなNPO法人などのサービス提供主体が少ないという現状があります。

そのため、県では来年度から、配慮が必要な高齢者向け住まいの整備に取り組む市町村などを支援することとしておりますが、介護保険制度の見直しに伴う新しい地域支援事業への対応の視点も含めて、その目的と狙いなどについて地域福祉部長にお聞きします。

次に、福祉・介護分野の人材確保対策についてであります。

福祉・介護分野の報酬については、政府が約1万2,000円の報酬アップを決める一方で、介護施設の内部留保が多過ぎることに対する対策として、介護報酬全体でマイナス2.27%の減額と

なりました。

高齢化比率の日本一高い本県にとっては、介護・福祉分野の人材確保は大変重要な施策です。福祉・介護分野への就職は、平成24年のデータでは、ハローワークを通じてが2,613人と全体の92%を占め、それ以外では福祉人材センター、介護福祉士養成学校、県立学校卒業生となっております。県では来年度事業において、福祉就職フェア、就職支援セミナーの開催や介護福祉士資格取得データ等の活用による働きかけなどを行い、新規就業者や復職希望者などの積極的な採用に取り組むと聞いております。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年までに本県で必要となる介護人材の需給見通しはどうか、また今後の介護人材の確保対策を進める上での課題と、それを踏まえた来年度からの取り組み等について、あわせて地域福祉部長にお聞きします。

次に、少子化対策についてであります。

尾崎知事は2年前から、全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチームのチームリーダーとして少子化対策に積極的に取り組んでまいりました。

国においては、平成27年度の政府予算案及び成立した平成26年度補正予算において、人口減少の克服に向けた少子化対策の関連予算が大幅に拡充されることとなりましたが、これまでの国への政策提言活動などを踏まえた知事の認識についてお聞きします。

次に、県ではこれまで、未婚化、晩婚化の対策として、市町村の主催する出会いのきっかけとなるイベントへの助成や県主催の出会いのきっかけ交流会などを開催して、適齢の男女が出会う機会をふやす事業に積極的に取り組んできました。その結果、出会いの機会はふえてきましたが、社会全体での結婚の機運の醸成が必要であるとか、独身者の多様なニーズに応えるイベ

ントが不足しているとか、出会いから交際、結婚につなげるための工夫やきめ細かな支援が必要であるとの課題があると分析しております。

そして、その対策として来年度は、結婚の機運の醸成や出会いの機会の充実、拡大、そして独身者に対するきめ細かな支援の充実などの、結婚を希望する独身者の実情に沿った総合的な支援策をとると聞いておりますが、少子化対策の抜本強化に向けた本県における来年度の具体的な取り組みについて、地域福祉部長にお聞きします。

次に、産学官民連携センターについてお聞きします。

ことし4月に、社会に貢献する知の拠点として新たにオープンする永国寺キャンパスに、産学官民連携センターが開設されることになりました。このセンターは、産業振興のための大きな起爆剤になるものであり、今回の産業振興計画バージョンアップの改定ポイントにも挙げられているものであります。私は、新たなチャレンジを続ける知事の取り組み姿勢には大いに賛同するもので、しっかり取り組んでぜひ大きな成果につなげていただきたいと思うものであります。

一方、これまでの産学官民連携の取り組みを見てみますと、各大学においても地域と連携して産業振興や地域振興に取り組んできたという経過があります。例えば高知工科大学においても、これまでに産学官民で研究開発を行ってきており、成果につながったものもありますが、残念ながら現状では大きな産業が生み出されているとは言いがたい状況ではないかと感じております。

そこで、今回のセンターが起爆剤となって大いに産業振興につながることを期待するものでありますが、今回のセンターにどのような機能を持たせ、どのように活用して産業振興に結び

つけようと考えているのか、知事にお聞きします。

さて、来月にはいよいよ高知県公立大学法人与公立大学法人高知工科大学の2つの法人が統合し、新たな高知県公立大学法人としてスタートを切ることになります。また、永国寺キャンパスは、新しく6階建ての立派な教育研究棟も今月末には完成し、高知工科大学から既存のマネジメント学部を改組拡充した経済・マネジメント学群の学生を招き入れ、個性、風土が異なる2つの大学の学生がともに学び集う新しい試みも始まります。

2つの大学の学生が同じキャンパスで学ぶことによりお互い大いに刺激し合い、教育・研究面を初め、大学間の学生、教員の交流がより促進され、それぞれ大学の活性化につなげていただきたいと思いますし、別の側面から見れば、香美市から高知工科大学の学生が300人以上移ってくることで多くの若者が高知市中心市街地に集まることとなりますことから、中心商店街などの地域の活性化にも寄与することも大いに期待するところです。また、地方創生における地方への新しい人の流れをつくる取り組みとして、地方大学への進学、地元企業への就職を積極的に促進していくことが求められており、ぜひ今回の入学定員の拡充や学びの拡充を初めとする大学改革により若者の地元定着に大きな効果を出していただきたいと思います。

高知工科大学の経済・マネジメント学群については、設置の議論があった当時、学生が集められるのかという心配もありましたが、永国寺キャンパスでスタートする両大学の平成27年度入学生に係る一般試験の志願状況及び県内高校生の推薦枠の状況がどうなっているのか、また今後学生が地元に着してもらうためにどういった取り組みを行っていくと考えているのか、文化生活部長にお聞きします。

次に、中山間対策・運輸担当理事にお聞きします。広域的バス路線の維持・確保に向けた取り組みについて。

これまで、国庫補助路線の維持に関する国、県、市町村の経費負担割合はほぼ均衡してきましたが、平成19年以後だんだんと市町村の負担割合がふえ続け、平成25年度には倍近い負担率となりました。この現状に鑑みて、市町村の国庫補助路線の負担軽減並びに移動手段の確保、強化のために来年度事業で国庫補助路線の負担区分の見直しが行われるということですが、その内容と想定される期間についてお聞きいたします。

あわせて、市町村や広域的路線を運行するバス事業者から、地域のニーズに沿った運行、新たな路線、増収策への挑戦としてさまざまな提案をしていただき、利便性の向上や利用者の増加を通して事業者の収益構造の改善と経営体質の強化を図ることによって持続可能な広域的路線の実現を図るために広域的路線利用促進事業費を創設するとのことですが、その内容についてお聞きいたします。

次に、事業承継支援事業についてお聞きします。

全国に先駆けて高齢化の進む本県において、平成25年度の休廃業の件数は215件と、倒産件数35件の6倍であります。これは全国平均約2.4倍を大幅に超えており、後継者不在による事業者の休廃業数の増加は優良な雇用の場の喪失と本県産業基盤の脆弱化につながるため、円滑な事業承継対策が必要との趣旨で、休廃業の前に支援する仕組みづくりに取り組むということでもあります。

事業承継が進んでいない理由は幾つかあるでしょうが、大きく分けて、将来の展望が開けない、後継者がいない、相談相手がいないなどの理由であろうと思います。この問題は現在、金

融機関で事業者からの相談に応じているようですが、どうしても一定規模以上の事業者が中心となります。

そのような中で、県がどのような事業者を支援できるのかは難しい課題であろうとは思いますが、全国において事業承継に対応する政策がとられている今、高齢化の先進県である本県ではどんな特徴ある取り組みを行おうとしているのか、商工労働部長にお聞きします。

次に、ものづくり産業強化事業費補助金について商工労働部長にお聞きします。

産業振興計画でものづくりの地産地消に取り組み、これまで積み上げてきた施策により徐々にではあるが製品出荷額は増加し、防災関連製品など全国展開を見据えた製品もあらわれ始めました。平成26年度はものづくり地産地消・外商センターを設置し、ものづくりへの支援体制を抜本強化し、外商支援による成約額は1月末で対前年同時期比45%増で推移するとともに、新たなビジネスプランが策定され始め、平成27年1月末で36件着手されていると聞いております。

本県経済の飛躍のためには、生まれ始めたビジネスプランの実行や海外展開など、企業の挑戦を一層後押しすることが必要との判断で、これまでにあった研究会発事業化支援事業費補助金、ものづくり地産地消・外商推進事業費補助金、そして設備投資促進事業費補助金を統合して、ものづくり産業強化事業費補助金を新たに創設しました。この補助金は、海外への事業展開に取り組む企業についても支援を拡充することですが、その内容と、この事業によってどのような効果が期待できるのか、部長にお聞きします。

次に、農業振興についてお聞きします。次世代施設園芸モデル事業について。

高知県はかつて園芸王国と言われましたが、

現在はその復活を目指して官民挙げて取り組んでおり、そのかなめとなる取り組みが、次世代型こうち新施設園芸システムの普及であると思います。

現在、国庫事業を活用して四万十町で建設が進められている次世代ハウスは、1.4ヘクタールが2棟と1.5ヘクタールが1棟と、まさにその頂点となるオランダ型の大規模なハウス整備となっております。1農家当たりの経営規模の小さい本県の農業では、これだけの規模での整備は広がりにくいと思います。

そのため、高知の土地条件や農家の経営実態に応じた規模で対応できるよう、今年度9月補正で立ち上げられた次世代施設園芸モデル事業に期待しているところでありますが、その進捗状況と、今後どのような展開を目指しているのか、農業振興部長にお聞きします。

次に、環境制御技術導入加速化事業についてお聞きします。

この事業は、二酸化炭素濃度をコントロールすることにより収益率を向上させることができるということで、本県の農業生産額の向上を図ることができるのではないかと期待されます。

オランダと日本との規模の違いや、本県の農家に対する宣伝不足などの課題があると聞きますが、この事業の内容と、普及に当たっての課題と将来の展望について、部長にお聞きします。

次に、大規模施設園芸の県外企業誘致についてであります。

今回、農業分野で企業誘致に取り組むとのことですが、1次産業における企業誘致の先行事例として、かつて漁業でハマチやタイの養殖が盛んな時代に、大手商社などが養殖業に資本参加し地元の漁業者の名義で養殖に取り組んだことがありました。しかし、景気の落ち込みで養殖業がもうからないとわかると、そういう県外企業はあつという間に資本を引き揚げた

事例があります。

こうした過去の事例を踏まえると、県の補助金をこういう事業に投入して失敗すると問題が生じます。大規模施設園芸の県外企業誘致においては相当慎重にしなければならないと思いますが、部長の所見をお聞きいたします。

次に、担い手育成・確保対策事業、農地中間管理事業についてでございます。

今後の農業の展開を考えたとき、担い手の確保と農地の確保は重要であると思います。農業一本で生活する意欲ある農業者から、もっと農地が欲しいという話は何度も聞かされました。そこで、農地中間管理機構が貸し手と受け手の調整役をすることは大いに期待しているところでもあります。

ところが、現在、受け手の要望面積が約412ヘクタールに対して、出し手側は95ヘクタールと聞いております。余りに差があり過ぎますが、この原因をどう分析しているか、またその対策はどうするのか、部長にお聞きします。

次に、林業振興についてでございます。

本県においては、一昨年的大型製材工場高知おおとよ製材の稼働に続き、ことしに入って宿毛市と高知市で木質バイオマス発電設備が稼働し、さらに来年度には、新たなCLTパネルの材料となるラミナの生産工場が県の補助を受けて稼働する予定であるとのことです。林業振興にとってまたとない機会が到来しましたが、これらの施設に供給する原木の供給体制が整うかどうか課題となっております。

県の林業振興・環境部では、平成27年度の原木生産量を72万立方メートルとする目標を掲げておりますが、平成26年度の見込みは54万立方メートル程度と見込まれております。この原因は、山で働く林業従事者が不足しているという現状があります。

県では来年度事業として、小規模林業事業者

に対する支援や林業学校の新設に取り組んで林業従事者を確保するとのことですが、そのためには、山で働くことにより安定した収入が得られるというモデルケースを提示することが必要ではないかと思えます。これは今後人材不足が心配される建設業界でも同様ですが、年収がどの程度見込めるかのある程度のめどがなければ人材は集まらないでしょう。ことし林業従事者が減少しましたが、その原因は、待遇のいい他業種への転換ではないかと考えられます。

もちろん雇用するのは民間ですので、県がどんな形でかかわれるのかは検討する必要がありますが、県として林業従事者の確保についてどのようなお考えを持っているのか、林業振興・環境部長にお聞きします。

次に、CLTパネルの普及についてお聞きします。

尾崎知事は非常に熱心にこの問題に取り組まれ、何度も国の担当省庁に要望活動を続けておられます。CLTパネルの普及は、本県の林業振興にとって大いに期待の持てる事業であります。

私も2年前に、このCLTパネルの先進国であるオーストリアのウィーンを訪れ、CLTパネル工場を見学し状況を調査したことがあります。

CLTパネルの普及に関して、我が国においては建築基準法の耐火基準という大きな壁があり、またヨーロッパにおける主要木材であるモミノキやエゾマツなどに比べて、本県に大量にある杉材は強度が若干劣るということがあります。これらの課題についての林業振興・環境部長の認識とそれを克服するための戦略についてお聞きします。

次に、水産振興についてであります。

県では、水産物の販売力の強化と魚価の向上のため、都市圏でのさらなる外商の強化に取り

組むとのことであります。そのため、第1として、高知家の魚応援の店登録店舗数の増大と県内業者とのマッチング機会の充実等による取引の拡大、第2に、築地につぼん漁港市場を活用した、首都圏における県産水産物のPRと外商活動の推進支援、第3に、漁協の販売子会社の機能を生かした応援の店や漁港市場の活用による外商の強化、第4に、高品質な水産物を取り扱う取引先の開拓と高鮮度出荷体制の構築、第5に、大阪市場とのネットワークを生かした関西の量販店でのフェア等の開催、以上の高知県の水産業振興のための5つの事業は、他県では愛媛県漁連、香川県漁連、長崎県漁連などの活動がよく知られており、それぞれ成果を上げていると聞いております。

ところが、本県においてはさまざまな事情で、高知県漁連がそういう活動をする事ができませんでした。そこで、県水産振興部が取り組むことになったものだと思います。この取り組みの現状と今後の見通しについて水産振興部長にお聞きします。

また、この事業は何年か先に県1漁協やすくも湾漁協などに引き継いでもらう必要があると思いますが、長期的な視点についてはいかがお考えか、あわせてお聞きします。

次に、カンパチ、クロマグロの種苗生産、中間育成ビジネスについてお聞きします。

クロマグロの昨年の取り組み結果は、ふ化には成功したが、沖出し後1カ月半ほどで死滅したと聞いております。知事の提案理由の説明では、順調に成果も出始めているところですが、私は近畿大学がマグロの前にマダイの人工ふ化に取り組んだ当時から経緯を少しではあるが見てまいりました。また、他の民間事業者が人工ふ化に取り組んだ経緯も聞いており、魚の人工ふ化はそれほど甘いものではないと考えております。今年度ふ化に成功したから

とって来年も同様にできるとは考えないほうが良いと思うし、沖出しからの成長も、毎年海の状況は変わるので、それほど簡単ではないと思います。

マグロの人工ふ化について来年度はどの段階までの成功を目指すのか、またこの事業は長い目で取り組んでいってほしいと考えておりますが、水産振興部長の御所見をお聞きします。

あわせて、カンパチ人工種苗の養殖現場への導入と、さらなる品質の向上に向けた生産技術の開発についても、現状と今後の見通しについて部長にお聞きします。

次に、土木行政についてお聞きします。

平成26年度の普通建設事業費は約993億円、対前年度比146億円、17.3%の増であり、そのうち土木部の関連予算は約502億円、前年度から23億円の増でした。そして、今議会に提案されております平成27年度普通建設事業費は約1,000億円、そのうち土木部関連予算は約544億円と、南海トラフ地震対策費の事業がふえたことによりここ数年大幅に伸びており、県経済の活性化につながると期待されているところであります。

例年、公共工事においては、4月から6月にかけての端境期には工事量が極端に少なく、以前より建設業界から工事の平準化の要望が出されておりました。そこで、一昨年12月に、工事の発注に関して翌年度への繰り越しを見越した特例発注の相談を受け、前向きに承認したところであります。

私は昨年、県内各土木事務所並びに高知県建設業協会の12の支部を全て訪問し、所長並びに建設業協会幹部から実情を聞きました。その結果、土木部の公共事業に関し、平成26年4月から6月にかけての端境期に工事量を十分に確保できなかったことがわかりました。

そこで土木部長にお聞きします。4月から6月にかけての端境期に工事量が少ないことの認

識をどう考えているのか、またその解決策の一つとして平成26年12月議会において県単工事を前倒しする議案が可決されたところでありますが、平成27年度はどういう対策を打つのか、お聞きします。

次に、高知新港、須崎港、宿毛湾港の重要港湾3港における地震津波対策についてお聞きします。

東日本大震災において釜石市や田老町などの津波被害に遭った港湾において、沖防波堤は破壊されたものの、津波の予想浸水高を低く抑える効果があったことや、最大津波が居住地に達する時間を数分おくらせることにより人的被害を抑える効果があったことなどの防災・減災機能があったことが証明されました。

本県においては、須崎港の沖防波堤以外は津波を想定してつくられた防波堤ではありませんが、高知新港においても宿毛湾港においても、背後に控える工場や居住地域の津波被害を低減させる防災・減災効果が期待されております。また、須崎港と宿毛湾港は、巨大地震発災後は道路が寸断されるため、内陸部に設置される総合防災拠点と連携して、救援物資の輸送拠点として輸送機能や物流機能の確保も求められるところでもあります。

県では、今後も防波堤の延長、強度補強などのハード整備工事を続ける計画があると聞いておりますが、重要港湾3港における防波堤による津波対策の現状と課題について、土木部長にお聞きします。

また、地震発災後の航路啓開計画を含む港湾での事業継続計画、いわゆる港湾BCPについても現状と課題についてお聞きします。

また、今年度新たに供用開始された高知新港の水深12メートル岸壁と水深11メートル岸壁が、静穏度の問題で利用に支障が出ているとの報道がありました。高知新港は天然の港ではないと

ころに港湾をつくったので、防波堤の建設経過次第ではこの問題が起き得ることがかねてより指摘されておりました。

東第1防波堤と南防波堤については、まだ完成途中ではありますが、この問題にどのように対処するのか、部長にお聞きします。

次に、土砂災害対策の推進についてお聞きします。

一昨年伊豆大島の土砂災害や昨年の広島市の土砂災害では多くの人命が失われ、改めて土砂災害のすさまじさが認識されたところであり、ここ数年毎年のように日本各地で記録的豪雨による大規模な土砂災害が発生し、とりわけ広島市の土砂災害以後、国の対応が変わったと聞いております。

また、本県でも過去には、土佐山田町繁藤の土砂災害で多くの犠牲者を出しました。豪雨災害時には、市町村による避難勧告や避難指示を出すタイミングが何度か問題として取り上げられましたし、土砂災害警戒区域のさらなる指定と住民に周知させる問題などソフト上の問題もあります。

そして、急傾斜地崩壊対策事業やがけ崩れ住家防災対策事業などハード整備とあわせて、土砂災害警戒区域指定のさらなるスピードアップ、土砂災害危険箇所についてもさらなる周知、そして住民の避難行動に結びつく訓練のさらなる充実などについてどのような対策を考えているのか、土木部長にお聞きします。

次に、河川における災害防止対策の促進について。昨年は、夏場の台風による豪雨災害が四万十町や日高村、いの町などで発生し、家屋の浸水被害が多数発生しました。人的被害がなかったことが不幸中の幸いでありました。

この地域では過去にも浸水被害が起きており、抜本的な対策が求められますが、今後の対応について土木部長にお聞きします。

次に、教育についてお聞きします。

高知県教育振興基本計画重点プランが、来年度、計画期間の最終年度を迎えます。県教育委員会では、この重点プランに掲げた知・徳・体それぞれの目標の実現に向けて、これまでさまざまな取り組みが進められてきたと思います。

初めに、知についてであります。

全国学力・学習状況調査の結果を見ると、平成19年度からは上昇傾向にあるものの、B問題を初め、やや足踏みの傾向にあり、さらなる学力向上を図っていくためにはもう一段の取り組みの強化が必要であると思います。

一方、国においては昨年12月22日に中央教育審議会から、「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」の答申がなされました。この答申においては、日本が目指す未来の姿を明らかにした上で、教育改革における大きな課題の一つであり、かつこれまで実現が困難とされてきた高大接続改革を初めて実現するための方策として、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的、抜本的な改革が提言されております。これまでの1点刻みの知識を問う試験ではなく、知識の活用力や論理的思考力を見る新しい共通試験の導入等を柱とするこの高大接続の改革は、単に大学入学者選抜のあり方にとどまらず、高校教育や大学教育、さらには義務教育も含めて大きく変えることにつながるものであります。

また、この答申に先立ち、昨年11月20日には、高等学校までの教育内容を定める学習指導要領の全面改訂が中央教育審議会に諮問され、検討が始まっています。今回の諮問においては、小学校における英語の教科化や高等学校における日本史の必修化など、何を教えるのかということに加えて、高大接続改革もにらんで、みずから課題を発見し解決する力を身につけられるよ

うに、学習方法や指導方法のあり方の検討も進められることになっております。新学習指導要領は平成32年度の小学校での実施を初めとして順次実施され、また新しい大学入試も平成32年度から実施される予定であり、残された期間は少ないのではないかと考えます。

こうした国の教育改革の動きを踏まえて、今後本県の子供たちの学力をどのように向上させていくおつもりなのか、教育長にお聞きします。

次に、徳についてであります。

本県の子供たちの不登校や暴力行為、中途退学などの生徒指導上の諸問題の状況は、依然として厳しい状況が続いております。子供たちを取り巻く環境がますます厳しさを増す中で、生徒指導上の諸問題の状況を改善していくため、教育委員会ではさまざまな取り組みを進めておりますが、規範意識や思いやりの心などの豊かな人間性を育む道德教育を充実していくことが大切だと考えます。

国においては昨年10月21日に中央教育審議会から、「道德に係る教育課程の改善等について」の答申が出されました。この答申では、道德の時間を特別の教科道德として位置づける、道德教育の目標を明確で理解しやすいものに改善する、道德の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善する、多様で効果的な道德教育の指導方法へと改善する、特別の教科道德に検定教科書を導入する、一人一人のよさを伸ばし成長を促すための評価を充実するといった道德教育の充実の方向性が示されています。

この答申内容を実現するための取り組みが進められていくこととなりますが、こうした道德の強化などの動きを踏まえて今後本県における道德教育の充実にどのように取り組んでいくのか、教育長にお聞きします。

次に、体についてであります。

2020年に東京での開催が決定したオリンピッ

ク・パラリンピックは、日本が今後とも国際社会の中で発展していく一つの契機となります。県教育委員会においても、昨年秋にはスポーツ推進プロジェクト検討会を立ち上げ、本県におけるスポーツの現状と課題を整理し、スポーツの振興を図っていくための基本理念、基本方針を定めた上で、2020年までに取り組む対策を網羅したスポーツ推進プロジェクト実施計画の策定を予定しております。

本県においては、高知国体において強化対策を図ったが、国体が終わればもとのもくあみとなりました。そのときの結果を踏まえて、今回の実施計画の検討を通じて明らかとなった本県のスポーツに関する現状と課題にはどのようなものがあり、また課題を克服するための対策としてどのようなことを考えているのか、教育長にお聞きします。

また、オリンピック・パラリンピックに本県出身の選手が出場することは、県民にオリンピック・パラリンピックやスポーツそのものを身近に感じてもらい、県民を勇気づける大きな意義があると考えます。実施計画に基づく対策を行うことで、オリンピック・パラリンピックや国体の選手、スポーツ分野で活躍する選手などを育成していくことが期待されますが、こうした選手の育成に関する決意を教育長にお聞きします。

次に、警察本部長に、特殊詐欺対策についてお聞きします。

平成26年の全国の特種詐欺事件の認知件数は1万3,371件、被害総額559億4,300万円余となっております。平成26年度版警察白書によりますと、平成23年以降、主に高齢者が被害者となっているおれおれ詐欺において、現金を直接受け取る手口が広がり、その被害総額が増加しました。また、平成22年ごろから、未公開株や社債の取引を装う金融商品等取引名目の詐欺等、振

り込め詐欺には該当しない特殊詐欺が多発したため、警察ではこれらについても振り込め詐欺と同様に対策の対象とすることとしました。それ以降も、特殊詐欺全体の認知件数及び被害総額はそれぞれ増加を続けているとのことでした。

本県においては、特殊詐欺の認知件数は78件、被害総額5億6,600万円余となっております。この本県における認知件数と被害額は、5年前の40件、被害総額1億5,200万円から大幅に増加しております。また、人口1万人当たりの特殊詐欺被害額は749万円で全国第1位だと報道されております。そして、被害者は高齢の女性が大きな割合を占めております。

最近の傾向として、以前多かったいわゆるおれおれ詐欺は6.4%と減少し、架空請求が48.7%、金融商品等の手口が15.4%と、この2つの手口が突出しております。マスコミなどでも特殊詐欺への対策は連日報道されており、なおかつ金融機関においても窓口で現金振り込みの際にはチェックをかけており、それによって詐欺に遭うことを未然に防ぐことができたことが時々報道されますが、さきに述べたようにこの特殊詐欺の被害は年々ふえているのが現状です。

そこで、警察本部としては今後、特殊詐欺による被害減少のためにどのような対策を考えているのか、本部長にお聞きします。

以上で私の県議会における一切の質問を終わります。16年間にわたり、知事初め執行部の皆様、そして同僚県議の皆様大変お世話になりましたことを心から感謝して、質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 中面議員の御質問にお答えをいたします。

まず、財政健全化に係る要因についてお尋ねがありました。

今回の予算編成に当たりましては、全国に先

駆けて人口減少が進む中、人口減少による負の連鎖の克服に向け、経済活性化の取り組みなど課題解決先進県を目指した取り組みを大幅に加速しながらも、財政の健全性を確保できるよう十分意を用いたところであります。

具体的には、まず歳入面では、景気回復などによる県税収入の大幅な増加などを見込むことにより、前年度を大きく上回る一般財源を確保いたしております。特に県税収入については、平成26年度の決算見込みや主要法人に対する各県税事務所のヒアリング結果、税制改正の影響など考慮できる要素を慎重に検討し、保守的に見積もっても前年度を約73億円上回る約607億円と大幅な増加が見込まれております。

あわせて、国の有利な財源も積極的に活用したところであります。特に、新たに創設されたいわゆる地方創生先行型の交付金につきましては、ver. 4に改定いたします第2期産業振興計画に基づく新たな事業や、集落活動センターといった小さな拠点関連事業などに幅広く活用しております。

また、歳出面では、行政のスリム化による人件費の抑制や積極的な事業の見直しを行うなど、歳出削減に徹底して取り組んだところであります。特に事業の見直しに関しては、昨年度に引き続き裁量的経常経費にマイナスシーリングを設定した上で課題解決先進枠を拡充することにより、事業の積極的なスクラップ・アンド・ビルドを促したところです。

加えて、予算編成の過程においても、例えば産業振興計画関連予算については、予算案の決定までの間に産業振興推進本部会議を6回開催するなど、施策の執行状況を確認しつつ、その課題や対策について徹底的に議論を重ね、施策の実効性の向上と効率化に努めたところであります。同様に、日本一の健康長寿県構想については各課と私との個別協議や推進会議において、

また南海トラフ地震対策についても同様に個別協議や推進本部会議において、それぞれ徹底的に議論を重ねるなど、各政策分野の課題解決のためにPDCAサイクルに基づく不断のチェックを行いながら、アウトカムを意識した事業の見直しに組織として徹底して取り組んだところであります。

その結果、課題解決推進枠の仕組みの中での見直しだけを見てみましても、昨年度を上回る約15億円、計152件の事業の見直しを実現するとともに、それにより生じた財源を活用して約28億円の課題解決先進枠を確保し、118件の事業のさらなるバージョンアップを図っております。

以上のように、今回の予算編成においてはこれまで以上に歳入の確保と事業のスクラップ・アンド・ビルドに徹底して取り組んだところであります。このような徹底した取り組みの結果、県債残高の減少傾向を引き続き維持するとともに、昨年9月時点の推計を54億円程度上回る213億円程度の来年度末の財政調整的基金残高を確保できる見通しとなるなど、財政の健全性を一定確保することができたものと考えているところでございます。

次に、集落活動センターについて今後どのように取り組んでいくのかのお尋ねがありました。

平成24年度から中山間対策の核となる取り組みとして全庁を挙げて推進しております集落活動センターは、今年度末に17カ所となる見込みであり、他の地域においても立ち上げに向けた準備が着実に進められているところです。

こうした中、これまで県が先行して推進してきた集落活動センターなどの取り組みが小さな拠点といった形で国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の主要施策に位置づけられたことは、大変力強い後押しとなるものと考えております。こうした国の動きも追い風にしながら、今後、

集落活動センターの取り組みをもう一段力強いものとするとともに、住民の皆様にとってより魅力あるものとしていくためには、経済活動を主とした機能面の充実と県内各地へのさらなる広がりが求められます。

そのため、現在立ち上げを準備している地域に対しては、地域の実情に合った地産外商につながるビジネスプランづくりや実践を支援するとともに、開設から3年が経過し活動の基盤が整ってきた集落活動センターについては、経済活動の拡充を図る取り組みを新たに支援することにより、運営の安定と継続、発展を目指してまいります。またあわせて、担い手の育成と確保が重要でありますので、地域内の人材に加え、高知ふるさと応援隊を初めとした地域外の多くの人財を積極的に誘致する移住促進対策ともしっかり連動させながら、より一層取り組みを強化してまいります。

こうした取り組みを通じまして、集落活動センターのいわゆるロールモデルをつくり、県内外に発信するとともに、ポータルサイトの構築などにより、より多くの方にセンターの活動を身近なものとして知っていただき、今後取り組みを始める地域の機運を醸成し、集落活動センターの拡大をさらに加速させてまいりたいと考えております。集落活動センターが、地域地域の暮らしを支えるだけにとどまらず、地域における新たな事業の展開や起業につながるようなさまざまな活動の拠点となり、将来的には中山間地域で若者を初め誰もが一定の収入を得ながら暮らし続けることができる本当の意味での地方創生の取り組みとなりますよう、市町村や地域の皆様とともに全力で取り組んでまいります。

次に、総合戦略の策定と実践に県はどのような方針、スケジュール感で対処していく考えかとのお尋ねがございました。

本県におきましては、全国に先駆けて人口減

少や高齢化が進む中、経済の活性化を初めとする5つの基本政策と、中山間対策の充実・強化など基本政策に横断的にかかわる政策に積極的に取り組んでまいりました。とりわけ経済の活性化では、地産外商戦略や移住の促進などを柱とする産業振興計画を通じ、人口減少が招く経済規模の縮小やそれによる若者のさらなる県外流出といった本県経済の根本的な課題に真正面から向き合い、県勢浮揚に向けて全力で取り組みを進めてまいりました。

今議会には、国の地方創生関連予算をも活用した産業振興計画のバージョンアップを図るための予算も提案させていただいているところであります。この中では、地産の取り組みをさらに強化するとともに、外商の取り組みも一層強化し、加えてこの地産外商の成果を拡大再生産につなげていくため、現行の産業振興計画を大幅にパワーアップした形で、一連の総合的な政策群を計上させていただいております。

あわせて、少子化対策の抜本強化につきまして、改定いたしました第2期日本一の健康長寿県構想ver. 4に盛り込み、また中山間対策の核として集落活動センターのさらなる普及拡大を位置づけるなど、地方創生に係る施策を計上したところでありまして、これらが国が求める総合戦略におおむね当たるものだと考えております。

また、県と同じく地方版総合戦略の策定主体となる市町村には、県の産業振興計画などを踏まえ、市町村版の総合戦略に掲げた取り組みを産業振興計画の地域アクションプランに位置づけていただくなど、できる限り県と方向性を一にした総合戦略を策定していただくことが重要だと考えております。こうしたことから、県の総合戦略を策定するとともに、市町村の総合計画の策定支援を総合的に行いますため、産業振興推進部が地方創生の業務を総括的に担うこと

とし、専任の企画監等を配置するなど体制を大幅に強化し、官民協働、市町村政との連携・協調のもと、地方創生に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、まずは第2期産業振興計画ver. 4などをベースに、本年度内にも総合戦略の暫定版を取りまとめたいたいと考えております。その上で、国に対して本県の取り組みをしっかりと伝え、理解していただき、国の総合戦略の見直しや平成28年度予算概算要求に反映されるよう政策提言を行ってまいりたいと考えております。そして最終的には、今後策定する予定の本県の人口展望を含んだ人口ビジョンなども踏まえ、来年度の半ばにも確定版として取りまとめたいたいと考えているところでございます。

次に、これまでの産業振興計画の取り組みをどう分析した上で来年度以降の計画を立て、それを実現するための手法を考えているのかのお尋ねがありました。

本県の人口減少の負の連鎖に陥っているという構造的な問題に正面から向き合い、県勢浮揚を図るため、5つの基本政策とこれに横断的にかかわる政策に積極的に取り組んでまいりましたが、特に産業振興計画においては、活力ある県外市場に物を売って外貨を稼ぐ地産外商を全体戦略として全力で挑戦を続けてまいりましたが、その結果、お話にありました地産外商公社の成約件数や製造品出荷額等の増加のほか、年間の県外観光客受け入れ数においても、以前は310万人前後で推移していたものが、平成25年、26年と2年連続で400万人を超える見込みとなるなどしているところであります。本県の有効求人倍率を見ましても、平成21年以前は0.5倍前後であったものが、本年度は過去最高水準である0.8倍台で推移いたしております。

一部に見え始めたこうした成果は、以前は全

国の景気回復の波に乗れなかった本県経済が、地産外商を強力に進め、首都圏を中心とした全国の経済とのパイプを太くしてきたことも一助になっているものと考えておまして、県経済全体としては、地産外商の戦略により、よい方向に向かっていると云えるのではないかと考えております。

ただ、有効求人倍率が過去最高と申しましたもたかだか0.8倍台にとどまっていること、また地域における担い手不足や事業承継問題といったように、取り組みが進んできたからこそ改めて見えてきた課題も多くありますことから、今の方向性は維持しつつも、さらにパワーアップした取り組みを行っていかねばならない状況にあると考えているところであります。

そのため、これまでの6年間の取り組みの積み重ねにより整えてまいりましたそれぞれの分野の取り組みを土台といたしまして、平成27年度は地産の取り組みをさらに強化するとともに外商の取り組みも一層強化し、加えてこの成果を拡大再生産につなげていくための取り組みを強化するという3つの取り組みを柱として産業振興計画をバージョンアップしてまいりたいと御説明してきたところであります。

次年度以降の具体的な取り組みといたしましては、まず1つ目の柱である地産の強化に関しては、次世代型こうち新施設園芸システムやCLT関連産業の振興、養殖における人工種苗の生産・中間育成ビジネスの展開などのように新技術の導入による第1次産業のステージアップを図ることや、本県の強みである紙産業の振興を新たに付加すること、産学官民連携によるイノベーション創出の拠点となる産学官民連携センターの開設を図ることなどの取り組みを進めてまいります。

2つ目の柱である外商の強化では、地産外商公社の体制強化により外商活動の全国展開を図

ることや、400万人観光の定着を目指した広域観光組織の機能強化を図ること、高い専門性を持つ人材配置等による貿易や国際観光の抜本強化を図ることなどに取り組んでまいります。

3つ目の柱である地産外商の成果を拡大再生産へとつなげる取り組みの強化では、事業承継・人材確保センターの開設や就農コンシェルジュの配置、林業学校の開校といった新たな担い手の確保対策を行いますとともに、こうした人材が活躍することで雇用拡大や設備投資の好循環につながりますよう、事業者の設備投資に対する支援制度や体制をさらに強化し促してまいりたいと、そのように考えているところであります。

また、これらの取り組みを進めるに当たっては、こうした大きな政策群同士を連携させプラスのスパイラルを生み出していくことや、官民協働や市町村との連携・協調、県外企業との連携や外部人材のネットワークなどさまざまな対外的な連携をさらに強化するという方針のもと、平成27年度末の目標はもとより、その先の目標達成に向けて引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えております。その際には、国の地方創生の動きを追い風として最大限に活用し、産業振興計画等の目指す目標達成につなげてまいりたいとの考えでございます。

次に、これまでの政策提言活動などを踏まえた少子化対策関連予算の大幅な拡充についてのお尋ねがありました。

私はこれまで、全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして、少子化の問題は国家的な危機を招きかねない待ったなしの課題であり、直ちに抜本的な対策の強化に取り組む必要があることを国に対し重ねて訴えてまいりました。昨年夏の全国知事会議では、少子化対策の抜本強化に向けた提言に加え、少子化問題への強い危機感をあらわす非常事態宣

言を取りまとめ、地方が取り組む少子化対策の予算的な後押しや、若い世代の結婚、子育てを応援するための新たな税制の創設などの必要性を、安倍総理や少子化担当大臣を初めとする関係の各方面の方々に強く申し入れてきたところであります。その結果、今回、少子化対策に関連する予算が、質・量ともに非常に手厚い形で措置されましたことは、大変大きな成果であったと受けとめています。

具体的には、まず補正予算において、地方自治体の効果的な少子化対策を推進するための地方創生先行型の交付金に加え、多子世帯への経済的な支援なども可能とする消費喚起・生活支援型の交付金が創設されますとともに、地域少子化対策強化交付金が昨年度に引き続き確保されるなど、地方の取り組みをしっかりと後押しするとともに、その創意工夫が活かされる予算の中身となっております。また、当初予算案では、消費税率引き上げの先送りが決定される中で、4月スタートの子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に向けてサービスの量的拡充と質の向上を図るために必要となる十分な財源が確保されております。さらには、平成27年度の税制改正において、高齢者が若い世代の結婚、子育てを後押しする仕組みとして贈与税の非課税措置が創設されますなど、これまでの全国知事会の主張をしっかりと受けとめていただき、国と地方のこの問題に対する危機感の共有が一定図られたのではないかと認識いたしているところでございます。

本県といたしましてもこの機を逃すことなく、「誰もが希望の時期に子どもを生み育てやすい環境づくり」に向けまして、こうした一連の財源の積極的な有効活用を図ることなどにより、結婚から子育てまでのライフステージに応じたきめ細やかな対策を積極的に推進をしてまいります。

最後に、産学官民連携センターにどのような機能を持たせ、どのように活用して産業振興に結びつけるかについてお尋ねがありました。

平成27年4月に永国寺キャンパスに開設する高知県産学官民連携センターには、知の拠点、交流の拠点、人材育成の拠点という3つの拠点機能を持たせることとしております。

1つ目の知の拠点機能では、企業や地域などのニーズに対応した産学官民連携に向けたワンストップ窓口を設置いたしますとともに、事業化に向けた支援プログラムを実施してまいります。

2つ目の交流の拠点機能では、県内のみならず県外からもより多くの人材や知恵を呼び込みながら、さまざまな連続講座やワークショップを開催するなど、産学官民の交流の機会を積極的に設けることでさまざまな課題解決やビジネスチャンスにつなげる仕事をしてまいります。

3つ目の人材育成の拠点機能では、さらにバージョンアップした土佐まるごとビジネスアカデミーなどの研修事業を実施するとともに、大学等が実施する社会人教育等の情報発信を一元的に行い、産業人材の育成につなげてまいりたいと考えております。

こうしたセンターにおける交流や学びの機会でも生まれたさまざまなアイデアを、県内外の大学等の知恵やノウハウを活用した一連の支援プログラムにより具体的な事業プランとして磨き上げていくことで、新たな事業展開へとつなげてまいりたいと考えております。

具体的には、1つ目の知の拠点機能のワンストップ窓口へ相談してきた方を、2つ目の交流拠点の機能の連続講座等や、3つ目の人材育成の拠点機能の各種研修事業等につなげ、そこから生まれてくるアイデアや構想の芽に対してセンターのスタッフが評価を行い、新たなプロジェクトにつながるよう支援をしてまいります。例

えば、有望なアイデアに対しては、関係部局や専門的なアドバイザーが事業化に向けたサポートを行いながらアイデアを磨き上げたり、また必要に応じて事業可能性の検証等のための調査や研究費用に対する助成を行ってまいります。最終的には、事業構想の実現可能性に対する認定をセンターとして行い、認定を受けたものについては、国や県あるいは関係団体等が実施している産業振興のための本格的な事業化支援事業などにつなげていくことなどとしていきたいと考えております。このように、センターにおいてアイデアや構想を事業化につなげるための最初のステップを強力に支援してまいりたいと考えているところであります。

以上のように、センターが3つの拠点機能を十分に発揮し、県内外からの多くの英知を取り込みながら、産学官民連携によるイノベーションの創出を誘発することで産業振興につながるよう果敢に挑戦してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(危機管理部長野々村毅君登壇)

○危機管理部長(野々村毅君) 南海トラフ地震対策について、集会所などの高台移転を求める地域住民の要望に市町村と連携してどう取り組むつもりかとお尋ねがございました。

最大クラスの地震による被害想定避難者数を踏まえ、現時点で避難所の確保状況を見ますと、発災1週間後には県内で約7万人分が不足し、宿毛市だけでも9,000人分の不足が見込まれます。

宿毛市においては、新たな避難所の指定や学校の校舎利用など避難所の確保対策を進めていますが、それでも不足を解消できる状況にはありません。そのため、お話にありました、高台へ避難所となる集会所などを新たに建てることも有効な手段の一つだと考えております。

こうした避難所の確保に対する支援制度として、市町村が避難所として利用する集会所を新たに建てる場合や津波浸水区域から学校を移転する場合には、有利な起債である緊急防災・減災事業債を活用することができます。さらに、集会所につきましては、防災に関する施設の整備を支援する都市防災総合推進事業も活用することができ、これは用地の取得や建築の費用が対象となります。また、津波対策のため学校を移転する場合には、来年度、建築の費用を対象とする新たな国庫補助制度も設けられる予定と聞いております。

現在、県内を4つのブロックに分け、市町村と連携し、避難所の確保や市町村を越えた広域避難について検討を行っており、そうした協議の場でこれらの支援制度について改めて周知を行い、市町村における避難所のさらなる確保につなげてまいります。

次に、遺体検案・安置所と仮埋葬の機能の確保についてどのように考えているのかのお尋ねがございました。

発災後には、避難所や遺体検案・安置所、応急救助機関の活動拠点、災害廃棄物の仮置き場、応急仮設住宅など、さまざまな機能に必要な施設や一定の広さを持った用地を確保しなければなりません。応急期の対策を具体的に検討するに当たっては、これらの機能を公共施設や公共用地を中心に確保する計画をそれぞれの市町村において事前につくっておいていただく必要がありますので、中土佐町をモデルに具体的な計画を策定し、その過程を手順書に取りまとめることといたしました。この手順書では、施設や用地がどれだけ必要になるのか、どういったところに配置すべきか、時間の経過を踏まえて機能をどのように置きかえるのかといったことを整理することとしております。

お尋ねのありました遺体検案・安置所につき

ましては、東日本大震災の事例によると、既に休廃校となっていた学校の体育館などを発災直後から利用していた事例が多くありました。また、収容能力以上の遺体が運ばれ、新たに別の施設を用意しなければならなくなった事例もありました。一方、仮埋葬地は公共の墓地や公園などが使われていましたが、地域によっては適地が少なく、用地の選定に苦慮したという事例も見受けられました。

遺体検案・安置所につきましては、これらの東日本大震災の事例を参考にすると、それぞれの市町村で発災直後から必要、他の機能と重複は避けなければならない、一定規模以上の公共施設や公共用地が必要といった要件を満たしながら、最優先で確保されるべきものと考えております。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○地域福祉部長(井奥和男君) まず、高齢者向け住まいの整備について、地域支援事業の見直しへの対応を含めた目的と狙いなどについてのお尋ねがございました。

来年度から新たに取り組みます高齢者向け住まいの整備につきましては、今後急増するひとり暮らしの高齢者への対応の必要性といったことや、特別養護老人ホームが要介護3以上の中重度者を支える施設へと重点化されることなどを踏まえ、配慮を必要とする高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることのできる住まいの確保を目的として取り組むものでございます。

具体的には、要支援などの状態にある低所得でひとり暮らしなどといった配慮を必要とする高齢者が低廉な家賃で入居し、見守りや配食などといった日常生活を支援するサービスを利用しながら安心して地域生活を送ることのできる集合住宅的な住まいの整備に取り組む市町村などを積極的に支援することといたしております。

一方で、入居者の日常生活を支えるサービスを確保するためには、これまで本県が独自に進めてまいりましたあったかふれあいセンターなどを、こうしたサービスを提供する新しい地域支援事業の拠点施設として有効活用することが効果的だと考えております。このため、施設の改修や職員のスキルアップなどに取り組む市町村を積極的に支援するなど、地域の実情に応じたサービス提供体制の整備などもあわせて進めてまいります。

こうした住まいの整備とサービスの確保といったハードとソフトの両面から新たな地域の支え合いのネットワークを構築することなどによりまして、将来的な社会保障負担を軽減する効果や地域の雇用を創出する効果などといったことも見込まれますことから、高知型福祉の充実に向けた取り組みを中山間地域の活性化にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、介護分野の人材確保対策などについてのお尋ねがありました。

まず、介護人材の需給見通しについてですが、現在策定中の第6期の介護保険事業支援計画では、団塊の世代が全て75歳以上となります平成37年には約1万6,300人の介護に携わる職員が必要となります一方で、これまでの介護分野での新規就職者や今後の労働力人口の推移などをもとに推計をいたしますと約1万5,400人の確保にとどまるという結果となり、900人程度の人材が不足する見通しとなっております。こうした中で、中長期にわたり介護サービスを安定的に確保していくためには人材の確保が大きな課題となっておりますが、その際には、新たな人材の参入促進と、就業者の約1割を占めます他産業へ転職する人材の流出防止といった両面からの取り組みの強化が必要だと考えております。

このため、新たな人材の参入促進に向けまして、福祉人材センターにおいて、民間人材の積

極的な活用を図ることなどによりマッチング機能を抜本強化いたしますとともに、福祉人材センターと福祉研修センターとが連携し、新規の就労や復職を希望する求職者向け研修を充実してまいります。さらには、未就業の介護福祉士、いわゆる潜在介護福祉士に対する求人情報の提供とあわせて、ハローワーク、高知家の女性しごと応援室などとの連携による国の求職者支援制度の有効活用なども図ってまいります。

一方、人材の流出防止に向けましては、福祉研修センターにおいて、職場への定着促進につながる職員のスキルアップ研修などを充実いたしますとともに、キャリア形成促進助成金の利用につながる研修内容の見直しなども検討してまいりたいと考えております。あわせて、職場環境の改善に向けまして、事業者が取り組む福祉機器の導入などを引き続き支援してまいります。

こうした介護サービスの安定確保につながる人材の確保対策にしっかりと取り組むことによりまして、安定した雇用の場の確保に確実につなげてまいりたいと考えております。

最後に、少子化対策の抜本強化に向けた本県における来年度の具体的な取り組みについてのお尋ねがありました。

誰もが希望の時期に結婚し安心して子育てのできる環境づくりに向け、昨年7月に開設いたしました高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナーでは、結婚を希望する方への総合的な支援とあわせて、出会いから子育てまでのライフステージに応じた幅広い相談への情報提供などに取り組んでおりますが、来年度はこうした取り組みの抜本強化を図ってまいります。

まず、結婚を希望する方への総合的な支援につきましては、開設から半年余りで300件を超える相談を受け付けておりますが、年齢に応じたイベントが少ない、交際が長く続かないなどと

いったさまざまな相談が寄せられております。こうした多様なニーズに応えるため、希望の条件に見合った相手を効率的に探せるシステムの構築や、出会いのイベントや交際をする際に適切なアドバイスなどを行っていただけるサポーターの養成などといったきめ細やかな支援策の充実に取り組むことといたしております。

あわせて、結婚や家族のよさを伝える冊子の作成や、結婚から子育てまでを視野に入れたライフプランを考えるセミナーの開催などを通じて、若い世代が結婚を真剣に考える機会を提供いたしますとともに、独身男女の出会いを応援する企業や団体などによる婚活イベントの開催に向けた支援策を拡充するなど、社会全体で若い世代の結婚を応援していく機運の醸成などにも努めてまいります。

次に、ライフステージに応じた相談への情報提供につきましては、新たに母子保健などの専門知識を持つ職員を応援コーナーに配置し、子育て支援センターなどに出向いて相談事業を実施するなど、相談支援体制の強化を図ってまいります。さらには、4月からスタートをいたします子ども・子育て支援新制度の推進に向けまして、就学前の教育、保育や地域の子育て支援策の充実などにも取り組んでまいります。

こうした取り組みなどを総合的に推進することによりまして、誰もが希望の時期に結婚や子育ての望みをかなえられる環境づくりを目指してまいりたいと考えております。

(文化生活部長岡崎順子君登壇)

○文化生活部長(岡崎順子君) 永国寺キャンパスでスタートする高知県立大学文化学部及び高知工科大学経済・マネジメント学群の一般入試の志願状況や県内高校生の推薦枠の状況について、また今後学生が地元に着定するための取り組みについてお尋ねがございました。

高知県立大学文化学部につきましては、募集

人員82人に対して志願者数442人、志願倍率は5.4倍、高知工科大学経済・マネジメント学群につきましては、募集人員90人に対して志願者数779人、志願倍率8.7倍となっております。両大学とも志願者数は増加をしております。特に経済・マネジメント学群では今回、一般入試の募集人員を30人増員したところですが、志願者数は昨年に比べ465人の大幅な増加となっております。

また、県内高校生の推薦枠につきましては、既に両大学で78名が合格をしております。県内高校生の受け皿の拡充につながっています。

次に、学生の地元定着に向けました取り組みとしましては、県立大学では来年度から、全学生が地域に入り住民の方々とともに地域課題の解決に取り組む実習を必修化いたします。また、工科大学では、県内企業や県内に支店や工場を有する企業のみを対象とした就職説明会をより早い時期に複数回開催しておりますし、通常2週間程度のインターンシップを一部の県内企業には1カ月以上の長期派遣とするなど、学生と県内企業との関係性をより深めるような新たな試みにも取り組むこととしております。こうした地域と協働した新しい人材育成の取り組みや大学と県内企業との連携の強化などにより、学生の県内定着をさらにふやしていきたいと考えております。

(中山間対策・運輸担当理事金谷正文君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事(金谷正文君) 広域的バス路線の維持確保に向けた取り組みについての御質問にお答えいたします。

まず、国庫補助路線における県と市町村との負担区分の見直しの内容と想定される期間についてお尋ねがありました。

県内の路線バスは、現在、12の事業者によっておよそ430系統が運行されており、年間およそ533万人の方々に利用されております。これらの

路線の内訳としましては、広域的・幹線的路線として国、県、市町村で支えている国庫補助路線が23系統、それに準ずる路線として県と市町村で支えている県補助路線が8系統あり、そのほかに、市町村が単独で補助し支えている路線がおよそ260系統、行政の支援を受けていない路線がおよそ140系統ございます。

現在の路線バスに対する国庫補助制度は平成13年度に大きく見直しをされ、路線の乗車密度や経費に占める運賃収入の割合が一定の基準を下回った場合には、下回った部分が補助対象から除かれる制度となっており、本県では市町村がその部分を負担することで運行を維持している仕組みとなっております。公共交通を取り巻く環境が厳しさを増す中、特に平成19年度以降は、路線を維持するための行政負担、中でも市町村の負担が増加している状況にあり、市町村からは、国庫補助路線における負担軽減の要望をこれまで幾度となくいただいているところで

す。

今回の見直しの内容は、国庫補助路線を対象とするもので、国庫補助路線における市町村負担のうち、運賃収入が一定の基準を下回ることによって生ずる市町村負担の2分の1を新たに県の負担とするものです。見直しを行いますことで市町村の負担も一定軽減が図られますことから、市町村においては、住民の日常生活に必要な地域内の路線のさらなる維持確保とサービスの充実に努めていただくことを期待しております。

適用期間につきましては、期限を設けるものではありませんが、県民に最も身近な交通手段である路線バスのサービス水準や負担のあり方については、今後も県内バス路線全体の利用の状況などを見る中で、関係者間で鋭意協議検討していく必要があるものと考えております。

次に、持続可能な広域的路線の実現のための

利用促進事業についてお尋ねがありました。

県内の路線バスを取り巻く環境が今後さらに厳しさを増していくことが想定される中、これまでのように、生じた赤字の一部を行政が補助するといった支援のあり方では、将来にわたって必要かつ適正なサービス水準を維持していくことが困難な状況になるものと考えられます。

持続可能な公共交通の実現のためには、多くの利用者のニーズを反映した使い勝手のよいサービスが提供され、それによって多くの皆様に利用していただくことが必要となってまいります。そのため県といたしましては、広域的バス路線などの利便性向上に向けまして、利用者のニーズや行政からの提案のほか、これまで採算面への影響や経費負担の問題などから事業者が試みることができなかった企画や取り組みなどさまざまな取り組みを支援することで、利用者目線に立ったサービスの実現をサポートしてまいりたいと考えております。

新たな補助制度の活用事例といたしましては、利便性を高めるための路線の新設や増便、経路の変更などに関する実証運行や企画商品の試み、長距離路線の途中に乗りかえ拠点を設けて運行頻度を上げて路線の利便性の向上を図るハブ・アンド・スポークの取り組み、市街地郊外にバス利用者専用の駐車場を設けて駐車場から市街地中心部へ向かうバスを運行するパーク・アンド・ライドの取り組みなどが考えられます。

具体的な運用方法につきましては、路線バスのあり方を協議する場として、県内6地域に、県や関係市町村、利用者代表などで構成する地域交通協議会ブロック会がございまして、その場で認められたものに対して支援を行い、効果を検証する形で運用してまいりたいというふうに考えております。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○商工労働部長(原田悟君) まず、本県の事業

承継への取り組みの特徴についてお尋ねがございました。

本県の高齢化は全国に10年先行して進んでおり、平成22年の国勢調査によりますと、県内の経営層のうち60歳以上の方が占める割合は、企業の役員で約5割、従業員のいる個人事業主で約6割となっており、経営層の高齢化は高い水準にあります。民間の調査会社によりますと、本県で後継者不在の企業は約5割を超え、また県内企業の経営者の高齢化による休廃業は増加してきており、この流れに歯どめをかけるための早期の対策が必要であると考えています。

そのため、こうした課題に向き合い解決を図っていくための拠点として、来年度、高知県事業承継・人材確保センターを設置し、事業承継だけでなく経営支援から人材確保まで、県内企業が抱える課題に積極的に対応していくこととしております。

まず、その取り組みの特徴の1つとしましては、県内金融機関の協力もいただき、事業承継や人材確保の業務に精通した専門のスタッフを配置するとともに、県からも職員を派遣するなど、官民協働による総勢12名という他県と比べましても大変に充実した体制を組み、事業者の相談にワンストップで対応していくことです。

2つ目としましては、案件に応じて、専門のスタッフと産業振興センターや商工会議所などの産業支援機関や企業会計の専門家などで支援チームを編成し、事業者の課題整理から事業承継計画に基づいた事業展開まで一貫してサポートを行っていくことです。このチームで、産業振興計画の各施策や、ものづくり地産地消・外商センターの販路開拓、新商品開発の機能などを活用し、新たな事業展開の支援を行うこととしています。また、事業承継を進める際に必要な経費に対する助成制度を設け、事業承継の円滑な実施を支援いたします。

3つ目は、後継者や事業拡大に伴う中核人材の確保もあわせて行うことです。このセンターでは、これまでのさまざまな移住施策と人財誘致の取り組みを連動させ、民間人材ビジネス事業者などとも連携し、都市部からの人財誘致に取り組むなど、事業者の人材確保を支援してまいります。

このように一步踏み込んだ本県の取り組みを行うことで、単なる事業の継続ではなく、経営者の若返りや人材確保を契機とした事業の再構築を促し、事業者の皆様の拡大再生産につながる取り組みを強力に進めてまいります。

次に、ものづくり産業強化事業費補助金の内容と期待する効果についてお尋ねがありました。

産業振興計画の推進により、力をつけつつあります本県製造業の成長をさらに後押ししていくため、今回、複数の補助金を統合し、製品の試作、開発から販路拡大、設備投資といった各段階に一貫して対応するものづくり産業強化事業費補助金を創設したいと考えています。この補助金では、まず設備投資の促進支援を充実強化してまいります。

これまでの支援策は、新たな雇用を要件として、金融機関からの借入金利相当の6.8%を助成してまいりました。しかしながら、多くの中小企業者は経営基盤が脆弱なことから、補助率を引き上げることができないかといった要望や、新たに雇用をふやさなければならない要件はハードルが高いといった声をお聞きしてまいりました。

このため、より雇用を創出し経済波及効果の高い設備投資に対しては補助率を25%まで引き上げてまいりますし、新たな雇用がなくても制度を活用していただけるような工夫も行ってまいりたいと考えています。こうした見直しにより、より積極的な投資を行おうとする企業に対してはしっかりと後押しをしてまいりますし、規模の小さな企業の方にも積極的に活用してい

ただくよう努めてまいります。

また、本県では、産業振興計画の推進により、全国展開を見据えた新たな製品があらわれ始めていますが、本県経済のさらなる活性化を図っていくためには、今後こうした製品を海外にも展開し外貨を稼いでいくことが必要となってまいります。このため、県内企業が海外展開を目指した製品改良を行う際の支援メニューを新たに創設してまいります。

海外展開につきましては、人的支援の面でも、ものづくり地産地消・外商センターに貿易促進コーディネーターが配置されますし、海外での商談会参加も積極的に支援することとしています。そういった取り組みと有機的に連携しながら、ものづくり企業の海外販路の開拓支援を本格的に取り組んでいきますことで、本県経済のさらなる活性化に努めてまいります。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○**農業振興部長(味元毅君)** まず、昨年の9月県議会で御承認をいただきました次世代施設園芸モデル事業の進捗状況と今後の展開についてのお尋ねがございました。

意欲のある農業者の規模拡大を支援いたしますこの事業につきましては、昨年10月から11月にかけて公募を行い、12月には、外部の委員で構成する選定委員会の審査を経て、ニラ、ピーマンを栽培する3件の事業計画を採択いたしました。現在、ことしの秋から栽培が開始できますよう、事業主体と市町村、県がそれぞれ必要な手続を進めているところでございます。

また、昨年の公募の際に、平成27年度に応募したいといった複数の要望をいただいておりますことから、27年度当初予算に必要な予算を計上いたしまして、4月に公募したいと考えています。そのほかにも、まだ用地の確保や資金の調達などに課題はありますものの、意欲を持っておられる方もいらっしゃいます。

ことしの秋には、環境制御装置を標準装備した50アール規模の次世代型ハウスが完成をいたしますので、それらのハウスを学び教えあう場に位置づけまして、生産技術やその効果を農業者の皆さんに実感していただくことで県内各地での普及につなげてまいりたいと考えております。また、予算面からもこうした意欲を持つ方の期待に応えられますよう、国の事業の柔軟な運用や予算枠の確保などにつきましても政策提言を行っていきたいと考えております。

次に、環境制御技術導入加速化事業の内容と普及に当たっての課題、将来展望についてのお尋ねがありました。

この事業は、平成26園芸年度の現場実証で大きな増収効果が確認をできた環境制御技術を普及させることを目的として、ハウス内の環境測定装置や炭酸ガス発生機など機器類の導入支援を行う事業でございます。

環境制御技術は農業者の所得向上に確実に結びつくことから、一作でも早い導入を図りたいと考えまして、平成27園芸年度の栽培に間に合うように、昨年の9月県議会で予算を御承認いただき、普及に努めてまいりました。生産現場では非常に高い関心を寄せていただきまして、今年度末には、この事業の活用や自己導入も含めると昨年度導入面積の3.4倍の48ヘクタールほどに拡大する見通しとなっております。

しかしながら、事業の周知期間が短かったことなどから、残念ながら目標面積の達成には至っておりません。そこで現在、本年度導入された方の圃場を学び教えあう場に位置づけまして、まだ導入していない農業者の方々にその効果を確認していただくことで、次年度には確実に導入をしていただけますよう、環境制御技術普及推進員を中心に積極的に普及に努めているところでございます。

今後の目標といたしましては、ナス、ピーマ

ンなどの主要な野菜7品目での普及面積を、平成27年度末には全体面積の25%、169ヘクタール、また平成33年度末には90%、603ヘクタールを目指して全力で取り組んでまいります。

次に、企業の農業参入の取り組みについてのお尋ねがございました。

本県の施設園芸は、販売額1,000万円未満の農業者が約7割を占めますなど、比較的規模の小さい農業者を中心に営まれておりまして、農業産出額も減少傾向にあります。こうした傾向に歯どめをかけ、本県農業を活力あるものとしていくために、既存のハウスへの環境制御装置の導入や次世代型ハウスの整備など、次世代型うち新施設園芸システムを県内全域に普及させる取り組みを本格化させたところがございます。

本県農業の活力を高め、若者に魅力のある産業としていくためには、こうした取り組みをさらにステージアップさせまして、出荷量をふやすことで価格形成力を高めていくこと、また新たな雇用の創出や担い手の育成につなげていくことが重要だと考えております。

しかしながら、例えば四万十町で整備をしておりますような高軒高の次世代型ハウスは、生産量が飛躍的に向上する一方、設備投資が高額になりますことから、一般的な農業者にとりましては取り組みにくい実態もございます。また、規模拡大につきましても同様に一定の制約がございます。

そこで、資本力のある県内外の企業による農業参入や、規模拡大に意欲のある農業者とそうした企業との共同経営などを想定いたしまして、地域農業の新たな担い手となる経営体の育成に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。この取り組みを進めるに当たりましては、地元の皆さんの理解と合意が大前提でございますので、初期の段階から産地や農業団体の皆様と連携・協調して取り組むことが肝要で

ございます。議員御指摘の御懸念を払拭するためにも、本県ならではの仕組みであります学び教えあう場によるすぐれた栽培技術の支援体制や、園芸連を中心とした園芸品の一元集出荷体制などを最大限に生かすことによりまして、企業側と地元側の双方にとって互いにメリットが得られる好循環をつくり出せるように慎重に取り組んでいきたいと考えております。

最後に、農地中間管理事業の農地の出し手が十分でないことの原因とその対策についてのお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、農地中間管理事業につきましては、受け手のニーズに対応した農地の出し手が十分でないということが大きな課題となっております。その原因といたしましては、所有者は財産である農地を他人に貸したくないという考えがやはり強いこと、また農地を貸す場合でも地域の信頼できる農業者に直接貸したいと考えることなどがあると考えております。このような考え方を持った方々を含めた所有者から農地を貸していただくためには、所有者お一人お一人に対する丁寧な働きかけを行うことが必要だと考えております。

そのため、県では、農地中間管理事業を実施しております高知県農業公社と連携をし、地域に密着して農地の出し手を掘り起こす地域推進支援員を増員して対処することとしております。既に昨年11月から活動しております5名の支援員は着実に成果を上げておりますので、関係機関の協力も得ながら適任者を見つけ、原則全ての市町村に1名以上配置するよう現在取り組んでいるところでございます。これにより、事業の仕組みや協力金などのメリット措置を所有者に対して丁寧に説明するなどいたしまして、安心して農地を出していただけるよう働きかけを強化してまいります。

また、支援員が効果的に活動する上で、地域

の実情に精通をした市町村や農業委員会とのより密接な連携が不可欠でございます。これまで県といたしましても各市町村を回って協力をお願いしてきたところでございますが、今後も頻繁に訪問をさせていただくなどいたしまして、事業目的などを十分に御理解いただき、さらなる連携体制の強化を図ってまいります。

(林業振興・環境部長大野靖紀君登壇)

○林業振興・環境部長(大野靖紀君) まず、林業従事者の確保についてどのような考えを持っているのか、お尋ねがございました。

お話にもありましたように、林業従事者を確保するためには、所得の向上や福利厚生の充実などにより林業の職場環境を改善して、林業が魅力ある職場となることが重要であります。林業事業体の多くは経営基盤が脆弱で、十分な就業環境を整えられていないのが現状でございます。

県では、こうした林業事業体の経営改善を図っていきますために、林業労働力確保の促進に関する法律に基づき、雇用管理の改善と事業の合理化、就業の円滑化の3つの柱により、それぞれ対策を講じてきたところです。雇用管理の改善では、労働条件や福利厚生などを改善するため、安全防具の支給や林業退職金共済への掛金に対する支援を行っています。事業の合理化では、労働生産性の向上や労働強度の軽減を図るため高性能機械の導入支援や、生産性向上に向けた効率的な作業システムの提案を行っています。就業の円滑化では、緑の雇用制度の活用や林業就業者の技術力の向上を図るための研修などに加えて、林業労働力確保支援センターでの就職のあっせんを行うなど、さまざまな取り組みを実施しています。

また、林業事業体に対しては、事業体みずからが就労環境の改善を意識していただくために、この法律に基づく労働環境改善計画の作成を促

してきました。その結果、現在、県下の林業事業体の約7割に相当する96の事業体が雇用改善に取り組んでいます。

しかしながら、こうした取り組みはまだまだ十分ではありませんので、まずは、計画を策定していない事業体に対しては計画を作成するよう強力に働きかけてまいりますとともに、認定事業体においては労働環境改善計画の着実な実行が図られるよう助言等を行い、改善計画の実効性を高めてまいります。あわせて、来年度新たに開校します林業学校において経営者向けのコースを設定し、経営者の意識改革やマネジメント能力の向上にも取り組んでまいりたいと考えています。

経営改善が進んだ事業体の中には、従業員の年収が400万円を超える事業体もあることから、これらの取り組みを通じて、こうした事業体を目標とした魅力ある林業事業体を育成してまいります。加えて、新たに小規模林業を実践する方々を支援することや林業学校により即戦力の担い手を育成することで、林業従事者の確保につなげてまいりたいと考えています。

次に、CLTパネルの普及に関する課題についての認識とそれを克服するための戦略についてお尋ねがございました。

CLTは、木材を使用した新たな建築材料であることから、現在、強度や耐火に関する国の基準がなく、利用に当たっては実験データを収集し、個別に基本的な性能を確認する必要があるなどの課題があります。強度につきましては、国の研究機関で行った杉のCLTパネルによる性能試験で、構造用の資材として十分な強度があることが確認されており、ヨーロッパの樹種と比べても遜色はないと考えています。一方、耐火につきましては、CLTに限らず木造建築物は高さや規模などにより規制を受けることになります。

こうした中、平成12年には、木材であっても火や熱に対して一定の時間以上耐えられるという性能基準を満たし、国土交通大臣の認定を受ければ、防火上の規制を受ける耐火建築物にも木材が使用できるよう、建築基準法の改正が行われました。また、平成26年には、定められた仕様に従って木材を石こうボードで被覆した壁については、4階までの耐火建築に一般的な資材としての使用が可能になるなどの見直しが行われています。さらに、学校の3階建ての校舎については、建築基準法の改正により、今年の6月からは、建物に一定の防火対策を講じた場合には耐火建築物から準耐火建築物に取り扱いが見直されることから、これまでよりも構造部に木材を利用しやすくなるなど、木造の建築物に関しましては順次規制緩和が進められています。

こうした見直しが可能となった背景には、関係者によるさまざまな実験データや科学的知見の積み重ねがあったものと考えています。CLTにつきましても、今後多くの実験や建築物での実証を行い、データや知見を積み重ねていくことで、耐火に関する基準をクリアし、中高層建築物にCLTを拡大することが可能になると考えています。

このため、県としましては、農業担い手育成センターの宿泊施設など、現在進められている県内4つの建築プロジェクトを手始めに、より多くの実証事例を積み重ねながら技術やノウハウを蓄積し、国を初めCLT建築推進協議会や日本CLT協会など多くの関係者と連携して課題の解決に取り組み、日本におけるCLTの普及拡大に取り組んでまいります。

(水産振興部長松尾晋次君登壇)

○水産振興部長(松尾晋次君) まず、都市圏での外商の取り組みの現状と今後の見通しについてお尋ねがありました。

水産物の外商に関しましては、本年度、大都市圏の飲食店と県内の事業者とのネットワークを構築し取引の拡大につなげる高知家の魚応援店制度の創設、東京築地に昨年10月にオープンしました築地につぼん漁港市場へのさかな屋高知家の開設、東京、大阪において全国規模で行われております水産関係の展示商談会シーフードショーへの高知県ブースの設置、関西、中四国、九州の消費地市場関係者を本県に招いた産地の買い受け人との交流会などを行ってまいりました。

こうした取り組みの結果、高知家の魚応援店制度では、制度に参加している県内の事業者のうち19の事業者が延べ105の応援の店と取引を行っていることを確認しております。また、さかな屋高知家では、来店した業務筋への売り込みや訪問営業などにより、飲食店など20件以上の新たな取引先を確保し、さらに東京のシーフードショーでは、出展した16の事業者が合わせて約1,600万円の成約に至るなど、外商活動による成果が徐々に見え始めてきています。

来年度はこれまでの取り組みに加え、応援の店を500店舗にまで拡大し、応援店制度やさかな屋高知家を活用して、県内の事業者の商談機会をさらにふやしてまいります。それとともに、高鮮度な魚の試験出荷などを通じまして高級飲食店との取引につなげる取り組みや、これまでに構築してきた大阪市場とのネットワークを生かした関西圏の量販店での高知フェアの開催など、新たな取り組みを行うこととしています。これまでの成果の上こうした新たな取り組みを行うことで、都市圏でのさらなる取引の拡大につなげてまいります。

次に、水産物の外商支援の事業を長期的にどこが担っていくのかについてお尋ねがございました。

本県では、漁協による販売活動や情報発信の

取り組みが脆弱なことに加え、産地買い受け人や水産加工事業者の全体的な組織もなかったため、個々の事業者による取り組みが中心で、産地としてのまとまりを持った外商活動がほとんど行われてきませんでした。こうした状況もあって、水産物の外商を強力に推進するため、まずは県が先導役として、本県水産物のPRや個々の事業者の商談会への参加を支援する取り組みなどを行ってきたところです。

一方、漁協は、県内の漁業事情に精通し産地とのネットワークを有するとともに、公益性の高い団体でもあることから、これまで以上に水産物の外商に主体的にかかわっていただくことが必要だと考えています。そうした考えのもと、来年度は、外商活動を支援する役割の一部を高知県漁協の販売子会社に担っていただくことにしています。

県としましては、これらの取り組みを通じて体制の強化や人材の育成につなげていただくとともに、将来的には、すくも湾漁協を初めとする漁協の参画も視野に、外商活動の先導役を担える存在になっていただけるよう支援してまいります。

次に、クロマグロの人工種苗の生産技術の開発について、来年度はどの段階までの成功を目指すのかのお尋ねがありました。

県では本年度から、受精卵をとるための親魚の養成を県内のクロマグロ養殖業者に委託するとともに、水産試験場が県内企業と連携し、得られた受精卵を用いて人工種苗を生産する技術開発に着手をいたしました。本年度は、親魚となる3歳魚を確保し、これらが4歳魚となる来年度から本格的に受精卵をとる計画でしたが、本県の海域は水温などの条件がクロマグロの成熟に適していることもあり、昨年7月中旬には産卵行動が確認をされ、8月末までにおよそ800万粒の受精卵を確保することができました。

そこで得られた受精卵を用いた生産試験を行い、最終的には数十尾ではありますが海面生けすに沖出しをする段階まで育成することができ、多くの基礎的な知見が得られました。

来年度につきましては、親魚が4歳魚となり、良質な受精卵を大量に確保できることが期待されますことから、それらを用いた種苗生産の技術開発を一層進展させ、沖出し後の中間育成技術の開発につながるよう、陸上飼育段階での歩どまりの向上を図り、稚魚の量産化を目指したいと考えております。

次に、クロマグロの人工種苗の生産技術の開発には長い目で取り組んでいく必要があるのではないかとのお尋ねがございました。

クロマグロの人工種苗の生産技術の開発につきましては、世界で初めて完全養殖を成功させた近畿大学を初め大手の水産系企業などが取り組んでおりますが、いまだ安定生産技術の確立には至っておりません。クロマグロの人工種苗を30センチメートル程度のヨコワサイズに育てるまでにはさまざまな技術的な課題があり、技術が確立していますマダイなどと比べましても格段に難易度が高いものと認識をしております。

このため、県としましては、マダイなどの養殖用種苗の生産で全国有数の供給実績を持つ県内企業と連携して技術開発を進めております。今後もこの企業との連携を密にしながら、平成29年度にヨコワサイズの人工種苗を養殖現場へ試験的に導入するという高い目標を設定して、種苗生産過程における諸課題の克服に向けてさまざまなチャレンジを重ねてまいります。

最後に、カンパチ人工種苗の生産技術開発に関する現状と今後の見通しについてのお尋ねがございました。

カンパチ養殖につきましては、種苗のそのほとんどを中国産の天然魚に依存しておりますが、中国産種苗は国内に新たな病気を持ち込む危険

性があることや、過去には人への健康被害をもたらすアニサキスの寄生が大量に見つかるなど、品質面での不安を抱えております。

そこで、県では平成24年度から県内企業と連携しカンパチ人工種苗の生産技術の開発に取り組んでおり、平成25年度には1万尾、今年度は13万尾の人工種苗の生産に成功をいたしました。さらに、親魚の成熟を調整することで、通常の産卵時期であります春に加えて秋と冬の産卵にも成功するなど、着実に成果が得られております。

来年度は、人工種苗を県内のカンパチ養殖業者に試験的に提供し、品質や成長についての評価をいただきたいと考えておまして、平成28年度には人工種苗の供給を実現させたいと考えております。また、これまでは、成長がよい個体を次世代の親魚候補として選抜してまいりましたが、来年度からは、病気に強い個体の選抜にも取り組み、将来的には、優良な形質を持った親同士を交配させることで、本県産のカンパチ人工種苗のさらなる品質の向上を図ってまいります。

(土木部長奥谷正君登壇)

○土木部長(奥谷正君) 土木行政について、まず4月から6月にかけての端境期に工事が少ないことの認識と来年度の対策についてお尋ねがありました。

端境期の工事を平成25年度と平成26年度で比較しますと、景気対策の大規模な補正があった平成25年度は約87億円であったのに対し、平成26年度は約75億円と減少しています。このことから、お話にありましたように、建設業者の方々にとりましては相対的に平成26年度の端境期の工事が少なかったという印象を持たれたと思われま。

年度末に多くの工事が終了し、年度当初に工事が少なくなる端境期が生じていることは、

建設業者の安定的な経営や従業員の継続雇用といった面から大きな課題であると認識しております。このため、来年度の端境期を見据えて、翌債制度を柔軟に活用し、年度をまたぐ工期により発注できる事業費を過去3カ年平均の約1.7倍に拡大するとともに、さきの12月議会で御承認いただき、早期発注のための債務負担行為の予算を確保したところです。こうした取り組みとあわせ、災害復旧工事の発注が年度末から年度当初にかけて続くこともあり、来年度の端境期の工事量は約100億円程度と見込まれ、過去5年の中で最も規模が大きくなると考えております。

また、来年度の取り組みとしては、引き続き同程度の端境期における工事量の確保を目指し、早期発注の徹底や繰越制度の柔軟な活用、さらにはゼロ県債の拡充を進めるとともに、工期の分散化にも努めてまいります。加えて、市町村に対しても工事の平準化や発注時期の調整を働きかけ、県全体として端境期における工事量の確保に取り組んでまいります。

次に、重要港湾3港における防波堤による津波対策の現状と課題についてお尋ねがありました。

国によって整備が行われている高知、須崎、宿毛湾港の重要港湾3港のうち、高知新港では、早期完成を目指し東第1防波堤の延伸工事が進められています。また、東第1防波堤と南防波堤では、最大クラスの津波に対して粘り強く機能を発揮できるよう構造の強化が進められているところです。須崎港では、昨年3月に津波防波堤が完成し、現在は津波防波堤の粘り強い化の工事が進められています。また、宿毛湾港では、早期完成を目指し池島第2防波堤の延伸工事が進められているところです。

これらの防波堤の整備には膨大な予算と時間がかかるという課題がありますので、津波被害

の軽減とともに震災後の物流機能の確保もできるよう、防波堤の早期完成について、事業主体である国に引き続き政策提言を行ってまいります。

次に、地震発生後の航路啓開計画を含む港湾での事業継続計画、いわゆる港湾BCPの現状と課題についてお尋ねがありました。

港湾BCPにつきましては、発災後、緊急物資の輸送活動や港湾関係企業の事業継続を支える港湾機能の早期回復を目的に、1次防災拠点港を対象として、港湾関係者の合意により、平成24年度に高知港、平成25年度に須崎港、今年度に宿毛湾港で策定いたしました。また、残る奈半利港でも来年度の策定に向けて取り組んでおります。

これらの計画では、発生頻度の高い地震、津波による被害想定をもとに、どの施設をいつまでに復旧させるかなどの目標を設定し、復旧に向けた対応拠点や連絡体制を定めるとともに、施設点検、応急復旧作業、緊急物資輸送船の手配等を行うための港湾関係者の役割分担等を定めています。この中で、航路啓開につきましては、早期に啓開が必要な水域を選定するとともに、障害物の把握や撤去を進めるための作業船の手配から障害物の撤去までの作業内容等を定めています。

これまでに策定した港湾BCPに基づいて、高知港、須崎港では、安否確認から緊急物資輸送活動までの情報伝達訓練を実施し、港湾BCPの実効性の確保と課題を明らかにした上で、現在は、通信手段が途絶した場合を想定して、東日本大震災で有効性が確認されたデジタル無線機の新規導入にも取り組んでいます。

しかしながら、港湾関係企業みずからのBCPとの連携や最大クラスの地震、津波への対応等が課題となっていますので、訓練の内容をさらに充実させることなどを通じて継続的にPD

CAサイクルを回しながら港湾BCPの改善を図り、災害対応力の向上に努めてまいります。

次に、高知新港の静穏度の問題にどのように対処するのかわかりました。

高知新港の水深12メートル岸壁と水深11メートル岸壁は、貨物船や客船の増加による岸壁の混雑解消を目的に、昨年5月に供用を開始いたしました。これまでに貨物船や自衛艦等に利用していただいているほか、外国の大型客船から多数の寄港希望が寄せられるなど、供用の効果があらわれ始めております。

しかし、議員御指摘のとおり、東第1防波堤と南防波堤が整備途上であり、岸壁前面の静穏度が十分確保できていないため、悪天候時において利用に支障が生じることがあります。年間を通じてこれらの岸壁を安全かつ安定的に利用するためには、東第1防波堤200メートルと南防波堤300メートルの延伸が必要であり、東第1防波堤の早期完成と南防波堤の早期事業化に向け、国への政策提言を継続して行ってまいります。また、防波堤の整備状況を見ながら、当面の間は、関係者との協議を踏まえ、安心して利用していただくための判断材料となる波浪の予測データ等の提供や積極的に利用していただくための助成措置などにより高知新港の利用を促進し、県内産業の振興に寄与してまいりたいと考えております。

次に、急傾斜地崩壊対策事業などのハード整備とあわせて土砂災害警戒区域指定のさらなるスピードアップなどについてどのような対策を考えているのかわかりました。

土砂災害はいつでもどこでも起こり得るという危機感を日ごろより住民の皆様を持っていただき、いざというときには速やかに避難していただくことが何よりも重要であります。このため、土砂災害の一般的な前兆現象や土砂災害警戒情報などが発表されたときの対処の仕方などをわか

りやすく記載した土砂災害への備えに関する冊子と、土砂災害が発生する可能性のある土砂災害危険箇所などを示した地図を、来年度の早い時期に全戸配布し、土砂災害に関するさらなる周知を図ってまいります。

あわせて、避難場所、避難経路や避難訓練の実施などを市町村の地域防災計画に定めることが義務化されることとなります土砂災害警戒区域の指定について、さらなるスピードアップを図ります。具体的には、これまでの指定箇所数を倍の年間2,000カ所となるよう基礎調査の実施を強化してまいります。この取り組みにより、県内の土砂災害危険箇所約1万8,000カ所全ての指定が5年後の平成31年度に完了する見込みです。

また、住民の皆様の避難行動に結びつく取り組みを市町村と連携して推進してまいります。とりわけ、市町村のみでは対応が困難な南海トラフ地震後の河道閉塞に伴う土石流、いわゆる山津波を想定した行政機関の情報伝達訓練や住民の避難訓練の内容について充実を図るとともに、自主防災組織による防災学習会や避難訓練を直接支援できる市町村職員を育成するための講習会を開催するなど、住民の実際の行動に結びつくよう避難訓練のさらなる充実を図ってまいります。

このようなソフト対策の充実に加え、砂防施設等のハード整備と一体となって、土砂災害による犠牲者を出さない総合的な対策を推進してまいります。

最後に、浸水被害への抜本的な対策についてお尋ねがありました。

日高村の日下川流域、いの町の宇治川流域、高知市の久万川流域及び四万十町の吉見川流域においては、昨年8月の台風第12号及び第11号により多数の家屋が床上浸水するなど大きな被害が発生いたしました。

これらの流域では、再度災害の防止に向け、関係する行政機関で構成された浸水対策調整会議を設置し、これまでにそれぞれ2回開催して、浸水被害の原因分析とそれを踏まえた有効な対策メニューの絞り込みを進めております。

このうち、日下川と宇治川の流域については、既に県や国、町村が一体となった抜本的な治水対策を絞り込んでいます。国においては放水路の整備や排水ポンプの増設、県は河川の流下能力を向上させるための河道掘削や堤防の整備、地元町村においては下水ポンプの整備や水路の改修などに取り組むこととしております。また、久万川と吉見川の流域については、浸水被害の原因分析に基づき、地元の市や町と連携して護岸のかさ上げや陸閘の整備などの対策案を策定したところであり、現在これらの対策案についてコスト面や実現性などの観点から評価を行っているところです。

いずれの流域につきましても、浸水被害に対する住民の皆様の不安の軽減につながるよう、地元の御理解、御協力をいただきながら、できるだけ早期の事業着手に努めてまいります。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、国の教育改革の動きを踏まえて、今後本県の子供たちの学力をどのように向上させていくのかとのお尋ねがございました。

お話のありました中央教育審議会の諮問や答申にも示されておりますように、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新が進み急速に変化していく社会の中で、これからの時代を担う子供たちには、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力を身につけることが求められます。そのためには、教育のあり方も一層進化させる必要があります。知識の質、量の改善に加え、特に学びの質や深まりを重視することが必要になっております。

一方、本県の子供たちの学力は、全国学力・学習状況調査の結果によりますと、中教審の答申等で重視されこれから重要性が増していく思考力、判断力、表現力などの学力に課題が見られます。そのため、小中学校では昨年度から思考力を養う教材の作成や授業改善に取り組んでいるところであり、さらに来年度からは、拠点となる中学校を指定して、各教科や総合的な学習の時間の中で課題の発見、解決に向けて子供が主体的、協働的に学習する探求的な学習、いわゆるアクティブラーニングの手法を取り入れた授業づくりの実践研究を行い、その研究成果を普及していきます。

また、高等学校においても、高知南中・高校と高知西高校を統合して新設する中高一貫教育校に、アクティブラーニングのための系統的な教育プログラムを持つ国際バカロレア教育の導入を計画しており、これを視野に、来年度から対象校においてICTも活用したアクティブラーニングについての実践研究を行うとともに、その成果を全ての高等学校に普及させてまいりたいと考えております。

こうした取り組みを進めていくためには、教員の指導力の向上が不可欠でございます。そのため、先ほど申しました研究校でのオン・ザ・ジョブ・トレーニングや教育センターでの研修に加えまして、先進的な取り組みをしている福井県の中学校や京都市の堀川高校などへの教員の派遣、あるいはスーパーティーチャーを招いての授業改善の研修会の実施などにより、教員の指導力アップに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、道徳の強化などの動きを踏まえて、今後本県における道徳教育の充実にとどのように取り組んでいくのかとお尋ねがございました。

本県においては、不登校や暴力行為といった生徒指導上の諸問題が全国ワーストクラスと厳

しい状況にあり、また子供たちの学びや成長を支える家庭や地域の教育力も弱まってきております。このような状況にあって、子供たちの中に豊かな人間性や社会性を育てていくためには、道徳の授業の質を高めるとともに、学校、家庭、地域が一体となって道徳教育に取り組んでいかなければなりません。

県教育委員会としましても、これまで、各学校が学校経営計画に徳育を位置づけ、学校教育活動全体を通じて組織的に道徳教育を進めるよう、学校訪問や研修を通して指導・助言を行ってまいりました。また、地域教材を開発するとともに、道徳教育の中核となるリーダー教員を育成し、授業改善や教員の指導力の向上を図ってまいりました。さらに、家庭で道徳について話し合う教材となるハンドブックを作成したり、地域で道徳教育を進める組織を設置したりするなど、地域ぐるみの道徳教育にも取り組んでおります。

このような取り組みにより、県内の全ての小中学校で道徳の授業が公開され、保護者や地域の方が道徳の授業を参観し道徳教育の大切さについて考える機会がふえてきました。また、児童生徒の自尊感情や規範意識などの道徳性の高まりも見られているところです。

今後は、これまでの取り組みを継続発展させるとともに、道徳を特別の教科と位置づけ道徳教育を充実・強化するという国の動きも踏まえ、道徳の内容をより発達段階を踏まえた体系的なものに改善するといった観点などからのさらなる取り組みを進めていかなければならないと考えております。そのため、来年度は、道徳の授業力のさらなる向上のためにリーダー教員を新たに育成するとともに、模範授業を映像などでわかりやすく解説したDVD等を開発してまいります。また、今日的課題であるいじめの問題や情報モラル教育などについても充実を図り、

子供たちの規範意識や思いやりの心などの豊かな人間性を育ててまいります。

最後に、スポーツ推進プロジェクト実施計画の検討を通じて明らかとなった本県のスポーツの現状と課題及び課題を克服するための対策、またオリンピック・パラリンピックや国体の選手、スポーツ分野で活躍する選手の育成に関する決意についてお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

現在取りまとめをしておりますスポーツ推進プロジェクト実施計画の策定の中で、競技力向上に関し明らかになった本県スポーツの主な課題といたしましては、スポーツ環境が不十分な地域が多くスポーツの裾野が狭いことや、選手を効果的に発掘、育成、強化する体制が不十分であることなどが挙げられます。こうした中で、中長期的な視点で本県の競技力向上を進めるに当たっては、スポーツ活動を継続的に充実発展させるための取り組みや、それを支える推進体制の整備が必要になってまいります。

そのため、スポーツの裾野の拡充に向けまして、運動好きの子供をふやすことを目指した小中学校の体育授業の充実を図る取り組みや、選手や指導者の減少を初め身近で利用するスポーツ施設が少ないといった中山間地域などが抱えるさまざまなスポーツ課題を複数の自治体を含む広域で解決する取り組みなどを行ってまいります。

また、選手を効果的に発掘、育成、強化する体制の整備に向けまして、競技団体と連携した有望選手を発掘するシステムの構築、スポーツ医・科学に基づくトレーニングサポート、高度な技術や戦術を指導・助言できるアドバイザーの招聘、トップレベルの指導者の県内への受け入れ、有望選手に対する手厚い強化費の配分などを計画的に進めてまいります。あわせて、有望な競技の強化のため、関連施設についても

計画的に整備を行ってまいります。

こうした取り組みの成果を確実なものとするため、日本のトップ選手の強化にも携わっている有識者などの協力を得て競技力向上プロジェクトチームを立ち上げたいと考えており、PDCAを有効に機能させながら組織的な支援体制で臨みます。このように、スポーツの裾野の拡充からトップ選手のさらなる競技力向上までを一体的に捉えた取り組みを推進する中で、オリンピック・パラリンピックや国民体育大会などで活躍する選手を一人でも多く育ててまいりたいと考えております。

(警察本部長 國枝治男君 登壇)

○警察本部長(國枝治男君) 特殊詐欺についてお尋ねがありました。

議員の御質問の中にもありましたように、本県においては昨年、特殊詐欺の被害額が過去最悪の数字となっており、県警察としてはこの現状を踏まえ、本年の主要施策として特殊詐欺予防対策の推進と特殊詐欺事件に対する捜査の徹底を掲げ、予防と捜査の両面で、県民の皆様が特殊詐欺被害に遭わないための取り組みを重点的に実施することとしております。

今後、推進する取り組みについて御説明いたします。その1つ目は、高齢者被害の抑止であります。本県では、昨年の特殊詐欺被害のうち約61%を65歳以上の高齢者が占めているところであり、また特殊詐欺の中でもおれおれ詐欺、還付金詐欺、金融商品等取引名目の詐欺の被害における高齢者率が高いことから、この3つの手口について特に重点的に諸対策を推進してまいります。

2つ目は、被害の水際対策の推進であります。被害者が現金等を送付する方法としては、現金自動預け払い機を使う振り込み型、犯人とじかに接触する手渡し型、現金を郵便や宅配で送らせる送付型と呼ばれる手口があります。近年急

増しているのが送付型であり、本県では昨年の特殊詐欺被害のうち約56%を占めております。

そのため、金融機関に対しては、送付型事案の被害金原資対策も含めた対策をお願いしているところであり、郵便事業者、コンビニ、宅配事業者等に対しても具体的な着眼点を示し注意喚起するとともに、利用者への積極的な声かけや、被害防止に有用な情報の通報等をお願いし、警察官の積極的な立ち寄り、迅速な臨場を徹底してまいります。また、各事業者と協力し、ゆうパック、レターパック、宅配便で現金送れは詐欺として積極的に広報を行っていくほか、高齢者宅訪問等の警察活動を通じて周知徹底を図ってまいります。

3つ目は、官民一体となった対策の推進であります。特殊詐欺の被害者の多くは高齢者であり、相手はプロの犯罪集団であることから、被害を抑止していくためには社会全体の抵抗力を強化する必要があると考えております。そのため、関係機関や団体と連携を強化し情報を共有するとともに、県民の皆様の協力を得て、粘り強く創意工夫を凝らした対策を推進してまいります。

またこのほか、平成27年度の予算として、迷惑電話防止装置110台の購入費用を予算案に計上しております。この装置は、電話回線に接続することで、電話がかかってきた際に通話が自動録音されていることを警告等するもので、既に複数の県において導入されており、本県においても被害防止に効果が期待されるものと考えております。

警察としては、関係機関等と連携した対策を推進するとともに、各種広報とあわせて県民の皆様への警戒意識及び防犯意識の醸成を図っている所存であります。

最後は、検挙の力による抑止であります。昨年、本県では、被害者の協力を得ただまされた

ふり作戦や、他府県警察との合・共同捜査を積極的に推進し、特殊詐欺事件及び助長犯罪64件34名を検挙したところでありますが、ことしも県警察の総力を結集し、あらゆる刑罰法令を駆使して検挙を徹底してまいります。

県警察としては、本年の運営指針に高知県の安全・安心を守る強い警察を掲げており、県民の皆様が安全・安心を実感できる高知県を実現すべく取り組んでまいり所存であります。引き続き御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（浜田英宏君） 暫時休憩いたします。

午後0時24分休憩



午後1時20分再開

○副議長（桑名龍吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

39番塚地佐智さん。

（39番塚地佐智君登壇）

○39番（塚地佐智君） 私は、日本共産党を代表いたしまして質問をいたします。

政府は、地方再生をキーワードに、いかにも地方をよみがえらせるかの言葉を振りまいています。しかし、地方を疲弊させてきた農林水産物の輸入拡大、社会保障の切り捨ての方向はますます強まるばかりです。

知事の政治姿勢に関し、まずTPP問題について伺います。

安倍政権が進めるTPPは、地方の暮らし、経済に壊滅的打撃を与えるものとして本議会でも議論され、交渉撤退を求める意見書決議も可決をしてきたところです。

しかし、県民の願いに反して、日米の事務レ

ベル協議がこの2月から再開され、日本政府が聖域と位置づけてきた分野を含め、日本がアメリカに次々譲歩しているという報道が連日のようにされています。米国産豚肉にかかる1キログラム当たり最大482円の関税を50円前後に下げる方向で調整、牛肉の関税現在38.5%を十数年かけて9%まで下げる、米国産米輸入5万トン増検討、アメリカは20万トンを要求などの報道です。しかも、甘利明TPP担当相は、交渉の中身については明らかにしないまま、「譲歩の幅をできるだけ小さい範囲で決着させるのが全て」、米国産主食米輸入について「一粒もふやさないということは不可能だ」と述べ、譲歩の報道を否定していません。

1月には、日本に対して関税撤廃を最も強硬に主張してきた全米豚肉生産者協議会が、豚肉について日本の提案で重大な進展があったことを理由にTPP交渉を支持することを表明いたしました。日本国内では生産者にも消費者にも譲歩の内容は伏せられているのに、アメリカでは交渉経過を関係団体に明らかにし、事前了承を取りつけて進めているのです。

TPP交渉をめぐる局面をどう認識されているか、お聞きをいたします。

アメリカなどが進めるTPPが、アメリカ流のルールを関係国に押しつけ、アメリカの利益だけを求めていることは、TPP協定は米国民の所得をふやすためだというオバマ大統領の言明からも明らかです。米農務省は昨年10月、TPPが妥結した場合、2025年までに参加12カ国の農産物貿易は85億ドルふえるが、輸入増の70%は日本であり、米国産米の輸出は2倍強ふえると発表いたしました。まさに日本のひとり負けであり、自給率が39%にすぎない国民の食料を一層外国任せにし、主食までアメリカに頼ることになります。まさに売国的な内容です。

政府の対応は、農産物重要5品目を交渉対象

にしないよう求めた国会決議に反します。昨年12月県議会で知事は、「重要5品目の関税など守るべき国益がきちんと守られるのかどうか、依然として予断を許さない状況にあると認識しております」と述べ、「県民の皆様の生活を守るための取り組みを積極的に進めてまいりたい」と答弁をしています。また、本県選出の国会議員のほとんどはTPP反対を掲げて当選をしています。

この重大局面に立って、どう共同を広げ、県民の生活を守る取り組みを進めるおつもりか、お聞きをいたします。

次に、農協改革について知事に伺います。

安倍政権が戦後以来の大改革と称する農協改革も、TPPと深くかかわっています。政府の農協改革の内容は、1、農協法に基づく中央会制度の廃止、2、現在の全国農業協同組合中央会——JA全中の一般社団法人への移行、3、農協への会計士監査の義務づけとなっており、全中が立案した自主的改革案の主要部分を否定し、首相の強い意向として全中に強引に受け入れさせたもので、農家組合員や理事者、労働者の意思を無視した強権的介入です。

安倍政権は、強い農業をつくるため、農家の所得をふやすために改革が必要と言いますが、どう強い農業をつくり農家の所得増大につながるのかの説明はありません。それどころか、生産者米価の暴落や円安と消費税増税による生産資材、飼料の値上がりなどで生産を続けられるかどうかの瀬戸際に立たされている農業者の深刻な事態に背を向けています。

農協改革も、農業関係者が求めたものではありません。改革案の骨格も、政府の規制改革会議で財界代表が持ち出した内容が最優先されています。

政府が進める農協改革は、農業関係者の要望でもないし、その理由も実態を無視したものと

思うが、お聞きをいたします。

重大なことは、この改革によって、戦後農政の民主的なあり方も大もとから崩されることです。それは、財界が繰り返し要求をしてきた、地域に定着する家族農業とその協同組織が担ってきた農業生産、農地管理、販売、購買、信用、保険などを、営利企業の新たなビジネスチャンスとして提供することになるからです。現に在日米国商工会議所は意見書で、JAグループの金融事業は金融庁の規制を受けないことによって利益を得ていると主張をしています。

農協の営農指導は農家へのサービスですから、もともと赤字で、経済事業もそれだけで黒字が出ることはありません。金融と共済で出た利益を活用することで初めて総合的事業として成り立っています。JAバンクやJA共済が切り離されたら他の事業も成り立たず、農協自体が立ち行かなくなります。

金融事業なくして農協の総合的事業はあり得ないと思いますが、お聞きをいたします。

全農を株式会社化すると言っていますが、全農は全国的な共同販売を担い、独占禁止法の適用除外になっていますが、株式会社化したら適用除外を外されてしまいます。農協は、個々の農家の取引交渉力はイオンなど買い手の大手スーパーに比べたら極めて弱いので、価格を維持するために農家が集まって共同販売をしています。独占禁止法の適用除外を解かれると、農家同士で熾烈な競争をすることとなり、買い手側がさらに買ったたける状況がつけられます。

独占禁止法の適用除外が解かれると、特に中山間地の多い高知県の農業は深刻な影響を受けるとと思いますが、お聞きをいたします。

今必要なことは、農産物の生産、販売、信用、共済、医療など総合的な事業で地域の農業と住民の暮らしを支えてきた総合農協としての役割を生かすことです。

地域と農業を守るため、一方的な改革の押し付けには断固反対すべきと思いますが、お伺いをいたします。

次に、子育て支援について知事にお伺いをいたします。

新年度の当初予算の案のタイトルは、「課題解決先進県を目指した力強い取組により、人口減少による負のスパイラルを克服！」となっているように、少子化対策の推進、子育て支援の充実が高知県の未来にとって決定的な重みを持っていると感じています。

少子化の原因については、昨年7月の知事会の少子化非常事態宣言の発表とあわせて示された「少子化対策の抜本強化に向けたトータルプラン(政策集)」で2つの内容が示されています。第1が、「非正規雇用の増加や恒常的な長時間労働は、結婚・出産・子育ての大きな制約要因」、第2に、「理想とする子どもの数を養育できない大きな要因として、子育て・教育費の過大な負担が影響」です。この指摘は私たちの認識とも一致する内容です。

高知県で言えば、安定した雇用の場、収入の確保などが課題となっており、産業振興計画などで県民挙げて取り組んでいるところです。私たちも、中小企業支援と一体となった最低賃金の引き上げ、医療・介護・福祉を雇用の場として重視、充実させることを提案してきました。その中でも、子育て・教育費の負担軽減は極めて重要です。子育て、子供の教育にお金がかからなければ、それなりの収入があれば生活できるわけで、産業振興計画での努力と相まって、若者の定住、移住にとって極めて大きなインパクトを持つこととなります。

県としては、公費によるエアコン設置など努力はされていますが、課題解決先進県として思い切った取り組みが必要だと思います。そのためにも、県政のスローガンに日本一の子育て応

援県を掲げ、目標を持って課題解決に取り組むべきではないか、知事にお聞きをいたします。

現在の県の予算を見ますと、公共投資額は700億円台から、道路整備、県立大学の充実、南海トラフ巨大地震対策などに関係する積極投資により1,000億円を超えています。これらは県民の願いに応えた事業ですが、こうしたハード整備は、人口が維持され地域社会が維持されてこそ、その役割、目的を十分に果たすことができるわけです。

子育て支援策は、人口減を防ぐインフラ整備、ハード事業への投資を真に生かしていく投資と位置づけて、思い切って充実していくことが求められていると思いますが、お聞きをいたします。

昨年度、地方消費税の増収分は全額社会保障費に充てるという方針の実行という観点からも、私たちは中学校卒業までの医療費の無料化を提案いたしました。

2014年4月現在で、小学校卒業まで無料化は通院で5府県、入院で8道府県、中学校卒業までは通院5都県、入院12都県、福島県では18歳の年度末まで無料としています。本県は就学前までです。子供の貧困の克服、健康増進にとっても、その充実が強く求められています。

中学校卒業までの無料化を県の制度とすべきだと思いますが、お伺いをいたします。

県は、先行実施している市町村のさらなる子育て支援策につながる方法を研究したいと答弁をされました。医療費助成制度に加え、県内の自治体では保育料の無料化、給食費補助、教材費支援、給付型の奨学金制度に取り組んでいる自治体が存在をしており、子育て支援策を充実させる余地はまだあります。

中学校卒業までの医療費助成制度に加え、市町村にとって使い勝手のよい、子育て支援策に活用できる県の交付金制度を創設すべきと思

いますが、お伺いをいたします。

次に、児童虐待問題について伺います。

昨年12月25日、香南市で3歳の女の子が27歳の母親とその義理の妹に虐待を受け死亡するという胸塞ぐ痛ましい事件がまたも起こってしまいました。心より御冥福をお祈りし、県民の皆さんとともに、誰にもみずから助けを求めることのできない子供の命を守り抜けなかった、この事実を真摯に受けとめ、決して繰り返させないという決意で今後の対応を図っていかねばならないと考えます。事件の全容は、警察による捜査と裁判、さらには県と高知市が取り組んでいる検証委員会の調査を待たなければなりません。高知県中央児童相談所、高知市子ども家庭支援センターによる行政支援のあり方が問い直され、県としての責任ある今後の方向を打ち出さなければなりません。

県はこの間、平成20年に起きた虐待死事件を受け、検証委員会の提言に基づく施策の強化に取り組んでこられました。そのスピードがもう少し早く機能していれば今回の事件は防げたかもしれないとのじくじたる思いは共通しているのではないのでしょうか。その反省を胸に、必要な手だてをまさにスピード感を持って推進していく必要があると思います。

私たちはこれまでも、児童虐待の対応で、第一義的には市町村が担い、重篤な案件への対応と市町村支援を県が担うとした児童福祉法の改正について、市町村にその任務を担う人員の上でも質の上でもその力が備わっていないことを指摘してまいりました。今回の事件はまさにその懸念が現実のものとなったことを大変悔しく思います。

今回の事件は、居住していた高知市ではなく、一時的に身を置いていた香南市で起きています。複雑な状況であったかもしれません。しかし、現実に虐待による死亡事件が起きた事実立ち、

いかなる状況にも対応できる体制を築かなければなりません。

今議会の知事説明でもお述べになりましたが、改めて知事の今回の事件の受けとめと今後の決意を伺っておきます。

以下、地域福祉部長に伺います。

この事件を受け、児童相談所と要保護児童対策地域協議会においてリスク管理されている全ケースについて緊急に安全確認を実施されましたが、その中で課題が明らかにされてきたことは何か、伺います。

今議会に示された予算案では、市町村との連携、市町村の体制と機能強化、市町村の要保護児童対策地域協議会の有機的活動の推進などのため、中央児童相談所への専門員を1名配置すること、夜間、休日の相談にも対応する非常勤職員の配置が示されています。この専門員の具体的な任務はどのようなものなのか、市町村の体制強化をどのように進めていくおつもりか、伺います。

高知県の中央・幡多児童相談所の児童福祉司の配置はこの間大きく前進し、都道府県レベルでは全国1位となっています。しかし、新採の方もおられ、さまざまなケースに対応するためには、不安に感じることをすぐに相談できる体制、どこまで家庭に踏み込んでいいのかなど、法律に関する課題に即応できる状態を充実する必要があるのではないのでしょうか。

既に児童相談所では弁護士に委託し、非常勤として相談を受けるなど活躍いただいています。高知弁護士会には子どもの権利委員会もありますから、地域連携を強め、機敏に対応できる体制強化を求めるものですが、お伺いをいたします。

児童虐待に至る前に、保護者が社会的支援を受け入れやすくする環境づくりが求められます。これまでも新生児の訪問活動もされていますが、

そこでリスクを感じた家庭に具体的な手を差し伸べることが大切です。

児童家庭支援センターの体制を充実させ、サポートする体制、各保育所などで行っている地域子育て支援センターを待ちの姿勢でなく地域の訪問活動も行える体制の強化も検討すべきと思いますが、伺います。

そうした支援を受けることに抵抗感をなくす、そのために、新生児が生まれた家庭に積極的にかかわることが大切です。あるお母さんは、一日中、生まれたての小さな命と緊張しながら向き合い、大人とのコミュニケーションが絶たれているとき、週に3回でもお弁当を届けてもらい、少しでも語らいの時間が持てたら気持ちになる、ぜひ実現してほしいと語っています。このように、問題が生じる前から社会的支援を受けることに抵抗感をなくしていく取り組みも要望をしておきます。

次に、介護保険について地域福祉部長に伺います。

12月県議会で、高齢化が進む地方にとって医療・介護の充実雇用、経済対策など本県の地方創生の重要なテーマではないかと質問をし、知事から、県内の医療・介護分野の雇用者は全産業種別の中で最も多く、うち約8割が女性労働者であり、雇用の場、女性活躍の場として大きなウエートを占めており、高齢社会において医療・介護分野は地域で安心して働ける仕事をつくり出す重要な産業であるとの答弁がなされました。地方の暮らし、雇用を支える上で、医療・介護など社会保障の充実が極めて重要だ、これは共通の思いだと思います。

ところが、介護報酬の大幅な減額が断行されようとしており、介護現場からは、利用者にも従業者にも事業者にも大きな損失をもたらす、介護崩壊が起こると厳しい批判の声が上がっています。今回の改定は、報酬全体で2.27%引き

下げ、2回連続の実質マイナス改定です。しかも、改定には介護労働者の処遇改善などの特別な加算を含んでいるため、その上乘せ分を除けば本体部分は4.48%と、文字どおり過去最大規模の引き下げとなっています。

特別養護老人ホームの基本報酬は、個室でマイナス6%弱、相部屋はさらに大幅カットをされています。特別養護老人ホームの3割が赤字という実態が全国老人福祉施設協議会の調査結果で判明をしていますが、今回のマイナス改定によって特養がさらに苦境に追い込まれることは明らかです。

全国的には、介護報酬削減によって、進出を予定していた事業者の撤退という事態も発生をしています。2月3日、NHKの「介護報酬引き下げ 現場で何が」という番組で、東京都北区の特別養護老人ホーム建設計画の中止を取り上げ、こうしたケースは全国に広がっていると指摘をいたしました。

現在の県内の入所待機者はどのくらいになっているのか、また第5期介護保険事業支援計画の達成状況と第6期介護保険事業支援計画への影響についてお聞きをいたします。

今回の改定は、特に小規模事業所ほど影響が大きい改定となっていると指摘をされています。通所介護の小規模型通所介護費の場合は10%の減、2014年の介護事業経営実態調査によると、小規模型通所介護の平均利益率は約7%でした。新報酬10%減の影響でこの利益が一気に吹き飛び、赤字に転落する小規模型通所介護がふえることも予想されます。

市町村事業へ移行することとなっている要支援は、訪問で約5%、通所は約20%の大幅削減です。今後、要支援の利用者は敬遠される、週2回の利用が週1回に、週1回の利用が隔週ないし利用終了に追い込まれることになりかねません。また、認知症対策を重視すると言いなが

ら、グループホームも6%近く減少です。

今回の改定により、事業所の撤退、縮小、それに伴う雇用の場の縮小が危惧をされます。介護報酬削減の影響をどう判断しているか、緊急に調査をし、問題点を国に提言すべきと思いますが、お聞きをいたします。

介護の現場には看護師や給食、送迎のスタッフなどさまざまな職種の人が働いていますが、加算の対象にはなりません。介護保険料にはね返らない処遇改善交付金の復活、充実こそが求められていると思いますが、お聞きをいたします。

介護保険料についてお聞きをいたします。

介護保険は、サービスの利用がふえたり介護職の労働条件を改善すれば直ちに保険料、利用料の負担増にはね返るとい根本矛盾を抱えています。開始直後2,911円だった介護保険料は、第5期では4,972円と1.7倍になり、今後さらなる保険料の高騰が危惧されます。国保とともに、重過ぎる介護保険料の負担が深刻な問題となっています。

第6期計画の保険料は幾らになると計画をされているのか、その負担は年金が減額されるもとで極めて重いのではないかと、お聞きをいたします。

重過ぎる介護保険料の軽減に自治体が真剣に取り組む必要があります。その中でも市町村の介護給付費準備基金は、議会で答弁をいただいたように、想定した保険料が黒字となって基金として残ったわけですので、基本的には保険者に還元するという意味では全額保険料の軽減に充てられるべきものだと思います。

県下の介護給付費準備基金の2014年度末残高と取り崩し予定額はどうなっているのか。

保険料、利用料の高騰を抑えながら、制度の充実や介護の提供基盤の拡大を図り、本当に持続可能な制度とするには、公費負担の割合を大

幅にふやすしかありません。公費投入を抜本的に拡大することが必要だと思いますが、お聞きをいたします。

次に、難病相談支援センターについて健康政策部長に伺います。

本年1月から、難病の患者に対する医療等に関する法律が施行されました。それに伴い、かねてから患者団体の皆さんから要望されていた、気軽に相談でき集うことのできる高知県難病相談支援センターの予算が今議会に提案をされており、本当にうれしく思います。

高知駅北口の近くに、駐車場もある一戸建ての建物を借り上げ、NPO法人高知県難病団体連絡協議会が委託を受けて運営することになっています。今回の法律の施行に伴い、医療費助成の対象者もこの夏から約300疾患に拡大をされ、対象者数は約1万1,000名に上ると推計をされていますから、相談対象者も増加し、専門性を持ったスタッフの配置が何よりも重要となります。

県が予算説明に当たって示された資料では、電話や面談、メールによる各種相談・支援、ハローワークなどと連携した就労相談・支援、出張相談会、全国のセンターと連携をした情報提供、ピアカウンセリングとカウンセラーの養成、患者の交流会の開催と、多岐にわたる事業を展開することとなっています。診断直後の不安に応え、治療や介護の問題など、一人一人に寄り添い、丁寧な対応が求められます。

委託に当たってどのような人員配置を想定しておられるのか、専門性を持ったスタッフの人件費はどのように見込まれているのか、お伺いをいたします。まさに人材がこのセンターの存在価値を決定すると言っても過言ではありません。専門職の方に継続して働いていただけるだけの労働条件が不可欠です。人材の発掘への支援、必要な予算措置を望むものですが、お伺い

をいたします。

患者や家族を励まし、生きる力を培っていただくために、仲間をつくり情報交換のできる交流サロンは、センター機能の重要な取り組みです。病気によってその悩みも異なることから、ピアカウンセラーもそれぞれに必要で、多くのボランティアの皆さんの協力が必要となります。

ピアカウンセラーとしての役割を担ってくださる方は基本的に難病患者御本人かその御家族の方ですから、交通費や駐車場代などの負担が重荷になってしまいます。そうした方々への一定の手当でも必要ではないかと考えますが、委託費の中ではどのようにになっているのか、積算の中に組み込まれていないとすれば当然増額すべきと思いますが、伺います。

交流サロンは高知市在住の方も多く、高知市に一定の負担をお願いすることも一つの案ではないかと思いますが、対応を伺います。

このセンターは高知市に設置をされます。郡部への出張相談会も開催されますが、日常的な活動はやはり距離が壁になります。センター開設後も、各福祉保健所における支援体制も残すべきと考えますが、郡部での対応はどのように考えておられるか、伺います。

昨年の2月県議会の予算委員会で、本年4月の開設を明言していただき、着実に実現にこぎつけていただいたことに感謝するものですが、本来なら県が直営でも設置すべきもので、委託先や患者団体の負担に寄りかかるものであってはなりません。患者さんや家族にとって本当に喜ばれるセンターとしてスタートできることを目指す部長の決意をお聞かせください。

次に、教育行政について伺います。

1月27日に文部科学省は、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の策定について」を各都道府県教育長、知事などに通知しました。

1956年にも、12から18学級を標準とし、それに満たない学校を機械的に統合させてきましたが、国民の反対の声に押され、1973年、文部省は、無理な学校統合をしないこと、小規模校でもそのまま充実させることが望ましい場合もあるとした新たな通知を出しました。仮に統合する場合でも、通学距離など子供たちに与える影響を考慮し、地域住民の合意を得ることなどを強調し、それまでの統合姿勢を修正し今に至っています。

今回の文科省手引は、これら従前の通知を破棄し、6学級以下の小学校や3学級以下の中学校での速やかな学校統廃合を検討するよう市町村に促すものとなっています。また、これまでは、徒歩や自転車通学を念頭に、小学校で4キロメートル以内、中学校で6キロメートル以内としてきた通学距離についても、スクールバスなど交通機関の利用を含め通学時間はおおむね1時間とし、一層の遠距離通学を推し進めるものとなっています。

この11年間で、高知県内の市町村では急速に統廃合が進みました。小学校が1校だけしかない町村は既に10町村にも達しています。これ以上の統合は、地域から、自治体から学校がなくなり、地域崩壊を決定づけるものとなります。ゆえに今、全小学校196校のうち4割近くの76校が標準に達していない学級数であっても、県内の各自治体は統合をすることなく複式学級として残し、地域の暮らしを支える役割を担わせています。

県内市町村が小中学校それぞれを手引どおりに統合すると本県の学校数はどうなるのか、学校が消える自治体が出現するのか、そしてそのような統合シミュレーションを前に県として今回の手引にどう向き合うのか、各市町村に対し責任ある姿勢を明確に示すべきだと考えるものですが、教育長にお伺いをいたします。

文部科学省は昨年5月に、全国の都道府県・市区町村教育委員会を対象に、学校統廃合を進めることを前提とした調査を実施しています。学校配置の適正化に関して国に望む支援で、市区町村が最も多く望んでいる回答は、「教職員定数の加配措置による支援」が77%で一番多く、次いで68%が「施設整備への補助」です。都道府県が国に望む支援も、「教職員定数の加配措置による支援」を47全ての都道府県が望んでいます。次いで、「施設整備への補助」が81%、それとほぼ同じ率で、「統合が困難な小規模校等への支援の充実」が並んでいます。「学校規模適正化の適否を検討する際に参考となる資料の提供」は要望の5番目と、低いものになっています。文科省の調査から明らかなことは、自治体は統合させないで存続させるための国の支援を求めているということです。

本県はこの調査にどう回答されたのか、また調査結果をどう評価、分析されているのか、教育長にお聞きをいたします。

手引は、調査結果を気にしてか、「教育の機会均等を確保する観点からまず検討しなければならないのは、小規模であることのメリットを最大限に生かし、児童生徒への教育を充実させる方策」だと、入り口では小規模校を尊重するような記述をしておきながら、出口では、クラスがえができない、多様な意見に触れられないと、集団活動の制約を殊さら強調し、小学校で12学級以上、中学校で9学級以上が望ましいと、統廃合を求めています。

一方で、手引では、過大、過密の学校については、大規模校であることの課題を示しつつも、是正についてはほとんど触れられていません。その背景には、教育再生実行会議の第5次提言での、統廃合によって生じた財源の活用等によって教育環境の充実に充てよと述べていることがあると考えられます。

また、学校統廃合は財務省が強く求めてきたことでもあります。全ての学校が12学級以上になれば、全国で5,462校が削減でき、小学校だけで1万8,000人の教職員を減らせると試算、300億円以上の予算削減につながるとしています。今回の手引は、この第5次提言の趣旨と財務省の要望に沿うように、学校規模の適正化の名のもと統廃合を進め、教職員削減と教育予算削減を図る側面、狙いがあることを見逃すわけにはいきません。

小規模校は、子供たちに目が行き届き、きめ細かな指導ができることや、保護者や地域と連携をした教育活動がしやすいなど、十分な教育活動が行われているメリットがあり、それに引かれ、小規模校を希望し通学させる保護者もあらわれています。また、学校は教育施設というだけでなく、文化・スポーツ、防災の拠点など、地域にとって多様な側面があります。学級数や通学時間などの基準に照らし統廃合を機械的に進めることは、地域から多面的な学校の役割が消え、地域の文化やコミュニティーの拠点を奪うことになり、地域の衰退にもつながります。

知事は本議会知事説明で、中山間地域対策について、地方創生のモデルとなった集落活動センターの運営に触れ、人々が地域で自立して生活していける本当の意味での地方創生となるよう全力で支援すると強調されています。であるなら、知事は今回の手引をどう捉えておられるか、本県にとって本当の意味での地方創生となる学校のあり方をどうお考えか、お聞きをいたします。

最後に、米軍機の低空飛行訓練について伺います。

昨年末からこの2月にかけて、米軍機による低空飛行訓練が嶺北、香美市物部町上空で頻りに繰り返されています。県の危機管理部に寄せられた情報だけでも、昨年12月に22回、1月には

13回21機、2月にも17日までに13回25機が飛来、2月11日の祝日にも本山町市街地上空を超低空で飛行、本山町役場屋上に設置された騒音測定器には、電車が通過するガード下の音量に例えられる98.5デシベルを観測、さらに1月13日には、これまで目撃情報のなかった越知町横島小学校上空でも超低空で機体が飛行、高知市葛島や朝倉、また、いの町川内保育所、小学校上空でも目撃をされており、訓練域が大きく広がっています。

昨年12月15日、香美市物部町大西地区に移住をされてきた西熊さんがスマートフォンで捉えた映像がネット上に公開され、12万回を超えるアクセスで、この実態が全国に発信され、大きな反響を呼んでいます。狭い谷合いを超低空で暴力的な爆音で飛び去り、その状況におびえて泣き叫ぶ西熊さんの3歳になる子供さんの姿も映し出されています。

知事もこの映像をごらんになったと思いますが、まずこの映像をごらんになった感想をお伺いいたします。

この映像を1秒間に30コマの写真に落とし、新聞紙上でも報道されました。地元紙にも大きく報道されましたので、ごらんになった方も多いと思います。

私たちは、この映像をもとに、どのような高度でどのような飛行ルートをとったのかを明らかにするため、低空飛行解析センターに現地調査を依頼し、解析を行っていただきました。その結果、米軍機は機影からE A—18Gグラウラーと見られ、距離は画面の大きさから算出、機体の位置、仰角と方位角は画像中の樹頂部分、木のとっぺんなどの現地での測量数値との比較で割り出し、飛行コース図を描いています。報告書を引用します。「撮影場所は、米軍の低空飛行訓練ルート「オレンジ」の7ポイントのひとつ、「綱附森」から南南西へ約5.5km。1,000m級

の山にはさまれた谷は直線で約10kmになる。米軍機の動画は約7.7秒間で、画像230枚が得られた。カメラとの最短距離は約240m、水平距離は約200mだった。機体を右へ約50°傾けて、北東から南西へ向けて大きく右旋回した。映像記録の区間は約2,000mであり、秒速約260m（マッハ0.8）の亜音速だったとみられる。米軍機は標高500m前後、対地高度で200mあまりを飛行し、上葦生川にそうように、五王堂発電所の送水管の約200m上空を通過したとみられる。近くには緊急用のヘリポート「五王堂」もある」とされています。

1999年の日米合同委員会では、航空法を守ることとあわせて、「在日米軍は、低空飛行訓練が日本の地元住民に与える影響を最小限にする」などとしていますが、予告もなく低空で飛行して住民に恐怖を与えています。大人でも身の危険を感じるもので、子供にとっては恐怖以外の何物でもありません。高知県の山間地で繰り返されている危険きわまりない米軍機による低空飛行訓練を中止させる取り組みの抜本的強化が求められています。

この映像を撮ることができたのは偶然ではなく、この間、どのような飛行ルートで飛来しているかが監視団体により明らかにされてきました。厚木基地を飛び立った米軍機が和歌山県串本町上空を通過、その後、徳島県牟岐町上空を通過します。その後、物部上空に達するまでの時間が5分から10分後。それぞれの地点で目撃した情報が今回撮影をした西熊さんのところに寄せられ、撮影機を準備して捉えたものです。こうした情報を駆使すれば、飛行訓練の実態把握が可能となります。

私たちはたびたび、被害自治体の連携を強め実態把握を行うよう求めてきましたが、県としてのこれまでの取り組みと、今後さらなる連携をどのように図っていかれるのか、危機管理部

長に伺います。

県としてもこの間、飛行実態把握に努力され、低空飛行の爆音調査のため騒音測定器の設置箇所をふやし、5カ所に設置をしています。その結果、大豊町や大川村、本山町では100デシベルを超える爆音がたびたび記録をされています。しかし、今回撮影された物部町大西地区では測定器がないため、調査することができていません。大西地区では、西熊さんが目撃しただけでも、ことしに入り十数回に上っています。飛行ルートを縦横無尽に切りかえ、訓練が繰り返されています。

頻繁に目撃されるようになった人家で測定ができる移動式の測定器も導入する必要があると思いますが、危機管理部長に伺います。

県は今回の映像を入手した直後、映像を防衛省に送り抗議の意思を示されたことは大いに評価するものです。その後、政府から抗議に対する回答は寄せられたのか、寄せられていれどどのようなものか、伺います。

本県では既に2度にわたる米軍機の墜落事故が発生をしています。決して繰り返させてはなりません。今回の解析でも、飛行ルートのわずか350メートルのところには緊急用のヘリポートが設置されています。オレンジルート下にもヘリポートがあります。いつどこから飛来するかの通告もなく行われる低空飛行訓練は、こうしたヘリとの衝突事故がいつ起きてもおかしくない状況が続いています。

その危険性について危機管理部長はどのような認識か、お伺いをいたします。

今、県を挙げて中山間地域の振興に力を注ぎ、移住促進の努力の中で移り住んでくださった方々が、地域おこしに懸命に取り組んでおられます。今回撮影をされた西熊さんも、また本山町に東京から移住され被害に遭っている方も、これでは平穏な暮らしができないと怒りの声を

上げていますが、一向におさまらない低空飛行訓練の状況に悲嘆し、県政への不信にもつながっています。

移住をされてきた方を初め被害を受けている県民を励ます県としてのアプローチも必要だと考えますが、どのように対応をされるか、知事にお伺いをいたします。

さて、2月22日付高知新聞に、米海軍の戦闘機F A18Eスーパーホーネットの操縦席から撮影したと見られる画像が2月16日、インターネット上にアップされていることが報道されました。画像には、オレンジルート上での撮影との説明がついており、写真の眼下に見える地形は土佐郡大川村下小南川の吉野川にかかる小金滝橋付近と酷似していると指摘しています。

また、その記事の中では、米軍監視団体リムピースの頼和太郎編集長の、F A18Eスーパーホーネットは単座、1人乗りで、操縦しながら自分で撮影していると思われるとのコメントも紹介、訓練中に危険な行為を行っていたのではないかとの不安が県民の中に広がっています。撮影日時などは記されていませんが、看過できるものではありません。

県として米軍への調査依頼と抗議を行うべきだと考えますが、危機管理部長に対応を伺います。

県はこれまでも知事を先頭に、低空飛行訓練の中止を国に求めてこられました。今日の事態を受け、地元出身の防衛大臣にも直訴する取り組みも必要だと考えますが、低空飛行訓練中止を求める知事の決意も含めどのように対応されるか、お伺いをいたしまして、私の第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 塚地議員の御質問にお答えをいたします。

まず、TPP交渉をめぐる局面をどのように

認識しているのか、また今後どのように共同を広げ、県民の生活を守る取り組みを進めるつもりなのかとのお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えをいたします。

TPPにつきましては、これまでも申し上げてまいりましたとおり、政府におきましては国民に対する情報開示と説明に努めていただくとともに、米など重要5品目の関税など国益を必ず守っていただきたいと考えております。こうした考え方に立って、これまでも、農林水産物の「重要品目の関税など国益を必ず守るという姿勢で臨み、守ることができないのであれば、脱退も辞さないものとする」となどの要請活動を行ってまいりました。

今月9日から15日までハワイでTPP首席交渉官会合が開催をされ、4月以降に閣僚会合が開かれるのではないかといたことが報道をされております。さらに、アメリカにおきましては、大統領に通商交渉の権限を一任する大統領貿易促進権限、いわゆるTPPA法案の議会への提出に向けた動きもあります。こうしたことから、今後TPP交渉が大きく進む可能性があり、重要5品目の関税など守るべき国益がきちんと守られるのかどうか、依然として予断を許さない状況にあると認識しております。

県としましては、今後の動向に十分注視しますとともに、こうした国際交渉では国内からの強い声が交渉する方々を後押しすることになりますことから、今後とも必要に応じて関係団体の皆様方と連携して、県民生活を守るための取り組みを積極的に進めたいと考えているところであります。

次に、農協改革に関連して、政府の進める農協改革が実態を無視したものではないかとお尋ねがございました。

全国中央会の一般社団法人への移行や、農協に対する公認会計士による監査の義務づけ、県

中央会の農協法上の連合会への移行などを内容とする政府の農協改革の法制度の骨格が示されました。

県中央会を中心としたJAグループは、農家に寄り添ったきめ細やかな営農指導はもとより、いわゆるJA出資型法人の設立により、耕作放棄地の適切な管理や新規就農者の研修、若手農業者による新たな事業展開の支援など、地域における農業を支えておられます。あわせて、産業振興計画の推進の面からも、県と目標を共有し、その達成に向けて地域の農業者をリードする重要な役割を担っていただいております。

このように、JAグループは現行においても効果的かつ重要な役割を果たしていただいております。こうした中、今般の改革においては、改革の内容が農家の所得向上や農業再生にどのようなにつながるのか、農業関係者の中にさらなる説明を求める声も上がっているのも事実でございます。政府において一層の説明を尽くしていただきたいと考えているところでございます。また今後、今月中には農協法改正法案が国会に提出され審議が行われると承知しておりますが、地域の実態や関係者の声を踏まえた真摯な議論を行っていただきたいと考えております。

次に、金融事業なくして農協の総合事業はあり得ないのではないか、また独占禁止法の適用除外が解かれると本県の農業は深刻な影響を受けるのではないかとのお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

小規模な農家が多い本県におきまして、農協は、営農指導はもとより、農産物の共同販売や資材の共同購入など、農業や組合員にとって大変重要な役割を担っております。また、中山間地域では、地域住民に欠かせない購買店舗や金融機関などの機能を発揮しております。このように、農協が行う総合的な事業全体が地域農業や地域社会を支える重要な仕組みとなっております。

ます。

今回の改革案では、県内の農業者や農協にとって直接的な影響が懸念をされました信用事業の譲渡や全農の株式会社化につきましては、それぞれ農協や全農等の選択に委ねられることとなりました。また、准組合員の利用量規制につきましても、5年間、正組合員及び准組合員の利用実態並びに農協改革の実行状況の調査を行って慎重に決定することとなりました。

こうしたことから、平成30年に向けて県域1JA構想の実現を目指している本県におきましては、現時点では影響は比較的小さいのではないかと考えております。しかし、具体的な運用などの詳細が明らかでない点もありますので、国会での審議を含め、今後の動向を注視する必要がありますと考えております。

次に、一方的な改革押しつけには断固反対すべきではないかとのお尋ねがございました。

農業を取り巻く環境が大変厳しい中、農協には今まで以上に農業者の所得向上のための取り組みなどが求められております。農協改革については、農協の自己改革に向けた自主的な動きを尊重するとともに、時代の流れに合わせ、地域の実情に沿った議論が展開されていくことを望んでおるものであります。

次に、子育て支援について、目標を持って課題解決に取り組むべきではないかとのお尋ねがありました。

平成25年の出生数が5,266人ととどまるなど子供の数の減少傾向が続く中、昨年実施した県民世論調査の結果では、県民の約9割の皆様が少子化を深刻な問題だと捉えているという状況があります。こうした状況の中で、少子化対策を抜本強化していくためには、結婚から子育てまでのライフステージに応じた各段階における課題事項を整理した上で、目標を持って取り組みを進めることが何よりも重要だと認識をいたし

ております。

例えば結婚に関しては、生涯未婚率や平均初婚年齢の上昇が顕著であり、嫡出子の割合が高い中では少子化の大きな要因ともなりますことから、独身の方々が希望の時期に結婚できるような支援策が必要であります。また、子育ての面では、共働きが多く仕事と育児の両立が困難な状況にありますため、保育サービスの一層の充実を図ることなどにより、理想と現実の子供の数の乖離をなくしていく必要があります。

来年度から5年間の取り組み方針を定める新たな次世代育成支援行動計画では、こうした少子化の現状やこれまでの取り組みの成果なども踏まえ、「誰もが希望の時期に次代を担う高知の子どもを生み育てやすい環境づくり」、これを目標として掲げ、取り組みのなご一層の充実強化を図ることといたしております。あわせて、少子化対策は息の長い取り組みとなりますので、長期的な視点に立って、行動計画に掲げる目標の達成に向けまして、施策の効果や成果などについてしっかりとフォローアップしていくことが必要になってまいります。このため、個々の取り組みに対する目標事業量を設定することに加え、成果指標を定めた上で、PDCAサイクルをしっかりと回しながら取り組みを推進してまいります。

次に、子育て支援施策の思い切った充実についてのお尋ねがございました。

少子化対策の抜本強化につきましては、4月にスタートをいたします子ども・子育て支援新制度に関連する子育て支援施策を中心に、本年度を8億円程度上回る91億円余りの予算を計上いたしますなど、この間、大幅な拡充を図ってきたところであります。この中には、経済的に厳しい状況に置かれた子育て世帯が一時預かり保育などを利用する際の新たな減免措置などに加え、出会い・結婚・子育て応援コーナーの子

育て相談機能を抜本強化するなど、きめ細やかな子育て支援につながる取り組みなども数多く盛り込んでいるところであります。

人口減少に伴う負の連鎖を断ち切るためには、その背景にある少子化の問題を克服する必要があるとあり、少子化対策の抜本強化とあわせて、若い世代の人口流出を食い止める対策として産業振興による雇用の創出や大学教育の充実、さらには安全・安心な暮らしにつながる南海トラフ地震対策の加速化などといった少子化の問題とも密接にかかわる施策などの強化を図ることも大変重要だと認識をいたしております。こうした考え方のもと、今回の予算編成では、5つの基本政策はもちろんのこと、横断的にかわる政策などを含めまして、限られた財源の中で最大限の効果が発揮できるよう知恵を絞り、工夫の徹底を図ってまいりました。

今後とも、少子化対策そのものの抜本強化を図るのはもちろんのこと、5つの基本政策などに集中して取り組んでいくことによりまして、その相乗効果を互いに発揮させながら、若い世代が地域にとどまり、結婚や子育てを希望の時期にかなえられる環境づくりを推進してまいりたいと考えているものであります。

次に、子供の医療費助成制度の拡充についてお尋ねがありました。

子供の医療費につきましては、子供が生まれ育った環境にかかわらず全国どこでも治療費を心配することなく安心して医療を受けられるよう、社会全体で支えていく必要があると考えており、これまでも、次世代を担う人づくりに向けた少子化対策の抜本強化に取り組んでいく中で、国において新たな子供の医療費助成制度の創設につきましても提言しているところであります。

県内の多くの市町村が既に医療費助成制度の拡充に取り組んできておりまして、中学校卒業

まで医療費の無料化を実施している市町村は所得制限等も含めると現在30カ所、ことし4月からは32カ所に拡充されるとお聞きいたしております。これまでもお答えしてまいりましたように、ほとんどの市町村で既に中学校卒業まで医療費の無料化が実施されています。県による拡充が市町村での財源の振りかえになるだけでは本当の意味での子育て支援策の充実につながらないのではないかと考えているものであります。

次に、市町村が子育て支援策に活用できる県の交付金制度の創設についてのお尋ねがありました。

これまでの間、国に対しまして少子化対策の抜本強化、この必要性を私もプロジェクトチームのリーダーとして訴えを重ねてまいりました。この結果もあるのではないかと思います。今回の国の補正予算におきまして一連の手厚い子育て支援策のための予算措置がなされたところであり、地方が独自に取り組む先駆的な少子化対策を後押しする地域少子化対策強化交付金が昨年引き続き確保されますとともに、幅広い少子化対策に活用のできる地方創生の交付金が新たに創設されますなど、少子化対策にかかわる一連の予算が手厚く措置されております。これらはいずれも、県と同様、市町村にも交付され、市町村が取り組む少子化対策を直接後押しするものとなっているところであります。

私自身、繰り返しになりますが、全国知事会などを通じまして、地域の実情に応じた少子化対策を抜本強化する必要性を重ねて訴えてきたところでありまして、こうした交付金を有効活用することで、それぞれの市町村が地域地域の実情に応じた新たな子育て支援の取り組みの展開が可能になるものと認識をいたし、また評価もしているところであります。

県としましても、こうした交付金を積極的に

有効活用し、母子保健の専門知識を持つ相談員によるきめ細やかな子育て相談機能の充実強化や総合的な結婚支援策の抜本強化を図るなどといった、市町村のバックアップも含めた新たな取り組みを推進することとしております。それぞれの市町村におきましても、地域の創意工夫を生かしながらこうした交付金を有効活用し、住民ニーズを踏まえた効果的な少子化対策の新たな展開を図ることにより地方創生へとつなげていくことも可能になるものと考えているところであります。

次に、児童虐待問題について、今回の事件の受けとめと今後に向けた決意についてのお尋ねがありました。

このたびの死亡事件の発生につきましては、まさしく痛恨のきわみであり、お亡くなりになった幼い児童の命をなぜ救えなかったのかと大変悔しい思いをいたしております。

本県においては、平成20年の南国市における死亡事例検証委員会からの提言に基づき、児童相談所の体制強化を図るとともに、市町村の取り組みへの支援や連携の強化などに努めてまいりました。しかしながら、今回の事件の発生を踏まえ、前回の事件以降、県としてこれまで取り組んでまいりました内容に加え、もう一段のさらなる取り組みの充実強化が必要だと考えております。

このため、早急に対応すべきものについては直ちに着手することとし、中央児童相談所の体制強化などに必要となる経費を平成27年度予算案に盛り込ませていただいているところであります。さらには、県と高知市が合同で設置をいたしました検証委員会において、関係機関の対応の妥当性などについて専門家の視点からの検証作業を行っていただき、そこから出てきた課題などを踏まえた再発防止策について御提言をいただくこととしております。

県としましても、子供の命と安全を守るために、今後改善が必要となる対応や市町村との連携のあり方などについて実践的な御提言をいただけるものと考えております。その内容を真摯に受けとめ、二度とこのような事件が起こることのないようしっかりと取り組む決意でございます。

次に、介護保険制度について、持続可能な制度とするためには公費の投入を拡大することが必要ではないかとお尋ねがありました。

今後とも高齢化が進む中で、介護保険制度を将来にわたり安定して運営していくためには、給付の面において、サービスを必要とされる方に確実にサービスが提供されるのはもちろんのこと、負担の面においては、その能力に応じて痛みを最小限にとどめるための緩和策などを講じる必要があるものと考えております。このため、低所得の高齢者が多いといった本県の実情などを踏まえた保険料や自己負担額の軽減措置、さらには採算性の問題などからサービスの確保が難しい中山間地域における介護報酬の加算措置などについて公費負担により拡充を図ることをこれまでも提言してまいりました。

こうした中、今回の介護保険制度の見直しでは、消費税率の引き上げによる増収分などから財源を捻出し、65歳以上の特に所得の低い層を対象とする公費投入による保険料の軽減強化策が実施されることとなりました。

今後とも、全国知事会などといった関係機関との連携も図りながら、介護保険制度がしっかりと財源に裏打ちされた持続可能な制度となるよう、保険料や公費負担のあり方などを含めまして必要な改善が図られるよう、国への提言活動などに努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、学校統合に関して、今回の手引をどう捉えているのか、また本県にとって本当の意味

での地方創生となる学校のあり方をどう考えているのかとお尋ねがございました。

次代を担う子供たちが健やかに成長しこれからの社会を生き抜くためには、よりよい教育環境のもとに知・徳・体の調和のとれた生きる力を確実に育てていくことが大切であります。そのためにも、子供たちが発達段階に応じた充実した教育内容のもと、友人と切磋琢磨しながら学び社会性を身につけることのできる適正な学校規模を維持していくことは重要なことだと考えます。

一方で、人口減少が進む中山間地域においては、地域で学ぶ機会を維持・確保していく観点から、学校が存在することもまた極めて重要であります。また、小中学校をなくすことはその地域の文化拠点を閉じることであり、また若い世代が地域に住んで子育てをする拠点を失うことでもあり、人口流出をさらに加速させ、結果、地方創生のきっかけそのものが失われてしまうことにつながります。

そのため、学校の統廃合を考える際には、学校規模の適正化とともに、地域の活性化、存続とのバランスをも考えることが大事であります。そういったことを踏まえて、地域の実情に応じた学校のあり方について、それぞれの市町村でも十分に議論を重ねていただくことが必要だと思います。こうした考え方について、私自身、教育再生実行会議の場で総理に対して発言もさせていただいたところであります。

今回の手引につきましては、学校規模の適正化を考える際の視点等とともに、小規模校を存続させる場合の支援についてもきめ細やかな対応策が示された内容となっております。少子化が進む地域においてこれからの学校はどうあるべきか、これを考える上で参考となるものと考えております。

次に、米軍機の低空飛行訓練に関して、香美

市の住民の方が撮影した映像を見た感想についてお尋ねがございました。

私はこれまでに、実際にも他の映像でも米軍機の低空飛行訓練を見たことがありますが、今回の映像を見て、スピードといい音といい大変な迫力で飛んでくるものだと思います。映像の終盤でお子さんが泣いているのを非常にかわいそうに思いましたし、改めて本県の負っている負担の大きさを感じたところであります。

次に、低空飛行訓練の被害に遭っている住民の方々への対応についてお尋ねがございました。

県民の皆様から市町村に提供された米軍機の低空飛行訓練に関する情報につきましては、これまで県が情報を集約し、中国四国防衛局を通じて米軍当局に伝え、事実関係の確認を行っております。また、窓ガラスが振動した、子供が泣き叫んだといった住民生活への影響の実態も把握し、あわせて訴えてきたところであります。

今回の香美市の件につきましては、香美市の職員の方が情報提供をいただいた住民の方の不安の声をお聞きするとともに、このように情報を伝えたプロセスや、防衛省、外務省を通じて米側に要請を行っている点等につきまして丁寧に説明を行っていただいたと伺っております。

県民の皆様到低空飛行訓練の実態やこれに対する県の取り組みをしっかりとお伝えすることは重要だと思います。今後、低空飛行に関する状況やこれまでの国への中止要請の内容等を県のホームページに掲載していきたいと考えております。

最後に、訓練中止を求める私の決意と国への対応についてお尋ねがございました。

嶺北地域での米軍機の低空飛行訓練は、昨年は例年に比べてかなり頻度が少なく推移しておりましたが、お話にありましたように、昨年12月に入って以降、頻繁に確認されるようになって

しております。こうした訓練に対しては、先ほど申し上げたように中国四国防衛局を通じて実態を訴えておりますし、四国知事会としても、国民に不安や懸念を抱かせるような低空飛行訓練の中止を求めてまいりました。

今後とも米軍機の飛行訓練の動向を注視し、県民生活に大きな支障があるような訓練が繰り返される場合には、改めて訓練の中止について要請していきたいと考えているところであります。

私からは以上でございます。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○地域福祉部長(井奥和男君) まず、児童相談所などにおいてリスク管理されているケースの緊急の安全確認において明らかとなった課題についてのお尋ねがありました。

今回の事件を受けた緊急の安全確認につきましては、県下でリスク管理されている全ての虐待ケース780件について、児童相談所においては職員みずからが、また市町村においては職員や関係機関による目視を行いました結果、全ての児童の安全を確認することができました。

短期間の目視による安全確認の実施により明らかになりました課題といたしましては、学校などが休みの期間中に重なったこともあり、職員みずからが直接訪問をせざるを得ず、児童相談所に匹敵するケースを管理している高知市では、職員の配置体制のこともあり、結果として安全確認に多くの日数を要することとなり、この点、日ごろから地域での見守り体制をしっかりと構築し、いざというときに備えるための連絡体制を整備しておくことの重要性、必要性について改めて強く認識をいたしましたところです。

子供たちの命と安全を守り、虐待を未然に防ぐためには、要保護児童対策地域協議会においてこれまで以上のリスク管理に留意するのはもちろんのこと、日ごろから地域の関係機関など

との子供の見守り体制のネットワークを構築、強化しておくことが必要であり、県といたしましても市町村への指導の徹底を図りますとともに、こうした取り組みをしっかりと支援してまいりたいと考えております。

次に、中央児童相談所に配置する専門職員と今後の市町村への支援体制の強化についてのお尋ねがありました。

来年度から中央児童相談所に配置を予定しております専門職員につきましては、今回の香南市における死亡事件の経緯などからも、児童相談所による市町村への支援体制の強化を図る必要があります、その専門性を生かし、市町村などへの指導、助言を行う役割を担っていただくことといたしております。具体的には、市町村の要保護児童対策地域協議会の活動内容の充実に向けまして、個々のケースにおける支援内容や進行管理のあり方などについてのアドバイスを行うのはもちろんのこと、児童相談所などとも連携を図りながら、市町村内の関係機関などが情報を共有し、虐待の予防や早期対応が可能となる連携体制の整備などについても支援をしていくことを考えております。

また来年度からは、新たに、市町村への支援体制の強化に向けまして、出張児童相談所の取り組みをスタートさせることといたしております。取り組みの内容といたしましては、職員がチームを編成し、地域に直接出向いての伴走型の支援に取り組みますとともに、その際の評価を市町村にフィードバックすることによる改善効果などを通じまして、児童虐待問題への市町村の対応力のレベルアップを図ってまいります。

さらには、さきに設置をいたしました児童虐待死亡事例検証委員会から、県として必要となる今後の市町村との連携のあり方などについて御提言をいただけるものと考えておりますので、その内容なども踏まえまして、虐待問題への対

応ケースが多くなっている高知市とも認識を共有しながら、課題解決に向けてスピード感を持ってしっかりと対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、児童相談所における法的対応の体制強化についてのお尋ねがありました。

現在、本県の児童相談所においては、弁護士1名を非常勤職員として委嘱し、虐待を受けた児童を施設に入所させることについて保護者の同意が得られないケースなどで、家庭裁判所への審判請求を行う際の法律相談や書類の作成支援などを受けられる体制を整えております。

今後まずは、児童相談所が緊急に家庭への介入を行う際の法的な解釈などについての助言や、児童虐待の相談対応の窓口となっている市町村からの法律相談に応じていただくといった地域連携の視点を含めた仕組みづくりなどについて、5月を目途に示される児童虐待死亡事例検証委員会からの御提言なども踏まえまして検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、児童家庭支援センターの体制の充実と地域子育て支援センターの訪問活動の強化などについてのお尋ねがありました。

乳児等のいる家庭への訪問活動は、保護者にとっては育児に関する悩みを相談できる絶好の機会となりますし、またこうした活動などを通じまして支援の必要な家庭を早期に適切な支援につなげることにより、虐待などの重大な事態に至る前の段階で防ぐことも可能になるものと考えております。

現在、市町村においては、乳児家庭全戸訪問事業や母子訪問指導などの取り組みを通じまして、リスクのある家庭を把握した際には、地域子育て支援センターにおける子育て相談や児童家庭支援センターによる育児支援などにつなげるとともに、特に支援が必要な家庭については、児童福祉施設などでのショートステイの利用を

勧めるといった対応もなされているところです。

県としましても、こうした市町村における母子保健と児童福祉が連携した子育て支援の取り組みなどを強化するため、市町村とともに児童家庭支援センターを積極的に活用することなどを通じまして体制の充実などを図っていく必要があるものと考えております。また、地域子育て支援センターにつきましては、来年度から、センターが取り組む乳幼児家庭への訪問活動などに新たに財政支援を行いますとともに、高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナーに新たに配置する母子保健の専門知識を持つ保健師などが地域に直接出向いて、センターの活動を積極的に支援することといたしております。

次に、県内の特別養護老人ホームの入所待機者数や第5期介護保険事業支援計画の達成状況などについてのお尋ねがありました。

まず、特別養護老人ホームの入所待機者数ですが、県内の要介護度が3以上の特別養護老人ホームの入所待機者数は昨年10月末現在で2,872名となっており、そのうち621名の方が在宅で待機をされている状況となっております。

次に、第5期介護保険事業支援計画期間中における特別養護老人ホームの整備状況につきましては、687床の計画に対しまして、計画期間内に整備が完了するものが467床となっており、残る220床のうち事業者の応募がなかったことなどから整備を取りやめた91床を除く129床が次期の第6期の計画期間中に完成する見込みとなっております。また、現在策定中の第6期計画においては、特別養護老人ホーム164床の整備に加えまして、老人保健施設、認知症高齢者グループホームなどの整備が196床見込まれております。

最後に、第6期介護保険事業支援計画への影響ですが、今回の介護報酬のマイナス改定が及ぼす今後の施設整備に係る資金計画への影響などにつきましては、現在のところ県では事業者

の皆様からそうした声をお聞きしてはおりません。

次に、介護報酬削減の影響と介護職員処遇改善交付金の復活、充実についてのお尋ねがありました。関連をいたしますので、あわせてお答えをいたします。

今回の介護報酬の改定では、介護職員の確保を図るための処遇改善を実現する中で、介護サービスの利用者負担と保険料の軽減が図られることとなっております。しかしながら一方で、介護サービス提供事業者の経営面から見ますと、今回の介護報酬の大幅な見直しにより、その安定的なサービスの提供が影響を受けるといったことも懸念されます。このため、現在策定している第6期介護保険事業支援計画の進捗管理を行う中で、今回の介護報酬改定の影響などについても検証を行ってまいりたいと考えております。

次に、介護職員の処遇改善に関しましては、これまでも国に対し、処遇改善加算の継続と対象職種の拡大、さらには賃金アップにつながる職員のキャリアパスの確立などについての提言を行ってきたところです。こうした中、今回の介護報酬の改定では、これまでの職員1人当たり月額1万5,000円相当の加算に1万2,000円相当の上乗せを可能とする拡充が行われることとなりました。

しかしながら、こうした処遇改善加算は平成29年度末までの特例的な措置となっており、非正規雇用なども含めました職員の賃金向上に確実に結びつけるためには、介護報酬の基本部分に組み込んだ上で恒久的な制度として確立していただくことが必要だと考えております。このため、先ほどの介護報酬改定の影響なども含めまして、今後とも事業者の皆様のお意見などをお聞きしながら、国に対して必要な提言活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、第6期計画の介護保険料と県下の介護給付費準備基金の今年度末の残高などについてのお尋ねがありました。関連をいたしますので、あわせてお答えをいたします。

まず、第6期計画の介護保険料につきましては、各市町村の介護保険事業計画策定委員会での議論を経て条例で定めることとなっており、市町村議会の議決により決定されることとなります。このため、各市町村の保険料については現時点では確定をしていない状況にあり、県において市町村からいただいた資料で試算をいたしました暫定値ではございますが、高齢化の進行に伴います介護給付費の増加などもあり、第1号被保険者の保険料につきましては準備基金の取り崩しなどを加味した県下の平均で約5,400円となり、第5期計画の平均額と比べますと400円程度の上昇となっております。

なお、先ほどの知事からの御答弁にもありましたように、特に所得の低い層の方に対しましては、新たな保険料の軽減強化策が講じられることにより負担の軽減が図られることとなっております。

次に、県内市町村の平成26年度末における介護給付費準備基金の残高につきましては約40億円の見込みとなる一方、第6期計画期間中の取り崩し予定額につきましては約20億円となっております。市町村の準備基金につきましては、これまでの第6期計画の策定に向けた市町村とのヒアリングの際に、県としましても保険料が過度に上昇することのないよう適正な取り崩しの助言に努めてきたところです。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) 難病相談支援センターについての一連の御質問にお答えをします。

まず、人員配置などについてお尋ねがありました。

難病相談支援センターについては、診断初期

の不安な時期から気軽に相談していただく場として、また患者さん同士が交流できる場として、本年4月中の開所を目指して準備を進めているところです。

難病は、治療法が未確立で、長期にわたり療養が必要となるため、患者さん方は多岐にわたる心配事や問題を抱えています。質の高い相談対応を行うためには、資格を有している相談員を確保した上で、研修による資質の向上を図る必要があると考えています。

こうしたことから、保健師などの専門資格を有する相談支援員3人分の人件費770万円余りを、県の保健師臨時職員単価などに基づき、委託料に見込んで予算計上しているところです。また、相談支援員は委託先が採用することになりますが、県としても関係者から専門資格を有する方の情報をいただくなど、人材の確保に向けてともに取り組んでまいります。

次に、ピアカウンセラーの負担軽減のための予算措置についてお尋ねがありました。

患者さんや御家族と同じ立場で相談を受けていただくピアカウンセラーの方に、月2回程度、相談会を開いていただくことを予定しています。ピアカウンセラーについては、養成研修を平成24年度から高知県難病団体連絡協議会に委託して実施してきていますので、その研修修了者に活動していただくことを考えています。

相談会をお願いするピアカウンセラーについては有償ボランティアとし、必要な経費を委託料に含めています。また、患者交流会やサロン活動において患者団体の方にサポーターとして活動していただくことも予定しており、同様に必要な経費を委託料に含めています。

次に、交流サロンについて高知市に一定の負担をお願いしてはどうかのお尋ねがありました。

難病相談支援センターについては、都道府県

事業として、難病の患者に対する医療等に関する法律に規定をされています。高知市は中核市として、保健所において難病相談活動を実施していますので、センターを運営するに当たっては高知市と十分な連携を図ってまいります。将来的に高知市が難病相談業務の一部をセンター受託団体に委託することを検討されるようであれば、共同実施の方向も探っていきたいと思っております。

次に、センター開設後の福祉保健所の支援体制についてお尋ねがありました。

難病相談支援センターは高知市内に設置することを予定していますが、月1回程度、県内各地への出張相談を行い、療養生活上の不安や心配事への相談をお受けすることにしています。しかし、そうした活動だけでは適時の相談にはなりませんので、これまでと同様、患者さんがお住まいの地域での身近な相談場所として、福祉保健所において引き続き相談をお受けします。

こうした地域での相談活動に加え、福祉保健所では、医療機関や介護サービス事業所、障害福祉関係機関などと連携し、地域における難病患者さんへの適切な支援が充実できるよう、支援機関のネットワークの構築にも取り組んでまいります。

最後に、センター設立への決意についてお尋ねがありました。

難病の患者さんや御家族の多くの方に、まずは気軽に相談していただけるセンターとなることが重要と考えています。そのため、相談されたお一人お一人に対して、少しでも不安の軽減や心配事の解消につながるようきめ細かくに対応していくことが基本となります。また、患者さん同士が集まり、悩みなどを共有することで、地域で少しでも充実した生活を送っていただけるよう、皆さんに足を運んでいただけるセンターを目指します。

先月、本県において全国の難病相談支援センターが集まる研究大会が開催され、ネットワークが一定築けましたし、活動報告もお聞きしましたので、できることから取り入れながら、皆様の期待に応えられるよう、開所に向けた準備を精いっぱい進めてまいります。委託先は、当事者でもある患者団体を予定していますので、利用者の立場に立った相談や事業を展開していただけるものと期待していますが、県としても他県の先進的な活動に学びながら、喜ばれるセンターとなるよう、ともに取り組んでまいります。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) 小中学校の統廃合に関し、まず、国が作成した公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引について、示された基準に沿って統合を進めた場合に本県の学校数などはどうなるのか、またこの手引にどのように向き合うのかのお尋ねがございました。

法令上の小中学校の標準的規模はどちらも12学級以上18学級以下と定められており、本県においてこの標準に合致している学校は、平成26年度、小学校で196校中32校、中学校で108校中10校しかありません。なお、小学校では、標準を超える大規模校がこれ以外に10校ございます。

一方、今回示された手引は、この標準を下回る場合に市町村が学校規模のあり方などを検討する際の大まかな目安を学級数を中心に整理したものであり、国として一律の基準等を設けて統合を進める趣旨のものではありません。したがって、地域の実情によっては、小規模校であっても学校を存続させていくことを想定しております。

また、統合によって学校規模の適正化を図っていくのか、あるいはさまざまな工夫を凝らして学校を維持していくのかについては、市町村

において主体的に判断すべきものであり、また統合するにしてもさまざまなバリエーションが考えられますので、この手引に沿って統合すればどうなるかについて一律に申し上げることは困難でございます。

ただ、子供たちが発達段階に応じ、充実した教育内容のもと、友人と切磋琢磨しながら学び社会性を身につけることのできる適正な学級規模の維持は重要であり、一方で、地域の事情で困難な場合には、小規模校のデメリットを最小化しメリットを最大化する方策を計画的に講ずることが求められます。こうしたことから県教育委員会といたしましては、各市町村において、今回の手引をもとに改めて地域の実情を踏まえた適正な学校規模や配置のあり方を検討するとともに、小規模校として存続させる学校についての教育環境の改善についてもあわせて検討いただくよう働きかけてまいりたいと考えております。

次に、国の、学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査に本県はどのように回答したのか、また調査結果をどう評価し分析しているのかとのお尋ねがございました。

今回の調査は、少子化、人口減少が進む中で、学校規模の適正化や小規模校における教育の活性化に向けた施策を検討するために実施されたものと受けとめております。こうした認識のもとに、本県としては、学校規模の適正化等について国からどのような支援を望むのかという問いに対して、市町村の御意見も参考に、学校統合の適否を検討する際に参考となる資料の提供、統合を進める場合の教職員定数の加配措置による支援、施設整備やスクールバス等購入費用への補助、統合が困難な小規模校等への支援の充実など7項目を回答しております。

今回の調査結果では、回答した1,753市区町村

のうち、おおむね適正と回答した自治体は17%にとどまっております。そして、53%の自治体が、全体として必ずしも適正規模になっていない、あるいは一部地域に過小規模の学校があると回答しており、学校規模の適正化について多くの自治体が課題を認識しているということが明らかになっております。一方で、小規模だが統合困難と回答した市町村も20%に上っております。

そして、都道府県に望む支援としては、激変緩和のための人事面での措置とともに、指針や手引等参考となる考え方の提示といった意見も多く寄せられております。こうしたことから、統合あるいは小規模校での存続、いずれの選択を行う場合にも、県教育委員会といたしましては、学校設置者である市町村の主体的な判断を尊重しつつ、それぞれの地域で子供たちを健やかに育てていくための、より望ましい教育環境が実現できるようできる限りの助言や支援を行ってまいりたいと考えております。

(危機管理部長野々村毅君登壇)

○危機管理部長(野々村毅君) 米軍機の低空飛行訓練に関して、まず他の自治体と連携した実態把握に係る県のこれまでの取り組みと今後の連携についてのお尋ねがございました。

県民の皆様からいただいた情報については、事実関係と住民生活への影響の実態をあわせて中国四国防衛局を通じて米軍に伝えていますが、米軍に住民生活への影響を客観的で確定した数値として示すためには、映像による飛行の状況を伝えるというよりも、オレンジルート上の各市町村と連携して現在も取り組んでいる騒音の測定と記録が有効だと考えています。

仮にお話のように映像による記録を行うとなると、目撃されてから情報を順次伝達し撮影するまでを短時間で行うことが可能なのかという点や、そのために相当の人員やコストがかかる

という点で、実現は難しいのではないかと思います。他方、近隣県との連携ということであれば、先ほど知事から申し上げましたように、四国知事会などで連携して、住民の方々に不安を抱かせるような低空飛行訓練の中止を求める要請を行っておりますし、今後も続けてまいります。

次に、移動式測定器を導入する必要性についてのお尋ねがございました。

先ほど申し上げましたように、県では、低空飛行訓練が住民生活に与える影響を客観的、確定的な数字として把握し記録しているほうが米軍に対して訴える説得力を増し、有効性が高いと考え、オレンジルート上で目撃情報が多い嶺北地域の4町村と香美市、合計5台の測定器を設置し測定を行っています。騒音測定器の設置場所については、低空飛行訓練が頻繁に目撃されること、県への報告がすぐに可能なこと、責任を持って機器が管理できることといった条件を満たす必要があり、市町村役場または支所としています。

お話のあった香美市物部町大西での飛行は、騒音は測定されていないものの、騒音測定器を設置している本山町、土佐町、大川村の飛行情報と一連のものであると判断できるため、この中の最大騒音である103.8デシベルというデータを付して中国四国防衛局に情報提供しています。測定には市町村の協力が不可欠ですので、当面、現在の体制で測定を行っていきたいと考えております。

次に、香美市物部町で撮影された映像に関する国からの回答についてのお尋ねがございました。

12月22日に提供いただいた映像は、その日のうちに中国四国防衛局に送付し、事実関係とあわせて住民生活への影響の実態を訴えております。これに対して、12月24日、中国四国防衛局

を通じて米軍から、映像に映っている機体は米軍機であるとの回答がございました。

次に、低空飛行訓練の危険性についてお尋ねがございました。

低空飛行訓練が行われている嶺北地域と香美市物部町で消防防災ヘリやドクターヘリがヘリポートを使用した回数は、今年度は1月までの10カ月間で42回でした。飛行ルートや時間の告知もなく行われる高速の低空飛行は、この地域で活動する消防防災ヘリなどの航行上、危険があるのではないかと考えています。実際に平成23年11月には、消防防災ヘリの訓練と同時間帯に3機の米軍機が飛来する姿が目撃された事例があります。

現在、南海トラフ地震対策でヘリポートの整備を促進していますので、米軍にこれらのヘリポートの位置情報を提供していくことで危険を回避する努力をしていきたいと考えていますし、あわせて訓練実施前の飛行に関する情報の提供も求めてまいります。

次に、米軍機の操縦席から撮影したと見られる映像について、県として米軍への調査依頼と抗議を行うべきではないかとお尋ねがございました。

県ではこの画像について、米軍機から撮影されたものなのか、どのようにして撮影しているのか、飛行中に写真を撮る行為は危険ではないのかといった点について防衛省と外務省に確認を行いました。その結果、防衛省からは、「米軍の運用にかかわることなので回答できない」、外務省からは、「日米地位協定の範疇になく、米軍内部の操縦ルールの問題である」との回答でした。そのため、複数の自衛隊関係者に御意見をお聞きしましたところ、必ずしも危険な行為とは言えないということがございました。

こうしたことから、この件についてはこれ以上の対応は考えておりませんが、いずれにしま

しても低空飛行訓練が続いている状況でありますので、県民生活に大きな影響のある訓練の抑制に、今まで申し上げた取り組みをしっかりと継続してまいります。

○39番（塚地佐智君） それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございます。

それでは、2問を行わせていただきます。

まず、知事の政治姿勢のTPPの問題について伺います。

知事はこの間も、県民生活を守るという立場で、TPPに関しては注視もしていく、必要な段階では声も上げていくということをおっしゃってこられました。きょうの先ほどの御答弁の中でも、国内からの強い声が交渉には後押しになるというふうにおっしゃられたわけです。交渉は既に大詰めの段階を迎えていまして、まさに今そうした声を上げるべきときを迎えているというふうに私は認識をしております。

米国のほうでは随分と交渉の情報も出されているような状況で、日本国民にはその情報もほとんど明らかにされていないというような状況になっております。そのことを踏まえて、やっぱり政府にしっかりとした情報公開をすることを直ちに求める、しかもその中で今必要な行動を知事が積極的に行うということの段階に私は来ていると思いますので、ぜひその点についての御答弁をお願いしたいと思います。

2つ目が、子育て支援の問題です。

先ほど知事は、私どもが求め続けてきた中学校までの医療費の無料化について、どこもやり始めたんで、もうそれでは財源の振りかえになっちゃうんでという御答弁でございました。かつて私たちが中学校までの医療費の無料化ということ求めてきたときには、それはなかなか市町村にも負担になっちゃうんで、県としてそういう年齢の引き上げは難しいよというようなお話がありました。どこもの市町村が始めると、

今度は市町村がやっているのだから県はやらなくてもいいんだよというお話になっていて、これは結局県としては中学校卒業までの医療費の無料化の看板は掲げずに済むのかなあという、ちょっと不安な思いを持っております。

知事も先ほどお話しになりました、知事会のほうで出しました緊急の政策提言の中でも、子育て支援で何が必要か、少子化対策で何が必要かというときに、やっぱり子育てと教育にかかわる費用負担が問題なんだという問題点を2番目に上げられておりますね。ここが私は子育て支援、子育て一番の高知県というふうに表明できる大事なポイントなんじゃないかというふうに思っているんです。その立場からするとやっぱり、もう既に各県が始めている中学校卒業までという看板を高知県も掲げて、やっぱり子育てを応援しているんだよということをしっかり示していく姿というのが、私は大事じゃないかと思うんです。そういう立場で再度御検討をいただけないかということ。

そして先ほど、財源の振りかえになってしまうんでという御答弁でしたけれども、それでも私はいいと思うんです。先ほど幾つかある述べましたけれど、各市町村では既に給付型の奨学金を始めているところがある、教育費や給食費の軽減のために独自の補助をしているところがある、そういう状況のところ中学校給食を県が補助することによって、また今回つくられました総合の補助金で活用ができていて、さらに市町村の子育て支援が豊かになればいいわけなんで。そこは財源の振りかえになることは何らやぶさかではなく、高知県がそういう看板を掲げたんだよというアピール力が私はいいと思うんで、ぜひその点をお答えいただきたいと思いません。

危機管理部長に、済いません、お伺いをさせていただきます。

先ほど御答弁の中で出されました香美市物部町大西での映像を送られた後の米軍の反応が、それは米軍機だというもんだったというのが、先ほど私の聞き間違いかと思うような御答弁だったと思うんですけど、そのことに対して県として何かアプローチはされたのかということとを再度伺っておきたいと思えます。

そして、私はやっぱり都道府県レベルの飛行ルートを確定するということがすごく大事だと思うんで、この間の連携をさらに強めていただいて、各都道府県で持っているデータを寄せ集めていただく、高知県だけでなくですね。それで、全国でどういう飛来状況なのかということとをぜひともデータを突き合わせてつくっていただいて、それを力にやっぱりさらに押し戻していただいて中止の方向に追い込んでいただきたいと思います、そういう対応をぜひとっていただきたいと思います、以上、2問とさせていただきます。

○知事（尾崎正直君） まず、TPPについてであります。

今、交渉の最終局面に来ているかもしれません。そのところはまだわかりませんが、いずれにせよ予断を許さない状況であると、そのように思っています。

こういうときに、最近はまだ余り国会決議を守るべきだとかという声はなくなったんで安易に妥協してもいいかなというような誤ったメッセージが政府関係者の中に蔓延してしまっているはいけません。ですから、引き続きみんなこの点について懸念を持っていますよということとをびしっと伝えることが大事だと、そのように思っております。ただちょっと今どういう枠組みでやることとするかについてはまだ検討中ではありますが、この議場におられる多くの議員の方々からも心配するお声もお聞きしておるところでございますから、そういうお声も踏まえ

ながら、我々としてしっかり、こういう点は懸念をしている、こういうところはしっかり交渉してもらいたいという地方の声を東京に、中央に上げていきたいなど、そのように思っておるところであります。

2点目についてでありますけれども、医療費の無料化の問題でございますが、現実問題として、全てじゃありませんけれど、32の市町村で中学校までの医療費の無料化の取り組みが行われるわけですね。これに対して県がこれから新たに取り組みをするといひましても、財源の振りかえになるにすぎないことは確かなのであります。結果として、施策自体が拡大をするということにはならないわけでありまして、その分のお金でもって我々県として子育て支援のための施策が拡充するような新しい取り組みを行っていききたいと、そのように思っておるところです。

平成27年度の予算においても、新しい子育て支援のための取り組みなどを盛り込まさせていただいているところでありまして、その中でも最たるものとして、このたびいわゆる貧困対策ですね、こちらについての取り組みを大幅に拡充することといたしております。

経済状況にかかわらずしっかりと教育を受けることができ、貧困の世代間連鎖というものを断ち切ることができるように、小学校、中学校、そしてまた高校においても放課後しっかりと学習ができるようにするための対策、そのための指導者を確保するための予算、例えばそういうものを新たに確保することとしたりとか、新たにの部分もあれば大幅に拡充したという部分もあります。そういうことを行うこととしたりとか、我々として子育て支援のためにやっていくべきことというのは非常にたくさんのことがあると思っております、でき得れば我々といたしましては今ある限られた財源の中でその財源のやりくりをうまく、県と市町村との役割分

担も踏まえ、もっと言えば国との役割分担もしっかり踏まえていながら、施策として子育て支援がしやすくなる環境となるよう、新たな取り組みが追加されていくように、そういう方向で行きたいと、そういう考えで御答弁申し上げたものであります。

ちなみに1つだけ、子育て支援ナンバーワン宣言をするということについてなんです、私は少子化の問題というのは日本国全体の問題だと思っております、子育て支援ナンバーワンぐらいの気持ちでやりたいのは確かですが、全国各県がそれぞれみんな子育て支援のための取り組みを今よりもっともっと充実させていって、子育てがしやすい国日本になることが大事だと思っております、高知県はほかの県よりもすぐれていますというよりも、みんなでぜひ子育て支援の体制を充実しましょうという方向で行かせていただきたいものだなと思っております。

私、全国知事会のプロジェクトチームリーダーでもありますから、取りまとめをする役目でもありますので、他の県と張り合うというより、みんなで一緒に子育て支援を充実していきましょうと、そういう方向で行かせていただきたいと、そのように思っています。ナンバーワンを宣言したらどうかという御質問に対してははっきりお答えしませんでした、大変失礼いたしましたけれども、私の気持ちというのはそういうものであります。

○危機管理部長（野々村毅君） まず、物部町での送った映像につきまして米軍からの回答ということでございますが、やはり防衛省、米軍に対しまして住民の被害の実態ということをとにかくいろんなケース、いろんな場合で言い続けていくことが私は大事だと思っております。たまたま確かに今回は、米軍機であったという回答しか返ってきておりませんが、こういうことを映像であれ音であれとにかく言い続けていく

ことだと思っております。それが重要だと思っております。

それから、飛行ルートデータを各県で連携して取り組みということでございます。

これにつきましては、オレンジルート上の他県におきましても本県と同様に市町村を通じて目撃情報を収集されております。しかし、騒音データというところに限って見ますと、騒音を測定してデータを収集しておるのは本県と徳島県だけということになってございます。それから、目撃情報の数にもかなり差がありますことも事実でございます。そういったことから、各県によりましてちょっと取り組みに温度差もあるようなイメージも持っております。ですから、まず各県の考え方をお聞きし、話し合いはしてみたいというふうに思っております。

○39番（塚地佐智君） それぞれ御答弁ありがとうございました。

TPPは、びしっとぜひお願いしたいというふうに思います。

やっぱり中学校の医療費の無料化は、残り2つが高知県の子供たちの割と多くを占めているパーセントになっているわけです。ここがやるかどうかというのは、一つの高知県全体の中学校のお医者代の無料化に、子供たちが本当にその施策を受けるかどうかということになるわけです。その点から考えて、やっぱり県が持つイニシアチブというのは、私は大きいというふうに思っていますので、さらにこれは引き続き御検討をぜひいただきたいというふうに思います。

最後に、低空飛行訓練の問題ですけれども、まず私は、高知は本当に積極的に測定器も5台にふやし、交渉も行い、要望も行いということで積極的役割を果たしているというふうにも思っていますが、それでもまだとまらないという現実があるわけです。先ほど映像の感想もいただいたような実態が高知県の中山間地で起き

ているわけです。何をしてどのようにしたらこれを中止させることができるのかということの、やっぱり真剣な取り組みが求められていると。知事も、これまでの延長線ではこれはとまらないうんだということももう実感されていると思うんで、そこは改めて私は地元の防衛大臣にも直接伺ってはどうかということも述べましたので、そのことも含めて最後に知事の御答弁を伺って、私の一切の質問といたします。ありがとうございました。

○知事（尾崎正直君） 地元の選出の防衛大臣に訴えるかどうか、それも一つの手かもしれませんが、やはり今、中国四国防衛局も私どもの印象では非常に誠意を持って御対応いただいておりますので、やはり組織として、組織と組織との間で信頼関係を持って取り組んでいくことが先々に向けても一番効果的な対応ではないかと思っています。やはり先ほど危機管理部長からも御答弁いたしましたように、しっかりと訴え続けていくことが大事だと思っています。そしてその際には、どういう実態なのかということをしっかりわかりやすい形でお伝えしていく、そういうことが大事だと、そのように思っています。

ここにデータがありますけれども、平成25年5月に、余りにも低空飛行訓練が大変で地元の負担になっているじゃないですかということも中国四国防衛局を通じまして米軍側に訴えました。するとどうなったか。1月から5月までの間、低空飛行訓練は68回行われておりましたけれども、それから6月以降、いわゆる申し入れを行って以降というのは18回という形で激減をしています。このとき、特に夜間の飛行についてお訴えをしました。1月から5月まで、要望前は夜間14回でしたけれども、要望してからは夜間2回だけになっています。もっと言うと、平成26年36回の飛行、86回だったものから36回

まで回数が減り、夜間の訓練はゼロ回という形になっています。やはり、その実情をしっかりと訴えていくことでもって一定我々の思いというのは通じるものだなと思っています。

ただし、まだまだ足りないところがあります。お子さんが泣くようなことはやめてほしいということを従前から訴えています。そのことをわかりやすく今後もお伝えしていくことで配慮を求めていきたいと、そのように考えているところです。

○副議長（桑名龍吾君） 暫時休憩いたします。

午後3時7分休憩



午後3時25分再開

○議長（浜田英宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

30番池脇純一君。

（30番池脇純一君登壇）

○30番（池脇純一君） 私は、公明党を代表しまして、県政の重要課題について、知事並びに教育長及び関係部長にお聞きいたします。

初めに、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

まず、人口減少問題についてであります。

人口減少から派生する課題は、集落維持機能まで影響を及ぼします。増田レポートは、地方消滅という表現で、その危機的状況を、若年女性人口構成をもとに消滅可能性都市を導き出しました。増田レポートに対しては賛否両論、議論がなされているところであります。ただ、今後も一定期間人口は減り続ける現象については容認されているように思われます。

全国的に人口減少が続く中、どこでこの流れ

を変えられるのか、どこで人口減少をとめるのか、このことを抜きに対応することにはならないと考えます。しかし、その時期の想定は非常に困難で、施策の効果として減少がとどまる時期を引き寄せることのほうが現実的とも思いません。

歴史人口学者の鬼頭宏上智大学教授も、どこまで減少するかの予測で終わるのではなく、どの程度の人口規模を実現したいのか、そのためには、いつまでに出生率を人口置換水準へと誘導していくのかを具体的数字で上げるべきであると述べています。つまり、今起きている人口減少は産業文明の発展に伴って起きる必然的な減少であり、社会の持続可能性を実現するには一定の人口を維持することが望ましいと言っているのであります。また、明確な解決策があるわけではないがと前置きし、人口が安定するには時間がかかることを理解した上で、50年後、100年後の社会の姿を予想し、現実に向け努力することが重要であると鬼頭教授は説かれています。

そこで知事にお聞きしますが、本県の人口減少の起因は鬼頭教授が指摘するように産業文明の発展に伴って起きる必然的な減少であると認識されるのか、また全国より15年も先行して人口が自然減の状態に陥った起因をどう分析されるのか、お聞きします。

また、本県における社会の持続可能な人口の安定時期と人口数の想定は持たれておられるのか。また、本県の人口減少の負のスパイラルの危機を克服する対策を知事説明で示されましたが、私としては大変理にかなった総合的対策であると受けとめております。その上で、負のスパイラルからの脱却のめどほどの程度の期間を想定されているのか、中長期的戦略上重要と考えますので、御所見をお聞きいたします。

続いて、農山村の実態についての認識であります。小田切徳美明治大学教授の農山村にお

ける人・土地・むらの3つの空洞化の問題提起は傾聴に値します。

小田切教授の説によれば、人の空洞化は1970年、最初の過疎法が制定されたときに既に生じ始めています。特に高度経済成長期に農山村の人口は都市の工業地域に吸収され、人の空洞化は若い後継者まで地域を離れ、基幹労働者不足の危惧が問われ出します。

土地の空洞化は、1980年代に農地の流動化の機運が起り進行するものの、農業の機械化に支えられ、一定地域内で吸収されていましたが、農家の高齢化で、いわゆる受け手の能力を超えた農地があふれ出し荒廃化する現象が発生していきます。こうした状況が明らかになる中、農水省は中山間地域の用語に新定義をつけ、地域を特定化し、その対策に当たることとなります。なお、この呼び名は1987年に初出しています。

むらの空洞化は、1990年代初頭に生じています。村をむらと平仮名表記するのは、行政村ではなく集落を表現するものとしています。むらの空洞化の状況を小田切教授は、社会学者の大野晃氏の論文「山村の高齢化と限界集落」から、次の1991年の高知県の山村の記述内容、すなわち「集落にこの独居老人世帯が滞留し、そのため社会的共同生活を維持する機能が低下し、構成員の相互交流が乏しくなり、各自の生活が私的に閉ざされたタコツボ的生活に陥り、以上の結果として集落構成員の社会的生活の維持が困難な状況となる。こうしたプロセスを経て、集落の人々が社会生活を営む限界状況に置かれている集落、それが限界集落である」を引用され、集落機能の著しい停滞、すなわちむらの空洞化を指摘しています。

このように、農山村で人・土地・むらの3つの空洞化が段階的に折り重なるように進行している状況に危機意識を持たれ、問題提起されてこられたのであります。

そこで、知事が想定する中山間地域における地域の活性化の対象は、小田切教授や大野氏が捉えている集落であり、むらと言っている、いわゆる限界集落を指すものと理解していいのか、確認しておきたいと思います。その上で、本県の集落の実態はどうか、お伺いいたします。また、その回復への処方箋が負のスパイラルの克服の施策であると捉えますが、その効果について外科的と内科的視点での効果はどうか、御所見をお伺いいたします。

次に、法人減税と外形標準課税についてお聞きします。

政府は、法人税の実効税率の引き下げ幅を2015年度から2年間で3.29%以上にする方針を固めました。2015年度と翌2016年度でそれぞれ2.51%、0.78%引き下げ、2016年度ではさらなる引き下げを図る内容となっており、企業の実質的な税負担を4,200億円減らすのが柱であります。

また、成長戦略の大きな柱の法人減税で企業の競争力を高め、景気回復を後押しすることが期待されています。ゆえに、政府は企業に対し一層の賃上げを求める方針でもあります。

一方、外形標準課税の拡大は資本金1億円を超える企業が対象になりますが、資本金数億円の小さな企業に負担がかかります。さらに、実効税率の引き下げで利益への課税が減少しても、利益水準がもともと低い企業は外形標準課税で実質増税になる可能性があるとの指摘もあります。

ゆえに、これらの負担増を抑える軽減対策を講じる方向も与党で確認されました。具体的には、地方経済を担う中堅企業に配慮し、外形課税の税率見直しによる増加分の半分を控除する、また賃上げ企業への税優遇として要件を緩和し対象企業をふやすこと等が税制改正大綱に盛り込まれました。

そこで、今回の税制改正に対する評価につい

て御所見をお伺いいたします。

次に、昨年の11月20日は、子どもの権利条約採択25周年の記念日でありました。1989年、国連総会で採択され、これまでに大きな発展を遂げてまいりました。しかし、それでもまだ多くの課題が残っております。

子供の権利の4つの柱は、御承知のとおり、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利であります。この4つの権利を尊重し、深い愛情を持って育てられる社会環境をつくるのは大人の責任だと思いますが、子どもの権利条約の成り立ちや子供の権利に関する現状を踏まえ、子どもの権利条約採択25周年を迎えての知事の御所見をお伺いいたします。

また、特に教育の果たすべき役割は大きいと考えます。教育的な観点でどう捉えているのか、教育長の御所見もお伺いいたします。

次に、中教審の答申、「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」に関してお聞きいたします。

中央教育審議会は昨年12月22日、義務教育の9年間を一体として行う小中一貫教育を制度化するよう下村文部科学大臣に答申をしました。文科省は、通常国会で法改正し、新たな学校形式として認め、各市町村の判断で導入できるようになる見通しを立てました。答申では、中1ギャップの緩和や9年一貫教育のカリキュラムの作成により教育の質の向上を図ること、また1人の校長のもとで小中学校が一体となった小中一貫教育学校と、組織上は別々ですが9年間のカリキュラムを組む小中一貫型小学校・中学校も、現行の小中学校とは別に制度化することが進言されています。

答申は、小中一貫教育の本格的導入に踏み切る5つの理由を挙げております。1、教育基本法、学校教育法の改正による義務教育の目的・

目標規定の新設、2、近年の教育内容の量的・質的充実への対応、3、児童生徒の発達の早期化等にかかわる現象、4、中学校進学時の不登校、いじめ等の急増など中1ギャップへの対応、5、少子化等に伴う学校の社会性育成機能の強化の必要性等の5点であります。

私は、特に中1ギャップへの対応についての指摘内容に注視したいと思います。その点について答申では、「各種調査によれば、いじめの認知件数、不登校児童生徒数、暴力行為の加害児童生徒数が中学校1年生になったときに大幅にふえるなど、児童が小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活に不適應を起こすいわゆる中1ギャップが指摘されている」と前置きし、「加えて、授業の理解度、学校の楽しさ、教科や活動の時間の好き嫌いについて、中学生になると肯定的回答をする生徒の割合が下がる傾向にあることや、学習上の悩みとして、上手な勉強の仕方がわからないと回答する児童生徒数がふえる傾向が明らかになっている」と、中1ギャップを非常に重く捉えています。

その要因として、以下の5点を指摘しています。1、授業形態の違い——小学校、学級担任制。中学校、教科担任制。2、指導方法の違い——小学校、丁寧にきめ細かく指導、比較的活動型の学習が多い。中学校、小学校に比べてスピードが速い、講義形式の学習が多い。3、評価方法の違い——小学校、単元テスト中心、関心・意欲・態度が重視される傾向。中学校、定期考査中心、知識・技能が重視される傾向。4、生徒指導の手法の違い——中学校では思春期を迎える生徒を指導することもあり、小学校と比較して規則に基づいたより厳しい生徒指導がなされる傾向。5、部活動の有無——中学校から部活動が始まり、放課後のみならず休日の活動を行う機会もふえるなど、子供の生活が劇的に

変化することの5点であります。

これらの指摘は制度やシステム及び組織にかかわる問題で、小学校と中学校の段階の差異として存在する基本的な違いであります。この小中学校段階間の差異が子供の発達状況とのおずれとなっており、中1ギャップの背景にあることを答申では指摘しています。こうした背景とその課題解決に向け、小中一貫教育の取り組みが全国的に広がり、今後さらに増加が見込まれる傾向です。

しかし、その一方で課題も出てきています。それは教職員の負担の増加であります。今後、負担軽減など解消をどう図るのか、また小中一貫教育の取り組みの多様性を尊重しつつすぐれた取り組みが展開されるような環境整備、すなわち校舎などのハード面における充実の必要性が求められているのであります。こうした課題に対して答申は、検討の必要性を明記しております。

そこで、こうした中1ギャップの5つの課題に対し、これまでどのような認識を持ってこられたのか、また具体的に今日まで解決に向けた施策を提示し対処してこられたのか、教育長の御所見をお聞きいたします。

次に、小中一貫教育の促進に当たり、県の役割について次のような内容を提示しております。「これまで小中一貫教育は設置者の主体的な取り組みによって推進されてきた面が強く、都道府県教育委員会による指導・助言・援助は、一部の例外を除いて必ずしも組織的・継続的になされてきたとは言えない。実態調査の結果においても、4割の市町村、学校が都道府県教育委員会の理解・協力・支援が課題であると回答している」。

このことを前提に、免許状併有のための工夫について、「小中一貫教育学校（仮称）においては、小中学校の教員免許状を併有している教員

が勤務することを原則とすべきである」、「都道府県ごとの併有率の状況には極めて大きな違いがあり、都道府県によっては免許状の併有率の低さが域内における小中一貫教育の推進にとって障害となるおそれがある。都道府県においては、域内の市町村が小中一貫教育の実施を希望する場合に必要な人材が確保できるようにする必要があり」とし、必要な措置を計画的に図るよう求めています。

次に、人事上の措置について、「小中一貫教育の最終的な成否は、管理職のみならず一人一人の教職員が小中一貫教育の理念や目標を理解し、9年間の全体像を意識した上で、一つのチームとなって日々の教育活動を積み上げていけるかどうかにかかっている。このため、人事権者である都道府県教育委員会等においては、市町村における地域の実情に応じた小中一貫教育の取り組みを組織的・計画的に支えていくことを期待する」とし、教育の質や教員の意識の高揚を図るよう促しています。

次に、教員研修について、「児童生徒の9年間の発達を見据えて教育活動に取り組んでいくためには、積極的に他校種における指導技術の向上に努めるとともに、小中相互のよさを積極的に学び合っていく必要があるが、そうした研修は都道府県レベルではほとんど実施されていない。このため、都道府県教育委員会においては、小中一貫教育の制度化に伴って、小中学校教員の相互乗り入れ授業や9年間を見通した生徒指導のあり方、9年間一貫した教育課程の組み方などに関する実践的な研修を積極的に企画・実施していくこと」を求めています。

次に、モデル事業については、「都道府県教育委員会においては、設置者である市町村のニーズも踏まえつつ、都道府県内の小中一貫教育の質のさらなる向上に資するようなモデル事業の実施について検討すべきである」と。

さらに、計画的な小中一貫教育の推進として、「各市町村における小中一貫教育の取り組みを支える上で都道府県が講ずべき方策は、人事や免許の併有促進、教員研修、モデル事業など、地域の事情によって多岐にわたることが考えられる。このため、都道府県においては、域内の設置者の要望・実情を踏まえた小中一貫教育推進のための計画を策定するなどして、計画的に指導・助言・援助を行っていくことが期待される」と、以上5点について、国は県教委の積極的関与を促しております。県教委が本気で取り組むかどうかによって、市町村教委の取り組む姿勢も変わります。本県でも、市町村任せになっていた嫌いがなくはありません。

小中一貫教育の推進は、県の教育課題解決への大きな推進力になることは間違いありません。答申に対する見解及び特に引用指摘した県教育委員会の役割を踏まえ、本県における小中一貫教育の現状と今後の取り組みについて、教育長の御所見をお聞きいたします。

「すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために」との副題で、中教審は、「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」の答申を昨年12月に出されました。

注目すべきは、今後の教育改革が目指すべき方向性を、「生産年齢人口の急減、労働生産性の低迷、グローバル化・多極化の荒波に挟まれた厳しい時代を迎えている我が国においても、世の中の流れは大人が予想するよりもはるかに速く、将来は職業のあり方もさま変わりしている可能性が高い。そうした変化の中で、これまでと同じ教育を続けているだけでは、これからの時代に通用する力を子供たちに育むことはできない」と、また、「この厳しい時代を乗り越え、子供や孫の世代に至る国民と我が国が、希望に

満ちた未来を歩めるようにするため、国は、新たな時代を見据えた教育改革を待たずに進めなければならない」と、社会の急激な変化に対する正確な認識と未来予測への意識改革の必要性を踏まえることを指摘しております。

そのために、「子供たち一人一人に、それぞれの夢や目標の実現に向けて、みずからの人生を切り開き、他者と助け合いながら、幸せな暮らしを営んでいける力を育むための、初等中等教育から高等教育までを通じた教育のあり方を示すことである」と述べています。

私は特に、将来は職業のあり方もさま変わりしている可能性が高いという視点に注目したいと思います。なぜなら、同様な予測を、ロンドンビジネススクール教授のリンダ・グラットン氏も、その著「ワーク・シフト」で、働き方の常識の数々が根底から覆される、また仕事に対する意識も変わることを前提に、恐らくこれから社会に出る世代の働き方は、これまでとは似ても似つかないものになるだろうと言っております。

私たちは、ややもすると日常の目先の変化の対応に追われ、世界や社会の大きな変化を見逃しているのかもしれませんが。グラットン教授は、産業革命のエネルギーが石炭と蒸気機関という新しいエネルギーであったことを踏まえ、これから起きようとする変化を突き動かす要因として、テクノロジーの進化、グローバル化の進展、人口構成の変化と長寿化、社会の変化、そしてエネルギー・環境問題の深刻化を挙げています。これからの子供たちは、こうした社会変化の中で生きていく力を持たなければなりません。その意味で、これまでの教育を続けるだけではだめだという意識改革が求められますし、先見性を持った、新たな時代に向けた教育改革を進めなければなりません。中教審のこうした視点での認識は十分理解できるところであります。

また、グラットン教授が思考するように、社会や産業構造の急激な変化により、また未来に押し潰されないようにするにはどのような準備が必要なのか、そして日本の教育は時代の変化に取り残されているのか、これらの点について知事の御見解をお伺いいたします。

また、答申では、新しい時代にふさわしい高大接続の実現には、既存の大学入試と公平性に関する意識を改革し、年齢、性別、国籍、文化、障害の有無、地域の違い、家庭環境等の多様な背景を持つ一人一人が、高等学校までに積み上げてきた多様な力を多様な方法で公正に評価し選抜するという意識に立たなければならないと、ここでも意識変革の必要性を強調しています。

その上で、解決すべき課題も指摘しています。それは、「高等学校においては、小中学校に比べ知識伝達型の授業にとどまる傾向があり、学力の3要素を踏まえた指導が浸透していない」という実態の課題であります。こうした状況が定着している背景を、「現行の多くの大学入学者選抜における学力評価が、学力の3要素に対応したものとなっていないことが大きく影響していると考えられる」と、現行の入試制度に言及しています。

しかし、こうした課題は、入試制度を改革することで全てが改善されるとは考えられません。入試制度の改革と一体的に、知識の暗記、再生に偏りがちな現状の高校・大学教育の内容も、思考力、判断力、表現力や、主体性を持って多様な人々と協働する態度など、真の学力が十分に育成、評価されるカリキュラムの編成をしなければなりません。

もちろん授業内容の質的転換も求められます。高校と大学、その間をつなぐ大学入試、この3者の一体的改革がなされなければ、答申の求める成果は期待できません。今後、この中教審の答申を受け、全体的には2020年導入の実施スケ

ジュール案に従い、制度改革へ動き始めることになるでしょう。

そこで、県教委としては、まず高校教育が学力の3要素を踏まえたものになっていないという指摘に対し、実態を把握し対策を検討しなければならないと考えます。また、新しい教育振興計画には、この課題に対しどこまでの内容を検討し組み込むのか、答申に対する見解とあわせて教育長の御所見をお聞きいたします。

次に、教育相談の充実についてお聞きします。

家庭の教育力や地域社会の機能の低下は、虐待の深刻化や地域の包容力の低下をもたらし、児童生徒にも大きな影響を及ぼしています。こうした状況下で、学校がさまざまな社会問題に対応し切れず責任を問われたり、あるいは学校への過度の期待を求められたり、その結果、教員が生徒と向き合う時間が少なくなっている状況も見られます。こうした状況下で、教員も児童生徒もストレスを抱えることが多くなっていると言えます。

昨今の問題行動や少年非行は、さまざまな要因が絡み合っていると考えられます。特に児童生徒が内面にストレスを抱え込み、なおかつそのストレスを自力で対処できないケースも多く、それまで問題行動や非行歴のない児童生徒が突然重大な犯罪行為を犯すケースも発生しています。こうした背景を考えると、学校教育における生徒指導上の諸問題は極めて多岐にわたるものと考えなければなりません。

一方、児童生徒の視点から教育相談のあり方を検証すれば、さまざまな悩みを抱える児童生徒に対してきめ細かく対応するには、多様な専門家の支援による教育相談体制をつくることの必要性が問われます。特にスクールカウンセラーのような臨床心理の専門家や児童精神科医など医療関係の専門家等のバックアップと連携は不可欠であり、絶対的必要条件であります。

こうした専門家のバックアップ体制は、平成19年に文科省が実施した教育相談等に関するアンケートにおいても、児童生徒のメンタルヘルスに関する問題の支援に当たっての課題として、子供のメンタルヘルスの問題が複雑多様化し理解が困難になっていると答えた学級担任が最も多かったことを考慮すれば、現場の声を無視することはできません。こうしたメンタルヘルスの複雑多様化の状況を鑑みれば、児童生徒が相談したいと思うタイミングを逸することなく相談できるように、相談機関や相談方法の選択肢を複数用意し、多様な視点できめ細かく児童生徒を見守ることができる相談体制を総合的に構築することが重要と考えます。

本県は他県に先駆けて、こうした問題に対応するため心の教育センターを設置し、15年にわたり取り組んでまいりました。この取り組みは高く評価されるべきで、今後も進化すべきセンターとして拡充を図り、その役を果たすことが求められていると考えます。

そこで、さきに述べた教育相談の体制に対する課題等の課題解決に向け、私は、教育相談の対応機能を心の教育センターのワンストップで対応できるよう機能強化を図り、SCやSSWのプラットホームの機能と機動性、情報共有化、研究開発が有機的に連携する有効な組織編成を図ることが喫緊の課題と考えますが、知事の御所見をお聞きいたします。

次に、スクールカウンセラー、SCと、スクールソーシャルワーカー、SSWの専門性と効果的対応についてお聞きします。

文科省の2013年度問題行動調査で、小学校のいじめは前年度より1,421件増加し11万8,805件で過去最多を更新したことがわかりました。小学校では暴力行為も増加し、初めて1万件を超えました。

この現象を、教育評論家の武田さち子さんは、

教師の申告制から児童生徒へのアンケート制にしたことで、かつては隠れていたいじめが表面化しているのではないかと、また鳴門教育大学大学院の阪根健二教授は、小学校は解決のために教員が介入する必要があると、積極的に掘り起こしたので今回も増加したと分析されています。そして、今後の対応を、教員数をふやすなどしてしっかりと子供に目配りできる環境づくりをすべきだ、重大ないじめでは中学校でも積極的にかかわることが必要だと述べられ、武田、阪根両氏ともに目配りやかかわりの重要性を指摘しています。

この指摘は非常に重要な指摘と受けとめなければなりません。なぜなら、ここにSCとSSWの専門的な働きが求められており、問題行動の増加と多様化に対する課題解決の重要な鍵があり、キーマンとしての働きが期待されているのであります。

文科省は平成25年度より、中学校100%、小学校65%のSCの配置を目指しています。本県は、26年度で中学校100%、小学校で57.7%の配置ができています。具体的には、小学校113校、中学校107校、高校13校、特別支援学校13校に配置されています。小学校への配置数が5割と中学校より少ないことは全国的傾向で、今後の重要な課題であります。それは、問題行動の低年齢化が進む中、小学校からのSCの要請が年々強まっていることを見れば明らかであります。

それでは本県の実態はどうか、概観しますと、配置校の総数は246校であります。SCの有資格者は35名しかいません。これではSC1人当たり7校を担当しなければなりません。

そこで、県は20人の準SCを補充し、55人体制で対応しております。実態的には、1人のSCあるいは準SCが平均3校を1週1回7時間で担当しているとのことであり、ゆえに、週1回の派遣を希望する学校が多い中、2週に

1回あるいは1カ月に1回の派遣となっている学校もあるという状況であります。

こうした実情を考えますと、SCの絶対的不足状況にあることは間違いありません。これが第1の課題であります。

次に、SCになる人材は、臨床心理士が地域の状況により偏在しているため、その質の確保は非常に困難で、多様な人材を活用することも検討されなければなりません。本県で準SCで働いていただいている方たちは、所定の学習を終え、資格取得の受験資格をお持ちの方たちです。問題はないと考えられます。

SCの役割は、その業務として、児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、さらに教職員などへの研修及び事件、事故等の緊急対応による被害児童生徒への心のケアなど多岐にわたっております。こうした業務からも理解できますように、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしています。

相談業務以外では、ストレスチェックやストレスマネジメント等の予防的対応や校内会議への参加なども含まれます。こうした業務を週1回、二、三時間で対応するとなれば、学校や担当教諭等との綿密な連携なしには対応できません。

そこで、SCには資質としての能力と経験としての判断能力が問われますが、一方、学校側はSCを受け入れる環境整備が問われます。相互の協力体制の有無により、その効果が評価されることとなります。県教委としては、SCの資質の向上、すなわちある一定の均質化された資質の保証をどのように作り上げるか、またマネジメントをどのように図っていくか、これが第2の課題であります。

次に、SCの身分は非常勤という立場で、勤務時間が週4時間から8時間程度に限定されています。一人一人が県からの委嘱を受け派遣さ

れる立場であります。SCには所属部署がありません。通過点として心の教育センターが存在しますが、そこは情報交換の場であり研修の場でしかありません。訪問学校は職場ではありませんが、週1で数時間の業務ですから、所属部署という意識は持ってません。どこにも自分の居場所を持ってないで、現場を移動しながら業務をこなしているというのが実態ではないでしょうか。自由といえば自由ですが、業務内容が内容だけに、問題を一人で抱え込んでしまう傾向が潜在化する危険性があります。SCは一見、個人業務のように考えられますが、チームプレーの意識が強くなければ、木を見て森を見失うことになりかねません。SCには所属部署を与えるべきであり、孤立した存在ではなくチームの一員の自覚を育てることが重要であると考えます。教育相談のかなめであるSCの連帯意識をどう図るか。

また、時給額は5,000円と高いものの、月によっては無収入となる報酬の不安定性は、この仕事の継続性を阻む大きな要因にもなっています。その意味で、経験値を高めたSCが教員や医療関連に流れることは当然かもしれません。

このような背景と実態を踏まえ、強力なSC集団をどう構築していくのか、これが第3の課題であります。

以上、SCやSSWに対する3つの課題を解決するための機構改革は、子供を守り育てる観点からも最も優先されるべきと考えますが、教育長に、この課題に向けどのように対処されるのか、御所見をお聞きいたします。

次に、漁業無線の現状と課題についてお聞きします。

総務省は平成20年2月に、沿岸漁業無線システムのネットワーク化に関する調査検討会報告書を出しています。その概要の中で、東北管内の沿岸漁業における安全・安心の現状と題して、

現状と課題と検討結果が紹介されています。

現状に関しては、「災害対策の必要性、津波対策の実施、そして漁船海難事故の傾向として、5トン未満の漁船・早朝・高齢者の事故」等が記されています。

次に、課題として、「東北管内の沿岸漁業で24時間ワッチ体制をとる漁業用海岸局は4局のみで、唯一岩手県が全県をカバーしています。東北管内の27メガヘルツ漁業用海岸局72局にアンケート調査を行った結果、漁協就業時間外に津波警報が発表された場合の出漁中の漁船に対する連絡体制は十分かとの質問に対し、31局45%が不十分と回答しています。特に、24時間ワッチ体制が整備されていない青森県、宮城県、山形県等の漁業用海岸局は、緊急時の連絡体制が不十分との認識にある」ことが示されています。

その上で、検討結果として、「人為的要因が海難事故の多くを占める現状においては、情報通信基盤の整備のみでは安全・安心な状況が実現するものではないが、漁業用海岸局による24時間ワッチ体制のネットワークシステム等を効果的に活用することで、事故発生時の迅速かつ的確な対応、被害、事故件数の軽減や質的な改善が実現すると見込まれる。そのため、沿岸漁業従事者の安全・安心を確保するために、陸上からの沿岸漁業従事者の安全操業を支援する情報通信基盤整備は重要である」と、漁業無線を含む情報通信基盤整備の重要性を明確にされました。

その3年後、東日本大震災が起きました。平成23年3月11日の東日本大震災の際に被害を免れた岩手県釜石漁業無線局は、地震発生と同時に大津波の来襲が予測されたため、漁船への避難を呼びかけ、津波情報や安否情報を繰り返し発信し、これにより被災を免れた数多くの船舶が確認されています。

長崎県は国に対し、東日本大震災の被災実態

等を踏まえ、津波災害や予期せぬ事故から漁業者の命と漁船等財産を守るため、緊急時連絡通報手段の確保対策を講じるとともに、海上作業に従事する漁業者へのライフジャケット着用を義務化するよう提案、要望を上げております。特に海難事故数の増加傾向に対し、漁業無線海岸局に加入し航海警報や位置情報等の発信を行う漁業者は年々減少している状況を踏まえ、加入義務化の措置を講ずるよう求めています。その主な理由として、災害発生時の緊急連絡は漁業無線の一斉通報が有効な通信手段であること、次に、現在は加入義務がないため携帯電話での対応が進み、加入者減少で無線事業の運営が困難になっている。さらに、無線業務の廃止となれば漁業者の安全操業が確保できなくなる。その意味で、加入の義務づけは規制緩和に逆行するけれども、陸上と確実に通信できる手段の確保は必要不可欠であると、海岸局の無線業務の重要性を強調しています。

それでは本県の状況はどうか。まず、漁業無線の現状であります。本県には1ワット漁業用超短波無線の任意団体として高知県漁業用超短波無線協会が組織され活動しています。現在の組織概要は、会員数22漁協と統括支所で、傘下の漁協及び支所の総数は51であります。海岸局は26局で、加入隻数は1,233隻であります。各海岸局は漁協や漁協支所が運営しておりますが、職員体制の問題や携帯電話の普及等もあり、通常勤務時間帯のみの運用となっております。夜間や早朝における漁船との連絡は携帯電話が使用されている状況であります。

このほかの漁業無線団体としては、沖合・近海・遠洋漁船への通信業務に携わる高知県無線漁業協同組合があります。ここに所属する隻数は121隻で、県実習船や調査船もお世話になっております。

また、昭和51年より室戸漁業無線局も同時に

運営しています。この室戸漁業無線局は、県漁協から夜間業務17時から翌8時半までを委託され、室戸統括支所と室戸岬支所所属の沿岸漁船の安全確保のため、気象情報等の周知など通信業務を行っています。

以上の状況から、本県では、夜間早朝に漁をする漁船は室戸関係のみ無線対応がなされており、それ以外は携帯での対応になっていることが実態であることがわかります。

さきの報告書でも指摘されていましたが、漁船海難は、他用途の船舶に比較し、海難全体に占める割合は依然として高い状況であります。特に5トン未満の漁船・早朝・高齢者の事故が多発している現状であります。本県においても同じような状態であります。

そこで、お聞きいたします。漁業従事者やその家族は、操業中の事故に対する不安を抱きながら日々の生活をしております。この不安を解消するためには、漁業従事者自身が安全対策を講じること、また安全意識の向上を図ることは言うまでもありません。しかし、漁業を取り巻く厳しい現状にあって、各個人の取り組みにも限界があります。

東北や長崎の事例を鑑みれば、沿岸漁業無線システムのネットワーク整備は喫緊の課題と受けとめることができます。知事の御所見をお伺いいたします。

次に、水産振興部長にお聞きします。

南海地震対策行動計画に基づき、津波発生時における漁船による緊急輸送活動等の協議が行われ、協定の締結がなされました。この協定に基づき、漁船における緊急輸送活動の実施マニュアルが昨年1月に作成されました。その際、何点か課題が指摘され協議されましたが、解決には至っておりません。その課題とは、おおむね次の3点であります。

1点目は、海岸局はその立地から、津波にい

ち早く遭遇し、通信機能が消滅する可能性が大きい。2点目は、陸上施設間は衛星電話を整備することで対応できるが、海岸局が津波で機能不全に陥ると、沖合にいる漁船との連絡手段がなくなり、救援活動が極めて困難となる。3点目は、漁船への連絡方法の解決策としては、高台にある高知県無線漁業協同組合への海岸局の集約化が考えられるが、1ワット電波の到達距離を考慮すると県下に2から3の中継基地が必要となるという諸課題であります。

これらの課題は非常に重要で、その対策については協議を重ね、解決に向け対応策をとる必要があると考えますが、御所見をお伺いいたします。

次に、海岸局の集約化については、全国的な動きもあり、四国漁業無線連合会でも協議され、既に徳島県は検討に入っていると聞き及んでおります。しかし一方で、1局統制化、すなわちネットワーク化が実施されている県は、長崎県、宮崎県、熊本県、沖縄県、島根県、鳥取県、三重県、千葉県と既に8県もあります。

本県の取り組みは、いまだ現状から具体的整備への動きも見えず思案にあぐねている状況のようですが、海洋県を名乗るのであれば、ざんじ整備をすべきと考えますが、部長の決意と御所見をお聞きします。

次に、認知症高齢者らの法的トラブルに関する対応について地域福祉部長にお聞きします。

法律の専門家に頼ることが難しい認知症高齢者や知的障害者らを支援するため、司法と福祉の関係機関が連携する動きが広がっています。その背景は、高齢者や障害者が詐欺被害や多重債務などのトラブルを抱えていても、認知症や障害のために的確な状況判断ができず、専門機関に相談できないケースは少なくなく、また高齢者の消費トラブルに関する相談件数26万7,000件のうち25%が家族やヘルパーからの相談であ

ることが明らかになっており、自分で救済を求められない状況が多く発生しているからであります。しかも、高齢者や障害者の身近にいる福祉関係者も、異変に気づいても弁護士に相談してよいのかどうか判断が難しいケースも多く、問題が潜在化して被害が拡大する要因になっています。

トラブルの早期解決のためには、福祉関係者が問題を把握し、法テラスなどの関係機関と連携して対応することが必要であります。このような取り組みを司法ソーシャルワークと呼び、各地で実施され始めています。

法テラス事務所では、自治体などと協力して、弁護士の福祉機関への派遣や出張法律相談を実施しています。法テラス本部は、こうした司法ソーシャルワークを全国に普及させるために、司法ソーシャルワーク事業計画を2014年度中にまとめ、15年度から巡回相談数の増加など中期的目標を掲げ実施する予定であります。

そこで、本県の司法と福祉の関係機関の連携の現状と今後の対応について御所見をお聞きいたします。

最後に、警察本部長にお聞きいたします。

警察庁は、認知症に起因する交通事故を減らすため、75歳以上のドライバーに対しチェック体制を強化することを決め、道路交通法の改正試案を公表いたしました。同法は、認知症の人には運転免許を認めていません。そのため、75歳以上の免許更新者には認知機能検査を義務づけています。検査で認知症のおそれと判断された人は、過去1年以内から次の更新までに一定の違反があった場合、医師の診断を求めることになっています。

このように、現在の制度では検査を受けるのは3年に1度で、認知症が疑われても運転を続けることができます。そして、違反した後になって、認知症か否かを確定させる仕組みになっ

ております。

警察庁は、認知機能の低下をタイムリーに把握できない現状の仕組みを改善するために同法の改正を求めています。本県の状況と法改正による影響について御所見をお聞きいたします。

時間がなくなりました。以上で全ての質問を終わります。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 池協議員の御質問にお答えをいたします。

まず、本県の人口減少の原因、起因は産業文明の発展に伴って起きる必然的な減少であると認識するか、また全国より15年先行して人口が自然減の状態に陥った起因をどう分析するのかとのお尋ねがございました。

お話にございましたように、本県は全国より15年先行して平成2年から人口が自然減の状態に陥っておりますが、これはさまざまな要因が重なり合った結果だと考えております。まず、出生数の減少では、高度経済成長期やバブル期を中心に多くの若者が県外に流出したことにより女性の数そのものが減少したこと、さらには未婚化、晩婚化の進行や経済的な側面を中心とした子育てに対する負担感の増大などに伴い出生率が減少したことが大きな要因であろうと考えておりますし、死亡数の面では、高齢者数の増加に伴い死亡する高齢者が増加したことが要因であります。これらの要因は、恐らく人口減少が進む地方に共通するものだと思いますが、本県は他県に比べて第2次産業などの産業集積が少なく、また高齢化率も高いことから、真っ先に人口の自然減に至ったものだと考えております。

こうした要因の背景には、産業文明の発展に伴い都市化が進行したことや、一人一人の子供に高度な教育を施す必要が生じたことなどから

子育ての負担感が増大したこと、加えて高齢化の進行による社会保障負担の増大など将来に向けた不安といったことなどがあるのではないかと思われ、いわゆる産業文明の発展に伴ってという側面があるものと考えているところであります。

次に、本県における社会の持続可能な人口の安定時期と人口数を想定しているか、また負のスパイラルからの脱却のめどはどの程度の期間を想定しているかとお尋ねがございました。

本県における社会の持続可能な人口数、すなわち県として目指すべき人口、そしてその人口が安定する時期を想定し県民の皆様にお示しすることは、県民の皆様と共通の目標を持ち、また県の施策を進めていく上でも意味のあることだと考えております。他方、そうした目標を設定する上では、もちろん行政の押しつけにはいけませんので、県民の皆様の結婚、出産などに関する意識や希望、さらには県内大学生や県外にいる高知県出身の大学生の就職希望など、出生数や社会移動数に直接影響を持つ皆様の意識、希望を十分に踏まえることが重要ではないかと考えております。

そのため、来年度、総合戦略の確定版を取りまとめる際には、そうした方々の意識や希望を把握することとしておりますので、その結果も勘案し、どういった形でお示しできるのか、しっかり検討させていただきたいと考えております。

また、負のスパイラルからの脱却の時期につきましては、人口減少による経済の縮みが若者の県外流出と特に中山間地域の衰退を招き、さらに経済が縮むことで県民の皆様の暮らしが一層厳しくなるという負の連鎖をたどっている、こうした本県の厳しい状況との闘いということになります。本県の人口ピラミッドを見ますと、人口の自然減は続き、全体としての人口は減り続けざるを得ない状況にありますが、まずは第

2期産業振興計画全体を貫く目標として掲げております平成24年度から平成33年度までの10年間にあります社会増減をプラスにするということを目指してまいりたいと考えているところであります。

その上で、最終的には、社会増がトレンドとなり、さらには生産年齢人口比率が増加する、いわゆる若返る社会にしていくことを目指してまいりたいと考えているところでございます。非常に大きな課題に取り組む問題でありますし、息の長い問題であるとは考えておりますけれども、先ほど申し上げました10年間の目標というものを明確に持って取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、中山間地域の活性化の対象が限界集落を指すのか、また本県の集落の実態とその回復への処方箋が負のスパイラルの克服の施策であると捉えられるが、その施策の外科的、内科的視点で期待される効果についてお尋ねがありました。関連いたしますので、あわせてお答えをいたします。

本県の集落の実態につきましては、県内全域を対象にした集落調査の結果から、中山間地域の集落では人口減少により疲弊が進み、地域活力の低下や担い手不足などが深刻化する中、農作業の共同作業や冠婚葬祭の助け合いなど、これまで集落内で支えてきたコミュニティー活動を維持することさえ困難になっている実態が明らかになっているところであります。中山間地域が県土の大半を占めるという地理的特性のほか、生活や産業のみならず伝統文化や原風景、心の豊かさなどを支えてきた歴史的事実などからも明らかのように、こうしたいわゆる限界集落を含む中山間地域全体が活力を取り戻し、その潜在力を生かし、将来につなぎ、期待をされる役割を果たしていくことこそが県勢の底上げにつながるものだと考えております。

お話にありました内科的な視点、これはいわば体質改善、体力強化の取り組みで、これは本県の基本政策に当たるものと考えており、また外科的な視点、これは中山間固有の課題に早急かつ直接的に取り組む対策であり、中山間対策の個々の施策に当たるものではないかと考えております。

中山間地域の抱える問題は、人口減少の負のスパイラルによってもたらされる複合的な課題であり、このため県では、これらの課題に真正面から向き合い、経済の活性化や健康長寿県づくりなど5つの基本政策や、5つの基本政策に横断的にかかわる2つの政策に取り組んでおります。これこそが御指摘の内科的な視点に当たるものであり、全体の活力を底上げしていくことを通じて中山間地域の活性化にもつなげていこうとする取り組みであります。

さらには、中山間固有の課題に直接取り組む、いわば外科的な施策にも取り組んでおり、集落活動センターの取り組みのほか、命の水や生活用品の確保に向けた取り組み、移動手段の確保対策、鳥獣被害対策などに取り組んでいるところであります。

今後、こうした内科的取り組みと外科的取り組みが互いに相乗効果をもたらすよう取り組んでいくことが有効であると考えておまして、例えば産業振興計画の中の小規模林業の振興や次世代型こうち新施設園芸システムの普及などの新たな取り組みと集落活動センターの取り組みが組み合わせることで、地域地域で力強い地域活動の拠点を生み出せるように取り組んでまいりたいと考えているところであります。今回の国の地方創生の流れを追い風に、中山間対策の核である集落活動センターのさらなる普及拡大の取り組みを初め、いつまでも安心して暮らせる、また地域地域で雇用を生み出し、若者が誇りと志を持って働ける、そして我が国全体の

モデルになる、そのような取り組みを市町村や住民の皆様との連携のもと県庁挙げてぜひつくり出していきたいと考えているところでございます。

次に、法人税の実効税率の引き下げや外形標準課税に係る税制改正に対する評価についてお尋ねがございました。

今般の法人税改革は、課税ベースを拡大しつつ法人実効税率を引き下げることにより、法人課税を成長志向型の構造に変えていくこととされております。平成27年度税制改正では、法人税率を引き下げ一方、法人事業税の外形標準課税の拡大や租税特別措置の見直し等を行うことが示されたところであります。

外形標準課税は、法人の事業活動の規模に応じた広く薄い課税により公平性を確保するとともに、法人が地方団体から受けるサービスの経費負担を求める応益課税としての税の性格を明確化し、税収を安定化させる機能を持つものであるため、全国知事会等もその拡大を求めてまいりました。ただしその際、対象を中小企業へ拡大することは、地域経済の実態として中小の法人を取り巻く環境は依然厳しいことなどから慎重に検討する必要があるとあわせて提言したところでありまして、この点、今回の税制改正では、従前どおり資本金が1億円を超える大企業のみが外形標準課税の対象とされたところであります。加えて、議員御指摘のとおり、いわゆる中堅企業については、地域で雇用を支えているという点に鑑み、時限的にはありますが、外形標準課税の拡大による税負担の増の2分の1程度が軽減される措置も新たに盛り込まれております。

今回の法人税改革は、法人減税によって経済の好循環の実現を力強く後押ししつつ、社会保障財源を初めとする負担を広く分かち合う構造へと改革するとの観点からなされるとともに、

中小の法人等に配慮しながら外形標準課税を拡大するという全国知事会の提言を実現するものであり、私としては一定評価できるものと認識しております。ただあわせて、今後とも法人税改革に当たっては引き続き中小の法人等に適切な配慮がなされるべきであるとも考えているところでございます。

次に、子どもの権利条約の採択25周年を迎えての所見についてのお尋ねがありました。

世界の多くの子供たちが飢餓や貧困などの厳しい状況にさらされる中、子供の生きる権利や教育を受ける権利を保障し、虐待や差別などから守るといった子供の最善の利益を尊重しようという考え方を国際社会に拡大してきた子どもの権利条約が25周年の節目を迎えましたことは、大変意義深いものと認識をいたしております。

我が国におきましても、1994年に条約を批准して以降、児童虐待やいじめ、子供の貧困などへの対策を推進する新たな法律が制定をされ、子供の権利を守る取り組みが進展しつつありますが、一方で、児童虐待やいじめの問題が増加する中、子供のほぼ6人に1人が貧困な家庭で育っているという実態があり、県内でも一定数の子供たちが困難な状況に置かれていることを重く受けとめております。

このため、県では来年度から、厳しい環境に置かれている子供たちへの支援を重点課題と位置づけ、教育と福祉の分野を中心に総合的な対策として取り組みを抜本強化することといたしております。具体的には、いじめや少年非行の防止対策などの取り組みの充実強化を図るほか、児童虐待の問題についても、児童虐待死亡事例検証委員会からの検証結果をまっまでもなく、中央児童相談所の体制強化などの取り組みを行うおうとしているところであります。また、教育の面では、子供たちが生まれ育った家庭の経済状況などに左右されることなく健やかに成長し

学ぶ権利を守っていくため、放課後の学習支援の取り組みなどを大幅に拡充いたしております。

県といたしましても、子供の貧困などの実態から目を背けることなく、こうした一連の取り組みを強力に推進することによりまして、未来のある子供たちが将来への夢を諦めることなく希望を持ち続けることのできる県づくりを目指してまいりたいと考えているところでございます。

次に、高大接続に関する中央教育審議会の答申について、社会や産業構造の急激な変化に押し潰されないようどのように準備が必要なのか、また日本の教育が時代の変化に取り残されているのかのお尋ねがございました。

私は国の教育再生実行会議のメンバーとして、今回の答申のベースとなりました第4次提言、高等学校教育と大学教育との接続、大学入学者選抜のあり方についての議論にも参画させていただきました。

今、我が国は、かつて経験したことのない速さで少子高齢化が進行し、生産年齢人口の急速な減少が見込まれるという難しい状況にあります。また、社会や経済のさまざまな分野でグローバル化が進展し、近い将来、お話にもありましたように、職業のあり方や産業構造なども大きく変化していくことが見込まれます。こうした変化の速い複雑化する社会であるからこそ、教育を通してみずから学び判断できる力を持ち、多様な人々と助け合いながら人生を切り開いていくことのできる若者を育てていくことが必要であると考えています。

これまでの我が国の教育は、画一化された条件の中で知識の習得を1点刻みで問う大学入学者選抜のもと、高等学校教育が知識の伝達や習得に偏りがちとなり、知識や技能を活用して課題を解決する力や主体性を持って多様な人々と協働する態度などの真の学力が十分に育成でき

ておらず、また特定の分野で卓越した力を磨いている高校生やグローバルな課題に挑戦しているという若者の可能性を伸ばすこともできていないなど多くの課題があり、時代の速い流れに十分には対応できていないのではないかと感じているところであります。

こうしたことから、教育再生実行会議では、大学入学者選抜の改革及びそれを踏まえた高等学校教育のあり方など、次々と改革の方向性を打ち出しているところであり、これを受けて中教審などで具体的な方策が練り上げられる段階にあるものと思っております。本県としましても、これらの改革をしっかりと受けとめて対応していかなければならないと考えているところでございます。

次に、心の教育センターの機能強化など教育相談の充実についてお尋ねがございました。

不登校やいじめ、虐待など子供を取り巻く諸問題の背景にあります子供や保護者の抱えるストレスや悩みの解消を図る上で、教育相談の果たす役割は大変重要であると考えています。

そのため、本県におきましては、教育相談の中枢を担う機関として平成12年に高知県心の教育センターを開設し、臨床心理士や社会福祉士など専門の相談員を複数配置して、県内の全ての子供や保護者などを対象にさまざまな心の相談を受け、支援をしてまいりました。あわせて、子供や保護者にとってより身近な学校や市町村にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、教職員や市町村等と連携しながらきめ細やかな支援に努めているところであり、来年度はこの配置を大幅に拡充することとしております。

一方、学校における生徒指導上の問題が多岐にわたるものとなり、子供の問題行動の背景にさまざまな要因が複雑に絡み合うといった中で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワ

カーだけでは対応が難しく、関係機関と連携して支援を行うことが必要なケースが増加してきております。また、子供の命にかかわるような事案に対しては、重大事態に至る前に、関係機関と一丸となって機動的に対応していくことが欠かせません。

こうした課題に対応し、子供たちへの支援を一層充実させていく上で、お話のあった教育相談のワンストップ窓口やスクールカウンセラー等のプラットフォーム的な位置づけなどといった心の教育センターの機能強化、さらにはスクールカウンセラー等と他の機関との連携を強化する仕組みづくりは非常に重要な視点ではないかと考えますので、今後、教育委員会とともに検討していきたいと考えているところでございます。

最後に、沿岸漁業者の安全を確保するために必要な沿岸漁業無線システムの整備についてお尋ねがありました。

漁業者の命と財産を守るため、県としましては、漁業協同組合の地震・津波防災マニュアルの策定などを通じて、漁業無線や携帯電話による通信の確保、ラジオによる情報の収集を徹底するよう指導してまいりました。このうち漁業無線については、漁業者に必要な情報を一斉に送信することができるなどの長所がありますが、現状では海岸局のほとんどが昼間だけの運営であることや津波被害が懸念をされます。また、携帯電話については、通話エリアが限られることや災害時には使用が困難になるといった懸念があります。

こうした懸念を払拭して、操業中の漁業者の安心・安全をより高めるために、迅速かつ一斉に情報を伝達できる漁業無線を活用し、24時間本県の全海域をカバーできるシステムを構築することは有効だと考えます。このため、今後はシステムの具体的なあり方や解決すべきさまざま

な課題について専門家や関係機関などの御意見をお伺いしながら検討してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、子どもの権利条約について教育的な観点でどう捉えているのかとのお尋ねがございました。

子どもの権利条約は、世界の多くの子供が今日なお飢え、貧困などの困難な状況に置かれていることに鑑み、世界的な視野から、子供たち一人一人の人権や自由を尊重し、子供に対する保護と援助を促進することを目指したものでございます。しかしながら、条約が批准された後も、全国的に大きな社会問題となっているいじめの問題、子供にとって一番の居場所であるはずの家庭で起こる虐待の問題、世代間を超えて連鎖する貧困の問題などにより、依然として厳しい環境にある子供たちが多数存在しております。

このような状況の中で、教育分野で力を入れなければならないことは、こうしたさまざまな困難に直面する子供たちを学校など教育関係機関と関係者のネットワークで守っていくことや、全ての子供たちに教育を受ける権利をしっかりと保障していくことであると考えております。

いじめや虐待など心や身体、生命を脅かす危険から子供たちを守るためには、まず周りの大人が子供たちの発するSOSのメッセージにいち早く気づき、しっかりと向き合うことが必要です。県教育委員会といたしましては、学校と保護者や地域住民が連携しながら早期発見、早期対応が図られるよう、その仕組みとなるコミュニティ・スクールや学校支援地域本部の拡充を図ってまいります。あわせて、高知家の子ども見守りプランなどに沿って、福祉部門や警察等との連携もさらに進め、大きなネットワー

クの中で子供たちを守ってまいります。

また、子供たちの教育を受ける権利を保障するためには、全ての子供たちが安心して通うことのできる、人権が尊重された安全・安心な学校をつくっていくことがまず大切です。その中で、経済的な理由などで厳しい環境にある子供たちにも十分な学習機会が保障されるよう、助言や相談支援に当たるスクールソーシャルワーカーの増強や放課後の学びの場の充実などに努めたいと思います。

教育分野においてこうした取り組みをしっかりと行っていくことで、本県の子供たちの健やかな成長につなげたいと考えております。

次に、中1ギャップの背景にある5つの課題に対する認識と解決に向けた施策についてお尋ねがございました。

お話にありました、小学校と中学校の授業形態や指導方法などの教育システムの違いや、中学校での部活動の導入による生活スタイルの変化といった5つの課題を要因とした中1ギャップは、重大な教育課題であると考えております。

本県においても、中学校での学力低下や不登校や暴力行為といった生徒指導上の問題の増加など、厳しい状況がございます。こういった課題に対応するためには、小学校と中学校の段差を少なくし、学習や学校生活のスムーズな接続、移行を図っていくことが基本的スタンスになるものと考えております。そのためには、小中学校の教員が授業交流や人事交流を通して児童生徒の学習や生活の状況を共有し、また指導内容や指導方法について学び合うこと、中学校の学習や生活、部活動などについての中学校入学当初のガイダンスを充実して中学校生活への生徒の不安感を和らげることなどが重要でございます。

このようなことから、県教育委員会といたしましてもこれまで、モデル事業や教員研修など

によって小中学校の教員が互いの授業を参観、評価し、また一緒に授業を行う場面をつくってきました。また、小中学生の授業や行事での交流、中学校入学時の仲間づくり合宿を実施し、児童生徒の心理的な不安の解消にも努めてきたところでございます。さらに、教育事務所の学校経営アドバイザーや指導主事などが各小中学校を訪問して、小中学校が連携した学校経営や授業経営を行うよう指導、助言を行っております。

こうした取り組みを総合的に、また効果的に実施していくためには、お話のありました小中一貫教育は有効な方法と考えており、市町村教育委員会とともに導入促進のための条件整備などについて検討していきたいと考えております。

次に、本県の小中一貫教育の現状及び今後の取り組みについてお尋ねがございました。

お話にありました小中一貫教育に関するこのたびの答申には、小中一貫教育を進める上での意義や課題、改善策が示されており、本県が小中一貫教育を進める上で参考になるものと捉えております。特に、小中一貫教育を促進するため県教育委員会がどのような役割を果たしていくかということも事例を挙げて具体的に提示されており、今後このことについてしっかりと対応しなければならないものと考えております。

県教育委員会といたしましてはこれまで、小中一貫教育に取り組む11の中学校区において、校長を1人にして全教員に兼務発令を行うなどの人事配置の工夫により、9年間の連続性のある学校経営ができるように支援を行ってまいりました。また、教員が互いの教育内容や指導方法を学ぶ機会を確保するため、人事異動方針の中にも校種間交流を位置づけ、小中学校間の人事交流も継続して行っております。さらに、小学校の教員採用においては、中学校の英語や数学等の免許を持つ受審者に対して加点措置を行

う制度を設け、併有者の拡充を図ってきました。

ただ、現段階では、県内で小中一貫教育に取り組んでいる学校は中山間地域にある比較的小規模校で実施されるにとどまり、また人事交流をスムーズに進めるための教員免許の併有促進は十分とは言えない状況でございます。加えて、小中一貫教育に取り組んでいる学校からは、教員の多忙化や系統的な指導計画の作成、小中合同研修などの時間確保等への課題も示されております。

今後、本県においても、中1ギャップや少子化への対応などのため小中一貫教育のニーズは高まってくるものと予想されますので、国による条件整備の動向や市町村教育委員会の意向を踏まえ、さらに現時点における課題についても考慮しながら、小中一貫教育の導入促進に向けての県としての対応を検討してまいります。

次に、高大接続に関する答申での、高校教育が学力の3要素を踏まえたものになっていないという指摘に対し、本県の実態の把握と対策を検討しなければならないのではないかと、また県の新教育振興基本計画においてどう対応するかのお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

本県の高等学校教育の現状は、お話のありました学力の3要素のうち知識・技能の習得に力点が置かれ、活用力や主体的に学ぶ態度といったほかの2要素についての育成が十分ではないのではないかと考えております。この点は、中教審の答申で指摘されている全国的な傾向と同じということかと思えます。

そのような中でも、キャリア教育においては、多様な体験活動などを行うことで課題解決に主体的に取り組み、人々と協働して学ぶ態度を育成してまいりました。また、高知南中・高校と高知西高校を統合して新設する中高一貫教育校に、課題の発見、解決に向けて主体的、協働的

に学ぶ探求型の学習、いわゆるアクティブラーニングのための系統的な教育プログラムを持つ国際バカロレア教育の導入を計画しており、これを視野に、来年度からは対象校においてICTも活用したアクティブラーニングについての実践研究を行い、その成果を全ての高等学校に普及させていきたいと考えております。

今後とも、小中学校における活用力や主体的に学ぶ態度の育成とも連動しながら、これらの取り組みをさらに充実・発展させていき、今後の変化の目まぐるしい社会で必要とされる学力の育成に努めてまいります。

今回の高大接続に関する中教審答申は、社会の急速な変化に対応するため大変思い切った改革を進めようとするものであり、現在中教審で検討されている新しい学習指導要領とも連動して、高等学校教育、さらには義務教育まで大きく変化を迫るものになるものと受けとめております。県教育委員会としましては、この変化は避けては通れないものとして積極的に対応していく考えであり、新しい教育振興基本計画にも知識・技能の活用力や主体的に学ぶ態度の育成を重視する方向性を盛り込むことが必要だと考えております。

最後に、スクールカウンセラーの不足、資質の向上、カウンセラー集団の構築といった3つの課題の解決に向けどのように対処していくかのお尋ねがありました。

まず、1番目の課題であるスクールカウンセラーの不足の問題につきましては、子供や保護者が気軽に悩みを相談できる体制の充実を図るため毎年度その配置拡充を進めているところであり、平成27年度におきましても公立学校の配置校を270校から299校へと大幅に拡充し、これにより小学校への配置率を国の目標を上回る71.9%まで向上させることとしております。あわせて、カウンセラーが多数の学校を掛け持ちする

ような配置形態も可能な限り改善し、学校によって訪問する間隔が極端にあくことのないよう支援体制の充実を図ってまいります。

一方、こうした取り組みを進めていく上で、お話のありました人材の確保は重要な課題となっております。現在、臨床心理士養成コースのある県外の大学院の学生に呼びかけを行ったり、県の臨床心理士会を通じて全国の臨床心理士に新規採用の案内を出すなど、有資格者の確保に努めているところでございます。今後は、より多くの有資格者に本県で勤務していただけるよう、広報や働きかけについても工夫をしてまいりたいと考えております。

2番目の課題のスクールカウンセラーの資質向上につきましては、毎年、専門家を招いた講習会やスクールソーシャルワーカーとの合同研修会、県の臨床心理士会との共催による研修講座を実施しており、事例検討などを行いながら専門性や対応力の向上に努めております。さらに、経験豊富な4名をスーパーバイザーと位置づけ、カウンセラーの勤務校や相談室におけるスーパーバイズを行っており、今後これらの取り組みをさらに充実させてまいります。

3番目の課題のカウンセラー集団の構築に関し、先ほども触れました資質向上に向けた研修会やスーパーバイズの取り組みがカウンセラー同士の連帯感を醸成し、学校において孤独になりがちなカウンセラーの不安や悩みを解決する重要な場になっているという側面もでございます。しかし、こうした機会が年間を通してそれほど多くあるわけではありませんので、現場のカウンセラーの御意見も伺いながら、こうした機会の充実について今後検討していきたいと思えます。

議員から御提案いただきました3つの課題につきましては、スクールカウンセラーによる相談体制を充実する上でいずれも重要なポイント

であり、今後しっかりと対応してまいりたいと考えております。

(水産振興部長松尾晋次君登壇)

○水産振興部長(松尾晋次君) 地震や津波発生時の漁業者との情報伝達手段の確保と海岸局の集約化、ネットワーク化についてお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

地震や津波発生時の漁業者との情報伝達につきましては、漁業無線や携帯電話による通信の確保とともに、ラジオによる情報収集の徹底を指導してまいりました。しかしながら、操業中の漁業者の安全性をより一層高めるといった視点からは、先ほど知事からお答えしましたとおり、迅速かつ一斉に情報を伝達できる漁業無線を活用し、24時間本県の全海域をカバーできるシステムを構築することが有効だと考えております。

議員のお話にもありましたように、室戸市の高台において24時間体制で無線業務を行っています高知県無線漁業協同組合を核として、本県の全海域をカバーできるよう中継局を設置し、それらをネットワーク化する方法や、各地の海岸局の設備を高台に増設する方法などが具体的な対策として考えられます。今後は、これらのシステムのあり方や有効性の検証に加えて、運営体制や必要な設備機器、費用負担などの課題について、関係者の御意見を伺いながらスピード感を持って検討してまいります。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○地域福祉部長(井奥和男君) 本県における司法と福祉の関係機関との連携の現状と今後の対応についてのお尋ねがありました。

高齢者や障害者をめぐっては、法的な問題で解決を必要とする事例が今後ますます増加することが見込まれており、法律の専門家と福祉関係者が連携し法的トラブルを早期に解決するた

めの仕組みづくりとなる司法ソーシャルワークの取り組みの重要性については十分に認識をいたしております。

現在県では、高齢者と障害者の110番事業の取り組みを進める中で法律相談を実施するとともに、身近な相談窓口でもある地域包括支援センターが抱える法的対応の必要な事例に関して、弁護士などの専門相談員による支援を行っているところです。あわせて本年度からは、高齢者などの権利擁護の取り組みの強化に向けまして、高知弁護士会、法テラス高知、県司法書士会の御協力をいただき、福祉保健所圏域ごとに市町村の福祉担当者や地域包括支援センターの職員などとの意見交換会を実施しておりますし、法テラス高知や高知家庭裁判所のほうでも行政の福祉関係者などとの意見交換会を開催しております。

また、今年度からは、高知弁護士会と法テラス高知が連携し、高齢者や障害者の方々などを対象とします法律問題についての無料電話相談事業を実施しており、4月からは来所による無料法律相談も実施される予定だとお聞きをいたしております。

このように、本県におきましても、みずから法的サービスを求めることの難しい高齢者や障害者などを支援するための取り組みが広がってきておりますので、県といたしましてもこれまでの取り組みなどを踏まえ連携を強めていく必要があるものと考えております。

(警察本部長 國枝治男君登壇)

○警察本部長(國枝治男君) 高齢者の認知機能検査に関し、道路交通法改正の動き等について御質問がありました。

まず、交通事故の発生状況や認知機能検査の現状などについて御説明いたします。

県下の交通事故の発生は近年減少傾向にあり、昨年の交通事故による死者数は、県警察が

統計をとり始めて以来過去最少となる41人になりました。しかしながら、高齢者のかかわる事故は依然として高い割合で推移しており、加えて高齢者が加害者の立場となるケースも多く発生しております。

本県の認知機能検査の現状であります。同検査が導入された平成21年6月以降昨年末までに6万4,976人に対して検査を実施しております。このうち、記憶力、判断力が低下していると認められる者は1,985人であり、信号無視等の交通違反を行ったことで123人に対して臨時適性検査を実施し、うち6人に対して運転免許の取り消し処分を行っております。

次に、法改正による影響等についてであります。議員御指摘のとおり、現行制度は、認知機能検査の結果、記憶力、判断力が低下していると判断された高齢者が運転を続けていても、信号無視等の交通違反がなければ認知症かどうかを判断される機会がなく、3年以内に認知機能が著しく低下した場合であっても、これを把握するのが困難であるというのが現状であります。

このため、警察庁では現在、一定の交通違反をした者に対する臨時認知機能検査の導入を初め、臨時高齢者講習や診断書提出制度の導入等、法改正に向けた作業が行われていると承知しております。制度が改正されれば、運転免許更新の期間にかかわらず、よりタイムリーな対応が可能となり、認知機能の低下による交通事故を未然に防止することができるものと期待されております。

他方、対象者については、臨時認知機能検査を受けていただくなどの負担が発生するものと思われませんが、県警察としましても今後、法改正の動向を踏まえ適切に対応してまいります。

県警察ではこれまでも、日常の警察活動において認知症が疑われる運転者を発見した場合、関係者に指導・助言を行い、必要に応じて臨時

適性検査を受けていただくなど高齢者の交通事故防止対策に取り組んできたところでありますが、法改正がなされるまでは現行制度を適切に運用しますとともに、今後も広報啓発、指導取り締まりなどあらゆる手段を講じて、高齢者のかかわる悲惨な交通事故を防止してまいる所存であります。

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明3日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時54分散会

平成27年 3月 3日 (火曜日) 開議第 3日

出席議員

- 1番 金子 繁昌 君
- 2番 加藤 漠 君
- 3番 川井 喜久博 君
- 4番 坂本 孝幸 君
- 5番 西内 健 君
- 6番 西内 隆純 君
- 7番 弘田 兼一 君
- 8番 明神 健夫 君
- 9番 依光 晃一郎 君
- 10番 梶原 大介 君
- 11番 桑名 龍吾 君
- 12番 佐竹 紀夫 君
- 13番 中面 哲 君
- 14番 三石 文隆 君
- 15番 森田 英二 君
- 16番 武石 利彦 君
- 17番 浜田 英宏 君
- 18番 樋口 秀洋 君
- 19番 溝渕 健夫 君
- 20番 土森 正典 君
- 21番 西森 潮三 君
- 24番 ふあ一ま一土居 君
- 25番 横山 浩一 君
- 26番 上田 周五 君
- 27番 中内 桂郎 君
- 28番 西森 雅和 君
- 29番 黒岩 正好 君
- 30番 池脇 純一 君
- 31番 高橋 徹 君
- 33番 坂本 茂雄 君
- 34番 田村 輝雄 君
- 35番 岡本 和也 君
- 36番 中根 佐知 君
- 37番 吉良 富彦 君
- 38番 米田 稔 君

39番 塚地 佐智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 尾崎 正直 君
- 副 知 事 岩城 孝章 君
- 総 務 部 長 小谷 敦 君
- 危機管理部長 野々村 毅 君
- 健康政策部長 山本 治 君
- 地域福祉部長 井奥 和男 君
- 文化生活部長 岡崎 順子 君
- 産業振興
推進部長 中澤 一真 君
- 理事(中山間対
策・運輸担当) 金谷 正文 君
- 商工労働部長 原田 悟 君
- 観光振興部長 伊藤 博明 君
- 農業振興部長 味元 毅 君
- 林業振興・
環境部長 大野 靖紀 君
- 水産振興部長 松尾 晋次 君
- 土 木 部 長 奥谷 正 君
- 会 計 管 理 者 大原 充雄 君
- 公営企業局長 岡林 美津夫 君
- 教 育 委 員 長 職務代理者 竹島 晶代 君
- 教 育 長 田村 壮児 君
- 人 事 委 員 長 秋元 厚志 君
- 人 事 委 員 会 長 職務代理者 福島 寛隆 君
- 公 安 委 員 長 職務代理者 山崎 實樹助 君
- 警 察 本 部 長 國枝 治男 君
- 代 表 監 査 委 員 朝日 満夫 君
- 監 査 委 員 長 職務代理者 吉村 和久 君

事務局職員出席者

事務局 長 浜 口 真 人 君
事務局 次 長 中 島 喜 久 夫 君
議 事 課 長 楠 瀬 誠 君
政 策 調 査 課 長 西 森 達 也 君
議 事 課 長 補 佐 小 松 一 夫 君
主 任 沖 淑 子 君
主 事 溝 渕 夕 騎 君



議 事 日 程 (第 3 号)

平成27年 3 月 3 日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成27年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 平成27年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 平成27年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 平成27年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 平成27年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 平成27年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 平成27年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 平成27年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 平成27年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 10 号 平成27年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 11 号 平成27年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

- 第 12 号 平成27年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第 13 号 平成27年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 14 号 平成27年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 15 号 平成27年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 16 号 平成27年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 平成27年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第 18 号 平成27年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 19 号 平成27年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 20 号 平成27年度高知県電気事業会計予算
- 第 21 号 平成27年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 22 号 平成27年度高知県病院事業会計予算
- 第 23 号 平成26年度高知県一般会計補正予算
- 第 24 号 平成26年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 25 号 平成26年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 26 号 平成26年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 27 号 平成26年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 28 号 平成26年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 29 号 平成26年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第 30 号 平成26年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
- 第 31 号 平成26年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算

第 32 号	平成26年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	部を改正する条例議案
第 33 号	平成26年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 50 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	平成26年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 51 号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	平成26年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 52 号 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料等の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	平成26年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 53 号 知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	平成26年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 54 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	平成26年度高知県病院事業会計補正予算	第 55 号 高知県調理師法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	高知県民生委員定数条例議案	第 56 号 高知県看護師等養成奨学金貸付け条例及び高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	高知県産学官民連携センターの設置及び管理に関する条例議案	第 57 号 高知県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例議案	第 58 号 高知県の事務処理の特例に関する条例及び高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例議案	第 59 号 高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県情報公開条例及び高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 60 号 高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県行政手続条例の一部を改正する条例議案	第 61 号 高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県手数料徴収条例及び高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案	第 62 号 高知県指定介護予防サービス等の事
第 46 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	
第 47 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	
第 48 号	地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案	
第 49 号	高知県特別職報酬等審議会条例の一	

業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	議案
第 63 号 高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 75 号 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案
第 64 号 高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 76 号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
第 65 号 高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 77 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 66 号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 78 号 高知県理学療法士養成奨学金貸与条例を廃止する条例議案
第 67 号 高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 79 号 高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案
第 68 号 高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 80 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 69 号 高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例議案	第 81 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 70 号 高知県宅地建物取引業法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	第 82 号 県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 71 号 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案	第 83 号 県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市の負担の変更に関する議案
第 72 号 高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 84 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
第 73 号 高知県教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例議案	第 85 号 国道439号社会資本整備総合交付金(木屋ヶ内トンネル)工事請負契約の締結に関する議案
第 74 号 教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	第 86 号 高知県公立大学法人がその業務に関して徴収する料金の上限の変更の認可に関する議案
	第 87 号 高知県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例議案
	第 2 一般質問 (3人)
	—————  —————

午前10時開議

○議長（浜田英宏君） これより本日の会議を開きます。



諸 般 の 報 告

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

教育委員長小島一久君から、所用のため本日の会議を欠席し、教育委員竹島晶代さんを職務代理人として出席させたい旨の届け出がありました。

また、公安委員長島田京子さんから、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員山崎實樹助君を職務代理人として出席させたい旨の届け出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成27年度高知県一般会計予算」から第87号「高知県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例議案」まで、以上87件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

27番中内桂郎君。

（27番中内桂郎君登壇）

○27番（中内桂郎君） 議長のお許しをいただきましたので、県政会を代表して、通告順に従いまして質問をしたいと思いますので、よろしく御答弁をお願いいたします。

まず、当初予算編成と財政問題についてでございますが、総額4,584億円余り、対前年度比1.3%、金額にして約57億円の増と、7年連続の前年比プラスとなりました、平成27年度の当初予

算編成に関連してお伺いします。

知事の2期目の最終年度となります来年度の県予算では、産業振興計画や日本一の健康長寿県構想の推進、さらには南海トラフ地震対策への積極的な対応などといった5つの基本政策はもちろんのこと、地方創生を掲げる国の動向なども踏まえまして、投資的経費と経常的経費の両面から、重要施策に重点的な予算配分を行うなど、県勢の浮揚を確実なものにしようという知事の並々ならぬ決意のほどがうかがわれます、積極的な予算編成となっており、大いに期待するところです。

国のほうでも、安倍総理の景気回復の果実を地方にも届けるとの考えのもと、経済再生の重点課題として地方創生を掲げ、来年度の地方財政計画は、前年度比約1.9兆円増の85兆2,700億円程度と、これまでにない大幅な増額をいたしております。中でも、地方財政計画の歳出には、地方創生に取り組むために必要な1兆円のまち・ひと・しごと創生事業費が新たに計上されております。

地方創生を確実なものにするため、新たな財源を使ってどのような政策効果を出していくのか、地方創生を生かすも殺すも、自治体の力量いかににかかわってくるものと考えますが、知事に御所見をお伺いします。

次に、地方財政計画の歳入面ですが、歳入の柱となります地方税収は、8%への消費増税の効果などもあり、地方譲与税を含めると約2.4兆円増の40兆1,773億円まで伸び、地方交付税を16兆7,548億円と前年からの微減にとどめた結果、地方自治体が自由に使える一般財源の総額は61兆5,485億円と約1.2兆円もの増額となっております。その中でも、臨時財政対策債については、約1.1兆円減の4兆5,250億円まで大幅に圧縮しております。

地方自治体にとりましても、一般財源の質と

量が同時に高まるというこの上ない内容だと評価できるものではないかと考えますが、本県の一般財源の総額確保の見通しとあわせて知事の御所見をお伺いいたします。

一方で、我が国の財政状況は、先ごろ公表されました財務省の見通しでは、国債の発行残高が来年度末で807兆円と見込まれて、国民1人当たりいたしますと、その負担が約638万円となるなど、危機的な状況にあります。

また、来年度、政策に使う予算をどれだけ税収などで賄えるかを見る基礎的財政収支——プライマリーバランスの赤字について、国内総生産比で2010年度に対して半減するという政府の財政健全化目標につきましても、10月に予定されておりました消費税の10%への再引き上げの延期などもあり、その達成が危ぶまれておりました。こうした中、来年度の国の一般会計当初予算案においては、企業の業績改善や給与所得がふえたことなどに伴いまして税収見通しを対前年度9%増となる54.5兆円と見込めることなどもありまして、何とか目標は達成できる見通しだと聞いております。

しかしながら、税収がふえたからといっても、歳出の多くを賄うまでにはとても及ばず、穴埋めのための新規国債の発行は約36.9兆円と昨年度よりも4兆円以上の減額となりましたものの、依然として歳出総額96.3兆円の約4割近くを借金が占めており、2020年度にプライマリーバランスを黒字にするという財政健全化に向けた最終目標の達成は困難が予想され、政府におきましても、新たな財政再建計画を夏までに取りまとめることを表明されております。

こうした中、県の財政健全化に向けた取り組みを見てみますと、中長期的に安定的な財政運営を目指すという基本的な考え方のもとに、財政調整に使える基金残高は213億円と、昨年9月時点の収支見通しよりも54億円の増額となって

おります。また、臨時財政対策債を除く県債残高については、来年度末の見込み額が今年度末から21億円程度抑制される見込みになっており、残高が5,000億円を切るのは21年ぶりだと聞いております。

県勢の浮揚を図るために、第2期の産業振興計画の推進や南海トラフ地震対策など、重要な政策課題の解決に向けて積極的な対応を図っていく必要がありますが、その一方で健全な財政運営を維持するといった視点を常に念頭に置いての県政運営が求められるものと考えます。

今後の安定した財政運営に向けて、財政規律をどのように維持していこうとされるつもりなのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、知事の政治姿勢についてであります。安倍首相が強く国民に働きかけた女性の活躍推進、まさに時代を先取りした喫緊の課題と高く評価するものであります。また、農協改革やTPP問題にしても、いささか度を越した感じがあるものと思いますが、日ごろから国民と同じ目線と言うけれど、私はもっともっと目線を下げたほうがよいのではないかと思います。そして、TPP交渉や農協改革にいたしましても、知事もどっちもつかずといった心境ではないかと考えております。

まず最初に、女性の活躍推進についてでございます。

日本経済の行く末に、人口減少の問題が重くのしかかる中、働きたい女性が働きやすい社会を形づくるといったことは、我が国にとりましても喫緊の課題であり、誰もが異論のないものと考えます。

安倍政権におきましても、サービス産業が中心となります今後の我が国経済の成長を持続的に安定したものとするためには、企業に新たな活力を吹き込む女性の積極的な登用などといったことが欠かせないものとしております。

一方で、現在子育ての中心的な役割を担いまず女性は、どうしても出産や育児で休暇取得する機会が多くなり、子供を持つ女性が気兼ねをすることなく働ける職場環境の実現に向けましても企業による組織を挙げた支援が欠かせませんし、安心して子供を預けられる保育所などの確保も急ぐ必要があります。また、単なる子育てに適したポストへの配置といったことではなく、男性を含めた現在の職場における働き方そのものを見直す時期に来ているのではないかといった声などもよくお聞きするところです。

こうした中、昨年の6月に改訂をされました安倍政権の成長戦略になります日本再興戦略におきましては、女性が輝く社会の実現を大きな柱の一つと位置づけ、女性の子育てに伴う負担の軽減につながるさまざまな施策や、企業に対して女性の登用を積極的に促す施策などを打ち出し、女性の社会進出を積極的に推進する考えを示しております。

しかしながら、政府がこうした考えを反映するために昨年秋の臨時国会に提出いたしました女性活躍推進法案は、衆議院の解散による総選挙のため廃案となり、現在開会されております通常国会に再提出されたとお聞きいたしております。

知事もまた、昨年2月の県議会における提案説明において、女性の就業促進を図ることを県政の重要課題と位置づけ、潜在的に就労する可能性のある子育て中の女性などを対象とする就労相談窓口を男女共同参画センターソールに新たに設置し、就労に向けてきめ細かく支援していくことを表明されておられます。

そこで、改めて知事に女性の活躍推進に関して、再提出された法案や政府の取り組みなどを含めたお考えをお聞きしますとともに、この1年間における本県での取り組みの成果などを踏まえまして、県として今後この課題に対してど

のような点に力を入れて取り組みを進めていくおつもりなのか、あわせてお伺いいたします。

次に、農協改革についてでございます。

安倍首相は先月12日の施政方針演説で農家の視点に立った農政改革として、農協改革を断行することを表明しました。「農政の大改革は待たなし、強い農業をつくるための改革、農家の所得をふやすための改革」として、全国中央会の監査権限を廃止し、公認会計士監査を義務づけ、全国中央会は平成31年3月末までに一般社団法人に移行するとしております。また、県中央会についても、会員の要請を踏まえた経営相談・監査、会員の意思の代表、会員相互間の総合調整を行う連合会に移行するとしております。

しかし、この改革については、全国中央会などの組織改編が農業者所得の増大にどうつながるのか、説明が足りないとの意見も多く、またJAグループは経験したことのない組織の大転換を提起され、現場からは多くの不安の声が出されているところであります。

現在、政府は具体の関連法案づくりを行っており、今月中にも農協法改正案を国会に提出する予定と聞いておりますが、この政府が断行した農協改革について知事はどのように思われているのか、所見をお伺いします。また、本県への影響についてもあわせてお伺いいたします。

次に、TPP交渉についてお伺いします。

平成25年7月から、日本は正式にTPP交渉に参加しておりますが、昨年の米国議会の間選挙以降、急速に進展しているかのように感じております。ことしに入ってから、重要5品目である農産物の交渉状況が複数のマスメディアで報道されるようになりました。

牛肉の輸入関税率では、現在の38.5%から協定発効後15年をかけて9%に引き下げる。豚肉では1キロ最大482円の関税を協定発効後10年をかけて50円に引き下げる。米については、米国

産の主食用米の輸入を年間5万トン程度ふやすなどの交渉内容が具体的な数字として報道されておりあります。

安倍総理の施政方針演説においても、TPP交渉については、いよいよ出口が見えてきた、米国とともに交渉をリードし、早期の交渉妥結を目指す演説をしております。また、米国側も大統領選挙の日程も影響し、早期の交渉妥結を目指しており、交渉打開への機運が高まっている状況にあります。

ただ、報道されております農産物の交渉内容は、非常に厳しい内容であると思っております。ことしから協定が発効している日豪EPAの協定内容と比べてもはるかに厳しいものであります。

このTPP交渉について、知事はどのように考えておられるのか、所見をお伺いいたします。

次に、福祉の分野についてお尋ねをいたしたいと思っております。

まず、認知症への対応でございます。

先ごろ厚生労働省から平成25年度に65歳以上の高齢者が、家庭や介護施設などで虐待を受けた件数が1万5,952件となり、調査を開始して以来最多となったことが公表されました。

高齢者に対する虐待がふえておりますことも問題ですが、今後のことを考えると気になりますのは、家族などによる虐待の被害者となりました1万6,140人のうち、その約半数が認知症の方であり、施設職員による虐待の被害者となりました402人に至っては、実にその85%を認知症の人が占めていたという事実です。

一方、県内での高齢者に対する家族などによる虐待件数は55件で、被虐待者は56人になっております。介護施設における虐待については3件で、被虐待者は4人になっています。

本県における高齢者に対する虐待件数は、家族や介護施設の職員によるものを合計いたしま

すと、平成25年度は58件であり、平成21年度の120件をピークに減少傾向を示しておりますが、家族などによる虐待の被害者56人のうち認知症の方が30人を占め、被害者の半分以上の方が認知症の人で占められているという状況があります。

このように高齢者に対する虐待の調査結果では、その被害の多くを認知症の方々が占めているという状況が明らかになっておりますが、その一方で、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年には、認知症の有病者が高齢者の5人に1人を占め、700万人前後に達するという将来推計が国から示されております。

こうした中、1月に決定されました認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランにおいては、認知症の人を施設や家族だけに押しつけることなく地域社会全体で支えていく仕組みづくりの必要性などが盛り込まれているところであり、高齢者に対する虐待を防ぐ上からも、県として取り組みのなご一層の強化を図る必要があると考えます。

県では、今年度から認知症の早期発見と対応につなげるためモデル事業に取り組んでおりますが、これまでの取り組みの成果などを含めて、国の新オレンジプランを踏まえた来年度以降の認知症対策の方向性などについて、地域福祉部長にお伺いいたします。

次に、障害者の就労促進と職場定着に向けた取り組みなどについてお伺いします。

昨年6月1日時点での県内企業の雇用障害者数は1,570.5人となり、現在の方式で統計をとり始めた2006年以降で最も多かったことが、高知労働局の取りまとめでわかりました。

障害者の雇用義務がある常用雇用者50人以上の県内企業492社のうち、法定雇用率となる2.0%を達成した企業は268社で、全国平均の44.7%を上回る54.5%を占め、雇用者全体に占める実

雇用率も2.04%となり、都道府県別でも上位の12位になっております。

一方で、法定雇用率の引き上げにより、企業が障害者雇用をふやす動きが活発化してはいるものの、求人が障害程度の軽い人に集中する傾向が顕著になってきているとも言われています。

また、身体と知的障害者に加えて、精神障害者の雇用を義務づける改正障害者雇用促進法が成立し、平成30年4月から義務化されることなどもあり、最近では障害者の中でも、精神障害者の就職件数が大幅な増加を見せてきておりますが、一方では、離職率が他の障害者などに比べて高くなる傾向なども示されております。あわせて、全国調査の結果によりますと、就労移行支援事業所などから一般就労した障害者のうち、3ないし4割程度の方が就職後3年の間に離職しているという調査結果なども出ております。

今後は、障害者雇用のさらなる促進に向けて県内企業などとの連携を強め、就労促進と離職防止の両面から取り組みを強化する必要があるものと考えますが、本県における取り組みの現状と今後の取り組みなどについて地域福祉部長にお伺いします。

また一方で、公的な補助金で運営される事業所での福祉的就労といった雇用もございます。内容といたしましては、最低賃金や雇用保険の加入が義務づけられています就労継続支援A型事業と、そうした義務のない就労継続支援B型事業などがあり、清掃などといった簡易な作業が多いとも聞きますが、中には大学や企業などの協力を得て質の高い商品開発に成功し、ネット販売などで高収益を上げている事例も全国では珍しくなくなってきております。

県では、障害基礎年金と工賃を合わせて経済的な自立を実現するため、月額3万7,000円を目標工賃としておりますが、これまでの取り組み

の状況と成果、さらには来年度からの重点的な取り組みなどについて、地域福祉部長にお伺いします。

また、一昨年4月からは、国や自治体が率先をして、障害者が働く施設から商品などを購入しようという障害者優先調達推進法が施行されております。法律では、民間企業に比べて競争力の弱い障害者の就労施設の経済的な自立を促すため、国に対しては施設への業務委託を優先的にを行うことを義務づけるとともに、地方自治体には受注機会をふやすための調達方針が定められております。

そこで、障害者優先調達推進法に基づく県の調達方針において掲げる目標と、その取り組み状況などについて地域福祉部長にお伺いいたします。

地方自治体は、障害者の就労支援などの面において重要な役割を担っておりますが、一方で地域においては大きな雇用主であり、優先調達の取り組みなどももちろんのこと、引き続き障害者の雇用に率先して取り組んでいただくことを最後に強く要請しておきたいと思っております。

次に、商工分野についてお尋ねいたします。

産業振興計画では「地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県」の実現を目指し、知事を先頭に産業振興計画を全力で推進されております。商工業分野では、ものづくりからの雇用拡大と地域のにぎわいを目指し、10年後の製造品出荷額等6,000億円を目標に取り組んでおられます。この目指すべき姿は、今後の南海トラフ地震への対応や地域文化の後世への伝承、そして何よりも地域地域の活気を考えますと、ぜひ官民が一体となって実現していかなければならないものと私も常に考えているところでございます。

県では、こうした目指すべき姿の実現のために、常に進捗状況を確認し、新たに見えてきた

課題に即応し、施策の充実や見直しをさせていただきます。こうした取り組み姿勢を私は大いに評価しているところです。

こうした取り組みの中、昨年発表されました平成25年度の製造品出荷額等は、5年ぶりに5,000億円台に回復いたしました。官民協働のこれまでの取り組みの成果が数字にもあらわれ始めてきたのではないかと大いに頼もしく感じるところでございます。

そして、県では、上向きつつある本県のものづくりの流れを、より大きく、より早く、より確実にするために、平成26年度、バージョンアップの柱として、体制を抜本的に強化した上で、ものづくり地産地消・外商センターを設置しています。

設置後、間もなく1年が経過いたしますが、まずものづくり地産地消・外商センターの本年度の活動状況や手応えについて商工労働部長にお伺いします。

県内製造業の状況を見ますと、地理的に不利な条件を知恵と技術で克服し、全国に、そして海外に展開しようとしている企業もございますが、経営基盤の脆弱な企業が多く、また経営者の高齢化などの課題も多く見受けられます。こうした中、全国に通用する製品、会社づくりを目指し、それぞれの企業に専任担当者が寄り添い、事業化プランの策定から販売促進までを支援していくことは、中小零細企業の多い本県の実情に対応し、本県産業が育っていくために、ぜひ必要な施策であると考えております。

私は、製造業は大きな雇用を生むことのできる業種であると考えており、また多くの国内外の外貨を稼ぐことのできる業種の一つであるとも考えております。県のこうした取り組みにより、より多くの県内企業が若者にとって働きがいのある、誇ることのできる企業に成長していただきたい。そして、高知発の製品、技術を国

内狭しと海外に打って出ていってほしいと願っております。

県では、来年度に向けてさらに県内のものづくり企業への支援策を強化してとのことであるが、今後製造業の振興についてどのように取り組んでいくのか、商工労働部長にお伺いいたします。

次に、紙産業の振興についてでございます。

高知県の紙産業は、土佐和紙の生産に端を発した長い伝統のある重要産業であります。また、県内においては、高知県の中西部、土佐市を初めとして、いの町や日高村などの仁淀川の流域に紙関連企業が集積し、地域の雇用や産業振興に大いに寄与してきたところです。そういった意味で、県が来年度から産業振興計画に位置づけて、紙産業のさらなる振興に取り組むことは、地元の私としても大いに期待しているところでございます。

県内の紙関連企業は、家庭紙や機能紙、不織布など、さまざまな製品によってニッチな分野、いわゆる大手企業や海外からの輸入製品とは競合しない市場のすき間を狙い、それぞれの企業が高い技術力を発揮し、さらには独自に市場を確保することで頑張ってきました。その結果、ティッシュペーパーやトイレットペーパーなどの安い価格が求められる大量消費型の製品ではなく、付加価値の高い製品を生産することで製品出荷額を減少させることなく維持し、本県の産業振興に寄与しています。

本県の紙産業のさらなる振興に取り組むに当たっては、こういった本県の強みをさらに伸ばし、一方の弱みを克服することが必要だと考えるが、本県の強みと弱みをどのように捉えているのか、またそれぞれにいかに対応していくつもりなのか、商工労働部長にお伺いします。

また、本県の紙産業の特徴は、非常に多様化した中小企業で構成されていることだと考えま

す。このような現状を踏まえると、紙産業関連企業に対する一律の支援ではなく、それぞれの企業や製品分野の特徴を捉えた支援が必要ではないかと思うが、今後新たな発展の可能性をどのように追い求めるのか、商工労働部長にお伺いします。

次に、地域の商業振興についてでございます。

地域の商業者を取り巻く経営環境は、人口の減少や高齢化の進展により、地域の消費は減退してきており、さらに郊外型の大型量販店の進出がこれに拍車をかけております。

このような中、地域の商業者は顧客の獲得に熱心に取り組んでおりますが、売り上げの低下に歯どめがかからないという商業者の声も聞いております。

県では地域の商業振興を図るため、空き店舗対策やチャレンジショップ事業、移住と連携した商店街振興に取り組み、さらに平成26年度2月補正予算では、それらに加え、魅力向上に取り組む既存店を支援する施策も展開することになっていくところですが、

一方、国においては、今回の補正予算に景気を下支えするための緊急経済対策が盛り込まれ、消費喚起、生活支援に対する交付金、いわゆる地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金が計上されております。

県では、この交付金を活用して、地域消費の拡大や地域商業の振興につなげるため、地域プレミアム商品券を発行する取り組みに、市町村とともに助成を行うこととしています。

私はこれらの商業者と消費者の双方を支援する取り組みに大いに期待しておりますが、そこで2点ほどお伺いいたします。

まず、この地域プレミアム商品券の制度の仕組みについてです。消費意欲を喚起することですが、消費者にとってどのような有利な点、メリットがある仕組みになっておられるのかお

聞きします。

また、この地域プレミアム商品券による県内消費の拡大をどの程度見込んでいるのか、商工労働部長にお伺いします。

次に、米政策についてお聞きをいたします。

米を取り巻く情勢は、今大きく動いております。安倍政権で進める農政改革では、生産現場の声を十分に聞かないまま、米の減反政策を30年産米から廃止する方針を打ち出し、生産調整を達成した農家に支払われる米の直接支払交付金は、10アール1万5,000円を本年度から7,500円に半減し、米価が下落した際に支払われる米価変動補填交付金は、本年度から廃止になりました。

こうした中、26年産米の価格は、米の消費量の減少などによる過剰在庫の影響を受け、全国的に大幅に下落しました。今後も米価の下落が続くようであれば、稲作農業の衰退につながるのではと危惧しております。

さらに、気になることは、先般のTPPの日米協議において、年間約77万トン輸入しているミニマムアクセス米とは別枠で、米国産の主食用米5万トンを無課税か低関税で輸入する案を日本側から提案したとの報道がありました。

このようなことが現実になれば、TPP参加国で米を輸出しているオーストラリア、ベトナムなどからも輸入開放の圧力が強まるのは明らかであり、米余りで米価が大幅に下落している状況で、これ以上の米の輸入を認めるわけにはいかないと思います。

政府は、衆参農林水産委員会で決議した、米を初めとする重要5品目の関税を守る姿勢を貫くべきだと考えております。

米は我が国の主食であり、農業の根幹であります。国は米余りの状況を解消すべく、飼料用米を中心とした非主食用米の生産拡大を推進しておりますが、稲作農家の皆様はおいしい米づ

くりをすることが生きがいであると思います。本県には仁井田米や大野見米、そしてお米のコンテストで全国1位になった土佐天空の郷といった全国に誇れるブランド米があります。

今本県における米政策で求められているのは、こうした全国にも誇れるブランド米をどうやって守っていき、稲作農家の皆様が今後安心しておいしい米づくりができる環境をどうやって築いていくかだと考えております。

そこで、国の米政策の大きな転換や26年産米の米価下落の状況を踏まえ、県として今後の本県における米政策の方向性をどのように考えているのか、また具体的にどのように取り組んでいくのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

次に、6次産業化の取り組みについてでございます。

産業振興計画の農業分野では、まとまりのある産地づくりを戦略の柱に据え、学び教えあう場を活用した生産性の向上策を皮切りに、農業産出額の増加と所得の向上に向け、担い手対策や生産・流通・販売対策、中山間地域対策などの取り組みが行われているところです。

中でも、本県の農業産出額の80%を占める中山間地域の農業・農村を支える仕組みを強化することは非常に重要で、特に6次産業化の取り組みについては、地域で生産される農産物の付加価値を高め、農業所得を向上させる有効な取り組みだと考えます。

こうした中、南国市のなの市や四万十町のみどり市など、ここ数年、県内には新しい直販所が整備され、そこには地域で生産された加工品も多数出品されており、売り上げもおおむね順調と聞いております。このことから、6次産業化に取り組む農業者が一定増加傾向にあるものと思いますが、地域には、まだまだ6次産業化に取り組もうとしている農業者や、事業規模の拡大を考えている農業者や事業者が多くいるの

ではないかと考えています。

これらの農業者や事業者を積極的に支援し、新たな6次産業化や事業規模の拡大につなげていくことが今後の6次産業化の推進につながると考えますが、農業振興部長の御所見をお伺いいたします。

次に、水産物の地産外商についてお伺いします。

本年度、県は新たに高知家の魚応援店制度を創設しました。この制度は、本県の水産物を既に取り扱っていたり、取り扱ってみたい、関心があるといった関東、関西などの飲食店に応援の店として登録してもらい、県産水産物の取引拡大につなげていこうとするもので、1月末時点の登録店舗数は、本年度の登録目標300店舗を大幅に上回る352店舗に達しているとお聞きしました。

この登録店舗の情報は、応援の店との取引に関心のある県内の水産関係事業者提供される一方で、県内の水産関係事業者の情報も応援の店に提供されますので、応援の店は食材の問い合わせ、県内の水産関係事業者は営業活動に、それぞれ提供情報を利用してもらえば、直接取引の拡大に結びつくことが期待できるわけですが、この応援の店制度を活用した取引の状況と取引拡大に向けた今後の取り組みについて、水産振興部長にお伺いいたします。

昨年10月、県内の民間水産事業者2社と2つの漁協が連携して、築地につぼん漁港市場にさかな屋高知家を出店いたしました。築地は日本中の食材が集まる食の町として海外を含む多くの観光客でにぎわっていますが、プロの料理人が食材を求めて集まる町でもあります。この築地で県産魚のPRや営業活動をすれば、より多くの方々に県産魚の魅力やおいしさを知ってもらえますし、飲食店など業務筋との取引のチャンスも広がると期待できます。オープンして4

か月余りが経過し、さかな屋高知家は今まさに外商活動に取り組んでいるところでございますが、今後取引が拡大し取扱量もふえてくれば、産地の供給体制もしっかりしたものになければなりません。営業先からの問い合わせや注文に対して適切に対処するためには、食材の特徴や売りに関する知識も必要ですし、鮮魚であれば県内全域から幅広く調達できる仕組みをつくって安定供給をするようなことが必要です。

さかな屋高知家を拠点とした外商の取り組みを県内全域へ波及させるためには、さかな屋高知家と県内の産地事業者とがネットワークを構築して、食材の確保や営業活動で連携していくことが重要だと考えますが、水産振興部長のお考えをお伺いいたします。

最後に、競技力の向上についてお伺いをいたします。

国では、ことし10月にスポーツ庁を設置するための準備が進められているとともに、1月に公表されました平成27年度当初予算案では、スポーツ関連予算について過去最高となる290億円を確保することとし、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた選手強化の充実、同大会がもたらす効果を継承するための取り組み、さらにスポーツによる健康増進や地域活性化の推進など、総合的なスポーツの振興に向けた対策を強化する方向が示されました。

その中で、2020年東京大会では、金メダルランキング3位以内、全28競技における入賞などの明確な目標を示し、そのための戦略的な選手強化を実現することとしています。

また、全国の都道府県においても、オリンピック・パラリンピックへの選手輩出などを目指した取り組みが一層盛んになるなど、スポーツ振興の機運が確実に高まってきています。

一方、本県のスポーツの現状に目を向けると、平成14年度のよさこい高知国体以降、年々国民

体育大会の総合成績が下がり、ここ数年は下位に低迷しています。私はこの現状を大変心配しており、上を目指して取り組んでいこうという機運が全体的に低下しているように感じられます。

スポーツ選手の活躍は、県民に夢と感動を与え、地域社会に活力を生み出すとともに、経済の活性化につながるなど、県勢浮揚に寄与するものであります。全国でスポーツが注目されているこの機会に、本県のスポーツ振興が全国的に取り残されることがあってはならない。競技力においても、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を初め、全国や世界の舞台での本県選手の活躍を大いに期待するところでございます。

競技力の向上を図るには、各競技団体がより効果的な取り組みを地道に行うことが何よりも大事なことでありますが、各競技団体においては、ジュニアから成人までの幅広い世代の育成が求められるとともに、競技人口の減少や指導者の確保などの課題を抱え、選手の育成強化に携わる指導者には大きな負担がかかっているのが現状です。

このため、競技力の向上には、各競技団体の努力だけでは限界があり、自治体や高知県体育協会を初めとするスポーツ関係団体などの多様な連携・支援のもと、高知家全体で取り組むことが不可欠と考えます。

長らく競技成績が低迷していることから考えると、今後確実にレベルアップをしていくためには、従来手法にこだわらず、新たな対策を積極的に展開することが必要であるとともに、明確な目標を示し、県外の優秀な人材の協力も得ながら、さまざまな対策を講ずる必要があるのではないかと考えますが、県としてどのように取り組むお考えなのか、知事にお伺いいたします。

加えて、競技成績が一過性のものに終わらず、継続して高いレベルを目指すことができる体制をつくり、10年後、20年後にも本県の競技力が向上傾向を続けていくことができることも大切な視点であります。

そのためには、将来を見据えた指導者の養成が不可欠であり、全国的に、さらには国際的な視野で競技力向上を初めとするスポーツの振興を担う人材の育成が必要と思いますが、県として今後の指導者育成についてどのように考えているのか、あわせて教育長にお伺いいたします。

私の第1問でございます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 中内議員の御質問にお答えをいたします。

まず、地方創生を確実なものとするため、新たな財源を活用してどのような政策効果を出していくのかとのお尋ねがございました。

今回の予算編成に当たりましては、全国に先駆けて人口減少が進む中、人口減少による負の連鎖の克服に向け、経済の活性化の取り組みなど課題解決先進県を目指した取り組みをさらに力強く推進するため、国のまち・ひと・しごと創生関連予算などを積極的に活用してまいりました。

特にいわゆる地方創生先行型の交付金については、ver. 4に改定します第2期産業振興計画に基づく取り組み全般を後押しするものでございますし、また個別の事業につきましても、地域の維持、活性化を図るという視点で立ち上がった集落活動センターが、経済活動を拡充していくための支援について、背中を後押ししてもらうという側面があるなどしております。また、交付金以外でも、地域少子化対策強化交付金を活用した少子化対策など、国のまち・ひと・しごと創生関連の支援メニューを積極的に活用し、課題解決先進県を目指した力強い取り組みを行

うこととしております。

こうした取り組みなどを通じて、第2期産業振興計画に掲げた4年後の数値目標の達成はもとより、さらにその先のより高い次元の新しいステージを目指しますとともに、人口減少や高齢化の進行に加え、地域や産業の担い手不足や集落活動の衰退といった依然として厳しい状況にある中山間地域の活性化など、県民の皆様に成果を実感していただけるよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。また、その際には、お話にありましたように、自治体の力量が問われますことから、引き続き全国区の視点を持って創造性を発揮するとともに、成果を意識しながら仕事を進めてまいりたいと考えております。

加えて、施策の実効性を高めていくため、官民協働を進めるとともに、さらには県とともに地方版の総合戦略の策定主体となる市町村と戦略の方向性を共有させていただくなど、連携・協調をより一層進めてまいりたいと考えております。私自身、リーダーシップを発揮して取り組んでまいりたいとの考えであります。

平成27年度地方財政計画に対する評価と本県の一般財源の総額確保の見通しについてお尋ねがございました。

平成27年度の地方財政計画につきましては、地方創生の取り組みに必要な歳出をどの程度計上するのか、あるいはリーマンショック後に設けられた歳出特別枠について、経済の再生にあわせどの程度平時モードに切りかえて見直していくかといった点が主に焦点となっております。

地方創生に必要な歳出の計上につきましては、人口減少の克服に向けた施策を充実強化するために必要な経費を計上するよう、全国知事会を通じて訴えてきましたところ、最終的に新たに1兆円のまち・ひと・しごと創生事業費が別枠

で計上されたところであります。また、歳出特別枠につきましても、全国知事会や本県独自の政策提言を通じて、その確保を訴えてきましたところ、最終的に特別枠自体は縮小されたものの、他の歳出への振りかえを含めると、実質的に前年度と同水準が確保されております。その結果、地方交付税を含めた地方の一般財源の総額につきましては、前年度を1.2兆円上回る61.5兆円が確保されたところであります。

特に地方交付税につきましては、本県が従前から訴えてまいりました法定率の見直しによる充実が図られ、前年度とほぼ同額が確保される一方、臨時財政対策債が大幅に縮減されるなど、一般財源の質の改善も図られたところです。平成27年度の地方財政計画につきましては、全体として見れば、これまでの地方の主張や地域の実情に一定の配慮がなされたものと評価しているところであります。

(体調不良の議員が同僚議員に支えられて退場)

○議長（浜田英宏君） 皆様にお伝えします。暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩



午前10時59分再開

○議長（浜田英宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中内桂郎議員の議案に対する質疑並びに一般質問に対する知事答弁を再開いたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事（尾崎正直君） 平成27年度地方財政計画に対する評価と本県の一般財源の総額確保の見直しについてのお尋ねからお答えを再開させていただきます。

平成27年度の地方財政計画につきましては、

地方創生の取り組みに必要な歳出をどの程度計上するのか、あるいはリーマンショック後に設けられた歳出特別枠について、経済の再生にあわせどの程度平時モードに切りかえて見直していくかといった点が主に焦点となっております。

地方創生に必要な歳出の計上につきましては、人口減少の克服に向けた施策を充実強化するために必要な経費を計上するよう、全国知事会を通じて訴えてきましたところ、最終的に新たに1兆円のまち・ひと・しごと創生事業費が別枠で計上されたところであります。また、歳出特別枠につきましても、全国知事会や本県独自の政策提言を通じて、その確保を訴えてきましたところ、最終的に特別枠自体は縮小されたものの、他の歳出への振りかえを含めると、実質的に前年度と同水準が確保されております。その結果、地方交付税を含めた地方の一般財源の総額につきましては、前年度を1.2兆円上回る61.5兆円が確保されたところであります。

特に地方交付税につきましては、本県が従前から訴えてまいりました法定率の見直しによる充実が図られ、前年度とほぼ同額が確保される一方、臨時財政対策債が大幅に縮減されるなど、一般財源の質の改善も図られたところです。平成27年度の地方財政計画につきましては、全体として見れば、これまでの地方の主張や地域の実情に一定の配慮がなされたものと評価しているところであります。

このような地方財政計画の内容も踏まえまして、本県の来年度の一般財源総額につきましては、前年度を約117億円上回る約3,098億円が確保できると見込んでおります。

具体的には、県税収入については、前年度を約73億円上回る約607億円と大幅な増加を見込むとともに、地方交付税については、前年度とほぼ同額の約1,722億円を見込んでおります。他

方で、臨時財政対策債については、前年度を約42億円下回る約255億円と大幅な縮減を見込むなど、来年度の本県の一般財源は、量・質ともに大幅に改善する見通しとなっております。

来年度の一般財源総額の確保に向けましては、例年7月ごろに示されます普通交付税大綱において最終的な地方交付税が確定することとなりますことから、引き続き東京事務所を通じた情報収集の強化など、国の動向を注視してまいりたいと考えているところであります。

次に、今後の安定した財政運営に向けて、財政規律をどのように維持していくつもりなのかとのお尋ねがございました。

県の財政運営に当たりましては、財政規律をしっかりと維持し、県民サービスの確保と財政の健全化をともに実現することが重要だと考えております。そのような観点から、今回の予算編成でも、財政の健全性を確保し、引き続き安定的な財政運営を行っていくよう努めたところであります。

具体的に申し上げますと、まず歳入面では、景気回復などに伴う県税収入の大幅な増加を見込むことによりまして、前年度を大きく上回る一般財源総額を確保するとともに、いわゆる地方創生先行型の交付金など国の有利な財源を積極的に活用いたしました。

また、歳出面では、前年度を上回る約15億円、計152件の事業の見直しを行うなど、歳出削減に徹底して取り組み、それにより生み出された財源を活用して、約28億円の課題解決先進枠を確保し、118件の事業のバージョンアップを実現したところであります。さらに、なお生じた財源不足額への対応に当たっても、中長期的な財政運営を見据え、退職手当が増額する見込みにもかかわらず、退職手当債の発行を前年度よりも10億円抑制して将来負担を軽減するとともに、2月補正予算では、予算の効率的な執行などに

より生じた財源を活用し、財政調整的基金の取り崩しを68億円余り取りやめ、将来への備えを確保したところであります。

この結果、県債残高の減少傾向を引き続き維持するとともに、昨年9月時点の推計を54億円程度上回る、213億円程度の来年度末の財政調整的基金残高を確保できる見通しとなっております。このように、今回の予算編成を通じて、課題解決先進県を目指した取り組みを積極的に行いながら、財政の健全化に向けた後年度負担の軽減と将来への一定の備えの確保を図ることができたと考えております。また、昨年9月の今後の財政収支の試算においても、平成32年度までの6年間、一定の財政調整的基金残高を確保しつつ、県債残高の減少傾向を維持するなど、一定の安定的な財政運営の見通しを立てることができたところであります。

しかしながら、歳入に占める地方交付税などの割合が高いことから、本県の財政運営は地方税財政に関する国の動向に大きく左右されるところであり、決して楽観はできないと考えております。

したがって、今後も安定的な財政運営に向けまして、引き続き中長期的な財政収支の展望をしっかりと持ちながら財政運営を行ってまいります。また、毎年度の予算編成に当たりましても、産業振興計画に基づく経済の活性化の取り組みなどにより、さらなる県税収入の確保に努めますとともに、国に対しても地方交付税などの財源の確保に向けた積極的な提案を行ってまいります。あわせて、PDCAサイクルに基づく不断のチェックにより、事業のスクラップ・アンド・ビルドにも引き続き徹底して取り組み、歳出削減と予算の重点化にも努めてまいります。

次に、女性の活躍推進に関して、再提出された法案や政府の取り組みへの所見を聞くとともに

に、県として今後どのような点に力を入れて取り組みを進めるのかのお尋ねがございました。

本県にとりまして、女性の活躍の場の拡大を図ることは、県勢浮揚を目的とした産業振興計画の推進など5つの基本政策を進めるためにも、さらには人口減少に打ち勝つ観点からも、極めて重要と考えており、本年度よりこれらの基本政策に横断的にかかわる政策と位置づけ、女性の就労支援と登用促進に向けた新たな取り組みをスタートしたところであります。

国においては、昨年6月、日本再興戦略に女性が輝く社会の実現を大きな柱の一つと位置づけ、10月には女性が家庭、地域、職場といったそれぞれの場において、個性と能力を十分に発揮できるよう国として早急に必要な政策パッケージを取りまとめました。さらに今回、一定の事業主に、例えば管理職に占める女性割合など、何らかの具体的な数値目標の設定を義務づける新たな法案が国会に再提出されております。こうした国の動きは、女性の活躍推進に向け、従来より一歩踏み込んだ取り組みであり、県としましては、この動きを追い風として、来年度はこれまでの取り組みをさらに充実してまいりたいと考えているところです。

まず、女性の就労支援につきましては、昨年6月に設置した高知家の女性しごと応援室における先月末までの相談件数は、延べで425件、このうち44件が就職に結びつくなど一定成果があらわれ始めていることから、来年度は独自に求人開拓員を配置し、職業紹介の取り組みをスタートさせ、県内企業とのマッチング機能をより強化してまいりたいと考えております。

また、女性の登用促進に向け、県内企業の経営者等を対象にした意識啓発の取り組みにつきましても、セミナー参加者から有意義だったという感想とともに、「働いている女性に身近に接している幹部層に、このような機会がもっと必

要だと思う」といった声も聞かれましたことから、来年度は中間管理職層の方々を対象に加え、女性が働きやすい職場づくりをテーマに研修を行うなど、より一層効果的な働きかけを行ってまいります。

今後こうした取り組みを着実に進めることにより、本県の女性の活躍の場のさらなる拡大に努めてまいります。

農協改革についての所見と本県への影響についてのお尋ねがございました。

農業を取り巻く環境が大変厳しい中、農協には魅力ある農業をつくり、農業が成長産業として競争力を発揮できるための取り組みが一層強く求められております。

こうした中、先月の農林水産業・地域の活力創造本部会合において決定された農協改革の法制度の骨格におきましては、全国中央会の一般社団法人への移行や農協に対する公認会計士による監査の義務づけなどが盛り込まれております。

本県におきましては、これまで県中央会を中心とするJAグループの皆様とは、県の事業を行う上での大切なパートナーとして、産業振興計画を着実に推進し、農業産出額の増加や農業者所得の向上などに連携して取り組ませていただいております。

また、特に中山間地域の住民の皆様にとりましては、農協は生活に欠かせない購買店舗や金融機関などの機能を発揮しており、農協が行う総合的な事業全体が、地域農業や地域社会を支える重要な仕組みとなっております。

このようにJAグループは、現行においても効果的かつ重要な役割を果たしていただいております。こうした中、今般の改革においては、改革の内容が農家の所得向上や農業再生にどのようなつながるのか、農業関係者の中にさらなる説明を求める声が上がっているのも事実でご

ございます。政府において一層の説明を尽くしていただきたいと考えているところでございます。

県内の農業者や農協にとって直接的な影響が懸念された農協の信用事業譲渡や全農の株式会社化につきましては、農協改革の法制度の骨格におきまして、それぞれの選択に委ねられることとなり、また准組合員の利用量規制につきましても、調査を行って慎重に決定することとなりましたことから、平成30年に向けて県域1JA構想の実現を目指している本県におきましては、現時点では影響は比較的小さいのではないかと考えられます。

しかし、具体的な運用などの詳細が明らかでない点もありますことから、国会での審議を含め、今後の動向を注視するとともに、必要に応じて農協が地域で果たしている役割等について訴えてまいります。いずれにしても、農業者の所得向上や担い手の確保、地方創生の動きなど、地域農業を維持・発展させていく上での課題は山積しておりますことから、県としましては、JAグループとこれまで以上に連携を強め、ともに課題に取り組んでまいります。

次に、TPP交渉についてのお尋ねがございました。

TPP交渉に関しては、これまでも県として、また四国の他の3県に呼びかけ、四国知事会として農林水産物の重要品目の関税など、国益を必ず守るという姿勢で臨み、守ることができないのであれば、脱退も辞さないものとするなど、要請活動を私自身が行ってまいりました。

TPP交渉は、ことしに入り相次いで首席交渉官会合、日米実務者協議が開催され、今月9日から15日にかけてハワイで首席交渉官会合が、4月以降に閣僚会合が開かれると言われております。また、アメリカにおきましては、大統領に通商交渉の権限を一任する大統領貿易促進権限——TPA法案の議会への提出に向けた動き

もあります。

1月末の日米実務者協議では、議員のお話にもありましたとおり、牛肉の輸入関税率の引き下げや、輸入が急増した場合に発動される緊急輸入制限——セーフガードの仕組みを日本政府から提案したとの報道がありました。今後、TPP交渉が大きく進む可能性があり、重要5品目の関税など、守るべき国益がきちんと守られるのかどうか、予断を許さない状況にあると認識しております。

交渉はさらに厳しさを増してくることが考えられますが、政府には、今後とも国民に対する情報開示と説明に努めていただくとともに、衆参両院農林水産委員会の決議を踏まえ、米などの重要5品目の関税を初めとした国益は必ず守るという姿勢で交渉に臨んでいただきたいと思っております。

県としましては、今後の動向を十分注視しますとともに、こうした国際交渉では国内からの強い声が交渉する方々を後押しすることになりますことから、地方としてこういう点は懸念をしている、こういうところはしっかり交渉してもらいたいという声を政府に伝えるなど、関係団体の皆様方と連携して、県民の皆様の生活を守るための取り組みを積極的に進めてまいります。

最後に、スポーツの競技力向上に向けた今後の対策についてお尋ねがございました。

本県の競技力の向上につきましては、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を好機と捉え、新たに策定するスポーツ推進プロジェクト実施計画に基づき、明確な目標を掲げて、総合的かつ重点的に取り組みを進めてまいります。

その目標の達成に向けて、日本のトップ選手の強化に携わっている有識者に協力をいただいて、競技力向上プロジェクトチームを立ち上げ

たいと考えており、個々の競技ごとに競技力向上に向けた取り組みの成果をしっかりと評価、検証しながら、戦略的な取り組みを進めていきます。

具体的には、移住促進の取り組みとも連携しながら、県外の優秀な指導者を受け入れ、ジュニアからの系統立った一貫指導を実施するとともに、国際大会への出場や国内トップの成績が期待される選手を集中的に強化する選手として指定し、強化費の配分を厚くすることなどによる支援を行ってまいります。さらに、各競技の拠点となるスポーツ施設や設備について、現状をしっかりと分析しながら、着実に整備を進めるなど、強化、充実するターゲットを絞り、めり張りのある取り組みを進めることで競技力の確実な向上につなげていきたいと考えています。

現在、本県では柔道競技や水泳の飛び込み競技、レスリング競技などで全国トップクラスの力を備えた若い選手が育ってきていますので、この計画を効果的に推進することで、全国最下位クラスに低迷している国民体育大会の総合成績を上昇させるとともに、オリンピック・パラリンピックなどの世界の舞台に本県から日本代表選手を継続して輩出することを目指してまいります。

さらには、こうした取り組みを県民全体においてスポーツに親しむ環境づくりにつなげていくことで、日本一の健康長寿県構想の実現に資するよう取り組んでまいりたいと考えているところであります。

私からは以上でございます。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○地域福祉部長（井奥和男君） まず、国の認知症施策推進総合戦略を踏まえた来年度以降の認知症対策の方向性などについて、これまでの取り組みの成果などを含めてお尋ねがありました。

高齢化の進行に伴い増加が見込まれます認知

症につきましては、早期の適正な診断と対応により、その後の進行を大幅におくらせることも可能だとされており、今年度からその初期の段階からの集中支援体制の整備に向けたモデル事業を香美市、四万十市の2市でスタートいたしました。

取り組みの結果、日ごろの訪問活動などを通じた多職種による意見交換や連絡調整が可能となり、地域包括支援センターだけでは、これまで支援の行き届かなかった認知症の疑いのある方を、認知症疾患医療センターなどと連携して受診へとつなげ、訪問看護などのサービスの利用に結びつけるなど、関係機関が連携した地域における支援体制づくりが進んでおります。

また一方で、認知症サポーターが県下で約3万3,000人も養成されますとともに、御家族の負担の軽減を図るための交流会の開催や認知症コールセンターの設置などによりまして、認知症の人とその家族をしっかりと見守り支える地域づくりも進んでいるところであります。

こうした中、県では、認知症の高齢者などに優しい地域づくりを目指す認知症施策推進総合戦略の基本的な考え方を踏まえ、来年度は先ほども申し上げましたモデル事業を8市町に拡大し、できる限り早い段階から適切な医療・介護などの支援が受けられる体制を整備いたしますとともに、地域における医療・介護などの連携をコーディネートする認知症地域支援推進員の養成にも取り組むことといたしております。また、認知症サポーターの方々が地域の認知症の人とその家族などとかかわるさまざまな場面において、可能な範囲で活躍していただけるよう、再度の学習機会の提供などにも取り組んでまいります。

あわせて、第6期介護保険事業支援計画の計画期間中には、認知症高齢者のグループホームなどの基盤整備を進めるなど、認知症の人と

その家族が住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進してまいります。

次に、障害者の就労の促進と離職防止に向けた取り組みについてのお尋ねがありました。

平成25年度の本県における障害者の就職者数は467人と過去最高とはなりましたものの、就職率のほうで見ますと、46%で全国39位となるなど、障害者の就労促進に向けた取り組みのさらなる強化が必要だと考えております。一方で、障害種別で見ますと、精神障害者が就職者全体の約4割近くを占めておりますが、精神障害者は企業の理解不足などから在職期間が短くなっており、職場定着に向けた就職後の継続的な支援体制の確保といったことが大きな課題となっております。

このため、平成27年度からは、障害者就労支援施設に配置している障害者職業訓練コーディネーターが職場実習の受け入れ先企業の開拓から就職後の定着支援までの一貫した支援を行う体制を整備するなど、精神障害者のお一人お一人の状態に応じた丁寧な就労支援の取り組みを推進することによりまして、就労の促進と離職の防止へとつなげてまいりたいと考えております。また、平成26年度に整備をいたしました、就労している障害者が仕事や生活面などの相談支援を受けられる交流拠点につきましては、精神障害者の方の利用も多く、小さなつまずきの段階で支援機関につなげることにより、離職を回避できたといった成果も出てきておりますので、平成27年度に新たな拠点を整備することといたしております。

あわせて、障害者雇用の一層の促進を図るため、障害者の雇用義務がある全ての県内企業約500社ほどの個別訪問を継続し、雇用の要請はもちろんのこと、職場実習の受け入れ先の開拓などにも努めてまいりたいと考えております。

次に、障害者施設における工賃アップに向け

た取り組みについてのお尋ねがありました。

障害者施設の工賃アップに向けた取り組みにつきましては、これまで商品のマーケティングや製品価値を高める専門職などを工賃向上アドバイザーとして各施設に派遣し、オリジナル製品の開発や販路の開拓などを積極的に支援してまいりました。またあわせて、県外企業などからの安定受注が可能となる施設間の連携による共同受注の仕組みづくりなどにも取り組んできたところです。

その結果、平成25年度における障害者就労継続支援B型事業所における平均の月額工賃は、これまでの最高となる全国4位の1万8,738円とはなりましたが、月額3万7,000円の目標工賃を達成している施設は、県内の対象施設82カ所のうち5カ所にとどまるなど、さらなる工賃アップに向けた取り組みの強化が必要だと考えております。

こうした中、昨年9月に福祉施設での国内取得第1号、また世界でも現在のところ福祉施設では例がないとも聞いております、食の安全国際規格FSSC22000の認証を県内の2施設が取得いたしました。今後はこうした取り組みなどを通じまして、施設利用者のお一人お一人が食の安全への意識の向上を図ることにより、サービスや商品などに対する顧客や消費者からの信頼度を高め、工賃アップの好循環へとつなげていくことも可能だと考えております。

このため、来年度からは、食の安全国際規格の認証取得に係る個別支援事例などを活用したマネジメントシステム研修を希望する施設の職員を対象に、通年開催をいたしますとともに、これまでの工賃向上アドバイザーの派遣などによる工賃アップに向けた取り組みなども継続、強化することといたしております。あわせて、施設側の受注能力のレベルアップを図るため、行政機関や企業などへの営業活動や一般企業が

参加する製品展示会などへの出展を支援する取り組みなども強化を図ってまいります。

最後に、障害者優先調達推進法に基づく県の調達方針が掲げる目標などについてのお尋ねがありました。

障害者優先調達推進法に基づく県の調達方針が掲げる目標につきましては、毎年度の調達実績が必ず前年度の実績を上回ることを目標として掲げ、調達方針の策定後、最初の年度となりました平成25年度における調達実績は、前年の2,688万2,000円に対して27%増となります3,416万円となっております。

しかしながら、一方で障害者施設などからの調達実績のない所属が県庁全体の279所属のうち163所属となるなど、6割近くを占めていたという実態もあり、今年度、障害者就労支援チームにおいて、全ての所属の個別訪問を実施し、施設などの製品カタログを配布いたしますとともに、積極的な発注についての要請活動などにも取り組んできたところです。

今後は、個別訪問の際に得られた各所属の状況を施設などに正確に情報提供した上で、受注拡大に向けた個別の指導や支援などに取り組むほか、官公庁や地方自治体などの契約事務に関する知識などを習得するための研修会を開催するなど、施設側の受注体制のレベルアップに向けた支援などにも積極的に取り組むことといたしております。

こうした取り組みなどを通じまして、景気の動向などに余り左右されることのない仕事の安定確保を図り、工賃アップと就労機会の拡大へと確実につなげることにより、障害者優先調達推進法が目指します、働く障害者の経済的な自立を促進してまいりたいと考えております。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○商工労働部長(原田悟君) まず、ものづくり地産地消・外商センターの本年度の活動状況な

どについてお尋ねがありました。

本年度設置いたしましたものづくり地産地消・外商センターでは、まずセンターの設置目的や活動内容を広く知っていただくため、5回のセミナーを開催するとともに、県内製造業2,000社に対して、年4回の定期的な支援施策などの情報発信を行ってまいりました。また、こうした広報活動とともに、企業ごとの専任担当者制の導入や、経営統括・技術統括を配置し、1月末までで延べ2,634回の企業訪問を行いながら、企業ニーズに対応したサポート活動を展開してまいりました。

こうした取り組みの結果、ものづくり総合相談窓口では1月末で431件、対前年同月比で18.7%増の相談を受け、依頼に基づいた機械装置の開発も進んでおりまして、中には既に納品に至った案件も出てきております。

次に、県内企業の製品や技術をいかに外へ売っていくかということも、このセンターの大きな目的でありますことから、今年度開設した名古屋事務所など県外事務所と連携し、積極的な営業活動を展開しています。

全国展開を図るためには、県外のバイヤーやユーザーなどにしっかりと商品の特徴を伝えていくことが大切ですので、見本市への出展支援や事前事後のサポートを実施いたしましたほか、210の県外自治体に外商コーディネーターなどが直接訪問し、防災関連製品を紹介するなどの外商サポートを行ってまいりました。

こうした取り組みの結果、外商サポートによる成約金額は1月末で22.1億円、対前年同月比45%の増となっており、今年度の目標である27億円を達成できる見通しとなっております。さらに、本年度から新たに取り組み始めた全国に売れる製品づくりの企画書である事業化プランの作成についても、今年度の目標として掲げております30件を達成する見込みとなっております。

す。

このようにものづくり地産地消・外商センターの取り組みは、一定の成果を上げつつあり、手応えを感じているところではありますが、今後とも本県のものづくりの流れをより大きく、より早く、より確実なものとしていくため、一連の活動をさらに充実強化してまいります。

次に、今後、製造業の振興についてはどのように取り組んでいくのかとのお尋ねがございました。

先ほどもお話しいたしましたように、ものづくり地産地消・外商センターによる一貫支援など、これまでの産業振興計画の推進により、一定の成果が出てきております。しかしながら、産業振興計画の目標である平成33年度の製造品出荷額等6,000億円をより早く、より確実に達成していくためには、これまでの取り組みを一層強化していかなければならないと考えており、来年度、これまでの施策をさらにバージョンアップしてまいります。

まず、ものづくり地産地消・外商センターのサポートをさらに充実強化してまいります。国内外に売れる製品の開発や、海外を含めた外商活動の支援を強化するため、新たに主任コーディネーター制を設け、専任担当者のサポートの質の向上を図ってまいります。加えて、ものづくり地産地消・外商センターに高知県貿易協会から2名の専門コーディネーターの派遣を受け、県内ものづくり企業の海外展開支援を本格化してまいります。

次に、県内企業の成長をさらに後押しするために、助成制度についても見直し、強化を行い、県内企業にとって使い勝手のよい制度としてまいります。例えば、これまでの設備投資の補助金は、1人以上の雇用を要件としておりましたが、県内企業への発注増や賃金増など、一定、県経済への波及効果のある投資については、雇

用の増がなくても利用できる制度としてまいりますし、より経済波及効果の高い事業については補助率の引き上げも行ってまいります。また、海外展開支援として、海外向けの製品改良を後押しする新しい助成メニューの創設も行ってまいります。

さらに、マーケットインの視点をものづくりの各段階で、しっかりと取り込んでいくことが重要ですので、消費者に近いバイヤーの協力をこれまで以上に得ながら、早期の売れる製品づくりと成約に結びつけますよう取り組んでまいります。

こうした見直し、拡充に加え、本年度から取り組んでおります紙産業への支援強化を引き続き進めてまいりますし、製造業も含めた県内中小企業の事業承継、人材確保についても来年度から抜本的に対応してまいります。産業振興計画を推進してきた中で積み重ねてきた、これらの施策を有機的に連携させ、県内製造業の置かれている状況やニーズに細やかに対応していくことで、本県製造業の振興に努めてまいります。

次に、本県の紙産業の強みと弱みをどのように捉えているのか、またそれぞれにどのように対応していくのかとのお尋ねがございました。

本県の紙産業は、長い歴史のある土佐和紙の生産から生まれており、全国に誇る良質の原料やすぐれた用具の製作、さらには高度な製紙技術が合わさることで発展してまいりました。こうした伝統の中で、本県の紙関連企業はそれぞれに高い技術力を保持していることが強みであり、非常に薄い土佐和紙や高度な機能を持った紙製品などを開発してきました。また、小ロットで多品種を生産している企業が多く、さまざまな市場ニーズに応えられる企業集積があることも本県紙産業の強みだと考えています。

こうした本県の強みを生かすためには、新たな市場ニーズに素早く対応し、さらに付加価値

の高い製品づくりを積極的に進める必要があります。そのため、技術や製品開発の拠点となります紙産業技術センターに新たな機械設備を導入するとともに、多くの企業に利用していただくことで、新たな製品開発、技術開発に積極的に取り組み、さらに付加価値の高い製品づくりや各企業の特徴を生かした企業間連携による研究開発を進めていきます。

一方で、素材としての原紙の出荷が多く、単価の高い加工工程はその多くを県外へ依存していることや、中小企業が多く積極的に研究開発や営業を展開できる体制を備えた企業が少ないこと、また高齢化の影響によって企業の中核となる人材の不足などの課題があります。

そのため、紙産業技術センターに新たに導入する設備を活用して、県内における加工技術の確立に努めますほか、ものづくり地産地消・外商センターにおいて各企業の専任担当者を配置して、ビジネスプランの作成から外商までの一貫したサポートを行い、企業に寄り添った外商支援活動を強化いたします。また、新たに導入する設備を利用しての人材育成、さらには関係団体とも連携した情報発信力の強化に組み込み、土佐和紙のブランド化による販路拡大などを目指していきます。こうした取り組みによりまして、紙産業のさらなる振興につなげていきたいと考えております。

次に、本県の紙関連企業の特徴を捉えた支援や新たな発展の可能性への対応についてお尋ねがありました。

本県の紙関連企業は、家庭紙から電池用セパレーターといった機能紙、紙おむつなどの不織布、さらには手すき和紙まで多様な製品を開発し、独自の取引先を開拓していますことから、個別企業のニーズに応じた支援を行うことが基本だと考えています。

このため、紙産業技術センターにおいて、こ

れまでに引き続き各企業からの依頼試験や製品開発の技術的支援に積極的に対応してまいりますとともに、さらに多様な技術開発のニーズにも対応できるよう、新たな設備の導入などによって機能強化を図ってまいります。また、県内企業の中には、現在産業廃棄物となっている使用済み炭素繊維をリサイクル活用して再資源化するなどの技術的ハードルの高い研究課題に取り組みたいという企業もありますことから、こうした高度な技術開発につきましても、四国4県が共同して取り組む紙産業のプロジェクトとも連携しながら、積極的に支援してまいります。

さらに、土佐和紙については、本年度から高知家プロモーションの重点品目に位置づけるとともに、県外企業を招聘した商談会も実施するなど、新たな商品開発から販売促進までの支援を強化しております。こうした中、手すき和紙協同組合では、首都圏での展示会を視野に入れた新たな商品開発にも取り組み始めておりますので、こうした動きもしっかりとサポートしてまいります。

今後の紙産業の発展に向けましては、昨年9月に設置した製紙工業会や県内外の有識者による紙産業の在り方検討会において、年度内には紙産業の振興に向けた取り組み方針などの最終取りまとめが示されることとなっています。今後は、こうした検討会の御意見をできる限り県の施策に反映させながら、製紙工業会を初めとする関係者とも連携し、官民一体となった紙産業の抜本強化に取り組んでまいります。

最後に、地域プレミアム商品券に関して、そのメリットと、また県内消費の見込みについてのお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

地域プレミアム商品券は、地元消費の拡大や地域経済の活性化を図ることを目的に、国の緊急経済対策である地域活性化・地域住民生活等

緊急支援交付金を活用して、全国的にその発行が検討されており、本県でも商工会、商工会議所が主体となって、県内全域で発行の準備が進められております。

この商品券は、例えば1万円で1万2,000円分を購入することができるなど、消費者から見ますと、その差額のいわゆるプレミアム分の2,000円がメリットとなり、県内の消費喚起にもつながりますことから、県は市町村とともにその差額分の2,000円を助成することとしております。

現在、発行主体である商工会、商工会議所において、消費者の利便性を考え、地域のさまざまな店舗で幅広い商品やサービスに使えるものとなりますよう検討がなされており、商品券の発行総額は現時点で65億円余りと見込まれ、さらにプレミアム分による消費拡大の効果が期待できますことから、大きな経済効果につながるものと考えております。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○農業振興部長(味元毅君) まず、今後の本県における米政策の方向性と具体的な取り組みについてお尋ねがございました。

今般の米をめぐる情勢は、長年続いてきました米の生産調整を平成30年に廃止するといった国の米政策が大きく転換された中、平成26年産米は本県だけでなく、全国的にもかつてない低い価格になるなど、大変厳しい状況となっております。このような状況が続けば、離農する農業者や耕作放棄地がふえるのではないかとといったことが懸念されます。

低価格の背景といたしましては、人口減少や少子高齢化、食生活の多様化などによりまして消費量が減少し続けている中、ここ数年需要に対する過剰な作付によって、恒常的な米余りになっていることが最大の要因になっていると考えております。

このため、県としましては、需要に応じたバ

ランスのとれた生産を行うことが最も重要でありますことから、議員のお話にもありました全国に誇れる地域ブランド米や県内外に需要先がある売れる米を確保しながら、主食用米から非主食用米への転換を推進していくことが本県の米政策の方向性であると考えております。

具体的には、今後の非主食用米の取り組み目標を定めた上で、飼料用米など作物に応じて一定の金額が支給をされます国の水田活用の直接支払交付金を最大限に活用し、単位面積当たりの収穫量が低い地域を中心に、飼料用米等への転換を推進してまいります。加えて、県内需要のある酒米につきましても、酒造組合などと連携しまして、需要量の確保に向けた取り組みを進めてまいります。

こうした取り組みを市町村や農業関係団体と一丸となって進めていくことによりまして、農家の皆様が意欲を持って稲作を続けることができるよう、県としても全力で取り組んでまいります。

次に、6次産業化に取り組む農業者や事業者への支援についてお尋ねがございました。

県内のJAや生産者グループを対象とした加工品販売額の調査では、平成20年度に約38億円であったものが、25年度では約45億円と、ユズやショウガの加工品を中心に増加傾向にあります。また、近年では、希少品種による紅茶や地元トマトのスープなど、地域の農産物を活用した新たな加工品開発の動きもあります。しかしながら、6次産業化の広がりとは言えませんし、また事業者の多くは地元の直販所等を販売拠点とする小規模な生産者グループとなっています。

こうしたことから、来年度は6次産業化に取り組む農業者の裾野の拡大と地域の直販所等での販売にとどまっている事業者の事業規模の拡大に取り組んでまいります。

裾野の拡大では、県内全域を対象に実施をしてきました研修会を、例えば仁淀川町のお茶など地域の農産物に応じたテーマで農業振興センターごとに開催することとし、さまざまなアイデアを持つ女性グループや生産者グループの掘り起こしに取り組んでまいります。

また、事業規模の拡大では、地域での販売から県域への販売へと、ステージアップに意欲を持っている事業者の中から支援対象者を選定し、集中的に支援していきたいと考えています。具体的には、支援対象者ごとに農業振興センターの職員と地域支援企画員とで支援チームを編成し、そのチームが民間の専門家によるアドバイスも得ながら、支援計画の策定、実行、そして見直しを行いながら、計画の実現に至るまで寄り添った支援を実施してまいります。

加えまして、農業創造セミナーのさらなる充実を図り、本県の6次産業化を加速してまいります。

(水産振興部長松尾晋次君登壇)

○水産振興部長(松尾晋次君) まず、高知家の魚応援店制度を活用した取引の状況と取引拡大に向けた今後の取り組みについてお尋ねがありました。

高知家の魚応援店制度には、2月末時点で県外の飲食店355店舗と県内で水産物を取り扱う66の事業者に参加をいただいております。

本年度はこの制度に参加いただいた県外の飲食店と県内の事業者との取引を後押しするため、応援の店を招いた大阪での商談会の開催や、産地での見学会などを行い、双方の交流を深めていただきました。こうした取り組みの結果、1月に実施しましたアンケート調査では、12月末現在で県内の19の事業者と延べ105の応援の店との取引が確認されたところです。

来年度はこの応援の店を500店舗にまで拡大しますとともに、本年度大阪で開催しました商談

会を東京でも開催することに加え、築地にオープンしましたさかな屋高知家でも2カ月に1回程度商談会を行うこととしております。また、応援の店への訪問による本県水産物のPRや県内の事業者の紹介、応援の店へのサンプル出荷とその評価の産地へのフィードバックなどにより、応援の店と県内の事業者とのマッチング機会をさらにふやし、本県水産物の取引の拡大につなげてまいります。

次に、さかな屋高知家を拠点とした外商の取り組みを県内全域に波及させる方策についてお尋ねがありました。

さかな屋高知家は、県内の水産関係の民間企業2社が高知県漁協とすくも湾漁協の支援のもとで、共同で運営をしております。本県産の鮮魚や宗田節の加工品などの店舗販売を行うとともに、飲食店やホテルなどへの外商活動を行っています。

開店当初は、宿毛市や土佐清水市の魚が中心となっておりますでしたが、品ぞろえと供給体制の充実を図るため、出店企業が県内の産地回りを行っています。この取り組みにより、県東部地区の産地買い受け人とのネットワークが新たに構築されるなど、仕入れや取引の体制も徐々に整いつつあります。

県では、こうしたネットワークをさらに広げて、県内全域から魚を仕入れ、豊富な品ぞろえで販売できる仕組みづくりを引き続き支援しますとともに、さかな屋高知家での県内の事業者によるテストマーケティングの実施や、高知家の魚応援の店とのマッチング活動を展開し、取引が県内全域の事業者に拡大していくよう取り組みを強化してまいります。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) 競技力の向上に関し、スポーツの振興を担う人材の育成についてお尋ねがございました。

お話にありましたように、本県のスポーツを継続的に充実・発展させていくためには、将来を見据えた指導者の育成が重要です。

そのため、来年度からスタートするスポーツ推進プロジェクトでは、競技力向上に向けて高度な技術や戦術などに精通した全国トップクラスの人材を県内の競技団体に招聘し、効果的な強化対策や組織運営などについて指導、助言をいただき、県内指導者の資質の向上を図ってまいります。また、競技団体の核となる指導者を対象に、コーチングアカデミーを開催し、コーチングに関する最新の理論やスポーツ医・科学の活用など、幅広い内容の研修を実施し、レベルアップを図ってまいります。

このアカデミーでは、講師として各分野の専門的な知見を有し、全国や世界の状況に精通した人材にも協力をいただきますし、各競技団体から推薦された若い指導者が一堂に会しての研修となりますので、指導力の向上はもとより、指導者間の情報交換や交流が生まれ、新たな気づきや取り組みにつながることも期待されます。

継続的なスポーツの振興を図っていく上では、学校における体育学習や運動部活動の充実も大変重要です。そのため、来年度から新たに教育事務所に指導主事を配置するとともに、小中学校の体育授業の質的向上を図るための体育・健康アドバイザーを派遣し、教員の指導力の向上を図ってまいります。あわせて、運動部活動に指導力を有する外部人材を派遣する取り組みも一層充実してまいります。

こうした取り組みを通じて、本県の競技力の向上とスポーツの振興を担う人材を育成してまいりますと考えております。

○27番（中内桂郎君） それぞれの御答弁ありがとうございました。

知事にお尋ねをしたいと思いますが、地方創生の核と思うんですけれども、新しい政策の効

果というところで、中山間地域とか、集落活動センターに重きを置くということですが、これは大変いいことだと思います。私が昨年回った中山間地域等は、16カ所ございました。やはり私たちの思っている段階の生活ではなしに、もう一段下の生活を余儀なくされておられるようなところがたくさんありました。だから、このことに関しては、やはり特別枠を設けて、しっかりとした予算編成をして、それぞれの地域が潤っていくように努力をしてもらいたいというふうにお願いをいたしたいと思います。

それと、女性の活躍の場でございますけれども、何といたしまして、女性が育っていくには、1つは子育てと仕事の両立が大切ではないかというように思っておるところでございますが、この辺の兼ね合いをどうしていくのかということと、やはり土佐には土佐のはちきんといって、いい面を備えた女性像がおるわけでございますが、この賢い人たちをどう生かしていくかということも与えられた課題ではないかというように思っておるところでございます。

それと、農協改革でございますが、農協はお聞きをしました範囲の中では、やはり厳しさがよくあらわれておるとするのは、各農協の幹部の人たちでございます。私がここで釈迦に説法の話ではございませんけれども、やはりそれぞれの地域の単協の幹部の方はこのことに対しては非常に悩んでおるとというのが実情だというように思っておるところでございます。准組合員の利用規制をやがてはやられるだろうと思えますけれども、こうなりますと、過疎の地帯にはやはりそれぞれの理由があつてなかなか対応できない面があり、そしたら農協の利益を食い潰してしまうのではないかというような懸念もあるわけでございます。この辺の意見も十二分に伝えておいてほしいというように思っておるところでございますが、農協の農業だけの問題だ

けじゃなくして、医療もどうなってくるかわからないという、こういう環境でもありますので、このことには十二分に対応してもらいたいというように思っております。

何といたしまして、私はこのことは農協の各幹部がやはりしっかりした考えを持っておらなければならぬというように思いますが、きょうは県の会長さんもお見えになっておりますけれども、その件もしかりでございます。やはりそれぞれの地域の幹部の方が農協に対する改革だとか、TPPとかといった面においても、確固たるものを考えておかなければならない時期ではないかというように思っておりますので、あわせてこの辺の指導もよろしく願いをいたしたいというように思っております。

それと、紙産業でございますけれども、私は現在は専任の職員が非常に少ないというように思うわけですが、やはりこれも専任の人材を育成するのか、今すぐにでも欲しければ、県が採用した人材を育てていくというようなことも考えられますが、この辺の考え方をどのようにしたらいいのか、部長にお聞きをしたいというように思っております。

それと、スポーツの競技力でございますが、アカデミーを開催するという教育長の回答でございますけれども、これも中央から人材を呼んでというけれども、これにもA、B、Cというようなランクづけがありまして、20万円や30万円の講師を呼んでもどうにもならないと思います。やはり50万円、少なくとも100万円ぐらいの講師賃金が要る人をピックアップしながら、県の育成に尽力するというのを特にお願いしたいと思っておりますが、その辺の考え方をどのように考えておるのかお聞きをしたいと。2問終わります。

○知事（尾崎正直君） 本当に中山間の振興については、力を入れていかななくてはならない課題

でありますし、また中山間の振興が成ってこそ本当の意味で県勢浮揚につながるということなのだと、そのように思っています。

中山間の振興の方向感というのは、昨日もお話を申し上げましたが、大きく言うと2つの方向性だと思っております。林業の振興とか、そういうことを通じて大きく全体の底上げを図っていくような施策を県統一として打っていきながらも、あわせてもう一本の柱として、地域地域の特性を生かした新たな生活向上のための取り組みをしっかり後押しをさせていただくということなのかなと、この2つだと思っております。

公社の集落活動センターの取り組み、少し、少しずつではありますが広がりを見せてまいりましたし、それぞれの地域の特徴を踏まえたお取り組みをしておられるわけであります。産業振興計画の枠組みなどともうまく連携していきながら、地域地域の企業に、まずは小さくとも、地域地域の事業展開につながり、いずれは若い人たちの雇用の場になるような事業に展開していけますように、我々もしっかりと予算措置もしていきながら、後押しをさせていただきたい、一緒に汗をかかせていただきたいと、そのように思っております。そういう点、箇所数が多いので、ある意味この予算の確保ということが非常に課題になるわけですが、その点、今回政策提言の効果も実って、地方創生の先行型の交付金の後押しを得られることとなったということは、非常に心強いことだと思っております。これは大いに生かしたいと、そのように思っております。

2点目、女性の活躍について、子育てと仕事の両立の兼ね合いをしっかりとつけるように取り組むべきであると、すぐれた女性の皆様方を生かす、そういう点であるべきだというお話であります。御指摘のとおりだと思います。そのた

めに、高知家の女性しごと応援室というのをつくって、特性に応じた就業支援ということができるように取り組を進めていきますとともに、例えば社会福祉協議会の人材センターなどにおきますマッチング機能もこのたび大幅に強化をさせていただくことといたしております。これから子育てしながら、もしくは子育て中に一回離職された方が新たに就職しようとする方とか、そういう方を含めて仕事におつきになることを応援できるようにしていきたいと考えております。

あわせて、子育ての側面からいくと、子ども・子育て支援新制度がスタートしますので、こちらにいろいろと地域の実情に応じたさまざまなタイプの子育てをバックアップする制度が新たにスタートします。これを大いにしっかり生かしたいと、そのように思います。

3点目、農協改革でありますけれども、こちらについてはまず何といても、実情を踏まえた議論というのをよく行っていただきたいですし、また説明責任をしっかり政府として果たしていただきたいというのがまず基本であります。あわせて県としてはJAグループの皆さん、またもっと言うと各単協の皆様方というのは、これまでも産業振興計画推進において極めて重要なパートナーでありましたし、今後もそうだと、そのように考えておるところです。実際、地域地域の地域アクションプランでありますとか、農政の展開でありますとか、さらにもっと言うと、6次産業化の取り組みでありますとか、いろんな取り組みにおいて地元の農協の皆様が主体となっておられる場合というのが非常に多いわけで、主体といいますか、皆様方の主体的に取り組まれている活動というのが非常に多いわけでありまして、引き続き我々県としては、このJAグループの皆さんとしっかりタイアップをして、産業振興計画の取り組みを進めてい

きたい。その際は単協の皆さんとともに、しっかり地域地域での連携が図っていただけるように意を尽くしてまいりたいと、そのように考えているところであります。

○商工労働部長（原田悟君） 紙産業振興に当たりましては、今議員のお話がありました高齢化、業界にも高齢化が進む中で人材の確保というのは非常に大きな問題になっておるというふうに認識しております。県内の事業者、企業の皆様からも、まず人材に関しましては、県内の大学生なり学生さんに紙産業に対する興味が今本当にあるのかといったような、なかなか入ってくれないといった声でありますとか、それから高齢化が進んで、技術の伝承、これが非常に課題だといった声、それから中核の人材、やはりいろんな技術を知っている中核の人材の確保というのが本当にこれからの課題だといったような声もお聞きしております。

先ほど答弁の中で申し上げました在り方検討会の中でその議論もまさにさせていただいているところでございまして、新たな人材の確保に関しては、各事業所に学生さんのインターンをいろいろ行っていこうといったような議論、それから中核人材の育成につきましては、これは紙産業技術センターが中心に技術支援を行っておりますけれども、かみわざひとづくり事業というのを現在行っています。それをもっともっと徹底していくべきだといったような議論、それから技術の承継、省力化といったような面では、今さまざま技術は進歩しておりますので、そういった自動化でありますとか、省力化の技術についても、ぜひこの中で議論をしていって、業界の中にそういうことが進むように県として進めてくれといったような声も検討会の中で議論しておりますので、そういったことをきちっと踏まえながら今後進めていきたいというふうに思っております。

○教育長（田村壮児君） コーチングアカデミーなどにトップレベルの講師を確保する必要があるという御質問でございますが、昨年の秋からスポーツ推進プロジェクト実施計画を検討する際に、こういったトップレベルの方の人材についての情報をお持ちのメンバーにも委員として参加をしていただいております。こういった委員の人脈を生かした形でそういったトップレベルの講師の方をお招きしたいというふうに考えております。謝金については、それに必要なものはしっかり確保していきたいというふうに考えております。

○27番（中内桂郎君） それぞれ御答弁ありがとうございました。産業振興計画を初め課題もたくさんある県政でございますけれども、尾崎知事を先頭にしっかりと今後も持続して頑張ってくださいますことを心からお願いを申し上げ、知事も体には十二分に気をつけられまして、今後頑張ってくださいますことをあわせてお願いいたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（浜田英宏君） 暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩



午後1時再開

○副議長（桑名龍吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

33番坂本茂雄君。

（33番坂本茂雄君登壇）

○33番（坂本茂雄君） お許しをいただきましたので、県民クラブを代表いたしまして、順次質問をさせていただきます。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いします。

これまでの代表質問で知事の続投に関する質問はなかったので、続投意思を前提に質問するわけではありませんが、後ほど質問させていただく世論調査結果などを見るにつけ、県民に今まで以上の納得感を得ていただけるような政策の策定手続と運営手法を講じる必要があるのではないかとの思いで、知事の今後の県政運営手法について、まずお尋ねします。

確かに知事は、対話と実行座談会や行脚を精力的に続けられております。しかし、そこには執行部や市町村主導の課題や地域や住民の選択基準が大きく作用しているのではないかというふうに思われますし、知事みずから足を運び、直接双方向の議論を重ねることには限界があると思われます。

そこで、あらゆる施策のあり方や具体化の検討を行うに当たって、その過程において検討会などに、専門分野の方に限らず、その施策やサービスを受けることとなる県民代表の委員を参加させて、審議を重ねることが重要ではないかと考えております。

そのことが結局は、4年前にお尋ねして、知事も同調していただいた「県民の皆様が納得感を得られるように手を尽くすことは大変重要なこと」ということにつながると考えるのですが、そのような検討委員会などの構成に腐心するつもりはないか、知事の考え方をお聞きします。

次に、県が毎年実施しています県民世論調査の平成26年度版と高知新聞社が1月に実施した県政世論調査の結果において見られる優先施策のあり方についてお尋ねします。

まず、これらの結果において、県の実施した県民世論調査では、いわゆる優先課題として見てとれる、より一層力を入れて取り組むべきだと考える項目は、1位から順に、「経済の活性化」、「教育の充実と子育て支援」、「南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化」、「少子化対策の抜本強化

と女性の活躍の場の拡大」、「中山間対策の充実・強化」となっていますが、高知新聞社の県政世論調査においては、県政の優先課題として選択された上位5項目は、「雇用対策」、「保健・福祉・医療対策」、「少子高齢化対策」、「過疎・中山間対策」、「防災対策」の順となっています。

両調査の1位は、「経済の活性化」と「雇用対策」であり、類似性はありますし、「南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化」、「少子化対策の抜本強化と女性の活躍の場の拡大」、「中山間対策の充実・強化」なども順位に多少の違いはあるものの、大きくは違うものではないと思います。が、「教育の充実と子育て支援」の課題や「日本一の健康長寿県づくり」に違いの大きさが見てとれるように思います。

そこで、これら両調査の優先施策の結果の違いをどのように受けとめられているか、お尋ねします。

とりわけ、県民世論調査において、より一層力を入れて取り組むべきだと考える項目で、「日本一の健康長寿県づくり」が連年で最下位という結果についてどのように考えられているか、お聞きします。

なぜこのようなことをお聞きするかと申しますと、高知新聞社の県政世論調査では、評価できる点として、「医療や健康、福祉対策が進んだ」との回答は4.8%と極めて低位にあるからこそ、優先的に取り組んでほしいとの回答が35.3%と上位にあります。これは県として、県民のニーズを十分に捉え切れていないのではないかの思いがありますが、いかがでしょうか。また、本来であればこの「日本一の健康長寿県づくり」こそ満足度を高めなければならない課題だと思うのですが、あわせてお聞きします。

次に、地方創生についてお聞きします。

補正予算で国の経済対策への対応として、25.7億円の地方創生先行型事業関連予算で、地方版

総合戦略の策定や同戦略に掲載予定の先行的な取り組みが図られようとしています。そして、全国の自治体も県版または市町村版の総合戦略づくりへと突き進もうとしている雰囲気は、地方創生熱にあおられているようにも感じます。

石破地方創生大臣は、ブルームバーグ・ニュースのインタビューで、1月22日、「競争しろというのか、そのとおり。そうすると格差がつくではないか、当たり前だ」と述べ、各自治体に競争原理を導入することが地方活性化に不可欠だとして、結果として格差が生じることもやむを得ないとの認識を示したとされています。

そして、先日来高された麻生財務大臣が「地方創生は、地方が競争することを意味する」と講演の中で述べたことが報じられていました。

いわゆる増田レポートの骨格である、選択と集中を踏襲した地方創生が、自治体間競争をあおり、人口減少対策としての移住政策も自治体間の人口獲得競争になるのではないかと思わせるを得ません。先日、「地方消滅の罨」の著者で首都大学東京の山下祐介准教授のお話を聞く機会がありましたが、「競争が切磋琢磨で互いを高め合うものならばよい。だが、勝った負けたの潰し合いでは、敗勢となった自治体からの人口逃散を誘発し、さらなる東京一極集中を加速させるだけだろう。競争は自治体になじまない」と言われています。

そのようなことを考えると、今後、巨大災害、広域災害への備えとして、自治体間の広域連携支援の仕組みがあらかじめ構築されることは望ましいことなのですが、自治体間競争が激化し、それに巻き込まれたときに連携・協働の基礎となるつながりが断ち切られることになるのではないかと、そしてそのことで、南海トラフ地震の復旧・復興のとき、地方創生による自治体間競争が災害時の復旧・復興力を空洞化させたと言われることになるのではないのかということも

私は心配しています。

知事は提案説明の中で、「国の地方創生の動きを受け、今後、他県においても、地産外商や移住促進などの取り組みが活発化し、地域間での競争がさらに激しくなることが想定される中で、本県としても、この他県との競争に打ち勝つことができるよう、より実効性のある施策へと常に施策のバージョンアップを図りながら、官民が一体となって産業振興計画の取り組みをさらに加速していく」と述べられました。

結果して、地方創生に名をかりた自治体間競争に巻き込まれることになるのではないかと懸念しますが、御所見をお聞きします。

そんな危険性もはらんだ地方創生だからこそ、慎重に取り組むべきではないのかと考えます。

昨年12月29日の高知新聞「現論」で、鳥取県知事を務められた元総務大臣の片山善博慶應大学教授は、「地方創生急がずに」と題して、「地方創生を掲げる国は、相変わらず頑張る自治体を応援するという。頑張った成果が、またぞろ施設整備と積み重なる借金ということでは、地方創生どころか事態はますます悪化し、消滅可能性自治体をふやすだけに終わる。やみくもに頑張るのではなく、地域の現在、将来にとって何が必要か、まずは自治体が住民と一緒にじっくり考えることから始めなければならない」、そして国も、「それをじっと待つだけの度量と忍耐力が必要」と指摘されていました。

昨日も中面議員への答弁で、県版総合戦略の確定版を来年度半ばには策定すると言われましたが、そんな短期間でどれだけ県民の思いを反映した総合戦略ができるのだろうか懸念します。そうでなくても、自治体間競争に巻き込まれがちな中で、単なる産業振興計画の焼き直しではなく、本当に高知県のあるべき自治の姿、県勢浮揚の姿を描いたものを県民参加のもとにじっくり策定すべきではないのかと思いますが、

いかがでしょうか、お伺いします。

次に、これも安倍政権の成長戦略の一つでもあります。女性の活躍についてお尋ねします。

安倍政権のもとでは、世界で一番企業が活動しやすい国の労働力としての女性の活躍ということになろうと思われまので、私はそうではなく、男女がともに安心して活躍できる職場や労働環境の改善があればこそその思いで質問をさせていただきます。

県の県民世論調査、少子化問題についての項で、少子化対策について特に力を入れるべき施策の上位は、「若年層が結婚・子育てへと向かう所得面を含めた雇用環境の改善」、「子育てや教育にかかる経済的な負担の軽減につながる支援策の充実」、「出産しても働き続けられる就労環境の整備」の順番になっています。

そこで、本県としては、女性の活躍の場の拡大として、女性就労支援事業や登用支援などと並んで、働き続けられるための環境整備を掲げていますが、少子化対策にもつなげながら女性が活躍できるためにも、働き続けられるための環境整備に力を傾注していただくことを求めているとお思います。

働き続けられるための環境整備の中で、次世代育成支援企業認証制度の普及を図るとしていますが、認証制度を普及させるためには、認証企業では、出産後も継続して就業する女性就労者が多いなどその優位性を可視化することなども重要ではないかと思えます。

そこで今後、認証制度の普及、認証の促進を図るためにどのようなことが考えられるか、商工労働部長にお聞きします。

また、次期次世代育成支援行動計画の策定に当たっては、結婚前後及び出産前後の継続就業者割合を指標として盛り込む必要があるのではないかと考えますが、地域福祉部長にお尋ねします。

次に、知事として県庁の次世代育成支援のための特定事業主行動計画の実効性をどのようにして担保するつもりなのか、お尋ねしたいと思います。

この計画の策定過程では、職員からの声も昨年実施した県職員の子育て等に関する意識調査で反映されているとは思いますが、そこにある意見には計画の実効性を担保する上で重要なポイントがあると思います。

それは職場に仕事と子育ての両立に関して理解があると思うのかの問いに対して、「管理職の意識、職場に周りをサポートする余裕があるかどうかが大きく影響」、「上司から心ない言葉をかけられている事例もある」という声や、「人員増、適切な人員配置、代替職員の確保」、「所属長の意識改革、全職員の理解」というものに代表されているように思います。

5年前の前回調査との比較でも、回答者中、配偶者ありが8.5ポイント低い71.6%に低下し、女性は11.6ポイントも低下しているだけに、県庁内の次世代育成支援の環境は後退しているのではないかと思います。

そこでお聞きします。人員の確保については、現行行革プランの次期プランでも3,300人の体制を維持するとしていますが、今のような恒常的な時間外超過勤務が強いられる状況では、特定事業主行動計画は担保できないと考えますが、いかがでしょうか。

また、次世代育成支援への取り組みを担保できるように、徹底して所属長の職場環境への配慮を意識づけること、そして次世代育成支援への取り組みの担保に支障を来すような職員管理を行った所属長への指導が必要ではないかと考えますがどうか、お尋ねします。

次に、南海トラフ地震対策の加速化についてお伺いします。

ことしは阪神・淡路大震災から20年、そして

間もなく東日本大震災から4年目を迎えようとする中、それぞれの教訓に学ぶことが多過ぎるわけですが、学べることはとにかく先手を打っておくことが必要だと思います。

そんな中で、県の南海トラフ地震対策は、守った命をどうつなぐかというステージに移ろうとしています。日々県民と向き合っていると、まだまだ命を守ることへの備えにさえちゅうちょされている方もいらっしゃると思います。

津波浸水などから避難するために、まずは揺れから命を守るための住宅の耐震化と家具転倒防止は必須のことではありますが、そこに至っていない状況もあります。

私も機会あるごとに、木造住宅の耐震化の必要性については、繰り返し訴えておりますが、高齢者の方ほど耐震化工事の費用のことがネックになるようです。しかし、そういった方の住宅ほど耐震性が十分でないことが見受けられており、一部屋耐震化などにも補助をしてもらいたいとの声が高齢者の方を中心に寄せられます。

県も昨年来、コスト面に考慮した耐震化促進策として、低コスト工法による耐震化工事も推奨されています。また、私はこれまで住宅の部分的耐震化によって命だけでも守ることに検討の余地はないのかということも提起してきました。しかし、昨年8月29日京都大学防災研究所公開講座が高知で開催された際にも提起された、間伐材を利用して壁柱を補強する一部屋耐震化の有用性についても、県はその検証を見守っている段階とのことでありました。

そこで、とにかく木造住宅の耐震化について、高齢者や低所得者が、工事費用が負担となっちゅうちょするのではなく、一歩前に踏み出し耐震化の加速化に支障を来さないよう、現状の補助制度の改善や支援策を講じることができないか、土木部長にお聞きします。

次に、マンションなど民間集合住宅の耐震性

の確保についてお聞きします。

木造戸建て住宅は、先ほど述べたような課題はあるにしても、順次進んでいる現状にあります。しかし、多少老朽化した民間集合住宅も見受けられるにつれ、揺れに対して何らかの備えがされなければならないと思わざるを得ません。

また高知市内では、自然高台のない中心部におけるマンションを津波避難ビルとして指定されていますが、その指定に当たって津波浸水域内の町内間格差が生じています。地域によっては、例えば高さは満たしていても、1981年以前の建築年であったりすることから、指定されていないということがあります。

しかし、要配慮者の避難場所確保に苦慮されている地域では、距離的、時間的に近い場所に指定津波避難ビルがなければ、旧耐震基準であろうが倒壊していなければ避難したいとの思いで、避難協力の要請を重ねています。

そういった民間協力津波避難ビルを指定避難ビルにしていくためにも、耐震化工事がされるのが、居住者にとっては命を守ることになり、地域住民にとっては守った命をつなぐことにもなるのではないかと思います。

非木造の集合住宅の場合、耐震被覆工法など低コストの耐震化も可能になっている中、旧耐震基準のマンションなどは耐震化することによって、津波浸水域における津波避難ビルの確保につながるため、そのための支援の対象施設として耐震化につなげることができないか、土木部長にお伺いします。

次に、避難空間の確保について知事にお聞きします。

来年度を津波などから命を守る対策の総仕上げの年度と位置づけて、津波避難施設の整備に、引き続き最優先で取り組むこととされていますが、各市町村の避難計画について、各地域での現地点検を徹底し、津波避難計画や地区防災計

画に基づく避難訓練を行うことなどを通じて、新たに避難空間の整備が必要となる場合も考えられます。それらに対する支援は2015年度以降も継続されるべきだと考えますが、知事にお伺いします。

さて、最初の知事の県政運営手法の項でもお聞きしたのですが、特に南海トラフ地震対策の加速化については、さまざまな検討委員会でその具体化を検討されることが多くなってきています。それだけに、県としては「検討委員会で議論をしているから待っていただきたい」、一方、県民は「その検討経過が見えないから何も対策が進まない」という受けとめの関係が生じているように思えてなりません。

例えば、一昨年3月、県は南海地震長期浸水対策検討会検討結果取りまとめを公表していましたが、そのボリュームの多さからも、ほとんど県民の目に触れることはありませんでした。私の住む長期浸水エリアの自主防災会の連絡組織である下知地区減災連絡会では、県と市の職員に出向いてもらって、この検討結果について報告をしてもらい、意見交換の場を設けたら、会場は満杯、資料は足りなくなるということがありました。

そのようなことから、検討中から県民参加のもとで行われていたら、よりみずからの対策、計画ということになるのではないかとつくづく感じました。

特に南海トラフ地震対策は自助・共助に頼らなければならない対策です。その意味からも、地震対策の検討については、可能な限り被災想定地区の県民の声を聞くという県民参加の形で進めるべきではないかと思います。

そこで、危機管理部長にお尋ねしますが、例えば長期浸水対策については、県は高知市と連携して、南海トラフ地震長期浸水対策連絡会で具体の議論をし始めていますが、長期浸水地域

の自主防災会代表の意見をあらかじめ反映させるために、出席を求めるなどしてはどうでしょうか。また、同様の形で、高知県地震火災対策検討会や石油基地等地震・津波対策検討会にも参加を求める考えはないのかどうかお尋ねします。

次に、公契約条例の制定についてお尋ねします。

この問題については、私はこの12年間の間に何度となく質問をし、尾崎知事になってからも今回が3回目の質問となります。その間に、公契約をめぐる状況も変化し、県内においては建設業界の談合事件で揺れ、そして東日本大震災復旧・復興工事をめぐる資材高騰や人材不足などの要因による入札不調・不落もあり、新図書館や高知城歴史博物館でも事業費の大幅な見直しがされました。

しかし、その間も労務単価の改善が建設労働者の所得として手元に届いているのか、ブラック企業のようなことが公契約の事業請負業者の中で横行していないのかということが、ずっと懸念されてきました。

そのようなことを回避するためにも、全国で労働報酬下限額を定めた公契約条例の制定に踏み込む自治体が続いていることから、情報収集、勉強の域を本県が脱し切れていないことに対して、一歩踏み出す決意を促したいとの思いで質問をさせていただきます。

昨年2月定例会において、労務単価の改善が賃金となって建設労働者の所得として手元に届いていることの検証についての私の質問に対して、土木部長は「建設業者との意見交換会や聞き取り調査を行い、建設労働者の賃金実態の把握と検証に努める」と答弁されましたが、どのように検証し、どのような状況にあるか、土木部長にお尋ねします。

続いて、アウトソーシングにおける適正な請

負の確保や低入札価格への対応が現状でどうなっているか、また予算見積もりの際に、人件費は労務費単価一覧表で算出することとされていますが、落札業者の入札額の人件費算出について検証がされているか、総務部長にお尋ねします。

昨年、全国で最初にこの条例を制定した千葉県野田市長なども迎えて開催された公契約条例セミナーに出席し、条例制定によって市民サービス向上や品質確保、地域経済の活性化、労働者の雇用の安定、賃金水準の確保などにつながっていることの報告や、労働者のためだけでなく、事業者のためでもある公契約条例、労働者も事業者もハッピーになることを目指そうということにも随分と学ばされました。

公契約条例の意義は改めて申すまでもなく、ダンピング防止対策であり、公正競争の実現を目指し、官製ワーキングプアをなくすことによって、公共サービス基本法を踏まえた公共サービスの質を守ることとあります。そして、公契約条例によって、賃金低下に歯どめをかけ、建設技能労働者が定着し、技能、技術を維持・向上していくことになり、事業者にとってもメリットがあることも理解され始めています。

県には、県民の命と暮らしを守り、人間らしい生活を保障する責務があります。また、公共サービスは安全で安心なものでなくてはなりません。公共サービスが安かろう悪かろうであってはなりません。責任ある公共サービスの提供体制を県がつくることは市民生活の安心・安全をつくり出すことにもなる。その意味でも、県民にも行政にも事業者にもメリットのある条例として、今こそ制定に向けた取り組みを始めるべきだと思います。

そこで、これまで他自治体の公契約条例について、県としてどのような情報収集、勉強を行ってきたのか、そして現在の到達点について会計

管理者にお伺いします。

高知市が昨年9月議会で、高知市公共調達基本条例の一部を改正し、ことし10月1日施行で労働報酬下限額を定め、事業者に適正な支払いを義務づけることとなりましたが、このことをどう受けとめられているか、知事にお伺いします。

この項の最後に、本県でも公契約条例の制定に向けて着手するという決断ができないか、知事にお伺いします。

次に、厳しい環境にある子供たち及び生きづらさへの支援についてお伺いします。

来年度に向けた県政施策の重要なポイントの一つとして、厳しい環境の子供たちへの支援の充実を図ろうとする姿勢が見受けられます。子供の相対的貧困率が2012年調査で16.3%と、調査開始以来最も高く、2010年の国際比較では、OECD34カ国中25位と極めて劣位にあり、ひとり親世帯では調査結果のない韓国を除くとワースト1位となっている状況のもと、国が昨年1月、子どもの貧困対策推進法を施行し、子供の貧困対策に関する大綱を閣議決定する中で、県としても子供たちを取り巻く貧困などが世代を超えて連鎖することのないように施策を充実強化されようとしています。

問題は、これからは、それぞれの施策が厳しい環境にある子供たちにしっかりと届くのが問われてこようと思います。

そこで、この貧困対策に関する大綱には、子供の貧困率、生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率等子供の貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策とありますが、県内では子供の貧困に関する指標の現状がどのようになっているのか、また貧困の連鎖を断ち切るための目標としてどこまで改善を図りたいと考えているのか、あわせて知事にお伺いします。

来年度予算においては、高知県子供の貧困対

策計画をつくってから、具体的な支援策を講じるというのではなく、まずは拡充・支援策を取り組むということになっておりますが、本来は骨子となる高知県子供の貧困対策計画の策定が前提となるべきではないかと考えます。策定のめどはどのようになっているのか、知事にお伺いします。

今回の関連事業の中で、スクールソーシャルワーカーの増員を図られようとしていますが、スクールソーシャルワーカー、いわゆるSSWの果たす役割は、子供の厳しい環境と向き合うためには極めて重要な役割だと感じています。

私は先日、高知市のSSWの方のお話を聞かせていただきました。SSWは子供と取り巻く環境の双方に働きかけ、子供を多面的に理解するために必要な情報を収集し、親とのかかわりが乏しい子供たちなどさまざまな事例と向き合い寄り添いながら支援を行っています。しかし、虐待やネグレクト支援の困難さや関係機関との協働の難しさや子供や家庭への貧困に対する支援体制のあり方など、一人の子供と向き合ったときに、関係する支援組織や機関の多さに驚かされました。

その方が整理していた連携諸機関としての子供と家族のための社会資源は、児童相談所を初めとして社会的養護、生活支援、障害・発達、民間・NPO、子育て支援、女性と子供、医療・保健、就労・自立、司法・警察、そしてもちろん教育ということで、その数は延べおよそ60機関・団体に及んでいました。

そのようなことを考えたときに、マンパワーとしてのSSWの増員は当然ですが、その連携のあり方について、教育委員会だけでなく、あらゆる部局や市町村及びNPOなどとの連携が必要となる中、今後の連携のあり方で教育委員会がどのようにコーディネートしたり支援していくつもりがあるのか、教育長にお聞きします。

次に、児童虐待の問題について知事にお尋ねします。

知事は、香南市の児童虐待死亡事例に関して、提案説明及び昨日の答弁の中でも、「極めて痛ましく、児童のことを思うと深い悲しみを覚えるとともに、大変残念で悔しい思いがする」と述べられ、平成20年に発生した児童虐待死亡事例にも言及し、「このような痛ましい事件に至ったことは痛恨のきわみ」と大変重く受けとめておられる真情を吐露されていました。

これは知事に限らず、かかわった職員を初め関係者、そして県民に共通するものだと思っています。県は改めて今回の香南市の児童虐待死亡事例に関して、高知市とともに検証委員会を設置し、5月末までに報告書をまとめるとしています。

私は今回の検証の項目などを報道や知事答弁で見る限り、両親への支援内容、施設から自宅に戻した際の判断、市に担当を移した判断、県と市の連携のあり方などとなっていますが、あくまでも虐待が起きた後の対応の検証にとどまっているのではないかと危惧しています。

これまでさまざまな形の児童虐待という事例に心を痛め、そのような事例を繰り返さないためにさまざまな関係者が御努力をされてきました。しかし、これまでは虐待を起こさないための予防の視点での検証が欠けていた面があるのではないかと思います。

私も、親に寄り添う子育て支援による虐待予防を実現するために活動をされているNPOカンガルーの会での研修に参加させていただき、学ばせていただくことの多い中で、子育てなどに混乱した母親とどう寄り添い、指導ではなく支援をしていくのかということを考えさせられてきました。そして、それは母親にそっと寄り添い、優しさ、温かさ、熱意などで刻々と変化する状況にぴったりと合った共感的対応、連続

した心の響き合いとも言える間主観的かかわりの中で、いつまでも途切れない雰囲気に取り込まれることが必要で、そういった支援のあり方が虐待の予防につながるのではないかと考えています。

そこで、今回の事例の検証に当たっては、親の心の問題、内面に迫り、予防につながるような検証がなされることを求めたいと思うのですが、そのような視点を検証委員会の検証項目に加えることはできないでしょうか、知事にお尋ねします。

また、先ほど述べたような支援が可能な人材として研修などによって磨かれた間主観的感性や受容的心を身につけた助産師さんや看護師さん、保健師さんや保育士さんなどがいらっしゃいます。

中央児童相談所の職員体制の充実も重要ですが、多忙をきわめる職員のみで、親の心の問題や内面に迫ることには困難さもあるでしょうから、理屈としてだけでなく、感性としてわかっている現場の力を大切にしたり、外の力をかりるということも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。また、検証に当たっては、先ほど述べたような視点を検証委員会として共通認識のもとで進めるためにも、世界乳幼児精神保健連合副会長の渡辺久子先生など有識者の参考意見を聞くなどされてはどうかと考えますが、あわせて知事にお尋ねします。

次に、ひきこもりへの支援についてお尋ねします。

私も当事者や家族の方たちとのつながりを持たせていただくようになってから8年がたちました。その間には、県のさまざまな支援施策もとられて、当事者の居場所や青年期の集いの場、家族サロンやひきこもり地域支援センターや研修の場など少しずつ充実されてきました。

しかし、先日、地方開催では高知が初めてと

いうひきこもりフューチャーセッション庵in高知に参加して、当事者や家族の方のさまざまな御意見を聞く機会をいただきました。そこで、考えさせられたのは、ひきこもりの問題を長年取材されているジャーナリストの池上正樹さんが会場で述べられていた「当事者の中に起こっていることを知る。そのことを出せる場、受けとめる場はあるのか」ということに、今の支援のあり方は応え切れているのだろうかということでした。

そして、その場で来年度予算に向けて、高知の居場所の存続の危機感を当事者や親の皆さんが抱えていることを初め、求められている居場所として、「段階によって必要な居場所は違うのではないか」、「誰もが集まれる場で、親やスタッフの皆さんも元気になれる場でないと意味がない。親が参加して疲れると子は大変な気持ちになる」などの視点にも応えなければならない高知の居場所も、まだまだ途上であることを痛感させられました。

居場所一つとってみても、さまざまな課題があり、そんな声を大事にしながら発展させていくことこそが求められている中、新年度予算には関連予算も継続して計上されましたが、県としては当事者たちに存続の危機感ばかりを抱かせるのではなく、支援を切れ目なく続けていただくことを、まず要請しておきたいと思います。

現在、県では精神保健福祉センター内のひきこもり地域支援センターが地域の第1次相談窓口としての機能を担うことや、関係機関から成る連絡会の開催による連携強化のかなめとして役割を果たされていますが、高知市でも生活困窮者自立支援法に基づく高知市生活支援相談センターがひきこもり相談の窓口となって、関連機関との連携を図り、相談者と一緒になって個別支援活動を行うこととなっています。

今後は、この高知市生活支援相談センターと

県のひきこもり地域支援センターや関係機関から成る連絡会が緊密な連携を図ることで、より緻密な支援、サポートにつながるのではないかと考えますが、そのような連携体制を築いていく考えはないか、地域福祉部長にお聞きします。

次は、伊方原発再稼働・原子力災害対応についてです。

先日、東京電力は、福島第一原発の汚染水が外海に流出し続けていたのを放置し、公表もしなかったということが明らかになりました。

安倍首相は、2013年9月のI O C総会で、福島第一原発について、アンダーコントロールと明言し、汚染水漏れが続いていた2014年10月の参院本会議で、この発言の撤回を求められた際にも、全体として状況はコントロールされていると繰り返しています。

しかし、今回明らかになったのは、東電が漏出の兆候として2013年11月ごろ、排水溝を流れる水に含まれる放射性セシウムなどの濃度が高いことを規制委員会に報告し、昨年4月以降の測定で、法令で放出が認められている濃度基準を上回る数値であり、雨になると濃度が急上昇することも確認していました。しかし、先月24日に東電が高濃度汚染水の漏出のデータを報告するまで、規制委員会は明確に状況を把握できていなかったとのことです。

このようなことから、かねてから指摘されてきた原子力業界の隠蔽体質は、福島事故という大惨事を起こしながら何ら変わることもなく、命や安全を軽視し続けていることは明らかです。これが福島原発事故後、一向に進まない事故処理の現実なのです。

次々とこういうことが明らかになる中、高知新聞社の県政世論調査では、伊方原発の再稼働について、いずれも「どちらかといえば」という選択肢も含めて聞いたところ、反対は62.2%、賛成は24.6%で、前回調査より賛成は3.7ポイン

ト減少しているという県民の思いと、「原発をなくし、自然エネルギーを推進する高知県民連絡会」が昨年8月20日付で提出した「伊方原発再稼働・原子力災害対策行動計画に関する公開質問状」に対する12月9日付の県の回答を踏まえて、県の伊方原発再稼働・原子力災害対応姿勢についてお聞きします。

知事は、伊方原発の安全確保については、国からの直接の説明及びそれを受けた四電の対応、地震に対する安全対策の確立、異常が発生したときに通報連絡体制の確立という3条件を満たしていることが必要であるとの考えに変わりはないと繰り返されていますが、これには法的拘束力はありません。

また、愛媛県と四国電力の協定についても、法的拘束力はありませんが、県も回答書で述べているように、事実上、同意なしに再稼働はできないという拘束力を持つものとなっています。

だからこそ、250キロ圏内にも被害が及ぶことを重く受けとめる必要があるとしているように、高知県民は伊方原発で事故が起これば多大な被害をこうむることになることを踏まえるならば、本県も愛媛県並みの協定締結を四国電力に求めるべきであると考えますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、高知県原子力災害対策行動計画は、回答書で述べているように、事故などの緊急時は年間20から100ミリシーベルト、事故後の復旧時には年間1から20ミリシーベルトとした国際放射線防護委員会——ICRPの基準を前提として策定しています。

計画はICRP基準に基づいて策定しているとのことですが、放射線被曝には諸説ありますが、閾値なし直線仮説をとるべきで、ICRP自体が原発推進の立場に立つ機関であることを踏まえるべきだと考えます。ICRPの年間1ミリシーベルトという基準自体が、経済的及び

社会的要因を考慮に入れて被曝線量を合理的に達成できる限り低く保つとして、1万人に1人のがん死を容認する年間1ミリシーベルトを推奨しているにすぎないわけで、これが年間20ミリシーベルトとなると、この20倍のがん死を容認する値であり、放射線管理区域に働く人間に対する基準となります。

そのようなことから、年1ミリシーベルト以下に抑えることを前提にした避難計画でなければならぬと思いますが、知事の御所見をお伺いします。

また、昨年の2月定例会で知事は私の質問に答えて、四国電力との勉強会での議論については、しかるべき時期に内容を取りまとめ公表するとされていましたが、一体しかるべき時期とはいつなのかと県民からの疑問の声が上がっています。その都度内容を取りまとめ、公表すべきだと考えますが、お聞きいたします。

本県の南海トラフ地震対策推進本部アドバイザーも務めておられる河田恵昭先生らが昨年3月31日、関西大学社会安全学研究紀要第4号で、「南海トラフ巨大地震における中・長期的な電力需給ギャップ推計方法の一試案」と題して、東日本大震災で火力発電所の津波被災を検証し、南海トラフ巨大地震の津波被災の想定を行い、その結果、四国の火力発電所の全てが5カ月以上の間停止すると発表されています。

もし、伊方原発が稼働していた場合に、この地震で過酷事故を起こしたときに、原子炉を冷却するための自家発電機の対応が50%の確率で可能だとしても、その燃料は2週間しかもたないという中で、この長期広域停電がもたらす影響を想定した対策は考えられているのか、林業振興・環境部長にお尋ねします。

さて、福島第一原発事故以来、災害大国日本で改めて地震と原発の共存は不可能と言われてきました。1997年に原発震災という言葉で警鐘

を鳴らしてきた神戸大学名誉教授で中央防災会議専門委員、原子力安全委員会専門委員などを歴任された石橋克彦さんは、昨年発行の近著「南海トラフ巨大地震」では、「伊方も南海トラフ巨大地震の震源域の上にあると言ってよく、ここで原発を運転するのは無謀なことである」と述べ、「伊方原発3号機がもし重大事故を起こせば、四国・九州・中国地方のほとんど全域に放射能をまき散らし、南海トラフ巨大地震の災害を桁違いに悲惨なものにする。また、瀬戸内海も致命的に汚染する。絶対に再稼働するべきではない」と指摘しています。

だからこそ、原発の再稼働はあってはならないし、再生可能エネルギー発電社会を早急に確立させなければなりません。それが実現するまでの間の代替発電システムとして、ガスコンバインドサイクル発電は極めて有力であります。

県の回答書には、今後の電力会社の設備投資については、国のエネルギー政策を踏まえた上で、経営面、環境面、需給状況、燃料の多様化などについて総合的に検討した上で、経営者として判断することが基本と考えますとあります。大株主としての高知県は、当面する代替エネルギーとしてガスコンバインドサイクル発電にシフトすることを四電に求めるべきだと考えますが、林業振興・環境部長にお尋ねします。

最後に、県産材利用推進に向けた行動計画について林業振興・環境部長にお伺いします。

県は林業分野の産業成長戦略で、成熟した森林資源をダイナミックに活用した所得の向上と雇用の創出を図るため、原木生産の拡大や加工体制の強化など、6つの柱を軸にさまざまな施策の展開を図られており、とりわけ今後は加工体制が強化されることで原木生産の拡大にもつながるといふ施策の充実が図られようとしています。

そのような中で、施策を展開する県の足元で

の森林資源の活用としての県産材利用推進に向けた行動計画についてお尋ねします。

現在の県産材利用推進に向けた行動計画は、今年度で終了し、次年度以降の行動計画も策定されています。

県の資料によりますと、2013年度までの4年間の総括では、公共施設の木造化は県有施設で85%、木質化は91%、公共土木工事における工事費1億円当たりの県産材利用は県発注工事で58%、市町村発注工事で78%となっている一方、木材型枠使用率と木製資材の使用率は県発注工事が100%近くになっているにもかかわらず、市町村発注工事では50%程度にとどまっています。

さらに、この計画に基づいた取り組みの成果としては、公共施設の木造化率の向上や森林整備の促進、環境への貢献などがありますが、森の物の活用の最たるものとしての県産材利用促進への本気度がうかがえるのが、この行動計画の策定と進捗状況にあるのではないかと思います。

そこで、県として向こう5年間の新たな県産材利用推進に向けた行動計画の策定に当たって、今年度までの取り組みをどう評価し、新たな計画の策定にどのような決意を込めたのかお尋ねします。

次に、新計画を策定する際に、現計画策定時と違うのは、本県がCLT工法の先進県になろうとしていることだと思います。CLT関連予算も補正も含めると約10億円が計上されておりますが、CLT関連産業の育成が次年度以降の県産材利用推進に向けた行動計画の中にどれだけ盛り込まれているのかお聞きします。

さらに、先日CLT建築の最先端地オーストリアの大学教授を招いたセミナーでは、2005年には5階建て、2012年には10階建てと高層建築物への利用も進んでいることが報告されています。

今後のCLT工法のさらなる発展と生産量の増加などによって、公共施設の木造化はさらに進むことになると思うのですが、その及ぼす影響をどのように考えられているのか、お尋ねします。そして、まず隗より始めるとした公共施設への利用促進などにはどのようなものがあるのか、例えば現在建築中の新図書館や高知城歴史博物館などの床材として利用される予定などはあるのかお聞きして、第1問とします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 坂本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、県のさまざまな検討会などに県民代表の委員を参加させて審議を重ねることが必要ではないか、そのような検討会などの構成に腐心するつもりはないかとのお尋ねがありました。

県政の運営に当たりましては、知事就任当初から一貫して申し上げてまいりましたとおり、対話と実行に基づく県政の実現を基本姿勢としているところであります。

これまでも、テーマを決めて県民の方の御意見を伺う対話と実行座談会や1日かけて1市町村をじっくりお伺いする対話と実行行脚などを通じて、多くの県民の皆様との直接対話を重ね、地域の課題をしっかりと把握した上で、政策を練り上げていくよう努力するなど、県民参加による官民協働の県政運営に努めてまいりました。特に対話と実行行脚では、これまでに30市町村にお伺いをし、現場で地域の生の声をお聞きすることにより、私自身さまざまな気づきがあり、着実に課題解決のための施策につながっていると考えております。

また、お話にありました検討会などにつきましても、例えば産業振興計画フォローアップ委員会では、有識者の皆様に加え、市町村関係者や第1次産業、商工業、観光関係の団体の皆様など、実際に計画に取り組んでいただく皆様に

も参画いただき、議論をいただいているところであります。そのほか、こうち男女共同参画プランの改定などを審議する、こうち男女共同参画会議のように、県民から公募委員として参画いただいている附属機関もございます。今後も会の目的や役割に応じて県民参加の方法を検討させていただきたいと考えております。

引き続き、県民の皆様と正面から向き合い、県民の皆様が目線に立って、地域の声や県民の皆様の声にしっかりと耳を傾け、県政運営に取り組んでまいります。県民と対話する県庁づくり、私自身このことを改めて肝に銘じ、またあわせまして現在、県政運営の指針となるプランを策定中であり、その中におきましても、県民と対話する県庁づくりを基本姿勢の一つとして位置づけ、職員にも徹底してまいりたいと考えているところであります。

次に、県が実施した県民世論調査と高知新聞社の世論調査における優先施策の違いをどのように考えるか、また県民世論調査において、より一層力を入れて取り組むべき政策で、日本一の健康長寿県づくりが連年で最下位ということについてどのように考えるかとのお尋ねがございました。あわせてお答えをいたします。

県の調査では、より一層力を入れて取り組むべきだと考える政策として、5つの基本政策と基本政策に横断的にかかわる2つの施策、合計7つの政策についてお伺いをしております。高知新聞社の調査では、15の選択肢を設定し、最も優先すべき県政課題を質問しております。

それぞれ選択肢が異なっておりますことから、単純に比較はできませんけれども、高知新聞社の調査で高い割合を示しております保健・福祉・医療対策と少子高齢化対策につきましても、県の調査の「教育の充実と子育て支援」や「少子化対策の抜本強化と女性の活躍の場の拡大」、「日本一の健康長寿県づくり」など保健・福祉・

医療等に関係する項目を合計いたしますと、高知新聞社の調査と同様高い割合となります。

こうしたことから、議員から御指摘がありましたことについては、県民世論調査における日本一の健康長寿県づくりが連年で最下位という結果にはなっているものの、県民の保健・福祉・医療分野への関心が決して低いわけではないものと考えているところであります。

他方、県の調査では「教育の充実と子育て支援」は約35%となっているのに対して、高知新聞社の調査では、少子高齢化対策が約30%となっており、この中には子育て支援を想定された方もいらっしゃるでしょうけれども、教育改革が約8%となるなど、傾向が異なっていると思われるものも見受けられますが、これは両調査の設問の選択肢が異なっていることによるものだと考えています。

いずれにいたしましても、両調査ともに、県が3,000人、高知新聞社が2,000人を対象にした無作為抽出に基づく世論調査でありまして、その結果をそれぞれ率直に受けとめる必要があると考えております。日本一の健康長寿県づくりも教育改革も、県政にとって重要な課題でございますので、しっかりと取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

次に、高知新聞社の世論調査における医療や健康・福祉対策に関する調査結果についてお尋ねがありました。

保健・医療・福祉の分野では、日本一の健康長寿県構想において、さまざまな課題と県民のニーズを把握し、目指すべき姿を明らかにしながら課題解決に取り組んでまいりました結果、乳幼児健診やがん検診の受診率は向上し、医師不足には改善の兆しが見られ、またあったかふれあいセンターなど支え合いの拠点の整備が進むなど、一定の成果もあらわれています。しかしながら、構想に掲げる目指す姿にはまだ道半

ばであり、多くの方に成果を実感していただけるまでには至っていないことから、高知新聞社の世論調査において、「医療や健康・福祉対策が進んだ」を選択した方が少なかったということではないかと考えております。

この日本一の健康長寿県構想では、PDCAサイクルによる進捗管理を通じて成果を確認するとともに、構想の土台となるそれぞれの計画に係る審議会や協議会の場などを通じて、多くの関係者から御意見もお聞きした上で、もう一段しっかりと取り組みを強化するため、先月第2期構想をver. 4へと改定いたしました。改定のポイントとしましては、県民の皆様のニーズの高い健康教育やがん対策、血管病対策などの日々の健康づくりの推進、在宅療養ができる環境整備や医療・介護・福祉・住まいの整備などによる包括的なネットワークづくりの推進、待たなしの少子化対策などを強化することとしており、これらの目指す姿の実現に向けて、今後とも全力で取り組んでまいります。

次に、地方創生に名をかりた自治体間競争に巻き込まれるのではないかとのお尋ねがございました。

従前から申し上げておりますとおり、今回の地方創生につきましては、少子化、人口減少、地域の活性化の3つを歴代初めて三位一体の問題として捉え、構造的な問題に正面から取り組もうとされており、大いに期待をしておりますし、恐らく全国の自治体も同じ思いだと受けとめております。

また、地方の自主性を重んじて支援しようとする交付金や全国移住促進センターの創設、小さな拠点の取り組みへの支援など、本県の政策提言が国の施策に数多く取り入れられているところであります。ただ、これは裏を返せば、例えば本県が行っている移住促進の取り組みをより地理的に優位な自治体も同様に実施し始める

こととなりかねないとも捉えられるところであり
ます。

こうしたことから、好むと好まざるにかかわ
らず、さまざまな分野で全国の自治体間での競
争がさらに激しくなると想定しており、したがっ
て常に施策のバージョンアップを図りながら、
官民が一体となって産業振興計画の取り組みを
さらに加速してまいりたいと申し上げたところ
であります。

これまで本県が抱える困難な課題に真正面か
ら取り組んできたがゆえに、先行県としての優
位性がある分野もあり、こうした分野ではその
優位性を生かしていきたいと考えておりますし、
あわせて他県の先行するよい事例も参考にさせ
ていただきたいと考えております。このように
健全な意味での自治体の創意工夫の競い合いが
行われますことで、地方の活性化にもつながっ
ていくのではないかと考えております。この地
方創生という追い風を生かし、産業振興計画な
どをさらに加速し、県勢浮揚につなげてまいり
たいと考えているところでございます。

次に、県版総合戦略は、単なる産業振興計画
の焼き直しではなく、県民参加のもとにじっく
り策定すべきでないかとお尋ねがございました。

本県におきましては、いわゆる人口減少の負
の連鎖を断ち切るため、経済の活性化を初めと
する5つの基本政策と、基本政策に横断的にか
かわる政策に積極的に取り組んでまいりました。
とりわけ経済の活性化に関しては、多くの県民
の皆様にかかわっていただき策定した産業振興
計画の取り組みを通じ、本県経済の根本的な課
題に真正面から向き合い、県勢浮揚に努めてま
いりました。また、集落活動センターの普及、
拡大を初めとする中山間対策、あったかふれあ
いセンターに代表される高知型福祉の取り組み、
さらには出会い・結婚・子育て応援コーナーの

開設など少子化対策の抜本強化などにも積極的
に取り組んできたところでございます。

こうした計画や施策群の策定に当たりまして
は、多くの県民の御意見をお伺いしてまいった
ところでもあります。例えば産業振興計画につい
ては、その当初の策定に当たり、じっくり時間
をかけて延べ1,500人を超える各産業分野の皆様
や各地域の住民の皆様に御参画をいただきました。
また、計画を策定した平成21年度から現在
に至るまで、毎年度フォローアップ委員会、各
産業分野の専門部会や連携テーマ部会、県内7
つの地域ごとに開催する地域アクションプラン
フォローアップ会議、これらを開催し、近年は
移住推進協議会、新エネルギー導入促進協議会
を加えまして、延べ250名を超える委員の皆様に
進捗確認やバージョンアップについて御議論い
ただいてきているところでございます。日本一
の健康長寿県構想につきましても、そのもとと
なるそれぞれの計画について、延べ800人を超え
る関係団体や県民の皆様に委員として御参画い
ただき、御議論をいただいております。

また、対話と実行座談会では、平成24年度以
降の産業振興計画をテーマとした座談会だけで
も、48名の県民の皆様に御参加いただき、傍聴
された方を含めると約500人になるなど、先ほ
ど申し上げましたとおり、広く県民の皆様の御
意見をお聞きし、施策に反映をしてきていると
ころであります。

今議会には、こうした多くの県民の皆様から
知恵を賜りながらバージョンアップした産業振
興計画など、地方創生に係る施策を実施す
るための予算も提案させていただいているとこ
ろであります。これらの施策が本県の総合戦略
におおむね当たるものだと考えているところで
あります。

次に、特定事業主行動計画の実効性の担保と
次世代育成支援の取り組みに関する所属長への

意識づけと指導についてお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えをいたします。

次代を担う子供たちが健やかに生まれ、育てられる環境を整備していくことは、日本全体の課題であり、全ての世代が協力し、子育てをともに支え合う社会を築いていかなければなりません。

このため、現在策定中の高知県特定事業主行動計画では、高知県職員であると同時に父親や母親という立場にもある職員が、全力で公務に当たりながらも、しっかりと大切な子供たちを育てることができる環境を事業主である県と職員が一体となって整備していきたいと考えております。

課題解決先進県を目指して県庁が率先して汗をかかなければならない状況にある中で、県庁全体の県民サービスの質と量を確保しながら、子育て世代の職員が安心して子供を産み育てられるようにすることが重要であります。このため、職場の中でのバックアップ体制の構築など、育児休業等を取得しやすい環境づくりに努めるとともに、全庁挙げて時間外勤務の縮減に向けた業務の効率化や計画的な休暇の取得に取り組むなど、メリハリをきかせて仕事を進めることでこの計画を実効あるものにしていきたいと考えております。また、そのためには、所属長が次世代育成支援の意識を持ってしっかりと職場をマネジメントしていくことが重要であり、このことについてはこれまでも一定取り組んでまいっております。

具体的には、年度の当初に全ての所属長を対象に次世代育成支援の取り組みを徹底する、子供が生まれたまたは生まれる男性職員に対し、所属長みずからが子育てに関する休業制度などについて説明するとともに職員の意向に応じて必要な措置を講ずる、妊娠した女性職員に対し、

所属長みずからが母性保護や育児休業等に関する制度を説明するとともに職員の意向に応じて必要な措置を講ずるといった取り組みを実施しております。

今後もこうした取り組みを徹底するとともに、状況に応じた指導をするなど、所属長の意識をさらに高め、子育て世代の職員を職場全体で支援するよう努めていきたいと考えているところであります。

次に、南海トラフ地震対策の加速化に関して、新たに避難空間の整備が必要となった場合の支援についてお尋ねがございました。

津波から命を守る対策の根幹となります避難路・避難場所、津波避難タワーなどの津波避難空間の整備につきましては、市町村の実質的な財政負担をゼロとする津波避難対策等加速化臨時交付金制度を設け、整備を加速化してまいりました。

現在、沿岸部19市町村では、1,445カ所の避難路・避難場所と115基の津波避難タワーの整備を進めており、本年度末で約8割が完成をいたします。津波避難対策の総仕上げに向け、残る避難空間を着実に完成させるため、本年度までとっていた交付金制度を来年度まで1年間延長することといたしました。

他方、本年度から地域本部の職員が市町村や自主防災組織と連携し、地域ごとに津波避難計画で策定した避難経路が実際に使えるのかを確認するための現地点検に着手しており、この点検結果により新たな避難路の整備が必要となる場合も考えられます。また、避難空間が整備されたことに伴い、これらの施設を活用し、実際の避難に即した訓練を行った結果、新たに避難空間の整備が必要となる場合も考えられます。

こうして新たに必要となった避難空間の整備は、平成27年度に市町村が予算化を行うものにつきましては、県として引き続き交付金により

支援を行いますし、それ以降につきましても、南海トラフ地震対策特別措置法に基づき補助率がかさ上げされた国の事業を活用し、津波から県民の皆様の命を確実に守るための整備に努めていただきたいと考えているところであります。

次に、高知市が高知市公共調達基本条例の一部を改正し、労働報酬下限額を定め、事業者に適正な支払いを義務づけることとなったが、どう受けとめているのか、また本県でも公契約条例の制定に向けて着手するという決断ができないかお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

公契約条例につきましては、これまでも申し上げてまいりましたように、労働条件の最低基準は、やはり国における共通のルールで定められることが基本であると考えております。そのため、我が国の労働条件の最低基準は、最低賃金法や労働基準法などで定められておりまして、個々の労働条件はこうした国の関係法令を遵守した上で、労働者の能力や技術などにより、労働者と使用者との間の契約で決定されることになっております。

県が発注する事業につきましても、適正な労働条件を確保すべきことは当然でありますので、労働関係法令を含めた法令の遵守義務を契約書に明確に定め、契約の相手方とこれを締結し、履行していただくとともに、特に契約の履行や品質の確保が必要なものなどは、最低制限価格の設定もしているところでございます。

こうした中で、さらに県が公契約条例を制定して、何らかの義務づけをすることは、なじまないというこれまでの考え方に変わりはありません。

お尋ねのありました、このたびの高知市公共調達基本条例の一部改正につきましては、高知市のこれまでの経緯や状況を踏まえて、高知市議会としての御判断があったものと受けとめて

おります。

また、今後の公契約条例への対応として、引き続き国や全国の自治体の動向について情報収集を行いながら、高知市の条例の運用状況も注視してまいりたいと考えております。

厳しい環境にある子供たちの県内における現状と貧困の連鎖を断ち切るための改善目標についてのお尋ねがございました。

本県においては、平成24年度の生活保護率が全国平均の約1.7倍となるなど、依然として高い水準が続いており、生活保護世帯に属する子供の高等学校等への進学率や小中学校における就学援助の実施率、さらにはひとり親家庭の子供の就園率など、いずれも全国と比べまして非常に厳しい状況となっております。

こうした状況の中、生活の困窮という経済的な要因のみならず、家庭の教育力や地域社会の見守り機能の低下などといったことも重なって、学力の未定着や虐待、非行、いじめなどといったさまざまな形で問題が顕在化し、子供たちは大変厳しい環境の中に置かれており、その状況についても深刻の度を増しているものと強く受けとめております。

このため、来年度からは教育の分野において、厳しい環境に置かれた児童生徒に対して、十分な学習の機会を確保するための放課後などの学習支援の取り組みや、子供たちの育ちを支援するための学校と地域が連携した取り組み、さらには厳しい環境にあるがゆえに不登校などといった課題を抱え込んでしまう子供たちへの支援などといった取り組みを県内に拡大させることといたしております。あわせて、就学前の子供には、保護者を支援する保育士の増員や保育所の一時預かり利用料を減免するなど、子育て支援策の強化も図ってまいります。

また、こうした取り組みにとどまらず、いじめや少年非行、さらには児童虐待の問題などを

含めまして、総合的な取り組みを進めることとしており、今後とも効果的な施策を追加的に盛り込むことなどによりまして、子供の貧困に関する指標の改善につなげることで、貧困の世代間連鎖の解消を目指してまいりたいと考えております。

次に、子供の貧困対策計画の策定のめどについてのお尋ねがございました。

全ての子供たちが家庭の経済環境などに左右されず、夢と希望を持って育つことのできる社会をつくるための子供の貧困対策に関する計画づくりは、本県の将来を支える人材の育成にもつながります。早急に取り組むべき重要な課題だと認識をいたしております。

一方で、本県ではこれまでも、教育振興基本計画での学力保障と就学支援などに向けた取り組みや、日本一の健康長寿県構想における高知家の子ども見守りプランに基づく少年非行の防止対策などに全力で取り組んでまいりました結果、一定の成果もあらわれてまいりましたが、生活の困窮という経済的な要因などから、依然として一定数の子供たちが厳しい環境に置かれた状況にあります。

このため、まずは教育振興基本計画や長寿県構想に基づくさまざまな取り組み、これなども念頭に置いて一定の全体像を描きながら、来年度からこうした厳しい環境に置かれている子供たちへの支援を県政の重点課題と位置づけ、教育と福祉の分野などを中心に、総合的な対策として取り組みの抜本強化を図ることとしたところであります。

今後はこれまでの取り組みなどを含めまして、子供の貧困対策大綱で示されました教育、生活、保護者に対する就労、経済的支援といった4つの分野を中心に、大綱で示されました25の指標とも関連づけた再整理などを行い、平成27年度中の子供の貧困対策に関する計画の策定に向け

まして、総合的な視点に立った計画づくりを進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、香南市の児童虐待死亡事件について、両親の心の問題や内面に迫るといった視点による検証の必要性についてのお尋ねがありました。

児童虐待を予防するためには、保護者が持つ子育てに対する負担感や不安などといった心理的背景を十分に理解し、その心に寄り添いながら、きめ細やかな支援に取り組む必要があることは十分に認識をいたしております。

議員のお話にありましたような視点につきましては、今回設置いたしました児童虐待死亡事例検証委員会において、委員から、事件発生の背景にある子供や親子の状態を掘り下げてみる必要があるとの御意見などもいただいておりますし、検証委員会の委員には精神科医療の専門家にも参加いただいておりますので、御指摘のあったような視点も踏まえた検証作業が進められるものと受けとめております。

次に、児童虐待の予防の取り組みにおける現場で活躍されている専門職などの積極的な活用と、児童虐待死亡事例検証委員会における有識者からの意見聴取についてのお尋ねがありました。

児童虐待は子供とその家庭が抱えるさまざまな課題が要因となり、複雑に絡み合って発生いたしますことから、その予防につきましては、虐待に至るリスクの高い保護者に対する直接的な支援はもちろんのこと、子育て家庭への支援策などを含めて、総合的に取り組む必要があるものと考えています。このため、こうした取り組みを進める際には、子育てなどの面で不安を抱えている保護者などが孤立することのないよう、地域において主体的に活動されている民間の専門職などのお力もおかりしながら、児童にかかわる地域住民等を含めた行政と民間との連携による地域における支援のネットワークを強

化していく必要があるものと考えております。

また、児童虐待死亡事例検証委員会におきましては、さまざまな角度から検証作業が行われることが重要であり、今回の委員の委嘱に当たりましては、事件の経緯等を踏まえ、多方面にわたる分野からの就任をお願いしたところです。さらに、議員のお話にありましたように、さまざまな有識者から御意見をお聞きし、幅広い分野で議論を深めていただくことは大変有意義なことだと考えておりますが、具体的に御意見をお聞きするかなどにつきましては、検証委員会で判断されることとなっているものであります。

次に、原子力災害対応についての一連の御質問にお答えいたします。

まず、伊方原発で事故が起これば、高知県民は多大な被害を受けることを踏まえるなら、本県も愛媛県並みの協定締結を四国電力に求めるべきではないかとお尋ねがありました。

議員も指摘されていますが、再稼働に当たっての自治体の同意については、立地自治体と四国電力との間の協定に基づくもので、法令等の定めにより付与されたものではありません。

現在は立地自治体である愛媛県と伊方町が四国電力と協定を締結しておりますので、これに基づいて事実上、同意なしには再稼働できないことになっております。

また、伊方原発周辺に位置する八幡浜市などは、事前協議などについて定めた覚書を締結しており、このように距離に応じて協定や覚書という形で強い発言力を持つということは、従前より申し上げているとおり、合理的な姿であると考えております。

本県においては、一たび伊方原発で事故が起これば、その影響を直接的、間接的に受けるおそれがあり、原発については想定外をも想定した最大限の安全対策が必要であるとの思いを強くしています。

そのため、四国電力に対して、勉強会を通じて安全対策の徹底を求め、県民の皆様が日ごろ心配されている疑問をどんどんぶつけていますし、そのプロセスを公開の場で行うことで、多くの皆様にとって納得できる安全対策が講じられる状況を担保したいと考えております。

本県が同意権を持って条件づける状況にないのは確かですが、だからこそこのような実のある手段を選択しているものであります。

次に、原子力災害対策行動計画について、年1ミリシーベルト以下に抑える計画にすべきではないかとお尋ねがございました。

本県は、国が原子力災害に備えた計画の策定を義務づけている原発から半径30キロメートルの範囲外にありますが、伊方原発で万一事故が発生した場合に備えて、高知県原子力災害対策行動計画を独自に策定しております。

この計画は、本県にも放射性物質が到達し、一定の放射線量となる事態を想定した上で、事故の発生直後から復旧までの行動を定め、県民の皆様の健康などへの影響を最小限に抑えることを目的としております。

この計画における一時移転や避難の開始を判断する放射線量は、国の原子力災害対策指針と同様に、国際原子力機関——IAEAや世界各国の安全基準の基礎とされている国際放射線防護委員会、いわゆるICRPの基準に基づいて定められております。

具体的には、住民の方などが原子力施設から受ける放射線量を、事故発生直後から収束までの緊急時は年間20から100ミリシーベルト、その後の復旧時には年間1から20ミリシーベルトに抑えられるよう、一時移転や避難を実施することとしているものであります。

なお、御指摘のあった年間1ミリシーベルト以下というのは、事故が発生していない平常時の基準であると承知しております。

福島第一原発の事故においても、国はICRPの基準に従い、住民の方などが受ける放射線量を年間1ミリシーベルト以下に抑えることを長期目標として除染などを行っており、本県でも事故後の長期的な目標としては、年間1ミリシーベルト以下に抑えることは当然のことだと考えております。

最後に、四国電力との勉強会での議論については、その都度内容を取りまとめ公表すべきではないかとお尋ねがありました。

これまで四国電力との勉強会は、全てマスコミに公開して開催しており、平成26年5月の勉強会からは一般傍聴も可能としております。あわせて、四国電力に対して、県民の皆様が日ごろから心配されている原発の安全性に対するさまざまな疑問を率直にぶつけ、規制委員会等で行われている専門的な議論も我々にも納得できるよう、わかりやすく説明するよう求めているところであります。

先月20日に開催しました勉強会では、昨年12月に規制委員会がおおむね了承した耐震設計のもととなる地震の揺れである基準地震動について、申請当初の570ガルから650ガルに引き上げられた理由などについて四国電力から説明を受け質疑を行ったところです。現在は重大事故等対処施設の耐震設計の考え方などの根本的な議論が規制委員会で行われており、今後新たに策定された基準地震動に対しての施設ごとの耐震安全性の審査に移ることを確認しています。

このように審査の過程で規制委員会からの指摘により、安全性がより進化している段階でありますことから、御指摘のありました勉強会の内容の公表につきましては、審査が終了した段階などの節目において取りまとめ、時期を逃すことなく県民の皆様にお示ししていきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○商工労働部長(原田悟君) 次世代育成支援企業認証制度の普及や認証の促進を図るためにどのようなことが考えられるかとお尋ねがありました。

この認証制度では、従業員が過去5年以内に育児休業を取得した実績があることや、2歳までの育児休業、時間単位で取得できる年次有給休暇といった育児・介護休業法の規定を上回る制度を設けるなど、男女ともに働きやすく、子育てしやすい職場環境づくりに取り組む企業を次世代育成支援企業として認証しており、本年2月末現在の認証企業件数は118社となっております。

これらの認証企業からは、「子育てを理由にやめる職員が非常に少なくなった」、「男性の育児休業取得によって、より効率的な仕事の進め方を考えるようになった」といった声や、「職場環境を重視する若者がふえてきており、人材採用の際に有利になる」といった働きやすい職場環境づくりや子育て支援の取り組みが企業経営にとってメリットになるといった声も多く聞かれています。

こういった企業にとってのメリットを、この認証制度を通じて広く広報することは、県内企業の子育てしやすい職場環境づくりを推進することにつながると考えますので、今後とも認証企業をふやしていくことや制度の周知徹底を図っていくことが重要だと考えています。このため来年度は、企業の働きやすい職場づくりに向けた意識の醸成や、認証制度の周知を図るセミナーを開催することに加え、企業ニーズに合った講師派遣型の研修を実施し、制度の周知と企業みずからの取り組みの支援を行ってまいります。

このほか、認証制度の普及啓発を図る次世代育成支援アドバイザーを2名に増員し、訪問す

る企業数をふやすとともに、働きやすく、子育てしやすい職場環境づくりが企業にとって大きなメリットになるということを伝えるなど、よりきめ細かく働きかけていきたいと考えています。加えまして、認証を受けられた企業の取り組み事例を広く紹介することも大切ですので、県のホームページや広報紙の活用とともに、従業員の声を書いたパンフレットなども作成し、広くPRをしてまいります。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○地域福祉部長(井奥和男君) まず、新たな次世代育成支援行動計画の策定に当たって、結婚及び出産前後の継続就業者割合を指標として盛り込む必要があるのではないかとのお尋ねがありました。

国の出生動向基本調査によりますと、結婚後も就業を継続している女性は、平成22年で約70%と、1980年代後半から10%ほど増加してはおりますものの、第1子出産後も就業を継続する女性の割合は約40%と、ここ数十年間大きな変化が見られておりません。

一方で、本県の1人当たりの県民所得は全国の約75%程度にとどまるものの、勤労者世帯1カ月平均の収入で見ますと、全国を約10%上回るなど、働く女性の割合が全国1位の本県では、特に女性の結婚や妊娠・出産が離職につながることなく、生き生きと働き続けていける就労環境の整備といったことが、女性の活躍を支える重要な社会基盤の整備となることはもちろんのこと、少子化対策の抜本強化を図る必要性の視点からも、大変重要な取り組みだと認識をいたしております。

このため、新たな次世代育成支援行動計画においては、職場における総合的な就労環境の整備に向けまして、女性の継続雇用はもちろんのこと、男女がともに働きやすく、子育てしやすい職場環境づくりに取り組む次世代育成支援認

証企業の増加などを成果指標に掲げる方向で、現在検討を進めているところです。

議員のお話にもありました結婚や出産の前後における女性の就業状況につきましては、さまざまなデータの調査分析などを行う中で、本県の動向を把握する有効な手法の可能性などについて、まずは検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、県のひきこもり地域支援センターと高知市との連携体制の構築についてのお尋ねがありました。

ひきこもりは期間が長引くほど復帰が難しくなる一方で、家庭にとっては大変デリケートな問題でもあることから表面化しにくいこともあり、専門的な相談窓口となりますひきこもり地域支援センターと市町村や保健所、さらには地域の支援団体などが連携した早期の発見と適切な支援に向けた取り組みが大変重要だと考えています。

このため、ひきこもり地域支援センターでは、高知市を含む3市町のほか、医療・保健・福祉・教育・労働分野などの関係機関によるひきこもり支援者連絡会議を開催し、ネットワークの構築、強化に取り組んでいるところです。

こうした取り組みを進める中で、高知市の生活困窮者の相談窓口である生活支援相談センターとひきこもり地域支援センターが連携した支援を実施することにより、ひきこもり状態にあった方を就労支援へとつなげたケースもお聞きをいたしているところです。議員のお話にもありましたひきこもり地域支援センターと高知市との連携体制の構築といったことは、ひきこもり状態にある方に対する関係機関のネットワークによる切れ目のない支援といった面で大変意義のあることだと考えております。

今後はひきこもり支援者連絡会議に、高知市生活支援相談センターから継続的に参加をして

いただくとともに、高知市の生活困窮者の支援検討部会には、ひきこもり地域支援センターの職員が参加するなど、相互の連携強化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

(土木部長奥谷正君登壇)

○土木部長（奥谷正君） まず、木造住宅の耐震化について、加速化に支障を来さないように現状の補助制度の改善や支援策を講じることができないかとお尋ねがありました。

現在、県は木造住宅の耐震改修に対して、市町村と協力し最大92万5,000円の補助を行っております。この補助制度を活用しても、経済的な負担が理由で耐震改修を諦めている住宅所有者に、いかに耐震改修を行っていただくかが課題であると認識しております。

そのため、耐震診断士や事業者を対象とした低コスト工法の講習会を開催し、既存の天井や床を壊さないで補強する工法や外壁から補強する工法など、従来の工法と比べ7割から8割程度の費用で済む低コストの工法の普及、定着に取り組んでおります。また、初期費用の負担を大幅に抑えるため、耐震改修工事を分割して実施する段階的耐震改修の仕組みの検討や、住宅所有者が工事費の全額を準備しなくて済むよう、市町村から事業者へ直接補助金を支払う仕組みの導入に向け、市町村との協議も進めております。

県としては、住宅所有者の経済的な負担軽減に向け、こうした補助制度の拡充などを含めて、市町村と連携した取り組みを進めてまいります。

次に、津波避難ビルとなり得る旧耐震基準のマンションなどを支援の対象施設として耐震化につなげることができないかとお尋ねがありました。

津波浸水域において、一定の高さを有するマンションなどを耐震化し、津波避難ビルとして地域住民の津波避難空間を確保することは有効

であると考えております。

現在、市町村が防災に関する計画に定め、県の耐震改修促進計画において防災拠点として位置づけられることが確実な建築物については、耐震化に係る市町村補助額の4分の3を国と県が補助する支援制度があります。したがって、津波浸水域における一定の高さを有する旧耐震基準のマンションなどについても、市町村が津波避難ビルとして市町村の防災に関する計画に定める前提で、県計画への位置づけを御要望いただければ、この支援制度の活用が可能と考えております。

次に、建設労働者の賃金実態の把握と検証の状況についてお尋ねがありました。

県では、昨年度に引き続き本年度も10月から11月にかけて、建設業者の経営環境や入札制度、コンプライアンスへの取り組み状況などについて、建設業協会各支部に出向き意見交換会を行いました。

これに先立ち、経営環境などについて全会員397者に対してアンケート調査を行ったところ、回答のあった243者のうち48%の会社が技術者や技能労働者の賃金を上げたことがわかりました。これは前年度に行った同様の調査結果である26%を上回るものとなっております。また、昨年に引き続き本年2月にも、賃金の実態調査に基づく設計労務単価が引き上げられたことや、毎月勤労統計調査の結果による県内建設労働者の月額現金給与総額が前年同月との比較で平均約10%上昇していることから、建設労働者の賃金は着実な上昇傾向にあるものと受けとめております。

しかしながら、意見交換会において、公共事業の投資に対する先行きが読めず、賃金を引き上げる余裕がない、また4月から6月に工事がなく、労働者の年間雇用ができないといった声も引き続き聞いており、まだまだ厳しい実態が

残っているものとも認識しております。

このため、建設労働者の賃金引き上げについて、さまざまな機会を通じて要請を行う一方で、各地域ごとの建設業者との意見交換を続けることなどによって実態把握に努めるとともに、建設業者の経営の安定や担い手の確保につながる工事の平準化などの取り組みを進めてまいります。

(危機管理部長野々村毅君登壇)

○危機管理部長(野々村毅君) 南海トラフ地震対策について、長期浸水対策連絡会など県の検討会に自主防災会の代表の参加を求める考えはないかとお尋ねがございました。

南海トラフ地震への備えは、自助・共助・公助、それぞれの視点で抜かりなく対策を行う必要がありますが、発災直後には、自助・共助の役割が8割から9割と非常に大きな割合を占めると言われています。このため、地域の津波避難計画や避難所の運営マニュアルなど、住民の皆様が主体となる具体的な計画を検討する際には、直接意見をお聞きすることは当然のことです。

一方、被害想定や技術的な指針など、専門的な検討を行うものは、住民の皆様に参加していただくことは難しいと考えております。

御質問にありました3つの検討会のうち、まず高知市の長期浸水区域における救助救出を検討する長期浸水対策連絡会につきましては、救出される住民側の視点も反映させるため、関係する地域の自主防災会の代表者の参加を高知市と協議してまいります。一方、地震火災対策検討会及び石油基地等地震・津波対策検討会では、被害想定とその対策を専門家に技術的な視点で検討していただいているところです。

いずれにしましても、南海トラフ地震対策に県民の皆様の声を何らかの形で反映させることを検討会の目的や役割に応じて検討してまいり

ます。さらに、地域において地震対策を進めるに当たっては、住民の皆様の参加が欠かせないため、南海トラフ地震対策推進地域本部が今まで以上に市町村や自主防災組織など地域の皆様と連携して対策を進めてまいります。

(総務部長小谷敦君登壇)

○総務部長(小谷敦君) アウトソーシングにおける適正な請負の確保や低入札価格への対応、落札業者の入札額の人件費算出についての検証についてお尋ねがございました。

適正な請負の確保等につきましては、契約の履行を確保するため、必要に応じて最低制限価格を設定し、入札を行うとともに、労働関係法令を含めた法令の遵守義務を契約書に明確に定め、契約の相手方に遵守していただいているところです。また、適正な履行と質を確保するため、品質管理ガイドラインを定め、一定規模以上の委託業務に関し、履行状況の点検や管理、評価を実施しています。

これらの制度をしっかりと運用することで、適正な請負の確保を図ってまいりたいと考えており、落札業者の入札額の人件費算出についての検証につきましては、現時点では必要ないものと考えております。

(会計管理者大原充雄君登壇)

○会計管理者(大原充雄君) 公契約条例に関しまして、これまでどのような情報収集、勉強を行ってきたのか、また現在の到達点のお尋ねがありました。

公契約条例に関しましては、これまで全国の動向を注視するとともに、新たな動きがあった自治体には聞き取りを行いながら、条例を制定している川崎市や奈良県には直接出向きまして、情報収集を行ってまいりました。

私どもが調査した範囲では、現在全国で労働報酬下限額を定めた公契約条例を制定しているのは、高知市を含む12の市と区で、県ではい

れも理念型の条例となっていますが、長野県、奈良県の2県が公契約条例を制定しております。また、労働報酬下限額の設定をした自治体にその効果をお聞きしましたところ、それに伴うコスト増の側面があるものの、賃金アップに関して一定の効果が出てきているところもあれば、発注件数の少ないことや、条例が施行されてから間もないことなどもあって、その検証はできていないといった自治体の声もお聞きをしている状況でございます。

現在のところは、先ほど知事からお答えしましたとおり、引き続き情報収集を行ってまいりたいと考えております。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) 厳しい環境にある子供たちへの支援に関連し、スクールソーシャルワーカーの配置増や支援組織・機関との幅広い連携のための支援等についてお尋ねがございました。

スクールソーシャルワーカーは、学校、家庭、地域、福祉などをつなぐ専門家として、子供や家庭に対して直接支援を行うほか、福祉事務所や民生・児童委員などと連携して生活支援や見守りを行いながら、生活環境の改善を図っていくなど、専門的なスキルとネットワークを生かした支援を行っております。

子供や家庭を取り巻く環境が多様化、複雑化する中で、経済的な要因や家庭の教育力の不足などを背景として、虐待、非行、不登校、学力の未定着といった困難な状況にある子供たちが多くいます。そういった子供たちや家庭への支援が重要となっており、学校現場などからのスクールソーシャルワーカーを必要とする声はますます高まっています。

こうした状況を踏まえ、県教育委員会では来年度、スクールソーシャルワーカーの市町村への配置を大幅に拡充し、特に厳しい環境にある7市について新たに15名を重点的に配置するこ

ととしております。加えて、県立学校6校にも新たに配置するなど、支援体制を強化してまいります。

子供や家庭への支援を充実するためには、スクールソーシャルワーカーの専門性のさらなる向上とコーディネート機能の強化が求められます。専門性の向上に向けては、3名の大学の教授等のスーパーバイザーによるスクールソーシャルワーカーが直面する課題などについての助言、指導や研修会を通じてその専門性を高める取り組みを行っており、今後さらにその充実に努めてまいります。コーディネート機能の強化に関して、スクールソーシャルワーカーは、日ごろから子供とつながる出発点となる学校との連携や、子供のことを知る地域住民とのつながり、また多角的な支援につなげるための関係機関等との連携などの重要性を意識し、これまでも精力的に活動していただいております。また、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会やケース会等にも参加し、その中で教育、福祉の両面の専門性をあわせ持つ立場として活躍していただいているところでございます。

今後、スクールソーシャルワーカーが一層コーディネート力を発揮するためには、NPO等、子供や家庭への支援活動を行う団体との連携も強化していくことが必要と思いますので、そのための交流の場づくりや必要な情報の共有などの環境整備を進めてまいりたいと考えております。

(林業振興・環境部長大野靖紀君登壇)

○林業振興・環境部長(大野靖紀君) まず、南海トラフ巨大地震により四国で長期広域停電が発生した場合に、伊方原発の対策は考えられているのかとお尋ねがございました。

福島原発事故を教訓として、新規制基準では電源を確保するための対策や、原子炉などを安定的に冷却するための手段の多重化など、従来

の基準が強化されたものと承知しています。

四国電力においても、福島原発事故を受け、長期の停電に備えて1号機から3号機にそれぞれ2台設置していた非常用ディーゼル発電機に加え、新たに電源車などの7日間の燃料を確保できる重油タンクの3基の増設や空冷式の大型電源車を4台配置する措置を講じています。また、自主的な対策として、これまでであった送電線に加え、異なる変電所からの配電線を敷設し、必要に応じて国、自治体とも連携し、陸・海・空の全ての運送手段を使って、発電機の燃料を補充するとともに、2ルートある送電線を活用し、遮断された外部電源を早期に回復すると聞いています。

これらの対策に加え、今後、非常用ガスタービン発電機、直流電源及び非常用外部電源受電設備を設置することとしており、3号機については平成27年度に工事が完了するとの説明を受けています。さらに、全ての電源が喪失した場合でも、原子炉等に水を注入し、安定的に燃料を冷却できるようポンプ車などを配備し、冷却手段の多重化、多様化を進めることを確認しています。

このように四国電力においては、議員からお話がありました河田教授の論文で推計されているような長期に電力が不足する事態に備えて、燃料の給油手段を複数準備するなどの措置を講じ、安全確保に努めているものと認識しておりますが、今後も勉強会等においてしっかり確認してまいります。

いずれにいたしましても、現在原子力規制委員会では、新規制基準による安全審査が行われており、国においては、厳格な上にも厳格な審査を行い、基準に該当しない原発は稼働させないとの姿勢を堅持していくべきであり、四国電力においては、安全確保に向けた最大限の努力をしていただく必要があると考えます。

次に、再生可能エネルギー発電社会が実現するまでの間の代替エネルギーとして、ガスコンバインドサイクル発電にシフトすることを四国電力に対して求めるべきではないかとお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、ガスコンバインドサイクル発電は効率が高く、環境負荷も少ないなどのメリットのある発電方式であり、国の新しい基本計画では、地球温暖化対策の観点からもコンバインドサイクル火力発電などの天然ガスの高度利用を進めるとの政策の方向性が示されています。四国電力においても、導入のメリットを十分認識し、坂出發電所の1号機及び2号機をガスコンバインドサイクル発電に更新するなど、国の示す方向に向かっていくものと承知しています。

一方で、我が国における液化天然ガスの取引は、原油価格と連動する形で輸入価格が決定される長期契約によるものが大半である上に、世界情勢により燃料調達コストが変動するなど、エネルギーの安全保障の観点から課題もあり、国においてはエネルギー源ごとのメリットやデメリットを総合的に判断し、早急にエネルギーのベストミックスを示す必要があると考えています。今後の電力会社における設備投資については、これらの国のエネルギー政策を踏まえた上で、経営面、環境面、電力の需給状況、燃料の多様化などについて総合的に検討し、経営者として熟慮の上、判断されるべきものと考えています。

次に、県産材利用推進に向けた行動計画の本年度までの取り組みの評価と新たな計画についての決意についてお尋ねがございました。

これまでの県産材利用推進に向けた行動計画の取り組み状況は、県有施設の木造化につきましては、おおむね目標を達成しており、県における県産材率先利用の取り組みは、一定浸透し

てきているものと考えています。一方、木質化に関しては、施設によって内装に木材が余り使われていない場合も見受けられるなど、必ずしも十分な成果が上がってはいないと考えています。また、公共土木工事における県産材の利用につきましては、この間、維持修繕や耐震などの工事がふえ、木材を使用する工事が減少していることなどから、実績が伸びなかったものと考えています。

こうした状況を踏まえ、来年度からの次期行動計画の改正に当たっては、特に木質化に重点を置き、今後新築や改築などが行われる全ての県有施設を対象に、木質化に取り組んでまいります。加えて、木質化を実感できるよう、壁や床に対する最低限の木質化の考え方を定め、行動計画の中に盛り込みました。

木質化を徹底して追求し、木材が目に見える形で使われるようにすることで、木材利用が拡大するよう今後とも積極的に努めてまいります。なお、木材利用の取り組みが低調な市町村に対しましても、市町村が参加する県産材利用地域推進会議などさまざまな機会を通しまして、木材利用の拡大を促してまいります。

次に、CLT工法が新たな行動計画にどれだけ盛り込まれているのかについてお尋ねがございました。

県の県産材利用推進に向けた行動計画は、県みずからが率先して実行し、県有施設の木造や木質化などを推進していくために、具体的な目標を定め、県庁全体での情報共有を図りながら、県産材の利用の拡大を図っていくために作成しているものです。

この行動計画は、施設を整備する際の木造化や木質化を定めたもので、CLTに限らず、木造軸組みやツーバイフォーといった工法に関する定めはございません。しかし、本年度の県産材利用推進本部会議において承認された、平成

27年度に向けて重点的に取り組む事項の中で、CLTの活用方法などの情報の発信や、県や市町村施設へのCLTの導入の可能性について検討し、CLTの推進に取り組むこととしていきます。

最後に、CLT工法の発展と生産量の増加などにより公共施設の木造化に及ぼす影響をどのように考えているか、また新図書館などの公共施設への利用促進などはあるのかとのお尋ねがございました。

CLT工法については、強度や耐火に関する国の基準が整備されていないなど、CLTを普及する上でまだまだ多くの課題を抱えております。このため、国を初めCLT建築推進協議会や日本CLT協会など関係者と連携し、課題の克服に取り組みながらCLTの普及に努めているところです。

CLTの普及が進みますと、これまで木造化が困難であった中層建築物などを木造化することができましますし、軸組み工法など、従来の建築工法とCLTを組み合わせることで、木材の使用方法の自由度も増しますので、飛躍的に公共施設の木造化が進んでいくものと考えています。

次に、公共施設へのCLTの利用につきましては、四万十町で計画しています県農業担い手育成センター研修用宿泊施設をCLT工法で設計を進めています。また、高知県自治会館新庁舎では、6階建ての建物の4階以上の壁にCLTを利用する計画であるとお聞きしています。一方、議員のお話にもありました新図書館等複合施設及び高知城歴史博物館につきましては、CLTパネルの日本農林規格が制定される前に設計を完了していたこともあり、CLTを活用することはできませんでした。しかし、両施設とも内装等に木材をできる限り利用する計画となっています。その他の建築物として、県森林組合連合会や漁業協同組合の事務所、高齢者福

社施設がCLTを活用して整備する計画となっており、それらの施設整備への支援について、今議会に予算をお願いしているところでございます。

県では、引き続き国を初めCLT建築推進協議会などと連携し、こうした建築事例から得られた知見を通じて、技術やノウハウを蓄積し、その成果を今後の建築物に生かし、CLTの普及拡大につなげてまいりますとともに、公共施設の木造化、木質化に一層努めてまいります。

○33番（坂本茂雄君） それぞれの御答弁ありがとうございました。

1つはまず、公契約条例の関係ですけれども、ずっとこれまで知事の答弁は、今までの回答と同じ状況だと思います。一方で、先ほど会計管理者が言われたように、全国的には、県段階でも確かに下限を定めたものではない、理念条例的なものではあるけれども、導入が図られておって、多分、今岐阜県議会でも、岐阜県は提案をするような動きでパブリックコメントなどもとられているというふうに思いますけれども、そういった意味では知事が言うように、国がもしそういった形でやるべきだということであれば、国に対して働きかけるというようなことはできないのかどうかということについてお聞かせいただきたいと思います。

というのは、必要性をもし認めているのであれば、そういうふうな態度もとるべきではないか——千葉県野田市が一番最初に定めたときの公契約条例の前文に、やはり「国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識し、速やかに必要な措置を講ずることが不可欠である」とは言っているんです。そう言いながら、このような状況をただ看過することなく、先導的にこの問題に取り組みたいということで、野田市は全国に先駆けてこの公契約条例の制定に入ったんですね。ですから、先ほど土木部長が言われたよう

に、例えば労務単価を引き上げても、それが実際建設の現場で働いておられる方の賃金の引き上げにつながっているのは5割弱というふうなことですから、じゃあそういうことをどういうふうに考えて、もし高知県でやるよりも国がやるのが重要だと考えるのであれば、国に対してきちんとその公契約法の制定を求めるという姿勢はとれないのかどうか、そのことをお伺いしたいと思います。

それと、もう一つ、原発の問題であります。これも今までの回答と変わらず、また昨年12月に連絡会に対して県が回答した内容とも変わっていないわけです。ただ、この回答の中にもありますように、本県においても、一たび伊方原発で事故が起これば、その影響を直接的、間接的に受けるおそれがあり、原発については想定外をも想定した最大限の安全対策が必要であるとの思いを強くしているということであれば、その想定外をも想定した対応として何ができるのかということ、高知県として明らかにしていくべきではないのかなあというふうに思います。

例えば、先ほど言った愛媛県並みの協定を四電に求めるべきではないのかということに対しても、例えば距離に応じて強い発言力を持っているのは合理的だというふうに言われましたけれども、これなんかもまさに想定外をも想定した最大限の安全対策の一つとして、高知県として主体的にどうできるのかというようなことも含めて考えたときに、求めること自体は私は何ら問題はないのではないかと考えています。そういった意味では、いわゆる想定外をも想定した最大限の安全対策というのを今後、高知県としてどう考えていくのか、そのお考えを聞かせていただきたいと思います。

そして、先ほど林業振興・環境部長がいわゆる南海トラフ巨大地震後の長期広域停電がもた

らす影響についての質問に対して、今とらわれているいろんな対策の中で、言うたらこの河田先生らが発表したことに対する影響はないというようなお答えだったと思うんですが、先ほど述べられた幾つかの対策ですね、電源車の確保であるとか、その燃料の確保であるとか、さまざまな電源の確保について対策を行ってきているということなんです。それによってどれだけの期間対応できるというふうになっているのか教えていただきたいと思います。

あと総務部長が言われましたが、アウトソーシングなどにおける落札後のさまざまな検証については、現時点では必要ないということでしたが、しっかりと運用されているという前提に立たれておられると思うんですが、そのしっかりと運用されていること自体がきちんと確認できているかどうか、そのためには検証しなければ、しっかりと運用されているかどうかわからないんじゃないかと思うんですが、総務部長にその点について再度お伺いしたいと思います。

以上で2問目を終わります。

○知事（尾崎正直君） まず、公契約条例について、国に働きかけるべきではないかということですが、国に対しては、労働条件の最低基準をしっかりと定め、それを遵守させるということ、それをしっかりとしてもらいたいということ、働きかけていくということなのかなと、そのように考えております。公契約条例について、確かに広がりも出てきているのも確かですから、継続的に運用状況等も勉強させていただきたいと思いますが、私ども、一つ率直に懸念をいたしておりますのは、民民契約と官民間契約の間に、例えば賃金について格差が出てしまっていて、それで官民間契約については比較的経営状況のよいところしか受注できないなどということになってしまいやしないかなどということも懸念をされるわけでありまして。民民契約も官民間契約も同一の労働条件については、最低基準以上で対応するのがよいのではないかというふうに考えている、そういうこともあるのではないかなと、そういうゆがみが生じはしないかなと、そういう懸念を持って現段階では私どもとしてはなじまないと申し上げさせていただいております。ただ、各議会の判断を経て条例が制定されてきているところもあるわけでありまして、そういうところがその後どうなっていたのかということについて勉強させてもらいたいと、そのように考えております。

また原発について、原発に限らずですが、特にさまざまな災害に関しては、想定外をも想定するという姿勢を持つということが非常に大事であります。そのとおりだと考えておりますし、それを常々申し上げてきました。でありますので、我々として主体的な対応をどうとるべきかということで、先ほど来ずうっと申し上げておりますが、この勉強会の方式をとることとか、さらに行動計画についても、義務づけされていない中においても行動計画を主体的に我々として定めるとか、そういう取り組みをとってきているわけです。

四国電力と協定を結ぼうとって協調するという事になったら、例えば今回京都の例もありましたけれども、随分長い時間がかかるのではないのでしょうか。それよりも今すぐさまざまな疑問点があるわけですから、勉強会においてそれをたず。しかも、公開しておるわけですよ、全ての会を。そういう形で県民の皆様のもとに、県民の皆様方の目のもとにこういう形で疑問をたずという方向をとるということが、私は非常に実効性があることではないのかなと、そのように思っております。

それから長期広域停電について、こちらについては今後もまだ河田先生の御議論なんかも踏まえて、さらなる検討も重ね、また四国電力に

もいろいろとお伺いをしていく点が多いというふうには思っておりますけれども、今の彼らの御回答とはどういうことかということ、要するに継続できると、冷却について継続できる体制であるということを一方向性として示されているということなのではないかと思えます。ただ、これが本当にそういうことになるかどうかについては、今後も継続的に検証が必要だと考えているところです。

○**林業振興・環境部長（大野靖紀君）** 先ほど知事が答弁いたしましたように、四国電力においては、燃料切れにならないように、答弁でも申しましたように、陸・海・空全ての運輸手段をとって燃料を供給することによって、継続的に冷却が続けられるというふうな準備をしていることを伺っております。

なお、知事が申しましたとおり、これについても確認をしております。

○**総務部長（小谷敦君）** 適正な請負の確保、先ほど申しましたとおり、さまざまございます。

1つは、最低制限価格を設定するというのがございます。これによって実際に失格となっている例もございますし、また労働関係法令を含めた法令の遵守義務、これは契約書に明確に定め、相手方に遵守いただいております。また、品質管理ガイドラインでございます。これは一定規模以上の委託業務に関して履行状況の点検や管理評価というのを実施しております。

先ほど議員がおっしゃいました、しっかりと運用することで、それがしっかり運用されているかどうかという話でございますけれども、運用しているのは我々でございますので、ちゃんとやっております。

○**33番（坂本茂雄君）** 先ほど知事はずっと四電との勉強会の積み重ねの問題を言われました。それをしかも公開しているということを強調されました。この議事録はその都度、そしたら公

開されているかということ、そうではないですよ。そこまで言うんだったら、議事録をその都度公開してください。そのことを要請しておきますので、ちょっとその点についてのお考えをお聞かせいただきたいというのと、もう一つは最後ですが、地方創生の問題でやはり自治体間競争に巻き込まれることについての懸念というのは、多くの方が示されています。高知新聞では、けさもそのことを懸念する社説が載っております。ぜひこの地方創生が自治体間競争に巻き込まれないように、本当に地域住民にとって大切な将来のあり方を具体化していくために全国の自治体が足並みそろえてそうやって地方が活性化するようなことになることを願っております。そのことは最後に申し添えて、先ほどの点だけお答えいただきたいと思えます。

○**知事（尾崎正直君）** 先ほど申し上げましたように、全面公開した勉強会をやらせていただいているわけでありますから、事実上議事録を公開しているのと同じ効果を持っているんじゃないかと思いますが、どういう形で対応するか検討させてもらいたいと思えます。

○**副議長（桑名龍吾君）** 暫時休憩いたします。
午後2時55分休憩



午後3時20分再開

○**議長（浜田英宏君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

24番ふぁーまー土居君。

（24番ふぁーまー土居君登壇）

○**24番（ふぁーまー土居君）** 議長のお許しをいただきましたので、順次質問に入らせていただきます。執行部の皆様よろしく申し上げます。

きょうは3月3日ということで、ひな祭りでございますが、こっから見ますに、傍聴席というひな壇に、きょうはお姫様が来てくださっております。どうもありがとうございます。

さて、3月3日の3人目ということで、皆さんお疲れだと思いますが、50分間目いっぱい使わせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、南海トラフ地震対策について何点か御質問をさせていただきます。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律について危機管理部長にお聞きします。

この法律は、平成25年12月13日、臨時国会において消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律として成立いたしました。

第1条の目的に、「この法律は、我が国において、近年、東日本大震災という未曾有の大災害をはじめ、地震、局地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している一方、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることに鑑み、地域防災力の充実強化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地域防災力の充実強化に関する計画の策定その他地域防災力の充実強化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とする」とあります。

そんな中、第15条に、消防団の装備の改善に係る財政上の措置ということで、「国及び都道府県は、市町村が行う消防団の装備の改善に対し、

必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする」とあります。都道府県が消防団の装備に対し財政上の措置を行うことが明文化されたことは高く評価できます。

県は市町村にどのような支援をしているのか、平成26年度の実績とあわせて危機管理部長にお聞きします。

また、第12条には大学等の協力とあり、「国及び地方公共団体は、大学等の学生が消防団の活動への理解を深めるとともに、消防団員として円滑に活動できるよう、大学等に対し、適切な修学上の配慮その他の自主的な取組を促すものとする」とあります。

県内にある大学はこの法律をどのように受けとめているのか、今後の課題とあわせて文化生活部長にお聞きします。

次に、兵庫県が避難指定を受けている学校に井戸を掘る計画をしているということですが、高知県においてもライフラインの復旧にはかなりの時間を有するものと思われます。阪神・淡路大震災の折も、トイレを我慢する余り、水分をとることをこらえ、血流が悪くなったりと体調を崩される方がおり、震災関連死へとつながったとも聞いております。こういったことも踏まえ、県としても避難所指定を受けている施設への防災井戸の設置は必要なのではないかと思われます。また、飲料水の確保という観点からも重要なことだと考えます。

今後、避難所で水を確保するための防災井戸を設置する取り組みをどう進めていくのか、危機管理部長にお聞きします。

先月、2月20日に高知県内の消防団長の研修会に参加する機会がありました。そのときに宮城県気仙沼市の消防団長武山文秀さんの講演をお聞きすることができました。お話の中に、東日本大震災のとき、バイク隊が情報収集及び伝達を瓦れきをよけながら活動を行い、非常に有

効だったというお話をお聞きしました。来るべき南海地震に向けて、高知県こそバイク隊の充実が求められるものと再認識いたしました。

高知県内を見ますと、高知市やいの町には消防団にバイク隊が配属されておりますが、今後各市町村がバイク隊を充実させるには、バイク1台当たりの予算はどれくらいになるのか、また市町村への支援策はあるのか、危機管理部長にお聞きします。

次に、津波避難タワーについてであります。

県内市町村でつくられている津波避難タワーを見ておりますと、シンプルなものもあれば、屋上部分の屋根つきであるとか、スロープはもとより、防災倉庫的な機能もあわせ持つタワーもあります。いついかなるときに来るかわからない災害に向けて万全の準備はしておかなければなりません。市町村が一度工事が完了した後には機能を追加する場合、県としての支援策はあるのか、危機管理部長にお聞きします。

大規模災害時には、誰もが被災者となることを想定しておかなければなりません。特に医療関係に携わる方々の人員確保は非常に重要となります。高知県内の医師、歯科医師、薬剤師、看護師だけでは災害時において対応には限界があるので、県外との連携もあわせて検討する必要があります。災害時における県医師会や県薬剤師会などとの連携はどのようになっているのか、健康政策部長にお聞きします。

地震・津波に対しての海岸堤防の耐震補強が徐々に進んでまいりました。人工構造物だけでは地震・津波被害を食いとめることができないということは、東日本大震災でもわかったことではあります。津波の強さを弱めるという一定のクッション的な役割を持ったということも事実です。高知県は台風対策のための防潮堤整備は随時行われてきましたが、できてから四、五十年たっているものもあります。

高知海岸及び浦戸湾内の地震・津波対策の工事進捗状況と今後の計画について土木部長にお聞きします。

次に、高知市街地が長期浸水になるという想定は市民にも認知されてきたのではないかと思います。そういったことを踏まえて、防災対策として避難ビルなどに一時的に避難できたとしても、そこからの移動ということに関しては、今のところの施策はないのではないかと思います。体調を崩されるということもあろうし、妊婦の方もいるかもしれません。長期浸水区域にある避難ビルなどに取り残された住民を救助救出するためには、ボートを活用することが有効と考えられるので、日ごろからの備えが必要と思うが、危機管理部長にお聞きします。

次に、東日本大震災の折、宮城県気仙沼市の石油コンビナートの炎上をテレビ等で見られた方は多いと思います。大量の石油の流失に伴う火災はなかなか鎮火することができず、大きな被害をもたらしました。高知県にも浦戸湾内のタナスカ及び中の島地区に石油やガスの基地があります。

消防研究センターの「東日本大震災におけるコンビナート被害、火災被害等の現地調査結果」という報告書を見ますと、「漏えいの被害としては、タンク本体の地震動による損傷は少ないように見受けられましたが、配管については津波による配管の破断に加え、停電により緊急遮断弁及び電動弁が作動しなかったため、大量に油が漏えいした」と推測されております。また、津波による被害については、「気仙沼港などでは、重油・灯油・ガソリンなどを貯蔵するタンクが津波を受け、タンク本体が流されました。タンクの基礎はそれほど破壊されておらず、津波の浮力によりタンクが浮き上がったものと見られる」とあります。

県は平成25年度から石油基地等地震・津波対

策検討会を設置し、専門家の意見を聞きながら対策を進めておりますが、現在の検討状況はどのようなになっているのか、危機管理部長にお聞きします。

次は、園芸流通センターの防災対策についてであります。以前にも質問させていただきましたが、今回は園芸流通センター本体の防災対策とあわせて、農作物の流通機能に対する防災対策を重点にお聞きしたいと思います。

高知新港は外洋に面するという津波被害を目の当たりに受ける場所にあります。その新港敷地内にある園芸流通センターにおいては、被害は避けられないものと思います。今県が整備しておる高台がもしものときの命山として人的被害は抑えられることができたとしても、建物を初めとするハード面は大きな被害を受けるものと想定しなければなりません。

園芸流通センターが被災した場合の農作物の流通機能を確保することができるのか、農業振興部長にお聞きします。

高知県は津波を受け入れるような形状であり、土佐湾においては長時間にわたって津波が発生すると言われております。また、角度を変え多方面から襲ってくることも想定しなければなりません。長い海岸線を有する県内には多くの漁港があります。それらの漁港までの道路事情が狭隘であったり、導入路が1つだけというところもあります。また、地域によっては過疎化や高齢化が進んでいるところも多くあり、地域の防災力としてもかなり厳しいものがあります。長期にわたって孤立するということも想定しておかなければなりません。

県内の小規模な漁港の防波堤、岸壁、避難路及び避難場所などの対策について水産振興部長にお聞きします。

以上、南海トラフ地震対策についてでした。

次に、高知龍馬マラソンについてお聞きしま

す。

去る2月15日、すばらしいお天気に恵まれた中、高知龍馬マラソン2015は開催されました。3回目を迎えるこの高知龍馬マラソン大会運営に当たっては今回も多くのボランティアの方々のご協力がありました。高知市内のそれぞれの体育会及び青少年育成協議会の方々は、今回も給水所と走路警備ボランティアとして協力してくださいました。事前に行われたボランティア説明会では、主催者側の説明で、ことしは7,500人ほどの選手登録がありますというお話でありました。実際には当日は6,543人が土佐路を爽やかに駆け抜けていったということは新聞等の報道でも取り上げておりましたので、皆さんも御存じのことだと思います。

過去2回、私も高知新港入り口付近に設けられております給水所において、ランナーへのお接待にボランティアとして参加しておりました。これらのボランティアには、コース沿線の地区体育会と地元小学校区の青少年育成協議会の皆さん、そして応援として市内各地の体育会や青少年育成協議会のメンバーが応援隊として参加してくれて、1給水所当たり約50人程度でランナーをお迎えしておりました。また、ボランティアはコース上の給水所だけではなく、ランナーが安心して走れるようにコースに入ってくる全ての道路には走路警備のボランティアとして、体育会、青少年育成協議会の方々がそれぞれ張りついてくれておりました。そういったボランティアの皆さんの協力があって、選手の皆さんが安全に、そして安心して高知龍馬マラソンを楽しめたのだと思います。

当日私は、春野陸上競技場のボランティア本部にいましたが、2時間15分6秒というすばらしいタイムで颯爽と陸上競技場にあらわれた川内選手を見たときには、陸上競技場全体が「お～」と歓声に包まれました。そして、次々とゴー

ルのゲートをくぐり抜けた選手の皆さんの、苦しさの中にもやり切ったという表情に感動を覚えたことでした。また、陸上競技場の周りにはたくさんの小間、模擬店が出ておまして、選手の皆さんはもとより、応援の御家族やお友達であたかも祭り会場のようなにぎやかさがありました。

そんな中に知っている方がおまして、声をかけさせていただきました。その方は、なな何と桑名副議長でございまして、去年も給水所で桑名さんが前を走るのを見かけたんですが、今回はゴールのところで桑名さんが疲れ切っておるにもかかわらず、私を見て、ボランティア御苦労さまですと、この余裕はどこから来るのかと思いましたが、本当に御苦労さまでございまして。

さて、来年は1万人規模で行われると聞いておりますこの高知龍馬マラソン、盛大に開催されると同時に受け入れ側としての体制も充実を求められます。昨今のマラソン人気から見ても、県内外から多くの参加者があると思われまます。そして、高知龍馬マラソンに参加してよかった、特に県外から参加してくださる方々には、高知はよかった、食べ物もおいしかった、応援、声援もよかったというように気持ちよく帰ってもらわなければなりません。

1万人規模を目指す来年度に向けて、宿泊、交通、そして観光などにおける課題は何なのか。また、県外からの選手に対するケアは大丈夫なのか、あわせて教育長にお聞きします。

次に、福祉についてであります。

平成27年度の介護報酬改定によって、小規模な通所介護事業所の運営が行き詰まってしまうのではないかと心配することから、1点御質問させていただきます。

小規模の通所介護事業所の方とお話をする機会がありまして、取材したのをまとめてレポー

トしましたので、報告させていただきます。

特養の介護報酬は基本サービス費が5.6%減、この数字は100人定員の施設なら平均すると年収1,500万円以上の収益が下がるという大減収。特養のみならず、全サービスで基本サービス費は5から6%の減収。内部留保と呼ばれる繰越金で運営するから社会福祉法人は潰れないとか、介護報酬が下がっても人手不足だから給料は下げられないというのが国の理屈だが、建設補助金が毎年削減される中で、施設の増改築に必要な原資となる繰越金がなくなっては施設運営はできない。このまま年間収支差率がゼロベースに近づく介護報酬が続けば、特養は運営できなくなることが予想できる。また、通所介護の場合も、小規模通所介護の基本サービス費は60から80単位減。取材した法人では、換算した結果、月30万円、単純で年間360万円の減収。360万円もの繰越金はない。しかし、国の見解は処遇改善加算を入れなくとも、新設の認知症ケア加算60単位と新設の中重度ケア体制加算45単位を算定するだけでプラス改定となる可能性があるし、これに加えて個別機能訓練加算Ⅱ50単位が56単位に増額された分と、サービス提供強化加算Ⅰ——これは介護福祉士割合が5割の場合で新設だそうです。これに該当する場合は、これまでの12単位から18単位に加算額がふえるのだから、つまりこれでおつりが来る。確かにその計算式は成り立つが、この要件は取材させていただいた法人ではクリアできない。と事業者は嘆いておりました。

また、介護職員処遇改善加算はアップしているから給料はふえるといっても、介護職員以外の職員の給料アップの原資はないという状態で、職場の秩序を維持して、就業する全ての人々のモチベーションが下がらないように人件費を配分するのは至難のわざ。介護職

員以外の職員には泣いてもらって、処遇改善加算の対象職員だけ加算分の給与をアップするという選択肢はあり、国はそうすることを想定して、報酬は下がっても介護職員の処遇は上がると言っているが、本体の事業運営が赤字経営となり、事業存続の危機を迎える中で、そのような短期的かつ短絡的な考えの処遇改善にどういった意味があるのか。こうした状況下で介護職員の賞与さえ下げる方針の施設もある。

と情報提供されております。

実際には、収益につながらない加算は算定せずに、人件費の抑制で荒波を乗り切ろうとする事業者が出てくることは誰しもが想像できます。介護職員だけの処遇を向上させ、ほかの職員を置き去りにして泣いてもらうという職場もあるかもしれません。しかし、それらの職場では職員全体のモチベーションが下がらないわけではなく、そこでサービスの資質向上などできるわけもない。このような状況で単年度の赤字経営を最低3年間は強いられ、繰越金を吐き出していく法人も多いだろう。繰越金がある法人についてはそれができるが、全ての法人がそうではない。そうした環境で職員の給与がアップしたからといって安心して働けるとも言うのだろうか。将来に対する不安が解消されない場所で高品質のサービスを提供するモチベーションがいつまでも維持できるだろうか、光が見えない場所で輝いていられる職員は何人いるだろうか。

というお話を伺いました。

こういった状況を踏まえて、この小規模な通所介護事業所の運営が行き詰まっていないかと心配するわけでございますが、なぜこのようなことになるのか、また自治体レベルでの介護福祉業界への支援策はあるのか、地域福祉部長にあわせてお聞きします。

次に、林業学校についてお聞きします。

県は現行の研修目的だけでは、関係者のニーズに沿った学びの場が十分に確保されないといった課題に対応するため、即戦力となる担い手から将来の本県の林業界を担う人材までの幅広い人材を育成する林業学校を開設することといたしましたと知事の提案説明にありました。

また、設置の検討委員会の議事録を見ますと、さまざまな議論がなされておりました。幾つか紹介させていただきます。

1つ、建築と木材を結びつけることが重要。職場に女性が入ると、現場の作業員に活力が出てくる。女性が職場に入るのはよい。木材建築と木材産業と林業の関係を見ると、国際化の中で戦うために木材建築と木材産業は、この40年でかなり近づき、共通の問題意識を持ってきました。しかし、林業は木材産業の利用から考えたら、必ずしも一致していないように感じる。あるいは、昔は専門でなくても山仕事ができただが、木を切る時代になり、機械化が価格の面も含めて出てくるので、今までの林業労働や経験ではだめだ。そういった中、林業学校は今の時代に応じた企画だと思う。素人が入ってこないで林業就業者はふえない。国で就業前研修の交付金事業を上手に活用し、業界からの要望である即戦力を育成することとあわせて、日本の林業を担えるような、京都を超えるような何でもあるイメージの林業学校ができればよい。しかし、予算にも限りがあるので、どう絞っていくか知恵が必要。

まだまだいろいろありますが、それから林業学校の設置目的と育成する人材について、また設置構想のイメージについても検討されました。

そういったことを踏まえて、具体的な、この林業学校の研修内容、研修期間及び受講料について林業振興・環境部長にお聞きします。

また、平成29年度に開校予定の専攻コースが

ありますが、この専攻コースの内容はどういったものか。また、研修が長期間になるとすれば、その間の給与は保障されるのか、あわせて林業振興・環境部長にお聞きします。

次に、第1次産業についてであります。

まず、農業面で。田植えのための田に水を入れてトラクターで耕してかきならす作業を代かきと言います。このときに水を浅く張った状態で行う代かきを浅水代かきと言います。これによって代かきの後の堆肥とか肥料が田んぼの中の水へ溶け出すことを抑制できて、ひいては河川等へ栄養分、特に塩類ですが、栄養分を含んだ濁水の流出を抑制することができます。やり方としては、取り込む水量を少な目にし、排水口は完全にとめて、湛水、つまりたまり水状態とします。代かきの前に田んぼの面に6割から7割の土が見えるぐらいの状態で行う代かきをします。代かきは通常は、冬場の固まった田んぼの土を耕し起こす荒代、そして田を植える直前に行う植代と、2工程、最低でも行いますが、この浅水代かきだと、水田ハロー、これは耕運機のトラクターの後ろにつける水平にならしていくアタッチメントですが、この水田ハローを利用し、1工程で済みます。

この浅水代かきをJA南国市の稲作部会が取り組んでおります。浅水代かきにはさまざまなメリットがあると思うので、今後県として環境保全型農業として推奨していくべきと考えますが、農業振興部長にお聞きします。

次に、木質バイオマス燃焼灰の有効活用について。

木質バイオマスボイラーから出る燃焼灰の処分については、国からの通知では、塗料や薬剤を含む廃木材を原料にしたペレット、チップがまざった燃焼灰は活用できないとした。その上で、物の形状や所有者の意思などを踏まえ、都道府県や産業廃棄物を取り扱う市町村が総合的

に判断するということが、県内で使用されているペレットは有効活用できるものなのか。また、1農家当たり平均、年間に出る燃焼灰の量はどのくらいなのか。また、みずから利用する場合の基準のようなものはあるのか。木質バイオマス燃焼灰を有効利用するための県の取り組みについて林業振興・環境部長にお聞きします。

次は、アンテナショップまるごと高知についてであります。

2010年、平成22年8月21日、アンテナショップまるごと高知は開設されました。場所は東京銀座1丁目の賃貸ビルで地上2階、地下1階。面積は143.83坪。県がビルを賃借し、地産外商公社が運営しております。アンテナショップの運営については、1階の物販、2階のレストラン、地下の県内酒造の地酒販売があります。また、外商活動として県産品の仲介、あっせん、大規模な展示・商談会への出展等を行い、店頭でのテストマーケティングも行うなど、商品の磨き上げ支援も行っております。そして、地下に観光カウンターを設置し、観光情報、ふるさと情報も発信し、移住相談窓口として移住・交流コンシェルジュも配置しております。

アンテナショップまるごと高知が、ことしの8月で丸5年を迎えるに当たり、首都圏における認知度も上がっておると信じたいところですが、他県においてもさまざまな取り組みがなされていると思います。そんな中、他県とはここが違うといった高知県ならではのブランド化を図りたいものと思いますが、他県と差別化できる、それこそわざわざ行こうまるごと高知といったものがあるのか。

それから、地産外商公社としての成約件数及び成約金額は平成22年度の444件から平成25年度3,333件、また金額においても平成23年度の3億4,100万円から平成25年度は12億3,500万円と大幅に伸びてはおりますが、これは業界の専門

誌でも紹介されました、高知県にはスーパーセールスマンがおるといふふうに向っておりますので、その人だけのおかげではないと思いますが、本当に頑張っておるといふのはわかります。がしかし、物販部門において新たな商品の開発はどのようになっているのか。また、物販部門やレストラン部門においての今後の展開についてなど、いわゆる目に見える部門の頭打ち的な状況の打開策が必要だと思えます。

首都圏におけるアンテナショップの集積の進む中で、他県との差別化を図り、人気度を向上させることが重要だと考えますが、今後どのように展開していく所存なのか、産業振興推進部長にお聞きします。

スポーツ振興についてです。

本県の小学生のレスリングは全国レベルにあります。高知県の小学生のレスリングが全国レベルにあるということは御存じの方も多いと思いますが、その小学生たちが中学生となった場合、一部の中学校を除いては、部活動としてのレスリングはなく、他の部活動へと流れていってしまうという現状があるということは余り知られていないと思えます。確かにいろんな選択肢はありますので、一概にほかのスポーツに流れていってしまうというのを否定するわけではありませんが、理由の一つに公立中学校での部活動としてのレスリングがないことも挙げられるのではないのでしょうか。単にクラブをつくったから裾野が広がり、そのまま全国レベルを維持できるというほど甘いものではないということはもちろんわかります。当然指導者も充実しなければなりません。がしかし、せっかく小学生の子供たちが全国レベルという輝かしい成績を持っているならば、中学生になっても続けられるような受け皿があってもいいのではないかと思われま。

公立中学校でのレスリングの部活動について、

東京オリンピックへの選手派遣も視野に入れた取り組みも検討すべきだと思うが、教育長に御所見をお伺いします。

また、高知東高校にレスリング道場が新設されるということをお聞きしました。このレスリング場の規模、そして設備についてあわせて教育長にお聞きします。

以上で私の第1問とさせていただきます。よろしくお祈いします。

(危機管理部長野々村毅君登壇)

○危機管理部長(野々村毅君) ふぁーまー土居議員の御質問にお答えいたします。

まず、南海トラフ地震対策に関して、消防団の装備に対する支援とその実績についてお尋ねがございました。

平成25年12月に施行された消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律は、東日本大震災を受けて制定されたもので、消防団の抜本的な強化を図るために、団員の確保や処遇、装備の改善といった充実強化のための施策を講じることなどが規定されています。その中で、議員のお話にもありましたように、第15条では、本来市町村が担うべき消防団の装備の改善に対して、都道府県が必要な財政上の措置を講ずるよう努めることが明記されています。

東日本大震災では、水門の閉鎖や住民の避難誘導といった活動をしていた多くの消防団員の方々が、津波に巻き込まれ犠牲になりました。このため、本県では団員の命を守るために必要な救命胴衣や退避命令などを伝えるためのトランシーバーの整備に対して、同法の施行に先駆けて平成25年4月から市町村に支援を行っています。

なお、本年度は救命胴衣が室戸市など7市町で863着、トランシーバーが高知市など16市町村で750台配備されることとなっています。

次に、避難所で水を確保するための井戸の設

置についてお尋ねがございました。

被災した水道の復旧が進み、おおむね9割の方が利用できるようになるまでには、東日本大震災では23日、阪神・淡路大震災では36日と長期間を要しており、南海トラフ地震においても同様の事態が想定されることから、水の確保は重要であると考えています。

そのため、備蓄で水の確保を進めておりますが、例えば200人程度の中規模な避難所の場合、3日間に必要な量だけでも2リットルペットボトルで900本、段ボール箱で150ケースにもなります。

また、発災から一定の期間は、県外からの支援も期待できないことが考えられますので、避難所の備蓄だけでは限界があり、議員御指摘のとおり備蓄に加えて、避難所で井戸水を利用することは有効な対策であると考えています。

そのため、避難所で使用する井戸の整備について、昨年度から地域防災対策総合補助金の対象としており、本年度は高知市、いの町など4市町村8カ所で整備を行っています。

今後、市町村でそれぞれの避難所の運営について具体的な検討をしていただくこととしており、その中で井戸の設置も含めた水の確保についても十分検討していただきたいと考えております。

次に、市町村がバイク隊を充実させるための支援についてお尋ねがございました。

阪神・淡路大震災や東日本大震災の際には、バイクは車の入れない場所などにおいて、その機動力を生かし、被災現場の情報収集や急を要する医薬品の搬送といった応急活動に力を発揮しています。

南海トラフ地震が発生した場合も、同様の活動を期待し、本年度から市町村が行う消防団へのバイクの配備に対して支援を行っています。こうした活動を行うバイクには、緊急走行をす

るために赤色灯やサイレンを必ず装備しなければなりませんし、そのほかにも消火用資機材や通信機器などの装備もできるよう、1台当たりの上限額を200万円とし、その2分の1を補助しています。

本年度は佐川町、越知町、芸西村で計4台、来年度は南国市など5市町村で8台の配備が予定されています。

次に、津波避難タワーに機能を追加する場合に支援策はあるのかとお尋ねがございました。

避難路・避難場所や津波避難タワーといった津波避難空間の整備については、津波から命を守るための最優先の対策として急ピッチで取り組み、本年度末で約8割が完成いたします。

こうして整備した津波避難タワーに避難した方々は、津波がおさまるまでの間、そこにとどまらなければならないことに加え、避難所への移動が困難な場合には、さらに長くとどまることとなりますので、雨、風や暑さ、寒さをしのぐという視点から、津波避難タワーの環境整備も必要であります。

そのため、既に完成した津波避難タワーに毛布やブルーシートなどを保管する資機材倉庫や簡易な屋根、段差を解消するための簡易な設備などを整備する場合も、地域防災対策総合補助金の対象としており、今後も必要な環境整備に対して支援をまいります。

次に、高知市の長期浸水区域に取り残された方の救出のためのボートの活用についてお尋ねがございました。

高知市の長期浸水対策は、南海地震長期浸水対策検討会により、止水・排水や救助・救出など7つの分野について総合的な検討を行い、25年3月に検討結果を取りまとめしています。その中で、津波避難ビルなどに取り残された方の救出は、主にボートを活用することとなっております。しかしながら、県警本部、高知市消防局

などの応急救助機関が検討を開始した時点で活用可能とした82艇では全員の救出に相当の期間を要することから、各機関がそれぞれボートをふやしていくこととし、その結果、現時点で121艇の活用が可能となっています。

一方で、今年度、国、県、高知市と応急救助機関が参加して立ち上げた南海トラフ地震高知市長期浸水対策連絡会では、干満を踏まえてボートで救出が必要なエリアと、潮位が下がった時間帯に徒歩で避難が可能なエリアの設定や、病院や幼稚園など優先的に救出が必要な施設の洗い出しを行っています。それらを踏まえ、連絡会では、それぞれの応急救助機関が活動するエリアの設定や、救出するための進入ルートや活動拠点の設定といった具体的なオペレーションについて検討しているところです。

優先的に救出が必要な方を速やかに救出するだけでも、121艇のボートでは、まだまだ不足していますので、救出のための体制の整備やボートの増強に向けて、引き続き高知市や応急救助機関と連携して検討を進めてまいります。

次に、石油基地等地震・津波対策検討会での現在の検討状況についてお尋ねがございました。

浦戸湾周辺のタナスカ地区や中の島地区の石油・ガス基地が南海トラフ地震での揺れや津波に対してどのような影響を受けるのか、またそのためにはどういった対策が必要になるのかといったことを検討するため、一昨年10月、関係する専門分野の有識者による検討会を設置しております。

これまでの検討では、安政南海地震クラス、いわゆるL1クラスの地震の揺れに対しては、タンクやタンクを支える基礎、支柱は耐震性を有していることが確認されております。ただ、一部の箇所では、液状化により護岸が沈下し、背後の地盤が変形することで、配管類への影響が懸念されますが、これに対しては、各事業者

で、停電しても作動する緊急遮断弁の設置や揺れに対応できる柔軟性のあるパイプへのつけかえなど、自主的な安全対策を進めていただいております。

また、L1クラスの津波に対しても、浸水深の想定が1メートル以下となっていることから、東日本大震災の事例でも、タンクや配管への被害はなく、石油などが基地の外へ多量に流れ出すといった事態が発生することはないとされています。

一方、発生し得る最大クラスの地震、いわゆるL2クラスの地震の揺れに対しては、石油・ガス施設や護岸がどれだけの被害を受けるのか、詳細な検討を現在行っているところです。

また、L2クラスの津波による被害については、浸水深の想定が東日本大震災でタンクの流出といった被害が出始めた3メートルとなっており、石油などが基地の外へ流れ出す可能性は否定できません。

しかしながら、現時点では流れ出した石油と瓦れきがまざり合った津波がどのように広がるかといったことを正確にシミュレーションを行う技術が確立されておらず、専門家による開発が進められているところで、現時点で具体的な被害の想定は困難な状況であります。

そのため、最悪の事態を想定するという危機管理上の観点から、揺れと津波により石油が大量に流出し、浸水した市街地に燃え広がるといった被害シナリオを作成したところです。今後、この厳しいシナリオにおいて、現時点で考え得る実施可能な対策として、迅速な被害状況の把握や住民への情報伝達、避難の方法といったことを順次検討していくこととしています。

(文化生活部長岡崎順子君登壇)

○文化生活部長(岡崎順子君) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律では、大学等の協力として、学生の消防団への参加を

促すこととしています。このことに対する県内大学の受けとめと今後の課題についてのお尋ねがございました。

大学からは、学生が地域防災に果たす役割の認識を深め、消防団として活動することは、消防や救急に関する知識や技術の習得、仲間づくりなど、学生にとりましても意義のあることであり、できるだけ協力をしていきたいというお話を伺っております。

しかしながら、学生が消防団に加入することにつきましては、消防団員は地元で長い間育ってきた方が中心となって構成されており、学生にとってやや敷居が高いという状況もあることや、消防団活動には、時として危険が伴いますことから、学生に対する安全面の確保といった課題もあると聞いております。

学生が地域社会の一員として、地域の安全に貢献していくことは、大学の地域貢献の観点からも望まれることです。とりわけ、南海トラフ地震対策に関しましては、高知県立大学のイケあい地域災害学生ボランティアセンターや高知工科大学のKPAD、高知大学の防災すけっと隊など、学生が主体となり、地域とともに防災に関する取り組みを行っている防災サークルやボランティア団体もありますので、消防団活動とあわせて、こうした活動がさらに広がっていくことを期待しております。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) 災害時における医療関係者の人員確保のための医師会などの関係団体との連携についてお尋ねがありました。

南海トラフ地震の被害想定では、負傷者の数は最大で3万6,000人となっており、県内の医療関係者の方々に総力戦で対応していただくことに加えて、県外からも多くの支援が必要であると考えています。

県内の医療関係者との災害時の連携した活動

に向けては、県医師会や県薬剤師会などの関係団体の皆様と協定を締結するとともに、日ごろからさまざまな会議、訓練や研修などに御参加をいただき、連携を深めているところです。

また、各団体とも、医療救護活動に関する情報の共有や関係団体間の調整を行うために、災害時にも必要に応じて開催します災害医療対策本部会議の委員に御就任いただいております、団体相互の連携が図られる体制となっています。

一方、県外からの医療関係者の受け入れについては、災害発生時に設置されます県の災害医療対策本部及び支部において、医師である災害医療コーディネーター、薬剤師などによる災害薬事コーディネーターと連携し、DMATなどの県外からの医療救護チームや薬剤師などの受け入れ調整を行う体制となっています。

さらに、今年度の災害時医療救護計画の見直しにおいて、全国の医師会で組織する災害医療チームJMATの受け入れ調整を行うため、災害医療対策本部に県医師会から連絡調整員を派遣していただくことになりました。あわせて、県看護協会からも全国で育成が進んでいます災害支援ナースの受け入れ調整を行う災害看護コーディネーターを派遣していただくことになりました。

このほか医師会などの団体以外にも、昨年末に国内外で医療活動を展開していますNPO法人AMDAと災害時の医療スタッフの派遣などに関する協定を締結するなど、県外からの支援の確保に取り組んでいるところです。

今後もより多くの医療関係者の支援の確保に向けて、関係団体と連携した取り組みをさらに進めてまいります。

(土木部長奥谷正君登壇)

○土木部長(奥谷正君) 高知海岸及び浦戸湾内における地震・津波対策の工事の進捗状況と今後の計画についてお尋ねがありました。

高知海岸につきましては、人口や社会・経済基盤が集積する重要な地区を背後に有していることから、津波被害の最小化と早期の社会・経済活動の復旧・復興が重要であるため、国が中心となって堤防の耐震補強工事を進めております。

国には、高知海岸における地震・津波対策に予算の重点配分をしていただいております。平成24年度に完了した仁ノ工区に引き続き、新居工区の耐震補強工事も本年度に完了予定と聞いていますし、高知市の戸原・長浜工区でも、本年度から耐震補強工事を鋭意進めていただいております。

高知龍馬空港前の十市前浜海岸につきましては、県が来年度の完成を目指し、現在耐震補強工事を進めております。

現在未着手の南国工区につきましても、国の直轄事業によりできるだけ早期に着手できるよう働きかけてまいります。

さらに、浦戸湾内の地震・津波対策につきましては、三重防護による対策について、現在国、県、高知市及び学識経験者で構成する検討会議の中で検討を進めています。昨年5月の検討会議では、湾口部への防波堤の設置案について検討した結果、可動式に比べ、将来の維持管理費用や最大クラスの津波に対する減災効果の観点から、よりすぐれた固定式の防波堤案で検討を進めることとしました。その後、国と県で固定式防波堤の設置が河川の流下能力、湾内の水質や航行船舶などに及ぼす影響についてシミュレーションを実施するとともに、経済的で効果的な対策メニューや実施手順について検討を進めています。

今月中をめどに、これらの検討結果を踏まえ、固定式防波堤の設置位置や地区ごとの整備の優先度などを整理した整備計画を素案として取りまとめ、来年度内には固定式防波堤や海岸堤防

の大まかな構造、整備の手順や期間などを取りまとめた整備計画案を策定することとしております。

県としましても、整備計画案の策定を急ぐとともに、三重防護の第1の防護ラインとなる防波堤の粘り強い化などの工事の早期完成と、第2、第3の防護ラインとなる防潮堤などの早期事業化に向け、国に政策提言を行ってまいります。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○農業振興部長(味元毅君) まず、県園芸連の園芸流通センターが被災した場合における農作物の流通機能の確保についてのお尋ねがございました。

園芸流通センターの津波浸水予測は最大で12メートルで、施設、機械の損失やトラックの流失等の大きな被害が想定をされております。そのため、園芸連は平成24年4月に事業継続計画を策定し、被災後の分散的な出荷体制の構築と早急な園芸流通センターの再稼働を目指すこととしております。

具体的には、被災後の代替施設として園芸品の輸送を委託しております運送会社の支援を受けることや、被害のない内陸部のJA集出荷場を仮拠点とし、物流機能を確保する、そういう計画になっております。また、情報ネットワークに関しましては、既に農協電算センターとの協議によりまして、バックアップ体制を構築し、浸水により機器等が被災した場合の代替機能について検討を行っているところでございます。

さらに、園芸連では安全確保と機能保全を図るために、移転も含めた検討を進めていくことを、平成26年、昨年8月の臨時総会で決定し、新たに設置をされた減災対策検討専門部会でその方向づけを行っていくこととしております。この専門部会に県も委員として参画することになっておりますので、園芸流通センターの減災

対策と農産物の流通機能を確保するための検討を園芸連とともに進めてまいります。

次に、浅水代かきを環境保全型農業として推奨していくべきとのお尋ねがございました。

水田の代かき時の排水による河川の汚濁が指摘をされています。その対策として、物部川流域の住民の皆様や学識経験者、行政機関等で組織する物部川清流保全推進協議会では、物部川の清流再生を目的に、代かきをする際に水深を浅くして行う浅水代かきと濁った水が河川に流れ出ないようにする排水口への止水板の設置を推進しております。

お話にもありましたとおり、JA南国市稲作部会では、平成24年からこの方法に取り組んでおります。また、四万十町でもことしの春から同様な取り組みを始めるといふふうにお聞きをいたしております。

浅水代かきは、水田の土や稲わらが流出することによる河川の水質汚濁を抑制する効果があり、水資源の有効利用にもつながる自然環境に配慮した方法ですが、水を少なくした状態で水田を平らに保つためには、一定の技術が必要なことから、実践者がまだまだ少ないのが現状です。

県といたしましては、環境保全型農業の一環として、JAが行います実演講習会に対する支援や、代かき後に水が澄んでから排水し、田植えをするなどの技術指導を、各地域の協議会等と農業振興センターとが連携しながら取り組んでまいります。

(水産振興部長松尾晋次君登壇)

○水産振興部長(松尾晋次君) 小規模な漁港、漁村の南海トラフ地震対策の状況についてお尋ねがありました。

現在、漁港、漁村では、津波から速やかに逃げられるよう避難路・避難場所整備を実施するとともに、岸壁の耐震化や防波堤等の粘り強い

化を進めています。

小規模な漁村集落については、まず命を守るという観点から、水産振興部では12の集落で漁業集落環境整備事業等を活用して、避難路・避難場所の整備を進めてきました。これらにつきましては、今年度末で7つの集落の整備が完了する予定であり、残りの5つの集落についても、来年度には機能が発揮できるよう関係市町村と連携し、整備を促進してまいります。

一方、防波堤や岸壁につきましては、東日本大震災後、港湾との役割分担のもと、従来の室戸岬、沖の島、田ノ浦の3港に安芸、佐賀、清水の3港を追加し、計6港を防災拠点漁港と位置づけ、岸壁の耐震化や防波堤等の粘り強い化の対策に重点投資をしてきました。その結果、現在6つの漁港全てにおいて事業に着手し、岸壁の耐震化については28年度末に、防波堤等の粘り強い化については平成30年度に完了予定となっています。

今後は計画どおり整備が進みますよう、予算の確保に努めるとともに、市町村や関係部局とも連携しながら、漁港、漁村のさらなる安全・安心の向上に取り組んでまいります。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、来年度の高知龍馬マラソンに関し、宿泊、交通、観光などにおける課題と県外からの参加選手に対するケアについてお尋ねがございました。

今回の大会では、約6,500名のランナーが出走し、県外からも3,000名を超える方々に参加をいただきました。お話にありましたように、多くのボランティアの皆様の御協力、沿道の多くの皆様からの温かい応援をいただき、成功のうちに大会を終えることができたと思っております。次回は1万人規模の大会を目指しており、県外から5,000名近いランナーとその家族や友人など多くの来県者が見込まれますので、これまで以

上にきめの細かい配慮が必要と考えております。

まず、宿泊に関しては、高知市の宿泊施設の収容人数が8,000名程度でありますので、周辺の宿泊施設も含め十分受け入れが可能であると考えておりますが、参加者の皆様が円滑に宿泊施設を確保できるよう、関係団体などと連携を図り事前準備を進めてまいります。

交通面で懸念される問題としては、応援や迎えの車によるフィニッシュ会場の春野陸上競技場周辺の混雑がございます。駐車場の収容台数には限りがあることから、周辺地域における駐車場の確保やシャトルバスの利便性の向上などについても検討する必要があると考えております。

観光面では、観光振興部や高知市など周辺自治体との連携をより一層充実させ、ゲストランナーを初め全国各地のランナーと触れ合い、自由に交流できる前夜祭、後夜祭などを企画するとともに、龍馬生誕180年関連イベントなどの各種観光イベントとの連動を図り、大会を盛り上げていきたいと考えております。あわせて、来県いただいた方々には、龍馬パスポートの利用により県内観光を楽しんでいただき、高知県ファンの増加につなげてまいります。

こうしたことのほか、県外の方でもわかりやすい情報の提供や案内を行うとともに、大変好評いただいていた給水所でのカツオ飯やユズジュース、フィニッシュ会場で高知農業高校の生徒が振る舞ったシャモ鍋などの地元産品の充実にも努めたいと思います。

また、最初にも申し上げましたように、ことしの大会の成功はボランティアとして、あるいは沿道での応援する人として多くの県民の皆様に参加いただいたことが原動力となっておりますので、来年はさらに多くの皆様に支えていただける県民挙げての大会となるよう盛り上げてまいりたいと思います。こうしたことにより、

高知県のもてなしをさらにパワーアップし、より多くの方々に何度も高知に来ていただける魅力ある大会となるよう準備を進めてまいります。

次に、本県のレスリングにおける中学3年間の指導の現状について、また公立中学校でのレスリングの部活動についてお尋ねがございました。

県内のレスリング競技におけるジュニア選手の活動状況といたしましては、小学生を中心としたクラブチームが3団体あり、約40名の選手が所属しております。また、中学校の部活動では、今年度県立南中学校にレスリング部が新設され、現在は一宮中、土佐塾中を含めた公立中学校2校、私立中学校1校の合計3校で約10名の選手が活動しております。

それぞれの部活動においては、レスリング協会のジュニア期からの一貫した指導体制のもと、拠点施設でもある高知東高校のレスリング場を活用し、クラブチームとの合同練習を定期的に行うなど、学校とクラブチームが連携を深めながら専門性を有する指導者による高いレベルを目指した活動が行われております。このような協会の組織的、継続的な選手育成の結果、中学校の全国大会で優勝するなど、トップレベルの成績をおさめる女子選手が3名育ってきております。

本県の選手がさらに飛躍するためには、公立中学校での部活動を含めたジュニア選手の裾野の拡大とともに、素質を持ったジュニアを発掘し、小学生からの系統立てた選手育成システムをさらに充実させて、限られた環境の中でもしっかりと育てていくことが重要となります。今後は、スポーツ推進プロジェクト実施計画の中で、一貫した指導体制の充実と関連させながら、学校や競技団体と連携した取り組みを進め、東京オリンピックを見据えた選手の育成に努めてまいります。

次に、高知東高校に新設するレスリング場の規模及び設備等についてお尋ねがありました。

高知東高校レスリング場は、現在本県のレスリング競技の拠点として活用されており、ジュニアから一般までの選手が練習を行っております。この中からは、全国トップレベルの競技成績を残す選手や日本代表選手、全国強化選手に選抜される選手など、全国的に注目される若いアスリートが数多く育ってきています。

しかしながら、現在のレスリング場では、更衣室やトイレなど通常の活動に必要な設備が十分に整っていないことに加え、部員やジュニア選手の増加などから、安全面の確保や効果的な練習に苦慮する状態が続いておりました。

こうしたことから、新たに策定するスポーツ推進プロジェクト実施計画に基づき、2020年東京オリンピックなど、国際大会等で本県選手の活躍が大いに期待できるレスリング競技において、さらなる競技力の向上を目指し、全国に誇れる施設を整備する計画を進めております。

新設するレスリング場は、鉄筋コンクリートづくりの2階建てで、レスリングコート2面のほか、トレーニング室、会議室なども完備する方向で検討しており、来年度実施設計を予定しております。

この施設が完成することで、日本のトップ選手や県外の優秀な選手を招聘した合同練習や大会の開催、普及のための体験教室などの実施も可能となり、本県レスリング競技のより一層の普及、発展につながるるとともに、このレスリング場からオリンピック選手が誕生することを期待しております。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○地域福祉部長(井奥和男君) 小規模な通所介護事業所の介護報酬改定の影響などについてのお尋ねがありました。

平成27年度の介護報酬の改定では、平均延べ

利用者数が一月当たり300人以下の小規模型通所介護事業所の基本報酬について、最大でマイナス9.8%と大変厳しい見直し結果となっております。

今回の介護報酬の改定につきましては、予算編成過程において全体の改定率が2.27%の引き下げとなる中で、限られた財源を中重度者や認知症高齢者へのサービスの充実や介護人材の確保対策の拡充に優先的に充当した結果、介護事業者ごとの収支状況を踏まえた今回の基本報酬の引き下げが実施されることとなったとお聞きをいたしております。

一方で、経営面からは、専門職員を配置し、重度や認知症の人などを受け入れた場合の加算などにより経営の安定化を図ることが可能との説明もありますが、大幅な見直しによりサービスの提供に影響が生じるといったことも懸念をされますので、策定中の第6期介護保険事業支援計画の進捗管理を行う中で、今回の報酬改定の影響などについての検証を行ってまいりたいと考えております。

次に、介護サービスの安定確保に向けた県による介護福祉事業者などへの支援策といたしましては、中山間地域などの条件不利地域で、遠距離の利用者に通所介護や訪問介護などの在宅サービスを提供する事業者に補助を行うことといたしております。あわせて、介護人材の安定確保に向けて、事業者が職員のキャリアアップにつながる専門研修などを受講させる際の代替職員を確保する事業や、職場環境の改善を図るために福祉機器を導入する際の経費への支援措置などがございます。

いずれにいたしましても、先ほどの介護報酬の改定の影響なども含めまして、今後とも事業者の皆様のお意見などもお聞きしながら、必要際には全国知事会などとも連携し、提言活動を行ってまいりたいと考えております。

(林業振興・環境部長大野靖紀君登壇)

○林業振興・環境部長(大野靖紀君) まず、林業学校の具体的な研修内容や研修期間及び受講料について、また平成29年度に開校予定の専攻コースの内容などについてお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

林業学校は、本年4月に先行して開校します基礎コースと短期コース、平成29年4月の開講を目指します専攻コースの3つのコースを設定しています。

基礎コースは、即戦力として活躍できる人材を養成することを考えており、具体的な研修内容につきましては、林業活動に必要な基礎的な知識の習得はもとより、安全教育からチェーンソーの取り扱い、高性能機械の操作に至るまで、現場での実践研修やインターンシップによる就業体験研修などを予定しています。また、研修期間は1年で、研修料は農業大学校と同額の年間12万8,300円を予定しております。

なお、研修生には国の緑の青年就業準備給付金事業を活用し、1人当たり月15万円の給付金を支給することで、安心して研修に専念できるようにしております。

次に、短期コースは、林業関係者のニーズに応じて必要な技術や知識のスキルアップを図ることができるよう、労働安全衛生や特用林産物生産、またいわゆる自伐林家向けコースなど、さまざまなコースを設定し、より実践的な研修コースを考えています。研修期間はコースによって変わりますが、短いもので1日、長い研修では1カ月程度を予定しています。研修料は1日当たり510円を予定しておりますが、広く県民の方に林業を知っていただくためのオープンセミナーのような無料のコースも用意しています。

高度で専門的な人材を養成する29年4月開講予定の専攻コースについては、現在学識経験者

による検討委員会を設置し、研修内容や研修期間などについて議論をいただいております、できるだけ早く議論を取りまとめた上で、改めて議会を初め県民の皆様の御意見を伺っていきたくと考えています。

こうした林業学校の取り組みを通じまして、即戦力となる林業の担い手の養成から、将来の高知の林業や木材産業の経営を担う人材の養成まで幅広い人材を育成し、本県林業の底上げを図ってまいりたいと考えています。

次に、木質バイオマスボイラーから出る燃焼灰の有効利用についてお尋ねがありました。

県内における農業利用の木質ペレットボイラーは、平成26年度末見込みで約200台となり、農家により導入台数が異なることや、栽培品目によって加温条件が違いますので、農家当たりの燃焼灰の量は把握できておりませんが、ボイラー1台当たり年間に発生する燃焼灰の量は約130キログラムと試算しています。

この燃焼灰は、基本的には産業廃棄物となりますが、間伐材などを原料として製造された木質ペレットやチップなどから生じる燃焼灰については、その性状や排出の状況、取引価格の有無等を総合的に判断して、確実に有効活用されることが確認されれば、産業廃棄物には当たらないことが平成25年6月に環境省から改めて示されました。

そこで、本県では農業で利用する場合の適切な取り扱いとして、燃焼灰について重金属など環境省令で定めている成分の安全の確認や農家の利用計画など、整理すべき項目を「木質バイオマス燃焼灰の自ら利用の手引き」として取りまとめ、昨年7月に公表いたしました。

本県の園芸ボイラーから生じる燃焼灰は、その大半が有効活用できると考えていますが、実際に農家が苦土石灰などのかわりに土壌改良材としてみずから利用する際に、土壌の酸性度や

散布量に不安がある場合には、他の肥料や農薬などの取り扱いと同様に、最寄りの農業振興センターや農業改良普及所が相談に応じるようになります。

このように園芸ボイラーから発生する燃焼灰は、みずから利用することがコストがかからず合理的と考えられ、また農家からの要望も多かったため、この方法を積極的に進めているところです。

一方、みずから利用ができない場合は、草木灰としての商品化やセメント資材として製造業者に再利用を依頼するなど、できるだけ有効利用が図られるような取り組みを関係者と連携しながら進めていきたいと考えています。

(産業振興推進部長中澤一眞君登壇)

○産業振興推進部長(中澤一眞君) アンテナショップまるごと高知の人気度を向上させることの重要性を踏まえた今後の展開についてお尋ねがございました。

各県のアンテナショップの人気度を比較する明確な指標はございませんが、一般財団法人地域活性化センターが実施しておりますアンテナショップの来店者数などの調査によりますと、本年度4月時点で52店舗ある都内の自治体アンテナショップのうち、昨年度の来店者数が70万人以上であったのは4店舗となっています。まるごと高知は69万5,000人でありましたので、来店者数では、これらに続く位置にあるものと考えております。

まるごと高知では、店舗の売り上げも順調に推移をしておりますし、レストラン、物販ともにリピーターがふえているなど、首都圏において、まるごと高知が着実に定着をしてきたというふうに感じております。

また、言うまでもありませんが、まるごと高知を設置した一番の狙いは、首都圏における地産外商の拠点として機能させることです。この

点でも、店舗をショールーム的に、あるいは商談の場としてフルに活用することで、公社の仲介、あっせんなどを契機とした成約件数・金額が飛躍的に伸びてまいりました。このことは県内の多くの事業者の皆様にとって、県産品の情報発信と磨き上げの場として定着をしてきた結果であるものと考えております。

ただ、こうした成果の一方で、物販の来店者数の伸び悩みといった課題があることも事実です。その解決に向けて引き続き魅力ある品ぞろえや丁寧な商品紹介、細やかな接客といった日々の工夫や努力を継続することはもちろんのこと、来年度は5年目という節目を迎えますので、新たな来店者を呼び込むための内外装の工夫やフロアの商品構成などについて見直しを進めたいと考えております。また、3年目を迎える高知家プロモーションともしっかりと連動して、高知のものを知っていただき、買っていただくといった具体的な行動につなげてまいります。

さらに、外商部門の体制を強化し、活動の範囲を全国に広げることとしておりますので、店舗、外商、プロモーションの各部門の連携をさらに強め、相乗効果を発揮させながら、成果の一層の上積みを図っていききたいと考えております。

○24番(ふあーまー土居君) どうも御丁寧な答弁ありがとうございました。2問目入ります。

危機管理部長には本当に多くの質問をさせていただきまして、ありがとうございます。そんな中でまた何点か。

まず、市町村が行う消防団の整備に対し、県のいろんな補助、ありがとうございます。トランシーバーであるとか救命胴衣、本当に通信手段の確保というのは、まことに重要なもので、東日本大震災の折も、通信さえできたら本当に消防団員の命も助かっておったということもあつ

たという事実はあると思いますので、トランシーバーの充実は本当にありがたいことだと思います。

また、文化生活部長におかれましては、大学の協力ということで、私は三里地区なんです、県立大学の池キャンパスがありまして、そのイケあいのボランティアサークルは、地域へ物すごく入ってきてくださっております。本当に地区の運動会であるとか、地域の夏のイベント、秋のイベントへも、単なるお客さんではなくて、実行委員として入ってきてくださっておりますので、まことに評価できるというか、ありがたく地域としても迎えさせてもらっておりますので、南学長によろしくお伝えください。

それから、またまた危機管理部長なんです、井戸、防災井戸、これ非常にありがたい答弁です。当然昔のような大きな側のある井戸やなくて、多分打ち込みの井戸やと思いますが、水質、つまりトイレとか、そういう流す水には使えても、飲料水には適するか適さないかというのは、水質検査が必要やと思いますので、そのあたりの状況はどのようになっておるのかということと、当然ライフラインが遮断された、寸断されたときに使えなければいけないので、手動式のポンプが備えつけられておると聞いておりますが、学校に問い合わせると、そのポンプのレバーは通常はもう職員室のほうにあるというふうに聞いております。だから、そういった情報等が地域の自主防災会であるとか、消防団等でも共有できるように今後していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

それから、この緊急消防自動二輪車、つまりバイク隊のバイクでございますが、200万円を上限にということで、適切な値段やと思います。通常赤バイと言いますが、それ、大体200万円規模します。がしかし、250ccクラスのオフロードバイクを自治体のほうに寄贈して、そこで赤バ

イとして改造して、緊急消防自動二輪車として認知できた場合には、これ何十万円でき上がるわけです。実際に春野町が高知市に編入されたときに、春野の赤バイは通常のバイクを独自に改造して、赤バイ緊急消防自動二輪車として認められたものです。サイレンが鳴るとか資機材をつけて認知されております。そういったふうに、もうちょい安うでき上がるという場合のその補助も、市販のバイクを改造して認められた場合の補助も可能なのか、そこらあたりもお聞きしたいと思います。

それと、土木部長にお聞きします。

県の堤防の整備は非常に進んでおると思いますが、国の直轄の場合は、なかなかお願いする立場です。今後も随時お願いしてもらわないかんですが、特に高知新港の東側、西側、また種崎海岸という1.5キロメートルの砂の半島に関しては、今無防備な状態です。その種崎半島には約2,000人の方が住まわれておまして、高知県の海岸沿いの特徴で、海岸は割に地盤が高いと、4.5から5メートル種崎海岸でもありません。がしかし、浦戸湾側は低くなっておりまして、1メートル、2メートルというふうになっておりますので、海岸堤防をもし波が越えると、もう壊滅的な被害を受けるというのは確実です。そういったことも踏まえて、人工構造物が完璧ではないということはもちろんわかりますが、くれぐれも早く国のほうにやっていただくように、なお一層県のほうからの要請もお願いしたいと思います。これは要請でございます。

それから、高知新港にある園芸流通センター、これの流通機能の代替機能もきちっとBCP計画の中で考えておられるということで、非常に心強い面もありました。また、今後移転ということも視野に入れられておることですので、また今後その進捗状況についても、今後もお聞きしていきたいと思ひますので、これも要

請でございます。

それと、林業の林業学校についてであります。1年間12万8,300円、そして1人当たり15万円の保障があるということで、まことにこれはすごくありがたいことやと思います。平成29年度に開講の専攻コースに関してはただいま議論中ということですので、またの機会にお聞きしますが、基礎及び短期のコースにしろ、この専攻のコースにしろ、ここで技術を習得した方々がどのように現場へ入っていく、その就業先のあっせんであるとか、そういったところのフォローについてお聞きしたいと思います。

それから、木質バイオマス燃焼灰について、みずから利用ということで、ハウスで使われておる木質バイオマスペレットの燃焼灰はおおむねオーケーだというふうにお聞きしました。また、詳しいことは普及所に行って聞くということもわかりました。そんな中で、有効利用ができない、畑で使えない場合、産業廃棄物として出すときに有料で引き取ってもらうのか、そこからあたりをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、農業振興部長にお聞きしますが、浅水代かきも今後推奨していただけるということで、非常にうれしゅうございます。また、四万十町のほうでも始まると、今年から始まるということで、これは環境保全、特に四万十川の環境保全にもつながるので、ぜひとも進めていってもらいたいと同時に、仁淀川、仁淀ブルーと言われる仁淀川の水も絶対今のまま、これからは汚すことのないようにしなければなりませんので、仁淀川流域の田んぼのほうでも浅水代かきの推奨を進めていってもらいたいと思いますので、これは要請で構いません。

それと、産業振興推進部長、まるごと高知、本当に嫌みでなく、本当に頑張っておると思います。私も子供が東京におるもんで、毎回とはよう言いませんけど、一応子供たちを連れて

2階のレストランのほうで夜は食事をとるとしてということをしております。がしかし、あえて言うならば、存外高いと。ほんで、ついつい土佐のうまいもんをようけ食べるということで、当然お金が張るということがあるんですが、なかなか全部1人が持ってしまうと、体調もやけど、財布が軽くなるという現状がございます。ようようお聞きしますと、アルコールのほうは結構利益率がいいということで、余りごんごん飲んだら金が要るぜよというふうな情報もいただきましたので、今後、それは考えるとして、けど土佐のお酒は非常においしいので、食べ物もさることながら、お酒のほうも、アルコールのほうもどんどん進めていくように、何かうまい手を考えていただけたらと思います。別に答弁構いませんけれど、何ぞありや言うてください。

それから、もう4分ばあありますが、最後に今回は知事のほうには通告もしておりませんし、質問も構えておりません。がしかし、知事こうやって、にこにこしたお顔を見ると、何ぞちよつと言うちよきたいなということで。

龍馬マラソン、来年1万人規模、ほんでしかもことしもスタートのときに、非常に熱のこもったお話と、それからスタートの合図をされたということで、それからざんじ春野陸上競技場のほうへ来て、川内選手を迎えたということですが、できたら、できたらです。走ってみるということがどっか頭の片隅にあるならば、あるならば、来年あたり、これは別に42.195キロを走れとは誰も言いません。言いませんけれども、それは前を走る川内選手、招待選手と走ったら、それは邪魔になるだけですので、真ん中とか、パーンと鳴ってみんなを見送った後でも構いませんので、その後で走って感想等を述べたらまた違うんじゃないか。1キロでも3キロでも5キロでも、どこまで行ってもそれは構いません

が、無理のない範囲で、これは別に答弁は要りません。ただ、よく知事が出席できないときに副知事が代読されることもあります。もしものときは代走副知事ということで、ほんで岩城副知事にも一言、そういったことも踏まえて、まだ2分半も残っておりますが、再質問1問目はこれでお願いします。

○危機管理部長（野々村毅君） 井戸の水質についてお尋ねがあったと思います。

まず、水質といいますか、井戸とセットで浄水器も補助の対象にしてございます。浄水器のほうは井戸より早く平成23年から補助対象にしております。現在まで20台を補助してございます。26年度は11台ほど補助をしております。全体、費用として2,100万円ほどのものがございます。発動発電機等もセットになった浄水器というものを構えております。

それと、赤パイの件で、改造の場合でも大丈夫かということがございます。必須条件、高速道路を走らなければならないので、126cc以上ということと、赤色灯、それからサイレン、これがつけば、改造ということであっても補助対象になると考えております。

以上でございます。

○林業振興・環境部長（大野靖紀君） まず、林業学校についてのお尋ねでございますが、専攻コースについては議員が御指摘のとおり、現在検討中でございます。どういう魅力のある出口を設けるか等についても検討中でございますので、定まり次第、御説明に上がりたいと思いません。

基礎コースにおける卒業生の企業へのあっせんにつきましては、現場での一定の長期間の研修または企業でのインターンシップ、こういったものを通じて生徒とそれから企業とのマッチングというものを図っていきたいと考えておりますし、また林業学校を運営していく上で、力

をかりたいと考えています、林業労働力確保支援センターでの専門のあっせん者によります生徒と企業とのマッチング、こういったものに力を尽くして、漏れなく就業できるように、また企業にとっても魅力ある人材として受け入れていただけるように努めてまいりたいと考えています。

次に、バイオマスですが、ほかに有効な利用ができない場合は、排出事業者であります農家の責任でもって処理する必要がございます。この場合は所定の施設等へ受け取っていただく必要がございますので、一般に有料となるということでございます。したがって、答弁でも申しましたように、できる限り再利用の道を模索していただくのがコストがかからないということ、大事なことだと思いますので、それぞれのケースについて、例えば農振センターでありますとか、あるいは我々に御相談をいただければ、適切なアドバイスができるのではないかと考えております。

以上でございます。

○産業振興推進部長（中澤一眞君） まるごと高知レストランの価格が存外高いというお話でございましたけれども、価格の設定に関して一応やはりあの場所での相場ということの一つ勘案するということ、それからアンテナショップということでございますので、できるだけ幅広くたくさんの人に来ていただいて気軽に楽しんでいただく、それともう一つは、やはりアンテナショップ、これは公費でもって運営をする、独立採算と言いながらその賃料というのを負担するというところでございますので、広く知っていただく、たくさんの人に来ていただくということと利益とのバランス、そういったところを勘案しながら、今後も価格の設定ということを考えていきたいと思いません。

それからお酒について、お酒をもっとという

お話でございましたけれども、2階のレストランは議員がお話しのとおり、確かにお酒が出ると収益も上がるという構造ではございますけれども、それだけではなくて、地下にも売り場がございますので、3フロア全体でどういうふうなアピールをしていくのか、これもあわせて検討していきたいと思っております。

○24番（ふぁーまー土居君） 濟いません。もうあえて言うことはないんですが、部長、まるごと高知の人気度、ネットでアンテナショップの人気度といったら、民間なんだと思いますが、そういうランキングが出てきますわ。それで、やっぱり北海道とか沖縄とか、なぜだかようわからんけれど、新潟のとか出てきます。ほんで、大体そういうデータというのは、ベスト10ぐらいまでは名前が出ちゆうがですわ。確かに動員で言うたら69万ということで、70万以上のところはかなり近づいておりますが、そういったところへも顔をのぞかせれるような、特にこれは目で見える物販のほうになるかもしれませんけれども、そんなところもちょっと今後頑張っしてほしいということは、これも要請で構いません。

それと、最後の最後に、教育長、レスリングについての詳しい御答弁ありがとうございました。本当に中学生で女子で全国トップという生徒さんもおられるのも、私も知っておりますので、あえて中学校レベルでの裾野の拡大をお願いしたいということで質問させていただきましたが、特にまたレスリングに関しては、男子も女子も競技種目があるということですので、非常に裾野も広がっていいと思います。これも要請でございますので、ぜひとも御尽力よろしくをお願いします。

以上をもちまして、私の全ての質問を終わりとさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、本日の議

事日程は終了いたしました。

明4日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後5時散会

平成27年 3月 4日（水曜日） 開議第 4日

出席議員

1番 金子 繁昌 君
 2番 加藤 漠 君
 3番 川井 喜久博 君
 4番 坂本 孝幸 君
 5番 西内 健 君
 6番 西内 隆純 君
 7番 弘田 兼一 君
 8番 明神 健夫 君
 9番 依光 晃一郎 君
 10番 梶原 大介 君
 11番 桑名 龍吾 君
 12番 佐竹 紀夫 君
 13番 中面 哲 君
 14番 三石 文隆 君
 15番 森田 英二 君
 16番 武石 利彦 君
 17番 浜田 英宏 君
 18番 樋口 秀洋 君
 19番 溝渕 健夫 君
 20番 土森 正典 君
 21番 西森 潮三 君
 24番 ふあ一ま一土居 君
 25番 横山 浩一 君
 26番 上田 周五 君
 27番 中内 桂郎 君
 28番 西森 雅和 君
 29番 黒岩 正好 君
 30番 池脇 純一 君
 31番 高橋 徹 君
 33番 坂本 茂雄 君
 34番 田村 輝雄 君
 35番 岡本 和也 君
 36番 中根 佐知 君
 37番 吉良 富彦 君
 38番 米田 稔 君

39番 塚地 佐智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 尾崎 正直 君
 副 知 事 岩城 孝章 君
 総 務 部 長 小谷 敦 君
 危機管理部長 野々村 毅 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 井奥 和男 君
 文化生活部長 岡崎 順子 君
 産業振興
 推進部長 中澤 一真 君
 理事（中山間対
 策・運輸担当） 金谷 正文 君
 商工労働部長 原田 悟 君
 観光振興部長 伊藤 博明 君
 農業振興部長 味元 毅 君
 林業振興・
 環境部長 大野 靖紀 君
 水産振興部長 松尾 晋次 君
 土 木 部 長 奥谷 正 君
 会 計 管 理 者 大原 充雄 君
 公営企業局長 岡林 美津夫 君
 教 育 委 員 長 小島 一久 君
 教 育 長 田村 壮児 君
 人 事 委 員 長 秋元 厚志 君
 人 事 委 員 会 長 福島 寛隆 君
 事 務 局 長 島田 京子 君
 公 安 委 員 長 國枝 治男 君
 警 察 本 部 長 朝日 満夫 君
 代 表 監 査 委 員 吉村 和久 君
 監 査 委 員 長 事 務 局 長

事務局職員出席者

事務局 長 浜 口 真 人 君
事務局 次 長 中 島 喜 久 夫 君
議 事 課 長 楠 瀬 誠 君
政 策 調 査 課 長 西 森 達 也 君
議 事 課 長 補 佐 小 松 一 夫 君
主 任 沖 淑 子 君
主 事 溝 渕 夕 騎 君



議 事 日 程 (第 4 号)

平成27年3月4日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成27年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 平成27年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 平成27年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 平成27年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 平成27年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 平成27年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 平成27年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 平成27年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 平成27年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 10 号 平成27年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 11 号 平成27年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 12 号 平成27年度高知県流通団地及び工業

団地造成事業特別会計予算

- 第 13 号 平成27年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 14 号 平成27年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 15 号 平成27年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 16 号 平成27年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 平成27年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第 18 号 平成27年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 19 号 平成27年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 20 号 平成27年度高知県電気事業会計予算
- 第 21 号 平成27年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 22 号 平成27年度高知県病院事業会計予算
- 第 23 号 平成26年度高知県一般会計補正予算
- 第 24 号 平成26年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 25 号 平成26年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 26 号 平成26年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 27 号 平成26年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 28 号 平成26年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 29 号 平成26年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第 30 号 平成26年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
- 第 31 号 平成26年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 32 号 平成26年度高知県農業改良資金助成

事業特別会計補正予算	第 50 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 33 号 平成26年度高知県営林事業特別会計補正予算	第 51 号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
第 34 号 平成26年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号	恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料等の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号 平成26年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 53 号	知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
第 36 号 平成26年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県税条例の一部を改正する条例議案
第 37 号 平成26年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 55 号	高知県調理師法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 38 号 平成26年度高知県病院事業会計補正予算	第 56 号	高知県看護師等養成奨学金貸付け条例及び高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案
第 39 号 高知県民生委員定数条例議案	第 57 号	高知県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案
第 40 号 高知県産学官民連携センターの設置及び管理に関する条例議案	第 58 号	高知県の事務処理の特例に関する条例及び高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例の一部を改正する条例議案
第 41 号 高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例議案	第 59 号	高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 42 号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例議案	第 60 号	高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
第 43 号 高知県情報公開条例及び高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 61 号	高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 44 号 高知県行政手続条例の一部を改正する条例議案	第 62 号	高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する
第 45 号 高知県手数料徴収条例及び高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案		
第 46 号 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 47 号 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 48 号 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 49 号 高知県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例議案		

基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 75 号 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案
第 63 号 高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 76 号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
第 64 号 高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 77 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 65 号 高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 78 号 高知県理学療法士養成奨学金貸与条例を廃止する条例議案
第 66 号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 79 号 高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案
第 67 号 高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 80 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 68 号 高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 81 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 69 号 高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例議案	第 82 号 県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 70 号 高知県宅地建物取引業法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	第 83 号 県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市の負担の変更に 関する議案
第 71 号 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案	第 84 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
第 72 号 高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 85 号 国道439号社会資本整備総合交付金(木屋ヶ内トンネル)工事請負契約の締結に関する議案
第 73 号 高知県教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例議案	第 86 号 高知県公立大学法人がその業務に関して徴収する料金の上限の変更の認可に関する議案
第 74 号 教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例議案	第 87 号 高知県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例議案
	第2 一般質問 (3人)
	————— ❦❦❦ —————
	午前10時開議

○議長（浜田英宏君） これより本日の会議を開きます。



質疑並びに一般質問

○議長（浜田英宏君） 直ちに日程に入ります。

日程第1、第1号「平成27年度高知県一般会計予算」から第87号「高知県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例議案」まで、以上87件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

31番高橋徹君。

（31番高橋徹君登壇）

○31番（高橋徹君） おはようございます。みどりの会の高橋でございます。任期4年の最後の質問でございます。きょうは皆様にも大変御心配と御迷惑をおかけいたしました鏡川漁協の問題について、少し長くなりますが御報告をさせていただきます、また通告に沿って質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、鏡川漁協に関する一連の問題について申し上げます。

高知新聞、平成23年7月22日付の新聞報道にございましたが、大きな見出しで「鏡川漁協 夏祭りに注文次々」、そして「「花火かす困る」「テント設置を」」「指定業者参入も主張」「主催者困惑 J Cは中止」、この記事を受けて、以前から長年アユ漁を続けてこられていました組合員の方々から、この機会を捉えて組織の正常化を図りたいとの思いから、水協法に基づき正組合員数の5分の1の署名をもって臨時総会を開催することができることから、全ての役員を解任し新たな体制を発足し出直しを図ることを確認し、署名集めに奔走したことでございました。5分

の1、20%の署名集めに数日間を要しましたが、土佐山、鏡両地区の組合員の改革に対する思いは予想を超える大きな執行部への不満があり、11月18日、組合員数327名の中から32.7%に当たる107名が、現在の鏡川漁協執行部は組合員の総意とほど遠いとして、役員改選のための臨時総会の開催を求める文書を提出いたしました。

臨時総会の開催の公告期日は11月30日、招集通知日は11月22日、開催日時は12月8日午後6時からとなり、開催場所はこうち男女共同参画センターソール3階会議室で行うこととなりました。出席者員数については本人出席が113名、代理人出席が179名、書面での員数については改選をする者14名、改選をしない者2名でございました。

まず、旧執行部から挨拶の後、議決事項については役員改選の件について協議することとなり、議長決定の件について協議する中で選挙となり、2名が立候補し、私が154票、もう一方が101票との投票結果で私が議長となり、議事進行を図ることとなりました。議事進行については、執行部の方々の弁明等の御意見も頂戴する時間もとる中で、会場借用時間が午後9時でございましたので、午後8時過ぎに賛成、反対の投票とすることといたしました。その間、やじと怒号の中ではございましたが、粛々と議事進行を図り、投票結果は改選に賛成171票、反対129票——委任状も含むとなり、理事10人、監事4人の退任が決定いたしました。

その後、県は20日に、理事不在となっていることから一時理事を選任して新役員の選出作業に入り、1月末にも新体制を発足させる意向を表明、またアユ冷水病などの感染源として疑われる琵琶湖産アユなどの稚アユの放流を中止することも鏡川漁協に要請する考えも示し、当時の県議会の産業経済委員会で説明しております。

なお、平成13年県内水面漁連の組合長会が全

会一致で放流中断を決議いたしていましたが、鏡川漁協は平成18年から琵琶湖産アユを毎年放流し、漁連が再三の中止を求めている中、放流を続けていたのが現状であります。

また、一時理事については、水協法に基づき、役員不在となった場合、職務行為者を行政庁として組合員の請求を受けて選任できることとなっていることから、今後一時理事が中心となり役員推薦会議、臨時総代会等を経て理事10名、監事4名の選出を行うこととなり、一時理事には元県の海洋局長松村勝喜氏と元同次長の広沢国昭氏を選任いたしました。

年が明けて平成24年1月10日に、役員不在の中で組合への加入申請などを審査する組合員資格審査委員会を旧執行部主導のもと開催し、7人中5名出席で現行の327名を上回る373人をわずか1時間足らずの時間で審査し、新組合員として認める手続がとられていました。選任された一時理事のお二人はこのことを知るところとなり、この後の新役員選任手続に備え、投票などを有利にするための大がかりな組合員の水増しが実行されたとの疑念を持たれたことと思えます。

組合員資格審査委員会は毎年1月に開催となっており、開催通知は前年度の11月、つまり旧執行部の案内のもと行われていたもので、役員不在のまま事務員に旧役員が指示して行ったわけであります。なお、これまでも10から20人程度の加入申し込みはございましたが、一度に数百人の加入申請があるのは通常では考えられない異常なことであります。組合員倍増という異常事態が発覚し、これまでの経緯の確認等、奔走する中で、2人の自宅に一時理事の対応を批判する内容の文書が複数回、内容証明郵便で届き、電話でのやりとりなどで、ほとんど疲れ果て沈痛な表情を見せ、「引き受けたときはこれほど大変な任務だとは思わなかった。期待され

た任務を途中で放棄したとの指摘は免れない」とのコメントを残して辞任に至ったところでもあります。

なお、12月8日の解任決議の後の1カ月余りの間、旧役員がたびたび夜遅くまで漁協事務所に入出入りしているとの近所からの情報もあり、漁協事務所のあり方について水産振興部にたびたび申し入れましたが、何らの対応もしなかったことも問題であったと思う。

そして、その後の対応については、県は3月27日、役員不在が続く鏡川漁協の臨時総代会を尾崎知事名で高知城ホールで午後6時半から開催することとし、総代73人に通知し、当日55人が出席——うち29人が委任状と書面決議——し、2月に同漁協の役員推薦会議が推薦をしていた理事10人、監事4人の役員候補を、議長を除く52対2の賛成多数で選任をしたところがございます。その翌日、県は新役員決定を知らせる公告を漁協事務所に行い、28日午後臨時理事会を開催し、現在の鏡川漁業協同組合の新執行部の顔ぶれが決定したところがございます。つけ加えて申しますと、尾崎知事名での臨時総代会が開催されているさなか、旧執行部は県民文化ホールで旧組合長名で臨時の総会を開催しており、解任されたにもかかわらず、わけがわからない状況でありました。

さて、新体制となつてのこれまでの経過を申し上げますと、まず運営の透明化を目指すこと、さらに不透明な会計処理の是正に取り組みました。そして、アユ放流については、県指導のもと全て内水面漁連の稚アユを購入、全ての支出についても厳格に精査するし、理事、監事は一人一人の組合員の思いをしっかりと受けとめ、透明性が高く開かれた新生鏡川漁協を目指すことを確認いたしました。

まず、その年度の初めの4月26日、稚アユ500キロ、約4万匹を新体制になって初めて放流す

ることとし、広報活動も功を奏し組合員40人近くが参加し、久しぶりの放流への参加となったことから、みんな満面の笑みを浮かべ、組合員同士の交流の大きな一歩となったところでございます。

また、その後の旧役員からの新執行部に対する行為は、私個人の予算委員会での発言に対する提訴と鏡川漁協に対して11件の訴えを起し、そのうち私個人の予算委員会での発言は双方弁護士を立てての裁判で、いずれも棄却されました。さらに、鏡川漁協に対しての11件は、1件が和解、2件は相手方が取り下げ、残る8件のうち5件については高知地裁で棄却、残る3件のうち2件を相手方が高松高裁へ控訴、1件を漁協が高松高裁へ控訴し、相手方の2件は控訴理由を認められず原判決、つまり棄却され、我々の控訴については高松高裁では原判決を取り消し、控訴理由を認められました。したがって、全ての裁判で、我々がこれまでの正義をもって粘り強く一つ一つ十分審議を尽くしてきた対応を高く評価していただいたものであります。

なお、これまでの経過を振り返ってみますと、県の任命した一時理事も途中で辞任、水産振興部の所管の管理職も一時休職もありました。我々も一時は全ての役員が辞任し、県に対応を任せることも考えましたが、我々が辞任をすればさらに混乱することが予想されたので、一致結束して事に当たった次第であります。

新体制になって約9カ月間近く、県庁周辺や私どもの地元であります福井町、理事の一人である市議の地元初月地区、市議である代表監事の地元鏡地区では連日のように車による拡声機を使っての批判がございました。特に議会中にもたびたび議場に響く拡声機の音で、執行部の皆さんや議員の皆様には大変御迷惑をおかけいたしました。また、それぞれの地区民の方々にも大変な御心配と御迷惑をおかけいたしました

こと、組合を預かる代表理事として心からおわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

次に、鏡川漁業協同組合が協定書等の覚書で水資源環境育成資金としてお支払いを受けている内容等について申し上げます。

まず、高知県河川課から取りまとめてお支払いを受けている高知県公営企業局、高知市上下水道局、四国電力株式会社では協定書に基づき合計990万円、そして太平洋セメント土佐山鉱業所からは1,300万円をお支払いいただいております。我々が新役員となる平成24年には前の執行役員の方々が、太平洋セメントに、新たな協定書を作成し倍増の2,600万円を提示しており、我々は驚いたところでございました。

そこで、新体制に移行した際、太平洋セメントに我々が出向き所長以下管理職の方々と面会をし、土佐山の鉱山における採掘量が従来の3分の2、つまり240万トンに減少していることなどを伺い、減額の方向で検討することといたしました。その結果、24年は900万円、25年からは採掘量を勘案して1,300万円から500万円減額して800万円といたしました。また、28年からは新たに協議することといたしております。もちろん、太平洋セメントにつきましては高知県経済における雇用等の面で大きく貢献していただいておりますので、鏡川漁業協同組合としてもそのことに十分配慮することが必要であるとの認識で、今後対応することといたしました。

今年度は役員改選の年度でございますが、これまでの我々のとった行動に対しまして、多くの方々から新生鏡川漁協は市民の川としての認識をしっかりと持ち、開かれた漁協としてよく頑張っているねとのねぎらいのお言葉をたびたびいただくことがございます。また、これまで続けてきた鏡川河畔でのイベントは従来どおり全て復活をいたしましたので、申し添えておきま

す。

特に私たちが感激をしたのは、高知市の誰とは言いませんが、執行部を預かる方から早いうちに、よく頑張ってくれましたねと我々の労をねぎらうお話を頂戴いたしました。残念ですが、県の方からは誰ひとりねぎらいのお話を頂戴することはございませんでした。

次に、先日の建設業者からの地区協力費について申し上げます。

我々が新執行部を立ち上げて間もなく、24年5月に高知地区建設業協会との話し合いの場がございました。その際、24年度まで続いておりました地区協力費について協議し、その中で我々の理事の中で直ちに廃止すべきとの意見もありました。しかし、長年の経過もございましたので、当然総代会にもお諮りする必要がございましたので、24年から1000分の4を1000分の3とすることとし、協定書の見直しを行ったところでありました。

27年になって国交省発注工事において問題が高知新聞で報道されたことを受け、我々も見直す時期を考えておりましたので、早速1月29日に高知地区建設業協会と話し合いの場を設けました。その際、協会側から例の新聞報道を例に挙げ、今後の協力金のあり方について説明を求められました。協会側からは減額についての意図は感じられませんでした。私からは今後については理事会で協議し、早い時期に何らかの方針を出していく旨回答をさせていただいたところでございました。

ちょうどその日の6時から理事会となっており、理事10人中8人出席しておりましたので、協会との話し合いの内容について説明をしたところでございましたが、高知県警のOBでもあります私どもの専務理事から、この問題については理事会で協議できるとの意見があり、追加の協議事項として協議いたしました。新聞報道

のとおり協力金については廃止、廃止理由については工事発注積算書に予算計上されていないものについて協力金としてもらうのはふさわしくないとの結論となり、1000分の3とはいえ、この厳しい建設業界の実態を考慮すべきとの意見がありました。したがって、改めて新年度5月に協定書の見直しを行い、内容については鏡川は高知市民の命の水でもあることから、建設業界の機動力も期待をし、漁協関係者はもちろんのこと、アユ漁解禁前に例年行っている河川の一斉清掃の中身を充実させ、強制ではありませんが、御協力いただける内容として見直し作業を行う方向で検討することとなっております。

また、我々漁協は県内17河川で構成する内水面漁業協同組合連合会の一員でもあります。25年の決算は23万円余りですが、鏡川は流域面積もさほど大きくありません。仁淀川、四万十川、物部川等流域面積の大きく異なる組合がございましたので、我々と同じく対応をとることについては慎重にせざるを得ない場面も出てくるのではないかと考えています。

以上、長々と述べましたが、水産振興部長にこの件についての御意見、御感想等ございましたらお聞かせいただきたいと思います。

次に、狩猟行政についてお伺いをいたします。

高知県猟友会の会員は、上部団体である一般社団法人大日本猟友会の会員でもあります。昨今の狩猟環境は大きく変貌し、昔ながらの趣味猟については少なくなっております。特に、高知県内におけるキジ、ヤマドリなどの飛鳥を中心に狩猟にかかわってきた方々から聞こえてくる話は、キジもヤマドリも少なくなってきたが、犬を連れて山に入ればイノシシの侵入防止の柵だらけ、また少し山奥に入ればわなだらけ、鳥撃ちはもう終わりじゃのう、こんな話をあちこちから聞く私は、県猟友会長としてこの発言に反論、否定することができません。近年は、国

策として有害鳥獣駆除の予算も大幅に増額をし、県も国の指導のもとに積極的に対策に乗り出している。我々猟友会としても積極的な取り組みをしてきた結果、年々大きな成果も上げてきたところであります。

さて、27年度から新たな狩猟税の減免が図られることとなったと存じますが、その制度について総務部長にお聞きをいたします。

このことは、我々が長年申し入れてきたところでございまして、高知県議会でもこれまでに多くの先輩議員の方々が申し入れをしていただいております。特に、大日本猟友会でも自由民主党の先生方を中心に鳥獣捕獲緊急対策議員連盟を立ち上げていただき、本県出身の国会議員の先生方には特に窓口となって御支援をいただき、おかげさまで我々の狩猟環境を整えていただいております。ただ、議連の要求は狩猟税の撤廃でしたが、レジャー目的のみの狩猟者は今までどおりでございます。

御案内のように、銃猟狩猟者は当県においても減少の一途でございます。組織の存続をかけ若い狩猟者の確保のため、女性ハンターを集めた座談会の開催やフォーラムの開催等、猟友会単独もしくは県との共催などで狩猟の魅力を積極的にアピールすることに努めております。

このような取り組みの中、銃猟初心者が免許を取得しても、たちまち実施隊員や認定事業者はもちろん、有害鳥獣駆除に参加することは難しいのではないのでしょうか。このような現実を思うに、初心者はまず趣味としての狩猟や標的射撃から始めるのが主流でございます。そして、経験を積み猟友を広め、猟友会仲間と有害鳥獣駆除に駆り出されるのが現実でございます。この事情を理解せず、一方で若者の確保を声高に唱えても、若者確保の大義にはなりません。我々としては引き続き狩猟税の全廃の取り組みを大日本猟友会を通じて行っていきたいと思います。

以上、現状を踏まえての猟友会としての考え方を申し上げましたが、中山間対策・運輸担当理事に御感想等ございましたらお聞きをしたいと思います。

最後になりますが、もう一点お聞きします。

来年度より、わな猟免許の取得が現在の20歳以上から18歳以上より可能になるとお聞きしております。どのような取り組みを検討しているのか、またその背景についても中山間対策・運輸担当理事にお聞きをいたします。

次に、紅水川周辺における浸水対策についてお伺いします。

高知新聞の記事を拝見いたしますと、「紅水川越流防止壁など整備」とありました。内容は、これまでの集中豪雨で周辺の浸水被害が発生したことを受け、昨年10月に県、市の担当者らで高知市街地浸水対策調整会議を立ち上げ、2月23日の第2回会合で越流対策について協議したとあります。

紅水川については、万々商店街を通る県道弘瀬高知線の石神橋に、道路を塞ぐ形で一時的な陸間を設置することが有効な対策として確認されたとありましたが、私はこのことについて昨年予算委員会で取り上げ、石神橋からの越流はほとんど見られず、むしろ周辺の内水をいかに石神橋下流へ、つまり河川幅が広がっているところへ流し込む必要性を地元関係者と確認協議し申し上げましたが、そのことを全く無視しての議論ではないかと強い憤りを感じております。

もちろん全く否定するものではございませんが、橋を越流するまでに周辺の低いところでは1メートルを越す浸水が見られます。この現実をどう解決するのか、土木部長に御教授いただきたい。

また、豪雨時越流が確認されていないのに、この幹線道路を誰が遮断するのか大問題でござ

います。緊急の場合どうするのか。この幹線道路は交通量も多く、住民の理解を得ることにはなりません。全くもって現場を知らない空想としか思えません。以上の点について土木部長にお伺いをいたします。

次に、高知海岸の堤防工事をめぐる恐喝未遂事件、高知新聞の記事についてお伺いをいたします。

この事案については、現在警察による捜査が行われておりますが、国交省が発注する高知市春野町戸原と長浜の堤防改良工事にかかわる工事について、元暴力団幹部が介入し、暴力団をほのめかしおどかすと新聞記事にありました。

記者の取材では当初、「行政は見て見ぬふり」地元対策は業者任せ」とありましたが、2月19日の記事では、「県「業者任せ改める」」とありましたが、類似の事案はたびたび情報として寄せられていたと思います。今後の土木部の対応について土木部長にお聞きいたします。

したがって、我々から見れば遅きに失した感も否めません。なお、県道春野赤岡線の戸原、長浜周辺に買収済みで未登記の個人名義の土地が残っているとの情報をいただいたこともありました。存在するのか、また新しく補強された高知海岸の堤防敷地や海側に個人名義の土地が存在していることもお聞きいたしました。このような未登記の土地が残っているとすれば、工事の際に土地所有者の了解、問題などトラブルの原因になりやすいと思うが、道路や海岸堤防の未登記地の処理について、現状の認識と今後の対応についてあわせて土木部長にお聞きをいたします。

次に、建設業における若年者雇用推進と人材確保について申し上げます。

昨今、我々が耳にするのは、建設労働者を職業安定所を通じて募集しても全く紹介がない、募集要項に資格は問わない、また賃金について

も決して低くはない。ある業者は先日約6カ月たっても一人も来ない、そんな話をあちこちから耳にする。さまざまな原因が考えられる。1つは、平成10年ごろから公共事業の削減でまず仕事量が激減したこと、そのことによってそれまで雇用していた労働者の整理をそれぞれの企業が大きく行ったことが主な原因であろう。また、労働力に対しての対価が思わしく伸びていない、つまり大手ゼネコンは別として高知県における建設業者は極端に体力がなくなっている。特に数年前の談合事件で摘発を受け課徴金を支払った業者などは、大変厳しい状況にあることは間違いない。しかし、そのツケは下請を行っている中小の零細企業にも当然及んでくる。

御案内のように、高知県はこれまで公共事業を中心として建設業界でずっと雇用の下支えを行ってきた。最近の本県における公共事業の発注を見てみると、ほとんどが最低制限価格ぎりぎりまで受注していることがうかがわれる。片方で、設計金額が安過ぎて受注しても採算が合わないので不落となるケースが続出している。一度発注者であるあなた方でやってみてはと言いたくなる。公共事業の発注者は、土日、祭日は休養日、年末年始の休日、年間20日の有休、おまけに夏場には夏季鍛錬と称して5日の休みがある。1時間残業すれば数千円の残業代、休日出勤でもしようものなら休日出勤で倍増、30年以上そこそこに働けば2,000万円を超える退職金、公務員天国とは昔の人はよく言ったものだと私は感心する。余りにも差がある労働環境であることには間違いない。

そこで、本題に戻りたいと思う。現在の建設業における労働者の待遇、処遇は、公務員等他産業と比べて非常に悪いことが原因である。賃金そのものも低い、退職金など福利厚生面でも他産業に比べて劣っている。さきにも述べましたが、設計金額が非常に厳しいこと、また過

当競争が続いている高知県のような地方の中小企業が下請を負う小規模工事は、大規模工事と比べて効率も悪く、設計金額の上限で落札して初めて採算の得る経営ができる状況にある。昨年6月に品確法が改正され、受注者に適正な利潤を確保することが明記されたが、いまだに最低制限価格すれすれで落札が続いております。

先日、赤表紙の建設業退職金共済制度の冊子を拝見する機会があって、少し中身について勉強しました。私自身の勉強不足も甚だしいが、建設労務者1日当たり310円を手帳に張り、最低500日張れば退職金が受け取れる制度となります。310円の証紙を月23日出勤し証紙を張ると1カ月で7,130円、丸1年この状況が続けると年8万5,560円、35年で299万4,600円となる。しかし、証紙として購入し積み上げてきたもの全てが支払われるかどうかは私は検証はしておりません。

建設現場は危険も伴い、夏場は野外での炎天下での作業も多く、冬は冬で寒さとの闘いである。何かの魅力を感じる職場に改善しなければ、日本の国土を災害から守ることはできない。せめて退職金となる原資を3倍近くに引き上げ、将来にわたって懸命に働けば、1,000万円とは言いませんが、これに近い退職金となる制度を考えてみてはどうかと思う。地方創生、田舎に人材を残したい、今まさにこのことに国を挙げて取り組もうとしている。例えば、田舎で田畑を持ち兼業で、田畑は奥さんに、御主人は建設労務者に、ともに田畑を守りながら集落でともに頑張る、そうすれば600万円以上の退職金が支払われる制度となれば、まさに一石二鳥ではないでしょうか。

公務員と建設労務者の大きなギャップを目の当たりにすると、少し品位のない文章となりました。しかし、この現実を改善していくのは執行部の皆さん方ですので、そのことを肝に銘じてほしい。以上のことについて勉強不足の感も

否めませんが、建設業における共済制度の状況や、若者が業界で希望を持って働きたいと感じる魅力ある建設現場となる取り組みについて、土木部長から詳しくお聞かせをください。

また、以前は農繁期は別として結構農業、林業に従事している方々が建設現場で働いていましたが、最近では見かけません。中山間地域で生活を維持していくには、建設業をベースに農業や林業を兼業していくことが大切だと思われるが、この点はどうか、土木部長にお聞きをします。

また、公共事業における現場施工管理等、以前から比べると格段に提出書類がふえてきています。この点も一度再点検し、簡素化することで工事業者の負担を軽くすることにもつながると思います。この点についても土木部長にお伺いをいたします。

最後でございますが、献血についてお伺いをさせていただきます。

これまでも善意の献血について伺ってまいりました。県全体としての献血者数は余り伸びておりません。また、使用率については高いとも伺っております。献血は決して強制できるものではないかと存じます。したがって、善意の県民の意識に頼らなくてはなりません。

そこで、県庁での献血についてもこれまでに何度か伺っておりますが、27年になって少し献血者がふえております。何かの対応をされたのではないかと存じますが、県庁職員のこれまでの献血状況と県全体の献血状況の推移について健康政策部長にお聞きいたします。

以上で第1問とさせていただきます。

(水産振興部長松尾晋次君登壇)

○水産振興部長(松尾晋次君) 鏡川漁協の取り組みの状況に対する意見や感想についてお尋ねがございました。

鏡川漁協はアユやアマゴなどの放流を積極的

に行うとともに、市民参加による環境保全の活動などにも取り組まれております。さらに、国際的に資源状態が危惧されているニホンウナギについて、県内の他の河川に先んじて、みずから禁漁期間を拡大し資源の保全に取り組まれるなど、内水面漁協としての役割を果たされておりますが、今後とも河川漁業の振興に積極的に取り組んでいかれることを御期待申し上げます。

協力金につきましては、言うまでもなく根拠のない不当な要求をすることは許されるものではありませんし、受け入れた協力金についても漁協の収支にきちんと計上し用途を明確にするなど透明性を高めることが必要ですので、今後こうした視点からの指導をさらに強めてまいります。今回鏡川漁協が地区の建設業協会と話し合わせ廃止の決定をされたことは尊重されるべきものと考えております。

(総務部長小谷敦君登壇)

○総務部長(小谷敦君) 平成27年度から予定されている狩猟税の減免制度についてお尋ねがございました。

今般の改正は、平成25年に国において策定された抜本的な鳥獣捕獲強化対策に基づく有害鳥獣捕獲目標の達成のために、捕獲を支える人材の確保が重要であることから、捕獲に従事される方について狩猟税の軽減措置を講じようとするものでございます。

狩猟税は、都道府県による狩猟者登録を受けた者がレジャーとして狩猟を行うに当たり、都道府県の行政サービスを受けることに着目して課されるものですが、市町村長の任命を受けて有害鳥獣の駆除を行ういわゆる対象鳥獣捕獲員の方については、現行税率が2分の1とされておりますが、改正後は狩猟税を課さないこととなりました。

次に、本年5月に施行予定の鳥獣保護法の一

部改正により、鳥獣捕獲等を行う法人に係る都道府県知事の認定制度が新設されましたが、この認定を受けた法人において鳥獣捕獲等に従事する方について、狩猟税を課さないこととなりました。

次に、狩猟者登録を申請した日前1年以内に、鳥獣被害防止の目的で都道府県等の許可を受けて行う許可捕獲に従事された方について、税率が2分の1とされることとなりました。

最後に、これらの軽減措置は、先ほど申し上げました有害鳥獣捕獲目標の見直しが対策の策定からおおむね5年後に行われることから、その見直しの時期に合わせて平成30年度までの時限措置とされているところです。

(中山間対策・運輸担当理事金谷正文君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事(金谷正文君) 狩猟者の確保のためには、狩猟税の全廃が必要だと思うがどうかのお尋ねがありました。

県といたしましては、鳥獣被害対策を強力に進めてまいりますためには、担い手の確保、狩猟者の負担の軽減などを含めた総合的な支援が必要との考えのもとに、これまで市町村とも連携し対策を講じてまいりました。新たに狩猟免許を取得する方に対しましては、試験回数とともに地域での試験実施の機会をふやすなど負担の軽減を図ってまいりましたし、射撃の教習や事前講習費用など免許取得時に必要な経費の助成などを実施してきております。

また、捕獲の段階では、狩猟期以外の有害捕獲の場合には鹿、イノシシに対する報償金を上乘せしておりますし、狩猟期間中の鹿捕獲に対しましても報償金制度を設けております。さらに、平成25年度からはくくりわなの無料配布を実施するなど、トータルとして狩猟者の方の実質的な負担の軽減を図っているところです。

今回の狩猟税の改正は、有害捕獲を支える

方々の負担の軽減を図ろうとするもので、改正案では、狩猟期間前に有害鳥獣の捕獲に従事された方については狩猟税の2分の1が減免されることとなります。これまでの負担軽減策に加え、さらに税の負担軽減が図られますことで、今後有害鳥獣の捕獲と担い手の確保に弾みがつくのではないかと期待をしております。

次に、わな猟の取得年齢の引き下げの背景とそれを受けての取り組みについてお尋ねがありました。

全国的に鹿やイノシシなどによる農林水産業被害や自然生態系への影響などが深刻化する中で、有害鳥獣の捕獲の一層の促進と担い手の育成が必要との観点から昨年鳥獣保護法が改正され、一定の条件のもとではありますが、夜間の銃による捕獲が可能となる規制緩和策などとあわせて、わな猟の免許取得年齢が引き下げられることになりました。

県内の狩猟者は高齢化が進んでおり、鳥獣被害対策を進めていく上で新たな担い手を確保していくことが課題となっております。このため県といたしましては、高知県猟友会を初め関係機関とも連携し、若い方にも狩猟の魅力や社会的な役割に関心を持っていただき、みずからも狩猟に取り組んでいただけますように、特に若者や女性に焦点を当ててフォーラムを開催するなど啓発に努めているところです。

来年度は、これまでの取り組みに加え、新たに県立農業大学校に鳥獣被害に関する特別講座を設け、これから農業に従事しようとする若い方々に鳥獣被害対策に関心を持っていただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

(土木部長奥谷正君登壇)

○土木部長(奥谷正君) まず、石神橋周辺における浸水対策についてお尋ねがありました。

昨年8月の台風第12号及び第11号では、久万川や紅水川流域で多数の家屋が床上浸水するな

ど、多大な被害が発生しました。この被害を受け、県と高知市は連携して再度災害の防止に取り組むため、高知市街地浸水対策調整会議を昨年10月に設置し、浸水被害の原因分析とそれを踏まえた有効な対策メニューの検討を進めています。

この会議において浸水被害の原因は、久万川と紅水川からあふれた水による外水氾濫及び高知市の排水ポンプ施設の処理能力を上回る豪雨によって浸水した内水氾濫という複合的な要因によるものと分析しております。今回の浸水被害の解消に向けては、まずは外水氾濫の防止対策、次に内水氾濫への対策と順に検討することとしています。

先月23日に開催した第2回会議では、外水氾濫の防止対策について協議し、久万川での護岸のかさ上げや紅水川にかかる石神橋への陸閘整備などの対策案を作成したところであり、現在これらの対策案についてコスト面や実現性の観点から評価を行っているところです。内水氾濫への対策については、次回以降の会議において協議を行うとしており、議員御提案の石神橋下流へ内水を排出する方法についても対策案の一つとして検討し、高知市と密接に連携して総合的な浸水対策に取り組んでまいります。

次に、越流が確認される前に県道弘瀬高知線を誰が遮断するのか、また緊急の場合はどうするのかのお尋ねがありました。

昨年8月3日の台風第12号による豪雨の際、石神橋の流水阻害により紅水川があふれたことを受けて、高知市などの関係機関と連携し、氾濫防止のための緊急対応のルールを作成いたしました。これは、迂回路を確保した上で県が県道弘瀬高知線を閉鎖し土のうによる締め切りを行う作業手順や、閉鎖開始の基準となる紅水川の水位を取り決めたもので、これには道路管理者や警察署などの関係機関及び現場作業を行う

県からの委託業者との連絡体制も定めています。8月10日の台風第11号による豪雨の際には、実際にこのルールにより道路を閉鎖し、土のうによる締め切り作業を行いました。

この土のうの設置や撤去には、それぞれ20分程度の時間を要してしまいます。この時間を少しでも短くすることが交通への影響を小さくできる有効な対策案と考え、現在土のうにかわるものとして石神橋への陸閘の整備を検討しています。

なお、実際に陸閘の整備を実施する際には、施設の概要や運用方法などを住民の皆様様に説明する場を設け、御理解、御協力をいただきながら進めてまいります。

次に、高知海岸の堤防工事をめぐる恐喝未遂事件に関し、今後の対応についてお尋ねがございました。

暴力団などからの不当な要求に対しては、暴力団排除条例や、国や県の建設工事請負契約書において暴力団排除規定を定めるなど、公共工事からの暴力団の排除を進めてきたところです。

そうした中で、このたび国土交通省発注の工事で暴力団をほのめかす恐喝未遂事件が発覚したことを契機に、今後の県発注工事においては、暴力団などからの要求に限らず不当要求への対応として、受注者からの相談を受ける窓口を各土木事務所に設置するとともに、県警としっかり連携して対応できるよう、その体制を明確にしたところです。また、建設業界の対応としては、高知県建設業協会において会員、非会員を問わず建設業者が利用できる相談窓口を設置し、県や県警ともしっかりと連携をとりつつ対応していくとお伺いしております。

県としては、先ごろ開催された高知県建設産業団体連合会との協議の場において、建設業界の代表の方々に不当な要求には毅然とした対応をとっていただくとともに発注機関へ連絡して

いただくよう、それぞれの会員の皆様へ周知を要請したところです。さらに、年度当初に予定している建設業者を対象とした説明会や、夏ごろに開催するコンプライアンス研修などの機会を捉え、不当要求への対応を徹底してまいります。こうしたことにより、不当要求に対して毅然とした対応がとっていただけるよう、県も関係機関と連携して取り組んでまいります。

次に、県道春野赤岡線における未登記の個人名義の土地の存在、及び道路や海岸堤防の未登記地の処理に関する現状認識と今後の対応についてお尋ねがありました。

県道春野赤岡線の戸原地区と長浜地区においては、買収地の未登記は5件あります。また、高知海岸においては、平成6年当時に国直轄で堤防工事を施工するために取り交わした協議書によると、昭和30年代から40年代にかけて昭和南海地震からの復興を目指し、地盤変動対策事業や高潮対策事業で海岸堤防の整備を行った際、事業用地は地権者から寄附を受けたものの所有権移転登記は行われておらず、堤防敷地に個人名義の土地が多く存在しております。

これとは別に、高知海岸の仁ノ工区などでは、堤防の海側にも個人所有地が存在することから、堤防の補強工事に当たっては地権者からあらかじめ施工承諾をいただき、工事を進めている状況です。道路や海岸堤防の敷地に未登記の土地が残されている状況は、財産管理上好ましくないと認識しております。

未登記の解消が進まない理由としては、法務局の公図と現地が合わない地図混乱地域が多い上に、土地所有者間において所有地の境界について納得が得られていないことや、相続が発生している場合には、相続人の中に行方不明者や外国在住の方がいるなど、相続人の所在確認すら困難なことがあります。さらに、海岸については、昔塩田や原野であったところが一面砂浜

となり、原形をとどめておらず、境界の確定が一層難しいということがあります。

今後は、未登記が判明している箇所や、新たに堤防の耐震補強工事に着手する箇所未登記の存在が判明したときは、地図混乱地域の解消や筆界特定に専門的な知識を有する土地家屋調査士に委託するなどにより、未登記の解消に取り組んでまいります。

次に、建設業における共済制度の状況や、若者が希望を持って働きたいと感じる魅力ある建設現場にする取り組みについてお尋ねがありました。

建設業の退職金制度の一つとして、建設労働者の福祉の増進や建設業の振興を目的とした建設業退職金共済制度があります。国や県はこの普及を推進しております。この制度は、労働者が働く現場や事業主が変わっても働いた日数分が通算されて退職金が支払われる仕組みで、法令に基づき独立行政法人により運営されております。

この制度による退職金額が少ないのではないかというお話につきましては、既に建設業者との意見交換会の場でもそういった意見をお聞きしております。掛金の引き上げなど制度の見直しには、全国の各地域ブロックを代表する建設業協会会長などが委員となっている運営委員会で決定した上で、厚生労働大臣の認可を受けることも必要となっております。

また、県内の加入事業者の割合が5割程度であることも踏まえ、県としては、工事の契約締結時に加入の有無を確認するとともに、加入手続や証紙購入の窓口である高知県建設業協会と連携し制度の周知を図ることなどによって加入促進に取り組んでいます。

建設現場が若者にとって魅力あるものとするための取り組みについては、こうした退職金制度の普及に加え、適切な賃金水準の確保を初め

とする雇用環境の改善が必要であると考え、工事の平準化や十分な工期の確保に取り組んでいます。さらには、担い手の中長期的な育成・確保の観点から、建設業活性化プランをバージョンアップする中で、新たに建設業の経営者の方々を対象に、雇用環境の改善に向けた研修会や建設業支援アドバイザーによる個別指導も行うこととしています。今後とも若者に魅力ある建設現場とするため、こうした取り組みを推進してまいります。

次に、中山間地域での建設業をベースとした農業や林業との兼業についてお尋ねがありました。

農業や林業に従事しながら建設現場で労働するという形態は、特に働く場の少ない中山間地域では、かつてはよく見られていたと思います。こういう形態で働いている方々が減少していることについては、地域の人口減少や高齢化、これまでの公共事業の減少などが主な要因ではないかと考えています。

一方で、建設業には地域の雇用や経済を支える基幹産業という役割だけでなく、頻発する豪雨災害や南海トラフ地震への備えといった地域防災力のかなめとしての役割も求められるようになってきました。こうした役割を果たしていくには、建設業が健全な経営のもとで労働者を1年を通じて安定的に雇用できることが重要です。

このため、建設業団体から強い要望をいただいている工事の平準化に向け、繰越制度の柔軟な活用や来年度の県単独事業の一部を前倒して年度内に発注できるよう取り組んでいるところです。こうした取り組みを通じて、建設業が地域防災力のかなめとしての役割を果たすことは、中山間地域の活性化や農業、林業の振興にも寄与するものと考えております。

最後に、公共事業における工事提出書類の簡素化についてお尋ねがありました。

公共工事は、県民の暮らしと経済を支える社会資本の整備の中核をなすことから、公共工事の品質を確保することは非常に重要です。このため、工事が適正な施工プロセスに従って行われているのか、また施工の各段階で十分な品質管理がなされているかを確認する必要があります。確認方法として、例えば工事の各段階でのコンクリート強度などが所定の基準を満たしていることを確認するための品質管理資料や、適正な施工が行われたことを確認するための写真などの提出を工事の受注者に求めています。

こうした提出書類は、完成後であっても工事がしっかりとされた品質管理のもとに行われたことを示す根拠書類ともなります。また、昨年6月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律では、必要に応じて完成後の一定期間を経過した後に施工状況の確認や評価を実施するよう努めることが発注者の責務として求められていますので、今後提出書類の重要度が高まってくると考えています。

一方で、建設業協会との意見交換会などで提出書類の簡素化に関する御意見をお伺いしております。このため、平成19年度から建設業協会や土木施工管理技士会と提出書類の簡素化の検討を行ってきました。これまでに比較的小規模な工事での施工の手順を示した図面の省略など、34項目の提出書類の簡素化を行いました。今後とも引き続き建設業界の意見を聞きながら、国や他県の取り組みも参考にして工事の品質確保を図りつつ、提出書類の簡素化に取り組んでまいります。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) 県庁内における県職員の献血状況と県内の献血状況の推移についてお尋ねがありました。

県庁における献血については、新規採用職員研修の中で血液センターから献血の講話をいた

だくなど各種研修の場の活用や、職員向けの広報紙への掲載など機会を捉えて献血の啓発を行っています。また、県庁で献血を実施する際には、ポスターの掲示、各課への事前のメールでの呼びかけとチラシの配布、献血当日の庁内放送による周知を図っています。

今年度の本庁舎での献血実績を見てみますと、血液センターの献血バスに4回来ていただき、延べ献血者数は229人でした。1回当たりの献血者数は57.3人で、一昨年度の41.8人、昨年度の50.2人と比べ徐々に増加しています。1月初めに血液センターの県内血液在庫が大きく落ち込んだ際には、庁内放送で状況を説明し献血をお願いした結果、本庁舎ではこれまでで最も多い81人に献血していただきました。年間を通じてできるだけ多くの職員に献血していただけるよう、粘り強く協力を呼びかけてまいります。

また、県内の献血者数は平成22年度をピークに減少傾向が続いており、平成25年度の献血者数は3万3,592人、前年比99.3%でした。今年2月末現在の献血者数は、夏場の天候不順や台風の影響により献血バスや献血ルームによる献血ができなかったことなどから2万8,259人、前年同期比91.8%となっています。そうした中でも、中四国ブロックで血液量全体を管理しており、血液の需要と供給のバランスで採血計画を調整していることから、大きな不足はないと血液センターからはお聞きをしています。

将来にわたって必要な血液を確保していくためには、10代、20代の若者の献血者をふやしていく必要があります。本県の若い世代の献血率は他県に比べ高い数字ですが、少子高齢化に伴い献血可能人口は減少傾向にありますので、今年度初めて若い世代からアイデアを募集し、県内高校生からの提案で若者のボランティアを養成し、県民に献血の大切さを訴えるイベントを1月に実施したところです。今後もより多くの

県民の皆様に献血への御協力と御理解をいただけるよう、引き続き取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○31番（高橋徹君） 9分程度時間がございますので、第2問を質問させていただきたいと思っております。

まず、漁協の関係でございますが、皆様にも大変御迷惑をおかけいたしましたということで、一連の流れについて御説明をさせていただいたところでございました。当然、私自身が県議会議員でもございますので、この件についてはたびたび県の職員の方々とも協議もさせていただいたところでもございましたし、逐一私どもの漁協の大崎理事から県の職員に、裁判等のところについても御報告をさせていただいたところでございました。

ただ、非常に我々日々忙しい中で、我々の組合とはいえ、多くの提訴を受けて、それぞれの理事が、先ほど紹介をさせていただいたように、私自身も裁判所の被告席に立ち、我々の立場を、そして市民の川としての立場を申し上げ、そして裁判所でもしっかり我々の今までのあり方について御理解をしていただき、勝訴を勝ち取ったところでございました。たびたび理事会の中で、県の許認可権を持つ水産振興部の皆さんは、例えば常例検査であったり、これまでもいろんな話題が水産振興部のほうにあったわけで、早目早目に手を打てば、これほどまでになる状況ではなかったように思います。

部長もありきたりな答弁であったし、私どもはそんなに期待はしていません。ただ、漁協としての市民の川であるということ、市民の川として取り戻すということを一貫してそれぞれの理事、監事が当たった、そのことによって市民の川としての立場をしっかり漁協の運営の中で行っていく、そういった組織になったということの報告もさせていただいたところでございま

した。これ以上の部長からの答弁はいただくつもりもございませんが、私が漁協を預かる組合長ではありますが、それぞれの皆さんが一致結束をして頑張ってくれたということは間違いございません。

それで、土木部長にひとつお伺いをいたします。

まず第1に、石神橋周辺の越流を防止する、このことを第一前提に考え、一つの案を示したと、その後に内水排除をするということでございます。以前にもこの紅水川については既に扇町では道路を1,800ミリ、2メートルぐらい道路を上げています。非常に通行しにくい道路になって、たびたび事故も起こっています。そういったこともあって、もう10年ほど前だったと思うんですが、石神橋についてもかなり橋をかさ上げするという案もあったんです。しかし、そうしますと万々商店街のそれぞれの店舗がなくなりますので、それについてはどうも無理だろうと。それから開閉式、きょうの陸閘についてもお話があったところなんです。そのことについては地元として、その対策については問題があるということで、以前に県のほうに投げ返しをしています。

まず、協議をするのであれば、内水排除をまず下流に流し込む、下流は上流よりも恐らく倍とは言いませんが、河川幅が広がりますので、そこまで雨水をまず内水排除を持っていくということが第一であろうと思います。これは地域の声でございます。それと、一度この件について地元でお話し合いをする場も設けるといってもございますので、そういった場で住民との対話集会等をしていただいで、いい案を、また効果のある案をぜひ進めていただくようお願いをしたいと思います。

それと、知事に一度もお伺いをしていませんが、高知県の人口が非常に激減をしています。

それで、平成16年から26年まで、私、県の統計表を見てみましたら、10年間で6万6,000人減っています。ということは、年間6,600人の人口が高知県として減っています。今年度73万数千人でございますので、これから四、五年たてばこの推移で人口減が起きますと60万人台になるんじゃないか、こういった危惧もしております。知事のほうで人口減対策を懸命に頑張っておられますので、私どももこんなにしたらどうだろうというような意見は持ち合わせていませんが、6,600人ということになりますと、佐川町がたしか1万3,000人ぐらいの人口があると思いますので、2年すれば佐川町の人口が全てなくなる。こんな状況が続いています、現実としては。私も本当にここは危惧をするところでございます。

知事の地方創生、そして人口減対策、今年度力を入れてやるという決意のほども冒頭にもお聞かせをいただきました。頭数がそろわなくては何もできません。この人口減対策をしっかりと知事に進めていただいて、高知県の減っていく人口に歯どめをぜひかけていただくように、知事にはさらにお願いをしておきたいと思っております。

それと、献血のところでございますが、これは先ほども申し上げましたように、善意の献血でございます。それぞれ県庁の職員の中にも献血をしてみたい、そういった方々、たくさんおいでだと思います。それぞれの課で、献血車が来る日は決まっていますので、少し県職員のほうへそれぞれの所管課で管理職の方が声かけをすることによって献血率も上がってくるかと思っておりますので、ぜひ27年度、そういったことも念頭に置いて対策を図るようお願いをしたいと思います。

以上で私からの質問とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○土木部長（奥谷正君） 議員からお話がありましたように、内水対策についても次回以降しっ

かりと取り組んでいくつもりでございます。また、ありましたように、住民の、地域の声、これもしっかりと聞いた上で、効果的な対策になるように努めてまいりたいと思っております。

○知事（尾崎正直君） 通告外ではありますがけれども、人口問題は非常に重要な問題でありますので、お答えをさせていただきます。

65歳以上人口、15歳未満人口、これを比べてみますと高知県の場合、65歳以上人口というのが2.3倍なんです、15歳未満人口の。人口ピラミッドが物すごくいわゆる高齢の世代において大きくて、下のほうが小さいという構造になっています。これはもう何十年にわたるさまざまなことの積み重ねによってこういう形になってきているということです。そういう状況の中で、人口自体がしばらく減り続けるという現象自体というのは、どうしてもそれは変わりません。しかしながら、その中においてどうやって県民一人一人の生活を守っていくこととするか、さらに言えば人口の社会減をとどめ、さらに言えば生産年齢人口の比率を上げていくこととするか、そうすることで一人一人の暮らしをいかに守るか、そこが大きなテーマだと、そのように思っております。

どうしても高齢者の方のほうに人数が圧倒的に多いですから、生まれてくる方よりも亡くなる人の数のほうが多いという状況はしばらくは変わらないでしょう。しかしながら、その中でも一人一人の暮らしをどう守るか、その中で一番大事なことは、基本的にどうやって地域の強みを生かして、外から外貨を稼いでこられるような経済体質にしていくかということかと思っております。産業振興計画の取り組みなどを初めとして、一群の取り組みをしっかりと進めていく、さらには南海トラフ地震対策、これも我々にとっては非常に大きなチャレンジであり、ある意味高知県の弱みであります。この弱みさ

えも逆手にとって、例えば防災関連産業の育成をすとか、そういうことを通じて地産外商のできる県土づくりをすることでこの問題に対処していきたい、そういう形で地方創生の流れも追い風にしながら取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

○議長（浜田英宏君） 暫時休憩いたします。

午前11時18分休憩



午後1時再開

○副議長（桑名龍吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

1 番金子繁昌君。

（1 番金子繁昌君登壇）

○1 番（金子繁昌君） 自由民主党の金子です。

議長の許可を得ましたので、ざんじ質問をいたします。

まず、知事の政治姿勢、職員の意識改革について伺います。

本県は、全国に先駆けて人口の自然減による経済規模の縮小や過疎化の進展、災害の多発といった多くの課題に直面してきました。尾崎知事は、課題解決の先進県を目指し、これら課題に正面から取り組み、5つの基本政策を初め、中山間対策の充実強化、少子化対策や女性の活躍の場の拡大を掲げ、県勢浮揚に向けた基本姿勢は明快であり、副知事、教育長、警察本部長を初め全ての職員が努力しておられることに加えて、行財政改革を進める中で重要課題が山積する今、中長期的に健全な財政運営と課題解決に積極的な予算編成を行い、かつ知事部局の職員数を当面3,300人維持するとされたことについて、私は高く評価をするものです。

先般、2月24日付の高知新聞紙上において、同社が1月に実施した県政世論調査の結果について報道がありました。これによりますと、尾崎県政に満足していると答えた人の割合は75.6%であり、前回の2013年の調査時から依然と高い水準を維持しております。尾崎県政を評価する点として、高知から全国への情報発信が進んだこと、南海トラフ地震対策など防災体制の整備が進んだこと、社会基盤整備が進んだことなどを上位に挙げている方が多く、この結果は、尾崎知事がこれまで取り組んでこられた産業振興計画を初め、日本一の健康長寿県構想や南海トラフ地震対策など5つの基本政策の成果が如実に反映されたものであり、改めて知事の功績を評価するものであります。

他方、尾崎県政を評価できないという回答も少数ながらありました。こうした調査を実施すれば、一定批判的な数字は出てくるものと認識をしていますが、その中に私の目にとまる、気になる記事がありました。それは、尾崎県政を評価できない理由の上位3番目に、職員の意識改革が進んでいないことが挙げられていたことです。この理由の回答率15.9%、回答された人1,200人のうち190人という数字は、知事をリーダーに職員が一丸となって課題解決に取り組み、またその成果を残し、多くの県民の方々が尾崎県政を評価している中で、最前線で努力され、最も評価されるべき職員の意識改革が進んでいないと捉えられていることに、私は違和感を覚えたところです。

といいますのは、出先事務所など住民と身近に接する職員の努力が多くの県民の方々に映っていないかということ、むしろ以前と比較して職員の頑張りを目の当たりにする機会は格段にふえております。例えば、地域支援企画員は、地元の小さな集まりにも必ずと言っていいほど顔を出し、地域住民に溶け込んで活動しています。

多くの住民はそうした地域支援企画員の活動を十分認識しておるものと考えます。職員の地道な活動を初め、県勢浮揚のために課題解決に取り組む多くの職員の姿勢は広く県民に浸透し、職員の意識改革向上につながっているものと感じています。

しかしながら、世論調査で出た意識改革が進んでいないという15.9%の数字の思いは真摯に受けとめる必要があります。

課題解決先進県として、県政のさらなる課題解決に取り組むためには、これまで以上にボトムアップとトップダウンを融合させ、職員個々のスキルアップを図り、組織力をさらに高めることが重要と考えます。そのためには、職員のモチベーションを高める仕組みが必要だと思えます。これから高知県を背負っていく、特に若い職員の士気を高めていくための方策について、知事の所見を伺います。

次に、農業振興について伺います。

農業の生産性、所得向上について。

農業の生産性、所得を上げるためには、県、市町村、農協がより積極的な連携を図る必要があると思えます。農業改良助長法において、普及指導員の目的は、普及活動を行うことにより能率的で環境と調和のとれた農法の発達、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図り、あわせて農村生活の改善に資するとされております。また、農業協同組合法においては、営農指導員は組合が行う営農指導事業を担う職員であり、事業の目的は農業生産力の増進及び農業者の経済的、社会的地位の向上を図り、もって国民経済の発展に寄与するとあります。具体的には、営農指導員は生産資材の共同購入から農産物の生産・販売という一連の流れの中で、生産部会の事務局業務を含めた経済活動の一環に位置づけられます。客観的立場で経営指導や技術普及を行う普及指

導員とは異なりますが、目指すところは農業者の経営発展と、その結果実現される地域農業・農村の振興であると思えます。

高知県では、農家の多くが農業生産資材の購入に際しては専門業者を利用する現状や、農協の営農指導員による品目提案、巡回指導への要望があります。今後は、農協の営農指導員が農業、農政に関する市町村、県との連絡調整業務に当たり、地域農業・農村の振興を図る必要があると思えます。

特に、中山間地域では気候、土壌など地域の特性に合った品目の導入や、技術・経営指導とともに担い手の確保対策が重要と考えます。こうしたニーズに応えるため、県、農協、市町村などの関係機関がどのように連携して取り組んでいかれるのか、農業振興部長に伺います。

続いて、集落営農組織について伺います。

本県の中山間地域農業は、高齢化が進行し後継者も少なく、農業の持続的な発展が危惧されております。また、零細な個別経営で個々の設備投資によって生産コスト低減の障害となり、農家経営の圧迫につながるなど、後継者の育ちにくい原因の一つになっています。特に、高齢化が進んでいる中山間地域において、担い手不足の解決と、農業、農地を守るために個々の農家の努力では解決しにくい地域農業の課題を解決することや、合理的な農業を展開して担い手の少ない集落から住みよい集落へ転換していくことが求められています。また、将来にわたり農業の担い手を確保するためには、集落の農地、機械、施設、労働力などの資源を生かし、専業農家、兼業農家や女性、高齢者の役割分担など集落全体の営農意欲を高めることと、何よりも地域が協調して生産性を高める仕組みが必要であると思えます。

このため、集落営農の取り組みは重要であると思えますが、現在の本県の集落営農数はどれ

くらいか、また集落営農のメリットと課題についてどう捉えているのか、あわせて今後地域の農業を守り、担い手の確保につながる集落営農組織の発展に向けてどのような支援をしていられるのか、農業振興部長に伺います。

次に、南海トラフ地震対策について、まず住宅耐震化の実態調査に基づいた耐震化計画について伺います。

県は、第2期南海トラフ地震対策行動計画において、命を守る、助かった命をつなぐ対策として、ハード、ソフト両面で積極的な取り組みを進め、応急期の対策についても全力で取り組まれていることは、多くの県民の安心感とあわせて危機意識の向上につながっており、高く評価をするものです。また、知事は今議会の提案説明において、「これまで、未曾有の被害となった東日本大震災を教訓としつつ、第2期南海トラフ地震対策行動計画に基づき、地震による揺れや津波から命を守る対策に最優先で取り組むとともに、助かった命をつなぐための応急期の対策についても全力で取り組んできた。まず、命を守る対策については、対策の総仕上げの年度と位置づけ、津波避難施設の整備に引き続き最優先で取り組むとともに、各市町村の避難計画について各地域での現地点検を徹底していく」と述べられております。

地震の強い揺れから命を守る最も基本的かつ重要な住宅耐震化について、私は住宅の耐震化が計画どおり進まないことを大変危惧しています。古い住宅の多い本県において、多くの命を失った阪神・淡路大震災の惨事を教訓にしなければ、このままでは多くの命が助からないと考えていまして、改めてお聞きをいたします。

まず、県が公表した津波対策整備率と死者数の関係を見ますと、津波早期避難率、津波避難空間整備率ともに100%、住宅耐震化率を74%とした場合、死者数は1万1,500人。一方、住宅耐

震化率を100%とした場合、死者数は9,700人減少の1,800人と推定され、いかに住宅耐震化が命を守るために重要であることを示しています。昨年9月の予算委員会では、平成25年度住宅・土地統計調査の速報値から、平成25年10月時点の耐震化率を75%と推計していると答弁をいただきましたが、私は県下全域を素人目の感覚で目視観測いたしましたものの、とても100戸のうち75戸の耐震化が進んでいる地域はないと実感しています。

このため、検証する必要があると思い、ことしになって幡多地域6市町村を訪問し、住民の方にも聞き取りをするなど実態調査を行いました。その結果、幡多地域に約4万4,000戸の住宅が存在し、そのうち昭和56年6月以降に建築された新耐震基準の住宅は約2万2,000戸、旧耐震基準の住宅は約2万2,000戸存在しています。幡多地域の6市町村に照会したところ、市町村別の耐震化率は高い自治体で61%、低い自治体では31%、34%、39%との回答であり、自治体間で大きな格差があるなど、これが郡部の実態であります。

耐震改修工事の実績は、平成24年度までに80戸、25年度に45戸、26年度に約60戸、合計185戸程度で、これら耐震化された住宅戸数を加味しても、幡多地域における耐震化率は約50%程度と推計され、ほぼ予想した結果でありました。このことから、昨年10月時点で75%とされる県内の住宅耐震化率は、50ないし60%と推計されると思います。

幡多地域において平成32年度までに耐震化率95%を達成するためには、約2万2,000戸の住宅の耐震改修、建てかえ、住みかえなどが必要になります。ちなみに、幡多地域6市町村における平成27年度当初予算では115戸の計画であり、95%の目標達成にはほど遠い計画戸数であります。また、県全体戸数の9%弱を抽出した住宅・

土地統計調査では、実態を反映しているとは言えないと思います。人命にかかわる重要な住宅耐震化などはミクロの積み上げで実態を正しく把握した上で、大局的な観点から耐震化計画を立てる必要があります。

全ての市町村が現在の正確な住宅の状況と耐震化率を把握した上で、耐震化計画を策定し、そのデータをもとに具体的な対策を立てなければ、県民に対して住宅耐震化の重要性が十分伝わらず、95%の計画目標を立てたととしても、地震・津波から多くの命が救われるとされるのは、まさに絵そらごとにすぎない、多くの命を救うことはかなわないことになってしまいます。

市町村が住宅の実態に基づいて策定した計画に沿って取り組むことで、より住宅の耐震化が促進されると考えますが、土木部長の所見を伺います。

次に、関連して個人情報の保護について伺います。

今年、住宅耐震化のための調査で幡多6市町村を伺ったときに感じたことは、地方税法の守秘義務と、それぞれの市町村の個人情報保護条例の定めによって、詳しい耐震化の調査ができない状況にあったことです。具体的には、固定資産課税台帳の家屋状況が庁舎内で十分に共有できてないというものです。個人情報とは、その情報に含まれる氏名、性別、年齢、その他の記述により特定の個人を識別するものであり、個人情報保護制度の目的は、個人の人格尊重の理念のもと、慎重な取り扱い、個人の権利利益を保護するものと認識をしております。

生命を守る住宅耐震化を進めるため、昭和56年5月以前に建築された旧耐震基準の住宅戸数を庁舎内で把握するための目的であるにもかかわらず、十分な情報共有ができないことから、個人の命を守る対策がかなわないことは、個人の権利利益を保護することにつながらないので

はないかと疑問を感じています。

公務員が守秘義務を遵守することは当然のことではありますが、こうした個人情報の取り扱いについて、個人情報保護制度と地方税を担当する総務部長の所見を伺います。

続いて、市町村への支援について伺います。

耐震化が進まない理由として、幡多地域6市町村の自治体、住民からお聞きしますと、「まず費用がかかること」、「高齢世帯で子供は同居しておらず、今さら耐震工事は考えていない」、「耐震設計に10万円以上の負担が大きい」、「耐震診断を受けてもそれから先のことがわからない」、「地元工務店が耐震工事のノウハウがないことや、手間がかかる上、利益率が上がらない」、「市町村は莫大な予算措置が困難」などの理由がありました。黒潮町はこれらの改善策として平成26年度から耐震診断を無料にし、かつ町単独で相談員2名を配置して対象世帯を戸別訪問した結果、平成25年度に27件だった実績が、平成26年度では13倍となる約350件まで伸び、飛躍的に効果が出ております。

今年度、県は9月補正で相談員補助等の市町村支援事業を創設し、私も耐震化が進むと期待しているところですが、市町村による支援事業の活用状況を含め、耐震化を加速させるための市町村の取り組み状況と支援について土木部長に伺います。

次に、住宅耐震化目標について伺います。

100年から数百年の間隔で発生する大地震に対して、先人たちの教訓を学ぶことは大変重要であります。昭和南海地震では四万十市の市街部で、倒壊した住宅により圧死または、はりや柱の下敷きとなり火事から逃げられずに多くの人が亡くなりました。阪神・淡路大震災では、旧耐震基準の住宅で亡くなった人は98%でありました。命を守る対策の公助・共助については整備並びに取り組みが大変進んでいますが、自

助、特に終戦前後の古い住宅の耐震化が大きな課題であります。

現在、幡多地域における耐震化率は約50%と推計されますが、仮に県全体の32万戸の住宅の耐震化率が75%として、95%を達成するためには、単純に計算しても年1万戸以上の住宅について耐震改修、建てかえ、住みかえなどが必要となります。

昨年9月の予算委員会において、95%の耐震化率については、高くとも目指すべき目標としてとの答弁をいただいておりますが、達成するためには、市町村の取り組みの支援をするだけでなく、県の直接的な取り組みも必要だと考えます。目標達成に向けた県の取り組み状況について土木部長に伺います。

次に、住宅耐震化簡易改修工事について伺います。

個人住宅の耐震工事は、可能な人は早く実施することができますが、費用面で耐震化がかなわない高齢世帯等では、年月とともにますます困難になりますので、今の取り組みだけでは十分とは言えないと思います。耐震化工事の低コスト工法の普及啓発を進められるということで、耐震化も一定進むと思いますが、建築経過年数や構造の違い、地盤が弱いなど立地条件が悪い場所が多く、低コスト工法で画一的に解決できない住宅も多くあります。

耐震化をしたくても実施できない多くの県民の命を守る可能性を高めるためには、これまでの耐震化への取り組みに加えて、簡易耐震改修工事の補助制度化が必要であります。昨年9月の予算委員会において、簡易耐震改修工事について有識者に意見を聞いたところ、技術的に見て安全性が保障できないことから、直ちに制度化することは難しいが、検討していくとの答弁をいただきました。

建築基準の評価値が1以上の基準に満たない

簡易耐震改修工事なので、有識者の意見を聞くまでもなく安全性が保障できないことは承知の上ですが、命を守る手段として、耐震性を改修前に比較して少しでも向上させることで、命を守る可能性は高まります。昭和南海地震、阪神・淡路大震災で倒壊した住宅の圧死、命は助かったが、はりに挟まれて逃げ出す空間がないために、火災で死亡した人が多くいたことをとうとい教訓としなければなりません。

本年1月6日高知新聞に、阪神・淡路大震災で当時大学生だった藤江徹氏の記事がありました。「家が命奪った」、「犠牲の98%「旧耐震」」、「教訓 高知も生かして」のタイトルで、犠牲者の出た家屋のうち95.9%は全壊でした。倒壊した柱に挟まれた友人を必死に助けようとしたが、火事が発生して助けられなかった無念さ、体を守る空間があれば助かった確率はぐっと上がるはずという内容であります。たとえ基準に基づいた安全性は確保されなくても、倒壊した家屋から逃げ出す空間を確保することが多くの命が救えることを訴えています。

また、平成26年11月22日に発生した長野県神城断層地震はマグニチュード6.7、白馬村で震度5強、全壊家屋42戸、半壊家屋32戸、重症者は3名、死者はゼロというものでした。これだけ多くの住宅が全半壊した地震災害で死者が出なかったことは、極めてまれなことだと言われます。専門家が調査した結果、死者ゼロであった主な原因は、天井から上部が強い柱、はりに支えられて、全壊しても逃げ出せる空間が確保されていたことでした。白馬村は豪雪地帯で、積雪の重みに耐えられるようあらかじめ上部工を補強していたことが幸いだったとしています。白馬村の事例は、地震で倒壊しても空間を確保することで命を守る簡易耐震改修工事に通ずるものであります。

一人でも多くの命を守る可能性を高める手段

として、簡易耐震改修工事の県の補助制度化を早期に進めていただきたいと思います。土木部長の所見を伺います。

次に、日本一の健康長寿県づくりについて伺います。

日本一の健康長寿県づくりの保健分野において、子供のころからの健康的な生活習慣の定着、がん対策の推進、血管病対策の推進、妊娠・出産への切れ目ない支援をさらに拡充して進められることに期待をしているところです。これまで生活習慣病予防の特定健診やがん検診の受診率が高まってきていることは大きな成果であります。

平成24年6月に厚生労働省が発表した都道府県別の健康寿命によりますと、本県は男性69.12歳で第46位、女性は73.11歳で第36位、日常生活に支障のある期間は男性9.83年、女性13.45年です。厚生労働省は2020年までに健康寿命を1歳引き上げると発表されました。日常生活に支障のない期間と日常生活に支障のある期間をいかに縮めるかの課題に対して、医療技術や医薬品、機器類の進展により、また生かされる医療も含めて平均寿命はますます延びていくものと思われ、日常生活に支障のある期間を縮めることは容易ではありません。

健康寿命、平均寿命は新たに出生する人が現在の水準で何年健康で生きられるか、何年の寿命かという期待値であって、保健福祉水準を総合的に示す指標であって、健康長寿の取り組みの成果が直ちに数値的にあらわれません。健康寿命、平均寿命にかわる方法として、平均余命による方法は理解しやすく現実的であると思います。この平均余命による方法により、例えば55歳、65歳、75歳の人の平均自立期間、平均要介護期間、平均余命を数値化して介護保険事業計画を立てる3年ごとに評価して課題を明らかにし、PDCAサイクルを回して改善していく

ことで、健康長寿対策の成果があらわれ、県民の関心も高まると思います。

安芸福祉保健所は、管内市町村別に平均自立期間、平均要介護期間、平均余命を数値化しグラフで示し、非常に理解しやすく、すばらしい取り組みを行っています。この資料によりますと、ある市の65歳の男性の場合、平均自立期間は16.1年、平均要介護期間は1.8年、平均余命は17.9年、したがって寿命は82.9歳であります。平成24年6月に厚生労働省から発表された内容は、高知県の男性の日常生活に支障のある期間は9.83年で、暗い高齢期が連想され人生が重く感じますが、平均自立期間による方法であると、平均要介護期間をいかに短くするか、県民一人一人の健康に対する意識が変わり、県の施策に基づく取り組みも前進するものと思われま

す。健康長寿の取り組みの成果を検証するためにも、また県民にわかりやすくして関心を高めるためにも、安芸福祉保健所の取り組みに工夫を加え進めることが望ましいと思います。健康政策部長の御所見を伺います。

次に、観光振興について伺います。

まず、広域観光の評価についてであります。

大河ドラマ龍馬伝が放送されてから4年目となる昨年の観光客は、真夏のたび重なる台風襲来等の逆風の中、県並びに関係機関・団体の御尽力によって401万人を確保されたことは大きな成果だと思います。通常、大河ドラマが放送されて2年もたつと観光客は大きく減少すると言われる中で、本県のさまざまな取り組みが成果となってあらわれたものと評価をいたします。

平成27年の産業振興計画に位置づけられた取り組みでも、地域の誘客となる観光拠点を形成する事業を進めるとされています。次の目標として、435万人の入り込み客数を目指して旅行商品をつくる、売る、おもてなしという一連のサイクルを強化する、重点的に地域が一体となっ

て戦略的な観光地づくりと国際観光の抜本強化がうたわれており、取り組みに期待をしておるところです。

他方、少子高齢化、人口減少が進む社会で市場として見渡したとき、入り込み客数に余りこだわっても、やがて頭打ちになると考えていまして、入り込み客数の数値目標もさることながら、経済波及効果を高めるための顧客満足度を高める旅行商品をつくる、売る、おもてなしに重点を置きリピート率を高めていくことが必要だと考えます。そのためにも地域での中心的な役割を担う広域観光の充実が求められます。広域観光の取り組みの中で、地域博覧会支援事業がありますが、効果が一過性とならない取り組みが求められます。

地域の広域観光の目玉として平成25年に開催された「楽しまんと！はた博」のその後の取り組みと観光客の動向、広域観光の成果は検証されているのか、またその検証結果を「高知家・まるごと東部博」にどう結びつけていかれるのか、あわせて観光振興部長の所見を伺います。

次に、広域観光エリアについて伺います。

広域観光エリアは圏域を県内で6ブロックに定められています。県内広域観光圏で観光資源の再確認や資源の磨き上げも必要ですが、観光客は地図上の境界には関係なく、さまざまなニーズを持っており、観光圏域を県内に限ることで観光客のニーズに十分応えられるのかという疑問があります。これに対応するためには、あの地域はよかったと思われるようなリピート率が高い地域ブランド化の取り組みが求められます。

地域ブランドを高めるためには、県内に限定せず県境をまたぐ広域で検討を進めることも必要だと思います。幡多地域は古くから愛媛県南予地域と結びつきも深く、四国8の字ルート推進の取り組みでは、四国西南地域道路整備促進協議会等で協力関係にあります。四国西南地域の

足摺宇和海国立公園を舞台に広域観光を創出すれば、それぞれの地域の特色、強みを結びつけることによって相乗効果が生まれるのではないかと思います。

例えば、足摺宇和海を活用した、いそ釣りを例にとりますと、四国西南地域は全国一の釣りの広がり多くの好ポイントがあり、幡多・南予地域が一つの地域ブランドとして既に確立されていると思います。このブランドをさらに磨きをかけ、有効に売り出していける可能性は高いと思います。釣り人は、釣果があれば脳に焼きつき再現を狙ってまた来ますし、釣果が少なければ次こそはとりベンジに燃えてまた来るといったリピーター率が非常に高いと言われます。以前はスポーツ新聞に四国西南部の釣り情報がありましたが、今はありません。四国内、関西方面をターゲットにしてスポーツ紙等で情報発信し、愛南町、宿毛市、大月町、土佐清水市で広域釣り大会とか各市町村持ち回り釣り大会を実施すれば、口コミ効果も相まってリピート率も高まり、経済波及効果は大きくなってくると思います。

昨年12月27日に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略においても、第1次産業、観光分野の可能性が挙げられています。広域観光協会と市町村が連携し、市町村は観光担当部署に加えて商工、農業、まちづくり部署等と連携することによって、農水産品6次産業化の取り組みのような立体的な観光商品をつくり、顧客満足度、質の高い地域ブランド化が可能となると思います。

来年度に向けて県境をまたぐ観光戦略の検討と、地域ブランド化のための市町村内部での連携の必要性について観光振興部長の所見を伺います。

また、広域観光が担うべき機能を発揮する体制づくりを支援するとして、広域観光推進事業

費補助金の補助期間を3年程度としていますが、1年間実施して効果の高い取り組みが具体的に真剣に行われているかきちっと評価した上で、翌年度以降の補助金を検討すべきであると考えます。最初から3年間補助することについて観光振興部長の所見を伺います。

最後に、スポーツ合宿の誘致についてであります。

本県においては、さまざまな機関の熱心な取り組みによって、プロ、アマを問わずスポーツ合宿が行われ、経済波及効果とあわせ、スポーツ選手を間近で見られる青少年への効果ははかり知れないものがあります。県中央部、安芸市では施設整備が進み、多くのスポーツ合宿が行われています。今年もプロ野球、西武ライオンズ、オリックス・バファローズ、阪神タイガースの3球団が高知市、安芸市でキャンプを張りました。キャンプの打ち上げに際し、オリックス・バファローズの岡本2軍監督の、「1軍Vへ貢献」というタイトルで高知新聞記事がありました。「長年キャンプ地としてプロ野球の発展に寄与してくれた高知で、成長できることは意義深い。今年もいい環境の中で練習できた。選手の育成という点では高知とプロ野球は切っても切れない縁があると思っている」という大変うれしいコメントです。

また、プロ野球1軍の3球団によるプレシーズンマッチも本県で行われ、多くのファンが一流選手の高い技術を間近で観戦できました。このことは、長年にわたり施設整備や受け入れ体制などの充実に取り組んでこられた県、市、関係機関、県民の皆様の御尽力によるものと高く評価するものです。冬場の温暖な気候である本県の優位性を生かし、郡部においてもアマチュアのスポーツ合宿の誘致は多くの可能性が見込まれることから、利用者のニーズに合わせた施設整備を進め、県下一円でさらに取り組む必要

があると考えます。

3月2日、2019年のラグビーワールドカップ日本大会の12会場が決定されました。日本大会はラグビー伝統国以外で初の開催となりますが、大会の成功に向けて準備が進むと思います。来年春以降、キャンプ地選定プロセスが発表されるとあり、本県にとって絶好のチャンスであると思います。知事を筆頭にスポーツ合宿に積極的に取り組んでおられますので、ぜひキャンプ誘致に成功していただくよう、さらなる御尽力をお願いしたいと思います。

経済波及効果の高いスポーツ合宿を一過性に終わらせることなく、高知県で合宿してよかった、また次も高知でという輪を広げ、リピート率を高めていく仕掛けが必要と考えますが、観光振興部長の所見を伺います。また、スポーツ合宿を産業振興、観光の目玉としてさらに全庁的に取り組んでいただきたいと思います。あわせて観光振興部長の所見を伺いまして、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 金子議員の御質問にお答えをいたします。

これからの高知県を背負っていく、特に若い職員の士気を高めていくための方策についてお尋ねがございました。

これまで職員には、あらゆる機会を通じまして課題に正面から向き合うことや、大いに創造性を発揮すること、官民協働と市町村政との連携・協調の視点を持って仕事を進めることなどの県政運営に当たっての基本姿勢を示し、徹底をしてまいりました。

こうした中、産業振興計画や日本一の健康長寿県づくりなどの基本政策を進める際には、成果目標を掲げ、5W1Hを明確にし、PDCAサイクルを働かせながら目標を達成していくという成果を大いに意識した仕事の進め方が、多

くの職員に浸透しつつあるのではないかと考えております。

また、私が直接県民の皆様のお声をお聞きする際にも、職員がより高い成果を目指してひたむきに仕事に取り組み、一生懸命に頑張ってくれているというお声を耳にすることもあります。そうしたこともふえてきており、職員の姿勢を心強く感じますと同時に、大変うれしく思っております。

他方、県勢浮揚に向けてまだまだやらなければならないことが山積をしております、これまでの取り組みを土台に施策を組み合わせ、より高い次元の仕事に挑戦をしていく必要があります。そのため、職員にはさらにモチベーションを高く持って仕事に取り組んでいただく必要があると考えています。

今後も職員が仕事へのやりがいや達成感を今まで以上に感じられるようにするために、基本的に3つのことが大事だと思っております。まず第1に、各所属の政策目標、すなわち県庁としてそれぞれの組織は今どこに行こうとしているのか、何ゆえその方向に行こうとしているのか、これを明確にし職員間で共有すること、第2に各所属の政策上のロードマップ、すなわちそれぞれの所属で目標に向けて具体的に何をしたいこうとしているか、この点について組織の職員一人一人に徹底をしていくこと、そして第3に目標を達成し成果を上げた職員を適切に評価していく、このことが大事だと思っております。これらの取り組みを通じて職員のモチベーション向上に取り組んでまいりたいと考えております。

目標を明確に意識し、これを把握することは、仕事をする意義、これを把握することにつながり、ひいては公務員としてのやりがいにつながるものと考えております。また、目標への道筋を明確にすることによって、やればできるとい

う思いを持ち、また日々の達成感を味わうこともできることとなるものと思います。そして、少しでも成果につながれば、それが次に向けたモチベーションの源となり、それをよく評価していける、こういう組織風土を、この3つが徹底される組織風土を県庁全体に行き渡らせていきたいと考えております。年頭の所感及び年度当初におきます私の訓示におきましても、繰り返しこの点を言ってきておりますし、今後もそういう点を徹底してまいりたい、そのように考えております。

加えまして、特に若い職員については、主体性や創造性を発揮し、意欲的に仕事に取り組むことができるように、時代の最先端に行く知見に触れたり、全国にネットワークを広げたりする機会を創出いたしますほか、職員同士がお互い知恵を出し、自由に議論することができる環境づくりにも引き続き意を用いてまいりたいと考えておまして、このため例えばこの4月に開設されます産学官民連携センターでの学びや交流の場を大いに若い職員にも開放したいと考えておりますし、またその他の研修機会などを有効に活用していきたいと、そのように考えておる次第であります。

私からは以上でございます。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○農業振興部長(味元毅君) まず、中山間地域での品目の導入や技術、経営の指導、担い手の確保対策について、関係機関がどのように連携し取り組んでいくのかのお尋ねがございました。

これまでも県の普及指導員やJAの営農指導員、市町村の担当者で構成される営農協議会において、地域農業の課題や対策について協議し、それぞれ役割分担しながら取り組んでまいりました。

例えば、中山間地域に適した米ナスの新品種

になつのすけというのがございますが、これを普及する際には、JAの営農指導員が学び教えあう場を選定し、基本的な栽培技術や出荷の方法の指導を行いますとともに、県の普及指導員は栽培実証と調査データに基づく技術や経営の指導を、そして市町村はハウスの整備を支援いたしますなど、それぞれが連携・協力しながら取り組んだ結果、取り組み開始から3年後には夏秋期、夏から秋にかけてのハウス栽培の約80%にまで普及するなど、収益性の向上につながっております。

また、担い手の確保の面からも同様に産地での新規就農希望者の受け入れ体制や、農地や住宅の確保などの課題にそれぞれ対応することで、この2月に東京で行った産地提案型の募集活動に結びつけることができました。

このように、中山間地域の農業を振興するためには、関係者が連携して課題解決に取り組むことが何よりも重要ですので、今後とも県、JA、市町村の担当者など関係者が連携を一層密にし、中山間農業の活性化にしっかりと取り組んでまいります。

次に、集落営農のメリットと課題、組織の発展に向けた支援策についてのお尋ねがございました。

県内の集落営農組織は、毎年10組織程度増加し、この3月末時点で210となる見込みでございます。そのうち園芸品目等を導入するうち型集落営農は昨年の17から24に、また集落営農法人は5から9に増加してきております。集落営農は、農業機械の共同利用によるコストの削減や共同作業による耕作放棄地の抑制につながるなどのメリットがあります。既に集落営農に取り組んでいる方々からは、農作業を委託でき安心して農業が続けられるといった評価も受けております。

一方で、集落営農組織は県西部では比較的多

いものの、県内全域への広がりが不十分であることや、法人化が全国に比べておこなわれていることなどの課題があります。その要因といたしましては、集落をまとめるリーダーの不足や、集落営農の活動に対する漠然とした不安感が先行し、メリットが十分理解されていないことが考えられます。

こうした課題に対応いたしますため、来年度から、県西部で開催され、リーダーの育成や組織化に効果を上げている集落営農塾の取り組みを県内全域に広げてまいります。この塾で、集落営農の必要性から法人化まで体系的に学んでいただくことで、県内全域での集落営農の拡大と経営的な自立を目指す法人化を一層加速化してまいります。

(土木部長奥谷正君登壇)

○土木部長(奥谷正君) まず、市町村が実態に基づいて策定した住宅耐震化計画に沿って取り組むことで、より住宅の耐震化が促進されるのではないかとのお尋ねがありました。

県内全市町村では耐震改修促進法に基づき、住宅と建築物の耐震化目標や、目標達成に向けた対策などを定めた耐震改修促進計画を策定しています。この計画は、住宅・土地統計調査のデータなどを用いて作成されたもので、個々の住宅やその所有者の詳細な実態を必ずしも反映できていません。

住宅の耐震化を促進するためには、住宅所有者に地震に対するリスクや住宅耐震化の重要性を理解していただくとともに、議員御指摘のように、個々の住宅やその所有者の実態を踏まえて計画を策定し、これに基づき効果的な対策を講じることが重要であると考えております。

市町村における耐震化の促進に向けた取り組みとしましては、例えば黒潮町では、沿岸部の地域において個々の住宅の建築年などを整理したカルテを作成し、地域ごとに旧耐震基準で建

てられた住宅の割合などの実態を明らかにした上で戸別訪問を行った結果、耐震診断の申し込みが大幅に増加しています。また、北川村では、戸別訪問の際に所有者の住宅に関する不安や不満を細かく伺いながら、地震への備えの重要性や在宅避難のメリットなどを丁寧に説明することで、耐震診断の申し込みに至る割合が高くなっています。

このように成果を上げている町村はマンパワーなどを勘案して、地震に対するリスクが高いと思われる地域などから計画的に戸別訪問に取り組んでいます。また、その際、個々の住宅の建築年に限らず、所有者の意識などについてもきめ細かく把握するとともに、地域の地震に対するリスクをわかりやすく伝えることによって、住宅所有者に危機意識を持っていただいたことが、耐震診断の申し込みの増加につながったものと考えています。

こうしたことから、県としては住宅所有者の個々の実態や事情を把握しながら進めていく戸別訪問を計画的に実施するよう、全市町村に強力に働きかけてまいります。あわせて、戸別訪問の結果、明らかとなる実態を踏まえ、目標耐震改修件数といった実態に即した管理指標などが盛り込まれた市町村の行動計画づくりに向けて市町村をしっかりと支援し、市町村とともに住宅耐震化のより一層の促進に努めてまいります。

次に、昨年9月補正で創設した市町村支援事業の活用状況を含め、耐震化を加速させるための市町村の取り組み状況と支援についてお尋ねがありました。

市町村では、住宅耐震化の加速化に向け、戸別訪問の実施、地区カルテの作成、耐震診断の自己負担無料化などさまざまな取り組みが進められています。県としても昨年秋から戸別訪問や、それにあわせて行う耐震診断の自己負担無

料化などに対する補助を始めており、本年度は7市町村において活用されることとなっています。

昨年未までに相談員などによる戸別訪問を行った黒潮町や北川村など10市町村では、耐震診断の受け付け件数が前年同期比で約3.4倍に、また耐震改修の見込み件数は前年同期比で約1.5倍と大幅に伸びています。ことしに入ってから、土佐清水市では専門的な相談に答えられるよう地域の建築士が同行する戸別訪問が、また高知市では耐震診断済みの住宅所有者に耐震改修を促す戸別訪問がそれぞれ始まっています。

県としては、耐震診断、耐震改修の加速化に向け、先ほど申し上げましたとおり、全市町村に対して戸別訪問に取り組むよう強力に働きかけるとともに、来年度は耐震改修設計費への市町村独自の上乗せ補助を新たに補助対象に追加するなど、戸別訪問とあわせてさまざまな取り組みを行う市町村をしっかりと支援してまいります。

次に、住宅耐震化の目標達成に向けた県の取り組み状況についてお尋ねがありました。

住宅の耐震化を促進させるためには、まずは耐震診断を受けていただくことが必要であり、戸別訪問などにより、住宅耐震化の重要性の啓発と補助制度の周知を徹底することが不可欠であると考えています。このため、テレビ、ラジオ、新聞を活用した広報を行うとともに、戸別訪問に活用できるよう、また県民の皆様幅広く関心を持っていただけるよう、漫画を盛り込んだチラシを作成して市町村に配布するなど、補助制度の周知と市町村の戸別訪問の効果を高める取り組みを行っています。

また、耐震診断の結果を着実に耐震改修につなげるため、住宅所有者の経済的負担を軽減することも重要と考えています。このため、耐震改修工事における低コスト工法の普及、定着に

向け、昨年度は1カ所であった講習会を本年度は4カ所で開催いたしました。その結果、昨年度の約2倍に当たる約230名が参加するなど、低コスト工法による耐震改修工事を行う事業者がふえてきております。現在、67社の名簿を県のホームページに掲載し、県民の皆様幅広く情報を提供しています。さらに、住宅所有者が耐震改修工事費の全額を準備しなくて済むよう、市町村から事業者へ直接補助金を支払う仕組みの導入に向け、市町村と協議を進めているところです。

県としては、以上申し上げました取り組みに加え、南海トラフ地震対策推進地域本部とも連携して、自主防災組織、地域の防災活動を行うNPO法人などとの協働を進め、目標達成に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

最後に、簡易耐震改修工事への補助の制度化についてお尋ねがありました。

簡易耐震改修工事への補助制度に関しましては、初期費用の負担を大幅に抑えるため、耐震改修工事を分割して実施する段階的耐震改修の仕組みを考えています。具体的には、基礎の補強工事に多額の費用がかかる耐震改修工事があることから、基礎の補強工事を分離して後から施工することが可能かどうか、途中段階でどの程度の耐震性を確保すべきか、また途中段階で終えることなく、いかに最終段階の耐震性を有するレベルまで導くかなどの課題について、現在他県の事例調査や技術的な検討を進めています。これらの検討結果を踏まえ、来年度中にも制度化できるよう取り組んでまいります。

(総務部長小谷敦君登壇)

○総務部長(小谷敦君) 住宅の耐震化を進めるために必要な個人情報、地方税法上の守秘義務と市町村の個人情報保護条例により庁舎内で十分に共有されていないとお尋ねがございました。

税関係情報には個人の住所、氏名のみならず、収入額または所得額や税額等、広範囲にわたる、かつ機微な情報が含まれており、プライバシー情報の最たるものとも言えるものです。このため、地方税法により地方税の調査または徴収に関する事務に従事する者には、違反した場合には、厳しい罰則がある守秘義務が課せられております。御質問にありました固定資産課税台帳には、土地や家屋に係る登記事項のほか、その価格等が記載されており、他の税情報と同じく、刑事事件の捜査上必要となる場合などを除き、守秘義務の対象となる税情報になります。また、個人情報保護法制では、個人情報の目的外利用を原則禁止としており、課税目的で収集した個人情報を別の目的で利用することは、たとえ災害対応が目的であっても目的外の利用に該当します。

御指摘の事例の場合では、固定資産課税台帳の記載のうち、誰でも閲覧ができる登記簿に登録されている事項に限っては、市町村の判断で第三者に閲覧させることは差し支えないとの国の見解が示されているところであり、各市町村の個人情報保護条例に基づき、第三者機関の意見を聞くなどの手続を踏めば、危機管理防災部門との情報共有が可能となるものと考えております。

なお、固定資産課税台帳に記載されている登記事項だけでは、必ずしもその建物が旧耐震基準のものか新耐震基準のものか判明するものではないということについては、御理解をいただければと思います。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) 健康長寿への取り組みの成果の検証や、県民の関心を高めるためにも安芸福祉保健所の取り組みに工夫を加え、進めてはどうかとお尋ねがありました。

県では、県民の皆様みずからが病気を予防

し、生涯を健康に暮らしていただくため、よさこい健康プラン21を策定し、特定健診やがん検診の受診促進を初め、生涯を通じた健康づくりを推進しています。このプランの中では、65歳までに亡くなる方の死因別割合などをグラフ化し、生活習慣病対策の重要性を明らかにするなど、県民の皆様ができる限りわかりやすくお示ししているところです。

一方、議員のお話にもありましたように、県民の健康づくりに向けた取り組みの成果を検証していく上では、平成24年に国が公表した日常生活に制限がないという主観的健康感に基づいて算出される健康寿命だけではなく、安芸福祉保健所における介護保険の要介護2以上を日常生活に制限があるとみなし、平均自立期間や平均余命を指標とするやり方も一つの方法と考えられます。

中高年者を初め県民の皆様が明るく元気に暮らしていただくためには健康づくりが大変重要ですので、県民の皆様の関心が高まるよう、わかりやすいデータの活用について工夫をしてみたいと考えております。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) まず、「楽しまんと！はた博」以降の取り組みや成果の検証と、その検証の結果を「高知家・まるごと東部博」にどう結びつけていくかなどについてお尋ねがありました。

平成25年度に「楽しまんと！はた博」を開催した幡多地域では、今年度博覧会の事務局であった一般社団法人幡多広域観光協議会が、広域観光ガイドブックの作成や県外での観光PR、地域の魅力を生かした新たな着地型旅行商品の造成・販売など、はた博で培ったノウハウを生かした取り組みを進めてまいりました。その結果、昨年幡多地域内の主要な宿泊施設の宿泊者数は、一昨年のはた博開催時の宿泊者数とほぼ同

じ約21万人、昨年7月から12月までの着地型旅行商品の利用者数は、一昨年同月より約3,000人増加して約9,000人となるなど、一定の成果につながっていると考えております。

しかしながら、旅行商品の中には利用が低迷しているものもございますし、また商品数も十分とは言えず、地域の事業所と連携し多様な顧客ニーズに応えられるよう、商品を磨き上げる力や、磨き上げた商品を組み合わせる周遊プランとして造成する力が十分に発揮できていないといった課題があることも明らかになってまいりました。

こうした課題に対応するため、県といたしましては平成27年度から幡多広域観光協議会に旅行商品づくりの企画や発掘、磨き上げの専門的知識を持った地域コーディネーターを新たに配置することとしております。この地域コーディネーターを中心として人材育成を行うとともに、旅行商品の企画や事業者との調整などをきめ細やかにサポートすることで、協議会の商品造成力の強化や地域の事業者の経営マインドの向上などにつなげてまいりたいと考えております。

また、東部博に向けましては、博覧会という実践の場を最大限に利用して、観光人材の育成が図られ、商品の造成力が身につくよう、平成27年度から東部地域博覧会推進協議会に旅行業の専門家を配置いたしますとともに、博覧会終了後の法人化も視野に入れて専属スタッフを増員し、地域が一体となった観光振興の取り組みが持続するよう支援してまいりたいと考えております。

次に、県境を越えた観光戦略の検討と、地域ブランド化のための市町村内部での連携の必要性についてお尋ねがありました。

県外から多くの観光客の皆様が本県を訪れていただくためには、議員のお話にもございましたように、旅行者のニーズに合わせ、単一の市

町村や一定のエリアにこだわらない、県境を越えた連携も重要だと考えております。

このため、第2期産業振興計画におきましてもそうした連携に取り組んでおり、安芸地域では高知県東部と徳島県南部の観光情報を首都圏や京阪神エリアに向けて発信する取り組みなどを進めておりますし、また幡多地域では愛媛県と四国西南地域観光連絡協議会を設置いたしまして、パンフレットやホームページによるPRなどを行っております。

また、JR予土線沿線の市町村が連携してサイクリングイベントを開催するほか、愛媛県南予地域の観光関係者で構成します南予広域連携観光交流推進協議会と幡多広域観光協議会が共同して、今年度から大分県、宮崎県で観光のPR活動を行うなど、地域が主体となった取り組みも進められております。

議員からお話がありました四国西南地域でのいそ釣り大会の開催も、全国に名の知れた地域資源を活用した有力な取り組みの一つですので、これらの協議会の場を通じて、実現に向けて提案してまいりたいと考えております。また、こうした観光の取り組みを地域経済に波及させていくためには、観光資源と1次産品、文化や歴史などの地域資源を組み合わせ、地域ブランドとして付加価値を高めていくことが必要だと考えており、その際には議員御指摘のとおり、官民ともに産業間や業種間の連携は欠かせないものと考えております。これまでも食の旅行商品化や旅行商品のブランド化を進めるに当たって、観光部門にとどまらず、市町村の関係部署や民間事業者の方々と連携・協働して取り組んできたところです。

今後は、各市町村で地方版総合戦略の策定が進んでまいりますし、観光はその戦略の柱の一つになるものと考えておりますので、庁内関係各部と連携し、市町村において各部門横断的に

観光戦略づくりに取り組めるよう支援してまいります。

次に、広域観光推進事業費補助金の補助期間を3年程度としているが、最初から3年間補助することの考え方についてお尋ねがありました。

国内旅行者はもとより、海外旅行者のニーズに対応していくためには、今後より広域で観光客を受け入れていくことが求められ、広域観光を推進していく上で、広域観光組織が担うべき役割はさらに大きくなってまいります。このため、県では専門家の意見も伺いながら、広域観光の戦略づくりなどを行う企画統括機能、パンフレットやホームページなどによる情報発信機能、旅行商品の造成・販売を行う旅行取扱機能、観光ガイドを初めとする観光人材育成機能、地域資源を生かした新たな特産品販売などの収益機能の5つが広域観光組織に求められる機能であると整理をしたところです。

これを受けて、県内で広域的な取り組みが進んでいる幡多広域観光協議会と仁淀川地域観光協議会では、それぞれの組織に応じた機能強化の方針や観光客入り込み数、観光消費額の目標設定と、それを達成するための具体的な事業を定めた3カ年の中期計画を策定することとしており、県といたしましてはその計画に基づき実施する事業を支援してまいりたいと考えております。

求められる機能を十分に発揮するためには、ノウハウの蓄積や人材の育成などに一定の期間を要しますことから、財源を負担する関係市町村と協議の上、3年間という補助期間を考えておりますが、県といたしましては事業計画に定められた年度ごとの目標達成につなげていくため、観光関係者や学識経験者などから成る審査会を設置し、まずは毎年度効果的な事業になっているか、費用対効果はどうかなどについて、補助金の申請段階で確認することとしておりま

す。さらに、年度途中には事業の進捗状況や課題の検証を逐次行い、P D C Aサイクルを徹底して、翌年度の事業計画につながるよう取り組んでまいります。

最後に、スポーツ合宿の誘致についてお尋ねがありました。

本県には、アウトドアスポーツに適した豊かな自然や、年間を通じて温暖な気候など、スポーツツーリズムを進めていく上で大きな強みがありますことから、産業振興計画の観光戦略の柱の一つにスポーツツーリズムの推進を位置づけて、合宿や大会の誘致に取り組んでいます。

特に、アマチュアスポーツは種目が多く、使用するグラウンドや体育館などに求められる水準もプロスポーツより緩やかで、広く県内全域で受け入れが可能であることから、受け入れ先となる地域と連携して誘致に取り組んでいるところです。

その結果、黒潮町では大学女子のラクロスの大会や、3年連続での開催となったサッカーのミズノグローイングアップリーグ、また室戸市や香美市などでは韓国の学生野球の合宿が行われるなど、県内各地で大会や合宿の開催が増加しており、高知県観光コンベンション協会が実施しているアマチュア合宿や大会への宿泊助成実績も年々伸びており、今年度は昨年度と比べ約20%増の延べ3万5,000人泊となる見込みです。

こうした合宿や大会を高知に定着していただき、新たな誘致につなげていくため、昨年度からこの助成制度の利用団体に対しアンケートやヒアリングなどを実施し、ニーズや改良点などを把握して、受け入れ先となる施設管理者はもとより、市町村や宿泊施設などとも情報を共有して改善に生かすとともに、県立施設の整備については、庁内横断的なプロジェクトチームにおいて関係団体などの意向も含めて情報を共有

し、対応を進めております。さらに、新たな誘致先の掘り起こしや営業活動にも各競技団体や市町村と連携して取り組んでいるところです。

今後ともこうした取り組みを強化するとともに、教育委員会が行いますオリンピック・パラリンピック東京大会に参加する海外チームの事前合宿の誘致活動など、関係部局の取り組みもしっかり連携し、観光戦略の柱の一つと位置づけ、スポーツツーリズムの推進に取り組んでまいります。

○1番（金子繁昌君） それぞれ大変丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございます。再質問はありません。

ただ1点、土木部長に御要望申し上げます。

先ほど、住宅耐震工事の中で分割して進めるということは非常に大きな進展になると思います。ただ、その中でもそれもできない世帯がいっぱいおるといってもぜひ認識していただきまして、それにかわる、例えばはりを10本、筋交いを10本やれば空間ができるというケースもありますので、その辺も踏まえて、ぜひ御検討をお願いしたい、これは要望でございます。

最後に、任期1期に満たない、わからない私でしたが、議員活動に対しまして知事初め執行部の皆様には大変丁寧に、かつ前向きな対応をしていただきまして、感謝をしております。これで議会活動としての一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（桑名龍吾君） 暫時休憩いたします。

午後2時10分休憩



午後2時30分再開

○議長（浜田英宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いた

します。

9番依光晃一郎君。

(9番依光晃一郎君登壇)

○9番(依光晃一郎君) 早速質問させていただきます。

ことしの2月定例会では、地方創生に関する質問が多く出ております。この地方創生に関する質問ですが、高知県議会だけではなく、高知県内の市町村においても、そして日本中の地方議会で質問が活発に行われているのではと思います。なぜ活発な議論が行われているのか、それは地方創生関連予算が大規模なものであることに尽きるわけで、今後の国の財政見通しがどうなるのかということとはとりあえず脇に置いて、用意された予算はとりに行くという姿勢は必要であると思います。

活発な情報収集を全国の自治体が行っていますが、私も地方創生に関して、まち・ひと・しごと創生本部のホームページを見させていただきました。私は、ホームページからだけではありますが、国の強い意志を感じたところです。これまでのばらまき型の補助制度をやめて、新たな仕組みで補助金を出していこうという強い意志です。これから数年後の関連予算の規模がどうなるかわかりませんが、補助金に関する仕組みは変わらないのではと感じました。

私なりにポイントを3つ挙げます。1つ目、自治体それぞれが人口ビジョンを策定して地域の人口推計を改善するような施策とすること。2つ目、目標達成を目指した数値目標を設定すること。3つ目、国が提供するデータシステムなどを利用し、根拠に基づいた施策をつくり出すことの3つです。特に2つ目の数値目標の設定は、これまで明示していなかった自治体にとっては、仕事のやり方を大きく変える決意を試されるものと感じます。

国は、自治体のそんなことはできないという

反論を見越してでしょうか、具体的な事例を紹介しており、その中には高知県の事例も幾つか含まれています。例えば小さな拠点のモデルとして、旧西土佐村の大宮産業などです。私は、高知県の先進的な取り組みが国に採用されているということを頼もしく思うと同時に、日本のモデルである高知県は国の予算を獲得しやすいだろうと大いに期待します。

一方で、逆の見方をすれば、日本中のやる気ある自治体が高知県の施策を研究することが予想されます。そして、高知県プランを下敷きに、よりすぐれた施策提案をした他県の自治体に、高知県がおくれをとるということも十分あり得る話です。課題解決先進県の先行優位を維持するためには、これまで以上に高知にしかできない独自のプランを説得力ある形で提案し続けることが不可欠です。

私は、そのために、分析と連携の2点について、さらなるレベルアップが必要と考えます。分析というのは、これまで県が蓄積してきた統計データやアンケート調査に加えて、国が今回活用を推奨している地域経済分析システムの活用により、より施策の精度を高めること。連携というのは、例えば産業振興計画に参画されている業界団体との関係を深化させ、会社で言えば社長だけではなく、課長・係長クラスという実働を担う方々との連携を強めることです。このことを前提に以下質問させていただきます。

知事は、これまで高知県のあらゆる施策に対して数値目標を設定し、PDCAサイクルを回して、今回の地方創生の仕組みを先取りした形で県政運営を進めてこられました。また、国からの予算獲得も成果を上げているところです。しかし、今後の地方創生の議論の中で、ライバル自治体がふえるのでは私は考えますが、高知県はこれまで同様に国の予算を有効に獲得し続けられるのか、また地方創生という枠組みの

中で、どのような点に力を入れないといけないと考えているのか、知事にお伺いいたします。

次に、地域経済分析システムを活用した政策立案についてお聞きいたします。

私は、国の地方創生関連施策の目玉システムと位置づけられている地域経済分析システムを高く評価しておりまして、有効に活用できるかどうか、今後の自治体間競争を勝ち抜くための前提条件であると思います。また、どう使うかという知恵を広く集めれば、これまで高知県に存在しなかった新たなデータや考え方を生み出すことができると考えております。

例えば、人口流出、人口流入を市町村単位で分析するという使い方ができるようですが、このデータを直近10年間の累計人数でランキングをつくることができれば、意外な県の意外な町とのつながりが見え、その町での高知県産品のフェアを企画して、地域アクションプランで生み出した商品を売り込んでいくというようなことも考えられます。例えば10年間で10人台の移動であっても、香美市ゆかりの御家族がその数倍いると考えれば、やみくもに大きな百貨店でフェアをやるより利益率がよいのではと仮説も立てられます。

また、兵庫県西宮市に住む高知県出身者が、西宮コミュニティFMで高知に特化したラジオ番組を運営していますが、高知県から進学した学生が多く集まる町は、高知県ファンが多いのではと予想できますが、データの裏づけがあれば、さらに進んだ手が打てるのではと考えます。こういったデータを活用し新たな仮説を生み出して、これまでなかった新しい可能性を切り開くという取り組みは、いろいろなジャンルの多くの方々が議論することで深まっていくのだと思います。

そういう意味では、4月からオープンする産学官民連携センターでどのような活用がなされ

るか興味深いところです。公開講座など広く県民と議論する仕組みをつくっていただきたいとも思います。

そこで、この地域経済分析システムを活用して多くの方から知恵を集める仕組み、例えば県内大学に力をかりるような取り組みについてのお考えはないか、総務部長にお聞きをいたします。

次に、市町村の総合戦略策定支援についてお聞きいたします。

私は、今回の地方創生に関する国の取り組みを、高知県だけではなく県内市町村もうまく活用すべきであると思っております。むしろ人口問題の解決を目指した地方創生政策は、市町村こそが主体であり、市町村の総合戦略策定がうまくできたなら、尾崎県政と強い連携のもと高知県発展をなし遂げられると感じます。

私は、高知県はこれまでも市町村支援に対し非常に力を入れており、きめ細かなメニューや人的支援などありとあらゆる支援を行っていると感じます。一方で、市町村の側は県の支援策を十分に活用できている市町村と、できていない市町村の差が広がってきていると感じるところです。

県の補助政策を実施するかどうかは、市町村が予算的、人的やりくりの中で決定するものであり、私がどうこう言う話ではないかもしれませんが、市町村の側で県の補助施策を実施するかどうかの議論が深まっていないことで時間切れとなる事例など、もったいないと思うことが多々あります。このことの原因は、高知県がやろうとしていることと市町村がやろうとしていることについて、きちんと整合性をとる仕組みが弱いからであると思います。

このことの解決策は、市町村も高知県同様に数値目標を設定して、その数値を県との共通言語にする、私はこの方法が一番のやり方である

と思います。例えば、高知県は製造品出荷額等について、平成22年の4,681億円を平成27年度末に5,000億円にしようという目標があります。一方で、市町村には製造品出荷額等の数値目標がありません。私は、高知県の数値目標に対して、市町村がどれだけの役割を果たそうとしているかという意識を、国の地方創生という数値目標に重きを置く施策体系を追い風に、この際きちんと明示すべきだと思います。

香美市を例に製造品出荷額等の数値目標をどう置くかを考えてみます。香美市は平成22年度の製造品出荷額等は県内6位、4.9%のシェアを持っています。この4.9%のシェアを県の目標である319億円伸ばすという数値に掛けて、319億円掛ける4.9%で15.6億円を導き出します。要するに、県が319億円上げるといふなら、香美市はその中の4.9%である15.6億円を担いますという目標設定です。この数値があれば、目標を実現するためにどうしたらよいかという問いが香美市役所に生まれるため、県の工業団地に関する補助金や、シェアオフィスに関する補助金について前向きな議論が生まれるのではと思います。

県がつくった数値目標を市町村に要求することは、県と市町村は対等の関係であるという地方自治の原則に反するのだと思いますが、国の地方創生の政策が求める役割分担では、小規模市町村への支援ということも明記されていますので、一つの指標として、県が策定している指標を各市町村に目安指標として示すことはできるのではと思います。

そこで、高知県は産業振興計画や移住者目標など、県が持つ目標値を市町村の役割分担としてそれぞれの自治体の力を考慮した上で示し、国が求める市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の手助けとすることについてどう考えるか、総務部長にお聞きいたします。

次に、高知県の市町村への総合戦略策定に向

けた分析業務支援についてお聞きいたします。

高知県には、全国に先駆けて市町村を支援する地域支援企画員の制度があり、7つの地域本部のもとで市町村との関係を深めています。このことは他県にはない高知県の強みであると思っております。

先ほどから予算獲得のための総合戦略の策定についてお話をしていますが、その総合戦略策定のためには根拠のデータが不可欠です。国は、地方人口ビジョン策定に当たっての基礎データを昨年10月とことし1月の2回にわたり提示し、またことし4月から地域経済分析システムを稼働させ、データ分析の支援をすることです。ホームページに紹介された情報からだけの判断ですが、非常に充実した内容であると感じます。

一方で、市町村が少ない人員の中で、地方人口ビジョン策定のために人を割り、地域経済分析システムの習熟に時間をかけるというのは難しいのではと感じます。そこで、高知の強みである地域本部にデータ分析業務支援を位置づけ、広域での分析は、例えば現在の7つの地域本部ごとに分析して各市町村に情報提供すれば、無駄が省けるのではと考えるところです。

そこで県は、地方人口ビジョン策定と地域経済分析システムに関する市町村へのデータ作成支援に関してどのような取り組みを行おうとしているのか、総務部長にお聞きいたします。

次に、総合戦略や産業振興における連携強化についてお聞きいたします。

国は、まち・ひと・しごと創生を効果的、効率的に推進していくためには、住民、NPO、関係団体や民間事業者等の参加、協力が重要としております。高知県においては、産業振興計画、地域アクションプランフォローアップ会議という仕組みが既にあり、この連携を発射台にして、他県がまねできないレベルでの連携を押し進めていくことが重要です。

私は、市町村の総合戦略については、複数の市町村で一緒になって総合戦略をつくるということも考えられるところですが、できれば市町村ごとに総合戦略をつくるべきで、地域の実情に合わせた独自性の強いものが生み出される仕組みを目指すべきだと思います。

そして、その組織体制について香美市を例に考えれば、フォローアップ会議に参加している香美市商工会や土佐香美農協というような看板組織単位ではなく、その中に存在する自立した組織、言葉がないので組織の実働を担う部会、略して組織実働部会と名前をつけたいと思いますが、総合戦略や産業振興の推進に、この組織実働部会が主体的に加わっていく必要があるのではないかと思うところです。

ちなみに、看板組織の中の組織実働部会とは、香美市商工会では商業部、工業部、サービス部、女性部、青年部であり、農協で言えばユズやニラなど品目ごとの部会となります。

なぜこういった実働部会について言及するかというと、他県と差をつけるために有望であるからで、住民ニーズや現状の課題をよく知り、予算を獲得して自立して動ける組織であるからです。実際に香美市商工会では、例えば工業部が土佐打ち刃物の技術でくじらナイフを開発したり、青年部が行政の補助金を使ってお見合いイベントを開催したりと、これまでも予算を獲得し新たな価値を生み出しています。

また、南国市商工会青年部のメンバーが中心となって生まれたごめんシャモ研究会のシャモ鍋でまちおこしは、地域アクションプランに位置づけられ、産業振興推進総合支援事業費補助金も活用していますが、この例のように組織実働部会である商工会の部会や農協の部会に、部会として使える補助金の情報を提供し、組織実働部会で活用できれば、全国に知られる有望な取り組みも生まれやすいのではと思います。

そこで、県や市町村において、地方版総合戦略の効果的な実施や地域の産業振興を一層推進するため、商工会や農協などの中にある組織実働部会に対し、補助金などの情報提供を初めとしたさらなる連携・協働にこれまで以上に力を入れるお考えはないか、産業振興推進部長にお聞きをいたします。

次に、地域に根差した企業への支援策についてお聞きいたします。

高知県は、来年度から高知県事業承継・人材確保センターを稼働させ、県内雇用の受け皿である高知県企業の存続に向けて、さらに積極的な施策を進めようとしています。その際に私は、いま一度高知県での今後の経済見通しがどうなるかについてデータをつくり直す必要があるのではと感じます。特に、地方人口ビジョンを活用して企業の今後のマーケットを予想することは不可欠です。また製造業においては、立地自治体での労働者確保の見通しも重要です。

今回の地方創生の議論の中で、国は地域中核企業という考え方を推奨しています。この考え方は、先ほども御紹介した地域経済分析システムの中にありまして、地場の企業を3つに分類しています。分類1、コネクターループ企業——地域の中で取引が集中しており、地域外とも取引を行っている企業、そして地域からより多くの仕入れを行い、地域外に販売している企業。分類2、雇用貢献型企业——雇用創出・維持を通じて地域経済に貢献している企業。分類3、利益貢献型企业——利益及び納税を通じて地域経済に貢献している企業、という3分類です。この中で特に、人口減少が続いている中山間地域に工場を持つ雇用貢献型企业についての対策が急がれます。

私がある企業にお聞きしたところ、雇用の場の少ない自治体に進出した当時は、多くの方が働きに来てくれたが、最近では若者人口が急激

に減少しており、労働力不足で立地し続けることが難しくなりつつあるという話です。ただでさえ雇用の場が少ない自治体での雇用貢献型企業の存続は、地域の生命線だと感じます。

そこで、高知県は中山間地域で操業している企業の労働力確保にどのように取り組んでいくのか、また今後人口減少が進む中では企業が立地する自治体との連携がますます重要になってくると考えますが、どのように連携していくのか、あわせて商工労働部長にお聞きをいたします。

次に、地域貢献の役割を果たしている企業の応援についてお聞きをいたします。

先ほどからお話ししている地域経済分析システムの中には、ある企業がどのような企業と取引関係にあるか、視覚的に見ることができるように設計されたビッグデータ活用システムがあります。このシステムを活用すれば、高知県企業の中でも地域経済に大きく貢献している企業について、数字の根拠を持って選び出すことができます。高知県は、これまでも商品開発、販路開拓、金融支援などあらゆる支援を行っているところですが、さらにこのシステムを活用して、高知県の中でより役割を担っている企業を広く県民に知っていただき、応援するようなことができないかと思うところです。

企業の競争が今後も激化していくことが予想される中、県外資本に負けないための行政支援を行うと同時に、これまで立派な経営をしてこられた企業であるのに、県内高校生や大学生からの評価が低く、優秀な人材を確保しにくいというようなことを改善できるのではと考えるからです。

そこで、地域経済分析システムを活用するなどして、高知県企業の中で、特に地域貢献の役割を果たしている企業を広く県民に知っていただき、県民みんなで応援していくというような

雰囲気盛り上げる必要があるのではと考えますが、商工労働部長にお聞きをいたします。

次に、中山間地域で企業活動を行っている法人、事業所についてお聞きをいたします。

中山間地域での経済活動やサービスを担う法人、事業所は、規模は小さくとも、どの企業も地域貢献に欠かせない企業です。例えば食料品店、ガソリンスタンドなどは、民間事業所でありながら公的な存在であると感じます。また、老人ホーム、訪問介護事業者などの介護事業所も、地域で住み続けるための安心・安全のななめ、加えて雇用を生み出す、地域になくならない事業所です。

これらの中山間地域で頑張っている事業所は、一定規模の人口がないと存続できず、人口問題をどう克服していくかが今後の事業存続の鍵となります。さらに、現状の事業所のうち一つでもなくなれば、地域の利便性が大きく低下し雇用の場も同時に失われることから、さらなる地域の活力低下も想像されるところです。

そこで、中山間地域の、地域に欠かせない企業と介護事業所についての事業存続にかかわる支援に関して県はどのように考えているのか、商工労働部長と地域福祉部長にそれぞれお聞きをいたします。

次に、中山間地域に移住者を呼び込むための雇用の場づくりについてお聞きをいたします。

私は、高知県が移住者にとって魅力的で安定的な仕事があれば、移住したいという人のニーズは高いのではと感じます。特に、海、山、川の自然豊かな中山間地域はその魅力が凝縮しています。一方で、こうした地域では安定した雇用の場は限られるので、移住希望者はその土地に移住することになかなか踏み切れないという事例も多いのではないかと思います。移住したいという気持ちがある方に、現金収入が得られる雇用の場を提供できないことはもどかしくも

あり、新たな仕組みがつかれないかと考えるところではあります。

例えば、雇用の場が少ないとはいえ、私の地元ではユズの収穫時期には人手不足が慢性化している現状がありますし、ほかにも時期によっては人手不足を感じている事業者はあるのではないのでしょうか。そのため、市町村単位で短期雇用のニーズを企業や1次産業事業者などにお聞きして、複数の仕事で所得が得られるよう、市町村や商工会、農協などが協働して仕立て上げることができないかと考えます。

そこで、中山間地域への移住を促進していく上で、移住希望者にとっては現金収入の見込みを持って安心して移住することができ、人手不足を感じている事業者にとっては労働力を確保できるような、複数の仕事を組み合わせて提案する取り組みが必要と考えますが、県としてのお考えを産業振興推進部長にお聞きいたします。

次に、中山間地域で最も有望な雇用の場である林業についてお聞きいたします。

今議会は、情報システムを活用した施策について議論させていただいておりますが、林業でも情報技術の進歩が進んでおまして、佐賀県などでは航空レーザ測量を活用して森林の管理を行っています。この航空レーザ測量というのは、国土院のホームページによれば、「航空レーザ測量とは、航空機に搭載したレーザスキャナから地上にレーザ光を照射し、地上から反射するレーザ光との時間差より得られる地上までの距離と、GPS測量機、IMU（慣性計測装置）から得られる航空機の位置情報より、地上の標高や地形の形状を精密に調べる新しい測量方法」となっておりまして、要するに森林の管理に活用すれば、どれくらいの量の木材がどこにあるのか地図データ情報としてわかるというものです。この技術は、本日は触れませんが土砂災害対策にも有効です。

高知県でも林業の新技术導入の中で、このシステムについての検討が行われていると思いますが、平成27年度に向けた林業学校に合わせたカリキュラムづくりも目指し、スピードアップを期待するところです。

そこで、高知県の中山間地域の所得向上のためのさらなる仕組みとして、航空レーザ測量を活用した、森林経営計画策定を効率化し森林組合などの事業者の負担軽減を図る取り組みについて、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

ことし4月より林業学校がスタートしますが、地元香美市でも期待が高まっているところです。この林業学校には短期コースが設けられており、本格的な自伐林家を目指す方はもちろんですが、山の暮らしに憧れて移住を検討している方々などにも門戸を開いていただけるのではと期待しているところです。

香美市では平成22年に大柝高校が閉校し、校舎の有効活用策として高知県立歴史民俗資料館が体育館に民具を展示して、土佐の里山暮らしを再現する催しを開催しています。この取り組みは高知県の中山間地域への移住について考えてもらえるきっかけづくりにもなっているのではと思います。そういう意味では、林業学校の短期コースとして、例えば土佐打ち刃物を使った山林用刃物の歴史や、なたや鎌の使い方、研ぎ方などが学べる講座を実施すれば、里山暮らしに興味を持つ若者層に林業についても興味を持ってもらえるきっかけづくりにもなると考えるところです。

そこで、林業学校の短期コースに文化的な講座、例えば大柝高校の民具の中で林業に関する道具の使い方を一日で体験できる講座などを設け、中山間地域への興味を深めるということについてどうか、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

次に、中山間地域で問題となっている鳥獣被害対策についてお聞きをいたします。

鳥獣被害対策で一番大切なことは、鹿やイノシシなどの個体数を減らすことですが、その方法は猟友会による鉄砲を使った方法と、わなを使った方法があります。高知県の積極的な取り組みの成果で効果を上げていることは頼もしく感じているところですが、さらに新たな仕組みをつくれなかと考えるところです。

1つ目は、猟友会の皆さん方の捕獲頭数を上げるための猟犬への支援です。猟犬は獲物を追って山を分け入るわけですが、猟犬が遠くまで獲物を追った際に、猟師と離れ離れになってしまうことが多々あります。猟師は、GPS機能のついた発信器、いわゆるGPSマーカーを犬の首輪としてはめているので、その情報をもとに猟犬を見つけ出します。しかし、このGPSマーカーは電波法にひっかかっている機種も多く、新しいものへの更新を多くの猟師が望んでいます。一方で非常に高価なことから、猟師の金銭的な負担にもなっているところです。

また、わな猟についても新たな支援策が生み出せないかと考えます。くくりわなについては県の御英断で無料配布が行われたところですが、箱わなについても支援策をつくれなかと思えます。箱わなは安いものでも5万円かかりますし、囲いわなと言われる大きいものになれば25万円ほどかかります。猟師さんの中には中山間地域に住まれている方から捕獲を要請されることも多いと聞きますが、初期費用の高さから設置することが難しいのが現状です。

そこで、県が猟友会にレンタルする形で箱わなを提供し、一定の頭数がとれたなら鳥獣捕獲報償金と相殺して箱わなを差し上げ、とれなければ一定期間の後に返却ということができないかと思えます。こうすれば猟師にとっては初期投資が要らず、捕獲した鹿やイノシシの報償金

で買い取ればよく、負担が小さくなります。そこで、猟犬のGPSマーカーへの補助と箱わなレンタル制度についてどう考えるか、中山間対策・運輸担当理事にお聞きをいたします。

次に、中山間地域の空き家活用事業についてお聞きをいたします。

高知県は今年度から空き家活用促進事業を導入して、中山間の空き家を有効に活用する取り組みを進めています。これは、いざというときの南海地震に備えて平常時から空き家を使えるようにしておこうという取り組みで、10年間の定期借地権契約を締結し市町村が借上げます。そして、いざというときにはその空き家が避難住宅となり、行政としては仮設住宅を建てる必要がありません。また、空き家の改修費用は、行政からの補助金として国が50%、県が25%、市町村が25%支援するというものです。

空き家の所有者にとっては、市町村への10年間の貸出期間が終われば、所有者の負担なしに改修された物件が返ってくるというもので、地域の伝統的な建造物の改修が進み、地域の文化を残すという意味でも意義ある取り組みと考えます。この取り組みは全国的にも先進的で、移住者を受け入れることにも大きな成果を上げていると考えますが、現在までの市町村の取り組み状況について土木部長にお聞きをいたします。

次に、防災への備えについてお聞きをいたします。

高知県は、南海地震対策として市町村の避難所への収容数の過不足調査を行っておりまして、例えば香美市はL2クラスの地震が来た際に、1週間後の避難者を5,729人と見込んでおり、収容できる避難所の数が21カ所で3,785人を収容可能、そして1,944人の方の分の避難所が足りないという現状の数値を示しています。この根拠は、平成26年度に行った避難所確保対策事業委託業務として、株式会社建設技術研究所に委託して

得られたものです。

私は、この調査は非常に意義ある調査で、市町村ごとに過不足をなくしていく取り組みを加速させ、広域での避難計画にも役立ち、また集会所を避難所として活用していくための耐震補強・改修への市町村の意識向上の流れも加速するのではと期待します。私は、本来香美市など高台の市町村は避難所が足りないのではなく余っている状況が望ましく、香南市や南国市から避難してくる人を受け入れることまで考えなければならぬと考えるところです。

そこで、この調査結果を市町村や自主防災組織に提供することにより、地域ごとの避難所の過不足など、避難の具体的な状況を考えることができると思いますが、今後この調査結果をどのように活用して広域避難や避難所の確保対策に結びつけていくのか、危機管理部長にお聞きいたします。

次に、公共工事で発生した土砂の処理についてお聞きいたします。

昨年8月の台風12号及び11号による豪雨では、道路の損壊や地すべりの発生、河川の流域での床上浸水など多くの被害が発生しました。県には、孤立集落の解消や県民生活を維持する上で特に支障がある箇所について、応急的な復旧工事に取りかかるなど、その解消に迅速に努めていただきました。現在では、通行どめ区間においては仮橋による迂回路の設置を行うなど、県民生活への影響は極めて小さくなっていると考えております。

昨年の台風では、道路での土砂崩れなど災害で被害を受けた箇所の対応に当たっては、土捨て場を速やかに確保することができ、土砂を処理する上で問題はなかったと聞いていますが、公共工事を行う上で発生した土砂をどのように処理するかは重要ではないかと考えるところです。私の地元では、工事で発生する土砂の処理

に苦労しているとの声も聞きます。

そこで、工事で発生する土砂の処理について県としてどう対応しているのか、その処理方法について土木部長にお聞きをいたします。

最後に、台風や突風被害などで被災したハウスの復旧についてお聞きいたします。

私の地元では、昨年夏に大きな突風被害がありました。県の要望活動の成果である、国の被災農業者向け経営体育成支援事業を活用してのビニールハウス復旧事業は、農家の金銭的な負担を減らし、多くの農家を助けました。改めて感謝いたします。

一方で、周知期間が少なかったこともありますが、市町村補助がなかった地域の農家は、金融機関からの借入れが条件となっていることを嫌がって申請しなかったという、もったいない事例もあります。そして、レンタルハウス整備事業を活用してハウスを建て直すには手続が2カ月程度かかり、周年栽培のニラ農家などからは一日も早い手続への強い要望があったところです。

県は、これらの課題に対する解決への施策を示されているところですが、新たな仕組みによってどういう成果が期待できるのか、農業振興部長にお聞きをいたしまして、私の第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 依光議員の御質問にお答えをいたします。

地方創生の議論の中でライバルとなる自治体がふえるのではと考えるが、これまで同様に国の予算を獲得し続けられるのか、また地方創生という枠組みの中で、どのような点に力を入れないといけないと考えているのかとのお尋ねがございました。

議員のお話にもございましたように、国の総合戦略には本県の政策提言が数多く取り入れら

れているところでありまして、このこと自体は大変歓迎であります。他方で今後他の自治体においても移住促進や中山間対策などの本県同様の取り組みが活発化し、全国の自治体間での競争が激しくなることが想定をされるわけでありまして。

そのため、本県としましても他の自治体との競争に打ち勝つことができるよう、より実効性のある施策へと常に施策のバージョンアップを図りながら、官民が一体となって産業振興計画などの取り組みをさらに加速していきたいと考えております。例えば、今回改定します第2期産業振興計画ver. 4では、これまでの6年間の取り組みの積み重ねにより、それぞれの分野を大きく動かす仕組みが整ってきたことを最大限に生かし、地産や外商の取り組みをさらに強化するとともに、この地産外商の成果を拡大再生産につなげていく取り組みを強化することとしております。

このようにPDC Aサイクルをしっかりと回すことによって新たな課題や対応策が現出し、施策のレベルアップにつながってまいりますことから、私は課題解決の先行県としての優位性を存分に生かしていきたいと考えており、そのことが国の手厚い支援にもつながるものだと思っております。あわせて、他県の先行するよい事例も参考にさせていただき、本県の施策のバージョンアップにもつなげていきたいと考えております。要するに、自治体間競争が激しくなるからこそ、県の施策や国への提言も常に進化し続けることが欠かせないと考えているところであります。

この進化し続けるために重要なポイントとしては3点あるかと考えております。まず第1に、お話にもございましたように、国などから提供されたものも含め、幅広いデータ分析などを通じましてしっかりとPDC Aサイクルを回して

いくこと、これが基本の基本であります。第2に、市町村版の総合戦略の策定主体である市町村や経済活動の主体となる企業や団体の皆様としっかり連携してスクラムを組むということ、そして第3に、今後力を一層入れていきたいと考えておりますのは、他の自治体よりも県内外からアイデアや人材が集積する、交錯する県となるよう取り組むということでありまして。これは、進化し続けるために非常に重要な仕掛けとなり得るものだと考えております。この点に関しては、4月に開設される産学官民連携センターなど活用して大いに進めていきたいと考えているものであります。

官民協働、市町村政との連携・協調を進め、また県内外の英知を取り入れながら産業振興計画や中山間対策などに取り組みますとともに、PDC Aサイクルを回す中で見えてまいります新たな課題についても、国に具体的かつ説得力のある政策提言を行うことなど、地方創生の追い風をしっかりと生かしていくことができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(総務部長小谷敦君登壇)

○総務部長(小谷敦君) まず、地域経済分析システムを活用して、多くの方々から知恵を集める仕組みづくりについて考えはないかとお尋ねがございました。

地域経済分析システムは、各自治体がそれぞれの地域の現状や実態を正確に把握した上で、効果的な地方版総合戦略の立案、実行、検証を行うことができるよう、国から4月以降に提供されるシステムでございます。現時点で国からいただいている情報では、国が地域経済にかかわるさまざまなビッグデータを収集し、かつグラフや地図等でわかりやすく見える化するシステムであり、具体的には、地域経済における産業構造や企業間取引の実態を空間的かつ時系列

的に把握することができる産業マップ、市区町村単位で人口ピラミッド・人口推移・人口移動等を把握することができる人口マップ、携帯電話の位置情報やカーナビデータを用いることで滞在人口など人の流れを把握することができる観光マップ、市町村間でさまざまな経済活動の実態を比較することができる自治体比較マップの4つのマップから構成されています。

それぞれ機能は異なっておりますが、地方版の総合戦略を策定する上で、県はもとより市町村にとっても有益なマップではないかと受けとめており、今後国が開催する予定の自治体職員向け研修会なども通じて内容をしっかり把握するとともに、お話にありました県内大学と連携した分析の可能性などについても検討してまいりたいと考えております。

次に、県が持つ目標値を市町村に役割分担としてそれぞれの自治体の力を考慮した上で示し、国が求める市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の手助けとすることについてお尋ねがございました。

まち・ひと・しごと創生法では、市町村は国の総合戦略と都道府県の総合戦略を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた市町村版の総合戦略を定めるように努めなければならないこととされています。あわせて、総合戦略には目標数値を設定し、PDCAサイクルを回して不断の見直しを行うことが求められているものと受けとめています。

法律上は努力義務でございますが、全国に先駆けて人口減少、高齢化に直面している本県の状況を考えますと、県と市町村が総合戦略を一緒につくり、一緒に実行していくことによりそれぞれの計画の整合性がとれ、お互い高め合うものにしていきたいと考えております。

その際には、総合戦略自体が、各自治体が地域の実情に応じて主体的に策定するものでござ

いますので、県から市町村単位での目標数値をお示しすることは困難ではないかと考えてはおりますが、産業振興計画など県の取り組みを市町村に御説明し、御理解していただくことはもちろん、県の目指すべき方向性や目標数値をお示しするなど、できる限り県と方向性を一にした総合戦略となるよう取り組んでいきたいと考えております。具体的には、産業振興推進地域本部など市町村により近い現場での日常的な策定支援に加えて、適宜市町村との間でそれぞれの総合戦略の方向性や目標数値を確認する場を設けるなど、しっかりと市町村と連携をとって、真の地方創生の実現、さらなる県勢浮揚につなげていきたいと考えております。

最後に、地方人口ビジョン策定と地域経済分析システムに関する市町村へのデータ作成支援についてどのような取り組みを行おうとしているのかとお尋ねがございました。

地方人口ビジョンは国の長期ビジョンの内容を踏まえつつ、各自治体が人口の現状と将来の姿を展望し作成するものであり、総合戦略を策定するに当たっての基礎になるとともに、住民と課題の共有を図る上で大変重要なものだと受けとめております。また、地域経済分析システムは、先ほど申し上げましたように、総合戦略の施策を考えていく上で有益なものだと考えておりますことから、それぞれ各市町村において地域の実情に応じた分析を行うことが基本だと考えております。

そのため、各市町村において人口動向分析等を行うことができる担当者確保し、人口動向の背景にある要因を分析することが望ましいと考えておりますが、他方で議員のお話にもありましたように、小規模な自治体ではそうした人員を確保することが困難な場合も想定されますし、また広域での分析が効果的な分野も考えられます。

こうしたことから県としましては、本庁において市町村の分析業務の技術的な支援をしっかりと行ってまいりますとともに、市町村の意見もお聞きしながら、例えば地域本部単位でどのような支援を行うことができるのかなど具体的な支援について検討してまいりたいと考えております。

(産業振興推進部長中澤一眞君登壇)

○産業振興推進部長(中澤一眞君) まず、地方版総合戦略の効果的な運営や地域の産業振興を一層推進するために、商工会や農協などの中にある組織実働部会との連携・協働することについてのお尋ねがございました。

産業振興計画におきましては、官民協働により計画を推進していくことを基本理念としており、第1期の計画策定当初から現在に至るまで、計画の検討やフォローアップ、個々の取り組みの実施などさまざまな場面で県民の皆様や産業団体の方々など、各界各層の多くの皆様に参画いただいております。また、それぞれの地域で進めます具体的な取り組みである地域アクションプランにおきましても、商工会や農協の部会の方々事業主体となって活動されているものが多数ございます。こうしたことから、お話のありました地域における主要なプレーヤーである組織実働部会の皆様との連携・協働を今後とも大切にしていきたいと考えております。

現在、各地域本部におきましても地域アクションプランへの支援等を通じて、こうした皆様と連携・協働をさせていただいておりますが、これをさらに深め、かつ広めていくことでこれまでの取り組みがより一層成長し、また新しい取り組みが生まれてくるのではないかと考えております。

このため、御質問にありました支援策の情報が組織実働部会の皆様と確実に共有できるよう、しっかりと情報提供を行うこととあわせまして、

各団体の総会などさまざまな機会を捉えて、産業振興計画の取り組みを御説明させていただきたいと思っております。また、各団体においても団体内での周知に御協力をいただくことで、より多くの方々がプレーヤーとして参画いただけるよう働きかけをしてまいりたいと考えております。加えまして、来年度は第2期産業振興計画の最終年度でもありますことから、それぞれの地域で本県の産業振興についての意見交換会を実施する予定といたしておりますので、この場においても組織実働部会の皆様から御意見を賜りたいと考えております。

次に、中山間地域への移住を促進する上で、複数の仕事を組み合わせて提案する取り組みについてお尋ねがありました。

中山間地域には、お話にありましたようなユズあるいはミョウガの集出荷、木製品の加工といった、短期ではありますが地域ならではの仕事がありますので、こうした仕事での人材のニーズと移住者とをマッチングさせることができれば、地域の経済活動の活性化にもつながるものと考えております。そのため県では、市町村や地域本部などから提供を受けた短期雇用の情報も本県独自の幸せ移住パッケージシステムに登録をして、移住のポータルサイトを通じて発信をしております。

ただ、現実問題として移住希望者にとりましては、短期の仕事だけではなかなか安定的な生活設計を立てにくいことが想像されますので、お話にございました複数の仕事を組み合わせて提案することは、生活の見通しを立てていただく上で有効であると思います。実際、本県の中山間地域に移住された方の中には、夏場はカヌーのインストラクター、冬場は林業に従事して季節ごとに仕事を組み合わせて、生計を立てながら中山間での暮らしを満喫されているという方もいらっしゃいます。

また、この2月からは、中山間地域等において農業の担い手を確保する新たな取り組みとして、市町村が農業を中心に他の仕事を組み合わせた具体的なプランを移住希望者に提案をするという取り組みを始めております。県としてもこれが円滑な就農につながりますよう、研修費用の助成などの支援をすることとしております。

今後、先ほど申し上げましたような既にある事例や農業分野での新たな取り組み、これらも参考にするとともに、例えば幾つかの仕事をパッケージ化して地域おこし協力隊に担っていただくなど、他の施策と関連づけた展開も意識しながら、地域のさまざまな人材ニーズを組み合わせ提案していくことを検討してまいります。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○商工労働部長(原田悟君) 中小企業支援に關しまして、まず中山間地域の企業の労働力の確保と自治体との連携についてのお尋ねがございました。

県内ハローワークの求人・求職情報の動向を見てみますと、近年製造業関係の求人数は増加しておりますが、求職者数及び就業者数はともに減少している状況にあります。また、日々の企業訪問や工業会などとの意見交換の場などでも、多くの経営者の方から労働力の確保についての切実な声をお聞きしており、県としても厳しい状況を認識しておるところでございます。

県では、地域の商工会、商工会議所を初め産業振興センターなどの産業支援機関から、また直接企業から労働力の確保についての問い合わせや相談の情報がございましたら、地元自治体はもとより労働局とも連携し、企業ニーズに応じた対応をしておるところでございます。

昨年の事例ではございますが、中山間地域で企業が操業する際に、地元自治体との綿密な連携のもと、地元エリアを中心にハローワークとも連携し人材確保に取り組みました結果、企業

の要望にお応えできたケースもございました。中山間地域はもとより企業の人材確保に当たっては、企業みずからの努力に加え、地元自治体を初め県や就労支援機関など関係機関が一体となって、積極的にサポートすることが重要であると考えています。

特に、人材確保が難しくなっています中山間地域では、関係機関の一層の緊密な連携が求められていますし、地元自治体には日ごろから企業との密接な関係を構築して、求人のニーズについても十分把握していただくことが必要であるとと考えています。県としては、そういった取り組みについて今後とも地元自治体に助言もしてまいりますし、課題解決に向けて一緒に汗を流していきたいと考えています。

次に、地域貢献の役割を果たしている企業を広く県民に知っていただき、県民みんなで応援していくという雰囲気盛り上げる必要があるのではないかとのお尋ねがございました。

議員のお話のように、地域において住民の主な雇用の受け皿となっている企業でありますとか、地元の原材料を多く使う企業、また多くの地場企業と取引実績があるような企業に対しては、行政はもとより、その地域を挙げて応援していくといったことは、地産地消といった面でも大変重要なことだと考えます。

そのような地域貢献の役割を果たしている地場企業を、まず多くの県民の皆様にご存知いただく取り組みとして、県では3年前からものづくり総合技術展を開催しております。本年度は、昨年11月に県内の122の事業者が出展され、1万6,000人を超える多くの県民の方に来場していただきました。この総合技術展では、出展企業が誇る自社製品の展示や企業の経営理念、地域の貢献活動などが各ブースでPRされまして、小中学校の生徒さんや高校生、またその保護者を初め多くの県民の皆様にご広くアピールされてお

りました。また、高知県産業振興センターが毎年発表しております高知県地場産業大賞では、地域活性化への貢献や波及効果、地域企業との連携の視点から、各賞に該当する取り組みを表彰しており、企業等のイメージアップや販路拡大にも貢献しています。

議員のお話にありました地域経済分析システムは、地域に貢献している企業をより多く県が把握していく際の重要なツールになると考えられますので、システムを通じて得た企業の情報を活用し、その企業活動の周知や当該企業のさらなる事業拡大を支援できるものと考えています。こういった取り組みを継続していくことが、県民の皆さんに地場企業を身近なものと感じていただき、県民による地場製品の購入や地場企業への県出身者の就職などといった、いわゆる地域貢献企業への応援につながるものだと考えております。

最後に、中山間地域に欠かせない企業に対する事業存続に関する支援についてのお尋ねがございました。

中山間地域の生活に密着した企業は、議員の御指摘のとおり地域の生活を支える大切な存在でございますが、その経営を取り巻く環境は人口減少と高齢化の進展による地域購買力の低下や、大型量販店の出店による地域外への購買力の流出などにより大変厳しい状況にあります。

主に経営面に大きな課題のある企業に対しましては、地域の商工会、商工会議所が中心となり、他の支援機関とも連携しながら税務、金融に関する経営相談や国の施策を活用した企業の経営革新の取り組みなどの支援を行っており、これまでは新たな販路を都市部に開拓した企業や、設備投資を行い売上増加につなげた企業などもございます。今後もそういった経営改善の必要な企業に対しましては、産業振興計画のさまざまな施策も積極的に活用し、支援を継続

してまいります。

また、中山間地域の企業の喫緊の課題として、経営者自身の高齢化が進む中、後継者の確保ができないため、廃業の選択を余儀なくされるといことも現実としてございます。県が来年度に設置します事業承継・人材確保センターでは、そのような中山間地域の企業も支援の対象として、地域に足を運び、後継者の確保や人材育成などの事業承継に関する相談にも対応してまいりたいと考えております。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○地域福祉部長(井奥和男君) 中山間地域における介護事業所の事業存続に向けた支援についてのお尋ねがありました。

現在策定中の第6期介護保険事業支援計画の推計によりますと、平成37年における県下の要介護者などが、昨年10月時点に比べ約6,200人の増が見込まれることなどに伴い、介護人材が900人程度の不足と見込まれるなど、中山間地域ではサービスの提供とそれに伴う人材の確保といった面で、これまで以上の厳しい状況が予想されます。

こうした中、県ではこれまでも採算性などの面で新たな介護事業者の参入が難しい中山間地域において遠距離の利用者に在宅介護サービスを提供する事業者を支援してまいりました。その結果、現在17の市町村で事業を活用したサービスの提供が行われており、その提供回数や対象地域も拡大を見せているところです。

また、あわせまして、中山間地域を対象としたホームヘルパーの養成研修や介護事業所の就職説明会などを実施し、人材の確保なども支援してまいりました。今後は、地域において将来必要となるサービスと人材の確かな需給見通しに基づき、中長期的な視点に立ったサービスの確保策などについての検討が必要であり、その際には既存の事業所にとどまらず、これまで高

知型福祉の実現に向け本県が取り組んでまいりました、あったかふれあいセンターなどに代表されます地域資源を積極的に活用するといった視点も重要になってまいります。地域の創意工夫によるこうした取り組みなどによりまして新たな雇用を創出し、地域経済の活性化へとつなげていくことも可能になってまいります。

県といたしましても、これまでの取り組みにとどまらず、中山間地域の住民の皆様が安心して介護サービスを利用できるよう、必要となるサービスと人材の確保に向けまして、市町村が新たに取り組むこうした体制整備などを積極的に支援してまいりたいと考えております。あわせて、国に対しまして、中山間地域における介護事業所の実情などを踏まえた政策提言活動などを引き続き行ってまいります。

(林業振興・環境部長大野靖紀君登壇)

○林業振興・環境部長(大野靖紀君) まず、航空レーザ測量を活用した事業者の負担軽減を図る取り組みについてお尋ねがございました。

航空レーザ測量は樹高や本数、材積、樹木の疎密度など森林資源情報や詳細な地形情報を効率的に把握し解析ができることから、今後森林経営計画を策定したり、災害状況を速やかに把握することにより治山事業等の防災復旧計画を策定するなど、森林・林業分野での利活用の範囲は拡大していくものと考えています。

森林組合などが森林経営計画を策定する際に最も手間を要するのは、所有者ごとの境界の確定であり、現在の航空レーザ測量ではその点での効率化が望めないことや、経費が高額になることなどから導入の検討には至っていません。しかし、来年度から国において航空レーザ測量による3次元データと過去の空中写真を照らし合わせることで、データ上から所有者の境界を区分する技術開発を行うと聞いていますので、国の実証事業の結果が森林経営計画策定の合理

化につながるかどうかを注視してまいりたいと考えています。

また、これに限らず、リモートセンシングの技術は、林業学校においても基礎的知識として研修していくことはもちろん、我々の業務の効率化につながりますことから、航空レーザ測量はもちろん、例えばドローンと呼ばれる無人航空機を使用した森林測量など新しい技術に対する知見の習得に努め、積極的にその活用方法などを検討していきたいと考えています。

次に、林業学校の短期コースに文化的な講座を設け、中山間地域への興味を深めてもらうことについてお尋ねがございました。

林業の作業において、なたや鎌、チェーンソーなどは基本的な道具として、その扱い方を習得することはもちろん、刃を研ぐといった道具のメンテナンスも重要なことでございます。このため、林業学校では基礎コースや短期コースにおいてその技術を習得できる内容を設定しています。

一方、林業学校は、林業への就業を目的に県外から移住してこられる方の受け入れといった目的もありますことから、本県の中山間地域で生活する上で必要な知識や技術を身につけていただくことも大事でございます。そこで、元気な地域創造コースというメニューを設けています。このメニューでは、受け継がれてきた里山で生きる知恵、例えば炭焼きであったりキノコの栽培、狩猟やジビエの活用といった内容を予定しています。そうしたコースの中で、お話にもありましたような中山間地域に対して興味を持っていただく講座を設けることも検討してまいります。

(中山間対策・運輸担当理事金谷正文君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事(金谷正文君) 猟犬のGPSマーカーへの補助と箱わなのレンタ

ル制度についてのお尋ねがありました。

鹿、イノシシの捕獲頭数は年々増加をしております、鳥獣被害対策は一定の効果があらわれてきていると考えておりますが、農林業被害を軽減するためには、さらに捕獲対策を強化する必要があります。

お話にございました猟犬のGPSマーカーにつきましては、猟犬の所在確認に大変有効であるとお聞きをしておりますし、箱わなにつきましても一度に複数の捕獲が可能となるなど、捕獲を推進する上で有効であると考えております。

GPSマーカーと箱わなは、いずれも狩猟者の負担を要しない国の交付金を活用できますし、各市町村に設置されております有害鳥獣被害対策協議会が実施主体となることでレンタルも可能となります。こうした点、十分に浸透し切れていない面もございますので、今後市町村や狩猟者の皆様に制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

(土木部長奥谷正君登壇)

○土木部長（奥谷正君） まず、中山間地域の空き家活用に対する現在までの市町村の取り組み状況についてお尋ねがありました。

県では、市町村が民間の空き家を借り上げるなどにより、賃貸住宅として再生、活用する場合に、トイレの水洗化や耐震改修などのリフォーム工事費の一部を補助する空き家活用促進事業を本年度に創設し、空き家の再生、活用を促進しています。

本年2月末現在で15市町村から合計56件の申請があり、6市町の11件で空き家のリフォーム工事が完了しています。そのうち既に3件の移住者支援住宅で3世帯9人の方々が入居しており、2件のお試し住宅で移住を希望する2世帯4人の方々が生生活を始めています。今後、これらの成果の周知などによりこの事業の活用を市町村に積極的に働きかけ、中山間地域を中心と

した県内全域で空き家の再生、活用を促進してまいります。

次に、公共工事で発生する土砂の処理についてお尋ねがありました。

公共工事を円滑に進める上で、工事で発生する土砂の受け入れ先の確保は重要であると認識しています。公共工事で発生する土砂は、まずは現場内で利用し、現場内で利用できない場合は50キロメートルの範囲内にある他の公共工事での利用に向けた調整をしています。調整に当たっては、その現場で必要な盛り土量や発生する土量の情報を国、県、市町村が共有するシステムを活用しています。

公共工事での利用ができない場合は、法令に抵触せず適正に処分できる民間の処分場や、市町村が確保している土捨て場などへ搬出することとなり、あらかじめ発注者がその場所を指定しています。

ただ、災害発生後に道路上の崩壊土砂を緊急に取り除く応急工事などの場合は、受注者が選定した候補地を参考に発注者が決定することがあります。また、来年度からは土砂の受け入れ先として民間工事も対象とすることを検討しています。県としましては、国や市町村などと協力しながら、引き続き公共工事で発生する土砂の有効利用と適正処理に向けて取り組んでまいります。

(危機管理部長野々村毅君登壇)

○危機管理部長（野々村毅君） 防災に関して、避難所の過不足調査の結果を広域避難や避難所の確保対策にどのように結びつけていくのかのお尋ねがございました。

最大クラスの地震による被害想定では、県内の避難者数は1週間後においても約39万人で、そのうち避難所に避難しなければならない方は約25万人となっており、現在指定されている避難所に収容できる人数をもとに単純に計算した

場合、県全体で約7万人分の避難所の不足が見込まれます。

また、市町村単位では高知市や香美市など11市町で避難所が不足するため、その避難者を周辺の市町村に受け入れていただく広域避難の取り組みについて、県内を4ブロックに分けて市町村と検討を進めております。この広域避難の検討に当たって、これまで市町村単位でしか算定していなかった避難者数を、お話のあった今回の調査で大字など地区単位で改めて算定したことで、市町村内の地域ごとの詳細な避難所の過不足を明らかにしました。

調査の結果、まず市町村単位では、市町村ごとの具体的な避難計画の検討が可能になり、またどの地区で新たな避難所の確保が必要かということを検討することができるようになりました。さらに、ブロック単位でどの地区またはどの避難所で、他の市町村から避難者を受け入れることができるのかということが把握できるため、具体的な避難者の送り出しや受け入れの体制を検討することが可能となります。こうした情報は、避難所の運営に深くかかわる自主防災組織にも理解していただくことが重要ですので、市町村を通じて情報提供することも考えています。

今後、ブロックごとで耐震性のない集会所などの避難所を耐震化するなど、市町村における避難所の確保対策につなげるとともに、引き続き具体的に広域避難の検討を進め、他の市町村に避難せざるを得ない場合でも、できるだけ居住地の近くで受け入れが可能となるよう検討を行ってまいります。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○農業振興部長(味元毅君) 新たに設けます園芸用ハウス災害復旧事業でどういう成果が期待できるのかのお尋ねがございました。

昨年発生した台風や集中豪雨では、園芸用ハ

ウスが大きな被害を受けたことから、県としてはレンタルハウス整備事業や国の被災農業者向け経営体育成支援事業などの制度を活用して復旧を支援してきたところでございます。

しかし、お話にもございましたように、事業の認定までの手続に時間を要したことや、事業によっては支援対象にならないケースが発生したこと、また復旧に係る新たな経費負担を理由に再建を諦めた方がおられたことなど、幾つかの課題が見えてまいりました。こうした状況を踏まえまして、農業者の経費負担を軽くし速やかな復旧を図ることなどを目的として、園芸用ハウス災害復旧事業を設けることにいたしました。

新たな事業は、園芸施設共済制度への加入を前提として、万一災害により被害に遭った場合には、復旧に要する経費と共済金との差額の15分の8を県と市町村とで支援するというものでございます。この2月に行われました制度の見直しによりまして、補償率が大幅にアップする園芸施設共済と組み合わせることで、これまでのレンタルハウス整備事業などと比べましても、農業者の負担が軽減されます。また、新たに農業者を事業主体に加えることによりまして、比較的年齢の高い農業者の方であっても資金利用が要件とならず、活用が可能となりますし、また手続を簡素化することで、復旧に係る入札までの期間が2カ月程度から1カ月程度に短縮するなどの効果が見込まれるところでございます。台風災害はもとより、突発的な自然災害の発生時におきましても、被災された農業者の方が速やかに再建に取り組むことができ、安心して農業を続けていただける一助となるものと考えております。

○9番(依光晃一郎君) それぞれ丁寧な御答弁ありがとうございます。

要請をさせていただきます。地方創生に関し

まして、市町村版の総合戦略というのがこれからできていくんだと思いますけれども、そのために数値目標というのを市町村がつくらないといけない、そういうふうになると思います。そのときに、数値目標というとやっぱりハードルも高いんだと思います。その点、県庁の職員さん、これまで尾崎県政の中で数値目標というのを常に傍らに置きながらお仕事をされてきたということで、市町村の職員さんに対してもぜひアドバイス、いろんな心理的な軽減とか、そういったアドバイスもしていただきたいと思います。また、目標があって仕事のやり方を変えるというのは、やっぱり楽しいというか、工夫をしながらモチベーションを上げていくということもできると思いますので、本当に県政、市町村政がうまく回って高知県発展につなげていきたい、私もそういう思いでございます。ぜひともお力をおかしてください。よろしく申し上げます。

以上で私の一切の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明5日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後3時48分散会

平成27年 3月 5日 (木曜日) 開議第 5日

出席議員

- 1番 金子 繁昌 君
- 2番 加藤 漠 君
- 3番 川井 喜久博 君
- 4番 坂本 孝幸 君
- 5番 西内 健 君
- 6番 西内 隆純 君
- 7番 弘田 兼一 君
- 8番 明神 健夫 君
- 9番 依光 晃一郎 君
- 10番 梶原 大介 君
- 11番 桑名 龍吾 君
- 12番 佐竹 紀夫 君
- 13番 中面 哲 君
- 14番 三石 文隆 君
- 15番 森田 英二 君
- 16番 武石 利彦 君
- 17番 浜田 英宏 君
- 18番 樋口 秀洋 君
- 19番 溝渕 健夫 君
- 20番 土森 正典 君
- 21番 西森 潮三 君
- 24番 ふあ一ま一土居 君
- 25番 横山 浩一 君
- 26番 上田 周五 君
- 27番 中内 桂郎 君
- 28番 西森 雅和 君
- 29番 黒岩 正好 君
- 30番 池脇 純一 君
- 31番 高橋 徹 君
- 33番 坂本 茂雄 君
- 34番 田村 輝雄 君
- 35番 岡本 和也 君
- 36番 中根 佐知 君
- 37番 吉良 富彦 君
- 38番 米田 稔 君

39番 塚地 佐智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 尾崎 正直 君
- 副 知 事 岩城 孝章 君
- 総 務 部 長 小谷 敦 君
- 危機管理部長 野々村 毅 君
- 健康政策部長 山本 治 君
- 地域福祉部長 井奥 和男 君
- 文化生活部長 岡崎 順子 君
- 産業振興
推進部長 中澤 一真 君
- 理事(中山間対
策・運輸担当) 金谷 正文 君
- 商工労働部長 原田 悟 君
- 観光振興部長 伊藤 博明 君
- 農業振興部長 味元 毅 君
- 林業振興・
環境部長 大野 靖紀 君
- 水産振興部長 松尾 晋次 君
- 土 木 部 長 奥谷 正 君
- 会 計 管 理 者 大原 充雄 君
- 公営企業局長 岡林 美津夫 君
- 教 育 委 員 長 小島 一久 君
- 教 育 長 田村 壮児 君
- 人 事 委 員 長 秋元 厚志 君
- 人 事 委 員 会 長 福島 寛隆 君
- 事 務 局 長 島田 京子 君
- 公 安 委 員 長 國枝 治男 君
- 警 察 本 部 長 朝日 満夫 君
- 代 表 監 査 委 員 吉村 和久 君
- 監 査 委 員 長
- 事 務 局 長

事務局職員出席者

事務局 長 浜 口 真 人 君
事務局 次 長 中 島 喜 久 夫 君
議 事 課 長 楠 瀬 誠 君
政 策 調 査 課 長 西 森 達 也 君
議 事 課 長 補 佐 小 松 一 夫 君
主 任 沖 淑 子 君
主 事 溝 渕 夕 騎 君



議 事 日 程 (第 5 号)

平成27年 3月 5日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成27年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 平成27年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 平成27年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 平成27年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 平成27年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 平成27年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 平成27年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 平成27年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 平成27年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 10 号 平成27年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 11 号 平成27年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 12 号 平成27年度高知県流通団地及び工業

団地造成事業特別会計予算

- 第 13 号 平成27年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 14 号 平成27年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 15 号 平成27年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 16 号 平成27年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 平成27年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第 18 号 平成27年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 19 号 平成27年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 20 号 平成27年度高知県電気事業会計予算
- 第 21 号 平成27年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 22 号 平成27年度高知県病院事業会計予算
- 第 23 号 平成26年度高知県一般会計補正予算
- 第 24 号 平成26年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 25 号 平成26年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 26 号 平成26年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 27 号 平成26年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 28 号 平成26年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 29 号 平成26年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第 30 号 平成26年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
- 第 31 号 平成26年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 32 号 平成26年度高知県農業改良資金助成

事業特別会計補正予算	第 50 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 33 号 平成26年度高知県営林事業特別会計補正予算	第 51 号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
第 34 号 平成26年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号	恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料等の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号 平成26年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 53 号	知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
第 36 号 平成26年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県税条例の一部を改正する条例議案
第 37 号 平成26年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 55 号	高知県調理師法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 38 号 平成26年度高知県病院事業会計補正予算	第 56 号	高知県看護師等養成奨学金貸付け条例及び高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案
第 39 号 高知県民生委員定数条例議案	第 57 号	高知県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案
第 40 号 高知県産学官民連携センターの設置及び管理に関する条例議案	第 58 号	高知県の事務処理の特例に関する条例及び高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例の一部を改正する条例議案
第 41 号 高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例議案	第 59 号	高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 42 号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例議案	第 60 号	高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
第 43 号 高知県情報公開条例及び高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 61 号	高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 44 号 高知県行政手続条例の一部を改正する条例議案	第 62 号	高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する
第 45 号 高知県手数料徴収条例及び高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案		
第 46 号 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 47 号 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 48 号 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 49 号 高知県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例議案		

基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 75 号 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案
第 63 号 高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 76 号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
第 64 号 高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 77 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 65 号 高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 78 号 高知県理学療法士養成奨学金貸与条例を廃止する条例議案
第 66 号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 79 号 高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案
第 67 号 高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 80 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 68 号 高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 81 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 69 号 高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例議案	第 82 号 県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 70 号 高知県宅地建物取引業法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	第 83 号 県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市の負担の変更に 関する議案
第 71 号 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案	第 84 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
第 72 号 高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 85 号 国道439号社会資本整備総合交付金(木屋ヶ内トンネル)工事請負契約の締結に関する議案
第 73 号 高知県教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例議案	第 86 号 高知県公立大学法人がその業務に関して徴収する料金の上限の変更の認可に関する議案
第 74 号 教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例議案	第 87 号 高知県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例議案
	第2 一般質問 (2人)
	————— ◯◯◯◯ —————
	午前10時開議

○議長（浜田英宏君） これより本日の会議を開きます。



質疑並びに一般質問

○議長（浜田英宏君） 直ちに日程に入ります。

日程第1、第1号「平成27年度高知県一般会計予算」から第87号「高知県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例議案」まで、以上87件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

12番佐竹紀夫君。

（12番佐竹紀夫君登壇）

○12番（佐竹紀夫君） 議長のお許しをいただきましたので、いよいよ一般質問も最終ラウンドを迎えましたが、できるだけ重複をしないように意を用いながら質問をさせていただきます。

まず初めに、中山間対策についてお尋ねをいたします。

安倍政権が地方創生に本格的に取り組むためその基本的な考え方や方向性を示したまち・ひと・しごと創生長期ビジョンと総合戦略が昨年末に示されました。その中身は御承知のように、地方創生の基本的な方向を示す施策の一つとして、地方都市への視点だけでなく、過疎地域を初めとする周辺部への対策がしっかりと盛り込まれておりますとともに、その具体的な取り組みとして、地域の生活の土台となる小さな拠点の形成といった内容が明記をされておるところでございます。

この小さな拠点は、本県が中山間地域の維持・再生の切り札として全国に先駆けて取り組んでおります集落活動センターあるいはあったかふれあいセンターをモデルにしたと言われておまして、県庁生活や議員活動を通じて過疎対策

をライフワークとして特に力を入れて取り組んでまいりました私にとりましても、今回の国の方針は大変喜ばしく、そして感慨深いものがございます。また、国のこうした動きは、県が課題解決先進県を目指して推進する中山間対策をより強力に後押しするものとして大いに期待をしているところでもございます。知事初め執行部の皆さんのこれまでの御努力に改めて敬意を表するものでございます。

こうした中、まず市町村との連携についてお尋ねをいたします。

小さな拠点の形成を初め、中山間地域における地方創生の取り組みを各地域で強力に推し進めていくためには、基礎自治体としての市町村の役割や主体性が大変重要となってまいります。

最近、連携という言葉はいろんな場面で使われておりますが、思うに何より大事なものは県と市町村の連携であります。私自身、日々の議員活動を通じまして市町村職員とも会話をする機会が多くあるわけですが、市町村の職員数が減ってまいりまして、また退職者が多かったこともあり、職員は若返っております。

他方、人口減少や過疎化、高齢化が急激に進み、地域がその悪循環の中で、市町村の取り組むべき課題は広範囲にわたり、またその内容も年々複雑化をしておるわけでありまして、県が中山間対策の施策のバージョンアップを図り、市町村との連携がますます重要となる中で、市町村の体制や運営状況を鑑みると、なかなか厳しい実態になっていると思うわけでありまして。

県は、人事交流のほか、産業振興や南海トラフ地震対策の地域本部も立ち上げ、その支援体制も充実をさせております。それはそれで大変評価をするわけでありまして、私は昨年2月の予算委員会で、そうした支援や相互交流にこだわらず職員を派遣して、県の連携施策に対応できるような人的支援を行うべきだとの考えを述

べさせていただいたところでございます。その後、県は昨年4月から新たに、市町村のナンバーツーである副市長や副町長に職員を出されておりますが、私は今、本当に高知県にとって大事な時期を迎えていると思っているわけでありませう。危機意識を持って、本当に大事な市町村との連携をしっかりと図るために、こうした直接的な人的支援をもっと積極的にしていくべきではないかと考えておるところでもございます。

中山間対策の取り組みを進める上でも市町村との連携は不可欠であります。市町村の現状をどのように認識し、今後市町村をどのように支援し連携をしていくのか、知事の御所見をお伺いしておきたいと思っております。

次に、過疎対策についてですが、お尋ねいたします。

先日、国から発表された平成27年度の地方財政計画では、地方創生に取り組むために必要な経費として1兆円が計上されており、過疎対策事業債、いわゆる過疎債については、地方債計画上、本年度に比べて500億円、全体枠が増額をされておるわけでありまして、中でもハード対策事業については、民間雇用の創出や産業振興に資する事業を対象とした地方創生特別分が新たに創設をされております。過疎対策事業債は、過疎市町村にとって地域の自立を促進していくための、いわば命綱ともなる存在として、国に対してその充実を求めてきたわけでありませうし、さらに今回創設をされた地方創生特別分については、県内28市町村の過疎地域の人口減少克服や地域活性化といった課題に正面から向き合うことのできる大きなチャンスになるものと高く評価をいたしております。

そこで、過疎市町村の重要な財源である過疎対策事業債が市町村の実情に即した形で効果的に活用されるよう、県としてこれまでどのような支援を行い、どのような成果があったのか、

総務部長にお伺いしておきたいと思っております。

また、本県では今年度、過疎対策事業債としてハード、ソフト合わせて113億円余りの配分を得ているとお聞きをいたしております。今後、地方創生特別分を効果的に活用し、過疎対策事業債全体として本年度を上回る配分を得ていくことで地方創生の取り組みの推進力とすべきと考えますが、県としてどう対応していくのか、お考えを総務部長にお伺いいたします。

次に、集落活動センターについてお尋ねいたします。

県が過疎地域等の活性化の起爆剤として平成24年度からスタートしております集落活動センターの取り組みも、ことしで3年目を迎えました。先ほども申し上げましたように、今では国や他県からも注目を集めている取り組みになっておるわけでありまして、大変心強く思っております。

現在、県内の16の地域で、もう少ししますと17番目が設立されるようでありませうけれども、この集落活動センターが立ち上がり、それぞれの特徴を生かしながらユニークな活動を展開しておりまして、またその他の地域におきまして、市町村の構想づくりのほか、住民参加のワークショップや先進地への視察など、センターの立ち上げに向け着々と準備が進められているとお聞きをしているところでありませう。実際、私の地元である四万十町においても、複数の地域でセンターの開設に向けた住民ぐるみの話し合いや組織づくりなどに取り組まれており、私自身もできる限りその取り組みを応援しているところでもございます。このセンターの取り組みは各地域に着実に広がりを見せているものだというところを、大変注目しながら見守っているところでもあります。

しかしながら、この取り組みは、単に拠点となる集落活動センターを立ち上げることがゴー

ルではございません。立ち上げたセンターを、いかにして集落の暮らしの安心を守る心の大きなよりどころ、あるいは未来を切り開く地域の希望の拠点として確立をさせて、その取り組みを将来にわたり住民の手でしっかり継続させていくことが真の狙いだと考えているわけであります。

それぞれの集落活動センターの取り組みは、まだまだ緒についたものが大半であり、地域の皆さんにとってもこれからが本当の正念場となるかと思えます。地域の支え合いの仕組みができる中、最終的には経済的自立につながっていくことが重要なことであろうというふうにも思っているわけであります。

そこで来年度、集落活動センターに対する補助制度等の見直しを行うということだが、その考え方、内容について中山間対策・運輸担当理事にお伺いをしておきたいと思えます。

それでは次に、農業振興問題についてお尋ねをいたしてまいります。

県では昨年、オランダとの技術交流を生かし、二酸化炭素濃度をコントロールして作物の生育を促進する環境制御技術などの先進技術を活用した、高品質、高収量を目指す次世代型こうち新施設園芸システムの取り組みをスタートさせました。四万十町に次世代施設園芸団地の整備を進めるとともに、先進技術の裾野を広げるために、多くの生産者のハウスに環境制御機器の導入を進めておるわけであります。昨年は、これらの新たな取り組みを着実に進めていくことによって、本県の強みである施設園芸が大いに発展していくことを感じさせる年であったというふうに思っているわけでもあります。

その一方で、本県の約8割を占める中山間地域に目を向けますと、農業や農村を取り巻く環境は依然として厳しさを増しております。中山間地域の農業は、急峻で狭小な農地が多く、規

模拡大による生産性の向上は大きな制約もあり、加えて高齢化による担い手不足や耕作放棄地——もう既に現段階で830ヘクタールとも言われておりますが、こういった耕作放棄地の増加、さらには主要な品目である米においてさえ26年産米の価格が大幅に下落するなど、中山間地域の農業の再生は待ったなしの状況であります。このままだと、中山間地域の農業は維持することさえも困難な状況になり、ひいては農村の消滅につながるのではないかと危惧をしている集落もあります。

こうした厳しい現状を何とか打破すべく、第2期産業振興計画では、中山間地域の農業・農村を維持しながら安心して農業を続けることができるよう、所得の確保や雇用の創出に向けて、こうち型集落営農の推進などを中心に、農業・農村を支える仕組みの強化に取り組んでおられます。

そこで、中山間地域の基幹産業である今し方も申し上げました農業を維持・発展させる手段として有効な、県内210にも及ぶわけでありますが、この集落営農のこれまでの取り組みについてどのような成果が上がったのか、農業振興部長にこの際お伺いをしておきたいと思えます。

また県は、大豊町にある農業技術センターの山間試験室を今年度末をもって廃止するとの方針を打ち出しました。

山間試験室は、昭和41年に山間試験場として設置をされて、これまでユズやお茶、薬草などの技術開発、近年は中山間地域の基幹品目である米ナスや3色ピーマンの技術開発などを担ってきたわけであります。中山間地域で安心して農業を続けるためには、やはり稼げる農業を実現する必要があります。収益性の高いこうした有望品目の研究と実証は欠かせないものであり、今後も県としてしっかりと取り組まなければならない課題だと思っております。

訪日外国人観光客2,000万人の目標を達成するためには、羽田、成田などの国際空港の機能強化、あるいは都市部で不足をしている宿泊施設、貸し切りバス対策などの受け入れ体制強化とあわせて、いかにこの外国人観光客を地方に誘客していくかが今後国と地方が連携をして取り組むべき課題ではないかというふうに言われておりますし、そのように思っているわけでありまして、国では緊急経済対策として、地域の歴史的景観や美しい自然、豊かな農山漁村、魅力ある食文化等の観光資源を生かした観光地域づくりや海外への情報発信力の強化とあわせて、受け入れ環境の整備など、地方の観光施策を一体的に実施するよう予算措置もされているところであります。

特に、2014年に外国人観光客が日本で買い物や宿泊に消費をした額が2兆305億円と過去最高を記録しました。このうち、買い物に係る消費が宿泊費を上回り7,000億円を超えたことから、外国人観光客の地方誘客が地域経済に及ぼす効果は地方創生の観点からも非常に期待をされるところであります。

一方、昨年の本県の外国人観光客の状況は、6月末までの上半期で前年同期と比べて全国平均を6ポイント上回る38.4%増であったものが、9月末には44.1%増の1万9,310人泊となっております。年間では、近年の動向、10月以降の動向などを踏まえて推計をいたしますと3万人泊も視野に入ってきたのではないかと、そのようにも考えているわけでありまして。

そこで、来年度に向けて外国人観光客の誘客をさらに加速するとともに、県内における外国人観光客の受け入れ体制についても抜本的に整備を強化していくとのことですが、具体的にどのような戦略を展開していくのか、この点は観光振興部長にお伺いしておきたいと思っております。

また、ことし1月にアメリカのニューヨーク・

タイムズ紙がホームページで発表した2015年に行くべき52カ所において、日本で唯一四国が選ばれ、四国遍路などを紹介しておりますが、これは海外メディアや訪日外国人観光客が四国に興味を持つ一つのきっかけになると思われるわけでありまして。2020年の東京五輪に向け、全国の各地域が外国人観光客の誘客を強化していくことが予想される中で、県単独の取り組みを強化していくことも大事だと思っておりますが、四国4県が一体となって海外から四国への誘客活動を強化するとともに、首都圏や関西圏から四国への誘客を行うことが必要ではないか、そのようにも思っているわけでありまして。

今回のニューヨーク・タイムズの発表は、まさに四国4県が連携して海外から四国へ、さらに高知へと外国人観光客を誘客する絶好のチャンスではないかと思っておりますが、四国4県の連携した誘客活動の今後の展開についてどのようなプロジェクトに力点を置いていくのか、観光振興部長にお伺いをしておきたいと思っております。

次に、奥四万十博の取り組み状況についてお尋ねをいたします。

昨年は、夏場の台風と長雨など観光シーズンの天候不良により、ホテル、旅館でのキャンセルが相次いだとの報道もあったところですが、その後、県を初め観光関係者が連携をしまして、首都圏のマスメディア等を活用した誘客活動を展開するなどの効果により、平成26年においても県外観光入り込み客数は400万人を達成できていると伺っております。数年前まで県外観光客入り込み数は300万人台で推移していたことを考えますと、近年特に本県観光の底上げが着実に進んでいると感じているところであります。今後さらに本県観光の振興を推進していくためには、地域地域の観光資源の磨き上げや体験プログラムの造成、また何といたっても観光客をもてなす地元ガイド等の育成が欠かせ

ないのではないかと考えております。

平成25年には幡多地区で「楽しまん！はた博」と題して地域博覧会が開催をされまして、地元6市町村を初め観光関係団体などが連携をして観光資源の磨き上げや地元ガイドの育成などに取り組み、その結果140万人を超えるお客様が見えられ、宿泊を除く地域への経済効果でも40億円が生み出されたとお聞きをしているところでもあります。幡多地域では、こうした取り組みの中心となった一般社団法人幡多広域観光協議会が、博覧会終了後も市町村や観光関係者と連携しながら体験プログラムの造成あるいは旅行会社への売り込みを継続して積極的に誘客活動を行うことでその効果を生み出すとともに、観光を切り口とした経済効果が生まれる取り組みが実践をされているというふうにも伺っておりまして、評価をいたしておるところであります。

また、今年4月からは、「遊・食・体・感。ジオ紀行」をキャッチフレーズに「高知家・まるごと東部博」がスタートをしますし、来年28年4月10日からは、「四国カルストから土佐の大海原へ」と題して「2016奥四万十博」が開催をされることになっております。これから本格的な実施計画づくりに着手していくというこの奥四万十博では、山、川、海が織りなす日本の原風景が今も鮮やかに残る奥四万十地方として、メインターゲットとなる都会の方々には奥四万十の自然や旬の味覚、素朴な人情に触れることでリフレッシュされていくような旅をセールスポイントとしておるわけであります。

このような旅を提供するためには、自然豊かな高幡5市町の連携はもとより、地域の観光資源の磨き上げや観光客をもてなす受け入れ側の人材育成などが奥四万十博を契機として実践されていくものと思われませんが、その取り組みを一過性のものとせず、広域観光組織や地元市町、

観光関係者と県が連携・協調して地域が自主的、持続的に観光振興に取り組む仕組みを構築していくことが大変重要になると考えております。

そこで、奥四万十博開催に向けた現在の取り組み状況と県の支援のあり方などについて観光振興部長にお伺いをいたしまして、私の第1問としたいと思います。ありがとうございました。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 佐竹議員の御質問にお答えをいたします。

市町村の状況や今後の支援及び連携について認識及び今後の取り組みにつきお尋ねがございました。

議員お話しのとおり、県内市町村においては地理的な特性などによりもともと小規模な団体が多い上、三位一体の改革以降の厳しい財政状況の中で行政改革に取り組んだこともあり、多くの団体で職員数が減少し、少ない職員で幅広い業務を行っているのが実情であります。市町村には、産業振興や喫緊の課題である南海トラフ地震対策への取り組みなど地域の課題解決のためのさまざまな取り組みを力強く進めていくことがより一層求められておりますし、これに加えて人口減少による負の連鎖の克服に向けた地方版総合戦略の策定、実行といった地方創生の取り組みなど、市町村が担う役割はますます大きくなってきております。

このような状況の中、本県においては、市町村政との連携・協調を県行政の基本とし、産業振興計画や南海トラフ地震対策を推進する地域本部をそれぞれ設置し、あわせて81名の専任職員を配置するなど、地域の課題解決に向け市町村とともに取り組んでいるところでもあります。

来年度はさらに、例えば南海トラフ地震対策をさらに進めるため専任の職員を8名増員するとともに、福祉保健所や土木事務所の職員も兼務させることにより、地域本部の体制を大きく

拡充してまいります。加えて、地方創生の取り組みにつきましても、県と市町村それぞれで策定する地方版総合戦略の整合性がとれ、お互いに高め合うものとなりますよう、本庁において市町村のサポートを行う専任部署を新たに設けるとともに、あわせて産業振興推進地域本部など市町村により近い現場において日常的な策定支援を行っていくこととするなど、市町村や地域への細やかなサポート体制を充実強化してまいりますとともに、より一層県と市町村の施策の連携を図ってまいりたいと考えているところであります。

また、直接的な人的支援につきましても、人事交流を通じて職員がお互いに立場をかえて仕事をすることでそれぞれの実情を理解し人脈や視野が広がるなど、人材育成につながる面がございますので、これまで積極的に交流を行ってまいりました。本年度は、議員のお話にもありましたように、新たに2市町へ副市長、副町長の派遣を行うほか、全国的にも特に小規模な大川村でのモデル的な取り組みを支援するため、職員を派遣することとしております。

現在検討しております県政運営の指針の中でも、市町村政との連携・協調は基本的な姿勢の一つに位置づけておりまして、今後も市町村の皆様とともに、地方創生の動きなどを追い風にしつつ、課題解決先進県を目指した取り組みを積極的に行うこととしております。このため、各市町村の実情やニーズをお聞きしながら、限られた人的資源の中でも効果的に連携・協調していけますよう一層の工夫をしてまいります。

私からは以上でございます。

(総務部長小谷敦君登壇)

○総務部長(小谷敦君) 過疎対策事業債が市町村の実情に即した形で効果的に活用されるよう県としてどのような支援を行い、どのような成果があったのかについてのお尋ねがございま

た。

過疎対策事業債は、交付税措置率70%と非常に有利な財源でございます。平成22年度からは、本県からの提言などを受け、ハード事業に加えソフト事業への充当も認められたことから、あつたかふれあいセンターや集落活動センターといった中山間地域の振興や活性化につながる取り組みに効果的に活用されており、県内過疎市町村にとってますます活用度の高い大切な財源となっております。

県としましては、限られた配分枠の中で市町村が効果的に過疎対策事業債を活用できるよう、市町村とともに知恵を絞りながら個別事業の検討や助言を行ってきたところでございます。また、昨年4月に行われました過疎自立促進特別措置法の一部改正に向けた過疎対策事業の対象範囲の拡大の議論においては、市町村など関係団体と連携をとりながら国に対して働きかけを行い、火葬場やし尿処理施設、貸し工場、貸し事務所などの整備について対象が拡大されたところでございます。今後とも、拡大された対象事業も含めて、地域の課題解決に向け、より効果的な活用ができるよう、市町村とともに知恵を絞りながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、過疎対策事業債に創設された地方創生特別分を効果的に活用し地方創生の取り組みの推進力とするために県としてどう対応していくのかのお尋ねがございました。

過疎対策事業債に新たに創設された地方創生特別分は、ハード事業のうち民間雇用の創出や産業振興に資する事業を対象に、事業実施により見込まれる雇用創出等を精査した上で優先配分されるものでございます。今後、県、市町村ともにそれぞれ地方版総合戦略を策定することとなりますが、県と市町村の総合戦略が互いに高め合うものとなるよう、市町村版総合戦略の

策定段階から連携を深めていくことが必要と考えております。

総合戦略の策定に当たりましては、地産外商のさらなる強化、そしてそれを拡大再生産につなげていくという産業振興に向けた取り組み、それによる雇用の創出、こういったことについてしっかりと議論し戦略に位置づけていくことが重要となると考えております。その際には、議員のお話にもございましたように、取り組みを進めるための推進力として過疎対策事業債の地方創生特別分を効果的に活用していくことも非常に重要な視点であると考えております。

県といたしましては、地方創生特別分の優先配分が受けられるよう、総合戦略に位置づける事業の検討段階から市町村とともに知恵を絞ってまいりたいと考えておりますし、必要な過疎対策事業債の枠がしっかり確保できるよう国に対しても働きかけてまいりたいと考えております。

加えまして、これまで市町村によっては過疎対策事業債のソフト分をあったかふれあいセンターや集落活動センターの事業に活用していましたが、平成26年度の国の補正予算に盛り込まれた地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の中の地方創生先行型交付金は、こうした事業への活用も可能となっております。地方創生先行型交付金を活用することで、過疎対策事業債のソフト事業を、これまで対応できていなかった課題に新たにチャレンジする財源として活用できますことから、地方創生先行型交付金と過疎対策事業債をトータルで捉え、最大限有効活用することで地方創生の推進力とできるよう、市町村をサポートしてまいりたいと考えております。

(中山間対策・運輸担当理事金谷正文君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事(金谷正文君) 集

落活動センターに対する補助制度などの見直しについての考えと内容についてお尋ねがありました。

中山間対策の核となる取り組みとして全庁を挙げて推進しております集落活動センターは、今年度末に17カ所となる見込みであり、それぞれのセンターでは地域の実情に応じて高齢者の見守りなど支え合いの活動のほか、特産品づくりや農産物の生産・販売、交流イベントなどの経済活動が展開されています。取り組みがスタートしてから丸3年を迎えようとしている集落活動センターでは、これまでの取り組みを拡大し新たな取り組みにもチャレンジしている事例も出てきておりますが、センターの経済的自立につながるような活動はまだ十分に軌道に乗るといった状況に至っていないケースもございます。

こうしたことから、集落活動センターの取り組みを安定させ、もう一段力強いものとするために、地方創生先行型の交付金も活用しながら、来年度、センターの補助制度を拡充し、経済活動への新たな支援を行いたいと考えております。内容としましては、開設から3年が経過した集落活動センターを対象としまして、センターが実施する経済活動をステップアップするための事業計画の作成やその実践に必要な事業を3年を限度に市町村とともに支援することとしています。またあわせまして、集落活動センターの取り組みの充実と拡大に向けまして広くセンターの活動を周知するための情報発信を強化することとし、専用のポータルサイトを構築するとともに、量販店等と連携いたしまして活動のPRや特産品販売のイベントなども実施をしていくこととしています。

県といたしましては、議員のお話にもございましたように、集落活動センターが暮らしの安心を守る拠点として、未来を切り開く拠点として確立できますように、引き続き市町村や地域の

皆様とともに全力で取り組んでまいります。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○農業振興部長(味元毅君) 農業振興について、まず中山間地域の農業を支える集落営農のこれまでの取り組みとその成果についてのお尋ねがございました。

集落営農は、将来にわたって中山間地域の農業を維持する上で大変有効な手段だと考えております。そのため、農業振興センターを中心に市町村、JAなど関係機関でチームを編成し、集落ごとの座談会や先進地の事例調査を行うなど、集落営農への動機づけと組織化を進めております。また、組織化が具体化したところについては、県の事業を活用し、農業機械や農業用施設の整備などを支援しております。こうした取り組みによりまして、集落営農組織はこの3月末時点で210組織となる見込みで、このうち24がこうち型集落営農、また9つが法人として活動しております。

本県の集落営農の代表事例であります株式会社サンビレッジ四万十は、県内でいち早くこうち型集落営農に取り組み、平成22年には県内第1号の集落営農法人となっております。法人化したことで経営の多角化が一層進み、雇用による担い手の確保や高齢者や女性の働く場づくりなどの面で大きな成果を上げておられます。

今後は、集落営農組織を県内全域に広げていくことに加え、農地の利用調整や担い手の雇用、資金繰りなどにしっかりと対応でき組織の継続性を確保できる法人化への誘導が重要だと考えております。そのため、来年度は、県西部でリーダーの育成や組織化に効果を上げております集落営農塾を全ての農業振興センターにおいて開催し、集落営農の必要性から法人化まで体系的に学んでいただくことにしております。こうした取り組みによりまして、集落営農や法人へのステップアップを加速化してまいります。

次に、山間試験室の廃止後、中山間地域における有望品目などの研究や実証にどのように取り組んでいくのかのお尋ねがございました。

農業技術センターの山間試験室は、昭和41年の設立以来、傾斜地や山際の農地を活用したユズやお茶、ゼンマイなどの技術開発を担ってまいりました。近年ではその役割も変化しておりまして、農業技術センターの本所で基礎研究を行い、山間試験室では中山間地域の基幹品目である米ナスや3色ピーマンなどの栽培実証を担っております。

一方、条件不利地が多い中山間地域では、資材などの生産コストの上昇や高齢化、後継者不足などによる担い手の減少により、平野部に比べ農業経営はますます厳しくなっております。こうした厳しい現状の中、中山間地域の農業を活性化するためには、中山間地域においても、現在進めております環境制御技術などの先進技術を導入した収益性の高い園芸農業の推進とともに、地域の条件に適した有望品目を組み合わせた複合経営を実現することがこれまでも増して求められております。

このような新たなニーズに対しまして、現在の狭小で急傾斜地にある山間試験室の施設や体制では十分に答えることが困難であると考え、先進技術の実証や普及の拠点でもあります農業担い手育成センターに山間試験室の機能を移管し、施設と体制を充実することで、これまで以上に有望品目の栽培実証と普及の取り組みを強化することといたしました。ここで行われた実証の成果を、実際に、新規就農を目指す研修生や意欲的な農業者、そしてJAの営農指導員などに見て学んで感じていただくことによりまして、速やかな普及につながることを期待できます。

今後も県として、農業担い手育成センターを中心に、生産現場とも密接に連携をしまして、

有望品目の栽培実証と速やかな普及にしっかりと取り組み、中山間地域の農業の活性化につなげてまいります。

次に、中山間農業複合経営拠点の構想を今後どのように進めていくのかのお尋ねがございました。

厳しい現状にある中山間地域の農業を維持し競争力を高めていくためには、地域全体で農業を支える新たな仕組みづくりが必要でございます。このため、来年度から、JA出資型法人や第三セクターなどの経営体が、高収益の施設園芸や中山間地域に適した農産物の生産、また6次産業化などを組み合わせて経営し、さらに農作業受託や農産物の庭先集荷、新規就農者を育てる研修などの事業に取り組むことで、将来にわたり地域農業を支える中山間農業複合経営拠点の整備に取り組んでまいります。

この拠点では、新たな雇用が生まれますことや農産物の加工所、直販所などを整備することで、女性が活躍できる場や都市住民との交流の場となるなど、地域の活性化につながります。さらには、高齢農家の販売の手助けとなる庭先集荷は、生きがいつくりや見守りの役割もあります。

来年度は、このような拠点づくりを、大豊町での山間試験室の跡地を活用した取り組みなど、県内5カ所程度で進めてまいります。県ではこのような中山間農業複合経営拠点の整備に向けて、国の制度も活用しながら、必要な機械や施設の整備、農業振興センター等の職員による栽培技術や運営への支援など、ハード、ソフト両面から支援をしてまいります。

最後に、産地提案型の担い手確保・育成対策と中山間地域での研修事業についてのお尋ねがございました。

県では、新規就農者の確保・育成を最重要課題と位置づけ取り組んでまいりました。その結

果、平成26年の新規就農者数は261人と高い水準を維持しているものの、目標の280人の確保には至っておらず、さらなる取り組みの強化が必要だと考えております。

これまでの取り組みによって明らかになった課題としては、就農相談会に来られた方の多くが具体的な就農イメージを持っていないという状況のもとで、就農希望者に合わせた受け身の対応になっていたのではないかとということがございます。そのため、産地や地域みずからが必要とする人物像や研修から就農までの道筋を具体的に示した上で就農希望者を募集し、そして選定した人材を育成していく産地提案型の担い手確保・育成対策に取り組むことといたしました。

昨年秋から先行的に、意欲のある産地や地域に働きかけを行い、この2月に16件の提案を公表いたしまして募集を始めたところ、東京での就農相談会では来場者から具体的な情報が得られたとの評価をいただいております。今後も意欲のある産地や地域を積極的に支援することで、この取り組みを県内全域に波及させてまいります。

また、中山間地域においては担い手が減少する中、兼業農家が地域の農業を支えている実態があります。そのため、これまで専業農家を対象とした県の研修事業を拡充し、例えば農業所得を中心に病院や介護施設などでの所得で家計を補うような経営を目指す方も支援対象とすることで、多様な担い手の確保をしてまいります。

これらの取り組みに加え、県農業会議に就農コンシェルジュを配置して就農相談窓口の明確化と体制強化を図り、さらなる就農希望者の確保・育成に取り組んでまいります。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) まず、国際観光について、外国人観光客の誘客の加速化と受け

入れ体制の整備に向けて具体的にどのような戦略を展開していくのかとお尋ねがありました。

昨年、本県における外国人の延べ宿泊者数は大きく増加しましたが、他の都道府県と比べるとまだまだ少なく、今後大きく増加させるためには、本県の認知度を飛躍的に向上させることや受け入れ体制の充実が課題であると認識しております。

このため、まず認知度の向上につきましては、来年度新たに英語など5言語に対応するウェブサイトやパンフレットを作成するほか、海外メディアを招聘し現地での露出を高めるなど、高知県の魅力的な観光情報の発信を強化してまいります。さらに、台湾や韓国など東アジアに加えて、近年訪日観光客が急増しているタイをターゲットとし、国内外での旅行博覧会や商談会への参加を拡大してまいります。あわせて、新たに日本政府観光局の香港事務所の職員として県職員を派遣するとともに、台湾では現地企業に業務を委託して情報収集やセールス活動を強化してまいります。

また、受け入れ体制の整備につきましては、まずソフト面では、高知県おもてなし県民会議に新たに国際観光受入部会を設置し、4月末をめどに、外国人観光客にも対応したおもてなしアクションプランを策定し、官民の取り組みを一層進めてまいります。ハード面では、今後2年間で重点的に受け入れ環境を整備するため、市町村や商店街振興組合などが実施しますWi-Fi環境の整備や消費税免税店の開設などの取り組みを支援してまいります。

こうした取り組みに加えて、民間でインバウンド業務の経験のある方2名を新たに国際観光推進コーディネーターとして観光コンベンション協会に配置し、これまでの経験と人脈を生かした、より実効性のある戦略づくりはもとより、セールス活動や旅行商品づくりなどを強化し、

外国人観光客の飛躍的な増加に向けて取り組んでまいります。

次に、四国4県が連携した外国人観光客の誘客活動の今後の展開についてどのようなプロジェクトに力点を置いて対応していくのかとお尋ねがありました。

昨年9月末までの四国4県の外国人観光客は、一昨年の同期と比べ約44%増加しておりますが、四国4県ともに海外での認知度はまだまだ低いのが現状です。このため、各県単独の誘客活動に加え、四国がまとまりを持って誘客活動を進めることが重要であると認識しております。

このため、これまでも四国ツーリズム創造機構では四国4県が連携し、四国各地をめぐる広域周遊ルートづくりや国内外の旅行博覧会に出展するなどのプロモーション活動に取り組んでまいりましたし、来年度からは、四国の認知度向上と四国周遊の促進という2つに力点を置いて取り組みを強化していくこととしております。具体的には、海外メディアの招聘によって現地での四国の露出拡大を図り、今後増加が見込まれる個人旅行者やリピーターの需要を喚起していくほか、特に関西圏に來られた外国人観光客の誘客に向けて、世界遺産の高野山と四国遍路を結びつけた情報発信を四国遍路の人気が高いフランスやアメリカで実施することなどにより、四国の認知度向上と周遊の促進を図ることとしております。

今回、ニューヨーク・タイムズ紙に四国が紹介された好機を生かし、四国4県と四国ツーリズム創造機構がさらに連携を密にして、四国の美しい風景や四国伝統の遍路文化などを大きく売り込むことで、外国人観光客の誘客に取り組んでまいります。

最後に、「2016奥四万十博」の取り組み状況と県の支援のあり方などについてお尋ねがありま

した。

平成28年4月10日に開幕します奥四万十博につきましては、昨年12月3日に奥四万十博推進協議会を設置し、博覧会の基本計画が決定されました。現在、地元の5市町や商工関係団体などで構成する博覧会本部会において、インフォメーションセンターの数や設置場所を初め、イベントや体験プログラムの磨き上げ、さらには地域全体で観光客の皆様をもてなすガイドの育成などについて専門家も交えて検討を進めており、ことし7月をめどに実施計画を取りまとめることとしております。

中でも誘客のかなめとなる旅行商品づくりにつきましては、全国的にも知名度の高い四万十川や四国カルストなどの雄大な自然を生かした新たな体験プログラムや、地域の方と触れ合いながら町並みを楽しむツアーなどの造成を進めており、さらには海洋堂ホビー館や鉄道ホビートレインなどを活用した商品づくりにも取り組むこととしております。

県といたしましては、まずは奥四万十博の成功に向けて、博覧会本部会において、「楽しまん！はた博」の検証結果や先行します「高知家・まるごと東部博」の取り組みを反映させるとともに、県内外のさまざまな商品の情報も取り入れるなど、誘客力の高い商品づくりに一体となって取り組んでいるところです。あわせて平成27年度からは、推進協議会事務局に県職員を派遣し、博覧会の成功はもとより、博覧会終了後も旅行商品づくりや販売などのノウハウが地域に根つき、人材が育成され、地域が主体となった広域観光の推進につながるよう、組織の運営面、体制面についてもしっかりと支援してまいりたいと考えています。

○12番（佐竹紀夫君） それぞれに適切な御答弁をいただきましてまことにありがとうございます。

1点だけ申し上げますと、高知龍馬空港への国際チャーター便が少ないということもありまして、今後その誘致は課題でございましょうが、例えば高松もそうですが、近隣空港に来た外国人客を呼び込んでくるツアー戦略も重要でしょうから、一層その辺を心して取り組んでいただくようお願いをしておきたいと思っております。

また、地方観光の国際化という問題は、政府のほうも期待をしておりますけれども、人口減少県の地方創生推進力として大きいと思っておりますので、県観光コンベンションあるいは県の国際交流協会、そういったところの御意見なども聞きながら十分協議をして、その実を上げて県勢の御発展につなげていかれますように御期待をしておきたいと思っております。

特に答弁は、丁寧な答弁をいただいておりますからいいですが、そういうことで期待感を強く持っておりますので、あえて1点申し上げて、私の一切の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。（拍手）

○議長（浜田英宏君） 暫時休憩いたします。

午前11時5分休憩



午後1時再開

○議長（浜田英宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

21番西森潮三君。

（21番西森潮三君登壇）

○21番（西森潮三君） 質問に入ります前に、一昨日、議長さん初め議員の皆さん、知事以下執行部の皆さん、そして県民の皆さんに大変心配と迷惑をかけたことをまず心からおわびを申し上げます。本当に申しわけございません。ただ、

今は天国も地獄もいっぱいだそうで、もういつとき頑張れと、こういうことで、いよいよ40年の議員生活最後の登壇になりました。長い間お世話になったことを県民の皆さんに心から感謝を込めて、質問をさせていただきたいと思いません。

今年は戦後70年で、私は昭和15年生まれですから、来年学校というときに終戦になりました。ですから、戦争の光景も、田舎でありましたけれどもいろいろと自分の脳裏に焼きついております。それだけに、戦争というのは絶対にしてはいけない、戦争に勝者はない、そういうことをずっと言い聞かせてまいりました。

廃墟の中から、日本はお互いの努力によって経済力世界第3位という地位を勝ち取ってきました。我々地方の者もずっと、より一層の生活を目指して全力を挙げてきました。しかも食料難の時代から。そして経済の立て直しで工業化が進んで、日本全体が東京を中心にして都会を眺め、東京方面集中の国づくりが進んだと思えます。

今になって振り返ると、直下型地震があればどうするのか、いろいろそういうことを考えると、地方も見直しをしなければならんと同時に、いつの間にか、今まで戦中戦後日本を支えた地方は少子高齢化、そういう状況で疲弊にあります。私は、こういうときにいま一度、東京あるいは都市に地方を振り返ってもらい、そういう流れにしていかなきゃいかん、そういう思いを強く持っています。それが地方創生だと思えますが、まだまだ本省のお役人さんというのは、地方のことは都道府県や市町村がやるのが本来の仕事でしょう、そういう認識だと思えます。ですから、まさに国民大運動を起こして、いま一度地方に光を、地方を振り返って、地方を大事にしてという声を大事にしていかなきゃいかんと、そう思います。

私は今回の質問は、通告のとおり、四国へ新幹線を導入してほしいと、そういうことから入らせていただきたいと思います。都会と地方との距離を縮め、地方がさみしい思いをすることなく将来に夢と希望を持てる、そのための一つにもなるのではないかという思いで質問させていただきます。

この3月14日には、北陸新幹線の長野—金沢間が開通をいたします。これにより東京—金沢間が全線開通をして、所要時間2時間28分と大幅な短縮となります。首都圏から北陸へ多くの観光客が見込まれておるところであります。また、北海道新幹線の新青森—新函館北斗間も平成28年3月に開通予定となっております。九州新幹線鹿児島ルートは、既に23年3月に開通をして、多くの観光客を誘致するなど交流人口の拡大が図られておるところであります。

このように、四国を除いて北海道から九州まで新幹線の整備、開通が着々と進んでおり、観光客にとって便利で快適な旅行が北から南まで可能となってきておるのであります。全国的に見れば、新幹線が未整備または開通の予定のない空白地は四国だけとなっております。このため、四国だけが他の地域より大きく立ちおくれて、地域間格差もますます広がり、ひいては高知県が日本全体から取り残されるのではないかという危機感、そういう悲壮感すら漂っておる今日であります。

新幹線導入の効果は、言うまでもなく、交流人口の拡大などによる観光振興を初め、ビジネスチャンスの拡大、地元雇用の増大など地域経済への大きな波及効果になり、県民生活に大きな恩恵をもたらすものと考えます。また、新幹線の整備、導入は、経済発展や地域活性化の牽引役になる重要な社会インフラであります。新幹線の整備された地域とされていない地域との間では、はかり知れない格差が生じてきている

のであります。こうした地域間格差の是正に向けた取り組みは高知県にとって喫緊の課題であり、早急に手を打っていく必要があると思いません。

全国に先駆けて高齢化や人口減少が進む本県の現状を顧みれば、次代を担う若者たちが将来に夢と希望を持ってもらえるような四国の新幹線の実現を目指して積極的に取り組んでいく必要があると私は考えるのであります。これから団塊の世代も現役を引き、自動車の運転ができない世代もふえてまいります。そうしたことから、新幹線など公共交通機関が今後ますます必要になるということでもあります。

当然、大きな投資も必要になるわけで、実現に向けてはいろいろな課題があります。しかし、昨年4月の四国4県などでつくる四国の鉄道高速化検討準備会からは、新幹線整備に関して、事業費を上回る効果が得られるルートもあるとの試算結果も発表をされておるところであります。

九州新幹線も実現までには、言い始めから30年ぐらいかかっています。地域経済への波及効果の高い新幹線の導入は、まだ今から10年、20年もかかると思います。こうしたときに、その将来の姿を描くために絶対に必要ではないかと思うわけであります。当然ながら、導入は高知県だけの対応では実現することはできません。四国の一体的な発展を目指して、他の3県とも積極的に連携を図り、早期整備に向けて取り組んでいく必要があると考えるところでもあります。

平成20年に、それぞれ各県の観光議員連盟はばらばらでしたが、私が提案をして、四国4県一つになろう、弘法大師空海は1,200年前に四国をつないでくれていた、国際観光、そういったことが言われるときに、県の壁を取っ払って、お互いまず観光面だけでも一つになろうということで、四国観光議員連盟をスタートさせまし

た。それ以来ずっと、今日まで共通の課題としてこの問題も取り上げてきております。

今、四国への新幹線導入は、これからの高知県の県勢発展のためにぜひとも実現していかなければならない課題だと思いますが、知事のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

そして、私は室戸から清水まで最近ずっと県下を、山も、大柝も大豊も、そして土佐町も吾北も池川も仁淀も回ってきました、津野町も。考えるに、やっぱり高知県の中でもインフラ格差、そうしたことがあるんだなあということを感じました。

その中でもとりわけ室戸市は、宝石サンゴが自生するまさに世界の宝庫です。余り知られていませんけれども。

そういうことを考えると、地域高規格道路阿南安芸自動車道は平成6年に計画路線として指定をされておりますが、室戸市を経由しないルートにより整備が進められることが決定をしておるところであります。当時は南海地震の被害想定すら公表されておりました。ましてや東日本大震災が起こることなど想像もしていなかったのであります。55号ルートと国道493号ルートを距離や時間や事業費で比較をして、今のルートに決定をされておるんだと思えます。

それにしても、ルートの決定を受けて、室戸市民の失望感はいかばかりか。以来、人口は急激に減少しているという状況にあります。今、少子高齢化と人口減少、また南海トラフ地震の厳しい被害想定の中にあっても、室戸ジオパークの世界認定を勝ち取り、「高知家・まるごと東部博」の核となる施設として室戸世界ジオパークセンターのオープンなどに取り組んでおられます。懸命に何とかしようと頑張っておると思えます。

今後の室戸市の発展や地方創生につなげるためにも、また室戸市民が生活を続けていくため

にも、今のルートと別に、室戸市方面への高規格道路の必要があると私は考えるのでありますが、土木部長に見解を伺っておきたいと思いません。

次に、犯罪被害者支援条例についてお伺いたします。

痛ましい事件が連日のように起こっております。川崎市の上村君のあの童顔の写真、本当に胸に突き刺さるような痛ましい事件です。和歌山県でも同じような小学生の殺傷事件がありました。被害者の方、また御遺族の方の御心中を察すると、まことに胸が張り裂けるような気がしてなりません。こうした方々が大変苦しい状況に追いやられている現状に接し、被害者の方々が泣き寝入りすることのないよう何とかしなければと誰しも今、思っておると思うのであります。こうしたことから、犯罪被害者等に対する支援体制や条例の制定について今後県としてどのように取り組みをしていくのか、お考えを伺っておきたいと思うのであります。

犯罪被害者とその遺族、家族は、事件そのものによる直接的な被害だけでなく、マスメディアや風評による2次被害や収入の途絶、医療費や訴訟費用などの経済的負担や、あるいはまた捜査や裁判の段階での精神的、時間的な負担など、被害後に生ずるさまざまな問題に苦しめられておるのであります。そうしたことから、犯罪被害者やその遺族、家族の方の権利や利益の保護を図るために、平成17年4月に犯罪被害者等基本法が施行され、国において同法に基づき平成17年12月に犯罪被害者等基本計画が、また同23年3月に第2次犯罪被害者基本計画が策定をされ、社会全体で被害者等を支援する取り組みが進められてきておるのであります。

こうした中で、全国の自治体の犯罪被害者支援条例制定状況について私は調べてみました。平成25年4月1日現在で、全国47都道府県及び

20の政令指定都市のうちで犯罪被害者支援に特化した条例は、都道府県では宮城、秋田、山形、神奈川、岡山の5県であります。政令指定都市では京都、堺、神戸、岡山の4市です。安全・安心まちづくり条例の一項目にわずかに犯罪被害者支援を盛り込んだ条例が、都道府県で岩手県など18県、政令指定都市では札幌市など4市、合計で31の府県市で犯罪被害者支援に関する条例があります。全国1,722市区町村のうち332の市区町村で条例が制定をされております。

しかし、府県の中でも、府県独自の経済的支援を盛り込んだ条例はなく、四国の中でも香川県、愛媛県に民間団体との連携による犯罪被害者支援を盛り込んだ安全・安心まちづくり条例がありますが、経済的な支援についての規定はありません。市町村条例の中には経済的支援を規定した条例がありますが、その場合、遺族に30万円、また障害を負った人に10万円が限度という規定がほとんどとなっております。

翻って高知県の場合は、高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例を制定しておりますが、犯罪被害者等に対する支援の規定自体がありません。高知市には条例自体がありません。

もとより、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づいて国から遺族給付金、障害給付金などが支給されますが、見舞金的な性格が強くて、また支給されるまでにそれなりの時間がかかることもあって、被害を受けた直後に支出を余儀なくされる急性期治療費や転居費用、家事、介護、保育に要する費用など被害者の経済的負担が課題となっておりますのであります。被害者はこのことによって大変苦しめられておる、どうしていいのか、そういう状況のようであります。

こうした中、兵庫県明石市は政令指定都市ではありませんが、平成23年4月から明石市犯罪被害者等の支援に関する条例を施行しています。

そして、犯罪被害者等へ日常生活の支援や経済的支援をさらに充実させるために、家事、介護を行う者の派遣、一時保育や転居に要する費用の補助、弁護士や臨床心理士による法律・心理相談体制の充実、刑事裁判へ参加するための旅費の補助などを盛り込んだ改正条例を26年4月から施行しました。中でも、市が犯罪被害者等から犯罪被害者等の加害者に対する損害賠償請求権を譲り受けることを条件として、300万円を上限に立てかえ支援金を支給する全国初の立てかえ支援金制度を設け、画期的な被害者救済制度として今、全国で注目を集めておるところであります。

これは、裁判所が加害者に対して犯罪被害者等への損害賠償の支払いを命じたとしても、実際には加害者に資力がないたため賠償金が支払われず、相手はほとんど刑務所へ入ったりしているわけですから、ほとんど補償するというめどは立っておりません。ですから、泣き寝入りせざるを得ないという被害者側がほとんどだとの実情を踏まえ、自治体が被害者側に配慮した、この明石市の条例というのは画期的な制度であります。

このように、被害者等の抱える問題や困難に対する社会的な関心の、今のこの高まりを受けて、犯罪被害者等の受けた被害の早期回復や軽減を図るとともに、社会全体で被害者等を支援していこうとする取り組みが全国的に今、進もうとしておるところであります。事件、事故が毎日のように発生している今日、誰もが犯罪被害者等になる可能性があり、決して他人事であるとは言えません。

こうした状況を踏まえて、今後、犯罪被害者等の支援に向けて県としてどのように取り組んでいこうとお考えなのか、知事にお伺いしたいと思います。

次に、医療センターと県立病院との人事交流

についてであります。県内全体の医療を維持し、今後一層充実をさせていきたいという思いから質問をさせていただきたいと思っております。

東西に長い高知県において、多くの医師が勤務する県中央部とそれ以外の地域との間の医療の地域格差をできるだけ小さくしたいと、この観点からの質問であります。

県中央部では、高知医療センターが平成17年3月に診療開始以来10年になります。救急医療や周産期医療など政策医療に重点を置いて医療を実践し、県民の期待に真摯に応えておると思っています。昨年には、がん医療の分野で国内有数の知名度を有する島田副院長を東京の国立がん研究センターからお迎えして、新がんセンター構想を推進しております。この4月には、4代目の院長に就任される吉川清志新院長のもと、県全体の中核的医療機関として幅広い分野で一層の貢献を期待しておるのであります。

県中央部以外に目を転じますと、長年にわたり課題であった県東部地域の医療の拠点として、平成24年4月に高知県立あき総合病院が完成をし、本格稼働を始めました。救急患者の受け入れもふえ、医師数も増加すると聞いており、まさに頼もしい限りであります。

一方、県西部においては、平成11年の診療開始以来、幡多けんみん病院は幡多地域の住民の皆さんの期待に応えて頑張ってこられました。精神科や呼吸器科など幾つかの診療科で医師の欠員が続いているだけでなく、最近の報道によりますと外科医の確保も難しくなっているようであります。幡多けんみん病院の努力だけでは限界もあるでしょうから、県組織全体で再度支援策を検討し実行していく時期に来ているのではないかと思うのであります。

両県立病院の医師確保に関しては、高知県唯一の医育機関である高知大学医学部が重要な役割を担っていることは十分承知をしております

が、高知大学医学部にお願いするだけでなく、高知県が関係する自治体病院の間の連携策を進めるなど、高知県としてできることを模索していく、そういうことが大事だと思います。もちろん医師だけではなく、看護職員やほかのメディカル職員人材育成、そういった確保についても同様の観点から取り組んでいかなければならないと思います。看護師さんなんかの人事交流、そういうことも硬直化を避けるために必要だ、そういうことであります。

人口減少をできるだけ食い止めて地域の活性化を図るために、安心・安全な住民生活の基盤中の基盤である医療の確保は必須条件となります。高知県が運営または深く関与している自治体病院である高知医療センター、県立あき総合病院、県立幡多けんみん病院はいずれも当該地域で唯一無二の中核的な医療機関であり、現在その役割の維持・強化をしていくことが今後とも期待をされておるのでありますが、残念ながら県周辺部の状況は一層厳しくなることが予想され、対策が必要と考えます。

3病院の一体的な運営管理を行っていくために、例えば地方独立行政法人の創設も一つの方法ではあると思いますが、高知医療センターは構想協議開始から開院まで12年かかりました。県立幡多けんみん病院は整備構想の表明から統合まで、それも9年を要しております。医療提供体制の大枠を変えていくことには非常に長い時間が必要です。しかし、その間何も手を打たないわけにはいきません。

3病院がそれぞれ機能や人材を生かしながら本県の医療供給体制を支え、さらなる発展を目指していくために、まず人事交流や研修協力など、3病院の現状で実現可能な連携策を検討し進めていくことが第一歩ではないかと考えるわけですが、知事の考えを聞かせていただきたいと思います。

この医療センターは、これも私が、県立中央病院の大きな赤字、高知市民病院の大きな赤字、これをどうするかということで、当時の橋本知事、横山市長さんに問題提起をして、この際一緒に、一つの病院にして高知県の中核病院にしたらどうでしょうかという提案をしたのは私でした。それが相互の話し合いによって実現をした。幡多けんみん病院もそうでした。宿毛病院、西南病院、小さな個人の診療所みたいな病院、この際、幡多地域で高知市に来なくてもこうした第3次医療体制が幡多でできるようにすべきだ。宿毛市平田の工業団地を幾ら安くつくっても、その地域の医療水準がどうか、教育水準がどうかということの整備をあわせてしなければ、決して優良な企業は幡多へ残ってくれませんし進出もないだろうということで、私が提起をして実現したと、そう思っておるだけに、これらの問題に強い関心を持っております。どうぞひとつ知事のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それと、次は中山間の問題に入りたいと思いますが、この問題は随分とそれぞれの議員さんから質問がされました。それだけに、私はいつまで——本当はいろいろ申し上げたいんです。

というのは、冒頭にも申し上げましたけれども、私も戦争の状況を知っている人間です。もう少なくなってきたと思うんですが、私らが小さいときは、都市の人は、いわゆる爆撃、空襲を避けて田舎のほうへ親戚とか縁者を頼ってどんどん入ってきました。ですから、小さい家で川の字になって寝た、そういう記憶があります。そして、元気な男性は兵隊さんに行っています。残されたのはおじいさんやおばあさんや婦女子ですから、小学校6年生からだったと思いますが、勤労奉仕といって、当時の芋掘りや麦刈りやいろんな農作業、草刈り、6年生以上がそう

いうことを、中学生もしていました。

そういうことを考えると、あの戦前、戦中、戦後の食料難でもそうです。それほど格別おいしいと思うものを食べる時代ではありませんでしたけれど、山であるために、ひもじいということとはなかった。最低、芋はあった。そういう状況の中でふとって、私からが戦後第1回の新しい教育制度であります。ですから、小学校へ入ったときは新しい教科書もほとんどありません。上級生のお古を譲り受けて、ノートすらない、石筆で勉強した、そういう時代です。ですから、戦争というのは絶対避けなければならぬ、そういう思いです。

今、日本の周辺の中国でも韓国でもロシアでも、日本とは決してうまくいっていません。それは全部、昔の戦争、植民地支配、こういったことが根っこにあります。日本には日本の言い分がありますが、相手はまた相手の思いがあって、それが今日の状況でしょう。ですから、遠くの親戚より近くの他人ということがあります。誠心誠意、そう触れ合って近隣と仲よくしていく、これをぜひ知事以下皆さん方にも、私は最後にお願いをしておきたいと思えます。

と同時に、我々が小さいときは、山でもそれなりの生活ができた。都会から大勢の人を迎えてもできた。それはまず木が売れました。焼け野原になって、町に家を建てるために、杉、ヒノキ、木材が高く売れた。そして、木炭——炭ですね。これがあり、コウゾ、ミツマタ、そしてお茶、ゼンマイだとか、いろんな、コンニャクだとか四季折々に、サラリーマンではないけれども1カ月2カ月の期間に一定の所得を得るものがあつたんです。それが今、ほとんどありません。

でも、日本の一万円札を見てください。あれミツマタですよ、原料。そのお札のミツマタは東南アジアから入っている、タイから入ってい

る。でも、あの一万円札のにせ札を外国でつくられてもほとんど識別はできない、そのために印刷局は日本のミツマタを1割入れてお札をつくっているんです。そのことによって、紙を分析すれば外国か日本かちゅうのはすぐわかるわけで、それだけ絶対に必要なんです。山には絶対今まであったのが、最近では中国地方になって、高知ではほとんどつくられていない。吾北地区に多少あるだけです。これを何とかしたいと吾北の方々は思っている。

ですから、山間試験室が廃止をされるということですが、なぜこういうことを研究して、四国山脈にへばりついて生活している、そういう山の方々のこれからの道しるべということを目指すとすることができないのだろうか、研究課題、テーマ、それを履き違えているのではないのかと、そう思えてなりません。

ハウスの中で虫の研究とかいろんなことをして、それも否定しませんが、それより本当に山間の、ですから中山間というのはどこまで言うんですかと、何を指しているんですかというのを中山間対策・運輸担当理事にまず伺いたいと思うんです。

私が今回質問する大半は山の話です。この間も仁淀川町別枝沢渡というところへ行ったら、岸本さんという方がシキミをつくっています。これはお茶も一緒ですけど3月だけでも300万円、400万円の出荷があるというんです、シキミは。彼は全国の市場を調査して、京都の市場に出す、これが一番安定しています。これは自分で調査をしました。けれど、高知の花市場へ行ったら、シキミとかそういったものは九州とか香川県から入っているんですよ。そういうのを前回は話をさせていただきました。なぜ高知の山でつくることの指導ができないのか。

四万十町大正に、ダバダというクリの、全国でも優位な焼酎の会社があります。その原料の

クリの90%は九州から入っているんですよ。なぜ周辺でクリを栽培することができなかったのか。

日高村の澁谷食品、芋けんぴでは日本のトップメーカーですよ。その70%ぐらいは九州の工場ですよ。それは当時、日高で工場を増築したいということで県に申請をしたら、県が建築確認の許可をしなかった。九州・鹿児島からは、ぜひ鹿児島に工場を移してほしい、進出をしてほしいという要請がずっと長々とある。ですから、そのときに乗じて鹿児島へ、九州で工場をつくって、そこで70%以上つくっているんです。もし日高村にその工場があれば、仁淀川流域で芋をつくって疲弊を防ぐことが、私はできたと思います。

ちょうど牧野植物園にも、植物の最高の権威者が園長で来られました。工科大には渡邊教授という植物漢方薬の権威者がおられます。この牧野植物園や工科大、工業技術センター、農業技術センターあたりが一体になって、そういう新しい、高知でできる、山間でできるものを研究して農家に指し示す、そういうことをすべきだと思うんですが、それがされていない。愛媛県久万高原町は渡邊教授のところへ日参をされて、今年から予算化して、そうした有用植物の栽培を町の事業として立ち上げていきたいということで取り組みをしています。

T P Pが妥結をしたら、恐らく日本の農業はさま変わりをします。そうすると、今それぞれがつくっている、お米にしても畜産にしても果物にしても、必ずそうした有用植物なんかの分野へも入ってくると思うんです。ですから、私はこのときこそ、高知県が最も——植物では高知県が3,500種類ぐらいあって、その1割は有用だと言われているんです。ですから、高知県こそがそういう有用植物の研究、薬用植物、漢方薬——中国も今、国が豊かになって、漢方薬の原

料を外へ出しません。ですから、漢方薬メーカーは困っているわけですよ。そういうことを一緒になって取り組みをするということができないのか。

愛媛県は、伊予プロジェクトということでそういう分野を研究する。山口県の新日本製薬に職員を派遣して、一生懸命勉強しています。こういうことを、本当に高知県の中山間、山間地域の生活、農業ということを考えるなら、私は高知県が先に取りかかってやるべきではないか、そう思えてなりません。今からでも遅くありませんから、ぜひ真剣に。高知県は84%が山です。その山でいつまでも希望を持って生きていけるようなシステム、アドバイス、そういうことをしてあげればと思います。

仁淀川町大植の野々宮さん、段々畑へハウスをやって、一生懸命何とかしようと努力しています。これらもレンタルハウスの適用の対象にしてあげれば、南向きのときは冬にトマトをつくる、北向きには夏にトマトをつくる、そういうことがこの小さい集落でできますということをつい先日とも言っていました。そのレンタルハウス整備事業でそういうところへも対象として支援ができないのか、これも私は農業振興部長にお伺いしたいと思いますし、林業振興・環境部長あるいは農業振興部長がそれぞれ中山間地域の農業の所得源にどういうことを考え今取り組みをしているのかお聞きをして、とりあえず第1問を終わります。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 西森議員の御質問にお答えをいたします。

まず、四国に新幹線を導入することに関する所見についてお尋ねがありました。

四国における新幹線の計画は基本計画の段階にとどまっておりますが、昨年度に実施されました、四国における鉄道の抜本的高速化に關す

る基礎調査では、ルートによっては効果が費用を上回る結果が示されました。このことによりまして、これから新幹線の導入について現実感を持って状況を前に進めていける環境が整いつつあるものと考えているところであります。

お話にありましたように、新幹線が全国各地で開業し、さらにはリニア中央新幹線の工事実施計画が認可されるなど、全国的に鉄道の高速化が進展し利便性が高まっていく中で、四国の鉄道インフラだけが取り残されることがないように、この機に鉄道の高速化について将来を見据え、しっかり検討を進めていく必要があると考えております。

四国に新幹線が整備され、仮に1,500万人の人口を有する京阪神地域と1時間半程度で結ばれるなど各都市間の時間距離が大幅に短縮されることとなれば、交流人口の拡大による観光振興や新たなビジネスチャンスの増大など、本県の産業振興に大きな効果が期待されますが、他方、整備事業費の負担や並行在来線の問題もございまして。今後、こうした課題も踏まえつつ検討していく必要がありますので、そのためにもまずは、基本計画にとどまっている四国の新幹線計画の整備計画への格上げが必要であり、そのために必要な、国による地質、地形、供給輸送力、建設費用などの調査が実施されることが必要だと考えています。

このため、今後とも県民の皆様、県議会、経済界の方々の意見もお聞きしながら、四国の鉄道の高速化の必要性について、四国内の関係者はもとより全国レベルで理解していただけますよう、4県が一体となって研究、検討を進め、説明や提言活動を行っていきたいと考えているところであります。

次に、明石市の先進事例も踏まえ、犯罪被害者などの支援に向けて今後県としてどのように取り組んでいくのかのお尋ねがありました。

犯罪の被害に遭われた方やその御家族は、直接的な被害だけではなく、精神的な苦痛、経済的負担といった2次的被害を受けることも多いことから、早期に回復が図られるように社会全体で支えていくことが大切であると考えます。

国では平成16年に犯罪被害者等基本法を制定し、同年12月には犯罪被害者等基本計画を策定しており、国及び地方公共団体は犯罪被害者等の相談や情報提供、損害賠償請求についての援助、国民、県民の理解の増進などに取り組んでいるところです。

本県では具体的な取り組みとしまして、県警察本部では犯罪被害者ホットラインを設けるほか、各警察署においては、重大な事件の被害者等に犯罪被害者等給付金制度の説明を行うなど、早い段階から手厚い支援を行っています。また、民間支援団体のNPO法人こうち被害者支援センターでは、平成25年度には電話相談を213件受け、面談を59件行っているほか、病院や裁判所等へ付き添いするなど、被害者に寄り添ったきめ細やかな支援が行われております。さらに知事部局では、ラジオ、広報紙を利用した意識啓発や犯罪被害者支援ハンドブックの関係機関への配付など、市町村その他の関係機関と連携を図りながら犯罪被害者等の支援に取り組んでいるところであります。

こうしたこれまでの取り組みによりまして、被害者支援は一定進んではおりますものの、例えば経済的支援において給付金の認定に半年以上要することや、精神的な被害の回復に向けた支援が求められているという課題がありますことから、国は給付金を早期に支給することやカウンセリング等心理療法の費用の公費負担などについて検討を進めているところであり、さらには来年度末までの第3次犯罪被害者等基本計画の策定に向け、公費による転居費用の負担や一時避難場所の借り上げなどの経済的施策、ま

た地方公共団体に対する財政的措置など、さまざまな施策の充実についても検討を行うこととしております。

県においては、こうした国の動向を注視しながら、明石市など他県の事例も参考といたしまして、犯罪被害者等の支援の充実について国と県の役割分担はどうあるべきかといった点も含め、関係機関などと幅広い視点から議論を深めてまいりたいと、そのように考えているところであります。

高知医療センターと県立病院の人事交流など連携を進めていくことについてお尋ねがありました。

県全体の政策医療、高度専門医療を担っている高知医療センターと、県東西の拠点病院である県立あき総合病院、幡多けんみん病院とが緊密に医療連携を図っていくことは、本県の医療提供体制を充実する上で不可欠であり、また各病院にとっても有益であると考えております。

現状におきましても、周産期医療では、中程度までの分娩異常の受け入れを県立病院が担い、集中治療管理が必要な重篤な症例を高知医療センターが受け入れておりますし、救急医療では、高知医療センターを基地病院としているドクターヘリにおいて、地元の患者について積極的に県立病院で受け入れていただいております。また、県立病院において医師が不足している診療科へ高知医療センターからの医師の派遣による診療支援を行うなど、各医療分野での連携を進めており、今後も引き続きこうした連携を強化していく必要があります。

議員御指摘の人事交流は、連携を進める方法の一つとして重要と認識しており、相互の人材ニーズや実施に当たっての課題を整理した上で取り組んでいく必要があると考えています。

医師については、現状でも一部の診療科では行われていますが、派遣いただいている大学と

の協議が必要となりますので、個々の病院の裁量では難しい面があります。そういった中でも、連携強化につながる動きとして、現在、高知大学医学部附属病院などにおいて、今後大幅に増加する地域枠など奨学金を受給した若手医師が、新たな専門医制度を踏まえて、県内の医療機関をローテーションしながらキャリアを形成できる研修プログラムの作成と研修体制の整備が進められております。この研修の仕組みが実現すれば、医療センターと県立病院だけでなく県内の主要な医療機関も参画した形での連携強化を図ることができると考えております。

また、看護職員等については、人材育成の観点から、救命救急センターや総合周産期母子医療センターを設置している高知医療センターへの研修派遣や人事交流により地域医療体制の充実が図れる面があると考えます。

高知医療センターと両県立病院は本県の医療政策上の拠点でありますことから、高度医療や地域医療、さらには若手医師のキャリア形成を初めとした医療人材の育成などさまざまな面におきましてさらなる連携強化が図られますよう、病院企業団及び高知市とともに取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

(土木部長奥谷正君登壇)

○土木部長(奥谷正君) 室戸市方面への高規格道路の整備についてお尋ねがありました。

阿南安芸自動車道のルートは、県東部地域の地形や地質、現道の状況など地域の特性を考慮した上で、経済性や速達性などの面から総合的に検討した結果、現在の北川村や東洋町を通るルートに決定されています。

一方、室戸市における南海トラフ地震による厳しい被害想定や、唯一の幹線道路である国道55号の津波による寸断のおそれ、また室戸ジオパークの世界認定を契機とした交流人口の拡大

など、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした状況の中、室戸市へ通じる信頼性の高い道路の必要性は増しており、その整備は大きな課題であると考えています。

四国東南部の道路ネットワーク全体を捉えた場合、まずは根幹となる高知東部自動車道と阿南安芸自動車道の早期整備が重要であり、優先的に取り組んでまいります。あわせて、室戸市方面への国道55号の信頼性の確保や道路啓開計画の実効性の向上に努めてまいります。

(中山間対策・運輸担当理事金谷正文君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事(金谷正文君) 本県の中山間対策について県内のどの地域を対象にしているのかとのお尋ねがありました。

中山間対策の対象地域となりますいわゆる中山間地域については、法令等で明確に定められているものはなく、本県では、山間地及びその周辺の地理的、経済的に不利な地域として、過疎法など地域振興5法の指定を受けている地域を中山間地域と位置づけており、その面積は県土のおよそ9割、人口はおよそ4割を占めております。

現在、県勢浮揚に向けて5つの基本政策が進められておりますが、中山間の活性化への取り組みは県勢の底上げにつながるものとして、1次産業を初め県政の基本政策の多くの施策がこの中山間地域において展開されております。また、中山間地域の固有の課題への対策であります生活用水の確保や移動手段対策、集落活動センターなどの取り組みにつきましては、対象地域をこの中山間地域を基本としながらも、地域のニーズや実情を勘案し、対象とする地域を広く捉えて柔軟に対応しており、現在、中山間対策は県内のほぼ全域を対象に取り組みが進められております。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○農業振興部長(味元毅君) 中山間地域の所得向上に向けた取り組みについてお尋ねがございました。

中山間地域、とりわけ山間地域では、自然的、地理的条件から所得の向上が難しく、農業を維持していくことが厳しい状況となっております。他方、意欲的な農家の方には、お話にもございましたように、夏場の冷涼な気候を利用した高糖度トマトの生産や、悪条件を逆手にとった段々畑の石垣を蓄熱に利用したハウス栽培など、創意工夫を凝らした生産に取り組んでおられる方もいらっしゃいます。

そうした中、中山間地域で攻めの農業を展開し所得を向上させていくためには、お話のありましたコウゾ、ミツマタを初めとする山間地域での有利な作物はもちろんでございますけれども、まずは地域に適した高品質で特色のある農産物の生産に重点的に取り組んでいくことが必要だと考えております。雨よけの高糖度トマトはその代表例ですが、気温の高い夏に冷涼な山間地域で栽培することで色づきや艶がよくなると言われております3色ピーマンや米ナス、また新しい品目として期待の高い甘長トウガラシなどもそうした有力な候補と考えており、その普及に努めていきたいと考えております。また、仁淀川町のお茶や本山町の土佐天空の郷米のようにもともと品質が高い農産物の市場での価値をさらに高める、ブランド化に向けた取り組みもあわせて強化をしていきたいと考えております。

このほかに、山間地域の基幹作物でありますユズやお茶、特産の山菜などの6次産業化による高付加価値化や、地域での農業機械の共同利用による生産コストを下げる集落営農の取り組みをあわせて行いますことで、所得の向上を図ってまいります。議員からいただきました厳しい御指摘や中山間地域への熱い思いをしっかりと

受けとめて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、事業主体などの条件はございますけれども、小規模なハウスでもいわゆるレンタルハウス事業の適用は可能だというふうに考えております。

(林業振興・環境部長大野靖紀君登壇)

○林業振興・環境部長(大野靖紀君) 中山間地域の所得向上に向けた取り組みについてのお尋ねがございました。

シイタケなどキノコ類、シキミやサカキ、また木炭などの特用林産物の生産額は年間20億円を超え、本県の中山間地域における重要な収入源となっています。お話にもありましたシキミやサカキの生産については、年間を通じて一定の需要が期待でき、価格も安定していることや、比較的軽作業で高齢者の就労が期待できますので、品質向上のための栽培方法や病虫害の防除、有利な販売につなげるための出荷方法に関する指導などを進めてきたところでございます。

こうした中、後継者不足の進展に伴い、管理が不十分であったり放置される栽培地が増加しておりますので、今後はそうなる前に所有者から栽培地を譲り受け、移住者などに生産を継続していただくといった取り組みを進めることも重要だと考えています。また、シイタケについては、原木や種駒の購入に対する国の支援を活用することにより、引き続き生産を支援してまいります。そのほか、市町村に対して、備長炭を初めとする特用林産物の生産に係る後継者育成のための研修費用を支援するなど、担い手の育成についても進めてまいります。

これまでも林業事務所において地域ごとに特色のある林産物の生産や販売について支援を行ってまいりましたが、こうした取り組みに加えて、御指摘にありましたように、地域に適した作目の見出しや磨き上げに取り組むとともに、

一層販売面での支援を行っていく考えです。今後とも特用林産物の振興に向けて、市町村や地域支援企画員などの関係者と連携し、地域のニーズに合わせながら、中山間地域における雇用の場の確保と所得の向上につながるよう取り組みを進めてまいります。

○21番(西森潮三君) 最後ですから余りややこしい質問はしないようにと、こういう思いで質問させていただきました。

要するに地方創生というのは、私は、国がいろいろしてくれるということできなしに、それぞれの地方の知恵比べだ、それぞれの地方みずからがどういうふうにして生き延びていくかということをもまず考える、そういうことが大事だと思うんですね。ですから、中山間対策にしても、これほとんど高知県全体の問題だ。ですから、縦割りできなしに高知県全体で、せつかく中山間総合対策本部があるわけですから、そこでいろんなことを議論して、県としての一つの方向、政策を出していくということ。

山間試験室の廃止についても、関係する町村や関係する山間のJAの組合長さんなんかほとんど知りませんよ、話を聞いてみると。誰と話をしてそういう方向を出したのかが私はわかりません。ぜひ地域に根差す、そういう県の機関であってほしいと思います。

それと、犯罪被害者のことでもう一つ申し上げておきたいんですが、これは例えば家で誰かが殺人にでも遭うとかということがあったら、その後そのお家で生活するということは精神的にもなかなか耐えがたいことですよ。そうすると、県営住宅や公営の住宅を優先してあつせんして救いの手を差し伸べるとか、いろんな手があると思うんですね。ぜひそういったことを具体的にどうするかということについて工夫をし、詰めて、いつ誰がそういうことに遭うかもありませんから。安心・安全な生活というのはそう

ということです。ぜひお願いしたい。

それと、観光振興部長にあえて言いませんでしたが、観光のニーズも、外国から来ても都会へ来て買い物をするとかということだけでなしに、日本の生活そのもの、山の生活を見たいというニーズがたくさんあるんです。ですから、山にも光を当てる。観光の分野でも、登山の体験とか農業体験とか加工体験とかいろんなメニューができると思いますから、ぜひそういう工夫、創意を凝らして、これからもいつまでも県民が夢と希望を持って生活ができるような高知県を築いていただくように心からお願いを申し上げておきたいと思います。

私ももう、いよいよ一県民に戻ります。どうぞ皆さん方にしっかり頑張ってくださいことと、長い間お世話になったことを県民に感謝を申し上げて、質問の一切を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



議案の付託

○議長（浜田英宏君） これより議案の付託をいたします。

ただいま議題となっている第1号から第87号まで、以上87件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末311ページに掲載〕



○議長（浜田英宏君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明6日から18日までの13

日間は委員会審査等のため本会議を休会し、3月19日に会議を開きたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

3月19日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後2時散会

平成27年 3月19日（木曜日） 開議第6日

出席議員

- 1番 金子 繁昌 君
- 2番 加藤 漠 君
- 3番 川井 喜久博 君
- 4番 坂本 孝幸 君
- 5番 西内 健 君
- 6番 西内 隆純 君
- 7番 弘田 兼一 君
- 8番 明神 健夫 君
- 9番 依光 晃一郎 君
- 10番 梶原 大介 君
- 11番 桑名 龍吾 君
- 12番 佐竹 紀夫 君
- 13番 中面 哲 君
- 14番 三石 文隆 君
- 15番 森田 英二 君
- 16番 武石 利彦 君
- 17番 浜田 英宏 君
- 18番 樋口 秀洋 君
- 19番 溝渕 健夫 君
- 20番 土森 正典 君
- 21番 西森 潮三 君
- 24番 ふあ一ま一土居 君
- 25番 横山 浩一 君
- 26番 上田 周五 君
- 27番 中内 桂郎 君
- 28番 西森 雅和 君
- 29番 黒岩 正好 君
- 30番 池脇 純一 君
- 31番 高橋 徹 君
- 33番 坂本 茂雄 君
- 34番 田村 輝雄 君
- 35番 岡本 和也 君
- 36番 中根 佐知 君
- 37番 吉良 富彦 君
- 38番 米田 稔 君

39番 塚地 佐智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 尾崎 正直 君
- 副 知 事 岩城 孝章 君
- 総 務 部 長 小谷 敦 君
- 危機管理部長 野々村 毅 君
- 健康政策部長 山本 治 君
- 地域福祉部長 井奥 和男 君
- 文化生活部長 岡崎 順子 君
- 産業振興
推進部長 中澤 一真 君
- 理事（中山間対
策・運輸担当） 金谷 正文 君
- 商工労働部長 原田 悟 君
- 観光振興部長 伊藤 博明 君
- 農業振興部長 味元 毅 君
- 林業振興・
環境部長 大野 靖紀 君
- 水産振興部長 松尾 晋次 君
- 土 木 部 長 奥谷 正 君
- 会 計 管 理 者 大原 充雄 君
- 公営企業局長 岡林 美津夫 君
- 教 育 委 員 長 小島 一久 君
- 教 育 長 田村 壮児 君
- 人 事 委 員 長 秋元 厚志 君
- 人 事 委 員 会 長 福島 寛隆 君
- 事 務 局 長 島田 京子 君
- 公 安 委 員 長 國枝 治男 君
- 警 察 本 部 長 朝日 満夫 君
- 代 表 監 査 委 員 吉村 和久 君
- 監 査 委 員 長
- 事 務 局 長

事務局職員出席者

事務局 長 浜 口 真 人 君
事務局 次 長 中 島 喜 久 夫 君
議 事 課 長 楠 瀬 誠 君
政 策 調 査 課 長 西 森 達 也 君
議 事 課 長 補 佐 小 松 一 夫 君
主 事 溝 渕 夕 騎 君



議 事 日 程 (第 6 号)

平成27年 3月19日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成27年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 平成27年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 平成27年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 平成27年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 平成27年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 平成27年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 平成27年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 平成27年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 平成27年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 10 号 平成27年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 11 号 平成27年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 12 号 平成27年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算

- 第 13 号 平成27年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 14 号 平成27年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 15 号 平成27年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 16 号 平成27年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 平成27年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第 18 号 平成27年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 19 号 平成27年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 20 号 平成27年度高知県電気事業会計予算
- 第 21 号 平成27年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 22 号 平成27年度高知県病院事業会計予算
- 第 23 号 平成26年度高知県一般会計補正予算
- 第 24 号 平成26年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 25 号 平成26年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 26 号 平成26年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 27 号 平成26年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 28 号 平成26年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 29 号 平成26年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第 30 号 平成26年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
- 第 31 号 平成26年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 32 号 平成26年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算

第 33 号	平成26年度高知県県営林事業特別会計補正予算	する条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	平成26年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 51 号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	平成26年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 52 号 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料等の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	平成26年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 53 号 知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	平成26年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 54 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	平成26年度高知県病院事業会計補正予算	第 55 号 高知県調理師法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	高知県民生委員定数条例議案	第 56 号 高知県看護師等養成奨学金貸付条例及び高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	高知県産学官民連携センターの設置及び管理に関する条例議案	第 57 号 高知県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例議案	第 58 号 高知県の事務処理の特例に関する条例及び高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例議案	第 59 号 高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県情報公開条例及び高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 60 号 高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県行政手続条例の一部を改正する条例議案	第 61 号 高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県手数料徴収条例及び高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案	第 62 号 高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正す
第 46 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	
第 47 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	
第 48 号	地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案	
第 49 号	高知県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例議案	
第 50 号	公益的法人等への職員の派遣等に関	

	る条例議案		休暇に関する条例の一部を改正する 条例議案
第 63 号	高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 76 号	高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
第 64 号	高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 77 号	高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 65 号	高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 78 号	高知県理学療法士養成奨学金貸与条例を廃止する条例議案
第 66 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 79 号	高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案
第 67 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 80 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 68 号	高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 81 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 69 号	高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例議案	第 82 号	県が行う土木その他の建設事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 70 号	高知県宅地建物取引業法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	第 83 号	県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市の負担の変更に関する議案
第 71 号	高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案	第 84 号	包括外部監査契約の締結に関する議案
第 72 号	高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 85 号	国道439号社会資本整備総合交付金(木屋ヶ内トンネル)工事請負契約の締結に関する議案
第 73 号	高知県教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例議案	第 86 号	高知県公立大学法人がその業務に関して徴収する料金の上限の変更の認可に関する議案
第 74 号	教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例議案	第 87 号	高知県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例議案
第 75 号	公立学校職員の勤務時間、休日及び		修正動議
			議発第4号 議案第1号平成27年度高知県一般会計予算に対する修正案
			追加
		第 88 号	高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案
		第 89 号	高知県監査委員の選任についての同

意見案

第2

- 議発第1号 高知県議会会議規則の一部を改正する規則議案
- 議発第2号 高知県議会委員会条例の一部を改正する条例議案
- 議発第3号 高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例議案

追加

- 議発第5号 米軍機の低空飛行訓練の中止を求める意見書議案
- 議発第6号 いわゆるヘイトスピーチ（憎悪表現）に反対し、根絶を求める意見書議案
- 議発第7号 J Aグループの自己改革を尊重した農協改革を求める意見書議案
- 議発第8号 T P P交渉からの撤退を求める意見書議案
- 議発第9号 T P P交渉における国会決議の遵守を求める意見書議案
- 議発第10号 企業団体献金の禁止と政党助成金の廃止を求める意見書議案
- 議発第11号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書議案

追加 継続審査の件



午前10時開議

○議長（浜田英宏君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

〔委員会審査結果一覧表 巻末346ページ〕
に掲載



委員長報告

○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第87号まで、以上87件の議案を一括議題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

危機管理文化厚生委員長川井喜久博君。

（危機管理文化厚生委員長川井喜久博君登壇）

○危機管理文化厚生委員長（川井喜久博君） 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、第1号議案、第9号議案、第10号議案、第20号議案から第23号議案、第28号議案、第29号議案、第38号議案から第40号議案、第45号議案、第55号議案から第67号議案、第72号議案、第78号議案、第86号議案、以上29件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず、議案についてであります。

最初に、危機管理部についてであります。

第1号「平成27年度高知県一般会計予算」のうち、危機管理・防災費について、執行部から、平成26年度に設置した南海トラフ地震対策推進地域本部への専任職員8人の増員、土木事務所及び福祉保健所の職員26人を兼務職員とし、体制強化を図る。また、地域での災害時要配慮者の個別避難計画策定や避難所運営マニュアルの作成への支援などをさらに進めるものであるとの説明がありました。

委員から、こうした支援に当たっては、男性だけでなく女性も含めさまざまな視点から検討することが必要になってくるが、地域本部に女性が配置されることはあるのかとの質疑がありました。執行部から、これまで地域本部は男性ばかりだったが、来年度は福祉保健所の保健師である地域支援室長の兼務が予定されるため、女性の視点からも検討がなされることになるとの答弁がありました。

別の委員から、地域本部の職員は地域居住だったと思うが、新たな兼務職員も地域居住になるのかとの質疑がありました。執行部から、現在、地域本部長は近傍居住し、加えて希望する職員も地域居住しているが、土日などには自宅に帰ることもある。本庁では来年度から管理職等が旭町の待機宿舎に居住し、30分以内に登庁し指揮命令できる体制となる。地域本部は非常勤職員を含め5名体制なので、地域本部職員だけの土日対応は負担が大きい。そこで、土木事務所や福祉保健所などの出先機関の職員も含めた形で近傍居住の検討を行うとの答弁がありました。

次に、健康政策部についてであります。

第1号「平成27年度高知県一般会計予算」のうち、医療政策費について、執行部から、来年度は在宅医療を推進するため普及啓発と訪問看護提供体制の強化に取り組むとの説明がありました。

委員から、在宅医療自体が余り知られていないので、周知のための啓発を行う必要があると思うが、在宅医療の推進を検討する中でどういった議論があったのかとの質疑がありました。執行部から、在宅医療を進めるためには、地域の薬局、ケアマネジャー、訪問看護師などの気付きによって適切な診療や介護サービスにつなげていく必要があり、またそういった体制を県民に周知することの重要性は県の在宅医療体制検討会議でも論議された。このため、フォーラムの開催だけではなく、福祉保健所による市町村の広報活動のバックアップや各種職能団体の取り組みに対する支援を推進していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、高知県は他県に比べ自宅での介護がなかなかできない状況にあり、在宅医療は家族の負担も大きい、患者やその家族のニーズに合っているのかとの質疑がありました。執行部から、県民世論調査では、容体が落ちついた場合に在宅で療養したいと、家族の介助を受けて通院したいの回答が合わせて4割程度ある。在宅での介護、療養は難しい背景はあるが、一定のニーズに対しては在宅医療を選択できる体制をつくっていかねばならないと考えているとの答弁がありました。

次に、地域福祉部についてであります。

第1号「平成27年度高知県一般会計予算」のうち、福祉人材センター運営委託料について、執行部から、福祉・介護分野の人材の安定確保に向けて福祉人材センターの職員を増員し、求職者の掘り起こしやマッチング機能を抜本強化するとともに、職場の採用状況や給与面などの実態調査を行うとの説明がありました。

委員から、本年4月の国の介護報酬の改定で介護職員の給与を月額1万2,000円引き上げるため処遇改善加算が拡充されたが、給与に反映させるかどうかは事業者任せになっている。確

実に給与に反映されるよう国が取り組むよう進言してはどうかとの質疑がありました。執行部から、今後必要に応じて、次回の報酬改定では加算ではなく基本報酬に組み込むなど恒久的な制度となるよう、全国知事会などとも連携し政府に要望していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、介護職員の賃金の調査を行う際には給与だけではなく年収も調査すべきだと思うが、どのような調べ方をするのかとの質疑がありました。執行部から、求人票ではわからない部分も含め給与体系を調査し、新たに介護職場へ就職する人に対し情報提供できるような調査にしたいとの答弁がありました。

次に、障害者生産活動支援事業費について、執行部から、昨年度の県内の障害者施設の月額平均工賃は過去最高の1万8,738円で全国4位となったが、障害者が経済的に自立するためにはさらなる工賃アップに取り組む必要がある。来年度は、施設利用者主体の生産体制の構築や工賃向上アドバイザーの派遣などに積極的に取り組んでいくとの説明がありました。

委員から、目標工賃が月額3万7,000円となっているが、就労継続支援A型とB型では工賃が大きく違う実態がある。この目標工賃はA型とB型の平均値なのかとの質疑がありました。執行部から、就労継続支援B型の目標工賃として3万7,000円を設定している。就労継続支援A型は最低賃金を保障する事業で、県内平均でも7万円を超えている。一方、B型の事業所で3万7,000円を達成しているのは県内で5カ所にとどまっているとの答弁がありました。

別の委員から、障害者の就労支援の現場では、1カ月働いてもわずかな金額しか施設からはもらえないという声を聞くので、少しでも多くなるよう県も支援を考えてほしいとの意見がありました。

次に、文化生活部についてであります。

第1号「平成27年度高知県一般会計予算」のうち、坂本龍馬記念館整備事業費について、執行部から、来年度は建築及び展示に係る基本設計や地質調査などに係る経費を計上するとともに、債務負担行為として建築と展示に係る実施設計委託料を計上するものであるとの説明がありました。

委員から、坂本龍馬記念館は浦戸城跡にある。歴史学会からも、あの場所に新たな建物を建てることを危惧する話を聞くが、どのように考えているのかとの質疑がありました。執行部から、今回の建設予定地については、過去に行われた開発によって、遺構などが残っている可能性が低いと聞いている。工事の際には、文化財保護の観点から、教育委員会が立会調査を行うことになっているとの答弁がありました。

別の委員から、立会調査で問題があれば計画の変更はあり得るのかとの質疑がありました。執行部からは、今回の立会調査は文化財保護法に基づくものであり、発掘調査が必要になれば教育委員会からの指示に対応するとの答弁がありました。

別の委員から、坂本龍馬記念館に浦戸城や長宗我部氏の歴史を紹介するコーナーを設けるといふことであり、地域の皆さんからそのような取り組みに期待をする声も聞いているとの意見がありました。

第23号「平成26年度高知県一般会計補正予算」のうち、産学官連携推進事業費について、執行部から、永国寺キャンパスの整備に合わせ、出先機関として産学官民連携センターを設置するとの説明がありました。

委員から、産学官民連携センターは文化よりも産業振興寄りであり、産業振興推進部の所管がよいのではないかと思うが、庁内でどのような議論がされ文化生活部が所管することになったのかとの質疑がありました。執行部から、文

化生活部は大学を所管しており、現在の大学改革の動きを県の産業振興や地域振興に生かしていきたいと考えていること、また産学官民連携センターではこうしたさまざまな分野の取り組みにつながるような交流事業などを積極的に行い、県庁全体のプラットフォームとして機能していきたいという考えから文化生活部が所管することになったとの答弁がありました。

次に、公営企業局についてであります。

第22号「平成27年度高知県病院事業会計予算」のうち、病院事業の収支見込みについて、執行部から、あき総合病院、幡多けんみん病院の2病院の収益や費用について、平成26年度には公営企業会計における退職給付引当金の義務化など新会計基準への移行に係る予算や旧安芸病院の解体に伴う除却費を計上していたが、平成27年度予算ではこれらの要因がなくなったことで損失が大幅に減ることとなったとの説明がありました。

委員から、公立病院は黒字を目指すだけのものではないのはわかっているが、民間病院での医業収益に対する人件費割合は5割前後が妥当とされるが、県立病院で労働分配率が7割程度あるのは何が原因なのかとの質疑がありました。執行部から、人件費比率は、幡多けんみん病院が60%を少し下回る程度、あき総合病院は70%を若干上回っているが、これは診療単価の低い精神科の影響によるもので、医業収益に対する比率で見るとどうしても一般科の病院より高くなる。一般的に60%を下回る比率にならないと黒字経営は難しいと言われていたとの答弁がありました。

委員から、努力なしでは差が埋まってこないと思うので、無理なく人件費比率を下げる方向に向けて努力してほしいとの意見がありました。

次に、報告事項についてであります。

健康政策部から、高知県災害時医療救護計画

の改訂について、この計画は南海トラフ地震の被害想定に基づき、発災直後、道路が寸断された前提の中で、最大3万6,000人にも及ぶ負傷者への対応を検討したものである。今回の改訂の主な内容は、より負傷者に近い場所での前方展開型の医療救護活動を実施するため、地域の医療資源を総動員した体制づくりに取り組むとの説明がありました。

委員から、医療救護施設に眼科などの専門医療機関は位置づけられているのかとの質問がありました。執行部から、現在主に内科、外科などの主要な診療科を標榜している医療機関が指定されており、眼科などは指定されていないが、道路の寸断により地域内での医療の強化が必要となる。眼科医等も対象とした研修を実施し、災害時に医療救護所などでの診療に従事してもらい、負傷者の命をつないでいけるようにしていきたいとの答弁がありました。

次に、地域福祉部から、南海学園における入所者に対する不適切な処遇について、これまでの経過や南海学園を運営する社会福祉法人に対して行った改善勧告措置についての説明がありました。

委員から、施設からの改善報告の期限はいつなのかとの質問がありました。執行部から、法人の理事会等でも議論した上で、3月31日までに改善報告を行うよう求めているとの答弁がありました。

別の委員から、保護者と施設との関係はどうなっているのかとの質問がありました。執行部から、南海学園では保護者会を開いているが、保護者も高齢化し参加者が減ってきているとも聞いており、保護者会に來られていない方へも情報提供してもらいたいとの声が上がっている。このため、改善勧告の中に、権利擁護の視点から保護者への説明責任を果たすため、保護者と緊密なコミュニケーションを図り信頼関係の構

築を図ることという項目を入れているとの答弁がありました。

別の委員から、職員の質を高めるための研修を受ける時間をどう確保するのが重要だと思うが、時間確保のための体制整備は制度的には保障されているのかとの質問がありました。執行部から、福祉職場では勤務ローテーションが決まっており、その中にうまく研修を組み込むことが課題となる。今回、南海学園では、身体拘束の解消に向けた委員会に外部専門家が入ることとなっており、この委員会において職員の研修のあり方を含めたサービスの質の向上について検討が行われるものと考えているとの答弁がありました。

次に、公営企業局から、昨年12月に発生した幡多けんみん病院における医療事故について、患者が死亡した事故の発生原因及び再発防止策、遺族への対応などの説明がありました。

委員から、カルテに記載されていたアレルギー情報を見落とししたことが原因なのかとの質問がありました。執行部から、病院としてアレルギー情報の確認が不十分であったことが原因である。二度とこのようなことが起こらないよう、薬剤を処方する手順を整理するとともに、電子カルテのアレルギー情報の確認を徹底し、手順に従って行われているか管理職が週1回監査しているとの答弁がありました。

別の委員から、御遺族の方への対応は十分できているのかとの質問がありました。執行部から、誠意を持って御遺族の方への対応を重ねており、その中で御遺族の方から、二度とこのようなことがないよう原因を分析の上しっかりとした防止策をとってもらいたいとお話をいただいているとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、地域住民との信頼関係を構築するとともに、院内の士気を保ちながら、地域の中核病院として役割を果たしていけ

るよう取り組んでもらいたいとの意見がありました。

同様の事故を防止するため、委員長から執行部に対して、県内の民間病院を含め対策を検討するよう申し入れを行いました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

○議長（浜田英宏君） 商工農林水産委員長上田周五君。

（商工農林水産委員長上田周五君登壇）

○商工農林水産委員長（上田周五君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第1号議案、第8号議案、第11号議案から第16号議案、第23号議案、第30号議案から第34号議案、第41号議案、第45号議案、第58号議案、第68号議案、第69号議案、第80号議案、第81号議案、以上21件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第1号「平成27年度一般会計予算」のうち、事業承継・人材確保支援事業費について、執行部から、後継者不在等による中小企業等の地域産業基盤の弱体化に対応するため、新たに事業承継・人材確保センターを設置し、円滑な事業承継や事業拡大のための人材の確保を図るものであるとの説明がありました。

委員から、この事業自体には期待しており、事業者及び承継者に多く利用してもらうことが重要であるが、双方にとってどのようなメリットがあるのかとの質疑がありました。執行部からは、事業者にとっては、債務負担が軽減される場合や従業員の雇用が引き継がれることなど

がある。また、承継者にとっては、単に事業を引き継ぐだけでなく、さらに発展させるための経営革新プランの作成などについて事業承継・人材確保センターの支援を受けられることなどがあるとの答弁がありました。

別の委員から、事業者に対して今後どのようなPR活動を行っていくのかとの質疑がありました。執行部からは、市町村や商工会に組みの説明をするとともに、事業者からの情報収集に努めることとしている。現在だけではなく、5年後、10年後に問題が顕在化することも踏まえ、事前の対応を喚起する広報なども必要と考えているとの答弁がありました。

次に、海洋深層水のブランド化について、委員から、ことし4月から始まる食品の新たな機能性表示制度の活用に向けてどのように取り組むのかとの質疑がありました。執行部からは、科学的根拠を明らかにする研究を進めるとともに、消費者に情報発信する方法を多面的に検討するなど、他県におくれをとらないよう早急に取り組みたいとの答弁がありました。

次に、農業参入企業の設備投資に対する支援制度の創設・拡充について、執行部から、雇用の創出につなげるため、既存の企業立地促進事業費補助金に農業分野における支援メニューを追加し、国の助成事業として採択されなかった場合等に補助を行うものであるとの説明がありました。

委員から、県単独による助成の補助要件に県内新規雇用5人以上などかなり厳しい条件があるが、見直す予定はないのかとの質疑がありました。執行部からは、事業を進めていく中で見直す必要があれば、国の助成制度を担当する農業振興部とも調整し検討していきたいとの答弁がありました。

次に、出産後の女性再就職促進事業費補助金について、委員から、26年度予算の減額補正額

が大きいことや、27年度の当初予算が前年比で大幅に減額となっている要因について質疑がありました。執行部からは、本年度の新規事業であり、関係機関等へ積極的にPRを行ってきたが、雇用の実態に即していなかったため、実績が予想を大きく下回った。来年度は、再就職の状況を踏まえ、支給要件を緩和することにより雇用の拡大につなげていきたいとの答弁がありました。

次に、農業振興部についてであります。

第1号「平成27年度一般会計予算」のうち、米需給調整総合対策事業費について、執行部から、米の需給調整と水田を活用した転作作物の生産振興に向けた市町村の取り組みに必要な経費を助成するものであるとの説明がありました。

委員から、米価が下落した中で、飼料用米等への転換の進捗状況はどうか、またスケールメリットが得られる方策を考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、現在、主食用米の需要に対する過剰作付について目標面積を設定し、その解消に取り組んでいる。また、スケールメリットが得られるよう、作付面積が一定以上の農家を中心に進めていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、主食用米の価値を高めるためどのような取り組みをしているのかとの質疑がありました。執行部からは、中山間地域を中心とした品質のよい米など競争力のある米の生産拡大やブランド化への取り組みを強化していくなど、個々の農家の実情も考慮した上で慎重に進めていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、中山間地域については作物の転換など積極的に営農指導を行ってほしいとの要望がありました。

次に、担い手育成・確保対策事業の拡充について、執行部から、積極的な人材確保のために産地が希望者に就農プラン等を示す提案型の取

り組みをするものであるとの説明がありました。

委員から、非常に期待しているが、産地が受け入れ体制を整える上でどういうことを重視すればよいのかとの質疑がありました。執行部からは、受け入れ先などを具体的に決定するに当たっては産地の合意形成が重要である。また、産地と就農希望者とのマッチングを図るため新たに設ける就農コンシェルジュを活用していくとの答弁がありました。

別の委員から、U・Iターン者がふえているという手応えを感じている。無償で世話をしてくれている地域の方々の役割は大きく、さらに活躍してもらえるように、認証制度ができないかとの質疑がありました。執行部からは、現在、中山間地域において小規模な農業経営を目指す方を対象とする研修支援事業を考えている。その中で、農業技術に加えて、地域の共同作業などの指導を行う受け入れ農家に対して謝金を支払うように考えているとの答弁がありました。

次に、農地中間管理事業の状況について、執行部から、農地の受け手の応募に対して出し手の応募がかなり少ないとの説明がありました。

委員から、本年度の実績が伸びていない原因はどこにあるのかとの質疑がありました。執行部からは、出し手側の農地に道路が接していないなど条件が悪いケースが多いこと、また相続未登記により正式な賃貸借契約が締結できないことなどが考えられる。来年度は、県下176ヘクタールを重点地区に指定するとともに、地元の事情に詳しい地域推進支援員を配置して実績を上げるように取り組みたいとの答弁がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

第1号「平成27年度一般会計予算」のうち、県産材販売促進検証事業費補助金について、執行部から、複数の事業者の県産材をまとめて大型トレーラーと内航船を活用し関東地方に定期

的に出荷する体制を構築するための支援を行うものであるとの説明がありました。

委員から、本年度に試験的に行われた内航船による運搬の成果と課題について質疑がありました。執行部からは、一度に大量に運搬することによりコストの面で有利であったが、人件費がかさむことや、量が多過ぎて売り手を探すのが困難であったことが課題として挙げられる。このため、来年度からは運搬方法を見直し、大型トレーラーと内航船を組み合わせるとともに、ロットを小さくして複数回に分ける方式に変更するとの答弁がありました。

次に、ことしから稼働する木質バイオマス発電所から大量に発生することが予想される焼却灰の処理について、委員から、エコサイクルセンターで処分することになるのかとの質疑がありました。執行部からは、処分するとすれば産業廃棄物に該当するが、基本的には事業者により再利用してもらいたいと考えている。事業者からは、既に焼却灰の成分分析を行うとともに、県内のセメント工場に引き取りを依頼していると聞いているとの答弁がありました。

委員から、県としても活用方法の研究等にかかわるなど積極的に協力してもらいたいとの要望がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。

○議長（浜田英宏君） 産業振興土木委員長三石文隆君。

（産業振興土木委員長三石文隆君登壇）

○産業振興土木委員長（三石文隆君） 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第8号議案、第11号議案、第17号議案、第18号議案、第23号議案、第35号議案、第36号議案、第45号

議案、第70号議案、第71号議案、第82号議案、第83号議案、第85号議案、第87号議案、以上15件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず、議案についてであります。

初めに、産業振興推進部についてであります。

第23号「平成26年度高知県一般会計補正予算」のうち、アンテナショップ消費喚起事業費補助金について、執行部から、国の交付金を活用して、アンテナショップまるごと高知で利用できるプレミアム商品券を発行する経費で、首都圏における高知県産品の消費を喚起するものであるとの説明がありました。

委員から、プレミアム商品券の事業効果をどのように捉えているのかとの質疑がありました。執行部から、国の交付金制度の地域産品を広く売り込んでいくという趣旨がまるごと高知の目的と合致している。また、これまでの商品券の仕組みをバージョンアップし利用しやすいものにする事で、他県のアンテナショップに負けないよう高知県産品を売っていきたいとの答弁がありました。

委員から、プレミアム商品券で販売を拡大するというよりも、県産品のよさを売っていかないと、一過性のもので終わってしまうのではないかと質疑がありました。執行部から、一過性のもにならないよう、これまで以上に県産品の情報発信や店のしつらえを工夫するとともに、商品を魅力あるものにしていくよう取り組むとの答弁がありました。

次に、第1号「平成27年度高知県一般会計予算」のうち、移住促進事業費について、執行部から、県の相談窓口である移住・交流コンシェルジュによる本県への移住に関する相談対応や情報提供、また大都市圏での移住相談会やセミ

ナーの開催等に係る経費などであるとの説明がありました。

委員から、コンシェルジュの人選はどのように行っているのかとの質疑がありました。執行部から、相談業務を民間業者に委託しているので、業者が選定することになるが、東京で雇用する場合でも本県出身者か本県にゆかりのある方を想定しているとの答弁がありました。

委員から、本県にゆかりがあるという必要性はなく、コンシェルジュ本人の魅力が非常に大事であるので、委託事業であっても魅力ある人を選ぶべきだと思うがどうかとの質疑がありました。執行部から、最初に相談を受ける大事なポジションであるので、人を引きつける個性を持った人材を選ぶよう努めていくとの答弁がありました。

別の委員から、相談者から移住の希望があった場合、お試して宿泊できる施設は整備できているのかとの質疑がありました。執行部から、市町村で順次整備が進んでおり、今年度末で30ほどの施設が整備されるとの答弁がありました。

委員から、相談窓口の人員をふやすのは、それだけニーズがあるということなので、後々のミスマッチを防ぐためにも、受け皿となる施設の整備が必要であるとの意見がありました。

また、別の委員から、平成27年度の目標である500組の達成に向けた決意はどうかとの質疑がありました。執行部から、取り組みが進めば進むほど課題も見えてくるが、それに対応することでレベルアップし、ノウハウを蓄積することができる。また、地方創生ということで、国のバックアップも追い風になる一方、競争が激しくなる。より一層、本県のさまざまなツールを改善し、目標達成に向けて取り組みたいとの答弁がありました。

次に、中山間対策・運輸担当理事所管についてであります。

第1号「平成27年度高知県一般会計予算」のうち、交通運輸政策推進費について、執行部から、四国の鉄道の整備促進を図ることなどを目的として四国4県の知事や県議会議長及び経済団体で構成する四国鉄道活性化促進期成会に対する経費で、四国新幹線計画の整備計画への格上げに必要な調査などについて、国への要望活動、国政レベルや四国内での機運醸成を図るための広報活動などを予定しているとの説明がありました。

委員から、四国4県の県庁所在地を結ぶ新幹線の整備に係る試算では、便益比が1を超えることと、整備が高速道路と同じ1キロメートル当たり約50億円できるとされることから、四国4県の県議会議員、四国選出の国会議員及び四国知事会も四国新幹線の実現に向けて本気で動き出しているので、経済連や商工会議所など民間と一緒に活動してほしいとの要望がありました。

次に、観光振興部についてであります。

第1号「平成27年度高知県一般会計予算」及び第23号「平成26年度高知県一般会計補正予算」のうち、観光振興推進事業費について、執行部から、外国人観光客の誘致と受け入れ体制の強化などを図る経費で、国際観光推進コーディネーターを配置し、セールス活動や旅行商品づくりを推進する。また、海外における本県の認知度を向上させるため、多言語によるウェブサイトなどの情報発信機能を強化するとの説明がありました。

委員から、高知県の観光は大きく飛躍したが、国際観光という点ではまだまだ全国の中では最下位グループにある。韓国や台湾からのチャーター便が現在減少しているが、本気で国際観光に力を入れるなら高知空港のハード整備をして受け入れ体制を整えるべきだと思うかどうかの質疑がありました。執行部から、将来の国際

観光のあり方を見据えながら、高知空港の整備については関係課とも協議していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、外国人が高知で観光する際に貨幣の両替などをスムーズにできているのか、またクレジットカードが使用できる店舗などの情報提供はできているのかとの質疑がありました。執行部から、県内の両替所はまだまだ少なく、また両替所やカードが使用できる店舗や免税店などの情報も十分に発信できていない面があるので、平成27年度はそういった部分も含めてウェブサイトなどによる発信に努めていきたいとの答弁がありました。

また、別の委員から、高知県内に活動の拠点を置いている外国人に対して、母国の知人等に高知のよさを伝えてもらうなどの取り組みを進めてもらいたいとの意見がありました。

次に、第23号「平成26年度高知県一般会計補正予算」のうち、「高知家プレミアム旅行券（仮称）事業」について、執行部から、本県への観光客の誘致と消費喚起、さらには県内周遊の促進やリピーターを確保するため、龍馬パスポート付きのプレミアム旅行券を販売する経費であるとの説明がありました。

委員から、国の交付金を活用したプレミアム旅行券は他県でも販売されていると思うが、本県独自の特徴は何かとの質疑がありました。執行部から、他県は宿泊施設での利用がほとんどであると思うが、本県は龍馬パスポートをつけることで、参加している観光施設への入館や道の駅などでの買い物にも利用できることから、県内全域への周遊促進とリピーターの確保につなげたいとの答弁がありました。

委員から、龍馬パスポート参加施設での利用となれば、他県に比べ利用が限定的になるのではないかと質疑がありました。執行部から、プレミアム旅行券は宿泊施設以外での利用もで

きることから、県内全域の観光施設にまで効果が及ぶよう努めたいとの答弁がありました。

別の委員から、他県もいろいろと知恵を絞る中で、いかにして高知県のプレミアム旅行券を選んでもらうかが重要であり、龍馬パスポートとさらにプラスアルファのものをぜひ検討してもらいたいとの意見がありました。

次に、土木部についてであります。

第1号「平成27年度高知県一般会計予算」のうち、住宅耐震対策事業費について、執行部から、南海トラフ地震に備え、住宅の耐震改修などに係る補助と、住宅所有者や事業者の方々への啓発を行うための経費であるとの説明がありました。

委員から、個人の自己負担が大きいため事業が進まない事例もあるので、避難路を確保するために市町村とも協力し、きめ細かな対策をしてもらいたいとどうかとの質疑がありました。執行部から、住宅の耐震化を進めるため、市町村に戸別訪問などの取り組みをお願いしている。また、戸別訪問にあわせて地区の現状を把握しフィードバックすることで、住民が自分たちの地域のことを考えるきっかけにしようとともに、それぞれの地域の課題に応じた対策に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、県営住宅管理費について、執行部から、県営住宅の管理に要する経費であるとの説明がありました。

委員から、県営住宅の家賃については、本来なら減免措置を受けることができるのに減免を受けていない場合がある。減免できる方に対する周知が十分できていないのではないかと質疑がありました。執行部から、申請に基づき減免を決定することになっている。入居の際の説明とあわせて、滞納者や生活困窮者には減免制度を勧めるなど制度の周知を行っているとの答弁がありました。

委員から、減免制度の周知に取り組んでいるようだが、知らない人がいるのは問題である。入居者のしおりを見てもわかりづらいので、表現を改善してもらいたいとの意見がありました。

次に、報告事項についてであります。

まず、中山間対策・運輸担当理事所管についてであります。

とさでん交通の取り組み状況等について、執行部から、先月27日に開催されたとさでん交通の第1回モニタリング会議における新会社設立後の経営状況及び事業再生計画について報告がありました。

委員から、住民の意見を反映した取り組みを進めてもらいたいと、今後のバス路線の再編についてどのように考えているのかとの質問がありました。執行部から、利用者の意見を路線の再編に反映させるため、昨年11月に設立した中央地域公共交通改善協議会で県民アンケートを行い、その意見を検証し実現性を高めていくことになるとの答弁がありました。

委員から、新聞報道によると、観月坂団地ではバスが増便されたにもかかわらず乗客が減ったということだが、どのように考えているのかとの質問がありました。執行部から、14%減少という報道内容は、昨年10月の現金利用者として「ですか」定期の利用者を除いた数字であるが、「ですか」定期の利用者は2割増加しており、全体では5%の減少であった。また、その後は回復傾向にあるとの答弁がありました。

委員から、住民の意見を十分に反映した取り組みをしてほしいとの意見がありました。

別の委員から、イオンの隣への高知赤十字病院の移転に伴い、電車を高知駅から北へ延伸すれば利用率向上にもつながると思うが、検討はしないのかとの質問がありました。執行部から、かつて検討した際には費用対効果の面で断念したと聞いている。ただ、新たな要因も生まれつ

つあるので、一つの課題として継続的に勉強していきたいと考えているとの答弁がありました。

委員から、公共交通も人の流れやその時代のニーズに応じて路線を延ばしていくことが必要である。現在、道路の拡幅も事業化に取り組んでいるので、そうしたことも視野に入れて検討してほしいとの意見がありました。

次に、土木部についてであります。

海砂利採取土場の調査結果について、執行部から、調査の概要及び調査結果を踏まえた今後の対応について報告がありました。

委員から、仁淀川河口での過去の継続的な砂利採取による堤防の倒壊や高潮による越波で沿岸住民の生活が脅かされている。高知県を除く四国3県や岡山県、兵庫県、大阪府など波が穏やかな瀬戸内側でさえ海砂利の採取をやめている。過去の苦い歴史や他県に学び、本県こそ高潮、台風、津波に対する海岸防備のため一日も早く砂利採取をやめるべきであるがどうかとの質問がありました。執行部から、現時点では周辺海岸への砂利採取の明瞭な影響は認められていないが、長期的な影響について定期的に調査を続けなければならないと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、公共工事で海砂利を使用させないということとはできないのかとの質問がありました。執行部から、海砂利の中に含まれている細砂が骨材の原料として使用されているので、急に使用させないとするのは困難であるとの答弁がありました。

委員から、環境に配慮するとともに、代替骨材に関する研究及び技術開発に取り組むべきではないかとの質問がありました。執行部から、骨材の安定供給の面からも代替骨材の研究は必要であるので、県の工業技術センターや大学等と連携して取り組んでいくとの答弁がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

○議長（浜田英宏君） 総務委員長明神健夫君。
（総務委員長明神健夫君登壇）

○総務委員長（明神健夫君） 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案から第8号議案、第19号議案、第23号議案から第27号議案、第37号議案、第43号議案から第46号議案、第50号議案、第51号議案、第54号議案、第75号議案、第76号議案、第79号議案、第84号議案、以上26件については全会一致をもって、第42号議案、第47号議案から第49号議案、第52号議案、第53号議案、第73号議案、第74号議案、以上8件については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

また、第77号議案については、継続審査を求める旨の申し出があり、採決の結果、賛成少数で否決されました。引き続き、原案について採決の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

なお、第1号議案については、修正案が提出され、採決の結果、賛成少数で否決されました。引き続き、原案について採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第1号「平成27年度高知県一般会計予算」のうち、福利厚生施設整備費について、執行部から、職員住宅の整備や管理に要する経費であるとの説明がありました。

委員から、職員住宅には空き部屋が多くあるが、今後どう活用するのかとの質疑がありました。執行部からは、恒常的に空き部屋がある住

宅も一部にあるので、こうした住宅については県の事業で利用したり、地域おこし協力隊や移住者の住宅として市町村が活用している事例があるとの答弁がありました。

さらに、委員から、これから一層移住者がふえると思う。職員住宅が積極的に活用されるよう取り組むことを望むとの意見がありました。

次に、第23号「平成26年度高知県一般会計補正予算」のうち、地方人口ビジョン等基礎調査委託料について、執行部から、県内の高校生及び大学生、県外の県出身大学生などから進学や就職に関する希望を調査し、人口ビジョン等の策定の基礎資料とするものであるとの説明がありました。

委員から、高校生や大学生の調査対象の範囲をどう考えているかとの質疑がありました。執行部からは、本県の人口移動の多くは高校・大学卒業後の進学、就職に伴い発生しているため、県内外の学生を対象として進路の希望を聞くように考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、県政にしっかり反映できる調査結果が得られるのかとの質疑がありました。執行部からは、現状での希望と理想、あわせて課題も聞くようにしていきたいと考えており、施策に生かせるものについては反映させていきたいとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第1号「平成27年度高知県一般会計予算」のうち、小中学校英語力指導改善研究事業委託料について、執行部から、リーダー教員を育成し、外国語活動を担当する教員の指導力向上に取り組むものであるとの説明がありました。

委員から、グローバル教育の推進とともに、小学校では平成32年から英語教育が教科となることから、今後ますます英語は重要な教科になってくる。子供に英語力をしっかりつけさせるためには、教える側の力量が求められる。全ての

英語教員に英検準1級を取得させる姿勢を県教委として示すべきと考えるがどうかとの意見がありました。執行部からは、教える側みずからが学ばないといけないと考えている。英語教員の力量を上げる研修を行いたい。また、英検準1級の取得率が50%を超えていけるよう取り組みたいとの答弁がありました。

次に、学力状況調査集計等委託料について、執行部から、学力調査等から明らかになった課題を改善するために高知県独自の学力調査の問題作成や結果集計等を委託するものであるとの説明がありました。

委員から、県版学力テストの結果によって学校ごと、教員ごとの指導力の差が見えてくると思うが、どのように分析しているのかとの質疑がありました。執行部からは、個々の教員の指導力の分析は難しいが、それぞれの子供の抱える課題に対して個々の教員の対応だけでは困難な場合には学校が組織として指導していくことが必要と考えているとの答弁がありました。

別の委員から、さらなる学力向上には学校、教育委員会、地域、保護者が協力し合うことが重要であり、そのためにも成績の状況を把握しておくべきである。ぜひ市町村教委や学校がみずからの判断で調査結果を公表する機運を醸成してもらいたいとの意見がありました。

別の委員から、教員が生徒一人一人に目を配ることは大事であるが、調査結果が公表されることで学校現場に過度な競争が持ち込まれるため、公表はすべきではないとの意見がありました。

次に、学力向上推進対策費のうち、理科教育推進プロジェクトについて、執行部から、本県の児童生徒の科学的な思考力や表現力を育成するために教員の指導力を向上させ授業の充実を図るものであるとの説明がありました。

委員から、小学校における理科については8

割の児童生徒がよくわかると答えているものの、全国学力・学習状況調査では全国平均より低い結果が出ている。この結果をどう捉えているのかとの質疑がありました。執行部からは、理科においても知識中心で、観察や実験を生かして思考力や判断力を高めていくような授業づくりまでは達していなかったと考える。授業の質をさらに高める工夫や改善を促していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、中学生に関する全国学力・学習状況調査においても、全国平均より低い結果が出ている。この実態をきちんと受けとめ、理科教育にも積極的に取り組んでもらいたいとの意見がありました。

次に、高校再編推進費について、執行部から、グローバル教育推進校において、グローバル教育プログラムの実践検証や国際バカロレアの認定を目指すとともに、県民の理解を深めるためのフォーラムを開催する経費であるとの説明がありました。

委員から、国際バカロレアの認定校づくりには今後どのような予算が必要と考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、国際バカロレアの認定校では、学習指導要領とは別の教育プログラムが必要となる。このため、認定校の全教員に対して研修を行う予算が必要になるとの答弁がありました。

別の委員から、国際バカロレアの地球規模で物事を考える、異文化を理解した上で多くの国の人々と協働できる人材を育てるという目標は十分理解できるが、非常にハードルが高い取り組みである。県民の理解をさらに深めるべきであるとの意見がありました。

次に、競技力向上総合対策事業費について、執行部から、選手及び指導者の育成強化、組織の充実に要する経費であるとの説明がありました。

委員から、競技力を高めるには、よい指導者や施設整備が必要になる。どのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、競技ごとに優秀な指導者を招聘するアドバイザー招聘事業について、前年度は指導対象が高校生だけであったものを成年まで広げることとしている。また、東京オリンピック出場の実現性が高いレスリングの競技場の建設を計画するなど、将来を見据えて計画的な施設整備に取り組みたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、県内には競技種目によって優秀な素質のあるジュニア選手がいると思うが、指導者の育成についてはどのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、ジュニアから成年まで一貫した指導体制の強化が競技力向上対策の柱の一つと考えているとの答弁がありました。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う県条例の整備について、執行部から、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化などを図ることを目的としたものであるとの説明がありました。

委員から、今回の教育委員会制度の大きな変化の中で、合議制の執行機関である教育委員会が残ったことの持つ意味を踏まえた上で、計画作成に当たっては子供の実態が出発点であると思うがどう考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、グローバル化の進行など変化が激しい社会の中でしっかり自立できる子供を育てていく必要がある。また、厳しい環境に置かれている子供をどう支えていくのか、あるべき子供像を議論した上で必要な施策を考えていくとの答弁がありました。

次に、県警本部についてであります。

第1号「平成27年度高知県一般会計予算」の

うち、高齢者交通安全支援事業委託料について、執行部から、交通事故死亡者数が多い高齢者を事故から守る対策を強化するため、高齢者交通安全支援隊事業を委託するものであるとの説明がありました。

委員から、郡部ほど高齢者の比率が高い。また、車を利用する高齢者が多いため、支援隊員の増員や各警察署への担当職員の配置など体制強化が必要と考えるがどうかとの質問がありました。執行部からは、各警察署及び警察庁舎に高齢者アドバイザーを配置して、地域安全アドバイザー等と協働して山間部などを回っている。支援隊の増員については、今後の運用状況等を検証し、これらを踏まえて検討したいとの答弁がありました。

さらに、委員から、高齢者全員を交通事故から守るため、ぜひ体制を強化してもらいたいとの意見がありました。

次に、第77号「高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、運転免許等に係る手数料の額を改定するとともに、道路交通法の一部改正に伴い新たに行うこととなる自転車運転者の講習に係る手数料を徴収しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、自転車安全運転講習制度をどのように県民へ周知していくのかとの質問がありました。執行部からは、県警ホームページへの掲載、各種講習での周知、県下全ての中学、高校への交通安全教材の配信、指導取り締まり強化などで徹底していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、取り締まりの具体的な中身が県民にまだ周知もされておらず、基準が明確でない状況の中で、性急に罰金付きの講習制度を始めていいのかとの意見がありました。

さらに、別の委員から、講習を受けなくてもいいように安全運転の啓発教育に力を入れても

らいたいとの意見がありました。

次に、報告事項についてであります。

総務部についてであります。

行政改革プランと県政改革アクションプランを統合した次期プランについて、執行部から、現行のプランとアクションプランを統合整理し、県の目指すべき姿を定めるとともに、高知県庁が県民のために成果を求めて挑戦し続ける県庁であるために従うべき原理原則を定めようとするものであるとの説明がありました。

委員から、平成31年度までは知事部局3,300人体制を維持するとあるが、これ以上のスリム化は職員の負担が増すため難しいと考えるがどうかとの質問がありました。執行部からは、財政面の中期試算も踏まえ、平成31年度までは3,300人体制を維持したいと考えている。今後人口が減少すると、地方交付税が減少することが予想されるが、財政面を考慮する際には教職員を含めた人件費負担を議論することが必要であるとの答弁がありました。

別の委員から、職員の業務は多岐にわたっているが4年程度で異動している。このことをよいと考えているのかとの質問がありました。執行部からは、人事異動のサイクルは携わる業務や年齢によるが、若い職員は経験を積むため、本庁だけではなく現場などを幅広く経験したほうがよいと考えている。税や用地取得などの業務は専門知識が必要とされるため、適材適所の人事に心がける中で個々の職員の異動を考えていきたいとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、指定管理者制度についていろいろと課題が出てきていると思う。課題意識をしっかりと持って取り組んでもらいたいとの質問がありました。執行部からは、制度の本来の趣旨が達成できるよう検討していきたいとの答弁がありました。

次に、県庁本庁舎等に使用された免震材料の

大臣認定不適合について、執行部から、県関係の4つの建物に東洋ゴム工業株式会社が製造した大臣認定不適合の免震材料が使用されていることが判明した。災害対策本部が設置される県庁本庁舎や災害対応の最前線である警察署等、災害時に機能しなければならない施設ばかりであり、極めて遺憾であり、怒りを禁じ得ない。東洋ゴム工業に対し早急な説明を求めることとしているので、今後その説明を受け、まず安全性を確認し、安全性を担保するため必要であれば東洋ゴム工業に対応を求めていくとの説明がありました。

複数の委員から、この問題に関しては多くの県民が不安に感じているが、今後どういうタイミング、方法で県民や議会へ報告をするのか、不適合品と建物の安全性との関連をどのように整理していくのかなどといった質問がありました。

こうした質問も踏まえ、総務委員会は今後もこの件について執行部から報告を求めることとしました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



修正動議、提出者の説明（議発第4号）

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

第1号「平成27年度高知県一般会計予算」に対し、議員塚地佐智さんほか4名から修正動議が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第4号 巻末317ページに掲載〕

○議長（浜田英宏君） ただいま御報告いたしました第1号「平成27年度高知県一般会計予算」に対する修正案を、本案とあわせて一括議題とし、提出者の説明を求めます。

39番塚地佐智さん。

（39番塚地佐智君登壇）

○39番（塚地佐智君） 私は提出者を代表し、修正案の提案理由を申し上げます。

本修正案は、議案第1号「平成27年度高知県一般会計予算」について、歳出のうち高知県学力定着状況調査実施事業に係る予算3,012万6,000円、全国学力・学習状況調査結果等説明会の事業費79万8,000円、また新中高一貫教育校の施設整備事業費3,702万6,000円を減額し、歳入で6,794万9,000円を減額するとともに、債務負担行為のうち新中高一貫教育校にかかわる県立学校整備事業費の7,181万4,000円を減額修正しようとするものです。

まず、学力状況調査に関する予算について申し上げます。

日本の子供たちは過度な競争にさらされており、その改善は国連からもたびたび勧告されています。この間、国連子どもの権利委員会の日本に対する過去3回の総括所見の全てで取り上げられ、2010年の第3回の総括所見では、過度に競争主義的な環境による否定的な結果を避けることを目的として学校制度及び学力に関する仕組みを再検討することなどを勧告、このような高度に競争的な学校環境が就学年齢層の子供のいじめ、精神障害、不登校、中途退学及び自殺を助長している可能性がある」と懸念を示しています。

競争的な教育が子供の心を傷つけていることは、政府の調査でも裏づけられています。内閣府の2014年版子ども・若者白書では、自己肯定感について、「日本の若者は諸外国と比べて、自分を肯定的に捉えている者の割合が低く、自分に誇りを持っている者の割合も低い。日本の若者のうち、自分自身に満足している者の割合は5割弱、自分には長所があると思っている者の割合は7割弱で、いずれも諸外国と比べて日本

が最も低い」、また心の状態では、「日本の若者は諸外国と比べて、悲しい、憂鬱だと感じている者の割合が高い。特に10代前半では突出して諸外国より高くなっている」となっています。

こうした問題点を持つ過度に競争的な教育を、全国学力・学習状況調査の導入で一層深刻にしています。この間、全国版で実施されてきた全国学力・学習状況調査の結果をめぐり、その結果を学校ごとに公表せよとする動きや、順位を上げるために、テスト対応のため正規の授業を割いた回答の記入方法の訓練、過去問題などの繰り返し練習など、教育現場と子供たちに新たな負担を強いるものとなっています。県版の学力定着状況調査も、実施時期は学期末の1月で2月に結果がわかるものの、そのクラスは3月には変更されるため、授業改善に役立たないばかりかテスト結果の自己採点などで新たな負担となっています。

子供たちの学力が特定のテスト結果で一律にはかれるものではありません。1つの物差しの指標で競争をあおる学力テストの実施の中止を求めるものです。

教育にとって大切なことは、過度な競争ではなく、共同を広げること、子供たち一人一人と向き合いその個性を最大限に伸ばすことです。前述の白書も学校については、「教師が子供たちと十分に向き合い指導できるような環境づくりが重要である」と提言しており、個を大切にす指導、協同的な授業づくりが重要なことは既に明らかになっています。

そうしたことを実施するために大事なことは、教員の専門性、同僚性を尊重することです。そして、少人数学級の促進、事務作業の軽減など教員の多忙化を解消することです。こうしたことにこそ予算を活用すべきと考えます。

次に、新たな中高一貫教育、つまり現在の高知西高校への県立中学校の設置について申し上

げます。

今回提案をされている施設整備の方向性は、国際バカロレア認定を目指して、グローバル教育のトップ校として開校するにふさわしい環境を整備するとされ、そのために中学校段階から独自のカリキュラムを組んだ県立中学校をつくるという計画です。

受験競争の低年齢化をもたらすものであり、県の教育行政として前のめりに実施すべきものではありません。病気や介護、出産などで休職をされた先生のかわりが見つからず、教室に先生を配置できないといったあるまじき事態の解決もできないまま、進学拠点校に人員も予算も集中させることは、公教育として課題解決の優先順位が間違っています。

さらに、国際バカロレア認定はいまだ県民の理解するところではなく、現場の教職員の認識も深まっていません。教育長は昨年2月県議会で、「社会や経済のグローバル化が急速に進む中、外国語活用能力とともに論理的思考力やコミュニケーション能力を備え、国際社会で広く活躍できる人材の育成が課題となっております」と説明し、高知県産業振興に資するとも発言をされています。教育の目的は、産業に貢献する人材育成の手段ではありません。

バカロレア認定には、積極面は少なくありません。バカロレア認定は、単なる語学力や論理的思考力、プレゼンテーション技能の向上が目的ではなく、バカロレア認定の試験官が書いた本には、「国際バカロレアの大きな特色は全人教育というところにあります。これは思考力、表現力に重点を置いた高い知的水準の達成はもちろんのこと、同時に異文化に対する理解力と寛容性を養うこと、さらに社会の一員としての自覚と責任感を養うことを目標としています」と、「国際バカロレア 世界トップ教育への切符」で説明をしています。

また、元国連開発計画職員で現在はフリーのジェンダー、国際開発支援の専門家として活躍をされる大崎麻子さんは、御長男が国際バカロレアを受験し資格を取得した経験を持っていますが、認定への過程は、時間が幾らあっても足りないという、体力的にも精神的にも極めて苛酷で、さらに社会奉仕も必修であると述べられ、本県のグローバル教育推進委員会のある委員の場合は、バカロレアを学ばせている長女にペルーにストリートチルドレン支援の活動に数カ月間行かせたとも発言をされていますが、相当の経済的な余裕、家族の手厚い支援がなければ対応できないもので、現在の公教育で対応できるのか、やるべき課題なのかといった議論もいまだ未消化、不十分なままです。

昨年12月26日の第3回グローバル教育推進委員会で、バカロレアに精通するさきの委員が初めて参加され、その発言により、県の教育委員会担当者も、ゼロベースからのスタート、やっどどういうものがわかってきたと言われたほどで、施設整備と順序が全く逆になっています。

県民や教育現場の議論も不十分なまま性急に統合再編を進めている教育行政のあり方を見直すべきと指摘をし、同僚各位の御賛同をお願いして、私の提案理由の説明といたします。どうぞよろしく願いをいたします。(拍手)



討 論

○議長（浜田英宏君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、委員長並びに修正案提出者に対する質疑を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めま

す。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

15番森田英二君。

（15番森田英二君登壇）

○15番（森田英二君） 私は、自由民主党を代表いたしまして、先ほど提出された議案第4号「議案第1号平成27年度高知県一般会計予算に対する修正案」に反対する立場で討論を行います。

人づくりは国づくりと言われます。そして、教育は国家の基本であります。私たちは、将来を担う子供たちが十分な知識と技能、そして思考力や判断力を身につけて、多様な人々と力を合わせ、みずからの将来を自分で切り開いていくことができるよう、しっかりとした教育を行う責務があります。また、社会や経済の状況が急速に変化する中で、新たな時代を見据えた教育改革や教育再生の取り組みも喫緊の課題となっております。

こうした中で、今回提出された修正案は、小中学校における学力向上の取り組みと将来を見据えた高等学校教育の推進を否定し、本県の大切な子供たちの可能性を閉ざすことにつながるものであり、断じて容認することはできません。

具体的にはまず、高知県学力定着状況調査及び全国学力・学習状況調査の関連予算についてであります。

平成19年4月、約50年ぶりに実施された全国学力・学習状況調査では、本県の児童生徒の学力は小学校では算数が43位、中学校では数学が46位など極めて厳しい結果であり、学力危機と言っても過言ではない状況でありました。

そこで、県教委は平成20年7月に「学ぶ力を育み 心に寄りそう 緊急プラン」を立ち上げ、平成24年3月には高知県教育振興基本計画重点プランを策定いたしました。それを踏まえた取り組みの結果、小中学校ともに全国トップレベ

ルの伸び率で、子供たちの学力は大きく改善してまいりました。

県独自の学力調査は、この取り組みの一環として平成24年度に導入し、本年度で3回目の実施となっております。この県独自の調査問題は、県教委自身が本県の小中学生の課題を把握した上で作成されており、全国学力・学習状況調査とあわせて子供たちの学びの定着度を確認するものであります。その上で、日々の授業の改善点を浮き彫りにし、教員の指導力向上にもつながっており、学力向上の大きな原動力となっていると確信しております。

本県の子供たちの学力は着実に向上してきてはおりますが、思考力や判断力などの面ではまだまだ課題も多く、取り組みをさらに継続、発展させていかなければなりません。また、平成27年度は、さきに述べました重点プランの最終年度となります。これは県が県民の皆様に対して行った約束でもありますので、その目標達成のために我が党としても全力で支援をしていくべきだと考えております。

学校教育の根幹は、子供たちにあすを生き抜く力を身につけてもらうことでありますし、学力をしっかりと保障するということであります。そして、そのことこそ学校や教員の最も重要な使命であります。適切な競争を避けたり学力の実態すら明らかにしないという姿勢に逃げ込むのではなく、本県の教育の現実を直視した上で、今なすべきことを確実になし遂げなければなりません。

本県は今、尾崎県政の中で、県民が将来に向けて幸福に暮らしていくためのさまざまな施策に取り組んでいます。中でも教育はその土台となるものであり、子供たちがみずからの可能性を今しっかりと伸ばし、将来を切り開いていくための基礎学力を確実に身につけておく必要があります。

以上のことから、今議会に執行部が提案している高知県学力定着状況調査及び全国学力・学習状況調査の関連予算については提案どおり認める必要があります。

次に、高知南中学校・高等学校と高知西高等学校を統合して西高校の敷地に設置される新たな中高一貫教育校の施設整備に関する予算についてであります。

今、社会や経済の急速なグローバル化に伴い、外国語の高い運用能力とともに幅広い教養や課題解決能力などを備えた人材を育成することが大きな課題となっております。国においても学習指導要領や大学入試制度の見直しをするなど、グローバル人材の育成に向けて教育制度改革が大きく進み始めております。

一方、本県のように在住外国人が全国最下位など国際化がおこなわれている状況にあっても、海外に進出している企業は10社以上あり、ユズを海外へ輸出するなど、1次産業の分野においても身近にグローバル化が広がっております。こうした現実の変化におくることがないよう、本県の将来を見据えた取り組みを積極的に進めることを強く望むところであります。

こうした状況の中、平成27年度当初予算で計上されております施設整備に関する予算は、国際バカロレアの導入も見据えた先導的なグローバル教育を実施する新たな中高一貫教育校を中四国で初めて設置しようとするものであります。実に先見性のある積極的な取り組みであり、このグローバル人材の育成のためにも、6年間の中高一貫教育校であってこそ初めて実現が可能となるものであると考えております。

この学校で導入を予定している国際バカロレアの目的は、皆さんも既に御存じのとおり、多様な文化を理解し尊重する精神を通じて、よりよい、より平和な世界を築くことに貢献すると同時に、探究心と知識や思いやりに富んだ若者

を育成することであります。新しい中高一貫教育校ではこの目的に沿って、一部のエリートをつくるという発想ではなく、本県の産業振興や地域振興を支え発展させていくことのできる世界的視野を持った人材を育成していく学校であるべきだと思い、大いに期待をしているところであります。

また、この取り組みはそもそも、県教育委員会が昨年4月から14回にわたり両校の関係者や県内教育関係者から御意見を伺いながら丁寧な協議を重ね、その後もパブリックコメントを通じて広く県民の皆様から御意見もいただいて策定した県立高等学校再編振興計画に基づいて進められているものであります。そして、両校の保護者の皆様に初め関係者からも、高知の子供たちが公立学校で国際バカロレアを目指せることはすばらしいことだ、また統合するのであればぜひ成功して、いい学校をつくってほしいという大きな期待の声が寄せられていると聞いております。

今後、再編振興計画に基づく取り組みを着実に進めていくことにより、この新たな中高一貫校でグローバルな人材を育成していったほしいものであります。さらには、ここで得られたノウハウやスキルを他の高等学校にも普及させていくことで本県の高等学校教育全体のレベルアップにつなげ、生徒の進路選択の幅を広げるといった大きな効果も期待しているところであります。

加えまして、現在県内3地域に設置されている県立中学校は、高等学校までの6年間の一貫した教育の中で、生徒の進路実現やキャリア教育を通じた社会人育成の役割を十分に果たしており、多くの県民から支持をされております。この新しい中高一貫教育校で実践してきた卒業生がやがて本県の産業振興や地域振興を将来支え、発展させていくことにつながっていくもの

と信じております。

以上のことから、今議会に執行部が提出しております新中高一貫教育校の施設整備に関連する予算についても原案どおり認めるべきであると強く求め、反対討論といたします。(拍手)



採 決

○議長(浜田英宏君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

最初に、本議案に対する議員塚地佐智さんほか4名から提出された修正案を採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立少数であります。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案を採決いたします。

委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 全員起立であります。よって、本原案は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第2号議案から第41号議案まで、第43号議案から第46号議案まで、第50号議案、第51号議案、第54号議案から第72号議案まで、第75号議案、第76号議案及び第78号議案から第87号議案まで、以上77件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 全員起立であります。よっ

て、以上77件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、第42号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第47号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第48号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第49号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第52号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めま

す。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第53号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第73号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第74号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第77号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。



議案の追加上程、提出者の説明、採決（第88号—第89号）

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔提出書 巻末319ページに掲載〕

○議長（浜田英宏君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第88号「高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案」及び第89号「高知県監査委員の選任についての同意議案」、以上2件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

（知事尾崎正直君登壇）

○知事（尾崎正直君） ただいま追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

これらの議案は、いずれも人事に関する議案であります。第88号議案は、高知県公安委員会委員の島田京子氏の任期が今月25日をもって満了いたしますため、同氏を再任することについての同意をお願いするものであります。

第89号議案は、高知県監査委員の朝日満夫氏の任期が今月31日をもって満了いたしますため、新たに田中克典氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浜田英宏君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第88号「高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。

次に、第89号「高知県監査委員の選任についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。



議案の上程、採決（議発第1号—議発第3号 規則議案、条例議案）

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第1号から議発第3号 巻末320～324ページに掲載〕

○議長（浜田英宏君） 日程第2、議発第1号「高

知県議会会議規則の一部を改正する規則議案」から議発第3号「高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例議案」まで、以上3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「高知県議会会議規則の一部を改正する規則議案」から議発第3号「高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例議案」まで、以上3件を一括採決いたします。

以上3件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 全員起立であります。よって、以上3件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。



議案の上程、採決(議発第5号—議発第7号 意見書議案)

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第5号から議発第7号 巻末326～
331ページに掲載〕

○議長(浜田英宏君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第5号「米軍機の低空飛行訓練の中止を求める意見書議案」から議発第7号「JAグループの自己改革を尊重した農協改革を求める意見書議案」まで、以上3件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第5号「米軍機の低空飛行訓練の中止を求める意見書議案」から議発第7号「JAグループの自己改革を尊重した農協改革を求める意見書議案」まで、以上3件を一括採決いたします。

以上3件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 全員起立であります。よって、以上3件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第8号—議発第9号 意見書議案)

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記

に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第8号、議発第9号 巻末334～336
ページに掲載〕

○議長(浜田英宏君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第8号「T P P交渉からの撤退を求める意見書議案」及び議発第9号「T P P交渉における国会決議の遵守を求める意見書議案」、以上2件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることについて御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

35番岡本和也君。

(35番岡本和也君登壇)

○35番(岡本和也君) 私は、日本共産党を代表して、議発第9号議案に反対し、議発第8号「T P P交渉からの撤退を求める意見書議案」に賛成の立場で討論を行います。

安倍政権が進めるT P Pは、地方の暮らし、経済に壊滅的打撃を与えるものとして本会議でも幾度となく議論され、交渉撤退を求め、2013年9月県議会で「重要5品目の聖域すら守れないT P P(環太平洋戦略的経済連携協定)交渉参加から撤退することを求める意見書」、2014年

2月県議会で「国民との約束を守り、T P P交渉からの即時撤退を求める意見書」を可決し、県民の声を届けてきました。

しかし、こうした県民の願いに反して、日米の事務レベル協議がこの2月から再開され、日本政府が聖域と位置づけてきた分野を含め、日本がアメリカに次々譲歩しているという報道が連日のようにされています。例えば、アメリカ産豚肉にかかる1キログラム当たり最大482円の関税を50円前後に下げる方向で調整、牛肉の関税現在38.5%を十数年かけて9%まで下げる、アメリカ産米輸入5万トン増を検討、アメリカは20万トンを要求などの報道です。しかも、甘利明T P P担当相は、交渉の中身については明らかにしないまま、譲歩の幅をできるだけ小さい範囲で決着させるのが全て、アメリカ産主食用米輸入について一粒もふやさないということは不可能だと述べ、譲歩の報道を否定していません。

1月26日には、日本に対して関税撤廃を最も強硬に主張してきた全米豚肉生産者協議会が、豚肉について日本の提案で重大な進展があったことを理由にT P P交渉を支持することを表明しました。日本国内では生産者にも消費者にも譲歩の内容は伏せられているのに、アメリカでは交渉経過を関係団体に明らかにし、事前了解を取りつけて進めているのです。政府の対応は、農産物重要5品目である米、麦、牛・豚肉、乳製品、砂糖を交渉対象にしないよう求めた国会決議に反しています。

アメリカ農務省は昨年10月、T P Pが妥結した場合、2025年までに参加12カ国の農産物貿易は85億ドルふえるが、輸入増の70%は日本であり、アメリカ産米の輸出は2倍強ふえると発表しました。まさに日本のひとり負けであり、自給率が39%にすぎない国民の食料を一層外国任せにし、主食の米までアメリカに頼ることにな

ります。まさに売国的な内容です。

既に国会決議が守れないことが明らかになった以上、撤退しか高知県を守る道はありません。今大事なことは、本会議で知事が答弁したように、妥協してもよいという誤ったメッセージを政府関係者に蔓延させないため、懸念をびしりと伝えることです。

よって、2度の交渉からの撤退決議を行った高知県議会として、誤ったメッセージを発しないためには、交渉撤退を引き下げることにはあり得ない選択です。したがって、議発第9号には反対です。

TPPは、アメリカを中心とした多国籍企業の利益のために、国民生活と国民経済を守るルールを非関税障壁として撤廃させるものです。現在起こっている農協改革も、TPPとは無縁ではありません。JA全農の株式会社化、JAの信用・共済事業の分離、単協は金融サービスの窓口として委託業務を行う、准組合員の規制などは、農家や農協内部から出てきた声ではありません。

在日アメリカ商工会議所の2015年5月まで有効の意見書は、「JAグループは、日本の農業を強化し、かつ日本の経済成長に資する形で組織改革を行うべき」とし、准組合員や員外利用などを取り上げて、「JAグループの金融事業は、金融庁の規制を受けないことによって利益を得ている」として、「JAグループの金融事業を金融庁規制下にある金融機関と同等の規制に置くよう要請する」と述べています。また、2011年のアメリカ外国貿易障壁報告書には、JA共済について、「アメリカ政府は、対等な競争条件を確保するため、共済は、金融庁による監督下に置かれることを含め、民間セクターのカウンターパートと同じ規制水準・監督に服するべきだと考える」としています。

TPPのモデルと言われる米韓FTAでは、

2011年、外務省が作成した規定では、協同組合の提供する保険サービスについて、その附属書において、「民間事業者との間で競争上の優位性を与えるべきではなく、実施可能な限り、民間事業者と同一のルールを適用すること」を規定しています。農協狙いは、農林中金の連結総資産83兆円、JA共済50兆円超の資金を大手民間保険会社のもうけの対象にさせるためのもので、TPPの先取りです。

農協の営農指導は農家へのサービスですから、もともと赤字で、経済事業もそれだけで黒字が出ることはありません。金融と共済で出た利益を活用することで初めて総合的事業として成り立っています。JAバンクやJA共済が切り離されたら他の事業も成り立たず、農協自体が立ち行かなくなります。

農産物の生産、販売、信用、共済、医療など総合的な事業で地域の農業と住民の暮らしを支えてきた総合農協を解体することは、高知県の農業や地域の暮らしにとっても深刻な打撃を与えます。TPP交渉に参加することで、TPP後をにらんでの農協、農村への攻撃が始まっている、この現実からも、交渉撤退は不可欠と言えます。

このような懸念の声は、日本だけでなくアメリカでも起こっています。カリフォルニア州リッチモンド市はこの2月、地方自治体として不服従を示すTPP除外地域——フリーゾーンを宣言する決議を上げています。決議では、TPPは、労働者を劣悪な条件で働かせる企業を禁止する同市の条例や地域経済を助ける地元製品購入の方針を無効にし、北米自由貿易協定以上に製造業の海外移転をもたらすなどと指摘し、国境を越えた企業支配をさらに拡大、市民から意思決定を剥ぎ取り、地元と世界で民主主義を奪うとしています。

同様の決議は、同州パークリー市、ウィスコ

ンシン州デー郡、マディソン市の議会で上がり、ニューヨーク市でも同様の決議が検討されています。地域を守るための地方自治体独自の取り組みができなくなるという点では、日米の地方自治体の懸念は共通したものがあります。

自動車などの関税引き下げで輸出をふやすという説明も、この間の大幅な円安でも輸出量がほとんど拡大しないことで、虚構であることが実証されました。一部の多国籍企業の利益追求のために国の主権、自治体の自己決定権を投げ出すTPPは、百害あって一利なしです。

TPP交渉からの撤退を強く訴え、議員各位に議発第9号議案に反対し議発第8号議案への賛同を求めまして、討論といたします。(拍手)

○議長(浜田英宏君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議発第8号「TPP交渉からの撤退を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。

次に、議発第9号「TPP交渉における国会決議の遵守を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第10号 意見書議案)

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第10号 巻末338ページに掲載〕

○議長(浜田英宏君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第10号「企業団体献金の禁止と政党助成金の廃止を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

37番吉良富彦君。

(37番吉良富彦君登壇)

○37番(吉良富彦君) 私は、日本共産党を代表し、議発第10号「企業団体献金の禁止と政党助成金の廃止を求める意見書議案」に賛成の立場で討論を行います。

安倍政権のもとでの政治と金の問題は、昨年の第2次政権での小渕経産相や松島法相の辞任に続き、第3次政権になってからも、国から補助金を受け取っていた企業からの献金問題での西川農水相の辞任や、望月環境相、下村文科相の疑惑など、後を絶たない状態です。半年間で

3人の閣僚が辞任するのはまさに異常事態です。一部には、補助金を受け取っている企業などからの献金は野党議員ももらっているからなどとして相打ちで済まそうとする動きもありますが、閣僚の辞任が相次ぐ事態に対し、徹底究明とともに抜本的な対策を講じることが強く求められています。

企業は営利が目的で、政治家や政党に献金するのもそのためです。会社の金で献金して、もうけにつながらなければ、経営者は背任で追及されます。逆に、もうけにつながれば、企業も政治家も贈収賄の罪に問われます。営利が目的の企業の献金は、政治をゆがめる腐敗政治の温床そのものです。

憲法15条は、国会議員など公務員を選定し罷免するのは国民固有の権利と定めています。企業は主権者でなく、選挙権もありませんから、金の力で政治を左右するのは国民固有の権利を妨げることにしかありません。政治家個人はだめだが政治家が代表を務める政党支部ならいいとか、献金の上限額や質的制限を守っていればいいなどというのは、企業・団体献金の全面禁止を免れるための抜け道です。

資金集めのパーティー券購入ならいいというのも同じです。2013年にも、政党本部・支部を通じて87億6,300万円もの企業・団体献金が流れています。さらに同年、政治資金パーティーで176億4,300万円もの収入が計上されています。その大半を企業、団体が購入し、形を変えた企業・団体献金になっています。収支報告書に記載されない20万円未満の小口に分けてパーティー券を購入すれば国民に明らかにならないため、政治資金の透明化も図られません。こうした抜け道を塞ぐには、全面禁止をするしかありません。

国民の税金である政党助成金が、毎年320億円も支給されています。導入されて以降、その総

額は6,311億円に上ります。

政党助成金は、1995年に小選挙区制の導入と並ぶ政治改革として実施されたもので、その背景には、80年代末から90年代初めにかけて一斉に噴き出した政治と金をめぐる問題がありました。中央、地方を問わず多くの政治家や高級官僚に未公開株をばらまいたリクルート事件や、建設業界から巨額の賄賂を受け取り、当時の自民党副総裁が金塊などをため込んでいた巨額脱税、ゼネコン汚職事件などは、企業・団体献金が温床となった政治腐敗の醜悪さを浮き彫りにするものでした。企業・団体献金を禁止すべきだという世論が高まる中で、政府や自民党も政治資金の流れを政党中心にすると言わざるを得なくなり、議員個人への献金を禁止するとともに、企業・団体献金の禁止を前提に、税金で政党財政を支援する政党助成金の導入が持ち出されてきたのです。

政党助成金を受け取っている各党の本部収入に占める割合は、自民党が約6割、民主党が約8割、維新の会が7割などとなっています。この制度の導入の際には提案者から、税金に過度に依存しないことが必要との議論がありましたが、今や政党助成金を受け取っている多くの党が運営資金の大半を税金に依存しているのが実態です。

また、5人以上の国会議員を集めれば政党助成金をもらえる、そのことから、理念も政策も抜きに、政党助成金目当てにおびたしい数の新党の設立と解散が繰り返されてまいりました。この20年間に政党助成金を受け取った政党は35党に上ります。そのうち27党が、政党助成金を手にすると、離合集散を繰り返して解散、消滅しました。

もともと、党を支持するかどうかにかかわらずなく国民に一律に負担をさせる政党助成金は、国民の思想、信条の自由や政党支持の自由に反

するものです。日本共産党は制度発足以来、憲法違反の政党助成金は一円も受け取っていませんが、導入して20年、その害悪は明白です。

政党助成金は税金でありながら、法律でその用途を制限しないことを規定されていることから、政党活動として高級料亭の飲食費に使われたり親族会社への物品の発注に使われたりして、国民の政治不信を広げています。また、2013年の参院選で当選した自民党参院議員66人のうち43人が、自民党本部から受け取った政党助成金を選挙資金の名目で1,000万円、800万円と自分宛てに寄附しています。その総額は3億4,000万円を超えています。が、議員個人への寄附をその後どう使ったかはチェックされません。受け取った助成金を全額人件費に支出している政党支部も少なくありません。人件費は領収書が要らないため、その後の追跡が不可能です。

何に使おうと自由勝手、資金の透明化にもならず、労せずしてお金が入ることが金に対する感覚を麻痺させ、政治腐敗を解決するどころか、政治と金の問題が後を絶たず、日本の民主主義を破壊しています。財政が厳しいからということを利用して国民に消費税増税や社会保障の切り捨てを押しつけながら、国会議員1人当たり4,000万円を超える税金を受け取っていることは許されるものではありません。

政党助成金を導入している国は、世界でも極めて少数です。また、320億円という額は断トツの世界一です。小選挙区制をとっているアメリカは、政党助成金がありません。イギリスも、1970年代から政党助成金導入の議論を繰り返した結果、2000年に長期的政策立案経費に限定し導入しましたが、その額は200万ポンド、日本円にして3億5,000万円です。イタリアは1974年、政党助成金の制度ができましたが、公共事業をめぐる汚職で多数の国会議員が摘発され、1993年に国民投票の結果、90.3%の賛成で廃止され

ました。

南米のボリビアでは2008年、政党助成金を廃止し、その廃止分を障害者支援の基金に充てることを決定しました。廃止の理由として、「国民の税金は本来教育や医療など国民のために使うべきだからです。しかも、国民の多くが貧困に苦しんでいるときに政党が税金を食い潰すのは犯罪的です」と説明されています。この態度にこそ学ぶべきです。

どの政党も、身を切る改革と、定数の削減を声高におっしゃっていますが、政党助成金こそ廃止すべきです。国会議員1人当たりの費用は、歳費プラスボーナスで3,080万円、文書交通費で1,200万円、立法調査費で780万円、公設秘書3人分で2,300万円、合計で7,360万円ですから、320億円の政党助成金廃止は国会議員の6割以上に当たる460人分の定数削減の費用に匹敵します。定数削減は国民とのパイプを狭め、政府、行政機構のチェック機能の低下をさせ、民主主義を破壊するものです。

1990年に選挙制度や政治資金の改革について答申を発表した政府の第8次選挙制度審議会も、「将来の姿としては政党の政治資金も個人の拠出により支えられるようになることが望ましい」と指摘しています。日本共産党は、企業・団体献金、政党助成金も受け取らず、個人寄附や赤旗の購読料など国民に支えられた財政で運営しています。やれば可能です。

政党の活動は国民一人一人に支えられて行うという本来の政治の姿を取り戻し、政治への信頼を高めるため、企業団体献金の禁止と政党助成金を廃止することを求める本議案への賛同を心から求めまして、討論といたします。(拍手)

○議長(浜田英宏君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第10号「企業団体献金の禁止と政党助成

金の廃止を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第11号 意見書議案)

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第11号 巻末341ページに掲載〕

○議長(浜田英宏君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第11号「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

33番坂本茂雄君。

(33番坂本茂雄君登壇)

○33番(坂本茂雄君) お許しをいただきましたので、県民クラブを代表いたしまして、ただいま議題となりました議発第11号「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書議案」について賛成の立場から討論いたします。

厚生労働省の平成24年国民生活基礎調査によりますと、日本国内における高齢者世帯の収入のうち7割を年金が占めており、また高齢者世帯の6割は年金収入だけで生活をしている実態が明らかになっています。特に高齢化率の高い都道府県では、年金が県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めており、本県では対県民所得比は18.9%、対家計最終消費支出は20.3%となっており、まさに年金は老後の生活保障の柱であり、家計消費として地域経済を支えるという大きな役割を果たしています。

しかし、その高齢者にとってはなげなしの年金の給付水準が引き下げられるような制度の後退が顕著になり始め、100年安心と宣伝し約束してきた現役世代の収入比50%の年金給付水準は受給開始後低下して、基礎年金は3割まで減っていくことも指摘されています。

年金制度を、そんな危機的状況が取り巻く中で、さらに政府が日本再興戦略などで厚生年金保険法の趣旨を逸脱し、専ら被保険者の利益のためではなく経済成長のために運用の見直しを掲げ、株価対策のために積立金を危うくする年金財源の株式運用を拡大するという暴挙が、昨年10月31日、年金積立金管理運用独立行政法人、GPIFによって行われました。その内容は、約130兆円の年金積立金について、これまで安全資産とされてきた国債を含む国内債券の運用比率を60%から35%へと大幅に引き下げ一方、

国内外の株式の比率を12%から25%に大幅に引き上げ、不動産などによる分散投資をより進めることとするなど、リスク性資産割合を高めた変更となっています。

本来、GPIFの使命は、厚生年金と国民年金の給付の財源となる年金積立金をお預かりして管理運用を行い、その収益を国に納めることにより年金制度の運営の安定に貢献することであり、その運営理念は、課せられた使命を遂行すべく、国民の皆様から信頼される組織を目指すため、年金積立金が将来の年金給付の貴重な財源となることを認識し、年金加入者の皆様の利益のために受託者としての責任を果たし、長期的な観点に立った分散投資を基本とし、適切なリスク管理を行うことにより年金積立金の安全かつ効率的な管理運用を行うこととなっています。

しかし、今回の見直しは、本来厚生労働省が5年ごとを目途に行う財政検証結果に基づいて厚生労働大臣が向こう5年間の中期目標を示し、それを受けてGPIFが、長期的な観点から安全かつ効率的な運用を行うために中期計画の一部として策定すべき各資産を組み合わせた資産構成割合、基本ポートフォリオを、政治的介入のもと、次期中期計画を待たずして前倒しで行ったものであり、財政検証の位置づけを不明確にするものであると言えます。また、財政検証及び運用目標である名目賃金上昇率プラス1.7%については、多くの専門家などが非現実的と指摘しており、財政検証のあり方についても根本的に見直す必要があります。

今回の見直しに当たっては、デフレからの転換という大きな運用環境の変化の節目にあるからだといひ、見直しの背景には、約130兆円の年金積立金総額の運用比率を1%変えれば1兆円超の金が株式市場に投資されるのであり、年金資金が流れれば株式市場は活気づき、消費税増

税後、景気の回復力が弱い中、株価を押し上げ、アベノミクスを再び軌道に乗せるためとの安倍政権の思惑が強く働いた政治的介入そのものであると言わざるを得ず、法の趣旨を大きく逸脱しており、看過するわけにはいきません。

民主党の長妻衆議院議員が、GPIFにおける年金積立金運用リスクの想定損失額などに関する質問主意書で問いただしたところ、政府答弁書では、経済中位のケースで、確率95%で予想される最大損失額は約21.5兆円となり、見直し前の損失額約10.4兆円と比べて2倍に膨らみ、仮にリーマンショックが起きた2008年度に当てはめた場合、損失想定額は約26.2兆円で、当時の損失額約9.3兆円の3倍近くになることを明らかにしています。

以上のことなどから、年金積立金は、厚生年金保険法などの規定に基づき、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持することが求められているのです。にもかかわらず、これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式などのリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、運用成績が悪いと積立金が目減りして将来の年金額が減るリスクを抱え込むことになり、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があります。また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないことから、もとに戻すことを強く求めるものです。しかも、このような危険性をはらんだ見直しを、保険料の拠出者である労使や国民に対する十分な説明を欠いたまま変更したことは、極めて遺憾であると言わざるを得ません。

GPIF運用委員会は、経済、金融の学識経験者などから厚生労働大臣が任命した委員で構成されることになっていますが、積立金の運用に関する提言をした有識者会議のメンバーに、GPIFから運用を委託されているJPモルガ

ン、野村、大和など各証券会社のエコノミストが名を連ねており、運用上の利害関係人としては問題があると言わざるを得ません。このようなことがまかり通る仕組みではなく、GPIFにおいて、巨額年金積立金については、その必要性やあり方を含め、管理運用について加入者、受給者、つまり保険料拠出者である労使を初めとする真に利害関係を有するステークホルダーが参加し、確実に意思反映ができるガバナンス体制を構築することこそが本来の姿であります。

以上のことから、年金運用見直しによって大きな失敗を引き起こさないうちに、年金積立金においては専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に立ち返られるよう求め、提出意見書案に同僚各位の御賛同をお願いいたしまして、賛成討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(浜田英宏君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第11号「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



継続審査の件

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末344ページに掲載〕

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。



○議長(浜田英宏君) 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



閉会の挨拶

○議長(浜田英宏君) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会は、課題解決先進県を目指した取り組みをさらに力強く推進するため、地方創生に係る国のまち・ひと・しごと創生関連予算を積極的に活用した平成27年度当初予算を初め、県政上の重要な案件を審議する大変重要な議会であり、また私ども議員にとりましては、任期最後となる議会でもございました。議員各位におかれましては、長期間にわたり終始熱心に御審議をいただき、おかげをもちまして全議案を滞り

なく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。議員各位の御協力に対しまして心から感謝を申し上げます。

この4年間を顧みますと、議会では、本県の最重要課題である南海トラフ地震対策や県民の方々の基本的な生活基盤である公共交通問題に取り組むため、南海地震対策再検討特別委員会及び公共交通問題調査特別委員会を設置し、東日本大震災を教訓にした地震・津波対策や公共交通のあり方などについて熱心な御議論をいただき、これらの諸問題に対して議会としての提言を行ってまいりました。そして、県政においても、知事を初め議員の皆様、関係者の御尽力により、念願の南海トラフ地震対策特別措置法が成立し、南海トラフ地震対策のさらなる充実強化と加速化に弾みがつきました。

また、長年の県政課題でありました公共交通の再構築につきましても、土佐電鉄と高知県交通が統合し、県及び関係自治体の出資により新会社とさでん交通が設立されました。とさでん交通には、将来にわたり持続可能な公共交通システムの確立や利用者の安全性、利便性の向上など、事業再生に向けた取り組みを着実に進めていただくことが期待をされています。さらに、人口減少や少子高齢化が進む中、県経済の活性化に向けた産業振興計画の推進や中山間地域の活性化のための対策、あるいは日本一の健康長寿県づくりの取り組みなど、各分野において着実な取り組みがなされ、昨年12月には有効求人倍率が過去最高に並ぶ0.86倍になるなど、県勢浮揚の動きが見えております。

さて、いよいよ次期選挙を迎えるわけですが、出馬される議員各位におかれましては、県政への熱い思いで御奮闘され、重ねて県民の厚い信頼と推挙を受けられまして再びこの議場で御活躍されることを心から念願する次第でございます。また、今期をもちまして後進に

道を譲られる各位におかれましては、在任中、県勢発展のために御尽力をされましたその御功績に対しまして深甚の感謝と敬意を表しますとともに、ますます御自愛の上、今後とも県勢発展のため、違った立場から御指導、御協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

また、知事を初め執行部、報道関係者の方々にはこの4年間、終始変わらぬ御厚情をもって一方ならぬお世話になりました。心から感謝を申し上げますとともに、今後とも健康には十分に御留意をされ、県勢発展のためにより一層の御活躍をお願い申し上げます。そして、県民の皆様方の御多幸、御発展を心から御祈念いたしまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

これより、県知事の御挨拶があります。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 平成27年2月議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、平成27年度一般会計当初予算や高知県税条例の一部を改正する条例議案などを提出させていただきました。議員の皆様方には熱心な御審議をいただき、まことにありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。今議会での御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、私自身も一層気持ちを引き締めて県政の運営に努めてまいります。

提案説明でも申し上げましたとおり、私は就任以来、人口減少による負の連鎖を断ち切るため、本県が抱える困難な課題に真正面から向き合い、産業振興計画を初めとする5つの基本政策と、それらに横断的にかかわる2つの政策に

積極的に取り組んでまいりました。この間、5つの基本政策を進めるに当たりましては、PDCAサイクルを確実に継続し、常に改善を加えながら、新たな視点をも取り入れ、施策のバージョンアップに努めてまいりました。

議員の皆様におかれましては、県民を代表するお立場から、さまざまな場面において御提案、御指導を賜ってまいりました。心から深く感謝を申し上げます。

これからも県民の皆様にも真の県勢浮揚を実感していただくため、これまでに取り組んできたことを土台にして、積み上げてきた施策を組み合わせ、さらに高い次元の仕事にチャレンジするなど、より力強い施策を展開してまいりたいと考えております。私自身も県庁職員とともに、より一層知恵を出し、汗をかいて、県民の皆様とともに飛躍に向けた挑戦を続けてまいりたいと考えております。皆々様方におかれましては、今後もなお一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。

春の気配も日一日と強まってまいりました。議員の皆様方には、4年の任期を終えられますことを心から御慰労申し上げますとともに、この間の御指導と御鞭撻に改めて深く感謝を申し上げます。統一地方選挙に臨まれます議員の皆様への御健闘を心からお祈り申し上げます。また、今期をもって勇退されます西森潮三議員、溝渕健夫議員、田村輝雄議員、佐竹紀夫議員、中西哲議員、横山浩一議員、金子繁昌議員の7人の皆様には、県政に対する長年にわたる多大な御貢献に、私といたしましても心から感謝申し上げます。

皆様方が議員として在籍された間は、まさに時代の転換期であり、我が国と本県を取り巻く情勢に大変大きな変化があった中において、皆様方の高い識見と卓越した手腕により県民の皆様への信頼を集められますとともに、そのお力を

県政の場に大いに反映されましたことに心から敬意を表します。どうか今後とも御自愛の上、ますます御活躍されますことをお祈りいたしますとともに、私ども執行部に対しまして引き続き多方面からの御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。

以上をもちまして、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。



○議長（浜田英宏君） これをもちまして、平成27年2月高知県議会定例会を閉会いたします。

午後0時27分閉会